金 融 庁 の 1 年

（平成 25 事務年度版）

平成 26 年 12 月

金　　融　　庁

はじめに

金融庁は、日本の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成25事務年度（25年7月～26年6月）においては、①アベノミクスの下、デフレ脱却・経済の持続的成長を金融面から支え、総合的な「金融力」を飛躍的に高めるための取組み、②金融システム全体の健全性・堅牢性を確保するための取組み、③国際的な金融規制の改革の議論などに積極的に参加・貢献してきました。

具体的には、「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言や、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」に次ぐ第三の矢として策定された「『日本再興戦略』改訂2014」（26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立に向けた取組み、「日本版スチュワードシップ・コード」の策定や「コーポレートガバナンス・コード」の策定に関する検討など企業の競争力強化に向けた取組み、国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮に向けた取組み等を進めています。

また、金融行政上の課題等を踏まえ、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システム全体について、より深度ある実態把握を行い、フォワードルッキングに対応するため、「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」を策定・公表して、検査・監督の手法等を見直す取組みを進めました。

国際的には、G20やＦＳＢ（金融安定理事会）等において金融規制改革に関する議論が行われており、特に、強じんな金融機関の構築、大き過ぎて潰せない問題の終結、シャドーバンキングによるリスクへの対処、デリバティブ市場の安全性確保が主要な課題となっています。これらについては、多くの必要な措置が合意され、実施段階への移行が順次進められているとともに、現在も引き続き議論が続けられているところです。

本冊子「金融庁の1年」は、こうした金融庁の25事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成26年12月

金融担当大臣

麻生太郎

本冊子の記載内容について

１．　本冊子は、平成 25 年７月１日から 26 年６月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。

２．　証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本 編 ・ 目 次

はじめに
第１部　金融庁の組織及び行政運営
　第１章　金融庁の組織
　　第１節　金融庁の組織
　　Ⅰ　概要 ･･･ 2
　　Ⅱ　特命担当大臣 ･･･ 2
　　Ⅲ　所掌事務 ･･･ 2
　　Ⅳ　組織編成の特徴 ･･･ 2
　　第２節　平成26年度の体制整備 ･････････････････････････････････････ 3

　第２章　金融庁の行政運営
　　第１節　財務局との連携 ･･･ 4
　　第２節　職員の任用等
　　Ⅰ　高度な専門知識を有する職員の確保・育成 ･･････････････････････ 5
　　Ⅱ　服務規律の確保 ･･･ 7
　　Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付 ･･･････････････････････････ 8
　　第３節　研究
　　Ⅰ　金融庁における研究 ･･･ 9
　　Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施 ･･･････････････････････････ 9
　　Ⅲ　産・官・学の連携強化 ･･10
　　第４節　研修
　　Ⅰ　金融庁における研修 ･･･12
　　Ⅱ　研修の実績 ･･･12
　　第５節　行政情報化の推進
　　Ⅰ　概要 ･･･14
　　Ⅱ　取組み実績 ･･･14
　　第６節　報道・広報
　　Ⅰ　報道対応 ･･･17
　　Ⅱ　広報活動 ･･･17
　　第７節　情報公開等
　　Ⅰ　開示請求の動向 ･･･18
　　Ⅱ　文書管理等の状況 ･･･20
　　第８節　金融機関等との意見交換 ･･･････････････････････････････････21
　　第９節　パブリック・コメント手続の実績 ･･･････････････････････････22
　　第10節　金融行政アドバイザリー制度
　　Ⅰ　制度の概要 ･･･23

Ⅱ　平成25事務年度における取組み　……23
第11節　金融サービス利用者相談室
Ⅰ　概要　……24
Ⅱ　相談等の受付状況　……24
第12節　政策評価への取組み　……26
第13節　金融庁業務継続計画の策定　……29
第14節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み
Ⅰ　経緯　……31
Ⅱ　取組み　……31
Ⅲ　実績　……31

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
Ⅰ　経緯　……33
Ⅱ　概要　……33
第２節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備
Ⅰ　経緯　……35
Ⅱ　概要　……35
第３節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年５月23日成立）
Ⅰ　経緯　……39
Ⅱ　概要　……39
Ⅲ　その他　……42
第４節　ディスクロージャー制度の充実・運用
Ⅰ　開示諸制度の整備　……44
Ⅱ　開示諸制度の運用　……45
Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等　……47
Ⅳ　公認会計士・監査法人等に対する監督　……47
Ⅴ　公認会計士等を巡る諸問題に関する取組み　……48
第５節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等
Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備　……49
Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き　……51
Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き　……52
Ⅳ　会計基準・監査における国際的動向への対応　……53

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要　……57

Ⅱ　「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関する
プロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手
の決定 ……57
Ⅲ　預保納付金を用いた事業の実施について ……58
第２節　保険業法等の一部を改正する法律（平成26年５月23日成立）について
Ⅰ　経緯 ……59
Ⅱ　概要 ……59

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
Ⅰ　金融審議会の構成 ……61
Ⅱ　平成25事務年度の開催実績 ……61
第２節　官民ラウンドテーブル
Ⅰ　経緯 ……62
Ⅱ　議論の状況 ……62
第３節　自動車損害賠償責任保険審議会
Ⅰ　設置 ……63
Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織 ……63
Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況 ……63
第４節　企業会計審議会
Ⅰ　企業会計審議会の構成 ……64
Ⅱ　平成25事務年度の審議状況 ……64
第５節　金融トラブル連絡調整協議会
Ⅰ　経緯 ……65
Ⅱ　議論の状況 ……65

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第１節　政府の経済対策等における金融庁の取組み
Ⅰ　経緯等 ……67
Ⅱ　金融分野の主な施策 ……67
第２節　政府の成長戦略における金融庁の取組み
Ⅰ　「産業競争力強化に関する実行計画」（平成26年1月24日閣議決定） ……68
Ⅱ　「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年６月24日閣議決定） ……69
Ⅲ　「日本版スチュワードシップ・コード」の策定 ……71
第３節　金融・資本市場活性化有識者会合
Ⅰ　経緯等 ……74
Ⅱ　「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表） ……74
Ⅲ　「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）
（平成26年６月12日公表） ……74
第４節　金融に関する税制

Ⅰ　平成26年度税制改正について　……76
Ⅱ　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて…77
第５節　規制・制度改革等に関する取組み
Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み　……79
Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応　……81
Ⅲ　地域再生に関する取組み　……81
第６節　中小企業等の経営改善・体質強化の支援
Ⅰ　背景　……83
Ⅱ　主な取組み　……83
第７節　東日本大震災への対応
Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策　……85
Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況　……87
Ⅲ　その他　……87
第８節　消費者行政に関する取組み
Ⅰ　経緯等　……88
Ⅱ　「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価　……88
Ⅲ　「消費者基本計画」における金融庁関連の施策　……88
第９節　金融経済教育の取組み
Ⅰ　概要　……90
Ⅱ　金融経済教育の推進　……90
Ⅲ　金融経済教育の具体的な取組み状況　……91

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り　……93

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング
Ⅰ　金融検査・監督（モニタリング）の意義　……94
Ⅱ　金融モニタリング基本方針の策定　……94
Ⅲ　検査・監督（モニタリング）の手法及び組織体制の見直し　……94
第２節　業態横断的な金融モニタリング
Ⅰ　マクロプルーデンス　……96
Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的なモニタリング　……96
第３節　早期是正措置・早期警戒制度について
Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用　……97
Ⅱ　早期警戒制度について　……99
第４節　金融上の行政処分について
Ⅰ　行政処分の趣旨　……101
Ⅱ　行政処分の業態別発動状況　……101
第５節　反社会的勢力への対応について

Ⅰ　経緯 ……102
Ⅱ　これまでの対応 ……102
第６節　指定紛争解決機関 ……104

第９章　預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き
第１節　監督指針・監督方針等
Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針等 ……105
Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針 ……109
第２節　預金取扱金融機関の概況
Ⅰ　主要行等の平成25年度決算概況 ……114
Ⅱ　地域銀行の平成25年度決算概況 ……114
Ⅲ　再編等の状況 ……115
Ⅳ　不良債権処理等の推移 ……115
第３節　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング
Ⅰ　３メガバンクグループに対する金融モニタリング ……118
Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング ……118
Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング ……119
Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング ……119
第４節　預金等取扱金融機関に対する行政処分について
Ⅰ　銀行 ……123
Ⅱ　協同組織金融機関 ……123
Ⅲ　日本振興銀行の破綻処理について ……123
第５節　自己資本比率規制への対応 ……126
第６節　資本増強制度の運用状況
Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法 ……127
Ⅱ　金融機能強化法 ……127
第７節　地域密着型金融の推進
Ⅰ　経緯 ……129
Ⅱ　地域密着型金融の推進に係る取組み ……129
第８節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化
Ⅰ　対応 ……131
Ⅱ　現状 ……133
第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応
Ⅰ　被害及び補償の状況 ……134
Ⅱ　金融機関における対応状況 ……134
第10節　口座不正利用対策
Ⅰ　金融庁における取組状況 ……135
Ⅱ　金融機関における取組状況 ……135
第11節　振り込め詐欺への対応 ……136

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針 ……137
第２節　信託会社等の新規参入 ……138
第３節　信託会社等に対する金融モニタリング ……139
第４節　信託会社等に対する行政処分 ……140
第５節　類似商号への対応 ……141

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　保険会社向けの総合的な監督指針・方針等
Ⅰ　保険会社向けの総合的な監督指針の改正等 ……142
Ⅱ　25事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応 ……143
第２節　保険会社の概況
Ⅰ　平成26年３月期決算状況 ……145
Ⅱ　再編等の状況 ……145
第３節　保険会社に対する金融モニタリング ……147
第４節　統合的リスク管理態勢の整備・高度化について ……148
第５節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて ……149
第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き ……150
第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き ……151

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第１節　監督指針・監督方針
Ⅰ　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ……152
Ⅱ　平成25事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 ……153
第２節　第一種金融商品取引業
Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況 ……156
Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分 ……158
Ⅲ　投資者保護基金について ……158
第３節　第二種金融商品取引業
Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況 ……159
Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分 ……159
第４節　投資助言・代理業
Ⅰ　投資助言・代理業者の概況 ……160
Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分 ……160
第５節　投資運用業
Ⅰ　投資運用業者の概況 ……161
Ⅱ　投資運用業者に対する行政処分 ……161
第６節　登録金融機関、金融商品仲介業者
Ⅰ　登録金融機関の概況 ……163
Ⅱ　金融商品仲介業者の概況 ……163

第７節　信用格付業者
Ⅰ　信用格付業者の概況 ……164
Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人 ……164
第８節　適格機関投資家等特例業務届出者
Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況 ……165
Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について ……165
第９節　認定投資者保護団体 ……166
第10節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について
Ⅰ　相談件数の状況等 ……167
Ⅱ　対応 ……167

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第１節　事務ガイドライン第三分冊 ……169
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　貸金業者向けの総合的な監督指針 ……170
Ⅱ　貸金業者の数の推移 ……171
Ⅲ　貸金業者に対する金融モニタリング ……171
Ⅳ　貸金業者に対する行政処分 ……171
Ⅴ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況 ……171
Ⅵ　貸金業務取扱主任者の登録状況 ……171
Ⅶ　登録講習機関の講習実施状況 ……171
Ⅷ　指定信用情報機関の概況 ……171
第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況 ……173
Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング ……173
Ⅲ　前払式支払手段発行者に対する行政処分 ……173
Ⅳ　前払式支払手段の払戻手続 ……174
Ⅴ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続 ……174
Ⅵ　資金移動業者の概況 ……174
Ⅶ　資金移動業者に対する金融モニタリング ……175
Ⅷ　資金移動業者に対する行政処分 ……175
第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き
Ⅰ　ＳＰＣ等の概況 ……176
Ⅱ　資産の流動化の状況 ……176
第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き ……177
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き ……178
第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き ……179
第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き ……180
第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング
Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング ……181

Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング　……181

第14章　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定　……182

第15章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）
Ⅰ　本制度導入以降の状況　……183
Ⅱ　本制度の手続き　……185

第16章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続
Ⅰ　本照会手続導入の経緯　……188
Ⅱ　本照会手続の概要　……188

第17章　疑わしい取引の届出制度
Ⅰ　疑わしい取引の届出制度　……190
Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況　……190

第18章　課徴金納付命令
Ⅰ　課徴金制度について　……191
Ⅱ　課徴金納付命令等の状況　……192

第19章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第１節　金融モニタリングレポート　……194
第２節　金融検査結果事例集　……195
第３節　検査モニター制度　……196
第４節　意見申出制度　……197
第５節　検査情報の受付について
Ⅰ　概要　……198
Ⅱ　情報の受付状況　……198

第４部　国際関係の動き
第20章　金融危機再発防止に向けた国際的な取組み
第１節　首脳・閣僚級の国際会議（G20）
Ⅰ　概要　……199
Ⅱ　活動状況　……199
Ⅲ　当庁の対応　……201
第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）
Ⅰ　概要　……202
Ⅱ　活動状況　……203

第21章　金融監督国際機構
第１節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）
Ⅰ　概要 ……205
Ⅱ　活動状況 ……206
第２節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）
Ⅰ　概要 ……208
Ⅱ　活動状況 ……210
Ⅲ　その他 ……212
第３節　店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み
Ⅰ　概要 ……214
Ⅱ　活動状況 ……214
第４節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）
Ⅰ　概要 ……216
Ⅱ　活動状況 ……217
第５節　ジョイント・フォーラム
Ⅰ　概要 ……219
Ⅱ　活動状況 ……219

第22章　金融に関するその他の国際的フォーラム
第１節　国際通貨基金（ＩＭＦ）
Ⅰ　概要 ……220
Ⅱ　活動状況 ……220
第２節　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）
Ⅰ　概要 ……222
Ⅱ　活動状況 ……222
第３節　世界貿易機関（ＷＴＯ）
Ⅰ　概要 ……224
Ⅱ　活動状況（金融サービス分野） ……224
第４節　経済連携協定（ＥＰＡ等）
Ⅰ　概要 ……226
Ⅱ　活動状況 ……226
第５節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）
Ⅰ　概要 ……228
Ⅱ　活動状況 ……229

第23章　海外の金融当局との関係
Ⅰ　金融監督者間の二国間連携強化 ……231
Ⅱ　アジアの金融インフラ整備支援等 ……231
Ⅲ　アジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ） ……232
Ⅳ　その他 ……233

資料編・目次

第１部　金融庁の組織及び行政運営
第１章　金融庁の組織
第１節　金融庁の組織
資料１－１－１　金融庁の組織（平成25年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
資料１－１－２　内閣府設置法（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
資料１－１－３　金融庁の各局等の所掌事務（平成25年度）　・・・・・・・・・・・・・・238
第２節　平成26年度の体制整備
資料１－２－１　金融庁の組織（平成26年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
資料１－２－２　金融庁の各局等の所掌事務（平成26年度）　・・・・・・・・・・・・・・240

第２章　金融庁の行政運営
第３節　研究
資料２－３－１　金融研究センター　特別研究員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
資料２－３－２　平成25事務年度に公表したディスカッションペーパー　・・・・242
資料２－３－３　国際コンファレンス アジアの取引所の未来　・・・・・・・・・・・・・・243
国際コンファレンス
金融システムの安定化、規制と金融包摂　・・・・・・・・・・・・・・245
共催シンポジウム 金融システムの安定性と金融業の競争・・・249
資料２－３－４　平成25事務年度　金曜ランチョン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250
第４節　研修
資料２－４－１　平成25年度　金融庁研修体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・252
資料２－４－２　平成25事務年度（平成25年７月～26年６月）研修実施状況・・253
資料２－４－３　検査局に所属する職員を対象とした研修
（25検査事務年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・256
第６節　報道・広報
資料２－６－１　記者会見等の実施回数等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・257
資料２－６－２　金融庁ウェブサイトの特設ページについて　・・・・・・・・・・・・・・258
資料２－６－３　平成25事務年度政府広報実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・259
第９節　パブリック・コメント手続の実績
資料２－９－１　意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧
平成25事務年度（平成25年７月～平成26年６月）　・・・・・・・・260
第11節　金融サービス利用者相談室
資料２－11－１　金融サービス利用者相談室パンフレット等　・・・・・・・・・・・・・・264
資料２－11－２　金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成25年４月１日～26年３月31日）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・268

第12節　政策評価への取組み
資料２－12－１　実績評価における基本政策・施策等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・270
資料２－12－２　金融庁における政策評価への取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・271
資料２－12－３　金融庁における平成25年度政策評価・26年度実施計画（概要）　・・・279
第13節　金融庁業務継続計画の策定
資料２－13－１　金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）の概要　・・・・・・280

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
資料３－１－１　平成24年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について　・・・286
資料３－１－２　平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）に対するパブリックコメントの結果等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・288
第２節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備
資料３－２－１　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・290
資料３－２－２　平成25年金融商品取引法等改正（９ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等に対するパブリックコメントの結果等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・291
資料３－２－３　平成25年金融商品取引法等の一部改正（１年以内施行）に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・292
資料３－２－４　平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について・・294
資料３－２－５　平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・296
資料３－２－６　平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について　・・・301
第３節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年５月23日成立）
資料３－３－１　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）に係る説明資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・303
第４節　ディスクロージャー制度の充実・運用

資料３－４－１　外国会社の有価証券報告書提出義務の免除　・・・・・・・・・・・・・・323
資料３－４－２　平成24年度有価証券報告書レビューの実施結果について　・・・324
資料３－４－３　平成25年３月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・325
資料３－４－４　有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成26年３月期版）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・326
資料３－４－５　有価証券報告書レビューの実施について（平成26年３月期以降）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・327
資料３－４－６　有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について（警告書の発出を行った発行会社等）・・・・329
資料３－４－７　公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会　当面のアクションプランの改訂について　・・・・・・・・・・・・・・330
第５節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等
資料３－５－１　「国際会計基準（ＩＦＲＳ）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年６月19日）企業会計審議会　・・・・・・・・・・・332
資料３－５－２　ＩＦＲＳ任意適用会社（適用予定会社を含む）　・・・・・・・・・・・333
資料３－５－３　国際会計基準（ＩＦＲＳ）任意適用要件の緩和　・・・・・・・・・・・334
資料３－５－４　単体開示の簡素化について（財務諸表等規則等の改正）・・・・335
資料３－５－５　「ＩＦＲＳ対応方針協議会」及びＩＦＲＳの任意適用の積上げについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・336
資料３－５－６　ＩＦＲＳ財団の組織について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・339
資料３－５－７　外国監査法人等に対する検査監督の考え方　・・・・・・・・・・・・・・340
資料３－５－８　諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・343

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
資料４－１－１　振り込め詐欺救済法の制度概要（26年３月末時点）　・・・・・・347
第２節　保険業法等の一部を改正する法律（平成26年５月23日成立）について
資料４－２－１　保険業法等の一部を改正する法律の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・348

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
資料５－１－１　金融審議会の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・357
資料５－１－２　金融審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・358
資料５－１－３　「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・359
資料５－１－４　金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ 報告（平成25年12月25日）の概要　・・・360

第２節　官民ラウンドテーブル
資料５－２－１　第３回官民ラウンドテーブルの開催について　・・・・・・・・・・・・361
第３節　自動車損害賠償責任保険審議会
資料５－３－１　自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・363
第４節　企業会計審議会
資料５－４－１　企業会計審議会の組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・364
資料５－４－２　監査基準の改訂に関する意見書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・365
第５節　金融トラブル連絡調整協議会
資料５－５－１　金融トラブル連絡調整協議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・382
資料５－５－２　金融トラブル連絡調整協議会の開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・383
資料５－５－３　金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・386
資料５－５－４　金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ＡＤＲ）の整備にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨　・・・388
資料５－５－５　指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等（平成25年４月１日～平成25年９月30日）　・・・・・・・・・・・・・・390
資料５－５－６　指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等（平成25年４月１日～平成26年３月31日）　・・・・・・・・・・・・・・394

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第１節　政府の経済対策等における金融庁の取組み
資料６－１－１　「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月５日閣議決定）・金融分野の主な施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・399
第２節　政府の成長戦略における金融庁の取組み
資料６－２－１　「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年１月24日閣議決定）・金融分野の主な施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・400
資料６－２－２　「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年６月24日閣議決定）における金融庁関連の施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・401
資料６－２－３　「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・404
資料６－２－４　「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第１回）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・419
第３節　金融・資本市場活性化有識者会合
資料６－３－１　「金融・資本市場活性化有識者会合」について：「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）概要　・・421

資料６－３－２　金融・資本市場活性化に向けて取り組むべき事項（平成25年12月提言、26年６月提言）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・422
第４節　金融に関する税制
資料６－４－１　平成26年度税制改正について
－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－　・・・・・・・・423
資料６－４－２　ＮＩＳＡ口座の利用状況等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・433
第５節　規制・制度改革等に関する取組み
資料６－５－１　地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）　・・・・・・・・・・・443
第７節　東日本大震災への対応
資料６－７－１　二重債務問題への対応方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・445
資料６－７－２　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年７月15日策定）の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・446
資料６－７－３　個人債務者の私的整理に関するガイドライン手続の流れ（概要）　・・449
資料６－７－４　個人版私的整理ガイドライン運営委員会について　・・・・・・・・450
資料６－７－５　個人債務者の私的整理に関するガイドライン（個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・451
資料６－７－６　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて（平成23年10月26日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・462
資料６－７－７　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて（平成24年１月25日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・463
資料６－７－８　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項～震災後に購入した不動産の取扱いについて～（平成24年12月19日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）　・・464
資料６－７－９　いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・465
資料６－７－10　いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について　・・466
資料６－７－11　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・469
第８節　消費者行政に関する取組み
資料６－８－１　消費者基本計画(抄)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・471
第９節　金融経済教育の取組み
資料６－９－１　金融庁における金融経済教育への取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・477
資料６－９－２　金融リテラシー・マップ（金融経済教育推進会議）　・・・・・・481
資料６－９－３　大学における金融経済教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・520
資料６－９－４　各種ガイドブック　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・521
資料６－９－５　シンポジウム等の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・524

資料６－９－６　2013年度金融知識普及功績者一覧　……528
資料６－９－７　金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」及び「共催」名義使用承認状況　……530

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング
資料８－１－１　平成25事務年度 金融モニタリング基本方針　……532
第３節　早期是正措置・早期警戒制度について
資料８－３－１　早期是正措置の概念図　……548
資料８－３－２　早期警戒制度について　……549
資料８－３－３　早期警戒制度の導入について　……550
第４節　金融上の行政処分について
資料８－４－１　金融上の行政処分について　……551
資料８－４－２　行政処分の件数（平成14年４月～平成25事務年度）　……555

第９章　預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き
第１節　監督指針・監督方針等
資料９－１－１　主要行等向け監督方針のポイント　……556
資料９－１－２　中小・地域金融機関向け監督方針のポイント　……557
第２節　預金取扱金融機関の概況
資料９－２－１　主要行等の平成26年３月期決算の概要　……558
資料９－２－２　主要行等の平成26年３月期決算状況【単体】＜速報ベース＞　……559
資料９－２－３　地域銀行の平成26年３月期決算の概要　……560
資料９－２－４　銀行の合併について　……561
資料９－２－５　リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い　……562
資料９－２－６　自己査定における債権分類基準　……563
資料９－２－７　リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係　……564
資料９－２－８　平成26年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）　……565
資料９－２－９　金融再生法開示債権等の推移　……567
資料９－２－10　全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因　……570
資料９－２－11　金融再生法開示債権の保全状況の推移　……571
資料９－２－12　担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移（アンケートによる全数調査）　……574
資料９－２－13　不良債権処分損等の推移（全国銀行）　……575
資料９－２－14　リスク管理債権額等の推移　……579

資料９－２－15　自己査定による債務者区分の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・582
資料９－２－16　金融再生プログラム
－主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生－　・・・・・・・・583
資料９－２－17　不良債権比率の推移（主要行）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・584
第３節　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング
資料９－３－１　預金取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況・・・・585
第５節　自己資本比率規制への対応
資料９－５－１　バーゼル２（自己資本比率規制）について　・・・・・・・・・・・・・・594
資料９－５－２　バーゼル３の全体像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・597
資料９－５－３　新たな自己資本比率規制の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・601
資料９－５－４　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
（平成25事務年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・604
第６節　資本増強制度の運用状況
資料９－６―１　経営健全化計画履行状況報告（平成25年12月）　・・・・・・・・・・605
資料９－６－２　経営健全化計画履行状況報告（平成26年６月）　・・・・・・・・・・613
資料９－６－３　金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要　・・・・・・・・・・・・621
資料９－６－４　金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要　・・・・・・・・・622
資料９－６－５　金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要　・・・・・・・・・623
資料９－６－６　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に
おける「経営強化計画の履行状況（平成25年３月期）」の
概要　・・624
資料９－６－７　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に
おける「経営強化計画の履行状況（平成25年９月期）」の
概要　・・634
第８節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化
資料９－８－１　「経営者保証に関するガイドライン」の概要　・・・・・・・・・・・・644
資料９－８－２　「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用に
ついて　・・646
資料９－８－３　「経営者保証に関するガイドライン」の策定に伴う監督指針
の改正（26年２月１日適用）のポイント　・・・・・・・・・・・・・・・・・648
資料９－８－４　「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例
集について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・649
資料９－８－５　金融機関における貸付条件の変更等の状況　・・・・・・・・・・・・・650
資料９－８－６　日銀短観Ｄ．Ｉ．の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・651
資料９－８－７　中小企業の業況等に関するアンケート調査結果　・・・・・・・・・・652
資料９－８－８　法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表　・・・・・・・・・・・・・・・654
資料９－８－９　不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達　・・・・・・655

第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応
資料９－９－１　偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について・・656

資料９－９－２　偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成26年３月末）について　……664

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第２節　信託会社等の新規参入
資料10－２－１　信託会社等の新規参入状況　……668

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　保険会社向けの総合的な監督指針・方針等
資料11－１－１　保険会社等向け監督方針のポイント　……669
第２節　保険会社の概況
資料11－２－１　生命保険会社の平成26年３月期決算の概要　……670
資料11－２－２　損害保険会社の平成26年３月期決算の概要　……671
資料11－２－３　生命保険会社一覧表　……672
資料11－２－４　損害保険会社一覧表　……673
資料11－２－５　保険持株会社一覧表　……674
資料11－２－６　生命保険会社の推移　……675
資料11－２－７　損害保険会社の推移　……676
第３節　保険会社に対する金融モニタリング
資料11－３－１　保険会社に対する金融モニタリングの実施状況　……677
第４節　統合的リスク管理態勢の整備・高度化について
資料11－４－１　統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概要について－ＯＲＳＡレポートの作成及び提出に関する試行－……678
第５節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて
資料11－５－１　経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの実施について　……688
第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－６－１　少額短期保険業者一覧　……690
第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－７－１　認可特定保険業者一覧　……693

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第１節　監督指針・監督方針
資料12－１－１　金融商品取引業者等向け監督方針のポイント　……694
第２節　第一種金融商品取引業
資料12－２－１　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移　……695
資料12－２－２　国内証券会社の平成26年３月期決算概況　……696
資料12－２－３　株式市況と証券会社の損益の推移　……697
資料12－２－４　投資者保護基金の概要　……698
第３節　第二種金融商品取引業

資料12－３－１　金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移　‥‥699
第４節　投資助言・代理業
資料12－４－１　金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移　‥‥‥‥‥700
第５節　投資運用業
資料12－５－１　金融商品取引業者（投資運用業）数の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥701
資料12－５－２　投資法人の新規上場について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

第４節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）
資料21－４－１　ＩＡＩＳ組織図 ･････････････････････････････････････722

第22章　金融に関するその他の国際的フォーラム
第４節　経済連携協定（ＥＰＡ等）
資料22－４－１　経済連携協定（ＥＰＡ）締結・交渉状況 ･････････････････723

巻末資料１　この１年の主な出来事 ･････････････････････････････････････725
巻末資料２　最近の主な金融関連立法 ･････････････････････････････････････755
巻末資料３　この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等
（平成25事務年度） ･････････････････････････････････････756
金融庁の所在地等 ･･･762

本　編

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織（資料１－１－１～３参照）

Ⅰ　概要

金融庁は、平成 12 年７月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13 年１月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第 53 条第２項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の３局のほか、同法第 54 条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、25 年度末現在、全体で一般職 1,547 名及び特別職５名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員２名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員１名）の体制となっている。

Ⅱ　特命担当大臣

内閣府設置法第 11 条により､金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

Ⅲ　所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

Ⅳ　組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第２節　平成 26 年度の体制整備（資料１－２－１～２参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、25 名（グロス）の増員（９名の純増）並びに審議官（総合政策担当（充て職））及び参事官（国際連携・協力担当）の設置等の体制整備を図った。

１．金融・資本市場の公正性・透明性の確保〔15 人〕
・第二種金融商品取引業者等に係る情報収集・分析体制及び検査・監督体制の強化
・金融商品取引法の改正（インサイダー取引規制の強化）に対応した犯則調査体制の強化　等

２．より質の高い金融行政の実現〔６人〕
・検査・監督の連携体制の整備
・国際的な要請に対応するための監督体制の整備　等

３．「日本再興戦略」の金融面からの推進　等〔４人〕
・アジア諸国の金融監督当局との連携・協力体制の整備
・情報セキュリティ体制の強化　等

【定員の推移】

定員の推移	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
増　員（A）	67	51	32	33	25
定員合理化減等（B）	▲21	▲22	▲21	▲34	▲16
純　増（A-B）	46	29	11	▲１	9
年度末定員	1,508	1,537	1,548	1,547	1,556

第２章　金融庁の行政運営

第１節　財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握する観点から、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換等を行っている。

１．財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年４回（平成 25 事務年度は７、10、１、４月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

２．理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年２回（25 事務年度は 11、３月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

３．地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年１回（25 事務年度は９～10 月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

25 事務年度は、都道府県毎に開催し、新規融資や経営改善・事業再生支援等における効果的な取組事例の紹介等を行ったほか、借り手側から見た地域金融機関の状況や課題等を把握することを主眼として、企業経営者・経済団体役員や自治体等からヒアリングを行った。

第２節　職員の任用等

Ⅰ　高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、①「金融庁職員のあり方」[1]の職員への浸透、②職場環境の整備・改善、③金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みについて、いずれもこれまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、着実に取組みを行った。

１．組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、長官による職員向け倫理講話や、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくＰＤＣＡサイクルによる業務改善を行う仕組みを継続して実施した。

さらに、育児等の必要がある職員であっても、家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境の整備を推進していくため、幹部職員が育児のある職員からの意見等を吸い上げ、それに対する方策を組織全体で議論・検討していく体制を 26 年３月に整備した。

２．金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

（１）各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年

[1] 職員一人ひとりが「国全体の利益を中長期的に追求する」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といったあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、平成 24 年 11 月に整理したもの。

齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

（２）民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】　（単位：人）

	25 年３月１日現在	26 年３月１日現在
弁　護　士	39	40
公 認 会 計 士	55	57
不動産鑑定士	7	8
アクチュアリー	6	6
研　究　者	3	1
情報処理技術者	27	28
金融実務経験者	215	224
計	352	364

（３）官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。特に、新興国（インド・ドバイ等）への若手職員の派遣を新たに行った。

【出向の状況】　（単位：人）

	25 年 3 月 1 日現在	26 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	14	23
民間企業等	5	8
地方自治体	1	2
大学教授	3	2
計	23	35

（新規派遣先）在上海日本国総領事館、在インド日本国大使館、在ドバイ日本国総領事館、在シンガポール日本国大使館、在フランクフルト日本国総領事館、在リオデジャネイロ総領事館、経済協力開発機構、ミャンマー財務省、㈱デンソー、全日空㈱、㈱経営共創基盤、石

巻市

（４）職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね５年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁１年目～５年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の新設など英語研修の充実を図る、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる、等の取組みを引き続き行った。

（５）大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、25 年度は、海外大学への客員研究員の派遣も行った。

【大学院への留学等の状況】　（単位：人）

	24 年度	25 年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	10	13
海外大学・大学院（法科、MBA 等）	11（１）	13（１）
計	21（１）	26（１）

※（　）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。

Ⅱ　服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

（１）非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（25 年 12 月、26 年６月）。

（２）全職員を対象に、倫理監督官（長官）が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（26 年１月）。

（３）全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全 21 回）。

（25 事務年度における懲戒処分等の件数）

懲戒処分	矯正措置
１件	３件

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15 年６月 13 日に法律の専門家４名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行（18 年４月１日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

〇法令等遵守調査室のメンバー（26 年６月１日現在）

室長	田中　豊	（総務企画局参事・弁護士）
	金澤　浩志	（監督局総務課・弁護士）
	木下　美希	（総務企画局市場課・弁護士）
	琴岡　佳美	（審判官）
	杉野　聡	（検査局総務課）
	中野　浩一	（検査局総務課・検事）
	西澤　恵理	（総務企画局企業開示課・検事）
	前田　禎夫	（監督局証券課・弁護士）
	吉田　和央	（監督局保険課・弁護士）
顧問	久保利　英明	（総務企画局参事・弁護士）

第３節　研究

Ⅰ　金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成 13 年７月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22 年９月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Service Agency Institute(略称：ＦＳＡ Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

26 年６月末現在における特別研究員については、資料２－３－１参照。

25 事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「欧米における金融破綻処理法制の動向」、「マクロ・プルーデンス政策にかかる最新の考え方や監督規制の動向」等がある。前者については、我が国における金融システム安定のために必要な措置にかかる検討に資するため、欧米における金融破綻処理法制の調査・研究を行った。後者では、近年の世界的金融危機を機に注目の高まったマクロ・プルーデンス政策について、我が国での運営に対するインプリケーションを探るため、「マクロ・プルーデンス」の運営に関するこれらの主要なテーマについて、調査・研究を行った。

25 事務年度の調査研究の成果は、計８本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「ＤＰ」という。）として公表した。なお、「ＤＰ」については、公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。

また、近年公表された「ＤＰ」のうち研究論文として学術的に価値が高い３本を選定し、外部のそれぞれの分野の専門家による査読手続き、編集委員による協議・コメント等も踏まえて、金融研究センター長の責任編集の下、論文集「ＦＳＡリサーチレビュー」（26 年３月発行）に所収しウェブサイト上に公表した。

25 事務年度に取りまとめた「ＤＰ」、「ＦＳＡリサーチレビュー」については、資料２－３－２参照。

Ⅲ　産・官・学の連携強化

１．国際コンファレンス及びシンポジウムの開催（資料２－３－３参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、国際コンファレンスを開催している。23 年度から、開催頻度を年２回とした。

25 年度はまず、25 年 11 月に、「アジアの取引所の未来」と題し、日本取引所グループとの共催により開催し、世界の中で存在感を増しているアジアの取引所の課題や役割、更にはアジアにおける東京市場の位置付けについて、国際金融市場に携わる公的・民間部門の代表者や研究者等を招聘し、報告・議論を行った。

２回目は、26 年１月に、「金融システムの安定化、規制と金融包摂」と題し、アジア開発銀行研究所（ＡＤＢＩ）及び国際通貨基金（ＩＭＦ）との共催により開催し、アジア地域から当局者、研究者、金融機関の実務家等を招き、金融システムの安定性の維持や金融業の競争促進のための金融監督のあり方、アジアにおける中小企業金融・金融包摂の課題及びアジアにおける中小企業金融・金融包摂の課題及びアジアの経済成長に望ましい金融システムについて報告・議論を行った。

さらに、25 年度においては、25 年 10 月に京都大学経済研究所先端政策分析研究センター及び大阪大学社会経済研究所と共催し、「金融システムの安定性と金融業の競争」と題し、京都大学にてシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、研究者、金融機関の実務者等を招き、地域の金融システムにおいて信用秩序を維持しながら、どのように安定的な成長資金を提供していくのか等について報告・議論を行った。

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされた（25 年 11 月開催の「アジアの取引所の未来」には 328 名、26 年１月開催の「金融システムの安定化、規制と金融包摂」には 308 名参加、25 年 10 月開催の「金融システムの安定性と金融業の競争」には 165 名参加）。

２．研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催した。

（１）企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う『企業財務研究会』を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催している。25 事務年度は合計４回開催した。

（２）主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また金融庁の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする『金融経済学勉強会』を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て、

25 事務年度は合計 11 回開催した。

上記の研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場を多数設定した。これにより、金融行政とアカデミズムとのネットワークが更に強化された。

３．昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催（資料２－３－４参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。25 事務年度は合計 22 回開催した。

第４節　研修

Ⅰ　金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグランドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

Ⅱ　研修の実績

１．概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の３区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

２．平成 25 年度の研修方針及び研修計画（資料２－４－１参照）

（１）25 年度の研修については、ベター･レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

（２）25 年度の研修計画については、計 73 コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

３．25 事務年度の研修実施状況（資料２－４－２参照）

（１）概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

（２）研修区分ごとの研修実施状況

ア．一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を

目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、世界経済の全体像を理解した上で金融庁の政策（金融行政）がどのように関係しているかを理解することを目的とした「グローバル経済と金融行政」研修を新たに実施した。

イ．実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ．通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、「証券分析コース」、「公認内部監査コース」などを実施した。

（３）検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み（資料２－４－３）

検査局では、所属する職員に対して、資料２－４－２に記載した研修のほか、金融モニタリングの実施等に際し必要な知識・スキルの習得等を目的として、水平的レビューに関する留意点や最近の金融行政を取り巻く課題等について、金融証券検査官が在庁する時期に研修や意見交換会等を開催した。

第５節　行政情報化の推進

Ⅰ　概要

「電子政府構築計画」（平成16年６月14日各府省統括情報責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）において、「国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ること」としており、金融庁としても、行政情報化推進会議、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（ＣＩＯ：Chief Information Officer）、ＣＩＯ補佐官等を構成員とする金融庁ＰＭＯが統括し、以下の取組みを行っているところである。

① 業務・システム最適化計画の実施
② 情報システム調達の適正化
③ 情報セキュリティ対策の強化

Ⅱ　取組み実績

１．業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」こととされたことから、金融庁においても、次に掲げる最適化計画を策定し、実施してきている。

No.	最適化計画	最適化発現時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	27年度（予定）
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	25年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	25年度

各最適化計画の25事務年度の実施状況については、次のとおりである。

① No.１に関しては、見直し後のスケジュールに基づき、25年度の開発作業を予定どおり実施した。
② No.２に関しては、最適化計画に基づき、予定どおり25年９月にシステム更改を実施した。
③ No.３に関しては、最適化計画に基づき、予定どおり26年１月にシステム更改を実施した。

２．情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年３月30日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題

の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。

これを受け、金融庁においても、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、情報システム調達会議において、一定条件の調達案件の契約方針を審議するほか、年間の調達計画及び進捗状況の報告を行っているところであり、25 事務年度は7回開催した。

３．情報セキュリティ対策の実施状況

最近の政府機関を対象としたサイバー攻撃等による情報漏えい事案等の発生を踏まえ、金融庁においては、25 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

① 情報セキュリティ自己点検

全職員に対して、情報セキュリティ対策実施状況について点検を行った。

② 技術的情報セキュリティ対策

全ての情報システムのウェブサーバ、電子メールサーバ等の機器を対象に、技術的な情報セキュリティ対策の実施状況の検査を行った。

③ 情報セキュリティ教育

全職員が情報セキュリティに関する知識を習得するための研修を受講した。

④ 緊急対応体制の強化

情報システムのセキュリティに関する脅威が発生した際の対応体制を強化するため、緊急時の対応機能を有した金融庁ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incidents Response Team）を 24 年６月に設置し、万一の場合には、直ちに対応できる体制を維持している。

４．ＩＴ人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでＩＴ知識を身につけることが必要と認識し、新入職員及び受講希望の職員を対象に「ＩＴ基礎知識研修」を 25 事務年度に５回開催した。ＩＴパスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、受講者に当該試験の受験を勧奨した。

また、更なるＩＴ知識の習得のため、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨した。

更には、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、21 年度から毎年度継続的に職員を大学院に派遣しており、25 年度も職員１名を派遣した。

５．電子申請・届出の利用促進

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に基づき、各府省は、所管法令に基づく手続に係るオンライン利用状況を定期的に把握し、公表するものとさ

れている。

当庁における近年のオンライン利用による申請・届出件等手続件数は下表のとおりである。

（参考　オンライン利用の状況）　（単位：件）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
申請・届出等手続件数	1,251,138	1,241,092	1,315,391	1,451,082
ＥＤＩＮＥＴの利用による提出件数	90,565	89,522	89,566	94,297

なお、25 事務年度においては、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成 23 年８月３日ＩＴ戦略本部決定）に基づき、３年間にわたって申請が１件もない 1,142 手続のオンライン申請を業務改善の観点から廃止した（紙媒体での申請は可能）。

第６節　報道・広報

Ⅰ　報道対応

１．報道発表及び記者会見等の実施（資料２－６－１参照）

閣議後（毎週２回）に実施している大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計 24 回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ。

Ⅱ　広報活動

１．金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料２－６－２参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、従前より、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置、政府広報を活用した施策周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成 25 事務年度は、具体的には、26 年１月より開始されたＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）については、制度開始前から特設サイトの設置、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。また、詐欺的な投資勧誘による被害の拡大防止・未然防止を図るため、政府広報や関係省庁とも連携を取って注意喚起を行ったほか、25 年 10 月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

２．海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、主要国の英語ウェブサイトを参考に、26 年４月にレイアウトのリニューアルを実施した。リニューアルにあたっては、提供する情報項目を一覧化したほか、将来のコンテンツ充実を見据えたウェブサイト構成とした。

また、24 年７月より、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の案件名を英訳し、「FSA Weekly Review」として発行しているが、より詳しく報道発表内容の概要が分かるよう、26 年４月より、２～３行程度のワンポイント説明を追記する取組みを開始した。

さらに、日本版スチュワードシップ・コードや、金融・資本市場活性化有識者会合による提言等といった重要な政策決定等については、英訳版をできるかぎりタイムリー（公表当日もしくは日本語版公表から時間をあまり空けず）に発表した。

３．政府広報の活用（資料２－６－３参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料２－６－３のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第７節　情報公開等

Ⅰ　開示請求の動向

１．情報公開

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号、13 年４月１日施行）に基づく、25 年度の開示請求の受付件数は 396 件となっている。

（２）主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

① 個別の金融機関等の業務報告書等
② 行政処分に関連した報告等
③ 個別の金融機関等の不祥事件に関する報告書等

開示請求の受付及び処理状況（25 年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
総務企画局	3	48	7	27	34	9	5	3
検　査　局	0	3	0	2	2	0	1	0
監　督　局	13	331	11	287	298	35	2	9
小　計	16	382	18	316	334	44	8	12
証券取引等監視委員会	0	6	0	4	4	1	0	1
公認会計士・監査審査会	0	8	0	0	0	8	0	0
合　計	16	396	18	320	338	53	8	13

（注１）本表は、25 年４月から 26 年３月末までの計数を取りまとめたものである。
（注２）「翌年度繰越」13 件については、26 年６月末までに全て開示決定等済。
（注３）26 年度における６月末までの開示請求の受付件数は 54 件である。
※　うち 44 件は６月末までに開示決定等済。

（３）不服申立等

25 年度における不服申立受理件数は８件となっている。そのうち６件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

25 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は７件（全て前年度以前からの繰越事案）。うち、５件については、同年度中に裁決・決定を行っている。

２．個人情報

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、17 年４月１日施行）に基づく、25 年度の開示請求の受付件数は 815 件となっている。

（２）主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案

② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（25 年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
総務企画局	0	3	3	0	3	0	0	4
検　査　局	0	0	0	0	0	0	0	0
監　督　局	6	18	4	16	20	0	0	0
小　計	6	21	7	16	23	0	0	4
証券取引等監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・監査審査会	20	794	807	0	807	0	0	7
合　計	26	815	814	16	830	0	0	11

（注１）本表は、25 年４月から 26 年３月末までの計数を取りまとめたものである。
（注２）「翌年度繰越」11 件のうち９件については、26 年６月末までに開示決定等済。
（注３）26 年度における６月末の開示請求の受付件数は 36 件である。
※うち 31 件は６月末までに開示決定等済。

（３）不服申立等

25 年度における不服申立受理件数は３件となっている。そのうち１件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

25 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は１件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

Ⅱ　文書管理等の状況

１．内部管理体制

（１）研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計 15 回）。

（２）自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、25 年 10 月～11 月に自主点検を実施。
また、自主点検後、25 年 12 月～26 年１月にかけて監査を実施。
さらに、26 年５月～６月にかけてフォローアップ監査を実施。

２．文書管理の状況

（１）概要

金融庁においては、１．内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、25 事務年度（25 年７月～26 年６月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が 19 件発生した（メール誤送信、郵便物の誤送付、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいており、誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも２次被害は確認されていない。

（２）再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

① 庁内の文書監査の結果を踏まえたルールの見直し
② 庁外のメールアドレスについて注意喚起する機能の導入
③ 庁外へのメール送信時に確認画面を表示し、より詳細な条件で注意喚起を行う機能の導入（26 年度中に導入予定）
④ 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行
　⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。
⑤ 各局の文書管理担当者を招集した会議の開催
　⇒ あらかじめ点検・監査でのチェックポイントを伝える、担当ラインごとに文書管理整理週間の設定を促す等により、平常時からの適切な文書管理を促す。

第８節　金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（平成 25 年７月～26 年６月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10 回	10 回	10 回	４回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
４回	３回	６回	６回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
３回	１回	１回	１回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	取引所
４回	２回	２回	１回

第９節　パブリック・コメント手続の実績（資料２－９－１参照）

平成 18 年４月１日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低 30 日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、25 年７月から 26 年６月末までの１年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続 54 件のほか、任意の意見公募手続４件、計 58 件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第10節　金融行政アドバイザリー制度

Ⅰ　制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画･立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に５名配置された金融行政アドバイザリーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考１）金融行政アドバイザリーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局５名、合計55名。内訳は次のとおり。

① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）　：16名
② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等　：16名
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等　：５名
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等：18名

（参考２）金融行政アドバイザリーの選定基準

① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

Ⅱ　平成25事務年度における取組み

１．金融行政に関する意見等を報告

25年７月～26年３月、財務（支）局において「金融行政アドバイザリー連絡会議」を開催し、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査･監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

２．金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザリーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第11節　金融サービス利用者相談室

Ⅰ　概要（資料２－11－１参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

１．金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。

２．金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

３．相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。

４．相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

また、平成26年５月に、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」の相談窓口を開設した。

Ⅱ　相談等の受付状況（資料２－11－２参照）

25年４月１日から26年３月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

１．総受付件数は40,761件となっている。１日当たりの平均受付件数は167件となっており24年度（159件）に比べてやや増加している。

２．分野別では、預金・融資等が12,829件（32%）、保険商品等が10,532件（26%）、投資商品等が12,004件（29%）、貸金等が2,999件（７%）、金融行政一般・その他が2,397件（６%）となっている。

３．各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（１）預金・融資等については、金融機関の態勢・各種事務手続に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は24年度（10,891件）に比べて増加している。

（２）保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は24年度（9,852件）に比べてやや増加している。

（３）投資商品等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は24年度（12,985件）に比べてやや減少している。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は3,193件あり、そのうち1,062件が何らかの被害があったものである。

（４）貸金等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は24年度（3,170件）に比べてやや減少している。

４．寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
25年４月１日～６月30日・・・25年７月31日公表（第32回）
25年７月１日～９月30日・・・25年10月31日公表（第33回）
25年10月１日～12月31日・・・ 26年１月31日公表（第34回）
26年１月１日～３月31日・・・26年４月30日公表（第35回）

第12節　政策評価への取組み（資料２－12－１～３参照）

金融庁においては、平成14年４月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：５ヵ年）

② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：４月～翌年３月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

現在、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24年４月から29年３月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※　金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24 年度までは、３～５月頃に新年度の実施計画を定め、８月頃に前年度の評価を実施していたが、ＰＤＣＡサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、５～６月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25 年度実績評価から、従来３段階の区分で評価していたものを、各府省共通の５段階区分で評価を実施することとした。

（参考１）　「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

１．今回、平成24年４月から５年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の３つの基本政策を定めることとした。

Ⅰ．経済成長の礎となる金融システムの安定
Ⅱ．利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
Ⅲ．公正・透明で活力ある市場の構築

２．金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、

○　顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
○　顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供

され、
○　顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、
を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。

３．それぞれの基本政策の下に位置付づられる施策の策定・実施に際しては、
○「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
○「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
○「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」
の要請を両立させることを目指していく。

４．具体的な施策の実施に際しては、
○　金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
○　中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
○　質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重するとともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度の高いものとなるよう促す。

５．これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。

（参考２）　評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の事前評価（ＲＩＡ）	租税特別措置等に係る政策評価
14 年度	26 件 (13 年度計画に掲げた政策)	－	－	－		
15 年度	27 件 (14 年度計画に掲げた政策)	６件	－	－		
16 年度	36 件 (15 年度計画に掲げた政策)	５件	－	－		
17 年度	43 件 (16 年度計画に掲げた政策)	７件	－	１件		
18 年度	28 件 (17 年度計画に掲げた政策)	４件	５件	－		
19 年度	26 件 (18 年度計画に掲げた政策)	３件	３件	－	11 件	
20 年度	25 件 (19 年度計画に掲げた政策)	１件	６件	１件	23 件	

21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げた政策)	１件	４件	―	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げた政策)	―	３件	―	19 件	７件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げた政策)	―	２件	―	15 件	７件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げた政策)	１件	２件	―	６件	９件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げた政策)	―	１件	―	31 件	９件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲げた政策)	―	―	―	２件	―

（注）26 年度については、平成 26 年４月１日から同年６月 30 日までの間に実施したものを記載。

（備考）

○実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）

○事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：金融庁業務支援統合システムの開発）

○総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）

○規制の事前評価（ＲＩＡ：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より評価の実施が義務化された。

○租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年５月より評価の実施が義務化された。

第13節　金融庁業務継続計画の策定

１．金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年９月策定、22年１月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年６月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、必要に応じた見直しを行っているところである。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年８月に策定している。

２．業務継続体制の更なる充実・強化（資料２－13－１参照）

（１）金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）

「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）の策定やそれに基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年３月28日閣議決定）及び「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年３月28日閣議決定）の策定を受け、代替庁舎の選定や非常時優先業務、備蓄等について見直しの検討を進めている。

（２）金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）等の策定や「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定（平成26年３月31日）を受け、金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）について見直しの検討を進めている。

３．防災訓練

①全国銀行協会と連携した業務継続計画に係る訓練

東日本大震災を踏まえ、大規模地震発生を想定した銀行業界横断的な訓練の必要性から、25年度においても、25年９月２日に、当庁と連携して、各銀行の本店所在地で震度６強の地震が発生したとのシナリオにより、銀行においては、対策本部の初動対応や職員の安否確認について業界横断的な訓練を実施した。当庁においては、安否確認訓練、各銀行からの情報集約訓練や、災害対策本部訓練などを行った。

②代替庁舎での防災訓練

合同庁舎７号館が使用できない事態の発生を想定し、代替庁舎に移転した場合の業務継続の確保のため、25年10月10日、代替庁舎候補地において、取引所や金融機関の状況確認、市況確認、災害対策本部訓練等の防災訓練を行った。

③徒歩参集訓練

政府の徒歩参集訓練に合わせ、26 年 1 月 17 日、徒歩参集訓練及び必要最小限の業務を行うための計画に基づいた初動訓練並びに災害対策本部訓練等の防災訓練を行った。

第14節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

Ⅰ　経緯

日本再興戦略（平成25年６月14日閣議決定）等を踏まえ、金融庁・財務省が共同で開催する「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日公表）において、アジアNO.1の国際金融センターとしての地位を確立するため、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われている。

Ⅱ　取組み

上記提言を受け、26年４月より、以下のとおり、英語による行政対応や発信力の強化に向けた取組みを実施している。

（１）庁内の体制整備等

ア．金融庁の英語発信力向上の方策・取組方針等を定期的に議論する場として、各局審議官による「英語発信力強化アドバイザリー・ボード」を設置

イ．官房部門及び各原局に英語対応チームを設置

ウ．英語による法令等の照会窓口（ワンストップ窓口）を開設

（２）英語発信内容の向上

ア．庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表

イ．英語による法令等に関する照会に対するワンストップでの対応の実施

ウ．法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の計画的な作成・公表

Ⅲ　実績

（１）FSA Weekly Review

26年４月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。

（２）英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

ワンストップ窓口の設置以降、25事務年度末までに、77件の照会が寄せられ、そのうち 16 件の回答を行った。照会内容の内訳としては、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が40件、行政手続に関する照会が５件、法令等に関する照会が６件、その他の照会が26件寄せられた。

（３）法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

25事務年度において、以下の法令やガイドライン等のほか、諸外国との間で締結し

た覚書、日本版スチュワードシップ・コードや金融・資本市場有識者会合で取りまとめられた提言（日英同日公表）等の英語版の作成・公表を行った。

【英語版を作成した法令・ガイドライン等】

・資産の流動化に関する法律施行令(暫定版)（平成二十一年政令第三百三号による改正まで反映）
・信託業法施行令(暫定版)（改正：平成二十一年政令第三百三号による改正まで反映）
・信託業法施行規則(暫定版)（改正：平成二十一年内閣府令第七十八号による改正まで反映）
・金融商品取引法(暫定版)（改正：平成二十二年法律第三十二号による改正まで反映）
・預金保険法(暫定版)（改正：平成十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
・預金保険法施行令(暫定版)（改正：平成十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
・平成 25 事務年度監督方針及び金融モニタリング基本方針等について
・平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
・金融商品取引業者等検査マニュアル（平成 25 年 4 月一部改正まで反映）
・平成 26 年度の審査基本計画及び検査基本計画

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

Ⅰ　経緯

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成 24 年９月６日に成立し、同月 12 日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後１年以内に施行することとされている事項（企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しに伴う改正等）について関係政令及び内閣府令の整備を行った。

また、改正法のうち公布後１年６月以内に施行することとされている事項（総合取引所関係）について関係政令及び内閣府令等（行為規制に係る部分を除く）の整備を行った。

Ⅱ　概要

１．公布後１年以内施行関係政令・内閣府令の整備（25 年９月４日公布、同年９月６日施行）（資料３－１－１参照）

（１）改正法では、以下の制度整備を行った。

ア．課徴金制度の見直しを行い、外部協力者が開示会社による虚偽開示書類の提出に加担する行為及び金融商品取引業者以外の者が他人の計算で行った不公正取引を課徴金の対象に追加するとともに、課徴金の調査において違反者等に出頭を命ずる権限を追加

イ．インサイダー取引規制の見直しを行い、合併又は会社分割による上場会社等の特定有価証券等の承継を規制の対象とするとともに、合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等の承継資産に占める割合が特に低い場合等について規制の適用を除外

（２）これを受け、関係政令・内閣府令では、以下の措置を講じた。

ア．法改正により新たに課徴金の対象とされた行為について課徴金額の計算方法の詳細等を定めるとともに、違反者等に対する出頭命令書の交付又は送付の手続を規定

イ．合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等

の承継資産に占める割合が特に低い場合等にインサイダー取引規制が適用除外とされたことに伴い、当該割合（20%未満）を規定

（注）その他、本政令・内閣府令等の改正では、「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告書」（23 年 12 月 15 日公表）等を踏まえた対応として、発行者以外の者が行う公開買付け等に係る公表措置の見直し、純粋持株会社等に係る重要事実の軽微基準の見直し等を行った。

２．公布後１年６月以内施行（総合取引所関係）関係政令・内閣府令（行為規制に係る部分を除く）の整備（26 年２月 26 日公布、同年３月 11 日施行）（資料３－１－２参照）

（１）改正法では、以下の制度整備を行った。

ア．商品デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとし、「総合取引所」における商品デリバティブ取引については、金商法に基づき、金融庁が一元的に規制・監督

イ．「商品の生産・流通」に対する悪影響を防止する観点から、経産省・農水省と協議・連携を確保

ウ．仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

（２）これを受け、政令・内閣府令等では、以下の措置を講じた。

ア．「金融商品」となる「商品」の定義として、「一定の要件を満たすと認められるものとして金融庁長官が商品市場所管大臣と協議して指定するもの」の規定

イ．商品関連市場デリバティブ取引のみについて金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関の最低資本金の額を５億円と規定

ウ．課徴金に関する規定に関し、商品関連市場デリバティブ取引が加わったことに伴う所要の改正

エ．商品市場所管大臣へ協議する事項の規定

オ．商品関連市場デリバティブ取引に関する顧客資産の範囲の指定

カ．商品関連市場デリバティブ取引に関する有価証券及び金銭の区分管理について規定

キ．商品関連市場デリバティブ取引に関する帳簿書類について規定

ク．金融商品取引所・清算機関における取引証拠金の分別管理方法として、国債の保有等を追加

（注）金融商品取引業者に対する行為規制に係る部分については、引き続き検討を続け、26 年５月 30 日から同年６月 30 日までパブリックコメントの募集手続を行った。

第２節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備

Ⅰ　経緯

先般の金融危機に関わる諸問題を踏まえ、市場型金融危機への対応、金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化を図るための規定を整備していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、①公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応、②ＡＩＪ事案を踏まえた資産運用規制の見直し、③金融機関の秩序ある処理の枠組み、④銀行等による資本性資金の供給強化等、⑤投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、平成 25 年６月 12 日に成立し、同年６月 19 日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後 20 日、９ヶ月以内、１年以内、１年半以内に施行することとされている事項について、関係政令・内閣府令の整備を行った。

Ⅱ　概要

１．公布後 20 日施行に係る関係政令の整備（資料３－２－１参照）

法改正により、ＡＩＪ事案を踏まえた資産運用規制の見直しとして、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げを行った。これに伴い、政令では所要の規定を整備した（25 年７月３日公布、同年７月９日施行）。

２．公布後９ヶ月以内施行に係る関係政府令の整備（資料３－２－２参照）

法改正により、金融機関の秩序ある処理の枠組みを創設した。これに伴い、関係政令・内閣府令等では所要の規定を整備した（26 年３月５日公布、同年３月６日施行）。

３．公布後１年以内施行に係る関係政府令の整備（資料３－２－３～５参照）

（１）公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応

法改正により、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、会社関係者等による情報伝達・取引推奨行為に対する規制を導入し、課徴金の対象に追加する等の見直しを行った。これに伴い、政令・内閣府令において、課徴金額の計算に必要な細目等を規定した（政令：26 年１月 24 日公布、同年４月１日施行、内閣府令：26 年２月 14 日公布、同年４月１日施行）。

（２）投資法人へのインサイダー取引規制の導入

法改正により、投資法人である上場会社等の発行する投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象とし、併せて「会社関係者」（＝インサイダー）

の範囲に資産運用会社等を追加した。これに伴い、金融商品取引法施行令において、投資法人である上場会社等の業務等に関する重要事項等を規定するとともに、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なもの等を規定した（政令：26 年１月 24 日公布、同年４月１日施行、内閣府令：26 年２月 14 日公布、同年４月１日施行）。

（３）外国銀行支店の資産の国内保有義務の新設

法改正により、外国銀行支店に対して、資本金に対応する資産の国内保有を義務付けた。これに伴い、銀行法施行令において、国内において保有すべき資産の種類を定めるとともに、常時、国内において保有していなければならない資本金に対応する資産の額を 20 億円とすることを規定した（26 年１月 24 日公布、同年４月１日施行）。

（４）海外Ｍ＆Ａに係る子会社の業務範囲規制の見直し

法改正により、海外での買収に限り、銀行が子会社とすることができる会社以外の会社を５年間保有することを認め、買収後５年以内に子会社でなくなるよう措置することが困難な場合には、保有期間をさらに１年延長できることとした。これに伴い、銀行法施行規則において、保有期間延長の承認申請に必要な書類等を規定した（26 年３月 31 日公布、同年４月１日施行）。

（５）銀行等による資本性資金の供給強化

①法改正により、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社について、銀行等が投資専門子会社を通じて５％を超える議決権を保有することを認めたことに伴い、銀行法施行規則等において、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社について具体的に規定した（26 年３月 31 日公布、同年４月１日施行）。

②法改正により、事業再生会社の議決権を銀行等本体が保有できることとしたことに伴い、銀行法施行規則等において、銀行等本体が議決権を保有できる事業再生会社について具体的に規定した（26 年３月 31 日公布、同年４月１日施行）。

③銀行法施行規則等において、銀行等が投資専門子会社を通じて議決権を保有できるベンチャービジネス会社の範囲を拡大する改正を行った（26 年３月 31 日公布、同年４月１日施行）。

（６）銀行の取締役等の選任・退任の事前届出

銀行法施行規則において、銀行の取締役、執行役、監査役及び会計監査人の就任・退任について、事前の届出を求めるよう規定した（26 年３月 31 日公布、同年４月１日施行）。

４．公布後１年半以内施行に係る関係政府令の整備（資料３－２－６参照）

投資信託及び投資法人に関する規制の見直しに係る政府令について以下のような規定の整備を行った（26 年７月２日公布予定、同年 12 月１日施行予定）。

（１）投資信託

ア．約款変更・投信併合に伴う書面決議を要する範囲の見直し

法改正により、投信の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合には、書面決議を要しないこととした。これに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）において、軽微基準（併合の前後で商品としての基本的な性格に相違がないこと等）を規定した。

イ．運用報告書の見直し

法改正により、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載した交付書面の作成・交付を義務付けるとともに、運用報告書については、電子交付を可能とした。これに伴い、投信法施行規則及び投資信託財産の計算に関する規則において、必要な規定（当該書面の記載項目、運用報告書の電子交付の方法等）を整備した。

ウ．ＭＲＦにおける損失補填の容認

法改正により、証券決済の用に供される投資信託の元本に生じた損失を、投信委託会社が補塡することを容認した。これに伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令において、対象となる投資信託（ＭＲＦ）を規定した。

エ．信用リスク規制の導入

運用財産に関し、信用リスクを適正に管理する方法として各投資信託委託会社があらかじめ定めた合理的な方法に反することとなる運用を行うことを規定した。

オ．みなし有価証券報告書制度に係る整備

法改正により、いわゆる「証券情報」のみを記載した書面（募集事項等記載書面）を有価証券報告書と併せて提出した場合に、これらを有価証券届出書とみなす制度が導入された。これに伴い、当該制度の対象となる有価証券として「投資信託受益証券」等を定めるなど、所要の規定を整備した。

カ．投信併合に伴う振替手続の整備

法改正により、投資信託の併合に係る要件が緩和されたことに伴い、投資信託の併合の増加が見込まれることを受け、社債、株式等に関する振替法施行令等において、当該併合に係る記録手続等に関する所要の規定を整備した。

（２）投資法人

ア．資金調達手段の多様化

法改正により、新投資口予約権に係る制度の創設及び自己投資口の取得禁止の緩和を行った。これに伴い、会計処理のための規定その他必要な規定を整備した。

イ．海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し

法改正により、投資法人には禁止されている他法人の株式の過半取得に関し、海外不動産を保有する法人の株式の過半取得を容認した。これに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等において、過半取得が認められる場合（外国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により不動産取引を行うことができない場合）その他必要な規定を整備した。

ウ. 利害関係人等との取引に対する役員会事前同意の導入等

法改正により、投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間で不動産等に係る取引を行う場合、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものを除き、事前に投資法人の役員会において同意を得なければならないこととした。これに伴い、投信法施行規則において、軽微基準（取得又は譲渡する不動産等の価額が、投資法人の直前の営業期間の末日の固定資産の帳簿価額の 10%未満であること等）を規定した。

エ. 新投資口予約権の新設

法改正により、新たな権利として新投資口予約権が新設された。これに伴い、社債、株式等に関する振替法施行令等において、当該権利の振替手続等に関する所要の規定を整備した。

第３節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年５月 23 日成立）

Ⅰ　経緯

日本経済の再生のため、家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策を始めとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策を整備し、成長戦略を金融面から加速・強化していくことが重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、①新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等、②新規上場の促進や資金調達の円滑化等、③市場の信頼性確保に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等を改正する法律案」が、平成 26 年５月 23 日に成立し、同年５月 30 日に公布された。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料３－３－１参照）

１．上場企業の資金調達に係る規制の見直し

（１）虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に係る賠償責任について、損害賠償の請求権者に有価証券を処分した者を加えることとするほか、提出者が故意又は過失がなかったことを証明したときには賠償の責めに任じないこととする。

（２）発行登録書に参照書類の提出期限が記載されている場合であって、当該参照書類が当該提出期限までに提出された場合には、訂正発行登録書の提出を不要とすることとする。

（３）大量保有報告書等の提出の要否の基準となる保有株券等の総数から、自己株式を除外することとする。

（４）大量保有報告制度における短期大量譲渡報告の記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外することとする。

（５）大量保有報告書等の提出日の前日までに新たな提出事由が生じた場合について、当該新たな提出事由に係る変更報告書を当該大量保有報告書等と同時に提出することを求める旨の規定を削除し、当該新たな提出事由が生じた日から５営業日以内の提出を求めることとする。

（６）大量保有報告書等が開示用電子情報処理組織を通じて提出された場合には、当該大量保有報告書等に係る株券等の保有者は、発行者に対する当該大量保有報告書等の写しの送付を要しないこととする。

２．インターネットを通じた資金調達を取り扱う金融商品取引業者等に係る規制の整備

（１）金融商品取引業者等は、非上場有価証券等について電子募集取扱業務（インターネットを利用する方法による有価証券の募集の取扱い等）を行うときは、契約締結前交付書面に記載する事項のうち投資者の判断に重要な影響を与える事項について、インターネットを利用する方法により、投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。

（２）第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務であって有価証券の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和することとする。

３．金融商品取引業者等に対する規制の見直し

（１）金融商品取引業の登録取消処分に係る通知があった日から処分等を決定する日までの間に金融商品取引業の廃止等の届出をした者等について、当該届出の日から５年を経過しないことを金融商品取引業の登録拒否事由に加えることとする。

（２）金融商品取引業者等は、金融商品取引業等を適確に遂行するため、業務管理体制を整備しなければならないこととする。

（３）第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合における登録拒否事由として、国内拠点を有しない者等を加えることとする。

（４）第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業若しくは投資運用業を行おうとする場合又は登録金融機関業務を行おうとする場合における登録拒否事由として、金融商品取引業協会に加入しない者であって、協会規則等に準ずる内容の社内規則の作成等をしていない者を加

えることとする。

（５）第二種金融商品取引業者等が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱い等を行うことを禁止することとする。

４．事業年度規制の見直し

第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとすることとする。

５．取扱有価証券の範囲の見直し

認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる非上場有価証券を取扱有価証券から除外することとする。

６．金融商品取引所の業務の追加

金融商品取引所が内閣総理大臣の認可を受けて行うことができる業務に、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務を追加することとする。

７．金融指標に係る規制の枠組みの整備

（１）特定金融指標算出者に対する指定制の導入

ア．内閣総理大臣は、金融指標であって、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「特定金融指標」として定めることとする。

イ．内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務を行う者のその業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を「特定金融指標算出者」として指定することができることとする。併せて、当該指定を受けた特定金融指標算出者に対する通知や書類の提出義務等について所要の規定を整備することとする。

ウ．特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務に係る業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、認可を受けた後は、当該業務規程の定めるところによりその業務を行わなければならないこととする。

エ．特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止

をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。

オ．特定金融指標算出者に対する報告徴取・立入検査、改善命令、停止命令及び業務移転の勧告等の監督に関する所要の規定を整備することとする。

（２）金融商品取引業者等による不正な算出基礎情報の提供の禁止

金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、自己又は第三者の利益を図る目的をもって、特定金融指標算出者に対し、正当な根拠を有しない算出基礎情報を提供する行為をしてはならないこととする。

８．新規上場に伴う規制の見直し

内部統制報告書に対する監査を免除する場合として、上場有価証券の発行者に該当することとなった日から３年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合を追加することとする。

９．無体財産の没収手続の整備

不公正取引（内部者取引、相場操縦等）又は損失補塡により犯人等が取得した財産の没収手続について、没収の対象が無体財産である場合の規定を整備することとする。

10．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

Ⅲ　その他

１．施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

①金融商品取引所の業務の追加に係る規定については公布の日から施行。

②事業年度規制の見直し及び無体財産の没収手続の整備に係る規定については公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

２．経過措置等

①所要の経過措置等を定めることとする。

②金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

第４節　ディスクロージャー制度の充実・運用

Ⅰ　開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

１．外国会社の有価証券報告書提出義務の免除等

規制緩和要望等を踏まえ、「金融商品取引法施行令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正した。主な改正の内容は下記のとおり（平成 25 年８月 26 日公布・施行）。

① 外国会社について、内国会社と同様に、我が国における株主数が５年間継続して 300 名未満となった場合には、申請により、有価証券報告書の提出義務が免除されることとした。（資料３－４－１参照）

② 有価証券の売出しに該当する発行者関係者の範囲と、有価証券通知書の提出及び目論見書の作成が必要となる発行者関係者の範囲の不一致を是正した。

③ 外国会社の四半期報告書等について、外国の法令・慣行等を理由として提出期限の延長承認を受けた場合、当該法令・慣行等が消滅又は変更されるまでの間、その後毎期提出する全ての四半期報告書等の提出期限の延長が認められるよう、延長承認を合理化した。

２．特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）により、投資法人の発行する投資証券等の取引に関するインサイダー取引規制が導入されたことを契機として、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、投資証券等を含む特定有価証券に係る臨時報告書について、下記の提出事由を追加した（26 年２月 14 日公布、同年４月１日施行）。

① 主要な関係法人の異動の決定
② 投資信託証券に係るファンドの運用体制についての重要な変更
③ 重要な災害
④ 訴訟の提起又は解決
⑤ 投資法人の合併に係る役員会の承認
⑥ 投資信託又は外国投資信託の併合の届出
⑦ 破産手続開始の申立て等
⑧ 債務者等の不渡り等による取立不能又は取立遅延のおそれ
⑨ 財政状態等に著しい影響を与える事象
⑩ 登録取消し又は業務停止処分等の処分

⑪ 解散等又はその提案の決定

３．投資信託・投資法人法制の見直し等に係る開示規制の整備

金融審議会金融分科会第一部会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告（24 年 12 月 12 日公表）等を踏まえ、「金融商品取引法施行令」及び「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行った。主な改正の内容は下記のとおり（26 年７月２日公布予定、同年 12 月１日施行予定）。

① 金融商品取引法の改正により、いわゆる「証券情報」のみを記載した書面（募集事項等記載書面）を有価証券報告書と併せて提出した場合に、これらを有価証券届出書とみなす制度が導入された。これに伴い、当該制度の対象となる有価証券として「投資信託受益証券」等を定めるなど、所要の整備を行った。

② 報告書代替書面制度について、「金融商品取引所の規則」に類するものとして、金融商品取引業協会の規則を定めるなど、所要の整備を行った。

③ 投資信託に係る有価証券届出書及び目論見書に、過去の基準価額の変動を他の代表的な投資資産と比較するための図表等を用いた投資リスクに関する説明、販売手数料・信託報酬等の対価として提供する役務に関する説明を記載することとした。

④ 受益証券発行信託等の受託者等が有価証券報告書提出会社である場合には、有価証券届出書の「受託者情報」等の欄に財務諸表等を記載することに代えて、有価証券報告書等の継続開示書類を提出している旨の記載で足りることとするなど、所要の整備を行った。

４．元本補塡契約の付された合同運用金銭信託に係る見直し

元本補塡契約の付された合同運用金銭信託（自益信託）に係る信託受益権の有価証券としての発行時点を、一般的な自益信託の場合と同様に、「信託の効力発生時」から「信託受益権の譲渡時」に変更し、当該信託の契約締結の代理・媒介について、金融商品取引法の適用を除外して信託業法を適用することとした（26 年３月 24 日公布、同年４月１日施行）。

Ⅱ　開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、理解しやすく、誤解を与えない形で適切に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、提出される開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

１．有価証券報告書等の審査

（１）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項（企業結合・事業分離に関する開示、固定資産の減損損失及び金融商品に関する注記等）に着目し、対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査を行い、実施結果を公表した。（資料３－４－２及び資料３－４－３参照）

また、実施中の有価証券報告書レビュー等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点（26 年３月期版）及び 26 年３月期以降の有価証券報告書レビューの実施について公表した。（資料３－４－４及び資料３－４－５参照）

（２）その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適切性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を求めた。

２．課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

25 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	８件

３．無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、「未公開株」「私募債」「ファンド」などの取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにも関わらず、当該届出を行わないまま、有価証券の取得勧誘を行っている事例が見られる。

このため、無届けで募集行為を行っていると認められる者に対しては、企業内容等の開示に関する留意事項に基づく警告書を発出し、発行者に是正を促すとともに、投資者に対して注意を呼びかけている。

25 事務年度には１件の警告を発出した。（資料３－４－６参照）

Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等

ＥＤＩＮＥＴについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、ＸＢＲＬ（※）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたＸＢＲＬの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を行い、25 年９月より新システムの稼働を開始した。

なお、25 年度のＥＤＩＮＥＴの稼働率は 100%であり、アクセス件数は２億５千万件を超えるなど、ＥＤＩＮＥＴにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

※　ＸＢＲＬ（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

Ⅳ　公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めてきた。

25 事務年度の公認会計士法に基づく処分は次のとおり。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
25 年９月	公認会計士１名	業務停止１月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
25 年 10 月	公認会計士１名 公認会計士１名	業務停止３月 業務停止１月	過失による虚偽証明
26 年４月	公認会計士１名	業務停止１月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26 年４月	公認会計士１名	業務停止２月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26 年５月	東京中央監査法人	新規業務停止１年、業務改善命令	著しく不当な業務運営
26 年６月	公認会計士１名	業務停止６月	過失による虚偽証明
26 年６月	公認会計士１名	戒告	社員の競業の禁止

（参考）

	22 年 ６月末	23 年 ６月末	24 年 ６月末	25 年 ６月末	26 年 ６月末
公認会計士の登録数（人）	20,082	21,351	23,132	24,965	26,274
監査法人の数（法人）	203	212	215	216	220

Ⅴ　公認会計士等を巡る諸問題に関する取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21 年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融４団体による意見交換会を開催しているところ、25 事務年度においては、25 年 11 月に本意見交換会を開催した。会合では、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、公認会計士等の採用の実態を把握するための企業ヒアリングの実施、組織内会計士のネットワークの強化、日本公認会計士協会及び当局による公認会計士の魅力向上策の検討などの施策を盛り込んでいる。（資料３－４－７参照）

なお、今回の会合では、近年、公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にあることや、監査報酬が全体として減少傾向にあることなどが公認会計士及び監査業界を巡る新たな課題として認識されてきたことから、こうした課題についても議論し、参加者で認識を共有した。

会合後は、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士等を巡る諸問題に対処するための取組みを行った。

第５節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等

Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備

１．インフラファンド市場創設に係る所要の措置（未公布）

日本取引所グループにおいて、投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場の創設（平成26年度中）が予定されている。これに伴い、特定資産（投資法人・投資信託が主として投資対象とすることができる資産）へのインフラ資産（再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権）の追加等、所要の規定の整備を行う投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の改正案をとりまとめ、26年６月６日に公表した。（26年９月３日公布、同日施行予定）

２．私設取引システム（ＰＴＳ）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し（未公布）

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告等につき、当該売買等に関する報告を行うＰＴＳ業務の認可を受けた金融商品取引業者（ＰＴＳ業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、ＰＴＳ業者による個別銘柄のリアルタイム報告（５分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正案をとりまとめ、26年５月27日に公表した（注１）。（26年７月14日公布予定、28年９月５日施行予定）

（注１）　本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、ＰＴＳ業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（５分以内）を行う等の改正が行われることで、取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

３．適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等の公表について（未公布）

適格機関投資家等特例業務を行う者が、ファンドの販売等を行うことができる投資家の範囲を、現行の「１名以上の適格機関投資家＋49名以下の適格機関投資家以外の者」から「１名以上の適格機関投資家＋49名以下の一定の投資判断能力を有すると見込まれる者」にする金融商品取引法施行令・金融商品取引業に関する内閣府令等の改正案をとりまとめ、26年５月14日に公表した。

４．清算集中義務の拡大

22年５月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「22年改正金商法」という。）で導入された清算集中義務（24年11月施行）に関し、「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ」（23年12月公表）において、制度の施行後２年程度を目途に、清算集中義務の対象者及び対象商品について、更なる拡大を行うとの方向性が示されていることを踏まえ、円金利スワップ取引について対象者及び対象商品を拡大する等、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令等の改正を行った(26年６月20日公布)。

① 対象者については、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3,000億円以上（26年12月１日から27年11月30日までの間については、１兆円以上）の金融商品取引業者等とする等（26年12月１日施行予定）。

② 対象商品については、ユーロ円ＴＩＢＯＲ３か月物（年限５年以内）、ユーロ円ＴＩＢＯＲ６か月物（年限10年以内）を追加する等（26年７月１日施行予定）。

５．親子法人主幹事引受制限の見直し

金融商品取引業者がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となる場合の規制について、規制の適用除外の対象となる有価証券として、

①従前より規定されている株券・社債券に加え、

②新たに投資証券・投資法人債券を追加する

金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正を行った（26年５月28日公布、同年６月１日施行）。

６．ファイアーウォール規制の見直し

ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受けて、以下のとおり金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正等を行った（26年３月28日公布、同年４月１日施行）。

（１）ファイアーウォール規制の一つである発行者・顧客の非公開情報を銀・証間で授受する場合の規制について、

①その適用が除外される書面同意要件の緩和

②その適用が除外される「内部管理に関する業務」等の範囲の見直し

③発行者・顧客に対するオプトアウトの機会の提供の柔軟化

を行った。

（２）併せて、非公開情報の授受の制限に関し、Ｍ＆Ａ等の場面における適用例を示したＱ＆Ａを公表した。

７．空売り規制の総合的な見直し

空売り規制について、諸外国における規制の動向等を総合的に踏まえ、金融商品取引法施行令等の改正を行った（25 年８月 26 日公布、同年 11 月５日施行）。

（１）価格規制

常時、規制が適用される枠組みを改め、株価が 10%以上下落した場合、当該銘柄について、原則、当日及び翌日の取引終了まで、規制が適用される枠組みとする。

（２）空売りポジション報告・公表制度

時限的措置として導入した「空売りポジション報告・公表制度」の時限の枠組みを廃止した上で、報告・公表の水準（いずれも発行済株式総数に対する空売りポジション割合が 0.25%以上）を改め、報告水準は 0.2%以上、公表水準は 0.5%以上の二段階とする。

（３）株の手当てのない空売りの禁止措置

時限的措置として導入した「株の手当てのない空売りの禁止措置」の時限の枠組みを廃止し、恒久化する。

Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き

１．日本取引所グループの組織再編と市場統合について

東京証券取引所（以下「東証」という。）と大阪証券取引所（以下「大証」という。）は、25 年１月１日に経営統合を行い、持株会社「日本取引所グループ（以下「ＪＰＸ」という。）」の下に、取引所（東証、大証）、清算機関（日本証券クリアリング機構）、自主規制法人（東証自主規制法人）等のグループ会社が存在する組織形態に移行した。

ＪＰＸは、25 年７月 16 日に、大証の現物市場を東証に集約する現物市場統合（注１）を実施し、26 年３月 24 日には、東証のデリバティブ市場を大阪取引所（注２）に集約するデリバティブ市場統合を実施したことにより、経営統合に伴う一連の組織再編が終了した。

（注１）　現物市場統合に合わせて、同日付で、大証の清算業務を日本証券クリアリング機構に一元化するとともに、自主規制業務を東証自主規制法人に一元化した。

（注２）　大証は、デリバティブ市場統合と同日付で、「大阪取引所」に商号変更を行なった。

２．ＪＰＸ日経インデックス 400 について

ＪＰＸ及び東証は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって魅力の高い会社」で構成される新たな株価指数「ＪＰＸ日経インデックス 400」を開発し、26 年１月６日から算出を開始した。

それに伴い、同指数に連動する金融商品として、ＥＴＦが東証に上場されているほか、多数の公募投信が運用されている。また、大阪取引所では、同指数の先物取引を 26 年 11 月 25 日から開始する予定となっている。

Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

１．経緯

先般の世界的な金融危機を受け、Ｇ20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題（注１）等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について（注２）」を 22 年１月に公表した。

その後、22 年改正金商法において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等を盛り込むとともに、24 年５月に関係政令を、同年７月に内閣府令等を公布した。

（注１）　21 年９月のＧ20 ピッツバーグ・サミットでは、「標準化されたすべての店頭（ＯＴＣ）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである」旨、合意された。

（注２）　証券・デリバティブ決済システムに関連する取組みとして、①店頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にした清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化（日本国債清算機関の態勢強化、貸株取引に係るＤＶＰ決済のルール化等）が盛り込まれた。

２．概要

（１）店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

第５節Ⅰ．４に記載した通り、清算集中義務の対象者及び対象商品の更なる拡大を行うために、関係する内閣府令等を公布した。

また、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（24 年９月）したことを受け、同法律を円滑に施行するための関係政令、内閣府令等の策定・公表に向けて、市場関係者と意見交換を行い、検討を進めた。

（２）国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22 年６月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、更なる国債取引の決済期間の短縮化（Ｔ＋１）の実現に向けて取引手法等について議論し、グランドデザインの暫定版をとりまとめた。また、日本証券クリアリング機構及び日本国債清算機関は、25 年 10 月に経営統合し、国債清算機関の態勢強化が図られたほか、26 年６月より信託銀行が日本証券クリアリング機構への参加を開始した。

また、22 年 12 月に公表された「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、関係機関において、関係規則の改定及びシステム対応等の取組みが進められ、26 年１月に貸株取引のＤＶＰ決済が導入された。

金融庁では、こうした検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されている工程表について、金融庁ウェブサイトにおいて公表し広く周知を行う（25 年 12 月、26 年６月）など、市場関係者の取組みを支援してきた。

Ⅳ　会計基準・監査における国際的動向への対応

１．会計基準における我が国の対応と国際的動向

（１）我が国における国際会計基準（ＩＦＲＳ）への対応

ア．経緯

我が国におけるＩＦＲＳへの対応の在り方については、企業会計審議会が 25 年６月に取りまとめた「国際会計基準（ＩＦＲＳ）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）（資料３－５－１参照）において、まずは、ＩＦＲＳの任意適用の積上げを図ることが重要であると考えられることから、①ＩＦＲＳ任意適用要件の緩和、②「あるべきＩＦＲＳ」といった観点から、一部を修正したＩＦＲＳの策定（修正国際基準）、③単体開示の簡素化等（以下「今回の措置」という。）について対応すべき等とされた。

他方、強制適用の是非等については、いまだその判断をすべき状況にないものと考えられ、この点については、今後、任意適用企業数の推移も含めた今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及びＩＦＲＳの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当であるとされている。

なお、ＩＦＲＳ適用済み企業と適用予定を適時開示している企業は、26 年６月末日現在、合わせて 42 社となっている。（資料３－５－２参照）

イ．当面の方針で示された措置への対応

（ア）「ＩＦＲＳ任意適用要件の緩和」については、25年10月に連結財務諸表規則等を改正し、「上場企業」「国際的な財務活動等を行う企業」の２要件を撤廃（連結財務諸表適正性を確保する取組みの要件は維持）した。（資料３－５－３参照）

（イ）「修正国際基準の策定」については、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において、25年８月から検討開始（26年６月末日現在検討中）。

（ウ）「単体開示の簡素化」については、26年３月26日に財務諸表等規則等を改正し、金商法における単体財務諸表の注記等の一部の記載を免除する等の手当てを行った。（資料３－５－４参照）

（エ）我が国一体となったＩＦＲＳへの対応の強化を図り、ＩＦＲＳに関連する我が国の意見集約等を行うことを目的として、「ＩＦＲＳ対応方針協議会」が25年９月に設置された。同協議会では、当面の方針で示された措置の達成状況や米国の動向、ＩＦＲＳの基準開発の状況等の国際的な情勢について意見交換を行っている。（資料３－５－５参照）

（２）国際的な会計基準設定プロセスへの関与

ＩＦＲＳ財団のガバナンス強化の一環として、21 年４月、資本市場当局の代表者から構成されるＩＦＲＳ財団モニタリング・ボード（以下「ＭＢ」という。）が設立された。ＭＢにおいては、金融庁が 22 年 10 月から暫定議長、25 年２月からは議長を務めている。現在、ＭＢでは、24 年２月に公表したＩＦＲＳ財団のガバナンス改革に関する報告書の提言に基づきメンバーの拡大を進めており、25 年５月より新規メンバーの募集・選定を行い、26 年１月にブラジル証券取引委員会および韓国金融委員会を新規メンバーとして公表した。（資料３－５－６参照）

また、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも

協調して積極的な意見発信を行っている。26 年６月には、ＩＯＳＣＯの会計・監査・開示に関する委員会（Committee１）の東京会合を開催した。

なお、25 年３月、国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）と各国会計基準設定主体の新しい連携の枠組みとして、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ＡＳＡＦ）が設置された。ＡＳＡＦは 12 の国・地域の基準設定主体から構成され、日本からは企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）がメンバーとなり、基準開発に積極的に参画している。

２．監査における我が国の対応と国際的動向

（１）国際監査基準（ＩＳＡ）への対応

25 年７月、ＩＳＡを策定する国際監査・保証基準審議会（ＩＡＡＳＢ）は、上場企業の監査人に対し、当該監査人の判断に基づいて、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項である「監査上の主要な事項（ＫＡＭ：Key Audit Matters)」等を監査報告書に記載させるためのＩＳＡの改訂に関する公開草案を公表した。同年 11 月に開催した企業会計審議会第 36 回監査部会において、同部会委員等とＩＡＡＳＢのメンバーが本公開草案について意見を交換した。

（２）外国監査法人等の届出制度

我が国では、公認会計士法の改正により、20 年４月より外国監査法人等の届出・監督制度を導入したところであり、21 年９月、外国監査法人等に対する報告徴収・検査の方針等を「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」として公表した。当該考え方において、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換の取極めが交わされ、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている（相互依拠）。（資料３－５－７参照）

これを受け、海外の監査監督当局と情報交換等の取極めに係る書簡を交換した(注1)。

さらに、諸外国の監査監督制度の同等性評価を行う必要があるところ、評価に関する考え方を「ガイダンス」の形で取りまとめ、24 年７月 10 日に公表した(注2)。（資料３－５－８参照）

25 年までに上記①及び②の要件を満たす協力関係を構築したオランダ金融市場庁（ＡＦＭ）との間では(注1)(注2)、26 年６月 11 日には、さらに上記③の要件（相互主義の担保）を確保し、外国監査法人等に対する監査監督（報告徴収及び検査等）について相互に依拠すること

を確認する内容の書簡を交換した。監査監督に関する相互依拠をすることになったのはオランダＡＦＭが初めである)。

（注１） 23 年 10 月６日に米国公開会社会計監督委員会（ＰＣＡＯＢ）と、24 年３月 23 日にカナダ公共会計責任委員会（ＣＰＡＢ）と、同年 10 月３日にマレーシア監査監督委員会（ＡＯＢ）と、25 年３月 26 日にオランダＡＦＭと、同年８月２日にルクセンブルク金融監督委員会（ＣＳＳＦ）と、26 年５月 23 日にイギリス財務報告評議会（ＦＲＣ）との間で、情報交換の取極めを交わした。

（注２）25 年７月 11 日には、当該ガイダンスを踏まえ、オランダ及びルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を公表した。

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第１節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年６月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の２段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。また、いったん留保（保管）した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。（資料４－１－１参照）

Ⅱ　「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定

１．預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業決定までの経緯

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の３政務官で構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「ＰＴ」という。）を計４回開催し、議論を行ってきた。その結果、23年８月26日に公表されたＰＴの最終とりまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与（以下「奨学金貸与」という。）」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成（以下「団体助成」という。）」の両事業に活用することとし、24年３月21日、これらの内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規程する割合及び支

出について定める命令」が公布された（24 年４月１日より全面施行）。

２．預保納付金を用いた事業の担い手について

預保納付金を用いた事業の担い手については、23 年７月にＰＴの中間とりまとめ案を公表、意見募集を行った際にあわせて、自らが担い手になることについて関心のある団体の公募を実施した。担い手の選考に当たっては、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々の意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々よりヒアリング・審査等を通じた協力を得て、最終的には、かかる有識者の方々の審査結果を踏まえて、ＰＴにおいて、「公益財団法人　日本財団」を預保納付金を用いた事業の担い手に決定した。

Ⅲ　預保納付金を用いた事業の実施について

担い手が決定した後、24 年度中の事業開始に向け、預金保険機構、日本財団、内閣府、財務省、警察庁等の関係省庁とともに詳細な制度設計を進め、24 年 12 月 18 日から支援事業（奨学金事業、団体助成事業）を開始した（注）。

26 年度の支援事業については、奨学金事業は 25 年 10 月１日に、団体助成事業は同年 11 月１日に募集を開始し、同年 11 月 30 日に申請の受け付けを締め切った。日本財団において、外部有識者の意見を踏まえつつ審査を行い、両事業の支援先を決定し、26 年４月１日から支援を開始したところ。

また、犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与の募集期間については、26 年６月２日から、年間を通じて申し込むことが可能となった。

（注）支援事業の概要

- 犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与
  - ・無利子貸与、返済期間は 30 年以内。
  - ・貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、大学院生：10 万円／月、大学生：８万円／月、高校生：私立５万円／月、国立・公立３万円／月。
- 犯罪被害者等支援団体に対する助成

第２節　保険業法等の一部を改正する法律（平成 26 年５月 23 日成立）について

Ⅰ　経緯

近年の保険会社を巡る経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するために保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、保険の信頼性を確保するための施策及び保険会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するための施策等を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」が、26 年５月 23 日に成立し、同年５月 30 日に公布された。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料４－２－１参照）

１．保険の信頼性確保

（１）保険募集及び保険販売に関する規制の導入

ア．保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととする。

イ．保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案等を行わなければならないこととする。

（２）保険募集人等への体制整備義務等の導入

ア．保険募集人等は、重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければならないこととする。

イ．規模が大きい特定保険募集人は、その業務に関する帳簿書類を作成、保存するとともに、また、毎事業年度経過後３月以内に事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

ウ．内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人等から業務の委託を受けた者等に対し、その業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命じることができることとするほか、職員にその施設に立ち入らせ、質問させ、又は物件を検査させることができることとする。

２．保険市場の活性化

（１）保険会社の子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社に関する業務範囲規制を適用しない場合として、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている外国の銀行等を保険会社が子会社とする場合を加える。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から５年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととする。

（２）保険仲立人の規制緩和

保険仲立人等が、保険期間が長期にわたる保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に必要な内閣総理大臣の認可を不要とすることとする。

（３）実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

ア．保険契約の移転に係る通知の特例

保険契約の移転を行う場合であって、移転対象契約者等の保護に欠けるおそれがないときには、保険契約の移転に係る事前通知及び保険契約の移転後３月以内に行う通知について、当該通知をすることを要しないこととする。

イ．運用報告書の電磁的な提供方法の多様化

保険会社は、運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産について作成する運用報告書について、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができることとする。

３．施行期日

この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

ただし、次に揚げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

①保険仲立人の規制緩和等に係る規定　公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日

②運用報告書の電磁的な提供方法の多様化に係る規定、保険会社の子会社に関する業務範囲規制の特例に係る規定及び保険契約の移転に係る通知の特例に係る規定　公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日

第５章　審議会等の活動状況

第１節　金融審議会

Ⅰ　金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第６条、第７条）、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料５－１－１～２参照）

Ⅱ　平成 25 事務年度の開催実績

１．第 31 回総会・第 19 回金融分科会合同会合（25 年９月９日開催）

24 年４月の諮問事項に関し、「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。その後、最近の金融行政の動向として、「日本再興戦略」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）における金融庁関連施策について事務局より説明がなされた。（資料５－１－３参照）

２.「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」

25 年６月の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」が設置された。同年７月以降、11 回にわたり、①新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方、②事務負担の軽減など新規上場の推進策、③上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し、④その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について審議を重ね、同年 12 月 20 日、報告書が取りまとめられた。（資料５－１－４参照）

３．第 32 回総会・第 20 回金融分科会合同会合（26 年２月 24 日開催）

25 年６月の諮問事項に関し、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。その後、最近の金融行政の動向として、「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「「責任ある機関投資家」の諸原則（案）≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」及び「金融指標の規制のあり方に関する検討会における議論の取りまとめ」について事務局より説明がなされた。

第２節　官民ラウンドテーブル

Ⅰ　経緯

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を踏まえ、業界団体や政府系金融機関等と、官民ラウンドテーブル（第１回：平成 24 年９月 25 日、第２回：25 年５月 13 日、第３回：26 年３月 27 日）を開催した。

官民ラウンドテーブルは、行政運営上の意見交換や懇談の場であり、官民が、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくものである。

Ⅱ　議論の状況

１．第３回官民ラウンドテーブル（26 年３月 27 日開催）

第２回官民ラウンドテーブルにおいて設置された「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会、「資金決済サービスの向上」作業部会の検討結果が報告され、公表することが承認された。

また、新たに、「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」及び「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働体制強化」の２つのテーマについて作業部会を立ち上げ、官民双方の実務家が議論を深めていくことが合意された。（資料５－２－１参照）

第３節　自動車損害賠償責任保険審議会

Ⅰ　設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第 31 条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令　　等

Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料５－３－１参照）

自賠審は委員 13 人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（７名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（３名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（３名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合誠一氏（中央大学法科大学院教授）である。

Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成 26 年１月 29 日に、第 133 回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われた。

審議の結果、第 133 回自賠審において損害保険料率算出機構から報告された 25 年度の料率検証結果は、25 年度の予定損害率 100.3%、26 年度の予定損害率 100.2%であり、25 年４月の基準料率改定時における予定損害率 100.2%との乖離は、25 年度で 0.1%、26 年度で 0.0%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

また、26 年４月の消費税率引き上げにより代理店手数料に生じる増税負担分は、当面、保険会社等の社費で負担することとし、次の料率改定の際にそれまでの期間分を含め、増税負担分を料率に織りこむこととした。

具体的には、現行、保険会社等が代理店に支払う手数料は 1,600 円であり、これに増税分３%を加えた 1,646 円が消費税率引き上げ後の代理店手数料となる。

その他、自動車安全特別会計、民間保険会社、ＪＡ共済それぞれにおける 25 年度の自賠責保険運用益の使途等について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第４節　企業会計審議会

Ⅰ　企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：安藤英義　専修大学大学院教授）は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料５－４－１参照）

（注）会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として 13 年７月に設立された企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において行われている。

Ⅱ　25 事務年度の審議状況

〇監査部会（部会長：脇田良一　名古屋経済大学大学院教授）における審議状況

これまでの「一般目的の財務諸表」に対する「適正性に関する意見」の表明の形式に加えて、「年金基金に対する監査」や「義援金の収支計算書の監査」など特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表（「特別目的の財務諸表」）に対する監査意見の表明の位置付けを明確にするため、監査基準の改訂を行い、企業会計審議会総会において、26 年２月 18 日に「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめて公表し、監査基準の改訂を行った。

本改訂基準は、27 年４月１日以後に開始する事業年度の監査から適用予定（早期適用可）。（資料５－４－２参照）

第５節　金融トラブル連絡調整協議会

Ⅰ　経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成 12 年６月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年９月に設置されたものである。（資料５－５－１参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、

① 個別紛争処理における機関間連携の強化
② 苦情・紛争処理手続の透明化
③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

の各点である。

Ⅱ　議論の状況

12 年９月７日の第１回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで 47 回の協議会を開催してきた。（資料５－５－２参照）

１．苦情・紛争解決支援モデルの策定等

（１）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生まれた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」という。）を策定（14 年４月 25 日）した。

（２）モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組みなどを取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。（資料５－５－３参照）

２．座長メモ

第 35 回から第 38 回協議会にかけ、協議会におけるこれまで８年間の取組みを

踏まえた金融ＡＤＲの今後の課題について議論が行われ、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ＡＤＲ）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）が 20 年６月 24 日取りまとめられた。（資料５－５－４参照）

３．第 46 回金融トラブル連絡調整協議会

25 年 12 月６日、第 46 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（25 年度上半期）及び「第２回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要を報告するとともに、指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況について報告・意見交換等を行った。（資料５－５－５参照）

４．第 47 回金融トラブル連絡調整協議会

26 年５月 29 日、第 47 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（25 年度）及び「第３回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要を報告するとともに、「公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のための指定紛争機関の相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況」及び「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について報告・意見交換等を行った。（資料５－５－６参照）

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み

第１節　政府の経済対策等における金融庁の取組み

Ⅰ　経緯等

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月５日閣議決定。以下「経済対策」という。）は、消費税率引き上げ後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるための経済対策パッケージの一つとして策定されたもの。

「経済対策」では、消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和するとともに、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道へ早期に復帰できるよう、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果の高い施策が重点的に盛り込まれている。

Ⅱ　金融分野の主な施策（資料６－１－１参照）

「経済対策」においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（１）中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

○　金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、以下の取組みを実施。

・監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みを定期的に公表・周知。

・金融モニタリング基本方針に基づき、債務者の事業性を重視した融資を促すとともに、小口の資産査定に関しては金融機関の判断を極力尊重。

（２）「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

○　中小企業・小規模事業者や創業を志す者が思い切った事業展開や早期事業再生を図れるよう、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・利用促進。

（３）ヘルスケア施設向けの資金供給の促進

○　高齢化社会に対応したヘルスケア施設の質・量両面での充実を図るため、ヘルスケア・リートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給を促進。

第２節　政府の成長戦略における金融庁の取組み

Ⅰ　「産業競争力強化に関する実行計画」（平成 26 年１月 24 日閣議決定。以下「実行計画」という。）

１．経緯等

「実行計画」は、産業競争力強化法に基づき、「日本再興戦略」（25 年６月 14 日閣議決定。以下「再興戦略」という。）に盛り込まれた重点施策を加速・具体化するために策定されたもの。

「実行計画」では、具体的には、「民間投資・産業の新陳代謝、中小企業等の革新」、「イノベーションの推進、ＩＴの活用、立地競争力の強化」、「『全員参加型社会』に向けた雇用人材制度改革」や「戦略市場における競争力強化、国際展開の促進」等に関する規制・制度改革等の施策について、実施期限及び担当大臣を明確化している。

２．金融庁関連の施策（資料６－２－１参照）

「実行計画」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が「重点施策」に盛り込まれている。

（１）緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

〇資金調達の多様化（クラウドファンディング等）

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」で 25 年 12 月に取りまとめられた報告を踏まえ、クラウドファンディングの利用促進を図る制度整備等を盛り込んだ必要な法的措置を速やかに講じる。

〇個人保証制度の見直し

経営者本人による保証について、「経営者保証に関するガイドライン研究会」において、一定の条件を満たす場合には保証を求めないことや履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等を盛り込んだ「経営者保証に関するガイドライン」が 25 年 12 月に策定・公表された。これを受け、当該ガイドラインの積極的な活用を促進するため、監督指針・検査マニュアルを当該ガイドラインの適用開始日である 26 年２月１日までに改定し、各金融機関等の取組みを促すとともに、各金融機関等の利用状況を検証する。また、政府系金融機関、信用保証協会及び独立行政法人中小企業基盤整備機構を通じて、中小企業・小規模事業者等のガイドラインの利用状況も検証する。

〇コーポレートガバナンスの強化

幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が 25 年 12 月に取りまとめた素案（「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫）を踏まえ、26 年２月中に最終版を策定する。更に、その周知を徹底するとともに、同年６月に機関投資家によるコードの受入れ状況について最初の確認・公表を行い、以後定期的に確認・公表

（受入れ状況の更新）を行う（詳細はⅢを参照）。

（２）立地競争力の更なる強化

〇金融・資本市場活性化

「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言（25 年 12 月 13 日及び 26 年６月 12 日）を踏まえた施策を着実に実行する。このうち、アジア金融連携センター（仮称）については、26 年４月を目途に設置し、当該センターを活用して、アジア諸国の金融規制当局との積極的な人材交流、アジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備の支援を促進する。

「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言を踏まえ、株式会社国際協力銀行（ＪＢＩＣ）において、26 年年央を目途にインフラ案件等に係る債権等の流動化を実現する。それも踏まえつつ、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）において運用対象拡充の検討を進める。

（３）国民の「健康寿命」の延伸

〇安心して歩いて暮らせるまちづくり

高齢者向け住宅及び病院（自治体病院を含む）等を対象とするヘルスケアリートの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を 26 年度中に行う。

Ⅱ　「『日本再興戦略』改訂 2014」（26 年６月 24 日閣議決定。以下「再興戦略改訂」という。）

１．経緯等

「再興戦略改訂」は、アベノミクスの「三本の矢」によって始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、「再興戦略」で残された課題の解決の方向性を示すとともに、追加的に講ずる施策を盛り込んだもの。

「再興戦略改訂」は、「再興戦略」同様、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創設プラン」及び「国際展開戦略」の３つのアクションプランから構成され、鍵となる施策項目として、「日本の『稼ぐ力』を取り戻す」、「担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革」、「新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成」及び「地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革」が掲げられている。

２．金融庁関連の施策（資料６－２－２参照）

「再興戦略改訂」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（１）日本産業再興プラン

イ．緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

〇「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

・東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。

ロ．金融・資本市場の活性化等

〇国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

・証券決済等のインフラ整備やＡＳＥＡＮ諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。

・英語による金融行政のワンストップ窓口の活用を進める。

・本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。

・上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアＲＥＩＴの組成に向けた環境整備を推進する。

・総合取引所を可及的速やかに実現する。

〇資金決済高度化等

・即時振込みなどの資金決済の高度化に向けた全国銀行協会等の取組みを促す。

〇豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

・ＮＩＳＡの普及促進に向け、ニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。

・投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組みを進める。

・受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境整備について検討を行い、本年中に結論を得る。

〇ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進

・ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進に努める。

・ＩＦＲＳへの移行を検討している企業を参考とするため、「ＩＦＲＳ適用レポート（仮称）」を作成・公表する。

〇企業の競争力強化に向けた取組み

・ＪＰＸ日経インデックス 400 について、先物の早期上場を支援するなど普及・定着のための積極的な取組みを促す。

・監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みを促進する。

ハ．地域活性化

〇地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

・金融機関による事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組みが十分なされるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るとともに、地域金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。

・地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に取り組む。同機構による企業の早期経営改善等を支

援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

（２）国際展開戦略

〇アジアの金融インフラ整備支援

・アジアの金融インフラ整備支援について、二国間協議等に基づく新規支援プロジェクトを推進するとともに、アジア金融連携センター等を活用し、各国金融当局との連携強化・地域全体の市場機能の向上を図り、我が国市場との連携による活性化を推進する。

Ⅲ　「日本版スチュワードシップ・コード」の策定

１．経緯等

25 年６月、「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を適切に果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる」ことが閣議決定された。これを踏まえ、同年８月、金融庁に「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「同検討会」という。）を設置した。

同検討会は、同年８月から計６回にわたり議論を重ね、和英両文でのパブリックコメント（同年 12 月）を経て、26 年２月 26 日、「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（以下、「コード」という。）を策定した。（資料６－２－３参照）

２．コードの内容

（１）スチュワードシップ責任

コードにおける「スチュワードシップ責任」とは、「機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な『目的を持った対話』（エンゲージメント）を通じて、当該企業の企業価値の向上や投資先企業の持続的成長を促すことにより、『顧客・受益者』（最終受益者を含む。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」を意味する。

コードは、「機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、『責任ある機関投資家』として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる原則を定めるもの」である。

（２）コードの枠組み

コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

また、コードは、法的拘束力を有する規範ではなく、コードの趣旨に賛同しこれ

を受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明することを期待するものである。

その上で、コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則がある場合には、それを実施しないことも想定している（したがって、前記の受入れ表明を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではない）。

なお、コードは、おおむね３年毎を目途として、定期的な見直しを検討することとされている。

（３）コードの７原則

コードは、以下の７つの原則（及びこれらの原則の指針）で構成されている。

機関投資家は、

①スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

②スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

③投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

④投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

⑤議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

⑥議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

⑦投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

３．コードの受入れを表明した機関投資家のリストの公表

金融庁では、コードの受入れを表明した機関投資家のリストを公表し、これを３ヶ月毎に更新することとしている。

26 年６月 10 日、同年５月末までにコードの受入れを表明した機関投資家のリスト（第１回）を公表した。今回、コードの受入れを表明した機関投資家（計 127）について、業態別に分類した結果は、以下のとおりである。（資料６－２－４参照）

・　信託銀行等　　：６
・　投信・投資顧問会社等　　：86
・　生命保険会社　　：14
・　損害保険会社　　：５
・　年金基金等　　：12
・　議決権行使助言会社等　　：４
（合　計）　　：127

第３節　金融・資本市場活性化有識者会合

Ⅰ　経緯等

「金融・資本市場活性化有識者会合」は、「日本再興戦略」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）及び「成長戦略の当面の実行方針」（平成 25 年 10 月１日日本経済再生本部決定）を踏まえ、日本の金融・資本市場を活性化し、国際競争力を強化するため、25 年 11 月に、金融庁と財務省が共同して立ち上げたもの。

本会合では、民需主導の力強い経済の好循環の実現に向けて、日本経済の基盤をなす「ものづくり」を、金融面からも支えていくことが重要であり、そのためには、金融機能の強化を通じて、金融と実体経済が「車の両輪」として相互に付加価値を生むようにしていく必要があるとの認識のもと、金融業界、事業会社、学者などの各界の有識者により、大所高所からの自由闊達な意見交換が行われ、25 年 12 月、2020 年までに国際金融センターとして、アジア・ナンバーワンの地位を占めることを目指すとの目標を掲げた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。

また、26 年入り後は、「提言」に盛り込まれた施策の実施状況をフォローアップするとともに、「提言」の深掘りや新たな論点について議論が行われ、26 年６月、フォローアップの状況が公表されるとともに、新たな提言として「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」が取りまとめられた。

Ⅱ　「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成 25 年 12 月 13 日公表）（資料６－３－１参照）

「2020 年までに国際金融センターとしての地位を確立する」との目標を掲げ、下記の４つの分野について、2020 年の姿を想定した上で、直ちに着手・実行する施策、次のステップに取り組むべき施策という、短期（今後１年程度）と中期（その後、2020 年まで）に課題と提言を整理している。

①家計資産や公的年金等の「眠っている」資金が成長マネーに向かう循環の確立
②アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長
③企業の競争力の強化、起業の促進
④人材支援、ビジネス環境等のいわゆる社会的な土台の変革

本提言では、少子高齢化やアジア諸国の急速な発展といった内外の経済社会構造の変化を踏まえ、金融制度に直接係る施策にとどまらず、ビジネス慣行や金融以外の制度を含め、金融・資本市場活性化に資する幅広い施策が盛り込まれており、本会合及び「提言」は、2020 年に向け、金融・資本市場の活性化を図る上での「羅針盤」としての役割を果たすものとして位置付けられている。

Ⅲ　「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（平成 26 年６月 12 日公表）（資料６－３－２参照）

26 年に入って以降、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策の

深掘りや新しい論点について議論を行い、金融・資本市場活性化のために重点的に取り組むべき事項として、以下の内容を柱とする新たな提言を取りまとめた。

①コーポレートガバナンス・コードの検討などを通じた本邦企業の競争力を強化

②投資信託や受託者の意識を改革することにより、豊富な家計資金が成長マネーに向かう循環の確立を更に後押し

③我が国の商取引・金融取引を革新するため、決済機能の高度化等によりグローバルベースでの資金・証券管理環境を実現

④金融経済教育の推進や、人材のグローバル化を通じ、人材の質を向上

第４節　金融に関する税制

Ⅰ　平成 26 年度税制改正について

平成26年度税制改正要望にあたり、

・　家計の資産形成の支援及び成長資金の供給拡大のためのＮＩＳＡの利便性向上等の措置

・　事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する観点からの個人事業者に係る事業再生税制等の特例の創設

をはじめ、種々の税制改正要望を行った。

本要望の結果、平成 26 年度税制改正大綱（25 年 12 月 24 日閣議決定）において家計の資産形成の支援及び成長資金の供給拡大のための措置に係る改正を中心に様々な措置が認められた（資料６－４－１参照）。主要な措置は以下のとおり。

１．ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の利便性向上

ＮＩＳＡについては、制度の普及・定着を図る観点から、以下の措置が認められた。

・　ＮＩＳＡ口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める（改正前は、同一勘定設定期間（① 平成26年１月１日～29年12月31日、② 30年１月１日～33年12月31日、③ 34年１月１日～35年12月31日）中は、一度開設した口座開設金融機関の変更は認められていなかった）。

・　一度開設したＮＩＳＡ口座を廃止した場合、同一勘定設定期間中での再開設を認める。

・　その他、平成26年度与党税制改正大綱において、以下の記載が盛り込まれた。

「ＮＩＳＡについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する。」

２．金融所得課税の一体化

金融商品については、28年１月から、商品間の損益通算の範囲を、現行の株式等の配当・譲渡所得から公社債等の利子・譲渡所得等まで拡大することとされている。

デリバティブ取引については損益通算が認められていないが、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成26年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

３．事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置

中小企業や個人事業者の再生を支援する観点から、以下の措置が認められた。

・　事業を営む個人が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例（個人版事

業再生税制）を創設。

・　地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われた場合についても、合理的な再生計画に従って行われる事業再生として、企業再生税制の適用を認める。

・　合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生においても、みなし譲渡益を非課税とする。

４．国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

外国法人の課税原則について、わが国の税制をグローバルスタンダードに合わせ、対内投資の阻害要因を取り除く観点から、以下の措置が認められた。

・　外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010 年改訂後のＯＥＣＤモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直す。

５．日本版スクーク（イスラム債）に係る非課税措置の延長

日本でスクーク（利子を取り扱うことの出来ないイスラムの投資家や発行体でも取り扱うことが出来る、イスラム法を遵守した金融商品）を発行し、イスラムの投資家や発行体を日本市場に呼び込む観点から、以下の措置が認められた。

・　日本版スクークについて、信託からの資産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置を２年間延長する。

Ⅱ　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて

ＮＩＳＡは、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図るため、毎年 100 万円を上限とする上場株式、公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長５年間、非課税とする制度であり、26 年１月より導入された。

26 年３月末時点では、口座開設数が 650 万超、投資総額が１兆円超となっている。金融庁としては、投資家のすそ野拡大に向けて、特に若年層や投資未経験者層へのＮＩＳＡの普及・定着を図る観点から、引き続き、様々な取組みを進めていくこととしている。

25 事務年度は、特に以下の取組みを行った。

・　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正

金融機関において、ＮＩＳＡの制度趣旨を踏まえたサービスの提供が行われることを確保するため、顧客の金融リテラシー向上への取組みを含む顧客への説明態勢の整備、制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供等を内容とする、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の一部改正を 25 年８月に実施した。

・　周知・広報活動の実施

制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めることとし、制度の概要や趣旨などについて政府広報オンラインや金融庁ウェブサイトに公表するとともに、「ＮＩＳＡの日」シンポジウム（26 年２月 13 日に東京、同年２月 18 日に名古屋、同年２月 19 日に大阪）の開催、リーフレットの作成、ツイッター（25 年７月から制度開始までの半年間は毎週、導入後は随時配信）を通じた情報発信を行った。

また、広報の機会として、以下の対応を行った。

- 日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」への協力
- その他、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依頼に随時対応

・　利用状況の調査

今後、ＮＩＳＡの普及促進に向けた施策の検討に資するため、現状のＮＩＳＡの利用状況等について継続的に把握し、投資家や金融機関が抱える課題を分析する必要がある。

このため、全金融機関を対象としたＮＩＳＡ口座の開設・利用状況等調査、及びＦＰ、証券営業員等に対するＮＩＳＡ利用者の意識等に関するアンケート調査を実施し、その調査結果を金融庁ウェブサイトに公表した。（資料６－４－２参照）

第５節　規制・制度改革等に関する取組み

Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み

１．概要

平成 25 年１月に新たに設置された「規制改革会議」（民間委員で構成される審議会）や、その下に設置された５つのＷＧにおいて議論が進められた。その結果、政府の対応方針が、「規制改革実施計画」（26 年６月 24 日閣議決定）等の形で取りまめられた。

25 事務年度における規制・制度改革への取組み状況

年・月	取組み状況
25 年７月	▽「健康・医療ＷＧ」を設置（31 日第１回開催）
８月	▽「雇用ＷＧ」を設置（29 日第１回開催）
９月	▽「貿易・投資等ＷＧ」（４日第１回開催） ▽「創業・ＩＴ等ＷＧ」（６日第１回開催） ▽「農業ＷＧ」（10 日第１回開催） ▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（28 日）
11 月	▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（25 日）
26 年３月	▽「規制・制度改革に関する規定事項のフォローアップ調査」を公表（１日）
４月	▽「規制改革実施計画（25 年６月 14 日閣議決定）のフォローアップの結果」の公表（13 日）
６月	▽規制改革会議において「規制改革に関する第２次答申～加速する規制改革～」を内閣総理大臣に提出（13 日） ・規制改革会議において、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討した結果を取りまとめ。 ▽「規制改革実施計画」を閣議決定（24 日） ・「規制改革に関する答申」を踏まえ、政府として、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくために定めたもの。

（注）この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25 年３月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

２．「規制改革実施計画」（25 年６月 14 日閣議決定）等を踏まえた金融庁の主な対応

①「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制の見直し

総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24 年９月６日成立、同年９月 12 日公布）に係る関係政府令等や、「規制改革実施計画」に盛り込まれた新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する規制の見直しを推進した。

②「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

「規制改革ホットライン」に寄せられた提案のうち、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例を導入する「保険業法等の一部を改正する法律」を国会に提出し、26 年５月 23 日に成立、同年５月 30 日に公布された。

また、親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社（親子・兄弟会社等）間で行われる貸付等について、「貸金業法施行令」及び「貸金業法施行規則」を改正し、一定の要件の下、貸金業規制の適用除外とした（26 年４月１日施行）。

３.「規制改革実施計画（26 年６月 24 日閣議決定）」における金融庁関連の施策

規制改革会議では、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革が中心に検討され、その結果が「規制改革に関する第２次答申～加速する規制改革～」（26 年６月 13 日）として総理に提出された。それを踏まえて、「健康・医療分野」「雇用」、「創業・ＩＴ等」、「農業」及び「貿易・投資等分野」の５つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管に関する主な施策としては、次の施策が盛り込まれている。

【創業・ＩＴ等分野】

・外部委託先の監督についての明確化
・銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し
・保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大
・保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化
・アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用
・不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁
・保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）
・保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和
・外貨定期預金（１年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し
・臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和
・連結決算状況表等提出期限の緩和
・公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し
・「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略
・条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和

【貿易・投資等分野】

・異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体へ

の解禁
・保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大

Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

１．本制度の概要

「日本再興戦略」（25 年６月 14 日閣議決定）に盛り込まれた、我が国の産業競争力の強化に関連する施策の実施を推進するため、産業競争力強化法が国会に提出され、25 年 12 月４日に成立し、同年 12 月 11 日に公布された（26 年１月 21 日施行）。

同法では、「日本再興戦略」の実行体制の確立、規制改革推進のための制度の構築、産業の新陳代謝の促進を図るための制度創設等が盛り込まれている。

その中で、規制改革推進のための制度として、新たに、「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」が創設された。「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度であり、「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度である。

いずれの制度においても、新しく事業活動を実施しようとする事業者は、当該事業を所管する省庁に要望・照会を行い、これを受け付けた省庁は、規制所管省庁とともに調整・検討を行った上で、原則１月以内に回答を行わなければならないとされている。

２．本制度の実績

金融庁では、25 事務年度において、グレーゾーン解消制度を利用して、他省庁を事業所管省庁とする照会が１件あり、当該事業所管省庁に対して１件の回答を行っている。なお、企業実証特例制度に基づく要望、及び金融庁を事業所管省庁とするグレーゾーン解消制度に基づく照会は、０件となっている。

Ⅲ　地域再生に関する取組み

１．概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第４条第１項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成 17 年４月 22 日閣議決定。最終変更：26 年４月 25 日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣官房地域活性化統合事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料６－５－１参照）

２．地域再生計画の認定

25 事務年度において、内閣府地域活性化推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 26 回＜25 年９月 13 日～９月 27 日＞、第 27 回＜26 年１月 10 日～１月 24 日＞、第 28 回＜26 年４月 23 日～５月９日＞）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第６節　中小企業等の経営改善・体質強化の支援

Ⅰ　背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年 12 月成立・施行。以下「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25 年３月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すとともに、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等、を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

Ⅱ　主な取組み

１．監督方針等に基づく監督等

25 年９月に公表した監督方針において、25 事務年度を、金融機関として中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な１年と位置付け、中小企業の真の意味での経営改善が図られるよう、金融機関に対し、他の金融機関や地域経済活性化支援機構を含む外部機関、外部専門家等と連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善計画の策定支援をはじめとする経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組むよう促してきた。

また、ヒアリング等を通じて、金融機関による中小企業に対する経営改善や事業再生支援等に関する先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを継続的に収集し、参考事例集として公表（25 年 10 月 25 日、26 年４月 25 日）するとともに、金融機関、中小企業団体、経営支援の担い手に対し、広く還元した。

２．認定支援機関による経営支援

24 年８月末に施行された中小企業経営力強化支援法（中小企業庁と共管）に基づき、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業に対し、経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

なお、26 年６月 30 日現在、21,893 件の認定支援機関を認定している（うち金融機関 482 件）。

３．中小企業等の経営支援に係る専門人材の活用

中小企業等の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みの検討に向けて、有識者、実務家や民間派遣会社等にヒアリングを行うなど実態把握に努めるとともに、金融機関による中小企業等に対する経営支援の促進の観点から、専門

人材の活用事例（ものづくり支援、創業支援、海外展開支援、販路拡大支援、全般的な経営支援）を取りまとめた事例集を 26 年４月 25 日に公表し、広く還元した。

４．中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第３部第９章第８節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第７節　東日本大震災への対応

Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策

１．個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成 23 年６月 17 日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年７月 15 日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられた（資料６－７－１～５参照）。同年８月１日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月 22 日よりガイドラインの適用が開始された。同年 10 月 26 日、24 年１月 25 日、同年 12 月 19 日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料６－７－６～８参照）

金融庁においては、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

また、25 年 12 月 10 日、金融庁より金融機関に対し、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、ガイドライン利用のメリット等を丁寧に説明すること、被災者の状況に応じて、ガイドラインの利用を、金融機関の側から積極的に勧めること等を要請している（24 年７月 24 日にも同様の要請を実施）。（資料６－７－９～10 参照）

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（26 年６月 27 日時点）

・個別の相談件数：5,177 件
・債務整理に向けて準備中：365 件
・成立件数：1,005 件

２．東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促している。

25 年 12 月 10 日には、被災者支援の一層の促進を図るため、金融庁は金融機関に対し、（ⅰ）被災者のおかれている状況をきめ細かく把握し、被災者のニーズに的確に対応すること、（ⅱ）被災事業者に機構等の役割・機能等について丁寧に説明するとともに機構等の積極的な活用を検討すること、（ⅲ）機構等を活用して被災事業者を

支援するにあたっては、金融機関が機構等と十分な連携を図りつつ、当事者意識を持って長期にわたる事業再生計画の遂行についてモニタリング・支援を行うことなどについて、改めて要請している。

(参考)　　(26年６月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設　立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年３月28日
買取決定	95先	110先	36先	18先	12先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設　立	24年２月22日
支援決定	449先

３.「資本性借入金」の活用を含む資金需要への対応について

（１）改定の趣旨・経緯

震災の復興過程で事業を再開・継続する企業については、震災の影響で資本が毀損している可能性があることから、資本の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

また、急激な円高の進行等により財務内容が悪化した企業についても、資本充実策が求められている。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、「資本性借入金」活用の環境を整備することにより、資本不足に直面している企業の経営改善に資するよう、23年11月22日、「資本性借入金」に関する金融検査マニュアルの運用の明確化（「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（ＦＡＱ)」の改定）を行った。

（２）改定の概要等

金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」（「資本性借入金」）について、「資本」とみなすことができる「条件」を、次のとおり明確化した。

①従来の「ＦＡＱ」では、特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「資本性借入金」とみなすことができる旨が記載されていたが、「資本性借入金」とみなすことができる「条件」を直接明記することとした。

②具体的には、

- 「償還条件」については、これまでは、「15 年」の制度のみが例示されていたが、これを「５年超」と明記した。
- 「金利設定」については、これまでは、「業績悪化時の最高金利が0.4%」の制度のみが例示されていたが、「『事務コスト相当の金利』の設定も可能」と明記した。
- 「劣後性」については、これまでは、「無担保」の制度のみが例示されて

いたが、一定の要件を満たせば、「必ずしも『担保の解除』は要しない」ことを明記した。

また、金融機関等を対象とした説明会で出された質問事項を踏まえて、「ＦＡＱ」を更新（24 年２月 17 日）する等、必要な環境整備は引き続き進めている。

Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、25 年３月期（12 金融機関）については、同年８月２日に、同年９月期（12 金融機関）については、26 年１月 31 日に報告内容を公表した。

Ⅲ　その他

○　金融上の措置の周知等

25 年７月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料６－７－11 参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

さらに、以下のとおり、内閣府大臣政務官（金融担当）が被災地を訪問し、地元金融機関等との意見交換等を行った。

（１）福岡大臣政務官による宮城県訪問

地元金融機関等と意見交換を実施するとともに、被災企業を視察した（25 年 12 月 17 日）。

（２）福岡大臣政務官による岩手県訪問

地元金融機関等と意見交換を実施するとともに、被災企業を視察した（26 年１月 28 日）。

第８節　消費者行政に関する取組み

Ⅰ　経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」こととされていることを踏まえ、平成22年３月30日、22年度から26年度までの５年間を対象とする新たな「消費者基本計画」が閣議決定された。

「消費者基本計画」では、重点的な取組みとして、①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援、②地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上、③経済社会の発展への対応が挙げられ、それぞれについて今後５年間に講ずべき具体的な施策が掲げられている。

Ⅱ　「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価

１．工程の明確化

「消費者基本計画」においては、「消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化」することとされており、22年９月、「消費者基本計画」の各施策について、工程表が作成された。

２．検証・評価

「消費者基本計画」においては、同計画を実効性のあるものとするために、盛り込まれた具体的施策の取組状況について、毎年度、十分な検証・評価を行うこととされている。このため、「消費者基本計画」の各施策につき、消費者委員会、消費者団体等から寄せられた意見も踏まえて検証・評価が行われ、その結果は、26 年６月、「平成25 年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。

また、「消費者基本計画」においては、検証・評価により必要となる「消費者基本計画」の見直しについて、閣議決定を行い公表することとされている。このため、上記の検証・評価の結果を踏まえた見直しが行われ、26年６月27日、「消費者基本計画」の改訂版が閣議決定された。

Ⅲ　「消費者基本計画」における金融庁関連の施策

「消費者基本計画」の改訂版には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料６－８－１参照）

【重点施策】

（１）　消費者教育の推進

①　消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定

②　地方公共団体における推進計画策定及び消費者教育推進地域協議会設置の取組みを推進・支援

（２） 詐欺的な投資勧誘等の被害の未然防止・拡大防止等

① 金融商品取引法等の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行

② 犯罪収益移転防止法等の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯罪ツール対策の強化

③ 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築

【具体的施策】

（１）消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

① 「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施

② 金融商品取引業者等について、投資家保護上必要な行政対応の実施

③ 未公開株取引等を利用した詐欺的商法に関する取締りの強化

④ CO_2排出権取引への投資に係る諸問題についての検討

⑤ 適格機関投資家等特例業務及び投資型クラウドファンディングについて投資家保護のための適切な措置

⑥ 無登録業者等による未公開株の販売等に関する裁判所への差止命令の申立て

⑦ 消費者信用分野における諸問題についての検討

⑧ 不正利用口座に関する金融機関等への情報提供の状況の公表、「預保納付金の具体的使途について」に基づく適切な対応

⑨ 偽造キャッシュカードによる被害防止に向けた注意喚起の実施、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進

⑩ 振り込め詐欺被害の未然防止、拡大防止、被害回復に向けた金融機関の取組みの促進

（２）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

① 学校における消費者教育に対する支援

② 社会教育施設等地域における消費者教育の推進

（３）消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

① 審議会の性格等に応じた生活者・消費者を代表する委員の選任

② 消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備

（４）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

① 「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施（再掲）

② 金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施

③ 金融サービス利用者相談室の在り方についての検証、役割の検討・拡充

第９節　金融経済教育の取組み

Ⅰ　概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム（平成 19 年４月 20 日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン（19 年 12 月 21 日、金融庁）に「金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上」が、消費者基本計画（22 年３月 30 日、閣議決定）に「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実」が、金融経済教育研究会報告書（25 年４月 30 日、金融庁）に「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」、「金融経済教育推進に係る諸課題」が、金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日、金融庁・財務省）に、「家計がライフサイクル等に応じた資産形成を行える環境の整備として、金融経済教育推進の取組み」が、更に、金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年６月 12 日、金融庁・財務省）に、「大学の教養課程をはじめ、ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ」、「有能な実務家教員の活用と、トップクラスの教員を集積する大学（院）の選別」が盛り込まれているとおり、政府全体としてその重要性が認識されているところである。

今後、当該報告書及び提言等を踏まえ、銀行、証券、保険、資産運用など、業界横断的に、金融経済教育の推進に取り組んでいく必要がある。（資料６－９－１参照）

Ⅱ　金融経済教育の推進

１．金融経済教育の取組み

金融経済教育を推進するため、25 年６月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画）、これまで３回開催された。概要は以下の通り。

第１回推進会議（25 年６月７日開催）において、「平成 25 年度の金融経済教育推進にかかる取組方針」が示され、金融経済教育研究会報告書において提示された諸課題について、役割分担と実施スケジュールが確認された。第２回推進会議（同年 12 月 16 日開催）において、当該取組方針について、各実施主体から取組み状況の中間報告が行われた。第３回推進会議（26 年６月３日開催）において、当該取組方針について、「金融リテラシー・マップ」（後述）の策定・公表などの最終報告が行われたほか、関係団体の連携のあり方、中立性・公正性の基準、今後の課題などについて議論が行われた。

２．金融リテラシー・マップの公表

金融経済教育研究会報告書において公表された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」が、金融経済教育推進会議において策定・公表された（26 年６月

18 日)。金融リテラシー・マップは、金融リテラシーのスタンダードであり、身に付けるべき内容が明確になることで、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能となる。(資料６－９－２参照)

３．大学における金融経済教育

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要性があるため、教養課程などにおいて、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行った。

26 年４月より、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、オムニバス形式のモデル授業を２大学において実施している(慶應義塾大学法科大学院「金融論」、東京家政学院大学「生活設計論」)。(資料６－９－３参照)

４．事前相談業務の開始

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(４分野・15 項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26 年５月 23 日より、金融庁金融サービス利用者相談室において、事前相談(予防的なガイド)を開始した。

５．消費者教育との連携

消費者教育を総合的・一体的に推進することを目指して、24 年 12 月、消費者教育の推進に関する法律が施行され、同法第９条に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」が定められた(25 年６月 28 日閣議決定)。「基本方針」には、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要と明記されており、「基本方針」に基づき、都道府県及び市町村が策定する消費者教育推進計画に金融経済教育を位置付けるよう働きかけを行った。

Ⅲ　金融経済教育の具体的な取組み状況

１．ガイドブック等の作成・配布

金融経済教育研究会報告書において提示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー(４分野・15 項目)」を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し、全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布した。

また、金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布し、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布した。(資料６－９－４参照)

２．シンポジウム等の開催

地域住民を対象に、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）を身に付けることをテーマとしたシンポジウムを関係団体と連携して那覇市、大阪市、仙台市、広島市、名古屋市の計５箇所で開催した。また、家計管理と生活設計について考える相談会を関係団体と連携して東京都で開催した。（資料６－９－５参照）

３．金融広報中央委員会との連携

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行っている。

４．金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（2013 年度　16 件）。（資料６－９－６参照）

５．後援・共催名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援・共催」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（25 事務年度　後援 23 件、共催１件）。（資料６－９－７参照）

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有を Tier１以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成 14 年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18 年９月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20 年 10 月 15 日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20 年９月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等（21 年３月９日公布、同年３月 10 日施行）

18 年９月末までとされていた機構による株式買取期限を 24 年３月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「２兆円」から「20 兆円」に拡大した（20 年度第２次補正予算で手当て、21 年度以降も継続）。

② 買取対象の拡大（21 年７月３日公布、同年７月６日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ＥＴＦ、Ｊ－ＲＥＩＴ及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長（24 年３月 31 日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、29 年３月末まで５年間延長した。

これらの措置を受け、25 事務年度（25 年７月～26 年６月末）において、機構は、651 億円（買取再開後の累計 9,842 億円）の株式等の買取りを行っている。

第３部　金融検査・監督等

第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第１節　オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

Ⅰ　金融検査・監督（モニタリング）の意義

金融庁は、銀行法等に基づき、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保を目的として、検査・監督権限を行使している。

これまでの検査・監督を通じて、金融機関の財務の健全性や法令遵守態勢等については、総じて整備されてきた。

一方で、現下の金融行政では、内外の経済・金融情勢の急速な変化に的確に対応し、デフレ脱却に向けた取組みを金融面からサポートしていくことが重要な課題となっている。

平成 25 事務年度においては、こうした課題に的確に対応するため、検査のあり方を中心にモニタリング態勢を見直し、オンサイトとオフサイトを効果的・効率的に組み合わせたモニタリングを行うこととした。

これにより、金融システムへの潜在的な脅威を早期に発見・対応するとともに、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促し、デフレからの脱却及び企業・経済の持続的成長への好循環を実現することが期待されている。

Ⅱ　金融モニタリング基本方針の策定（資料８－１－１参照）

金融庁においては、これまで、毎事務年度当初に、「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定・公表し、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示してきた。

25 事務年度においては、上述の金融行政上の課題等を踏まえ、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについてより深度ある実態把握を行うこととし、従来の「検査基本方針」に替え、両局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングについて、「平成 25 事務年度金融モニタリング基本方針」として取りまとめ、25 年９月公表した。

Ⅲ　検査・監督（モニタリング）の手法及び組織体制の見直し

25 事務年度においては、特に、以下のような手法及び組織体制の見直しを行った。

１．検査手法等の見直し

従来の検査は、一定の期間（例えば２～３年）ごとに、個別の金融機関に立ち入り、法令や金融検査マニュアルで規定した最低限の基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかを主に検証するというものであった。金融モニタリング基本方針では、検査と検査との間での経済金融情勢の変化や金融機関に共通する課題に対し適切に対応することや、金融機関自らがより優れた業務運営（ベスト・プラクティ

ス）を目指す動きにつながることを念頭に置いた、以下の新たな金融検査（金融モニタリング）の基本的方向性を明らかにし、モニタリング手法の見直し等に取り組んだ。

①金融機関・金融市場で何が起こっているかを、迅速に実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応

②重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）

③ミニマム・スタンダードの遵守だけではなく、ベスト・プラクティスに近づく観点からのモニタリングの実施

２．組織体制の見直し

上記の対応を可能とするため、検査局内のモニタリング体制を業態別・リスクカテゴリー別のチームに再編することとし、業態別チームにおいては、検査班毎に担当の金融機関を明確化し、立入検査時に限られないモニタリングを可能とする体制とした。

第２節　業態横断的な金融モニタリング

Ⅰ　マクロプルーデンス

平成 25 事務年度金融モニタリング基本方針に基づき、金融システムモニタリング（マクロプルーデンス）の一環として、金融機関からの徴求データや外部統計を用い、金融機関の融資動向や投資動向などについて、定期的に集計・分析を行い、当該分析の成果について、関係部署に対する情報還元を行った。

なお、当該分析の成果の一部は、金融モニタリングレポートの作成においても活用している。

（注）　26 年７月に同レポートを公表した。

Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的なモニタリング

経営管理、反社会的勢力やマネー・ローンダリングへの対応、金融機関による投資信託の窓口販売等の手数料ビジネス、ＩＴガバナンスなど、業態横断的な検証が必要なテーマについては、各金融機関の取組み状況等について、統一的な目線で実態把握を行った。

上記テーマの検証を行うため、外部専門家の活用を行うとともに、外資系金融機関などからもヒアリングを行い、ベストプラクティスについての知見の蓄積に努めた。

第３節　早期是正措置・早期警戒制度について

Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用

１．早期是正措置の趣旨（資料８－３－１参照）

平成10年４月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、

② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、

③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

２．発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第１項等）の１形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第２項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$（注）自己資本比率＝\frac{自己資本額（資本金等）}{リスクアセット額}$$

３．措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第１から第３までの３段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は４段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を３年から１年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年８月の省令等の改正で、国際基準行に対して25年３月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル３）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier１比率」及び「Tier１比率」を追加した（同年３月31日施行）。

	自己資本比率		措　置　の　内　容
	国際基準行	国内基準行	
第１区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 : ６%未満３%以上 【総自己資本比率】 : ８%未満４%以上	４%未満 ２%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 : ３%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 : ４%未満２%以上	２%未満 １%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第２区分の２	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満０%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満０%以上 【総自己資本比率】 : ２%未満０%以上	１%未満 ０%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第３区分	【普通株式等Tier1比率】 : ０%未満 【Tier1比率】 : ０%未満 【総自己資本比率】 : ０%未満	０%未満	業務の全部又は一部の停止

（注）普通株式等Tier1比率及びTier1比率については25年３月31日より段階的に適

用し、27 年３月 31 日より完全実施。

４．発動実績

25 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※　早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	０件
信用組合	69 件
系統金融機関	３件

（注）労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

Ⅱ　早期警戒制度について

１．趣旨（資料８－３－２参照）

14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年 12 月に「早期警戒制度」を整備した。

２．概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の３つの措置に加え、15 年３月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年６月末から新たに「信

用リスク改善措置」を追加した。

また、19 年３月末から実施されたバーゼル２の第２の柱への対応として、18 年３月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19 年４月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15 年８月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

金融商品取引業者に対しては、20 年４月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料８－３－３参照）

第４節　金融上の行政処分について

Ⅰ　行政処分の趣旨（資料８－４－１参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注１）を行っているところである。

平成 19 年３月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20 年４月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ　行政処分の業態別発動状況（資料８－４－２参照）

25 事務年度における行政処分の業態別発動件数（注２）は、以下の通り。

①	銀行等	:	５件【１件】
②	協同組織金融機関	:	１件【０件】
③	金融商品取引業者等	:	43 件【19 件】
④	保険会社等	:	０件【０件】
⑤	貸金業者	:	０件【０件】
⑥	特定目的会社	:	０件【０件】
⑦	前払式支払手段発行者	:	０件【０件】
⑧	資金移動業者	:	０件【０件】

（注１）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注２）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行も含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言･代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命も含む。）、損害保険会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人）、をいう。

（注３）【　】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第５節　反社会的勢力への対応について

Ⅰ　経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成 15 年 12 月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18 年７月 21 日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20 年 12 月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25 年 12 月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

Ⅱ　これまでの対応

１．暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18 年６月 20 日、第７回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年７月 21 日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19 年７月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

２．企業活動からの暴力団排除

（１）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。同年６月 19 日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年７月３日、第９回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（２）金融庁では、同年７月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20 年３月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25 年 12 月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26 年６月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（３）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定

した（融資取引：20 年 11 月、普通預金規定等：21 年９月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23 年６月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22 年４月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼動を開始したほか、25 年 11 月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

（４）金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21 年３月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22 年５月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年４月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年５月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25 年１月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年２月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

（５）生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23 年６月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24 年１月に公表した。また、25 年 11 月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年４月、７月に策定・公表した。また、同年 11 月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第６節　指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ＡＤＲ制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ＡＤＲ制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年８月２日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営態勢、紛争解決等業務の適切性及び紛争解決等業務の検証・評価等を評価項目とした監督を行うことで、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図っている。

26年６月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

（26年６月30日現在）

指定日	機関名	業務の種別
22.９.15	一般社団法人全国銀行協会	・　銀行業務 ・　農林中央金庫業務
22.９.15	一般社団法人信託協会	・　手続対象信託業務 ・　特定兼営業務
22.９.15	一般社団法人生命保険協会	・　生命保険業務 ・　外国生命保険業務
22.９.15	一般社団法人日本損害保険協会	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務
22.９.15	一般社団法人保険オンブズマン	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務 ・　保険仲立人保険募集
22.９.15	一般社団法人日本少額短期保険協会	・　少額短期保険業務
22.９.15	日本貸金業協会	・　貸金業務
23.２.15	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	・　特定第一種金融商品取引業務

第９章　預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き

第１節　監督指針・監督方針等

Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針等

１．主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針については、平成 17 年 10 月 28 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25 事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25 年８月２日）

25 年３月８日に公表された「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25 年８月２日より適用）。

（２）国内基準に係る自己資本比率告示の改正に係る改正（25 年 11 月 22 日）

26 年３月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25 年３月８日公布）を受け、自己資本の適切性・正確性等を企図して改正を行ったもの（26 年３月 31 日より適用）。

（３）「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正（26 年１月 31 日）

同ガイドラインについて、金融機関等による積極的な活用を促進し、融資慣行としての浸透・定着を図る観点から、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26 年２月１日より適用）。

（４）自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の改正に係る改正（26 年２月 18 日）

26 年３月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25 年３月８日公布）を受け、自己資本比率に関する開示に係る改正を行ったもの（26 年３月 31 日より適用）。

（５）銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正（26 年３月 31 日）

25 年６月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「25 年改正金商法」という。）により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

（６）銀行の監査役等に対するフィット＆プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正

（26 年３月 31 日）

25 年改正金商法により銀行法が改正され、銀行の監査役及び監査委員に対してフィット＆プロパー（適格性要件）等が導入されたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

（７）海外Ｍ＆Ａに係る子会社の業務範囲規制の緩和に係る改正（26 年３月 31 日）

25 年改正金商法により銀行法が改正され、銀行が海外Ｍ＆Ａを実施する場合には、一定期間に限り、子会社対象業務以外の業務を含む子会社を保有できることとされたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

（８）バーゼル委「リスクデータ集計諸原則」に係る改正（26 年６月２日）

25 年 11 月にバーゼル委が公表した「リスクデータ集計諸原則（以下「諸原則」という。）」について、グローバルなシステム上重要な銀行（G-ＳＩＢｓ）は、28 年初までの遵守が求められているところ、リスクデータの集計に必要なインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に諸原則の内容に留意して監督する旨を規定する等の改正を行ったもの（26 年６月２日より適用）。

（９）G-ＳＩＢｓ選定指標の開示に係る改正（26 年６月２日）

国際統一基準持株会社等のうち、レバレッジ比率の分母が二千億ユーロを超える場合等は、バーゼル委公表のインストラクションに従い、G-ＳＩＢｓ選定のための指標を適切に開示することを求める等の改正を行ったもの（26 年６月２日より適用）。

(10) 反社会的勢力への対応に係る改正（26 年６月４日）

25 年 12 月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26 年６月４日より適用）。

(11) 上場銀行における社外取締役設置に係る改正（26 年６月４日）

上場銀行等については、少なくとも１名以上の独立社外取締役の確保、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-ＳＩＦＩｓ）に選定された銀行持株会社については、例えば、委員会設置会社化、あるいは、主要な子銀行が非上場でも独立社外取締役の確保を促す改正を行ったもの（26 年６月４日より適用）。

（注）上記のうち、（１）～（３）、（５）及び（10）について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

２．25 事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応（資料９－１－１参照）

25 事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の３点を重点分野と捉え、主要行等との率直かつ

深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。また、金融モニタリング基本方針に基づき、オンサイト、オフサイト一体となったモニタリングを行っていくことにより、金融機関の実態や課題の把握に努めた。

（１）金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢で臨んだ。特に、主要行等においては、自らが果たすべき役割を十分に認識するとともに、急激な社会・経済の変化や国際規制の変更等にも対応するため、経営陣が責任ある経営判断を迅速に行う重要性が増しているとの認識の下、監督当局においても必要に応じて経営陣と議論を行い、①各主要行等が経営陣による適切なリーダーシップの下、ガバナンスやリスク管理態勢等の整備を行うよう求めること、②自行のビジネスモデルの持続可能性などに関しても適切な検証を行い、資本政策も含めた短期及び中長期の経営戦略を描くことができているか確認・更なる検討を促すこと、を掲げた。さらに、金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことを踏まえ、金融機関の自己規律の向上と監督当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつ質の高い監督行政を目指していく旨明記した。

（２）中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ新規融資を含む積極的な資金供給を行うことにより、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが求められている。

東日本大震災に対する金融面からの対応に関しては、24 事務年度に引き続き、①債務者の実情に応じて、貸付条件の変更等の相談や申込みに適切に対応しているか等を確認するとともに、②いわゆる二重債務問題への対応として、債務者からの相談・申出に、迅速かつ的確に対応しているかを確認した。また、復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に応えているかについても確認した。

25 事務年度を、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な１年と位置付け、中小企業円滑化法の終了後も、引き続き、中小企業にきめ細やかに対応し円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めることにとどまらず、借手企業に対して必要に応じ、外部専門家や外部機関、他の金融機関等と連携を図りながら積極的にコンサルティング機能を発揮するよう促した。また、財務面のアドバイスだけでなく、借手企業の経営課題について適切なアドバイスや仲介を行うほか、真に実効性のある経営再建計画の策定を支援しているか、株式会社地域活性化支援機構法の趣旨も踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資する適切かつ積極的な取組みが行われているか等の検証を行った。

そのほか、住宅ローンや消費者向け貸付け等、個人向けローンに対する取組みについても、ニーズを踏まえ、適切な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

また、引き続き、主要行等における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、重点的に検証するよう努めるとともに、企業の海外進出支援、エクイティの供給等を通じた創業・新事業の立上げ支援、プロジェクトファイナンスを通じたインフラ整備に対する支援、ＮＩＳＡや教育資金預金・信託等の新たな顧客ニーズに対応したリテール商品の提供など、主要行等に期待されている、他の業態にはない高度な金融商品・サービスの提供を行っているか、その際グループ全体でのシナジー効果が十分発揮されているか等について確認を行った。

（３）リスク管理と金融システムの安定

主要行等が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の健全性や金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で主要行等が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要である。このことを踏まえ、引き続きマクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①注視すべきリスク分野、②リスク管理手法の改善、③財務基盤の強化について特に留意し、各行の自主的な取組みを促した。また、国内外で大規模で複雑な業務を行っている金融グループについては、その経営状況の悪化等が金融システムに与える影響が大きいこと等から、マクロ・プルーデンスの観点を踏まえつつ、日銀や海外当局等と密接に連携しながら、深度ある監督を行った。特に、①グループガバナンスの強化、②バーゼル３等に対する対応、③再建・処理計画、④ストレステスト、⑤経営情報システム、⑥法令等遵守態勢、⑦人材管理といった項目に重点を置き監督を行った。

（４）顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令を遵守するだけでは足りず、法令の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められる金融機関として、顧客や世間の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③指標金利の信頼性・透明性の維持・向上、④身体障がい者等に配慮した態勢の整備等、⑤リスク性商品の販売態勢等の充実、⑥相談・苦情処理態勢の充実、⑦金融機能の不正利用の防止について、重点的に検証した。

Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針

１．中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16 年５月 31 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25 事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25 年８月２日）

25 年３月８日に公表された「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25 年８月２日より適用）。

（２）国内基準に係る自己資本比率告示の改正に係る改正（25 年 11 月 22 日）

26 年３月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25 年３月８日公布）を受け、自己資本の適切性・正確性等を企図して改正を行ったもの（26 年３月 31 日より適用）。

（３）「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正（26 年１月 31 日）

同ガイドラインについて、金融機関等による積極的な活用を促進し、融資慣行としての浸透・定着を図る観点から、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26 年２月１日より適用）。

（４）自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の改正に係る改正（26 年２月 18 日）

26 年３月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25 年３月８日公布）を受け、自己資本比率に関する開示に係る改正を行ったもの（26 年３月 31 日より適用）。

（５）銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正（26 年３月 31 日）

25 年改正金商法により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

（６）銀行の監査役等に対するフィット＆プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正（26 年３月 31 日）

25 年改正金商法により銀行法が改正され、銀行の監査役及び監査委員に対してフィット＆プロパー（適格性要件）が導入されたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

（７）海外Ｍ＆Ａに係る子会社の業務範囲規制の緩和に係る改正（26 年３月 31 日）

25 年改正金商法により銀行法が改正され、銀行が海外Ｍ＆Ａを実施する場合には、一定期間に限り、子会社対象業務以外の業務を含む子会社を保有できることとされたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

（８）反社会的勢力への対応に係る改正（26 年６月４日）

25 年 12 月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26 年６月４日より適用）。

（９）上場銀行における社外取締役設置に係る改正（26 年６月４日）

上場銀行等については、少なくとも１名以上の独立社外取締役の確保、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-ＳＩＦＩｓ）に選定された銀行持株会社については、例えば、委員会設置会社化、あるいは、主要な子銀行が非上場でも独立社外取締役の確保を促す改正を行ったもの（26 年６月４日より適用）。

２．25 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応（資料９－１－２参照）

25 事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と地域における金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の３点を重点分野と捉え、地域金融機関との率直かつ深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。また、金融モニタリング基本方針に基づき、オンサイト、オフサイト一体となったモニタリングを行っていくことにより、金融機関の実態や課題の把握に努めた。

（１）金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢で臨んだ。特に、25 事務年度は、必要に応じて経営陣と議論を行い、①地域金融機関が経営陣による適切なリーダーシップの下、ガバナンスやリスク管理態勢等の整備を行うよう求めること、②自行のビジネスモデルの持続可能性などに関しても適切な検証を行い、資本政策も含めた短期及び中長期の経営戦略を描くことができているか確認・更なる検討を促すこと、を掲げた。さらに、金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことを踏まえ、金融機関の自己規律の向上と監督当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつ質の高い監督行政を目指していく旨明記した。

（２）中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客

企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ新規融資を含む積極的な資金供給を行うことにより、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが求められている。

このため、25 年６月に閣議決定された「日本再興戦略」等も踏まえながら、地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組みを促していくことが重要であるとの認識の下、25 事務年度においては、地域金融機関における金融仲介機能の発揮に向けて、以下のような取組みを行った。

ア．東日本大震災からの復興に向けた金融面からの対応

（ア）被災地域の本格的な復興に向けて、被災地域の金融機関が、個々の被災者が置かれた状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案・実行等の支援を行っているか、また、被災地域の面的な復興・再生に向けた地元自治体等による取組みに積極的に参画しているかについて、重点的に確認した。さらに、復興需要が本格化する中で、復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に応えているかについても確認した。

（イ）いわゆる二重債務問題への対応として、被災事業者に対し、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともにこれらの機関の積極的な活用を検討しているかについて確認した。その際、信用保証協会の保証付き融資に関しても、被災者支援の観点から、これらの機関への持込みを前向きに検討しているかについて確認した。

また、被災者の状況を一層きめ細かく把握し、当該被災者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明するとともに、当該被災者の状況に応じてガイドラインの利用を積極的に勧めているかについて確認した。

（ウ）震災特例に基づく資本参加を実施している金融機関が、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に継続的に貢献していくよう、これらの金融機関の「経営強化計画」の履行状況を適切にフォローアップした。

イ．成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、13 項目の着眼点に基づき、重点的に検証することにより、地域金融機関による新規融資の積極的な取組みを促した。

ウ. 地域密着型金融の深化

これまでも地域金融機関において地域密着型金融の取組みが行われてきたところであるが、地域の利用者、地域の経済・社会への貢献につなげていくもの、また、金融機関自身にとっても財務の健全性等の向上を図っていくものとして、地域密着型金融を捉え、将来に向けて自らのビジネスモデルを構築するという視点に立ち、組織全体としての取組みを継続強化させていくことが重要であるとの観点から、各地域金融機関による地域密着型金融の取組み状況について、トップヒアリングをはじめとする各種ヒアリングの機会等を通じて確認した。

また、地域金融機関の深度ある取組みに対する動機付けや環境整備を図るため、以下の取組みを行った。

ａ. 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11 箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムにご参加いただいたほか、基調講演として我が国金融機関による中小企業のトップライン支援等に関する調査報告を実施するなど、シンポジウムの充実を図った（26 年２～３月）。

ｂ. 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて、中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した（26 年２～４月）。

エ. 中小企業に対する経営改善支援等

25 事務年度を、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な１年と位置付け、中小企業金融円滑化法の期限到来に当たり講ぜられた総合的な対策が官民あげて強力に推進されている状況に鑑み、各金融機関に対して、他の金融機関や外部専門家等と連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善計画の策定支援をはじめとする経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組むよう促した。

（３）リスク管理と地域における金融システムの安定

地域金融機関が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の財務の健全性や金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で地域金融機関が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要である。このことを踏まえ、引き続きマクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①注視すべきリスク分野、②

リスク管理手法の改善、③財務基盤の強化について特に留意し、各行の自主的な取組みを促した。

（４）顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められる金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③身体障がい者等に配慮した態勢の整備等、④リスク性商品の販売態勢等の充実、⑤相談・苦情処理態勢の充実、⑥金融機能の不正利用の防止について、重点的に検証した。

第２節　預金取扱金融機関の概況

Ⅰ　主要行等の平成 25 年度決算概況（資料９－２－１、２参照）

主要行等の 25 年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．　実質業務純益は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、債券等関係損益が大幅に減少したことなどにより、前期に比べ3,600億円減少の29,104億円となった。
２．　当期純利益は、実質業務純益が減少したものの、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ1,067億円増加の23,219億円となった。
３．　不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ1.1兆円減少の4.0兆円、不良債権比率は前期に比べ0.45%ポイント低下の1.33%となった。
４．　国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.52%ポイント低下の16.93%、Tier1比率は前期に比べ0.03%ポイント低下の13.12%となったものの、普通株式等Tier1比率は前期に比べ0.43%ポイント上昇の11.42%となった。
　国内基準行は25年度決算より新国内基準の適用を開始しており、自己資本比率は13.96%となった。

（注）国際統一基準行は 25 年３月期よりバーゼル３を段階的に適用。26 年３月期においては、経過措置の対象となっているバーゼル２適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

Ⅱ　地域銀行の平成 25 年度決算概況（資料９－２－３参照）

地域銀行の 25 年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．　実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、貸出金利息及び債券等関係損益の減少等により、前期に比べ 763 億円減少の 16,636 億円となった。
２．　当期純利益は、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ 2,552 億円増加の 10,709 億円となった。
３．　不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ 0.6 兆円減少の 6.2 兆円、不良債権比率は前期に比べ 0.35%ポイント低下の 2.72%となった。
４．　国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ 0.02%ポイント低下の 14.28%となったものの、Tier1 比率は前期に比べ 0.62%ポイント上昇の 12.63%、普通株式等 Tier1 比率は前期に比べ 0.61%ポイント上昇の 12.59%となった。
　国内基準行は 25 年度決算より新国内基準の適用を開始しており、自己資本比率は 11.04%となった。

（注）国際統一基準行は 25 年３月期よりバーゼル３を段階的に適用。26 年３月期にお

いては、経過措置の対象となっているバーゼル２適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

Ⅲ　再編等の状況

１．主要行等の再編等

25 年７月以降に行われた、主要行等における再編等は、以下のとおりである。

みずほ銀行株式会社
（内容）25 年７月１日、みずほコーポレート銀行（存続会社）とみずほ銀行（消滅会社）が合併し、「みずほ銀行」に商号変更。

２．地域銀行の再編等（資料９－２－４参照）

25 年７月以降に行われた、地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

株式会社紀陽銀行、株式会社紀陽ホールディングス
(内容)25 年 10 月１日に合併
新銀行名：紀陽銀行

３．外国銀行の参入

25 年７月以降、新たに支店に係る営業免許の付与を受け、営業を開始した外国銀行はない(26 年６月末現在、免許を付与され、営業を行っている外国銀行は 55 行)。

４．外国銀行の退出

25 年７月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

	認可日	認可実行日
ロイズ・バンク・ピーエルシー（英）東京支店	25 年８月 21 日	25 年９月 30 日
ラボバンクネダーランド（蘭）東京支店	26 年２月 24 日	26 年３月 28 日

Ⅳ　不良債権処理等の推移

１．不良債権の概念（資料９－２－５～７参照）

（１）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸

出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の４つの区分に分けて開示するものである（主要行については 11 年３月期より、地域銀行については 11 年９月期より、協同組織金融機関については 12 年３月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の３つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

（２）リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、３ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）と同様の基準に基づくものであり、10 年３月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11 年３月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

２．金融再生法開示債権等の現状（資料９－２－８～15 参照）

（１）金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

（単位：%、兆円）

	14 年 3月期	20 年 3月期	21 年 3月期	22 年 3月期	23 年 3月期	24 年 3月期	25 年 3月期	25 年 9月期	26 年 3月期
不良債権比率	8.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9
総与信	512.1	481.6	498.7	478.3	475.0	486.6	508.9	514.6	530.2
金融再生法開示債権	43.2	11.4	12.0	11.7	11.5	11.8	11.9	11.0	10.2
破産更生債権	7.4	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.7	1.5
危険債権	19.3	5.7	6.4	6.7	6.6	7.2	7.3	6.7	6.4
要管理債権	16.5	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.6	2.4
正常債権	468.9	470.2	486.8	466.6	463.5	474.8	497.0	503.6	520.0

（２）リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位：兆円）

20 年 3月期	21 年 3月期	22 年 3月期	23 年 3月期	24 年 3月期	25 年 3月期	25 年 9月期	26 年 3月期
11.2	11.6	11.4	11.3	11.5	11.7	10.7	10.0

３．不良債権問題への取組み（資料９－２－16、17 参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13 年４月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「２年・３年ルール」「５割・８割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注１）さらに、14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を 16 年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約２年半の間、強力に推進してきた結果、17 年３月期には主要行の不良債権比率は 2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

（注２）なお、17 年 10 月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「２年・３年ルール」、「５割・８割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第３節　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング（資料９－３－１参照）

Ⅰ　３メガバンクグループに対する金融モニタリング

３メガバンクグループについては、本邦金融システムにおいて中核的な役割を担っており、メインバンクとして本邦主要企業に金融サービスを提供するとともに、海外業務を拡大するなど、国際市場においてＧ－ＳＩＦＩｓと競合している。このため、３メガバンクグループはグローバルな金融機関と比べても遜色ない質の高い金融サービスの提供や、世界基準でのより優れた業務運営（グローバル・ベスト・プラクティス）及びリスク管理態勢を確立し、積極的な金融仲介機能の発揮と健全性の維持との両立を図ることが求められている。

こうした認識のもと、３メガバンクグループに対しては、平成25事務年度より試行として、これまでミニマム・スタンダードを満たしているかを中心とした検査を見直し、各グループに共通する重要課題を重点検証項目とし、検証項目毎に同一チームが統一目線で実態把握する水平的レビューを実施した。

なお、25事務年度は、主に、以下の検証項目について水平的レビューを実施した。

①　経営管理（ガバナンス）
②　融資業務
③　外貨流動性リスク管理
④　信託業務
⑤　反社会的勢力、マネー・ローンダリング（資金洗浄）への対応
⑥　投資信託販売業務態勢
⑦　ＩＴガバナンス

Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング

地域銀行のモニタリングについては、全ての金融機関に等しく求められるミニマム・スタンダードを満たしているかといった点の検証だけではなく、金融機関の規模・特性を踏まえつつ、業態に共通するテーマについて、実態の把握と分析、改善策の検討を行うことが必要である。その中で、優れた取組みが認められた場合には、その事例を銀行と共有し、各銀行の自主的な業務改善を促していくことは、業界全体のレベルアップにつながるものと期待される。

また、地域銀行の活動は、地域の経済や産業との関わりが強いことから、銀行の経営の健全性が将来にわたり保たれ、地域の企業や経済の活性化に持続的に貢献できるかとの観点からの検証も重要である。

企業への貢献の観点からは、融資についても、借手企業の財務データや担保・保証

に過度に依存した融資判断ではなく、借手企業等の事業の内容と将来性を的確に把握して判断を行っているかとの検証も有効である。

以上の問題意識を踏まえ、25 事務年度は、主に、以下のモニタリングを実施した。

① 同一地域で活動する複数の地域銀行を対象とした立入検査等を通じ、今後、人口減少や高齢化が更に進む中で、地域経済の活性化と両立する地域銀行のビジネスモデルの在り方についての議論。

② 商業銀行の融資の基本となる借手企業の事業性評価に関する検証。

③ 比較的規模の小さい銀行に対する立入検査等においては、与信集中の状況、有価証券運用の在り方等、金融機関の中長期的な健全性の確保の観点からの検証。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点については、個別の検査計画を策定し、立入検査を実施してきた。

しかしながら、①外国銀行在日拠点の規模やビジネスモデルは様々であり、したがってリスクも多様である、②また、経営方針や業務内容が、本部・本店やアジア地域本部の決定の影響を受け、急に変更される場合がある、③さらには、監督対象の拠点数が多いため（全 59 拠点）、当局の限られた人的資源の下、規模の小さな在日拠点の中には、その活動の実態把握がより一層必要な拠点も存在する、といった状況が認められた。

このような問題意識に立ち、25 事務年度においては、多様かつ変化のスピードの速い外国銀行の全体的な状況を的確かつタイムリーに把握するため、従来以上にオフサイト・モニタリングでの情報収集・分析を強化した。また、オフサイト・モニタリングで把握されたリスクの高い分野に重点を置いて（リスク・ベース）、立入検査（オンサイト・モニタリング）を行うなど継続的なモニタリングを導入・実施した。

具体的には、25 年９月に公表した金融モニタリング基本方針に基づき、①アンケートの配布・回収等によって外国銀行の基礎的な経営情報や健全性データを収集・分析し、②これらの分析を基に簡易なオンサイト・モニタリングを行うことにより、外国銀行がどのようなリスクを抱えているのかについて、リスク分析、リスクの特定と評価（リスク・アセスメント）を実施した。

また、監督カレッジや個別の面談等の機会を通じ、これまで以上に、母国当局やアジア地域本部を監督する金融当局との連携を強化するとともに、外国銀行本部・本店やアジア地域本部の経営陣等とのコミュニケーションの深化を図った。

Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

１．信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）

局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。平成26年３月末現在の信用金庫の数は、267金庫である（25年３月末現在の数は270金庫）。

25事務年度は、99金庫に対して検査を実施している。

２．信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施）している。26年３月末現在の信用組合の数は、155組合である（25年３月末現在の数は157組合）。

25事務年度は、46組合に対して検査を実施している。

３．労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、１の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。26年３月末現在の労働金庫の数は、13金庫である（25年３月末現在の数は13金庫）。

25事務年度は、労働金庫連合会、５金庫に対して検査を実施している。

別図９－３－２　労働金庫の検査を行う行政庁

地区／種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣 （８金庫）	主務大臣 都道府県知事 （５金庫）

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）労働金庫数は、26年３月末現在。

４．信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

26 年３月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が 35 連合会、信用漁業協同組合連合会が 29 連合会である（25 年３月末現在の数は、それぞれ、35 連合会、29 連合会）。

25 事務年度は、14 連合会等（内訳は、信用農業協同組合連合会６連合会、信用漁業協同組合連合会８連合会）に対して検査を実施している。

５．農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22 年 6 月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23 年 5 月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の３者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

25 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、22 組合に対して検査を実施している。

別図９－３－３　信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種類＼地区	都道府県の区域を超える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 （該当なし）	主務大臣 都道府県知事 （35連合会）	都道府県知事 （該当なし）
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 （該当なし）	主務大臣 都道府県知事 （29連合会）	都道府県知事 （１組合）
農業協同組合	主務大臣 （注２） （該当なし）	都道府県知事 （注３） （２組合）	都道府県知事 （注３） （729組合）
漁業協同組合	主務大臣 （該当なし）	都道府県知事 （注３） （５組合）	都道府県知事 （注３） （122組合）

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）信用事業（農業協同組合法第 10 条第１項２号及び第３号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第６項及び第７項の事業）については農林水産大臣及び内閣総理大臣、当該事業以外の事業については農林水産大臣となる。

（注３）都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

（注４）金融機関数は、26 年 3 月末現在。

第４節　預金等取扱金融機関に対する行政処分について

Ⅰ　銀行

・ラボバンクネダーランド東京支店（平成 25 年 10 月 29 日）

当庁の立入検査等の結果、当行在日支店の内部管理態勢に問題が認められたことから、銀行法第 47 条第２項及び第４項並びに第 26 条第１項の規定に基づき業務改善命令を発出した。

・みずほ銀行（25 年９月 27 日、同年 12 月 26 日）、みずほＦＧ（25 年 12 月 26 日）

当庁立入検査等の結果、提携ローンにおける反社取引について、経営管理態勢、内部管理態勢等に重大な問題が認められたことから、みずほ銀行に対し銀行法第 26 条第１項に基づき業務の一部停止命令（※）及び業務改善命令、みずほフィナンシャルグループに対し銀行法第 52 条の 33 第１項に基づき業務改善命令を発出した。

（※）25 年 12 月 26 日付命令のみ

Ⅱ　協同組織金融機関

・岩手県信用漁業協同組合連合会（26 年４月４日）

支店において発生した不祥事件について、水産業協同組合法第 122 条第１項の規定に基づく報告を求めたところ、不祥事件の発生を認識していたにもかかわらず、役員は不祥事件を隠蔽し、当局への届出を怠ったほか、理事会による牽制機能が働いていないなど、連合会の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められたことから、水産業協同組合法第 123 条の２第１項の規定に基づき、業務改善命令を発出した。

Ⅲ　日本振興銀行の破綻処理について

１．これまでの経緯

（１）日本振興銀行については、22 年９月 10 日、同行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第 74 条第１項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。

（２）一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13 日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。

（３）日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本 1,000 万円を超える

部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。

（４）23 年４月 25 日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への 1,041 億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への 656 億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から 529 億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年 10 月７日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する 581 億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額 460 億円）及び日本振興銀行に対する 95 億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額 751 億円）が行われた）。

（５）同年８月 23 日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社ＳＦＣＧの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役７名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。

（６）預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年９月 30 日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。

（７）同年 11 月 15 日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認可決定の確定は同年 12 月 14 日）。

（８）同年 11 月 28 日及び 12 月 19 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ 14 百万円及び 10 百万円）。また、同年 12 月 26 日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は 429 千円）。

（９）同年 12 月 26 日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。

(10) 24 年３月 23 日から同年４月２日までの間、再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者への第１回弁済が実施され、債権額の 39%相当額の弁済金の支払いが行われた。

(11) 同年７月 23 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63 百万円）。

(12) 同年８月 21 日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役４名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。

(13) 同年９月 10 日、日本振興銀行に対して、銀行法第 37 条第１項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第 75 条第１項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。

２．再生計画に基づく中間弁済（第２回弁済）について

26 年６月 23 日、清算法人から再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率 19%）を同年９月末以降順次実施することが公表された。第１回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、58%となる。

第５節　自己資本比率規制への対応

１．バーゼル２（資料９－５－１参照）

平成16年６月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制（バーゼル２）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年３月末よりバーゼル２が実施された。バーゼル２は、「最低所要自己資本比率」（第１の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第２の柱）及び「市場規律」（第３の柱）の３つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼル１）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

２．バーゼル３（資料９－５－２参照）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（いわゆる「バーゼル３」）を受け、24年３月に、国際基準行に対して自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25年３月期決算より、段階的な適用が開始されている。

３．新国内基準（資料９－５－３参照）

25年３月、バーゼル３（国際基準）を参考に、従来の最低自己資本比率（４％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案のうえ、国内基準に係る告示改正を行った。改正告示は26年３月期決算より、段階的な適用が開始されている。

４．要承認手法の承認実績（25事務年度）（資料９－５－４参照）

・信用リスク（先進的内部格付手法）…１持株会社及び２行
・信用リスク（基礎的内部格付手法）…１行
・オペレーショナル・リスク（先進的計測手法）…１持株会社及び１行
・オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）…１行

第６節　資本増強制度の運用状況

Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

１．資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成25年９月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月20日に、26年３月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年６月27日に報告内容の公表が行われた。（資料９－６－１～２参照）

２．公的資金の返済状況

25事務年度においては、公的資本増強行のうち、千葉興業銀行、りそなホールディングス及びあおぞら銀行から、合計で6,813億円の返済が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約12.3兆円）に対して、26年６月末時点で約11.6兆円が返済されており、残額は約0.7兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、すでに返済されている約11.6兆円に対し、約1.5兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

Ⅱ　金融機能強化法

１．資本参加の決定

25事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。（資料９－６－３～５参照）

26年3月実施：豊和銀行（160億円）、東京厚生信用組合（50億円）、
横浜中央信用組合（190億円）

２．資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、25年３月期（25金融機関）については、同年８月２日に、同年９月期（24金融機関）については、26年１月31日に報告内容を公表した。（資料９－６－６～７参照）

３．公的資金の返済状況

25事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき国の資本参加を行った金融機関のうち、北洋銀行、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）及び豊和銀行（注）から、合計で1,251億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,455億円）に対して、26年６月末時点で残額は4,850億円となっている。

（注）豊和銀行に対しては、90億円の返済後に、同日160億円の国の資本参加を行って

いる。

第７節　地域密着型金融の推進

Ⅰ　経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成19年８月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置付けて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23年５月16日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

Ⅱ　地域密着型金融の推進に係る取組み

１．基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

２．当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施したほか、地域金融機関における取組みを深化・定着させていくような動機付け・環境整備の施策として、以下の取組みを実施した。

（１）地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11 箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った（26 年２～３月）。

（２）各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した（26 年２～４月）。

（３）今後も、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、地域金融機関による地域密着型金融への取組みが、中長期的な視点に立って組織全体として継続して推進されるようフォローアップしていく。

第８節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

Ⅰ　対応

中小企業等の業況や資金繰りは改善傾向にあるが、引き続き厳しい状況が続いている。このような中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

１．中小企業金融等のきめ細かな実態把握

（１）中小企業等へのヒアリング・アンケート調査

平成 25 年９月～11 月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、25 年８月、11 月、26 年２月、５月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

（２）「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

２．金融機関に対する要請

（１）　金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、25 年 11 月 26 日及び 26 年３月４日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

（２）　文書による要請

25 年 11 月 26 日及び 26 年３月４日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に努めるよう要請する文書を発出した。

３．経営者保証に関するガイドライン

（１）「経営者保証に関するガイドライン」の策定

中小企業等の経営者保証には、思い切った事業展開や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題が存在しており、こうした課題の解決策の方向性を整理するため、中小企業庁と当庁が共同で「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、25 年５月、課題の解決策の方向性とともに当該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の報告書を公表した。

25 年８月、本報告書に示された方向性を具体化することを目的として、日本商工会議所と全国銀行協会が「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置し、同年 12 月、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として、「経営者保証に関するガイドライン」を策定・公表した（適用開始は 26 年２月）。（資料９－８－１参照）

（２）「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進

ガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

① 金融機関等に対し、所要の態勢整備に取り組むこと等を要請（25 年 12 月）（資料９－８－２参照）

② 中小企業庁と連携して、全国各地で金融機関、中小企業団体等に対して説明会を実施（26 年１月から２月）

③ ガイドラインの適用開始に併せて、監督指針と金融検査マニュアルを改正し、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記（26 年２月）（資料９－８－３参照）

④ 地域経済活性化支援機構の機能を拡充し、機構が経営者等の保証付債権等を買い取り、ガイドラインに基づき経営者の保証債務を整理し、経営者の再チャレンジを支援する業務を追加（26 年５月）

⑤ ガイドラインの積極的な活用を促進する観点から、広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表（26 年６月）（資料９－８－４参照）

４．地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第３部第９章第７節「地域密着型金融の推進」を参照。

Ⅱ　現状

１．貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21 年 12 月４日）から 26 年３月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、９割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に行われていると考えている。（資料９－８－５参照）

２．金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断Ｄ．Ｉ．」（Ｄ．Ｉ．＝「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、26 年６月期では＋11（対前年同月比＋５）となっている。（資料９－８－６参照）

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」（26 年５月調査）をみると、中小企業の業況の「現状Ｄ．Ｉ．」は▲22（対前年同月比＋13）、資金繰りの「現状Ｄ．Ｉ．」は▲15（対前年同月比＋16）となっている。（資料９－８－７参照）

３．融資残高等

26 年６月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比 1.8%の増加、中堅・大企業向けが同 3.1%の増加となっている。（資料９－８－８参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、動産・債権譲渡担保融資、ＡＢＬ等を推進している。（資料９－８－９参照）

第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

Ⅰ　被害及び補償の状況（資料９－９－１参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年３月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、23年度は482件、24年度は901件、25年度は271件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、95.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。

② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、23年度は5,338件、24年度は3,871件、25年度は3,283件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、33.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。

③ 盗難通帳による被害発生件数は、23年度は183件、24年度は141件、25年度は120件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、65.6%（件数ベース）を金融機関が補償している。

④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、23年度は162件、24年度は148件、25年度は1,903件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、89.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

Ⅱ　金融機関における対応状況（資料９－９－２参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年２月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。25年度は、各預金取扱金融機関の26年３月末時点でのＡＴＭ及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した。

（注）26年８月27日に概要を公表した。

第10節　口座不正利用対策

Ⅰ　金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年９月以降26年３月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は41,323件となっている。

なお、預金口座の不正利用防止について、金融機関との意見交換も適宜実施している。

Ⅱ　金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15 年９月以降 26 年３月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った41,323件のうち、金融機関において、22,690件の利用停止、14,717件の強制解約等を行っている。

第11節　振り込め詐欺への対応

平成25年９月６日に策定・公表した「平成25事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を監督上の重点事項とした。

また、26年２月、警察庁や全銀協と連携し、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込め詐欺を予防！」を作成、当庁ウェブサイトに掲載した。また、関係団体（経団連、日本商工会議所等）に対して、振り込め詐欺等が身近な危険であることについて、家族間で共有・注意喚起を行うよう、振り込め詐欺等の未然防止のための協力依頼を行った。

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

① 「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25年８月２日）

25年３月８日に公表された「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年８月２日より適用）。

② 銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正（26年３月31日）

25年改正金商法により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年４月１日より適用）。

③ 反社会的勢力への対応に係る改正（26年６月４日）

25年12月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26年６月４日より適用）。

第２節　信託会社等の新規参入（資料 10－２－１参照）

平成 16 年 12 月 30 日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、26 年６月 30 日現在、運用型信託会社７社、管理型信託会社８社及び特定信託業者６社（23 件）、自己信託１社、信託契約代理店 155 社（注）が参入している。25 年７月１日から 26 年６月 30 日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

①　運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は１社、廃業等による登録抹消は１社となっている。

② 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業の登録は２社、廃業等による登録抹消は 13 社となっている。

なお、登録した２社のうち、１社が銀行、１社が保険会社となっている。登録抹消した 13 社のうち、７社が一般事業会社、３社が銀行、１社が信用金庫、１社が信用農業協同組合連合会、１社が個人となっている。

（注）信託契約代理店 155 社のうち 132 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第３節　信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成25事務年度は、２社に対して検査を実施している。

第４節　信託会社等に対する行政処分

平成 25 事務年度における、信託会社等に対する行政処分の実績はない。

第５節　類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第 14 条第２項）、違反者には 30 万円以下の罰金が課せられる（信託業法第 97 条第３号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることとしている。

① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。

② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載することとする。

　また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

平成 25 事務年度は、商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者１先について、金融庁及び財務局のホームページ上で注意喚起を行った。

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　保険会社向けの総合的な監督指針・方針等

Ⅰ　保険会社向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針については、平成17年８月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

１．「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25年８月２日）

25 年３月８日に公表された「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年８月２日より適用）。

２．統合的リスク管理態勢に関する規定、保険募集態勢の規定の見直しに係る改正（26年２月28日）

保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）が採択した保険コアプリンシプル（ＩＣＰ）の改訂を踏まえた統合的リスク管理に関する規定の整備や、高齢者に対する保険募集に係る着眼点の追記のほか、所要の改正を行ったもの（26年２月28日より適用）。

３．保険代理店の使用人要件の明確化に係る改正（26年３月18日）

金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書に基づき、保険募集・販売ルールの見直しにかかる監督上の対応を図る一環として、保険代理店の使用人要件の明確化を図るため所要の改正を行ったもの（26年３月18日より適用）。

４．銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正（26年３月31日）

25年改正金商法により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年４月１日より適用）。

５．銀行の監査役等に対するフィット＆プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正（26年３月31日）

25年改正金商法により銀行法が改正され、銀行の監査役及び監査委員に対してフィット＆プロパー（適格性要件）が導入されたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26年４月１日より適用）。

６．反社会的勢力への対応に係る改正（26 年６月４日）

25 年 12 月に反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、被害者救済の観点を含めた個々の取引状況等にも考慮しつつ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26 年６月４日より適用）。

（注）上記のうち、１．、２．及び６．について、保険検査マニュアル等の改定を行った。

Ⅱ　25 事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応（資料 11－１－１参照）

25 事務年度においては、①保障・補償機能の適切な発揮、②リスク管理の高度化の促進（第４節に記載）、③顧客保護と利用者利便の向上の３点を重点分野と捉え、保険会社等の監督にあたった。

１．保険会社等に求められる役割と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政を目指し、監督に取り組んだ。

２．保障・補償機能の適切な発揮

保険会社等は社会生活上の様々な危険に対する保障・補償機能を提供することを通じて、国民生活や経済活動の基礎を提供するという重要な役割を担っており、財務の健全性や業務の適切性を確保することが求められている。また、保険業法等に基づく規律は基本的に共通であるが、保険会社等の業務規模は、経営統合や海外を含めた事業・地域の多角化など積極的なビジネス展開を図る大規模なグループから、少額短期保険業者や認可特定保険業者のような総じて小規模な事業者まで多種多様である。

以上を踏まえ、当局としては適切な保険金支払管理態勢の構築（①支払管理態勢、②請求案内態勢、③契約者の立場に立った取組み）について重点的に確認し、保険会社等に対し、①保険会社グループ、②中小規模の保険会社、③外国保険会社等、④少額短期保険業者、⑤認可特定保険業者、各々の属性に応じた対応を行った。

３．顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。特に、保険会社等においては、顧客に不測の事態に備えるための保障・補償機能を幅広く提供し、いざという時にその機能を迅速かつ確実に発揮しうることが求められる。このため、各社においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報の厳格な管理、募集及び保険金支払いにおける顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要である。

特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められ

る金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。また、顧客の相談や苦情は、顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。

以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③適切な保険募集態勢の確立（保険募集形態の多様化や大型化が進展するなかで、保険募集の態勢や保険会社等による保険募集人の管理・監督の体制、銀行窓販、高齢の顧客に対するきめ細やかな取組み）、④相談・苦情処理態勢の充実、⑤商品審査の実効性確保と迅速化、⑥不正利用の防止について重点的に確認した。

第２節　保険会社の概況

Ⅰ　平成26年３月期決算状況

１．生命保険会社（かんぽ生命を除く）（資料11－２－１参照）

（１）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、利息及び配当金等収入が増加したことなどから、３兆631億円（前年は２兆6,899億円）と増加した。

上記に加え、有価証券売却損益の改善を主因にキャピタル損益が改善したことなどから、当期純利益（純剰余）は１兆3,710億円（前年は１兆376億円）と増加した。なお、有価証券含み益は、19兆9,313億円（前年は19兆4,689億円）と増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均870.9%（前年比＋63.4%ポイント））。

２．損害保険会社（資料11－２－２参照）

（１）損益の状況

損害保険会社の本業における収益を示す保険引受利益をみると、正味収入保険料が増加したものの、26年２月の大雪被害の影響などにより、▲1,368億円（前年は▲550億円）と赤字幅が拡大した。

一方、有価証券評価損の減少や利息及び配当金収入の増加により、資産運用粗利益が5,983億円（前年は5,139億円）と増加したことなどから、当期純利益は2,111億円（前年は1,711億円）と黒字を確保した。なお、有価証券含み益は、４兆5,835億円（前年は４兆801億円）と増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均661.3%（前年比＋88.9%ポイント））。

Ⅱ　再編等の状況（資料11－２－３～７参照）

１．概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、26 年６月末現在における会社数は、生命保険会社 40 社、外国生命保険会社３社、損害保険会社 31 社、外国損害保険会社 22 社、免許特定法人１社、保険持株会社 10 社である。

２．主要会社の再編等

25 年７月以降、以下のような現地法人化が行われた。

旧保険会社等名	新保険会社名	移行日
アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー	アメリカンホーム医療・損害保険	26 年４月１日

第３節　保険会社に対する金融モニタリング（資料11－３－１参照）

保険会社のモニタリングにおいても、これまで行われてきた、全ての保険会社に等しく求められるミニマム・スタンダートを満たしているかどうかといった検証だけではなく、保険会社経営を巡る環境変化や、直面するリスクの変化を踏まえ、業態に共通するテーマについて実態の把握・分析を行い、課題を抽出して改善策の検討を行うことが必要となっている。

平成25事務年度においては、生保市場および損保市場でそれぞれ大きなシェアを占め、その動向が契約者等に大きな影響を及ぼす大手生保４社、大手損保３グループに対し水平的レビューを実施した。

また、主に代理店チャネルを中心として販売を行っている会社を対象に、各社の規模やリスク特性に応じ、立入検査を実施した。

第４節　統合的リスク管理態勢の整備・高度化について

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理（ＥＲＭ：Enterprise Risk Management）態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、平成23年以降「ＥＲＭヒアリング」を実施し、統合的リスク管理態勢の実態把握を行うとともに、その結果概要を公表することで、保険業界全体の統合的リスク管理の促進を図ってきた。

25事務年度においては、26年２月に「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、リスクとソルベンシーの自己評価（ＯＲＳＡ：Own Risk and Solvency Assessment）を含む統合的リスク管理態勢に関する指針を整備したほか、改正した監督指針に基づき「統合的リスク管理態勢ヒアリング」を実施した。

同ヒアリングでは、保険会社・保険持株会社がＯＲＳＡに関するプロセスをレポート化（ＯＲＳＡレポート）し監督当局に報告する制度の導入について検討を行うため、従来のＥＲＭヒアリングと同様に会社の規模や事業・リスク特性等を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社を対象に、試行的にＯＲＳＡレポートの作成及び提出を求めた。また、保険会社・保険持株会社における統合的リスク管理態勢の整備やＯＲＳＡレポートの作成に向けた取組みの参考に供するため、ヒアリングの結果概要を26年６月に公表した。（資料11－４－１参照）

第５節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであることから、近年、国際的にも、保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）等において、その枠組みの検討が行われている。また、我が国においても、実務上の様々な課題等について、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織と連携しつつ、検討を行い、平成 26 年６月、全保険会社を対象として、経済価値ベースの保険負債等を計算するフィールドテストの実施を公表した。（資料 11－５－１参照）

第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11－６－１参照）

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年４月１日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となり、併せて、これら「根拠法のない共済」の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。25事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、財務の健全性等に問題のある業者を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、15業者に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、４業者が新規に登録したことから、26年６月末現在の業者数は、78業者となった。

第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11－７－１参照）

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、本節において「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年３月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年５月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任している。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は７法人となった。25事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

また、同事務年度においては、１業者に対して検査を実施した。

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第１節　監督指針・監督方針

Ⅰ　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年９月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

１．個人向け店頭バイナリーオプション取引の状況等を踏まえた改正（25年７月３日）
　個人向け店頭バイナリーオプション取引について、内閣府令の改正に併せ、商品性や顧客管理等に係る留意事項を追加するほか、自主規制規則の内容を遵守しているかを監督上の着眼点として追加する改正を行ったもの（25年８月１日より適用）。

２．「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25年８月２日）
　25年３月８日に公表された「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年８月２日より適用）。

３．通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る状況等を踏まえた改正（25年８月９日）
　通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページ（顧客の注文時の価格と実際の取引約定時の価格との相違）について、店頭デリバティブ取引業者が対称的な取扱いを行う（スリッページにより顧客に生じる損益は、損益のいずれも顧客に還元するか、いずれも還元・転嫁しないか、のどちらかとし、損失を顧客に転嫁する一方で利益は還元しない、といった取扱いは行わない）ことを監督上の留意事項として追加する改正を行ったもの（25年８月９日より適用）。

４．ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）が導入されることを踏まえた改正（25年８月27日）
　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）が26年１月から導入されることを踏まえ、ＮＩＳＡがその制度趣旨に則って利用され、幅広い家計の資産形成支援と成長資金供給の両立が実現するよう、ＮＩＳＡを利用する取引の勧誘に係る留意事項（顧客に対する説明態勢の整備、制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供）を追加する改正を行ったもの（25年８月27日より適用）。

５．高齢顧客に対する金融商品の勧誘・販売に関するトラブルの発生等を踏まえた改正（25年12月16日）

高齢顧客に対する金融商品の適切な勧誘・販売態勢を確保する観点から、監督指針において、高齢顧客に対する金融商品の勧誘・販売に係る留意事項（日証協自主規制規則等を踏まえた社内規則の整備及び遵守、金融商品販売後の高齢顧客に対するフォローアップ）を追加する改正を行ったもの（25 年 12 月 16 日より適用）。

６．事業型ファンド持分の契約締結前交付書面の記載事項の追加に伴う改正（26 年２月 14 日）

事業型ファンド持分の販売を行う際に顧客にあらかじめ交付する契約締結前書面において、ファンドの資金の流れ等を記載事項とする内閣府令改正を行った。これを受け、監督指針においても契約締結前の書面交付に係る留意事項を追加する改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

７．25 年 12 月公表の「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた改正（26 年３月７日）

金融・資本市場活性化有識者会合が 25 年 12 月に取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」を受けて、営業員の業務上の評価に係る留意事項（営業員の業務上の評価が販売手数料等の収入面に偏重していないか）を追加する改正を行ったもの（26 年３月７日より適用）。

８．ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受けた改正（26 年３月 28 日）

ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受け、内閣府令の改正（金融グループ間での顧客等の非公開情報授受に係る書面同意要件の緩和等）とともに、監督指針において、法人顧客に対するオプトアウト（＝顧客が停止を求めるまでは金融グループ間での情報授受を認める制度）の機会の提供方法について柔軟化を行う改正を行ったもの（26 年４月１日より適用）。

９．反社会的勢力への対応に係る改正（26 年６月４日）

25 年 12 月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26 年６月４日より適用）。

10．無登録金商業に該当する行為の明確化に係る改正（26 年６月 27 日）

無登録による第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当する行為について明確化する改正を行ったもの（26 年６月 27 日より適用）。

Ⅱ　平成 25 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針（資料 12－１－１参照）

25事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、①市場仲介機能等の適切な発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の３点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等の監督にあたった。

１．金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に据え、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政について、特に重点的に取り組んだ。

２．市場仲介機能の適切な発揮

金融商品取引業者等は、投資者や資金調達者が市場にアクセスする際において、市場仲介者として機能することにより、円滑な取引を可能とする役割を担っている。これらの役割は、金融商品取引業者等が市場において果たすべき中核的な役割であり、高い公共性が求められている。適切な利用者保護を図りつつ信頼性の高い業務を遂行し、市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献等により、我が国の金融市場に対する投資者の信認を高め、金融市場の発展、更には我が国の経済の発展に寄与していくことが求められている。

以上を踏まえ、当局としては、①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備、②成長資金の供給拡大への貢献の促進、③ＮＩＳＡ導入に向けた販売態勢等の構築、④顧客情報・法人関係情報の管理の徹底、⑤証券取引の不正利用の防止、⑥指標金利への不適切な働きかけ等の防止に留意した。

３．リスク管理と金融システムの安定

金融商品取引業者等の収益環境は、24 年 11 月以降の株式市場の活況により委託手数料が増加しているほか、投資信託への資金流入が増加傾向にあること等から、足元では改善も見られるものの、海外の金融・経済動向など金融市場を取り巻く環境に引き続き留意を要する中、金融商品取引業者等においては、質の高いリスク管理を徹底することが重要である。

以上を踏まえ、当局としては、①証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進、②中小の証券会社（国内・外資系）、投資運用会社等の経営リスクへの備え、③各種ファンドへの対応に留意し、各金融商品取引業者等の監督対応を行った。

４．顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融商品取引業者等においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客保護の徹底による安心・信頼を確保しつつ、これをベースに、顧客のニーズを的確に反映し、創意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供して各々の競争力を高め、我が国市場の健全な発展に資するよう努める必要がある。

特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められ

る金融商品取引業者等として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。

以上を踏まえ、当局としては、①販売態勢等、②苦情・相談処理態勢、③業務の継続性（システム・ＢＣＰ）、④投資一任業者に係る対応、⑤外国為替証拠金取引に係る対応、⑥第二種金融商品取引業に係る対応、⑦格付会社規制への対応、⑧金融犯罪等への対応について留意した。

その際、金融商品取引業者等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努めた。併せて、金融商品取引業者等が、①どのような経営方針の下で、どのような金融商品・サービスをどのような属性の顧客に提供しようとしているか、②短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないか、③経営方針が営業現場で徹底されているかを経営陣を含め内部でチェックする態勢が整備されているか、についても注意を払った。

また、近時に発生したＭＲＩ問題等の一連の不祥事案を踏まえ、モニタリング体制の強化や情報分析の高度化を図り、限られた人的資源を的確かつ有効に活用しながら、より一層リスクベースでの監督を推進した。

第２節　第一種金融商品取引業

Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況

１．第一種金融商品取引業者の数の推移（資料 12－２－１参照）

（１）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成 25 年７月以降、１社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者２社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者８社が金融商品取引法第 29 条の登録を抹消されている。

これらの結果、26 年６月末現在における第一種金融商品取引業者数は 278 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第 28 条第１項第１号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、251 社となっている。

①　新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	登録の状況	登録年月日
ドットコモディティ㈱	○	新規登録	25 年８月７日
ＨＣアセットマネジメント㈱	○	変更登録	25 年 10 月 10 日
タワー投資顧問㈱	○	変更登録	25 年 11 月１日

②　金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	廃止等の状況	廃止等年月日
アストマックス投信投資顧問㈱	－	廃止	25 年７月 25 日
タワー証券㈱	○	事業譲渡	25 年 11 月 18 日
スター為替証券㈱	○	廃止	25 年 11 月 29 日
マン・インベストメンツ証券㈱	○	廃止	25 年 12 月 14 日
ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン㈱	○	廃止	26 年１月 15 日

Ｌｉａｉｓｏｎ　Ｊａｐｏｎ証券㈱	○	廃止	26 年２月５日
㈱セブンインベスターズ	―	廃止	26 年２月 28 日
かざか証券㈱	○	合併消滅	26 年３月１日

（２）特別金融商品取引業者

26 年６月末現在、金融商品取引法第 57 条の２第１項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、18 社となっている。

特別金融商品取引業者

ＳＭＢＣ日興証券㈱	クレディ・スイス証券㈱
ゴールドマン・サックス証券㈱	ＪＰモルガン証券㈱
シティグループ証券㈱	大和証券㈱
ドイツ証券㈱	日本相互証券㈱
野村證券㈱	バークレイズ証券㈱
ＢＮＰパリバ証券㈱	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱
みずほ証券㈱	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券㈱
メリルリンチ日本証券㈱	ＵＢＳ証券㈱
㈱ＳＢＩ証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ

（３）指定親会社

26 年６月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第 57 条の 12 第１項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス㈱及び㈱大和証券グループ本社の２社となっている。

２．国内証券会社の 25 年度決算概要（資料 12－２－２～３参照）

国内証券会社 234 社の 26 年３月期決算（単体）は、株式市況の活況により、株式委託手数料収入や投信販売手数料収入が増加し、黒字転換した前期よりさらに増収増益となった。

営業収益は、株式委託手数料が前期比 3,825 億円増の 8,170 億円（同 88%増）、投信販売手数料が同 369 億円増の 4,973 億円（同８%増）、トレーディング損益が同 1,993 億円増の１兆 1,020 億円（同 22%増）となり、全体として同 9,055 億円増の４兆 125 億円（同 29%増）となった。

一方、販売費・一般管理費は、市場の活況による取引量の増加に伴い取引関係費が前期比 1,509 億円増の 5,790 億円（前期比 35%増）となったものの、人件費が同

907 億円増の１兆 771 億円（同９％増）にとどまったため、全体として同 3,093 億円増の２兆 5,804 億円（同 14%増）と営業収益の増加に比して費用増加は小さかった。

以上のことから、経常損益は、前期比 5,749 億円増の１兆 1,719 億円（前期比 96%増）、当期純損益は、同 4,584 億円増の 9,031 億円（同 103%増）となった。

Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

25 年７月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、４社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

① 登録の取消及び業務改善命令　０件
② 業務停止命令及び業務改善命令　２件
③ 業務改善命令　２件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約につき、顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」、「純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況」、「業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況」、「自己売買による相場操縦行為」、「株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況」、「船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況」等となっている。

Ⅲ　投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月１日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年７月１日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（26 年６月末時点 249 社、基金規模約 559 億円）。（資料 12－２－４参照）

なお、日本投資者保護基金は、24 年３月 22 日の理事会において、丸大証券株式会社（３月 13 日付で登録取消し）について、金融商品取引法第 79 条の 54 に基づき、顧客資産の円滑な返還が困難であるとの認定を行った。

第３節　第二種金融商品取引業

Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況（資料12－３－１参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成26年６月末現在における第二種金融商品取引業者は1,267社となっている。

Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分

25 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、６社に対して登録取消し（業務改善命令を含む。）の行政処分を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為」、「顧客から出資を受けた金銭を流用する行為」等となっている。

第４節　投資助言・代理業

Ⅰ　投資助言・代理業者の概況（資料 12－４－１参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成 26 年６月末時点では、投資助言・代理業者数は 1,005 社となっている。

Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分

25 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、９社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが２件（業務改善命令を含む。）、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が７件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況等」、「無登録業者に名義貸しを行っている状況」等となっている。

第５節　投資運用業

Ⅰ　投資運用業者の概況

１．投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の４類型に分類される。

平成26年６月末現在の投資運用業者数は320社（投資信託委託業者89社、投資法人資産運用業者 55 社、投資一任業者 263 社、自己運用業者 30 社）となっている。（資料12－５－１参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

２．投資法人の推移

26 年６月末現在の登録投資法人は 61 社（不動産系 56 社、証券系５社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるＪ－ＲＥＩＴ）46 社が運用する資産残高の合計は、26年６月末で11兆7,965億円（前年比11.8%増）となっている。

25年７月以降、６件のＩＰＯを伴う新規上場があった。（資料12－５－２参照）

３．運用資産の推移

25年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は26年６月末で公募投信83兆5,640億円（前年比12.7%増）（株式投信68兆7,801億円（同13.6%増）、公社債投信14兆7,839億円（同8.8%増））、私募投信41兆9,505億円（同14.3%増）（株式投信40兆7,688億円（同 12.7%増）、公社債投信 1 兆 1,817 億円（同 121.3%増））となっている。（資料 12－５－３参照）投資一任契約資産残高については、26 年３月末で 168 兆 2,490 億円（同 8.88%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,759億円となっている（25事務年度に提出された事業報告書を基に集計）。

Ⅱ　投資運用業者に対する行政処分

25 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ５社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消し（業務改善命令を含む。）が１件、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が２件、業務改善命令が２件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「善管注意義務違反」、「投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示をする行為」、

「特別の利益を提供する行為」及び「忠実義務違反」等となっている。

※投資一任業者に対する一斉調査等

ＡＩＪ投資顧問事案を受け、金融庁では、24 年２月から投資一任業者への一斉調査を実施するとともに、証券取引等監視委員会では、当該調査等を踏まえ、24 年４月から投資一任業者に対する集中的な検査として、47 件の投資一任業者に対する検査を実施した。

その結果、24、25 事務年度において、６社について、投資一任契約に係る善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたとして、証券取引等監視委員会による勧告を受けた。金融庁では、当該６社に対し、業務停止命令等の行政処分を行った。

第６節　登録金融機関、金融商品仲介業者

Ⅰ　登録金融機関の概況

平成26年６月末現在における登録金融機関数は、1,104社となっている。（資料12－６－１参照）

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、25年７月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ　金融商品仲介業者の概況

26年６月末現在における金融商品仲介業者数は、817社となっている。（資料12－６－１参照）

なお、25年７月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

第７節　信用格付業者

Ⅰ　信用格付業者の概況（資料 12－７－１参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成 26 年６月末現在における信用格付業者は７社となっている。

Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人

26 年６月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の３第２項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、52 法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（26 年６月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	16 法人
スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	13 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	23 法人

第８節　適格機関投資家等特例業務届出者

Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が１名以上及びそれ以外の者（いわゆる一般投資家）49 名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成 26 年６月末現在、これらの届出業者は 3,592 者（うち、適格機関投資家等特例業務届出者は 3,045 者、特例投資運用業者は 667 者である。

（注）重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、届出業者数と同一にはならない。

Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

25 年７月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、24 者の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者 11 者、虚偽の告知等を行った者が 14 者となっている。

（注）重複して警告を行っている業者がいるため、その内訳である無登録で金融商品取引業を行う者数及び虚偽の告知等を行った者数を合計した数値は、警告を行った業者数と同一にはならない。

なお、警告に至った内容等は「49 名を超える一般投資家への自己募集及び自己運用を行っていた（無登録）」、「ファンドの勧誘資料等において、実態とは異なる虚偽の運用手法や出資金管理を記載し、一部期間を除き、運用も一切行っていなかった（虚偽告知及び投資者保護上問題ある行為）」等となっている。

第９節　認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第 79 条の７の規定に基づき、平成 26 年６月 30 日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

なお、「社団法人 生命保険協会」は、22 年９月 15 日付で指定紛争解決機関に指定されたことに伴い、認定投資者保護団体業務に係る苦情・あっせんの新規受付を 22 年９月 30 日で終了し、23 年 10 月１日をもって当該業務の廃止をしている。

（26 年６月 30 日現在）

認定日	団 体 名	所 在 地
22 年１月 19 日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町２－１－13

（注）　指定紛争解決機関制度の施行に伴い、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」（指定日：23 年２月 15 日）が指定紛争解決機関として指定されている。

第10節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

Ⅰ　相談件数の状況等

平成25事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、3,395件となっており、その年齢別内訳は60代以上が多数（90%）を占めている。

また、未公開株取引やいわゆる集団投資スキーム（ファンド）の取引に関する相談件数も、減少はしているものの、引き続き高い水準で推移しており（23事務年度3,421件→24事務年度3,423件→25事務年度1,202件）、金融商品取引業者（登録業者）や適格機関投資家等特例業者（届出業者）による問題事例も含まれている。

相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等や、複数の業者が共謀して未公開株等を購入させる、いわゆる「劇場型」勧誘の事例が目立つ。また、最近では投資対象として海外の「マンション所有権」や「農地の権利」など、（金融商品には該当しない）様々な投資商品についての悪質な勧誘事例が報道されているほか、無登録の海外所在業者が、インターネットに日本語ホームページを開設する等により、外国為替証拠金取引（ＦＸ取引）の勧誘を行っている事例が見受けられる。

Ⅱ　対応

詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、被害の防止に向けた以下の取組みを実施している。

① 金融商品以外の様々な投資商品についてトラブルが発生していることを踏まえ、25年８月、ウェブサイトにおいて、カンボジアの「マンションの所有権」や「農地の権利」、「エネルギー資源」などへの投資について注意喚起。
② 投資詐欺をはじめとする振り込め詐欺等の被害を水際で防止する観点から、25年10月、詐欺的投資勧誘の主な事例等を記載したリーフレット「これは投資詐欺の可能性！」を作成し、金融機関に対し、同リーフレットの活用や、店頭での預貯金の引出しや振込手続き等の際に、職員から高齢者等への声掛けを積極的に行うことなどを要請。
③ 公的機関の職員を装った投資勧誘等による詐欺被害が高齢者を中心に多発していることを踏まえ、26年１月、ラジオＣＭでその旨の注意喚起（政府広報）。
④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連

携の強化。

⑤　無登録の海外所在業者との外国為替証拠金取引（ＦＸ取引）において、トラブルが発生していることを踏まえ、26 年６月、ウェブサイトにおいて、無登録の海外所在業者による勧誘について注意喚起。

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている（25 事務年度は３件の申立てを行った）。

第 13 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第１節　事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　貸金業者向けの総合的な監督指針

１．貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成19年11月７日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）システムリスク管理態勢の強化等に係る改正（25年７月５日）

貸金業者において、コンピューターシステムを用いて業務を大量処理している業者が見られる現状等を踏まえ、システムリスク管理態勢に関する監督上の着眼点を追加するとともに、個人信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢構築の強化のための監督上の着眼点等を追加したもの（25年７月５日より適用）。

（２）「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25年８月２日）

25年３月８日に公表された「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年８月２日より適用）。

（３）「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正（26年１月31日）

同ガイドラインについて、金融機関等による積極的な活用を促進し、融資慣行としての浸透・定着を図る観点から、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年２月１日より適用）。

（４）グループ会社間貸付け等に係る貸金業規制の適用の見直しに係る改正（26年３月18日）

グループ会社間貸付け等について、貸金業法施行令等の改正により、一定の議決権保有等の要件の下に貸金業規制の適用除外とされることに伴い、グループ会社間貸付け等のみを行う貸金業者が貸金業登録を抹消した場合における監督上の対応を規定したもの（26年４月１日より適用）。

（５）反社会的勢力への対応に係る改正（26年６月４日）

25年12月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26年６月４日より適用）。

Ⅱ　貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、26年３月末現在、2,113業者（うち財務（支）局長登録302業者、都道府県知事登録1,811業者）となり、25年３月末から104業者減少した。

Ⅲ　貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、25 事務年度は、65 業者に対して検査を実施している。

Ⅳ　貸金業者に対する行政処分

25 事務年度中において、財務（支）局長登録の貸金業者に対する行政処分はなかった。

Ⅴ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料 13－２－１参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21 年６月 18 日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも１回行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 34 第１項）、25 事務年度においては、25 年 11 月 17 日に実施した。

Ⅵ　貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21 年 10 月５日より登録申請の受付を開始している。

なお、26 年６月末現在、46,647 人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅶ　登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22 年９月 30 日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23 年１月から登録講習を実施している。

同講習は毎年１回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 63 第１号）、25 事務年度は、計 14 回実施している。

Ⅷ　指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第３段階施行（21 年６月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、26 年６月末時点で次の

事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年３月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番７号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41－１

第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況

平成22年４月１日に施行された「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・ＩＣ型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

25年７月５日にシステムリスクに係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、26年６月４日に反社会的勢力による被害の防止に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、それぞれ、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　５　前払式支払手段発行者関係」を改正した。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	24年３月末	25年３月末	26年３月末
自家型発行者	706	732	765
第三者型発行者	1,084	1,068	1,050
合計	1,790	1,800	1,815

Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施（注）しており、25事務年度は、149業者に対して検査を実施している。

（注）従来の「前払式証票の規制等に関する法律」における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、資金決済法の施行（22年４月）により、自家型発行者にも検査対象が拡大された。

Ⅲ　前払式支払手段発行者に対する行政処分

25事務年度中において、前払式支払手段発行者に対する行政処分はなかった。

Ⅳ　前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが新たに義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から26年６月末までに515件実施されている。

Ⅴ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（３月末と９月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の２分の１以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（２年10月１日）から26年６月末までに45件実施されている。

（24事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
㈱まるみつ	関東財務局	25事務年度

（25事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
㈱ミヤスズ	関東財務局	未実施

Ⅵ　資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年１月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達によ

り銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

25年７月５日にシステムリスクに係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、26年６月４日に反社会的勢力による被害の防止に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、それぞれ事務ガイドラインを改正した。

26年６月末現在の資金移動業者数は35業者となっている。

Ⅶ　資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、25事務年度は、７業者に対して検査を実施している。

Ⅷ　資金移動業者に対する行政処分

25事務年度中において、資金移動業者に対する行政処分はなかった。

第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き

Ⅰ　ＳＰＣ等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成９年６月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年６月に成立し、同年９月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年５月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年５月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年５月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（ＳＰＣの登録・届出件数）

	24年３月末	25年３月末	26年３月末	26年６月末
新法ＳＰＣ	899社	835社	759社	747社
旧法ＳＰＣ	３社	２社	２社	２社

（注１）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。
（注２）新法ＳＰＣとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたＳＰＣをいい、旧法ＳＰＣとは、特例旧特定目的会社をいう。

Ⅱ　資産の流動化の状況

（億円）

	23年９月末	24年９月末	25年９月末
資産対応証券の発行残高等	113,470	110,609	98,640
(1) 新法ＳＰＣ	113,181	110,336	98,478
(2) 旧法ＳＰＣ	288	273	162
① 不動産	54,779	53,031	50,257
② 不動産の信託受益権	46,832	45,759	38,164
③ 指名金銭債権	7,192	7,650	6,943
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,788	3,327	2,445
⑤ その他	879	841	832

（注１）毎年９月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。
（注２）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」（以下「法」という。）は、平成３年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたＳＰＣスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

不動産特定共同事業者の数は、26年６月30日現在80社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が25社、国土交通大臣許可業者が１社、都道府県知事許可業者が54社である。また、みなし業者の届出を行っている業者は５社ある。

第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成 13 年６月に法案が成立し、同年 10 月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、26 年６月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は 198 法人となっている。（資料 13－６－１参照）

第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年６月20日に成立し、20年12月１日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

25年７月５日にシステムリスクに係る内部管理態勢等の適切な整備及び災害における金融上の措置の適切な運用を図るため、26年６月４日に反社会的勢力による被害の防止に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、それぞれ事務ガイドラインを改正した。

電子債権記録機関は、26年６月末現在４社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年６月24日
ＳＭＢＣ電子債権記録株式会社	22年６月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年９月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年１月25日

第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、２以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第８条第４項第１号」）。

平成 26 年３月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、123 グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17 年６月 24 日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18 年７月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング

Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が検査を実施しており、平成26年３月末現在の数は52協会である（25年３月末現在の数は52協会）。

25事務年度は、13協会に対して検査を実施している。

別図13－９－２　信用保証協会の検査を行う行政庁

区域／種類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 （47協会）	主務大臣・市町村長 （５協会）

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）信用保証協会数は、26年３月末現在。

（注３）都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（26年３月末現在）。

Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料13－９－1参照）

15年４月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15事務年度から検査を実施している。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、リスクの所在を想定し、必要と認められる検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとした。

25事務年度は、２機関に対して検査を実施している。

（参考）政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡保生命保険管理機構の８機関をいう。

第 14 章　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月１日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

本法は、その後の経済状況の変化に対応しつつ、制度面・資金調達面での支援をこれまで以上に拡充し、国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促していくとともに、ベンチャー等の成長企業による新事業展開、地域中小企業の活性化等を後押しするため、23 年５月に改正され、①公正取引委員会との協議制度、②会社法の特例による組織再編手続の簡素化・多様化を図るための措置、③事業再編等を行う事業者に対する長期資金の調達支援のための融資制度の創設等が行われた（同年７月１日施行）。

また、上記の改正に伴い「主要行等向けの総合的な監督指針」他５つの監督指針において、所要の改正を行った（23 年９月６日改正、同日より適用）。

本法は、産業競争力強化法の施行に伴い、26 年１月 20 日に廃止されている。

なお、25 事務年度において、金融庁が行った事業再構築計画の認定（産業活力再生特別措置法第５条第１項）は０件である。

第15章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

Ⅰ　本制度導入以降の状況

１．本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月１日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画（第３回フォローアップ）」において、「ＩＴ革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」こととし、更にこれを踏まえ、13年３月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした（注）。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年７月16日より本制度の運用を開始することとしたところである。

（注）16年３月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

２．本制度の見直し

（１）15年３月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があった場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年７月４日に以下を内容とする細則の改正を行った。

① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認める。

② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。

（２）また、16年３月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進３か年計画」において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省における細則の見直しが掲げられたことから、同年５月14日に以下を内容とする細則の改正を行った。

① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。

（３）さらに、「金融改革プログラム」（16年12月24日公表）において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの１つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年６月７日から同年７月４日にかけ、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月７日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。
① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記する。
② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。

（４）加えて、「規制改革推進のための３か年計画」（19年６月22日閣議決定）を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正（19年６月22日閣議決定）や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」（19年６月13日公表）を踏まえ、19年７月２日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。
① 対象法令（条項）の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

３．本制度の活用促進に向けた取組み
（１）「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの１つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、以下の取組みを実施した。
① 細則の英訳（仮訳）を作成・公表（17年２月）
② アクセスＦＳＡによる広報等により、本制度の概要を周知（17年３月）
③ アクセスＦＳＡによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知（17年11月）

（２）また、19年７月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

① 関係業界団体に対し改正通知文を発出（19年６月）
② 記者レクの実施（19年６月）
③ アクセスＦＳＡによる広報等により、改正内容を周知（19年７月）
④ 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知（19年７月）

Ⅱ　本制度の手続き

１．対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（許可等を受けないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（届出等を行わないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの：新規事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか
④ 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、照会の対象とすべきものと判断される場合：その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

２．照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人（照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等）が、当該照会に係る法令の条項（前記１．の①～④に記載された条項）を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる（なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う）。

照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。

また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある（ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である）。

３．照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項

③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠
④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

４．回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

５．回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「６．回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合：原則60日以内
② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合：30 日を超える合理的な期間内
③ 他府省との共管法令に係る照会の場合：原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年３月27日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

６．回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類似の照会
⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

７．公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

８．回答実績

金融庁では、25事務年度において、対象となる照会に対して６件の回答を行っており、制度導入からの累計は55件となっている。

第16章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続

Ⅰ　本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年３月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年４月１日より運用を開始した。

Ⅱ　本照会手続の概要

１．照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

（注）ここにいう事業者団体とは、「金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る）」を指す。

２．照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）

② 事実関係の認定を伴う照会でないこと

③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること

④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

３．照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

① 照会は書面（電子的方法を含む）をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。

② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するもの

とする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記２．の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

ア．照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点

イ．照会に関する照会者の見解及び根拠

ウ．照会及び回答内容が公表されることに関する同意

４．回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として２ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、２ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

５．公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする（但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない）。

６．本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトに本制度の概要を掲載しているほか、17年３月には業界団体との意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

７．回答実績

制度導入からの累計は４件（25事務年度における照会は１件）。

８．その他利用上の留意点

（１）ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

（２）回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第17章　疑わしい取引の届出制度

Ⅰ　疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から収受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料17－１参照）

Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況

１．届出の状況

平成25年１月から12月までの１年間に、金融機関等から344,147件（前年比16,366件減）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成25年 警察庁 犯罪収益移転防止管理官 年次報告書」より

２．研修会の開催

警察庁との共催により、25年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

３．疑わしい取引の届出等の徹底の要請

ＦＡＴＦ声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第 18 章　課徴金納付命令

Ⅰ　課徴金制度について

１．経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成 17 年４月（公認会計士法については 20 年４月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（１）金融商品取引法

① 不公正取引

（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布又は偽計）

② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑤ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑥ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑦ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

⑧ 情報伝達・取引推奨行為（25 年６月改正、26 年４月施行）

（２）公認会計士法

① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17 年４月１日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

２．課徴金納付命令までの手続（資料 18－１参照）

（１）金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金

融庁長官に提出する。

③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

（２）公認会計士法

① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ　課徴金納付命令等の状況（資料 18－２参照）

25 事務年度においては、不公正取引事件 40 件及び開示書類の虚偽記載等事件８件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

１．課徴金納付命令の実績

（１）金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
18 事務年度以前	18 件	４件	22 件
19 事務年度	21 件	10 件	31 件
20 事務年度	15 件	11 件	26 件
21 事務年度	42 件	９件	51 件
22 事務年度	20 件	23 件	43 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件
24 事務年度	29 件	９件	38 件
25 事務年度	40 件	８件	48 件

（２）公認会計士法

20 年４月の制度導入以降、課徴金納付命令の実績はない。

２．審判期日の実績

（１）（株）ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦

（平成 24（判）38）

25 年２月５日　開始決定

25 年９月 12 日　審判期日

25 年 12 月 10 日　課徴金納付命令

（２）（株）フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦

（平成 25（判）12）

25 年６月 27 日　開始決定

25 年 11 月 20 日　審判期日
26 年１月 23 日　課徴金納付命令

（３）公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による（株）オストジャパングループ株式に係る内部者取引
（平成 25（判）23）
25 年 10 月 29 日　開始決定
26 年１月 10 日　審判期日
26 年２月 28 日　課徴金納付命令

（４）（株）オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引
（平成 25（判）16）
25 年８月 30 日　開始決定
26 年２月 13 日　審判期日
26 年４月 18 日　課徴金納付命令

（５）日本風力開発（株）に係る有価証券報告書等の虚偽記載（平成 24（判）41）
25 年３月 29 日　開始決定
26 年３月 26 日　第１回審判期日
26 年４月 22 日　第２回審判期日
26 年８月 28 日　課徴金納付命令

（注）これまでに審判期日が開催され、25 事務年度中に審判手続が終結したもの。

第19章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第１節　金融モニタリングレポート

平成25事務年度の金融モニタリング基本方針に基づき、新しい金融モニタリングの実施を通じて得られた主な項目の検証結果や課題を「金融モニタリングレポート」として初めて取りまとめた。具体的には、本レポートでは、メガバンクや地域銀行など業態別の金融モニタリングの検証結果や課題認識のほか、業態横断的に実施した水平的レビューのモニタリング結果等についても取りまとめた。

本レポートにより、金融機関、市場関係者、金融サービスの利用者との間で様々な議論が行われる契機となり、より良い金融サービスの提供等につながっていくことを期待している。

（注）　26年７月に同レポートを公表した。

第２節　金融検査結果事例集

金融庁は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例を取りまとめ、公表してきている。

平成25事務年度においては、25年７月から26年６月までの間に通知された検査結果を中心に事例を選定の上、公表に向け取りまとめた。

（注）26年７月に「25事務年度版」を公表した。

第３節　検査モニター制度

立入検査中もしくは立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

平成 25 事務年度においては、同事務年度に実施した立入検査に関するオフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を公表に向け取りまとめた。

（注）26 年９月に集計結果を公表した。

（参考）検査モニター制度の概要

１．オンサイト検査モニター

①　金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に、代表者等から直接意見聴取を行う。

なお、金融庁主担検査に財務局幹部が、財務（支）局等主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。

②　オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、調整を行う。

③　意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

２．オフサイト検査モニター

①　オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。

②　アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の２回に分けて実施する。

③　提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後 10 日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から 10 日目までの間を目安とする。

④　寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行う。

⑤　アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。

⑥　アンケート結果については、集計を行い、１年に１回程度公表する。

第４節　意見申出制度（資料19－４－１参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年１月から実施されている。

17年７月からは、本制度の中立性・公平性・透明性の向上の観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会の外部委員として、専門家４名を招聘し、その後21年１月には、外部委員を６名増員し、10名体制とした（26年６月末時点では９名体制）。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、25検査事務年度末までに41機関より申出があり、その内訳は、銀行22件、協同組織金融機関10件、保険会社２件、貸金業者５件、その他（証券会社等）２件となっている。

申出内容については、379事案の申出のうち、資産査定に関するものが全体の約８割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約42%となっている。

（参考）意見申出制度について

①対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の実施する全ての金融検査。

②対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③提出期限

原則として立入終了後２週間以内（期限が土休日に当たる場合、その翌営業日）とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤提出先

被検査金融機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

⑥審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

⑦審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第５節　検査情報の受付について

Ⅰ　概要（資料 19－５－1 参照）

金融庁及び財務（支）局では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、検査を実施している金融機関名を公表し、ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス、郵送を通じて、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」（注）を設置している。

（注）平成 26 年９月現在は「金融モニタリング情報収集窓口」に一部変更した。

Ⅱ　情報の受付状況

１．受付件数

平成 25 検査事務年度の総受付件数は、560 件となっており、そのうち、預金等取扱金融機関に関する情報が 195 件（35%）、保険会社に関する情報が 320 件（57%）、金融機関名や情報内容が不明なもの等が 45 件（８%）となっている。

２．業態別の主な情報

（１）預金等取扱金融機関については、投資信託や変額年金保険等の販売に際しての商品性やリスクの説明に関するもの、融資の申込みや諸手続きの苦情・相談等への対応に関するもの、顧客情報の漏洩や不正使用等に関するもの、本人確認に関するもの、信用リスク管理に関するもの、システム管理に関するもの、内部監査態勢に関するものなど、多様な情報が寄せられている。

（２）保険会社については、保険募集に際しての重要事項未説明等の禁止行為や名義借り等の不適当な行為に関するもの、保険事故の認定や査定等に係る保険金の支払いに関するもの、契約情報の漏洩や不正使用等の顧客情報管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第４部　国際関係の動き

第 20 章　金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2008 年の秋以降本格化した世界的金融危機を受け、2008 年 11 月に第１回G20 首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20・ＦＳＢ（金融安定理事会）・各基準設定主体といった様々な場において、金融危機の再発防止に向けた金融規制改革が議論されてきており、これまでに多くの合意がなされてきている。そして、これらの合意が実施段階を迎えるにあたって、規制の不整合から生じる市場の分断が生じないよう、当局間で十分に調整を行うことが課題となっている。当庁は、こうした国際的な合意の実施・課題の対処に係る取組みに積極的に参画している。

第１節　首脳・閣僚級の国際会議（G20）

Ⅰ　概要

2007 年夏に生じた、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱に対しては、Ｇ７（７カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）やＦＳＦ（金融安定化フォーラム）を中心に、金融市場の安定化、金融システムの強化に向けた国際的な取組みが進められてきた。しかし、2008 年９月のリーマン・ショックをきっかけに、金融市場の混乱が一段と深刻化したことを受け、新興国も交えた首脳レベルの会合を開催すべきとの議論が高まった。こうした中、2008 年 11 月に先進国・新興国の首脳が一堂に会し、第１回G20 首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合（金融サミット）」がワシントンで開催され、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等について議論が行われた。

その後、G20 は、国際経済協力の「第一のフォーラム」として定例化され、近年は年に一回の首脳レベルの首脳会合（サミット）と、年に数回の財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合が行われている。その中で、金融規制改革は主要課題の一つとして位置付けられており、金融危機を繰り返さないための議論がなされている。

※G20 メンバー：Ｇ７（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合

Ⅱ　活動状況

１．2013 事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況

①　G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2013 年７月 19―20 日、ロシア・モスクワ）

②　G20 首脳会合（2013 年９月５－６日、ロシア・サンクトペテルブルグ）

③　G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年 10 月 10－11 日、米・ワシントンD.C.）

④　G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014 年２月 22－23 日、オーストラリア・シドニー）

⑤　G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014 年４月 10－11 日、米・ワシントンD．C.）

２．2013 年９月のG20 首脳会合で合意された事項

2013 年９月５－６日にロシア・サンクトペテルブルグで開催されたG20 首脳会合では、金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。

（１）バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革等の国際的な合意の完全な実施にコミットすることの再確認。

（２）店頭デリバティブ市場改革の実施に関し、規制当局が、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく相互の規制及び執行枠組みの質により正当化されるときは、相互の規制にゆだねることに合意。

（３）シャドーバンキングセクターの監視・規制に関し、問題となる主体や活動について、そのもたらすシステミック・リスクにふさわしい、強化され、包括的な監視・規制に向けた早急な進捗のための明確な期限や行動に係る作業を記載した明確なロードマップ（付属書）に合意。

（４）金融機関の破綻処理に関し、ＦＳＢに対して、他の基準設定主体と協議しつつ、

①　2014 年末までに、グローバルなシステム上重要な金融機関の破たんの際の損失吸収能力の充実性に関する提案を評価し、策定するよう要請。

②　2013 年末までに、グローバルなシステム上重要な非銀行・非保険金融主体を特定するためのメソドロジー（市中協議案）を策定するよう要請。

（５）金融指標改革のための作業を調整するＦＳＢの公的部門運営グループの設立を支持。

（６）規制改革の進展が新興市場・発展途上経済に与える影響について、ＦＳＢが引き続きモニタリング・分析し、報告することを奨励。

（７）その他、会計基準の収斂、金融機関による格付けへの過度な依存の低減等の各金融規制改革の課題の更なる進捗を期待。

Ⅲ　当庁の対応

我が国は、国際金融規制改革について、

① 中長期的に強固な金融システムを構築するとともに、成長資金の供給に支障をもたらさないバランスの取れた規制とすること、

② 規制導入にあたっては、十分な経過期間を確保した上で、着実に実施すべきものであること、

が重要であると主張してきた。

我が国は、これまでの国際合意に従って、バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革を実施してきたほか、引き続き、金融システムの安定及び金融危機の再発防止に向けて、国際的な金融規制改革の議論などに積極的に参加・貢献していく。

第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）

Ⅰ　概要

１．沿革

1997 年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」（contagion）した経験を背景に、1999 年２月のＧ７での合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（ＦＳＦ：Financial Stability Forum）が設立された。金融安定理事会（ＦＳＢ：Financial Stability Board）は、2009 年４月のG20 ロンドン・サミットの合意を踏まえ、ＦＳＦが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものである。ＦＳＢの発足会合は 2009 年６月に開催された。2013 年１月には、ＦＳＢはスイス法上の非営利法人として法人格を取得した。なお、ＦＳＢは 2014 年 11 月のG20 ブリスベン・サミットまでに代表権構造の見直しを検討する予定となっている。

２．目的

ＦＳＢは、

① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、

② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、

③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視

などを主な目的としている。

３．組織

（１）メンバーシップ

ＦＳＢは、全てのG20 に所属する国及び地域、さらに香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局（監督当局、財務省、中央銀行）のほか、関係国際機関、金融分野の国際基準設定主体などから構成され、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。ＦＳＢの議長は、カーニー英中銀総裁が務めている。

（２）ＦＳＢの構成

ＦＳＢは、本会合を最終的な意思決定会合としており、わが国においては、前述の通り、金融庁、財務省及び日本銀行がそれぞれ座席を有している。ＦＳＢ本会合の下には、運営委員会（Steering Committee）、複数の常設委員会（Standing Committee）等の部会が設置されており、それぞれＦＳＢに参加している各国当局のハイレベル実務家等により構成されている。また、必要に応じて、様々な専門部会が設置されており、個別具体的なテーマについての検討

が行われている。

また、ＦＳＢは、金融システムの脆弱性及び金融システムの安定化に向けた取組みについて、ＦＳＢメンバー当局と非ＦＳＢメンバー当局との意見交換を促す観点から、アジア・アメリカ・欧州・中東及び北アフリカ・サブサハラアフリカ・ＣＩＳ諸国の６つのＲＣＧ（地域諮問グループ）を設置している（当庁の河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）がアジアＲＣＧの共同議長を務めている。任期は2013年７月からの２年間）。

Ⅱ　活動状況

１．概要

2013事務年度においては、計３回のＦＳＢ本会合が開催された。

２．2013事務年度のG20首脳会議（サンクトペテルブルク・サミット（2013年９月））に対する主な報告事項等

・「バーゼルⅢ規制改革の実施状況モニタリングに関するG20首脳向け報告書」（2013年８月27日公表）
・「シャドーバンキングの監視と規制の強化」（2013年８月29日公表）
・格付依存の抑制に向けた各国当局及び基準設定主体の取組みに関する報告書（2013年８月29日公表）
・店頭デリバティブ市場改革の進捗報告書（2013年９月２日公表）
・報酬慣行に関する進捗報告書（2013年８月26日公表）
・「「大きすぎて潰せない」問題の終結に向けた進捗と今後の取組み」（2013年９月２日公表）
・長期投資に影響を及ぼす金融規制改革の要因についての現状報告（2013年８月29日公表）
・金融指標改革の監視・監督に関する進捗報告書（2013年８月29日公表）

等

３．国際基準の遵守強化に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、ＦＳＢは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、ＦＳＢメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてＦＳＢメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、2013年は、格付依存の抑制に関するテーマ別レビューが実施された。現在、Ｇ－ＳＩＦＩｓの監督枠組みに関するレビューが進行中。国別レビューは、ＩＭＦによるＦＳＡＰの金融関連指摘事項についての実施状況を中心にレビューを行うもので、これまでに11カ国に対するレビューが完了している。2014年は、中国、オランダ、ロ

シア、トルコ、サウジアラビアの５カ国を対象に実施。

第21章　金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）及び保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）が、業態横断的には、前章掲載のＦＳＢのほかジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第１節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

Ⅰ　概要

１．沿革

バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974 年６月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975 年、G10 中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（ＢＩＳ: Bank for International Settlements）本部において年４回程度開催されており、事務局もＢＩＳ内に設置されているが、中央銀行の集まりであるＢＩＳとは独立した存在として位置付けられている。

２．目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

①　国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定

②　銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

３．組織（資料21－１－１参照）

（１）メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20 が国際経済協力の枠組みとして本格稼動を始める中で 2009 年３月及び６月に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中国、仏、独、香港特別行政区、インド、インドネシア、伊、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英及び米の銀行監督当局及び中央銀行から構成されている。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2011 年７月からはスウェーデン中央銀行のイングベス氏が務めている。

（２）小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（ＰＤＧ： Policy Development Group)、監督・基準実施部会（ＳＩＧ: Supervision and Implementation Group)、会計専門家部会（ＡＥＧ：Accounting Experts Group）等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の銀行監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

４．性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

Ⅱ　活動状況

１．概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針等を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

（１）バーゼルⅢ

2008 年９月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はＧ20 首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010 年 11 月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年 12 月、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

自己資本比率については、普通株式等 Tier１比率が従来の２％から、最低水準とバッファーで７％と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られているが、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013 年１月から段階的に実施し、2019 年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

また同時に、リスク・ベース規制の補完としてのレバレッジ比率及び二つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）の導入が定められており、2013 年１月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015 年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初 60%とし、翌年から 10%ずつ引き上げ 2019 年に 100%とする）こととなった。

（２）システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関（ＳＩＦＩｓ：Systemically Important Financial Institutions）に対する規制・監督上の措置については、2010 年 11 月にG20 ソウル・サミットへ提出・公表されたＦＳＢ報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関（Ｇ－ＳＩＦＩｓ：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ：Global Systemically Important Banks）の①特定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011 年 11 月に規則文書が公表された。追加的資本上乗せ規制については、2016 年１月から段階的に適用が開始され、2019 年１月までに完全実施される予定である。

また、2012 年 10 月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（Ｄ－ＳＩＢｓ： Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する 12 の原則を示した枠組み文書が公表された。

（３）その他

バーゼル委員会は、各国におけるバーゼルⅢ規制の着実な実施を促すため、その状況を調査・評価することとしており、2012 年 10 月には我が国におけるバーゼルⅢの実施状況に関する報告書を公表した。この中で、我が国の国内規制は国際合意を遵守していると総合的に高く評価された。

２．最近の主な動き

（１）バーゼルⅢの合意されたスケジュールに沿った実施

レバレッジ比率については、2014 年１月に、その枠組と開示要件に関する最終規則文書が公表された。

安定調達比率については、2014 年１月に、その見直しに関する市中協議文書が公表された。

（２）システム上重要な銀行に対する対応

グローバルなシステム上重要な銀行については、2013 年７月、バーゼル委員会より、2011 年公表の規則文書を更新した文書が公表された。

また、2013 年 11 月、ＦＳＢから、Ｇ－ＳＩＢｓの暫定リストが公表された。暫定リストの公表は、2011 年に続き３回目となる。

（３）その他

2014 年４月、大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組についての最終規則文書が公表された。

第２節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）

Ⅰ　概要

１．沿革及び現状

（１）証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて198機関（2014年６月末現在）となっている。ＩＯＳＣＯの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。

（２）我が国は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてＩＯＳＣＯに加盟した。現在は、金融庁が、2000年７月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

（３）ＩＯＳＣＯは毎年１回年次総会を開催しており、2013年は９月にルクセンブルクで開催された。次回は、リオデジャネイロで2014年９月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

２．目的

ＩＯＳＣＯは、以下の３つを目的としている。

①　投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと

②　投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと

③　各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

３．組織（資料21－２－１参照）

（１）総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年１回、年次総会時に開催

される。

（２）代表理事会（IOSCO Board）

代表理事会は、2012 年５月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、ＩＯＳＣＯのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅡ参照）。

代表理事会は、当庁を含む 32 当局で構成されている。現在の議長は、2013 年３月のシドニー会合において金融庁 河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）の任期満了に伴い選任されたオーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）メドクラフト委員長である。副議長は、カナダ・オンタリオ州証券委員会（ＯＳＣ）ウェッツトン委員長と、マレーシア証券委員会（ＳＣ）シン委員長の２名が務めている。

＜参考：代表理事会に統合された過去の主な会議体＞

○ 理事会（Executive Committee）

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された９の普通会員で構成されていた。

○ 専門委員会（Technical Committee）

専門委員会は、理事会により設置されたＩＯＳＣＯの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する 18 の当局（当庁を含む）で構成されていた。

また、当庁の河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）は、2011 年４月のケープタウン総会において同委員会議長に選定され、2012 年５月の北京総会において代表理事会が設立されるまでの間、同委員会の議長を務めていた。

（３）地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の４つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年２回程度開催されている。現在の議長は、香港証券・先物取引監察委員会（ＳＦＣ）オルダーＣＥＯである。

４．ＩＯＳＣＯの性格

ＩＯＳＣＯは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている（ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたＩＯＳＣＯ多国間情報交換枠組み（以下「ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵ」という。）については、2010 年６月の代表委員会決議により、2013 年１月までにすべてのメンバーがＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

５．我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。2014 年６月には、会計・監査・開示に関する委員会（Committee １）の会合を東京で開催した。

Ⅱ　活動状況

１．概要

ＩＯＳＣＯは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵの推進）に重点を置いており、G20 首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、ＩＯＳＣＯメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

２．会計・監査・開示に関する委員会（Committee １）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（ＩＦＲＳ）及び国際監査基準（ＩＳＡ）等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを発出しているほか、ＩＦＲＳ諮問会議（ＩＦＲＳ　ＡＣ）及び国際監査・保証基準審議会の諮問助言グループ（ＩＡＡＳＢ　ＣＡＧ）等を通じて基準設定プロセスにも参画している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点から、開示原則等の策定を行っている。2013 年９月には、ＩＯＳＣＯとＩＦＲＳ財団との協力プロトコルが締結され、会計基準の開発及び適用の分野における両者の協力が確認された。

３．流通市場に関する委員会（Committee ２）

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2013 年 12 月には、市場の健全性及び効率性を促進する提言を示した最終報告書「市場構造の変化に伴う監督上の課題」、各国の規制当局及び取引市場に対する取引手数料モデルとその規制についての調査結果をまとめた「取引手数料モデルとその取引行動への影響」と題する報告書を公表した。

４．市場仲介者に関する委員会（Committee ３）

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2014 年１月には「顧客資産保護に関する勧告」と題する最終報告書を公表し、リーマンブラザーズ破綻の事例や、ＭＦグローバル破綻の事例を踏まえ、市場仲介者の顧客資産保護のための原則を策定したほか、証券会社におけるノンバンク G-SIFI 選定手法等について検討を行っている。

５．法執行・情報交換に関する委員会（Committee ４）

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。現在は主に、信頼できる抑止力に係る検討を行っている。

また、Committee ４と同時で開催されるＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵの審査グループ（ＳＧ）において、ＭＭＯＵ署名申請当局の審査を行っている。ＳＧでは、ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵのＢ署名当局（審査基準を満たさなかった当局）が署名当局となることを目指し、審査作業を行っている。2013 年２月には未署名当局のリストを公表した。また、2013 年９月には未署名当局に対する更なる措置について公表した。

６．投資管理に関する委員会（Committee ５）

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等資産運用業界の諸課題、ＭＭＦ等のシャドーバンキングの諸課題、資産運用業界におけるノンバンク G-SIFI 選定手法等について検討を行っている。2014 年６月には「資産運用業における信用格付会社への依存の低減に係るグッドプラクティス」と題する市中協議報告書を公表した。

７．格付会社に関する委員会（Committee ６）

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2013 年７月には、「信用格付会社に係る監督カレッジ」と題する最終報告書を、2014 年２月には、「信用格付会社の行動規範」と題する市中協

議報告書を公表した。

８．商品先物市場に関する委員会（Committee ７）

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。2012 年６月のG20 ロスカボス・サミットの要請を受け、2012 年10 月に「石油価格報告機関に関する原則」を公表し、実施状況の評価を行っている。

９．金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee ８）

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013 年６月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るＩＯＳＣＯの役割や戦略的取組等について検討を行っている。2014 年５月には、「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」と題する市中協議報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）

エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）は、証券当局がシステミック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2013年10月には、「証券市場のリスク・アウトルック2013-2014」を公表した。

11. アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はＩＯＳＣＯにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2013 年９月には「『ＩＯＳＣＯ証券規制の目的と原則』 原則６、７の実施状況に係るテーマ別レビュー」と題する最終報告書を公表した。

Ⅲ　その他

１．証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）（1997 年）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）（2001 年）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）（2002 年）、オーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）（2004 年）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）（2005 年）並びにニュージーランド証券委員会（2006 年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。なお、2006 年１月には米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。また、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）（2011 年）とは、格付

会社に関する当局間の協力のための書簡の交換、欧州の証券監督当局 29 当局（2013 年）とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）（2014 年）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名をそれぞれ行った。更に 2006 年５月、ＩＯＳＣＯ･ＭＭＯＵに署名するための申請を行い、ＩＯＳＣＯによる審査を経て、2008 年２月に署名当局となった。2014 年６月末現在、103 の証券当局がＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

２．金融指標改革に係る議論

ＩＯＳＣＯは、2013 年７月、ＬＩＢＯＲ（ロンドン銀行間取引金利）等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、金融指標のガバナンス・透明性・説明責任等に係る諸原則を記載した最終報告書を公表した。

第３節　店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

Ⅰ　概要

2009 年のピッツバーグ・サミットにおいて、遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての店頭（ＯＴＣ）デリバティブ契約について、以下の事項を行うことに合意した。

（１）　中央清算機関（ＣＣＰ）を通じた決済
（２）店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（ＴＲ）への報告
（３）取引所又は電子取引基盤（ＥＴＰ）を通じた取引

これを受けて、ＩＯＳＣＯ等の国際基準設定主体で国際原則が策定されるとともに、各国においても規制が整備・実施されている最中である。

Ⅱ　活動状況

１．ＦＳＢ 店頭デリバティブ作業グループ（ＯＤＷＧ）

上記合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革（2012 年末期限）の進捗状況をモニタリングする目的で設立され、半期毎に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。直近では 2014 年４月に第７次報告書が公表されている。

２．店頭デリバティブ主要当局者会合（ＯＤＲＧ）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（ＳＥＣ）・商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）の呼びかけにより設置された非公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2012 年 12 月、「クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明」を公表した。また 2013 年４月、G20 ワシントン会合向けに、これまでのＯＤＲＧでの議論の概要に関する報告書を提出した。

３．マージン規制作業部会（ＷＧＭＲ）

中央清算機関（ＣＣＰ）で清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、ＣＣＰへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてＣＣＰの利用を促進するという観点から、ＢＣＢＳとＩＯＳＣＯが共同作業部会（ＷＧＭＲ）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで 2012 年７月（第一次）及び 2013 年２月（第二次）の二度にわたり市中協議文書を公表し、2013 年９月に最終報告書を公表した。

４．ＣＰＳＳ－ＩＯＳＣＯ

G20 の提言を踏まえ、ＩＯＳＣＯとＢＩＳの支払･決済システム委員会（ＣＰＳＳ：Committee on Payment and Settlement Systems）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直

しを実施し、2012 年４月にこれらを１つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（ＦＭＩ原則）を公表し、同原則の実施状況のモニタリングを行っている。2013 年８月、2014 年４月にそれぞれ、実施状況のモニタリング報告書を公表したほか、さらに 2013 年８月には、ＦＭＩのための再建に関する報告書の市中協議報告書が公表された。

2013 年 10 月には、ＣＰＳＳ－ＩＯＳＣＯによる清算機関のための定量的な情報開示基準の市中協議報告書が公表された。

第４節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）

Ⅰ　概要

１．沿革

保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ：International Association of Insurance Supervisors）は、1994 年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約 150 機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998 年よりメンバーとして参加している。

２．目的

ＩＡＩＳは、1994 年に以下の目的のために設立された。

① 国際整合的な保険監督原則の設定を通じた効果的かつ透明性の高い保険監督の促進

② 保険監督原則等の実施や監督協力等による健全な保険市場の育成

③ 保険契約者保護に資する金融及び保険市場の安定への貢献

④ その他の基準設定主体や金融監督当局との連携　等

３．組織（資料 21－４－１参照）

（１）総会

総会はＩＡＩＳの全てのメンバーで構成されており、毎年１回、年次総会に合わせて開催される。

（２）執行委員会

議長は、ピーター・ブラウミューラー（オーストリア金融市場機構　保険年金金融監督局長）、共同副議長は、森成城（金融庁総務企画局国際政策管理官）とケビン・マッカーティー（フロリダ州保険長官）が務めている（2014 年６月現在）。

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した 24 の国・地域（北米：５、西欧：５、アジア：５、オセアニア：１、ラテンアメリカ：２、アフリカ（サハラ以南）：１、中東・北アフリカ：２、東欧：１、オフショア：２）から構成されている。我が国は、1998 年よりメンバーとして参加している。

（３）専門委員会

マイケル・マクレイス議長（米連邦保険局　局長（2014 年６月現在））。執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌している。

専門委員会の下には、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

（４）金融安定委員会

ジュリアン・アダムス議長（英健全性規制機構　保険監督局長（2014 年６月現在））。執行委員会の下でＦＳＢなどと連携しながら金融安定に関する基準策定等を行っている。

（５）その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

（６）事務局

河合美宏事務局長、副局長２名、事務局員 24 名（2014 年６月現在）。事務局員のうち２名は当庁職員である。所在地は、スイス・バーゼル（国際決済銀行内）。

４．我が国の対応

金融庁は現在、執行委員会（副議長）、専門委員会、金融安定委員会及びその他主要な小委員会等に主要メンバーとして出席し、国際的な保険監督の基準や原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

Ⅱ　活動状況

１．金融危機を踏まえた対応

（１）グローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定

ＩＡＩＳは、2013 年７月にグローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定基準及び政策措置を公表。この公表にあわせ、ＦＳＢ は、当該選定基準に基づき、Ｇ－ＳＩＩｓの当初リストとして、世界の保険会社から９社（注）を選定し、公表した（当初リストには、日本社は含まれず）。再保険会社におけるＧ－ＳＩＩｓの選定については、2014 年も引き続き検討が行われている。最新のＧ－ＳＩＩｓの選定結果は、2014 年 11 月に公表される見通し。

（注）Ｇ－ＳＩＩｓに選定された９社は、アリアンツ（独）、アクサ（仏）、ＡＩＧ（米）、アビバ（英）、ジェネラリ（伊）、メットライフ（米）、ピンアン（中）、プルデンシャル（米）、プルデンシャル（英）

（２）Ｇ－ＳＩＩｓに対する政策措置及び資本基準の検討

Ｇ－ＳＩＩｓに適用する政策措置に関しては、監督当局は、①「監督の強化」、②「破たん処理可能性の向上」、③「より高い損失吸収力の賦課」、からなる政策措置を行うこととされている。

上記③については、保険では健全性に関する国際統一基準がないため、2013

年６月のＦＳＢ本会合において、ＩＡＩＳは、2014 年のG20 サミットまでに、まず、Ｇ－ＳＩＩｓに適用される「資本の上乗せ基準」の基礎となる「簡素な資本要件」を策定し、その後、2015 年までに資本の上乗せ基準を策定することが合意された。ＩＡＩＳは、ＦＳＢでの決定に基づき、2013 年 12 月に、「簡素な資本要件」に関する第一次市中協議案を公表し、翌年 4 月からその影響度調査を開始した。(14 年７月に第二次市中協議案を公表し、今秋のG20 サミットで最終化される見通し)

（３）国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（ComFrame）及び国際資本基準の検討

ＩＡＩＳでは、金融危機を踏まえ、「国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）」の監督のための共通枠組み（Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups ; ComFrame）を検討している。

ComFrame は、①ＩＡＩＧｓの選定基準、②ＩＡＩＧｓに対するソルベンシー及びガバナンス基準、③監督当局によるクロスボーダーでの監督上の協力等に関する基準の３つの柱から構成される。②のＩＡＩＧｓに対するソルベンシー基準については、Comframe の議論から切り離し、ＩＡＩＳが 2016 年までに策定する「国際保険資本基準」(Global Insurance Capital Standard ; ＩＣＳ）の議論の中で検討が行われている。ComFrame は 2019 年よりＩＡＩＧｓに適用される見通しとなっている。

２．保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

ＩＡＩＳは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をＩＡＩＳに拠出するなどの積極的な協力を行っている。

第５節　ジョイント・フォーラム

Ⅰ　概要

ジョイント・フォーラム（Joint Forum）は、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）及び保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）の 15 カ国・地域の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時（1996 年）から本会合に参画してきている（現在は、金融庁、日本銀行が参加）。

Ⅱ　活動状況

ジョイント・フォーラムは、年３回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2013 事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

① 2013 年 11 月　ケープタウン本会合
② 2014 年２月　バーゼル本会合
③ 2014 年６月　マドリッド本会合

2013 事務年度においては、2012 年９月に公表された「金融コングロマリット監督原則」について、その遵守状況に係るパイロットテストや、金融コングロマリットの監督カレッジの実施状況について調査を行い、報告書の作成が行われている。2011 年 12 月に「長寿リスク移転市場：市場構造、成長の推進力・障害及び潜在的リスクに係る報告書」、2013 年 4 月には「保険・銀行・証券業界における販売時の情報開示に係る報告書」をそれぞれ公表した。また現在、資産の担保化、金融機関における信用リスク管理に関する調査・分析が進められており、今後、報告書の最終化に向けた作業が行われる予定となっている。

第22章　金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、ＷＴＯ等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も行われている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第１節　国際通貨基金（ＩＭＦ）

Ⅰ　概要

国際通貨基金（ＩＭＦ：International Monetary Fund）は、1944 年７月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたＩＭＦ協定に基づき、1946 年３月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンＤ.Ｃ.。専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、 原則として年１回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24 名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

Ⅱ　活動状況

１．ＩＭＦ４条協議

ＩＭＦはＩＭＦ協定第４条に基づき、年１回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がＰＩＮ（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された４条協議報告書が公表されている。

2014 年の当庁との協議では、主に金融セクターの安定性について意見交換が行われた。当庁は、ＩＭＦに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

２．その他ＩＭＦの刊行物（ＷＥＯ、ＧＦＳＲ等）

通常年２回刊行される「世界経済見通し（ＷＥＯ:World Economic Outlook)」及び「国際金融安定性報告書」（ＧＦＳＲ：Global Financial Stability Report）

においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。直近のレポート（2014 年４月）では、米国における金融政策の正常化の影響や、日本の財政再建及び構造改革の必要性等について分析が行われている。

第２節　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）

Ⅰ　概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（ＯＥＥＣ：Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961 年に経済協力開発機構（ＯＥＣＤ：Organization for Economic Co-operation and Development)が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964 年加盟）を含む 34 カ国が加盟している。事務総長はメキシコ出身のグリア氏が務めている（2006 年～)。

Ⅱ　活動状況

１．閣僚理事会

ＯＥＣＤの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。2014 年は我が国が閣僚理事会議長国を務めている。

２．経済開発検討委員会（ＥＤＲＣ：Economic and Development Review Committee）

ＯＥＣＤ加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟 34 カ国及び重要な非加盟国について、１年半～２年に１回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では 2013 年４月に対日経済審査報告書が公表された。

３．経済政策委員会（ＥＰＣ：Economic Policy Committee）

ＯＥＣＤ事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し（ＯＥＣＤ Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の提言を行っている（年２回)。

４．コーポレート・ガバナンス委員会

ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則に基づくピア・レビューの実施のほかＯＥＣＤ非加盟国に対する普及活動等を行っている。

2013 年 11 月より、同委員会の副議長を金融庁の岡村国際担当参事官（2014 年６月現在）が務めている。

５．その他の委員会等

保険及び私的年金委員会（ＩＰＰＣ：Insurance and Private Pensions Committee)、金融資本市場委員会（ＣＭＦ：Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や知識の普及活動が行われている。最近では、2012 年４月に、金融教育に関する国際ネットワーク（ＩＮＦＥ）で「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が公表されたほか、長期投資に係るＧ20 とＯＥＣＤの共同作業部会が設置され、2013 年９月に「機関投資家による長期投資ファイナンスに関する G20/OECD ハイレベル原則」がＧ20 サミットで承認され、公表された。

６．ＯＥＣＤを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

ＯＥＣＤでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では 2008 年度よりＯＥＣＤ事務局に職員を派遣するとともに、ＯＤＡ予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第３節　世界貿易機関（ＷＴＯ）

Ⅰ　概要

世界貿易機関　（ＷＴＯ：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、160カ国・地域が加盟している（2014年６月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも２年に１回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、ＷＴＯ設立協定の不可分の一部であるＧＡＴＳ（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。ＧＡＴＳは、最恵国待遇（ＭＦＮ）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

Ⅱ　活動状況（金融サービス分野）

１．金融サービス交渉の構図

2000年２月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。交渉は、四極（日、米、加、欧州委員会）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ＡＳＥＡＮ等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

２．リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年６月）、改訂リクエスト（2005 年２月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は初期オファー（2003年３月）、改訂オファー（2005年６月）を提出した。

３．共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005 年 12 月に開催された第６回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

プルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国（日、米、ＥＵ、加、豪、ノルウェー等）が主要な新興市場国（中国、インド、ブラジル、ＡＳＥＡＮ等）に対し、金融分野におけるリクエストを2006年２月末に共同で提出した（我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの）。

2006年から現在まで４回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき議論が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明しており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されていた。

４．ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年７月に交渉が一旦中断した後、調整が続けられ、2007年１月に交渉再開が合意された。その後、４回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年２月に議長報告書、５月に改訂議長報告書が発出された。2008年７月、モダリティ合意を目指して閣僚会合が開催されたが、農業及び非農産品の市場アクセス（ＮＡＭＡ：Non-Agriculture Market Access）交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。2013事務年度において、ＷＴＯサービス・クラスター会合は、2013年10月、2014年２月、６月と計３回開催され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

５．新サービス貿易（ＴｉＳＡ：Trade in Services Agreement）協定

2012年より、ＷＴＯに加盟する有志国が、新しいサービス貿易の一層の自由化に向けた議論を行っていたが、2013年６月より23ヶ国・地域によるＴｉＳＡとして本格的な交渉へと移行した。2013事務年度は、2013年９月、11月、2014年２月、４月、６月の計５回開催され、早期の合意形成に向けて、金融を含むサービス貿易について議論が行われた。

第４節　経済連携協定（ＥＰＡ等）

Ⅰ　概要

１．二国間ＥＰＡ等

経済連携協定（ＥＰＡ：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（ＷＴＯ）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002 年 11 月発効、その後 2007 年９月改正議定書発効）、メキシコ（2005 年４月発効）、マレーシア（2006 年７月発効）、チリ（2007 年９月発効）、タイ（2007 年 11 月発効）、インドネシア（2008 年７月発効）、ブルネイ（2008 年７月発効）、フィリピン（2008 年 12 月発効）、ＡＳＥＡＮ全体（2008 年 12 月発効）、ベトナム（2009 年 10 月発効）、スイス（2009 年９月発効）、インド（2011 年８月発効）及びペルー（2012 年３月発効）との間で既にＥＰＡが発効している。現在、オーストラリア、ＥＵ、ＡＳＥＡＮ、カナダ、モンゴル、コロンビア、韓国、東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）との間でＥＰＡ交渉、中国・韓国との間でＦＴＡ交渉を行っている（韓国とのＥＰＡ交渉は 2004 年以降中断、湾岸協力理事会諸国との交渉は 2009 年以降中断。）（資料 22－４－１参照）。なお、オーストラリアとは 2014 年４月に大筋合意を公表したほか、トルコとの間で 2014 年１月に首脳会談で交渉開始に合意している。

２．環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ：Trans Pacific Partnership）協定

2010 年３月に交渉が開始されたＴＰＰは、日本を含む 12 か国が参加し、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標に、物品の関税撤廃に加え、金融サービスを含む非関税分野のルール作りや新しい分野（環境、労働等）を含む包括的協定を目指している。日本は、2013 年７月の交渉参加以降、2014 年６月までに計８回交渉会合に参加している。

Ⅱ　活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩

和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、ＥＰＡ発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている（具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、インドネシア、ベトナム、インド及びスイスとのＥＰＡの下で、金融当局間の対話を行う枠組みを設け、金融機関の相互進出の促進や資本市場の整備の方策等について相手国の規制監督当局と議論を行っている）。

第５節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

Ⅰ　概要

１．金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989 年７月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのＯＥＣＤ内に置かれている。2001 年９月の米国同時多発テロ事件以降は、Ｇ７財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、ＯＥＣＤ加盟国を中心に、現在 34 カ国・２地域が参加（下記参照）。ＦＡＴＦは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012 年４月のＦＡＴＦ大臣会合での承認により、2020 年までの活動期間延長が決定されている。

参加国・地域（2014 年６月 30 日現在） アルゼンチン、豪、オーストリア、ベルギー、ブラジル、加、中国、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、欧州委員会、湾岸協力理事会

ＦＡＴＦの主な役割は、以下のとおり。

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（ＦＡＴＦ勧告）の策定及び見直し
② ＦＡＴＦ参加国間におけるＦＡＴＦ勧告の遵守状況の監視及び相互審査
③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
④ ＦＡＴＦ非参加国・地域におけるＦＡＴＦ勧告遵守の慫慂
⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

２．「40 の勧告」及び「９の特別勧告」から「40 の勧告」への改訂（ＦＡＴＦ勧告）

国際基準であるＦＡＴＦ勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組み「40 の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠組み「９の特別勧告」により構成されてきた。第４次相互審査に向けて、現行の「40 の勧告」と「９の特別勧告」の改訂作業が行われ、現行勧告を統合・整理し、双方の対策をカバーする改訂「40 の勧告」として 2012 年２月のＦＡＴＦ全体会合において採択・公表された。

３．ＦＡＴＦ相互審査

ＦＡＴＦ勧告遵守状況に関し、ＦＡＴＦ参加国間にて相互審査を実施しており、その審査報告書は、ＦＡＴＦ全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、相互審査において不合格（勧告が履行されていない、又は履行が不十分）と評価されたＦＡＴＦ勧告について、重要勧告（ＦＡＴＦ勧告のうち特に重要とされる16の勧告）が合格と評価されるまで、不合格項目全てのフォローアップ実施状況をＦＡＴＦに対し継続的に報告する必要がある（初回は相互審査から２年後、その後は原則として１年毎に報告）。

４．マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

ＦＡＴＦ勧告の遵守が不十分な国・地域（ＦＡＴＦメンバーに限らない）に対して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はＦＡＴＦ作業部会ＩＣＲＧ（International Cooperation Review Group）が取り扱っている。

ＦＡＴＦは、2007年10月以降、ＩＣＲＧプロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

Ⅱ　活動状況

１．ＦＡＴＦ第３次相互審査

ＦＡＴＦ勧告の遵守状況に関する我が国の第３次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備が指摘された。審査から２年後にあたるＦＡＴＦ2010年10月会合において、我が国対応の進捗について第１回フォローアップ報告を行い、本事務年度は第７回、第８回、第９回フォローアップ報告を行っている。こうした中、2014年６月会合後、日本に対してマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す声明が公表されており、声明で指摘されている必要な制度の整備について、関係省庁間で連携を取りながら検討を進めている。

２．ＦＡＴＦ第４次相互審査

2009年10月のＦＡＴＦ全体会合での採択に基づき、第４次相互審査基準の改訂作業は、第３次相互審査基準におけるＦＡＴＦ勧告履行以上の様々な問題点を踏まえ開始された。作業部会での議論の末、2012年２月のＦＡＴＦ全体会合において改訂ＦＡＴＦ勧告が採択・公表された。この改訂勧告に基づき、2014年より、加盟国・地域の①形式基準の遵守（法令整備等の評価「Technical Compliance」）及び②実効性（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策システムの評価「Effectiveness」）について、審査が順次実施されている。

３．マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における非協力的な国・地域の特定

2009年４月のロンドン・サミットにおけるＧ20からの要請に基づき、４つの地

域（アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア）毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009 年９月のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、ＦＡＴＦは非協力国・地域特定のための手続き、各国のＦＡＴＦ勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2013 事務年度においては、2013 年 10 月の声明により、引き続き、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定されているほか、対抗措置適用対象外のカテゴリーとして、アルジェリア、エクアドル、エチオピア、インドネシア、ケニア、ミャンマー、パキスタン、シリア、タンザニア、トルコ、イエメンが特定されている。また、2014 年２月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーから、ケニア及びタンザニアがリストより外れている。更に 2014 年６月の声明により、同カテゴリーからエチオピア、パキスタン、シリア、トルコ及びイエメンが外れている。

第23章　海外の金融当局との関係

Ⅰ　金融監督者間の二国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。

また、アジア諸国の金融監督当局との金融協議を通じ、長期的な協力枠組みを構築するため、金融技術協力等に関する覚書締結・書簡交換を積極的に行った。

（最近の金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況）

2013年10月	インドネシア金融庁（書簡交換）
2014年　１月	モンゴル金融規制委員会（書簡交換）
同年　１月	ミャンマー財務省（覚書締結）
同年　２月	タイ証券取引委員会（書簡交換）
同年　３月	ベトナム国家証券委員会（書簡交換）
同年　５月	タイ中央銀行との協力関係（書簡交換）
同年　６月	ベトナム財政省保険監督庁（書簡交換）
同年　６月	ベトナム国家銀行（書簡交換）
同年　６月	インドネシア金融庁（書簡交換）
同年　６月	モンゴル銀行（書簡交換）

Ⅱ　アジアの金融インフラ整備支援等

近年、日本の企業や金融機関はアジア進出を加速しており、金融インフラ整備支援や金融規制緩和を通じた日本の企業や金融機関のアジア展開支援の必要性は高まっている。「日本経済再生のための緊急経済対策」（平成25年１月11日閣議決定）、「日本再興戦略 － JAPAN is BACK －」及び「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（25年６月14日閣議決定）においても、アジアの金融インフラ整備支援を推進することとされており、「「日本再興戦略」2014 改訂 － 未来への挑戦－」（26年６月24日閣議決定）においても、「本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。」とされている。

１．アジアの金融インフラ整備支援

2013 事務年度にアジア諸国に対して実施した金融インフラ整備支援の具体的な

例は以下のとおり。

① 緬国（ミャンマー）証券取引所開設等プロジェクトチームを立上げ、2015年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施。

② 金融分野の技術協力を推進するため、当庁職員を 2013 年 12 月から、ミャンマー財務省に派遣。更に、人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始。

③ ミャンマー及びモンゴルにおいて金融当局を対象とする金融技術協力等に関する現地セミナーの開催や講師派遣を行うとともに、インドネシア及びモンゴルの金融当局に対する金融法制度等に関する訪日セミナーを開催。また、インドネシア、モンゴル、タイ及びベトナムの訪日調査団の受入れを実施した。

④ モンゴル及びフィリピンの金融インフラに関する基礎的調査を実施した。

さらに、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展が日本を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、アジアの金融行政担当者向けに、銀行・証券・保険監督能力の向上につながるセミナーを実施した。

２．アジア諸国への規制緩和要望

日本経済の持続的な成長及び日本のプレゼンス強化を図るため、アジア諸国における金融分野の一層の市場開放・規制緩和の実現を目指し、経済連携協定交渉や二国間協議の場を活用しつつ、あらゆるレベルで累次の機会をとらえて要望を積極的に提出した。

例えば、フィリピンでは、2014 年３月に外国銀行の参入を規制した法律の改正法案が議会に提出され、同年６月に両院で可決された（今後、大統領の署名を経て成立・施行されれば、現在フィリピンに未進出の外国銀行が支店を開設することが認められる。）

また、ベトナムでは、地場銀行への外資出資比率を合計で 30%までとしている規制の例外を認める余地を新たに規定し、当局が認定する「外国戦略投資家」による出資比率上限を 15%から 20%へと引き上げるといった規制緩和が行われ、2014 年２月から施行された。

Ⅲ アジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ）

１．設置の目的

アジアの金融・資本市場の諸課題や技術支援のあり方を調査・研究し、金融インフラ整備支援に活用するため、アジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ：Asian Financial Partnership Center）を設置した。同センターでの取組みを通じて、アジア各国の金融当局との協力体制を強化し、本邦企業・金融機関の円滑な事業展開に貢献していく。さらには国際的な金融規制改革において、「アジアの声」をより効果的に発信することを目指す。

２．活動の内容

2014 年４月に設置され、同年夏よりアジア諸国の金融当局者を研究員として順次招聘する。対象者は、将来各国当局の幹部候補となる人材を想定している。

各研究員の関心分野に応じて、実務研修を含む研修プログラムを提供し、調査・研究の成果は、セミナーやシンポジウムで公表する。さらには、各国の金融インフラ整備支援への活用や国際金融規制改革の議論への反映など、金融庁の実務にも活用予定である。これらのプログラムを通じ、各国当局との連携の強化を目指す。

Ⅳ　その他

１．米国

2012 年７月、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）は、ドッド・フランク法　(2010 年７月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及び index 型を含む 10 銘柄以上を対象としたＣＤＳ等)に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、ＣＦＴＣにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされている。

当該規制案に対する懸念を示すため、当庁が行った主な対応は下記のとおり。

① メントレターをＣＦＴＣ宛に発出（2012 年８月 13 日（日銀と連名)、2013 年２月６日）

② 英国財務省、仏財務省、欧州委員会とともに、閣僚級共同レターをＣＦＴＣ宛に発出（2012 年 10 月 17 日）

③ 米国議会下院農業委員会小委において証言（2012 年 12 月 13 日）

④ 英国財務省を含む 10 当局で、米国財務長官宛に閣僚級共同レターを発出（2013 年４月 18 日）

上記を踏まえ、2013 年 7 月にＣＦＴＣのクロスボーダー規制の最終版が公表された。

ＣＦＴＣは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013 年 12 月、ＣＦＴＣは、日本を含む６カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、ＣＦＴＣと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。

２．米国ボルカー・ルール

米国５当局（連邦準備制度理事会（ＦＲＢ)、通貨監督庁（ＯＣＣ)、連邦預金保険公社（ＦＤＩＣ)、証券取引委員会（ＳＥＣ)、商品先物取引委員会

（ＣＦＴＣ））は 2013 年 12 月、ボルカー・ルールの最終規則を公表した。

2011 年 10 月に公表された同ルールの市中協議案は、米国外の金融グループの米国外拠点に対する広範な域外適用の規定を含んでおり、世界の金融市場や金融機関の流動性・安定性に対して悪影響をもたらす懸念があったことから、同年 12 月、金融庁及び日本銀行は、域外適用の緩和や日本国債の適用除外を要請するコメント・レターを米当局宛に発出していた。今般公表された最終規則は、こうした懸念に一定程度配慮された内容となっている。

３．欧州の店頭デリバティブ規制

2012 年８月 16 日に、欧州委員会（ＥＣ）より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するＥＵ規則（ＥＭＩＲ）が施行された。また、2013 年３月 15 日に、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）より、ＥＭＩＲの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

ＥＭＩＲでは、ＥＵ域外の中央清算機関（ＣＣＰ）がＥＵ域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ＥＳＭＡから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、ＣＣＰに関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとＥＣが判断する必要がある。

ＥＳＭＡは、2013 年９月１日の欧州域外国ＣＣＰの同等性評価に関する技術的助言をＥＣに提出し、９月３日に公表。わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と概ね同等の内容を業務方法書で規定している本邦清算機関に関しては、欧州の規制・監督水準と今後、同等であると評価されている。現在ＥＣと議論中であり、最終的な同等性評価決定が今後ＥＣにより行われる予定。

資料編

資料１－１－１

金融庁の組織（平成25年度）

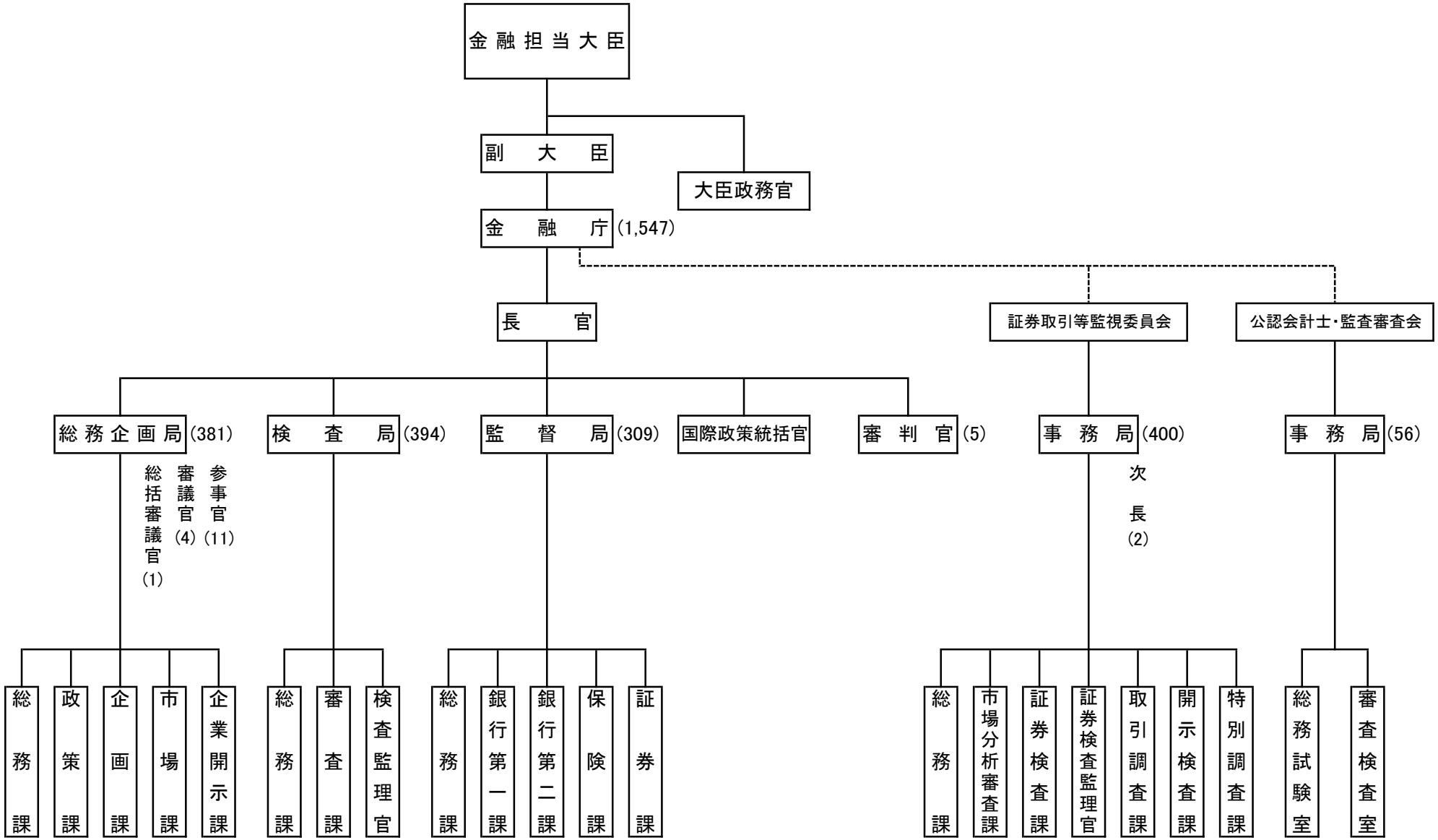

※ 数字は、平成25年度末定員。
※ 審議官及び次長のうちそれぞれ1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

資料１－１－２

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

２　特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条　第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六～十八　（略）

２　（略）

３　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九　（略）

六十　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条に規定する事務

六十一・六十二　（略）

資料１－１－３

金融庁の各局等の所掌事務（平成25年度）

部局の名称	課等の名称	所　掌　事　務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総　務　課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営　等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理　等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生　等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画･立案　等
	政　策　課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟　等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究の企画・調整　等
	企　画　課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案　等
	調査室	経済金融情勢に関する調査　等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案　等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案　等
	市　場　課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督　等
	企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム（EDINET）の整備、公認会計士等の監督　等
検　査　局		民間金融機関等の検査
	総　務　課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定　等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施　等
	審　査　課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知　等
	検査監理官	重要な金融検査の実施　等
監　督　局		民間金融機関等の監督
	総　務　課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督　等
	監督調査室	監督上の調査　等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案　等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督　等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応　等
	金融会社室	ノンバンクの監督　等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督　等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督　等
	保　険　課	保険会社等の監督　等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督　等
	証　券　課	金融商品取引業者等の監督 等
	資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督　等
国際政策統括官		国際関係事務に関する重要な政策の総括
審　判　官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会　事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整　等
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析　等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査　等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施　等
	取引調査課	不公正事案の調査　等
	開示検査課	開示事案の検査　等
	特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会　事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施　等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

（注）平成25年度末時点

資料1－2－1

金融庁の組織（平成26年度）

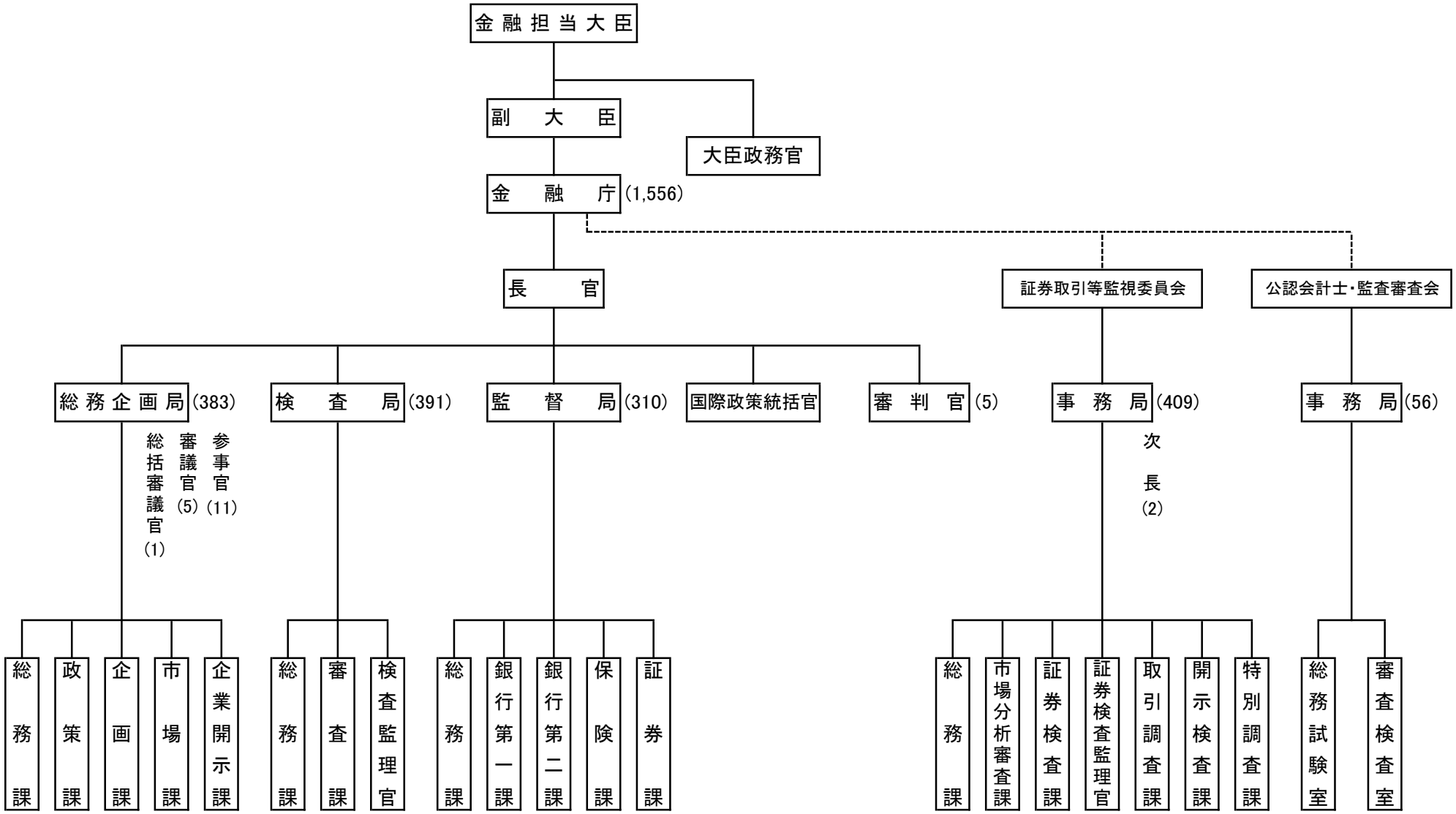

※ 数字は、平成26年6月末時点定員。
※ 審議官のうち2人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

資料1－2－2

金融庁の各局等の所掌事務（平成26年度）

部局の名称	課等の名称	所　掌　事　務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総　務　課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営　等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理　等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生　等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画･立案　等
	国際連携・協力室	経済上の連携、国際協力に関する事務　等
	政　策　課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟　等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究の企画・調整　等
	企　画　課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案　等
	調査室	経済金融情勢に関する調査　等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案　等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案　等
	市　場　課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督　等
	企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム（EDINET）の整備、公認会計士等の監督　等
検　査　局		民間金融機関等の検査
	総　務　課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定　等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施　等
	情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	審　査　課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知　等
	検査監理官	重要な金融検査の実施　等
監　督　局		民間金融機関等の監督
	総　務　課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督　等
	監督調査室	監督上の調査　等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案　等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督　等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応　等
	金融会社室	ノンバンクの監督　等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督　等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督　等
	保　険　課	保険会社等の監督　等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督　等
	証　券　課	金融商品取引業者等の監督 等
	資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督　等
国際政策統括官		国際関係事務に関する重要な政策の総括
審　判　官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会　事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整　等
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析　等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査　等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施　等
	取引調査課	不公正事案の調査　等
	開示検査課	開示事案の検査　等
	特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会　事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施　等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

（注）平成26年度末時点

資料2－3－1

金融研究センター　特別研究員

（平成 26 年 6 月末現在）

	研究プロジェクト	氏名	所属
特別研究員（委嘱）	東京市場の国際的な魅力を高めるための、制度・規制改革や市場整備の諸施策についての理論的視座の構築	坂和　秀晃	名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授
	アジア諸国の金融・資本市場の法制度、決済システム、金融監督などを含む金融インフラの整備に関する調査	國見　真理子	田園調布学園大学人間福祉学部講師
	アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの横断的な普及に関する調査	杉浦　宣彦	中央大学大学院戦略経営研究科教授
	不正会計の早期発見に関する海外調査・研究	大城　直人	株式会社金融工学研究所 代表取締役社長
	銀行分野における国際規制のあり方についての調査・研究	寺西　勇生	慶應義塾大学商学部准教授
	銀行分野における国際規制のあり方についての調査・研究	伊藤　有希	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院　准教授
	国際的な規制の導入に関する影響度評価、システミックリスク分析・評価手法等	増島　雄樹	公益法人日本経済研究センター 主任研究員
	銀行分野における国際規制のあり方についての調査・研究	枇々木　規雄	慶應義塾大学理工学部教授
	海外の消費者信用規制改革等についての研究～英国2012年金融サービス法を中心に	横井　眞美子	Principal Administrator, Directorate of Financial and Corporate Affairs, OECD

平成25事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表日	ディスカッションペーパータイトル
25年7月	欧州における銀行監督を巡る最近の動向
25年7月	カナダの金融監督制度の概要 グローバル金融危機を乗り切った背景を中心に
25年7月	シャドーバンキングの発展とそのリスクの蓄積、日本のシャドーバンキング・セクター
25年7月	信用リスクのマクロストレステストの研究－ボトムアップ・アプローチを中心に－
25年9月	欧米における金融破綻処理法制の動向
26年3月	マクロ・プルーデンス政策にかかる最新の考え方や監督規制の動向
26年4月	欧州における銀行同盟の進展 ユーロ圏の銀行監督と破たん処理制度の統一へ向けた議論・論点
26年6月	1990年代末から2000年代における銀行不良債権処理の進行

平成25事務年度に公表したＦＳＡリサーチレビュー（注）

	論文タイトル
Article １	欧米における金融破綻処理法制の動向
Article ２	マクロストレスシナリオをリスクパラメーターに変換するための信用リスクモデル
Article ３	証券市場における情報公開が市場参加者の行動と社会厚生に与える影響

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

国際コンファレンス
アジアの取引所の未来

主催：金融庁、日本取引所グループ

2013 年 11 月 26 日（火）　午後 1 時 - 5 時 20 分
中央合同庁舎第 7 号館東館 3 階講堂

概　要

グローバル経済におけるアジア経済の台頭に伴い、アジアの金融市場と取引所は拡大を続け、国際金融市場のなかでもその存在感を増している。こうした中でアジアの取引所は、競争力を強化し、成長を促すために様々な取り組みを行っており、世界の注目を集めている。

今回のコンファレンスでは、アジアの主要な取引所に焦点をあて、最新の動向や経営方針、今後の課題を明らかにする。また、アジアにおける持続可能な成長に貢献するために取引所が担う役割について検討する。

本コンファレンスでは、国際金融市場に携わる公的・民間部門の代表者を招き、アジアの取引所の未来について議論を行う。

国際コンファレンス

アジアの取引所の未来

2013 年 11 月 26 日（火） 午後 1 時 - 5 時 20 分

議事次第

総合司会：吉野直行　金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学経済学部教授

1:00 p.m.　**開会挨拶**
畑中　龍太郎　金融庁長官

1:10 p.m.　**基調講演**
斉藤　惇　株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループ CEO

1:30-2:45 p.m.　**セッション 1：アジアの取引所の課題**

報告
チャールズ・シャオジア・リー　香港取引所チーフ・エグゼクティブ
パコーン・ピータタワチャイ　タイ証券取引所エグゼクティブ・バイス・プレジデント

コメント
福田　慎一　東京大学大学院経済学研究科教授
高井　裕之　株式会社住友商事総合研究所社長

3:00-5:15 p.m.　**セッション 2：パネル・ディスカッション：アジアにおける東京市場**

報告
マイケル・エイトケン　ニュー・サウス・ウェールズ大学教授
サスキア・サッセン　コロンビア大学社会学部教授、国際問題研究所共同議長

パネリスト
宇野　淳　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
ジョナサン・B・キンドレッド　モルガン・スタンレーMUFG 証券代表取締役社長（IBA（国際銀行協会）会長）
サム・Y・キム　ブラックロック、アジア・パシフィック地域　トレーディング＆リクイディティ戦略グループ・ヘッド　マネージング・ディレクター
遠藤　俊英　金融庁総務企画局審議官

質疑応答

5:15 p.m.　**閉会挨拶**
吉野　直行　金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学経済学部教授

資料２－３－３

国際コンファレンス

金融システムの安定化、規制と金融包摂

金融庁・アジア開発銀行研究所・国際通貨基金　共催

2014 年 1 月 27 日　午前 10 時～午後 6 時
中央合同庁舎第 7 号館東館 3 階講堂

概要

多くの金融当局にとっての主要な課題は、金融システムの安定性のための国際ルールの構築、ソブリン・リスクの管理、成長戦略のためのさまざまな資金提供などがある。金融業における競争促進と安定的な金融システムの維持のバランスをとることも、金融監督行政の重要な政策課題である。

また、アジア各国では、中小企業が経済活動の重要な地位を占めているが、中小企業は大企業に比べて資金調達が困難である。中小企業の信用データが不足していることから、銀行と中小企業の間には、情報の非対称性が存在するが、中小企業が事業を行うためには、安定的な資金提供が不可欠である。日本の「中小企業信用リスク情報データベース（CRD）」は、中小企業の信用状況を収集し、倒産確率を推計することができる。このようなデータベースのアジアでの蓄積により、中小企業の資金調達を確保する政策が極めて重要である。

アジアのいくつかの国では、中小企業のための信用保証制度の創設が検討されている。中小企業によるスムーズな資金調達を確保することは重要であるが、他方、信用保証制度によって過剰な信用を付与することがモラル・ハザードの問題を引き起こしかねない。銀行と信用保証協会による信用保証の適切なリスク分担が必要である。

最後に、金融へのアクセスには二つの側面がある。第一に、銀行は、大きな企業だけではなく、中小企業・個人へも貸付を行える。もう一つは企業の投資や資産管理のために金融アドバイスを提供することである。

また、個人や中小企業事業主への金融経済教育は、発展途上国の多くで不足している。セッション３ではどのような金融経済教育が望ましいのかを議論する。

国際コンファレンス「金融システムの安定化、規制と金融包摂」

（日時：1 月 27 日（月）10:00～18:00、於: 中央合同庁舎第 7 号館東館 3 階講堂）

議事次第

10:00　　開会挨拶

岡田　広　内閣府副大臣（金融担当）

10:10-11:30　【セッション１】金融システムの安定化と金融産業の競争

現在の世界的な金融の状況を鑑みると、金融当局にとって主要な課題は、金融システムの安定性の維持、ソブリン・リスクの管理、経済成長のための長期資金の確保および金融業における競争の促進である。金融監督当局にとって、金融監督を通じてこうした目的のバランスをとることが重要な政策課題となっている。

議　長　　オッドパー･ブレック　国際通貨基金 アジア太平洋地域事務所所長

報　告　　ラトナ・サヘイ　国際通貨基金 金融資本市場局副局長
有吉　章　一橋大学 国際・公共政策研究大学院教授

コメント　森田　宗男　金融庁 総務企画局参事官（国際担当）
加川　明彦　三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 常務取締役
ジェハ・パーク　アジア開発銀行研究所 副所長

フロアディスカッション

11:30-13:00　休　憩

13:00　　基調講演「日本の地域金融の現状・課題とその方向性」

小野　尚　金融庁 監督局参事官

13:20-14:45　【セッション２】中小企業金融

アジア各国の経済における一つの特徴は、中小企業が経済における重要な部分を占め、中小企業による資金需要が強いということである。しかし、中小企業は大企業に比べて資金調達が困難である。中小企業の信用データが不足していることから、銀行は中小企業への貸出しに積極的ではない。こうした情報の非対称性を改善し、中小企業が安定した長期の資金を調達できるようにすることが重要である。日本の「中小企業信用リスク情報データベース」は、中小企業の信用状況を判断するもので、このようなデータベースの蓄積はアジアの国々にとって一つの策である。アジアの力強い成長には、中小企業の資金調達を確保する政策が極めて重要である。
アジアのいくつかの国では、中小企業のための信用保証制度の創設が検討されている。中小企業によるスムーズな資金調達を確保することは重要であるが、一方で信用保証制度によって過剰な信用を付与することがモラル･ハザードの問題を引き起こしかねない。銀行と信用保証協会よる適切なリスク分担が必要である。

議　長　　スハエディ　インドネシア銀行 東インドネシア地区担当上級部長

報　告　　ガネシャン･ウィグナラジャ　アジア開発銀行研究所 研究部長
ジョンスン・シン　国際通貨基金 エコノミスト

コメント　渡部　和孝　慶應義塾大学 商学部教授
小倉　義明　早稲田大学 政治経済学部准教授
サリニー・ワンタル　タイ中央銀行 中小企業金融担当総裁補
小野　尚　金融庁 監督局参事官

フロアディスカッション

14:45-15:15　コーヒーブレイク

15:15-16:30　【セッション３】金融包摂と金融教育

金融へのアクセスには二つの側面がある。一つは、大きな企業だけではなく、中小企業や個人へも貸付を行えることである。これによって個人は住居などの購入が容易になる。そして、もう一つは彼らの投資や資産管理のために金融サービスを提供することである。アジアにおいてはこれらの二つの側面のいずれも欠如している。こうした中で、個人貯金を吸収する金融機関こそが金融包摂の重要な役割を担いうる。

また、中小企業や個人への金融教育は発展途上国の多くで不十分である。セッション３ではどのような金融教育が望ましいのかを議論する。

議　長　　タリサ・ワタナケート　元タイ中央銀行総裁

報　告　　吉野　直行　金融庁 金融研究センター長、慶應義塾大学 経済学部教授
古澤　知之　金融庁 総務企画局政策課長
ピーター・モーガン　アジア開発銀行研究所 シニアリサーチコンサルタント

コメント　ラネー・ジャヤマハ　ハットンナショナル銀行会長（元スリランカ中央銀行副総裁）
プンキー・ウィボウォ　インドネシア銀行 金融アクセス・中小企業担当部長
ジュリアス・シーザー・パレーニャス　三菱東京 UFJ 銀行 国際関係担当顧問

フロアディスカッション

16:35-17:50　【セッション４】パネルディスカッション:アジアの経済成長へ向けた金融システム

議　長　　河合　正弘　アジア開発銀行研究所 所長兼 CEO

講　演　　「中小企業の限りなき可能性」
ムリヤマン・**D**・ハダド　インドネシア金融庁 理事長

パネリスト　梶川　幹夫　財務省 国際局次長
タリサ・ワタナケート　元タイ中央銀行総裁
ラネー・ジャヤマハ　ハットンナショナル銀行会長（元スリランカ中央銀行副総裁）
小野　尚　金融庁 監督局参事官
ラトナ・サヘイ　国際通貨基金 金融資本市場局副局長

17:50-18:00　閉会挨拶
河合　正弘　アジア開発銀行研究所 所長兼 CEO

資料２－３－３

金融庁金融研究センター、京都大学経済研究所先端政策分析研究センター、大阪大学社会経済研究所共催シンポジウム「金融システムの安定性と金融業の競争」

2013 年 10 月 30 日（水）
京都大学時計台記念館2階　国際交流ホール

（12:30－13:00　受付）

13:00－13:10　開会挨拶
矢野　誠　京都大学経済研究所教授、
先端政策分析研究センター長

13:10－13:35　基調講演　「地域金融の現状・課題とその方向性」
小野　尚　金融庁監督局参事官

13:35－15:15　論文発表　（各発表 20 分、各コメント 10 分、各討論 20 分）
モデレーター：　吉野　直行　慶應義塾大学経済学部教授、
金融庁金融研究センター長

- **「裁量的政策の貸出行動への影響」**
  発表者：　佐々木　百合　明治学院大学経済学部教授
  討論者：　小川　一夫　　大阪大学社会経済研究所長

- **「地域金融機関の意思決定構造とソフト情報の活用」**
  発表者：　渡部　和孝　慶應義塾大学商学部教授
  討論者：　内田　浩史　神戸大学大学院経営学研究科教授

（15:15－15:30 休憩）

15:30－17:00　パネル・ディスカッション
「金融システムの安定性と金融業の競争」
信用秩序を維持しながら、競争力のある金融業を育成し、成長資金を提供するためには、どのような金融規制が望ましいかについて議論する。

モデレーター：　吉野　直行　慶應義塾大学経済学部教授、
金融庁金融研究センター長

パネリスト：　大同　一生　京都銀行　専務取締役
梶田　益男　大阪東信用金庫　理事長
筒井　義郎　大阪大学大学院経済学研究科教授
小倉　義明　早稲田大学政治経済学部准教授
小野　尚　　金融庁監督局参事官

17:00－17:05　閉会挨拶
吉野　直行　慶應義塾大学経済学部教授、
金融庁金融研究センター長

資料2－3－4

平成 25 事務年度　金曜ランチョン

開催日	講師	テーマ
平成 25 年 7 月 5 日	伊藤　健吾 （MOVIDA JAPAN 株式会社　シードアクセラレーション事業統括）	「スタートアップエコシステム～ベンチャー育成への挑戦～」
7 月 12 日	井上　聡 （長島・大野・常松法律事務所パートナー　弁護士）	「金融取引における預かり資産を巡る法律問題」
8 月 23 日	内田　浩史 （神戸大学大学院経営学研究科教授）	「不動産担保貸出しにおける LTV（Loan to Value）規制は有効か　－不動産登記データに基づく実証分析－」
9 月 6 日	立石　弘 （東京海上ホールディング株式会社　海外事業企画部部長）	「タイ王国における生命保険事業」
9 月 20 日	岸田　英樹 （野村證券株式会社　シニアエコノミスト）	「欧州債務危機・銀行危機はいつ収束するのか？」
10 月 18 日	西郷　真理子 （株式会社まちづくりカンパニー・シープネットワーク代表）	「人口減少社会における持続可能なまちづくり」
11 月 8 日	玉井　豊文 （株式会社TGコンサルティング代表取締役）	「ポスト円滑化法と草の根の事業再生～事業に軸足をおいた事業再生の観点から～」
11 月 15 日	大橋　一成 （全日本空輸株式会社　貨物事業室企画推進部部長）	「ANA Cargo におけるアジアを中心としたグローバル化への挑戦」
12 月 6 日	岩田　義浩 （サッポロインターナショナル株式会社　取締役経営戦略部長兼営業部長）	「サッポログループのグローバル展開の取組みについて」
12 月 13 日	山下　眞毅 （三菱東京 UFJ 銀行　元ホーチミン支店長）	「マーケットとして注目されるベトナム」
12 月 20 日	江原　伸好 （日本プライベート・エクイティ協会会長）	「日本におけるプライベート・エクイティの活動状況と課題」
平成 26 年 1 月 10 日	鶯地　隆継 （国際会計基準審議会（IASB）理事）	「会計基準設定という国際議論」
2 月 14 日	西田　公昭 （立正大学心理学部対人・社会心理学科教授）	「詐欺悪質商法の予防対策～社会心理学者の立場から」
3 月 7 日	田貝　正之 （JP モルガン・チェース銀行　マネジング　ディレクター　グローバル・マーケット・インフラストラクチャーズ）	「2014 年の世界の決済制度の動きを見通す」

3 月 28 日	池田　新介 （大阪大学社会経済研究所付属　行動経済学研究センター長）	「セルフ・コントロールの経済学 ～行動経済学が解き明かす「先延ばし行動」と「自制」のメカニズム～」
4 月 18 日	新宅　純二郎 （東京大学大学院経済学研究科教授）	「産金官学の地域連携によるものづくり成長戦略」
4 月 25 日	内田　一博 （三菱アセット・ブレインズ株式会社　執行役員）	「投信窓販 3.0　～我が国に中長期投資、国際分散投資が根付くために銀行の果たすべき役割」
5 月 9 日	井上　哲也 （野村総合研究所　金融 IT イノベーション研究部長） 嶋村　武史 （野村総合研究所　金融 IT イノベーション研究部主任研究員）	「邦銀主要行のアジア戦略の意味合い」
5 月 30 日	北村　歳治 （早稲田大学名誉教授）	「会計・監査を巡る国際論議」
6 月 6 日	津田　博史 （同志社大学理工学部数理システム学科教授）	「Web データを用いたホテルの稼働率の推定とファイナンス分野への応用可能性」
6 月 20 日	西口　健二 （日本総合研究所　理事） 野村　敦子 （日本総合研究所　主任研究員）	「米銀における金融イノベーションへの取組動向」
6 月 27 日	清水　耕一 （神奈川大学法学部教授）	「遺伝子検査と保険―ドイツの法制度の紹介」

資料2－4－1

平成25年度 金融庁研修体系図

一般研修

金融庁職員としての基本的、一般的知識及び服務・規律等を付与することを主な目的として実施する研修

共通研修

- 情報管理研修
- 公務員倫理研修
- メンタルヘルス研修
- 転入職員研修

階層別研修

- 新規採用職員研修
- IT基礎知識研修
- 秘書ビジネスマナー研修
- 役職別研修（係員コース）
- 役職別研修（係長コース）
- 役職別研修（課長補佐コース）
- マネジメント研修
- メディア対応研修
- 管理職海外派遣研修※

語学研修

- 英語研修（初級コース）
- 英語研修（中級コース）
- 英語研修（上級コース）
- 英語研修（特別コース）
- 英語研修（読解力増強コース）
- 英語研修（ビジネスライティングコース）
- 中国語研修（初級コース）
- 中国語研修（中級コース）
- 中国語研修（上級コース）

実務研修

金融庁の業務に特有な専門的知識、技能の習得及び向上を主な目的として実施する研修

企画課程

【基礎】
- 企画部門全体研修
- 開示審査基礎研修

【専科】
- 開示審査実務研修

金融検査課程

【基礎】
- 金融検査基本技能研修

【専科】
- 金融検査実務技能研修
- 金融検査高度総合研修

監督課程

【基礎】
- 銀行監督基礎研修
- 保険監督基礎研修
- 保険数理研修
- 証券会社等監督基礎研修

【専科】
- 銀行監督実務研修
- 保険監督実務研修
- 証券会社等監督実務研修
- 金融会社監督実務研修

監視課程

【基礎】
- 市場監視基礎(共通)研修
- 証券検査基礎研修
- 犯則調査基礎研修
- 取引審査基礎研修
- 取引調査基礎研修
- 開示検査基礎研修

【専科】
- 市場監視総合研修
- 市場監視専科(共通)研修
- 証券検査実務研修
- 犯則調査実務研修
- 犯則調査外部派遣研修※
- 取引審査実務研修
- 取引調査実務研修
- 開示検査実務研修

公認会計士等検査課程

【基礎】
- 公認会計士等検査事務研修

その他

【基礎】
- 総務系統事務研修
- 情報システム担当研修

専門課程

業務遂行のために必要な専門的知識、技能等を習得させる研修

- デリバティブ研修
- リスク管理研修
- 企業会計実務研修
- 国際財務報告基準（IFRS）研修
- ファイナンス研修
- 先端金融商品研修
- テーマ別研修（民法、会社法、金融商品取引法、銀行法、財務諸表・経営分析、日本金融史、マーケット指標の見方・取引等、市場動向・分析 等、）

通信研修

業務運営に必要かつ基礎的な知識及び業務に特有な専門的知識・技能について、通信教材等を用いて習得させる研修

- 簿記上級コース
- ファイナンシャル・プランニング中級コース
- 証券分析コース
- 公認内部監査コース

「※」は、外部機関が実施する研修に当庁職員を派遣するものである。

資料２－４－２

平成25事務年度（平成25年7月～26年6月）研修実施状況

（H26.6.30現在）

区分		研修名（コース名）		目的	実施月
一般研修	共通研修	情報管理研修		・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	8月・10月・11月・1月・3月
		公務員倫理研修		・公務員倫理の涵養等	7月・8月・10月・11月・1月・3月
		メンタルヘルス研修		・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・1月・3月
		転入職員研修		・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月
	階層別研修	新規採用職員研修（Ⅰ種）		・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月
		新規採用職員研修（Ⅱ種）			4月～5月
		役職別研修			
			係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成 ・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成 ・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	5月
			係長コース		9月
			課長補佐コース		9月
		ＩＴ基礎知識研修		・ＩＴに関する基礎的知識の付与	8月～10月
		上級ビジネスマナー研修		・職員として必要な接遇等の基本的知識の付与	8月
		メディア対応研修		・危機管理対応能力等の更なる向上	9月
		グローバル経済と金融行政研修		・経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解	8月・10月・11月・1月・2月
	語学研修	英語	初級コース	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			中級コース		
			上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な英語力の維持･向上	
			特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボトムアップ	9月期（3か月間）
			ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			リーディングコース	・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期（各期4か月間）
		中国語	初級コース	・中国語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			中級コース		
			上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持･向上	
通信研修		簿記上級コース		・日商簿記１級レベル相当の知識の付与	9月～3月末
		ファイナンシャル・プランニング中級コース		・ＦＰ技能検定２級レベル相当の知識の付与	9月～3月末
		証券分析コース		・証券アナリスト（１次レベル）相当の知識の付与	9月～3月末
		公認内部監査コース		・公認内部監査人相当の知識の付与	9月～3月末

平成25事務年度（平成25年7月～26年6月）研修実施状況

（H26.6.30現在）

区　分		研 修 名（ コース名 ）	目　　的	実　施　月
実務研修	企画課程	企画部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	8月
		開示審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	7月～8月
		開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
	金融検査課程	金融検査基本技能研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
		金融検査実務技能研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの定着	7月
		金融検査高度総合研修	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	7月・1月
	監督課程	銀行監督基礎研修	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険監督基礎研修	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険数理研修	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～11月
		証券会社等監督基礎研修	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
		銀行監督実務研修	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
		保険監督実務研修	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		証券会社等監督実務研修	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		金融会社監督実務研修	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	9月
	監視課程	市場監視基礎研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
		市場監視専科研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
		証券検査実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・10月・1月
		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	1月
		取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	7月～8月・1月
		開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
	公認会計士等検査課程	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月

平成25事務年度（平成25年7月～26年6月）研修実施状況

（H26.6.30現在）

区分		研修名（コース名）		目的	実施月
実務研修	その他	総務系統事務研修		・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月
		情報システム担当者研修		・庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	10月
	専門課程	デリバティブ研修		・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	7月～8月・10月～12月・1月～3月
		リスク管理研修		・金融機関等のリスク管理に関する基礎及び専門的な知識の付与	7月・4月
		企業会計実務研修		・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	3月
		国際財務報告基準(IFRS)研修		・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月
		ファイナンス研修		・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～12月・1月～2月
		先端金融商品研修		・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月～12月
		テーマ別研修			
			会社法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	8月
			金融商品取引法コース		11月～12月
			銀行法コース		5月～6月
			財務諸表・経営分析コース		5月～6月
			日本金融史		9月～10月
			マーケット指標の見方・取引等コース		10月～11月
			実証論文の読み方コース		11月～12月

資料２－４－３

検査局に所属する職員を対象とした研修（25検査事務年度）

実務研修名等	目的・内容	実施月
検査局夏期全体研修	検査局職員に対し、検査局における情報管理や金融モニタリング基本方針を踏まえた金融モニタリングの位置付けや枠組みについて理解を深めることを目的として実施	８月、９月
出勤日研修	金融モニタリングの実施等に際し必要な知識・スキルの習得等を目的として、研修や意見交換会等を実施	11月・４月
転入者研修	検査局への転入者に対し、金融検査等に必要な基礎的な知識・実務の付与を目的として実施	随時

資料２－６－１

【記者会見等の実施回数等】

１．大臣会見回数　　８６回

２．報道発表件数　　４４１回

３．事務方による記者ブリーフ回数　　２４回

資料２－６－２

【金融庁ウェブサイトの特設ページについて（トップページ上段)】

１．NISA（少額投資非課税制度）が始まりました！
２．日本版スチュワードシップ・コードについて
３．金融モニタリング基本方針等について
４．ご存じですか？債務整理のガイドライン
５．中小企業等の金融円滑化対策について
６．「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」について
７．　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
８．「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について
９．総合取引所について
10. MRI INTERNATIONAL,INC.に対する行政処分及びお問い合わせ先について
11. 金融証券税制等について

（注）東日本大震災関連情報は、より目立つように、別途バナー（リンク）をトップページに開設している。

資料２－６－３

平成25事務年度政府広報実績

	媒　体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	お知らせＣＭ	被災２県（平成25年7月）、被災１県（平成25年10月）	個人版私的整理ガイドライン
ラジオ	お知らせＣＭ	被災２県（平成25年7月）、被災１県（平成25年10月）	個人版私的整理ガイドライン
	お知らせＣＭ	ニッポン放送をキー局に19局ネット（平成26年1月25日）	公的機関の職員を装った投資勧誘等に関する注意喚起
新聞	突き出し	全国71紙（中央5紙、ブロック3紙、地方63紙、平成25年9月2日～9月8日）	多重債務者相談強化キャンペーン2013
	突き出し	全国70紙（中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成25年10月14日～10月20日）	NISA（少額投資非課税制度）が始まります
出版物	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.34（平成25年11月）	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続
インターネット	インターネットテキスト広告	Trend Match（平成25年9月9日から15日）	個人版私的整理ガイドライン
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成25年9月23日から29日）	NISA（少額投資非課税制度）が始まります
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成25年10月7日から13日）	無登録ファンド業者等からの勧誘にご注意！
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成25年12月2日から8日）	多重債務者相談強化キャンペーン2013
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（平成26年1月6日から12日）	公的機関の職員を装った投資勧誘等に関する注意喚起
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（平成26年4月14日から20日）	金融経済教育の推進
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ・徳光・木佐の知りたいニッポン（平成26年3月27日から）	金融経済教育の推進
モバイル	モバイル携帯端末	The News（平成25年12月23日から29日）	違法なヤミ金業者にご注意
	モバイル携帯端末	The News（平成26年3月10日から16日）	個人版私的整理ガイドライン
その他	政府広報オンラインお役立ち情報	平成22年7月から掲載	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？　借入れの新しいルール
	政府広報オンライン特集記事	平成22年10月から掲載	その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年7月から掲載	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年8月から掲載	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年6月から掲載	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年9月から掲載	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ　個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？　最低限身に付けておきたい「金融リテラシー(知識・判断力)」

資料２－９－１

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成25事務年度（平成25年７月～平成26年６月）　　（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
26.6.30	「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等の改正案の公表について	26.7.30
26.6.30	「信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	26.7.29
26.6.26	「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」の公表について	26.7.25
26.6.26	「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る監督上の着眼点（案）」の公表について	26.7.25
26.6.25	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	26.7.25
26.6.6	「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について	26.7.7
26.5.30	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）の公表について	26.6.30
26.5.27	「金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」の公表について	26.6.27
26.5.15	郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部改正案の公表について	26.6.13
26.5.14	適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等の公表について	26.6.12
26.5.8	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	26.6.9
26.5.2	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	26.6.2
26.4.25	平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等の公表について	26.5.26
26.4.14	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	26.5.13
26.4.11	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	26.5.12
26.4.1	「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を改正する件（案）」の公表について	26.5.1

公表日	案件名	締切日
26.3.31	「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令等（案）」の公表について	26.4.30
26.2.27	「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の特例措置について」の一部改正（案）の公表について	26.3.31
26.2.25	「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について	26.3.26
26.2.24	銀行法施行規則等の一部改正案、監督指針（案）及び早期是正措置に関する省令等の一部改正案の公表について	26.3.4 26.3.25
26.2.17	「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件（案）」等の公表について	26.3.18
26.2.17	平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）に係る銀行法施行規則案の公表について	26.3.18
26.2.14	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）の公表について	26.3.17
26.2.7	自己資本比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（案）等の公表について	26.2.21
26.1.31	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.3.3
26.1.29	「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（別紙）の一部改定案の公表について	26.2.27
26.1.27	「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等の公表について	26.2.26
26.1.27	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	26.2.25
26.1.23	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」の公表について	26.2.21
26.1.20	「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	26.2.18
26.1.16	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	26.2.17
26.1.14	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	26.2.14
25.12.27	「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）の公表について＜銀行法等改正を踏まえた改正等関連＞	26.2.14
25.12.27	平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案の公表について	26.1.27

公表日	案件名	締切日
25.12.27	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について＜「経営者保証に関するガイドライン」関連＞	26.1.27
25.12.26	「責任ある機関投資家」の諸原則（案）≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の公表について	26.2.3
25.12.25	「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）」の公表について	26.1.23
25.12.13	平成25年金融商品取引法等改正（９ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等の公表について	26.1.14
25.12.13	平成24年金融商品取引法等改正(総合取引所関係)に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）について	26.1.14
25.12.10	「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について	26.1.14
25.11.27	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	25.12.27
25.11.27	平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令案（追加掲載：別紙４～７）を公表しました。	25.12.4
25.11.21	平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る内閣府令案等の公表について	25.12.20
25.11.19	「監査基準の改訂について（公開草案）」の公表について	25.12.19
25.11.19	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	25.12.18
25.11.18	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	25.12.18
25.11.15	「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	25.12.16
25.11.8	平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行令の一部を改正する政令案の公表について	25.12.9
25.11.1	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の 公表について	25.12.2
25.10.29	「金融庁における行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）」に対する意見募集について	25.11.28
25.10.28	平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令案の公表について	25.11.27
25.10.23	自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の一部改正（案）等の公表について	25.11.8

公表日	案件名	締切日
25.9.20	監督指針案、金融検査マニュアル案等及び自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ等の公表について	25.10.21
25.9.20	「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（案）」の公表について	25.10.21
25.8.26	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	25.9.25
25.8.8	「金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	25.9.9
25.7.22	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	25.8.20
25.7.11	「金融庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る民間競争入札実施要項（案）」に対する意見募集について	25.7.24

金融庁

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◈ 相談室が提供する４つのサービス

ご意見・ご要望・情報提供の受付

- 金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利用等の各種情報提供を承ります。

ご質問・ご相談への対応

- 専門の相談員が、皆様のご質問・ご相談に電話にてお答えします。
- ホームページ・ファックス・郵送でいただいたご質問等にも、相談室からお電話をお返しします。

頂いたご意見の金融行政への活用

- 頂いたご意見は金融庁内で共有し、今後の金融行政に活用致します。

金融サービス利用者の皆様への情報提供

- 相談等の受付実績、よくあるご相談についてのＱ＆Ａ等を、３ヶ月ごとに金融庁ホームページで公表します。

－ ご留意事項 －

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい

◈ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受 付 時 間：平日１０：００～１６：００
- 電 話 番 号：0570-016811(ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ) IP 電話からは 03-5251-6811
- 受付の流れ：

➤上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

① 預金・融資等に関するご相談

② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談

③ 保険商品・保険制度等に関するご相談

④ 貸金等に関するご相談

⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

➤相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ホームページでの受付

- 金融庁ホームページのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ (http://www.fsa.go.jp)
- ご意見･相談･情報提供等を 24 時間受付けます。
- ご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日１０:００～１６:００の間に、お電話をお返し致します。

（注１）ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。

（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：０３－３５０６－６６９９
- ご意見･相談･情報提供等を２４時間受付けます。
- ご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日１０:００～１６:００の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けております。

〒100-8967　東京都千代田区霞が関 3－2－1　中央合同庁舎第７号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

（注１）ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。

（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

平成 26 年５月 23 日
金融庁

「事前相談（予防的なガイド）」の開設について

金融サービス利用者相談室においては、従来、「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」への対応を主として行ってきましたが、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を下記のとおり、開設することとしました。

記

１．名　称　：「事前相談（予防的なガイド）」

２．開設日　：平成２６年５月２３日（金）

３．受付時間　：平日１０時００分～１７時００分（電話での受付）
※ファックス、ウェブサイトは 24 時間受付。

４．電話での受付　：０５７０－０１６８１２
※ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１２におかけください。

５．ファックスでの受付　：０３－３５０６－６６９９

６．ウェブサイトでの受付：こちらをクリックして下さい。

７．文書での受付　：〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－２－１
中央合同庁舎第７号館
金融庁 金融サービス利用者相談室

（注）ファックス、ウェブサイト、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日 10 時 00 分～17 時 00 分の間に、お電話をお返し致します。

【受付内容】

事前相談においては、電話等による問合せに対し、一般的な
（１）金融商品の契約にあたっての留意点、
（２）金融機関破綻時の金融商品の保護、
（３）金融商品の特徴及び留意点等
について、金融庁ウェブサイトの掲載情報を中心に、以下の情報に基づきガイド（説明）します。

・「知るぽると」掲載情報
・業界団体等（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、生命保険協会、日本損害保険協会及び日本ＦＰ協会）のウェブサイト掲載情報

【ご留意事項】

・「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは、０３－５２５１－６８１１）におかけください。

・「事前相談（予防的なガイド）」については、主な金融商品の特徴や留意点などに関する一般的な内容をガイドするものです。個別の金融商品のご購入・ご利用にあたっては、必ず各金融機関に問合せ、内容を十分にご確認のうえ、ご自身の判断に基づきご対応下さい。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室
(内線 9541)

資料２－１１－２

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成25年４月１日～26年３月31日）

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

25年４月１日～６月30日・・・25年７月31日公表（第32回）

25年７月１日～９月30日・・・25年10月31日公表（第33回）

25年10月１日～12月31日・・・26年１月31日公表（第34回）

26年１月１日～３月31日・・・26年4月30日公表（第35回）

１．類型別受付件数

（単位：件）

区　　分	25/4～6	25/7～9	25/10～12	26/1～3	25年度合計
質問・相談	8,573	7,746	8,109	7,473	31,901
意見・要望	1,675	826	1,215	1,813	5,529
情報提供	592	551	674	458	2,275
その他	380	315	227	134	1,056
合　　計	11,220	9,438	10,225	9,878	40,761

２．受付方法別件数

（単位：件）

区　　分	25/4～6	25/7～9	25/10～12	26/1～3	25年度合計
電話	9,312	8,199	8,783	7,821	34,115
ウェブサイト	389	332	366	402	1,489
ファックス	259	266	223	240	988
手紙	357	349	448	407	1,561
その他	903	292	405	1,008	2,608
合　　計	11,220	9,438	10,225	9,878	40,761

３．分野別受付件数

（単位：件）

区　　分	25/4～6	25/7～9	25/10～12	26/1～3	25年度合計
預金・融資等	3,071	2,873	3,469	3,416	12,829
保険商品・保険制度等	2,502	2,570	2,718	2,742	10,532
投資商品・証券市場制度等	3,780	2,749	2,849	2,626	12,004
貸金等	751	729	781	738	2,999
金融行政一般・その他	1,116	517	408	356	2,397
合　　計	11,220	9,438	10,225	9,878	40,761

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

（単位：件、%）

区分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	879	28.6	1,329	43.3	863	28.1	3,071	100.0
7月～9月	957	33.3	1,114	38.8	802	27.9	2,873	100.0
10月～12月	968	27.9	1,404	40.5	1,097	31.6	3,469	100.0
1月～3月	801	23.4	1,109	32.5	1,506	44.1	3,416	100.0
25年度合計	3,605	28.1	4,956	38.6	4,268	33.3	12,829	100.0

○保険商品等

（単位：件、%）

区分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	620	24.8	1,264	50.5	618	24.7	2,502	100.0
7月～9月	693	27.0	1,393	54.2	484	18.8	2,570	100.0
10月～12月	685	25.2	1,478	54.4	555	20.4	2,718	100.0
1月～3月	630	23.0	1,445	52.7	667	24.3	2,742	100.0
25年度合計	2,628	25.0	5,580	53.0	2,324	22.1	10,532	100.0

○投資商品等

（単位：件、%）

区分	証券会社（第一種業）		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	792	21.0	2,988	79.0	3,780	100.0
7月～9月	554	20.2	2,195	79.8	2,749	100.0
10月～12月	586	20.6	2,263	79.4	2,849	100.0
1月～3月	621	23.6	2,005	76.4	2,626	100.0
25年度合計	2,553	21.3	9,451	78.7	12,004	100.0

○貸金等

（単位：件）

区分	件数
4月～6月	751
7月～9月	729
10月～12月	781
1月～3月	738
25年度合計	2,999

○金融行政一般・その他

（単位：件）

区分	件数
4月～6月	1,116
7月～9月	517
10月～12月	408
1月～3月	356
25年度合計	2,397

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成２４～２８年度）

基本政策	施策	平成26年度の主な事務事業
Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定	１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み ⑥ ベターレギュレーションの深化
	２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進 ③ 中小企業の経営改善・事業再生支援 ④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化 ⑤ 金融機能強化法の適切な運用
	３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ｉ）投資信託・投資法人法制の見直し ii）保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引等に関する市場インフラの構築 ③ ＥＤＩＮＥＴの整備
	２ 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の活性化 ④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討
	３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ② 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 ③ 包括的かつ機動的な市場監視 ④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応 ⑤ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑦ 課徴金制度の適切な運用 ⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑨ 自主規制機関との適切な連携 ⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
Ⅳ 横断的施策	１ 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 ② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	２ アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等
	３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 規制・制度改革等の推進 ② 事前確認制度の適切な運用 ③ 官民による持続的な対話の実施 ④ 金融・資本市場活性化策の検討
	４ 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成２４～２８年度）

分野	施策	平成26年度の主な事務事業
１ 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上
２ 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化
３ その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保

資料２－12－２

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年１月	・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13 年１月政策評価各府省連絡会議了承）	
３月		・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13 年３月 28 日）
６月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13 年法律第 86 号）	
10 月		・「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定（13 年 10 月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針」（13 年 12 月閣議決定）	
14 年４月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13 年法律第 86 号）	・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14 年４月１日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年４月～６月末）策定（14 年４月１日）
７月		・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年７月～15 年６月末）策定（14 年８月６日）
９月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14 年９月 13 日）
11 月		・「第１回政策評価に関する有識者会議」開催（14 年 11 月 12 日）
12 月		・政策評価（平成 13 年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14 年 12 月 26 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
15 年４月		・「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15 年４月 17 日）
６月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15 年６月国会報告）	・「第２回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年６月 12 日）
７月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15 年７月１日） ・「平成 15 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 15 年７月～16 年６月末）策定（15 年７月１日）
８月		・「第３回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年８月５日） ・政策評価（平成 14 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15 年８月 29 日）
16 年４月		・「第４回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年４月 21 日） ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16 年４月 23 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16 年６月国会報告）	・「第５回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年６月 18 日）
７月		・「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 16 年７月～17 年６月末）策定（16 年７月７日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16 年７月７日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
８月		・「第６回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年８月５日） ・政策評価（平成 15 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16 年８月 31 日）
17 年４月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17 年４月 27 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17 年６月国会報告）	
７月		・「第７回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年７月５日） ・「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 17 年７月～18 年６月末）策定（17 年７月 26 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17 年７月 26 日）
８月		・「第８回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年８月９日） ・政策評価（平成 16 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17 年８月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17 年 12 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）	
18 年４月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18 年４月 28 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18 年６月国会報告）	・「第９回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年６月 20 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
７月		・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 18 年７月～19 年６月末）策定（18 年７月 10 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18 年７月 10 日）
８月		・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年８月３日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年８月 31 日）
19 年３月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年３月閣議決定）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年６月国会報告）	・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年６月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年６月 14 日）
７月		・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年７月～20 年６月末）策定（19 年７月３日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年７月３日）
８月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年８月政策評価各府省連絡会議了承）	・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年８月２日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年８月 30 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20 年６月国会報告）	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20 年６月 10 日） ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年６月 11 日）
７月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間 20 年７月～24 年３月末）策定（20 年７月３日） ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 20 年７月～21 年６月末）策定（20 年７月３日）
８月		・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年８月６日） ・政策評価（平成 19 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20 年８月 29 日）
21 年２月		・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年２月 26 日）
３月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年４月～22 年３月末）策定（21 年３月 31 日）
５月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年５月国会報告）	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年５月 22 日）
８月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年８月５日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年８月 31 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
22 年３月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年３月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年４月～23 年３月末）策定（22 年３月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年３月 31 日）
５月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（22 年５月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22 年５月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22 年６月国会報告）	・「平成 20 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22 年６月４日）
８月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年８月 24 日） ・「第 18 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年８月 25 日） ・政策評価（平成 21 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22 年８月 31 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22 年８月 31 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
23 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23 年６月国会報告）	・「平成 21 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23 年６月 17 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 23 年４月～24 年３月末）策定（23 年６月 24 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23 年６月 24 日）
９月		・「第 19 回政策評価に関する有識者会議」開催（23 年９月 27 日） ・政策評価（平成 22 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23 年９月 30 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23 年９月 30 日）
24 年３月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24 年３月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24 年３月政策評価各府省連絡会議了承）	
５月		・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年５月 21 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24 年４月～29 年３月）策定（24 年５月 31 日） ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24 年４月～25 年３月）策定（24 年５月 31 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24 年６月国会報告）	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24 年６月８日）
８月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年８月 10 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
９月		・政策評価（平成 23 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24 年９月７日）
25 年４月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年６月国会報告）	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年６月７日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年６月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年４月～26 年３月末）策定（25 年６月 28 日）
８月		・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年８月 30 日）
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）	
26 年５月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年５月 30 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26 年６月国会報告）	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26 年６月 13 日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

資料２－12－３

金融庁における平成２５年度政策評価・２６年度実施計画（概要）

平成２５年度			平成２６年度
基本政策／施策	主な実績	測定結果	主な事務事業
Ⅰ　経済成長の礎となる金融システムの安定			
１　金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・新たに策定した「金融モニタリング基本方針」に基づき、金融モニタリングを実施	A	・オン･オフが一体となった効果的な金融モニタリング ・ベターレギュレーションの深化
２　我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ金商法改正（25 年６月）	A	・金融システムの安定確保のためのルールの整備
３　金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・内外のマーケット動向や金融機関のリスク特性を把握	B	・各種データ等を用い、金融機関の融資・投資動向等を把握
Ⅱ　利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
１　利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・ＡＩＪ事案を踏まえた資産運用規制の見直し等を盛り込んだ金商法改正（25 年６月） ・保険募集・販売ルールのあり方についての議論を踏まえた保険業法等改正案を国会に提出（26 年３月）	B	・必要に応じ、行政処分 ・保険募集･販売の在り方等に係る所要の制度整備
２　資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・資本性借入金・ＡＢＬ等の積極的活用の慫慂 ・「経営者保証に関するガイドライン」を策定	B	・利用者ニーズの実態把握、積極的対応を促進 ・金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促進
３　資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・投資信託・投資法人法制の見直し等を盛り込んだ金商法改正（25 年６月） ・ＮＩＳＡの普及・定着を促進	B	・金融機関の手数料ビジネスについて、顧客利益・成長マネーの供給促進に貢献する業務のあり方を検証 ・ＮＩＳＡの普及・定着に向けた取組み
Ⅲ　公正・透明で活力ある市場の構築			
１　市場インフラの構築のための制度・環境整備	・日本国債清算機関の直接参加者の顧客が間接参加者として新たに清算参加する「クライアント・クリアリング」が開始	B	・店頭デリバティブ取引における清算集中義務の対象拡大に向けた取組み
２　市場機能の強化のための制度・環境整備	・総合取引所実現に向けた関係政府令等の整備 ・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、報告書を公表 ・日本版スチュワードシップ・コードを策定・公表	B	・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書等を踏まえた制度整備 ・日本版スチュワードシップ・コードの定着への取組み
３　市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・インサイダー取引規制のための金商法改正（25 年６月） ・不公正取引に対し、課徴金の納付命令勧告や告発を実施	B	・クロスボーダー取引等を利用した不公正取引に対する監視 ・市場監視活動にデジタルフォレンジックを積極的に活用
４　市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・第二種金融商品取引業者に対する重点的な検査を実施	B	・効率的・効果的な検査・監督の実施 ・悪質な金商業者等に対する早期の検査着手
５　市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表	A	・監査基準の整備
Ⅳ　横断的施策			
１　国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	A	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献
２　アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を実施 ・「アジア金融連携センター」設立に関する準備作業を実施	A	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を促進 ・「アジア金融連携センター」の設置及び活用
３　金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・官民ラウンドテーブルを継続的に実施	B	・金融・資本市場活性化策の検討
４　金融行政についての情報発信の強化	・情報の内容に応じた相応しい手段による情報発信	C	・英語による情報発信の強化
５　金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・金融経済教育研究会の報告書に沿った金融経済教育の推進	B	・金融経済教育研究会の報告書に沿った金融経済教育の推進
業務支援基盤の整備のための取組み			
１　金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・人材確保・資質向上の中期的方針に基づいた人事配置 ・「金融庁職員のあり方」、業務改善（PDCA）の定着を推進	B	・人材確保・資質向上の中期的方針の着実な実行 ・家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境整備
２　学術的成果の金融行政への導入・活用	・研究成果報告書を公表 ・国際コンファレンス、シンポジウムの開催	B	・より本質的で重要なテーマを選定し、調査研究を実施
３（１）金融行政における情報システムの活用	・「金融庁業務支援統合システム」、「金融庁行政情報化ＬＡＮシステム」などの開発が計画通り進捗	A	・金融庁業務支援統合システム等の開発の推進
３（２）災害等発生時における金融行政の継続確保	・計画に係るマニュアルを改定、実践的な防災訓練を実施	B	・計画の随時見直し、実践的な防災訓練の実施

（注）測定結果　　Ａ：「目標達成」⇒６　　Ｂ：「相当程度進展あり」⇒13　　Ｃ：「進展が大きくない」⇒１

資料２－13－１

金融庁業務継続計画
（首都直下地震対応編）

＜ 概　要 ＞

金　融　庁

「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

経　緯

➢ **首都直下地震対策大綱**（H17.9策定、H22.1修正）

- 発災直後の特に3日程度の応急対策活動期において継続性を確保するべき首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、中央銀行、主要な金融機関及び決済システム等を規定。
- 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
- 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。

➢ **中央省庁業務継続ガイドライン**（H19.6策定）

金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）

（H20.6策定、H22.8・H23.12・H24.8改定）

•首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。

•本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。

•東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し（H23.12）。業務継続体制の更なる充実・強化を図る観点から、本計画を改定（H24.8）。

基本方針

➢ 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。

➢ 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

➢ 想定災害：

・「東京湾北部地震」（M7.3、東京23区の最大震度6強）

➢ 周辺環境想定：

・本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可
・公共交通機関：3日間程度は途絶
・電力：2日間程度は外部供給が途絶
　⇒ 3日間程度は非常用発電で対応
・固定電話：1週間程度は輻輳
　⇒ 災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
・携帯電話：1週間程度は輻輳
　⇒ パケット通信や衛星携帯電話で対応
・インターネット：6日間程度は使用不可
・上下水道：3日間程度は外部供給が途絶
　⇒ 本庁舎の受水槽で対応

金融庁の非常時優先業務

非常時優先業務	内部管理関連
➢災害対策本部の設置・運営 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者（政府災害対策本部、財務省、日本銀行等）との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➢金融市場等における状況の確認 ➢金融機関における状況の確認 ➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➢金融機関に対する被災者支援の要請 ➢被災者等からの相談受付 ➢EDINETの管理・運用 ※上記業務の他、公認会計士試験の試験日前及び試験期間中の場合は、その実施に係る業務に取り組む。	➢行政資源の被災状況の確認 •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➢庁内情報システムの管理等 •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用

＜金融庁と関係機関との概念図＞

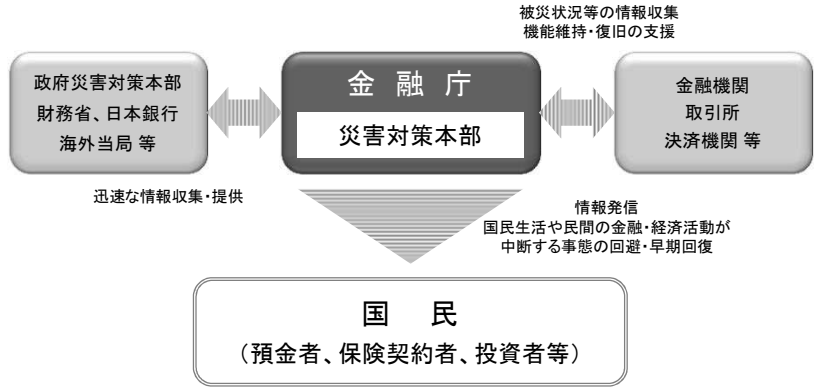

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員	災害発生時の対応
① 災害対策本部構成員 • 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定	• 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、非常時優先業務チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務の総合調整を実施
② 非常時参集者 • 各課室長が、非常時優先業務を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 必要人員と同数以上の職員を指定	• 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、各課室の非常時優先業務に従事
③ 第一参集予備者 • 各課室長が、非常時優先業務を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定	• とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、各課室の非常時優先業務に従事
④ 第二参集予備者 • 非常時優先業務以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする	• 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機 • 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

庁　舎	• 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。 • 想定以上の災害が発生する場合に備えて、代替拠点となる候補地を定めている。
備　蓄	• 全職員を対象に3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。 • 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。
通　信	• 金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。 • 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。
行政情報システム	• メール及び共有ファイルは、サーバを二重化しているほか、日次のバックアップや定期的な遠隔地保管を実施。 • EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。
広　報	• 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。 • ウェブサイトの他、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務を円滑に実施できるよう、衛星電話の増設など、連絡手段の強化に努める。
- 想定を上回る災害が発生した場合でも、広報活動を継続できるよう、金融庁ウェブサイトのバックアップセンターの設置等を検討する。
- 首都圏が広範囲に被災する場合に備え、代替拠点で円滑に業務が継続できるよう、更なる検討を進める。

訓練・計画の見直し

- 職員に対する訓練や研修を通じて、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における業務継続に向けた取組みへの理解を深める。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

金融庁
Financial Services Agency

平成 25 年８月 30 日
金融庁

平成 24 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 24 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案につきまして、平成 25 年６月 27 日（木）から平成 25 年７月 29 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、８の個人及び団体より延べ 15 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

２．本件の政令・内閣府令の公布

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令と併せて、平成 25 年９月４日（水）に公布される予定です。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の一部の施行日は、「公布の日（平成 24 年９月 12 日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 25 年９月６日（金）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 25 年９月４日（水）に公布される予定です。）

本件の政令・内閣府令についても、平成 25 年９月６日（金）から施行されることとなります。

○　本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等	［別紙１－１（PDF：K）］	［別紙１－２（PDF：K）］

○　本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
・金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令等 ・金融商品取引業等に関する内閣府令等	［別紙２－１（PDF：K）］	［別紙２－２（PDF：K）］

なお、本件のうち、一部の政令・内閣府令については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施

しておりません。

お問い合わせ先
金融庁　Tel 03-3506-6000（代表） 総務企画局市場課市場法制管理官室（内線 2644、3945） ※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年２月 21 日
金融庁

平成 24 年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 24 年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）につきまして、平成 25 年 12 月 13 日（金）から平成 26 年１月 14 日（火）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、５団体より延べ 15 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙１を御覧ください。

２．本件の政令・内閣府令等の公布

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 26 年２月 26 日（水）に公布される予定です。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）のうち、総合取引所関係の規定の施行日は、「公布の日（平成 24 年９月 12 日）から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年３月 11 日（火）となります。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年２月 26 日（水）に公布される予定です。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年３月 11 日（火）から施行されることとなります。

注）なお、金融商品取引業者に対する行為規制に係る部分については、引き続き検討を行っているところであり、成案が得られ次第、パブリックコメントに付し、公布・施行することとなります。

お問い合わせ先
金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課市場取引対応室
（内線 3628、2410、2639）

（別紙１）コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方
（別紙２）金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（PDF：　KB）
（別紙３）金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（PDF：　KB）

（別紙４）投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（PDF：　KB）
（別紙５）顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部改正（PDF：　KB）
（別紙６）金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部改正（PDF：　KB）
（別紙７）清算機関・振替機関等向けの総合的な監督指針の一部改正（PDF：　KB）

金融庁
Financial Services Agency

平成 25 年６月 28 日
金融庁

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について

第 183 回国会において「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 25 年６月 19 日に公布されたところです。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げ等に係る規定については、公布の日から起算して 20 日を経過した日（平成 25 年７月９日（火））から施行されます。
当該規定の施行に伴い、所要の規定の整理を行うための「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」が本日閣議決定されました。本政令は、平成 25 年７月３日（水）に公布される予定です。

なお、本政令は、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

（注）「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、公布後９月以内、公布後１年以内及び公布後１年６月に施行する部分に係る政令・内閣府令等については、本件には含まれておりません。これらの政令・内閣府令等につきましては、別途パブリックコメントを実施する予定です。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局市場課（内線 3618、3525）

（別紙）金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（PDF： KB）

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年３月５日
金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（９ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 25 年金融商品取引法等改正（９ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等につきまして、平成 25 年 12 月 13 日から平成 26 年１月 14 日にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、６の個人及び団体より延べ 24 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：　　KB）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

２．本件の政令・内閣府令等の公布

本件の政令は、平成 26 年２月 28 日（金）に閣議決定されており、内閣府令等と併せて、本日公布されております。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の一部の施行日は、「公布の日（平成 25 年６月 19 日）から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年３月６日（木）です。（当該施行日を定める政令は、平成 26 年２月 28 日（金）に閣議決定されており、本日公布されております。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年３月６日（木）から施行されることとなります。

お問い合わせ先
金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局企画課信用機構企画室
（内線 3572、3598）

（別紙）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF：　　KB）

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年１月 24 日
金融庁

平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（１年以内施行）に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（１年以内施行）に伴う関係政令の整備等に関する政令案につきまして、金融商品取引法施行令等改正案は平成 25 年 10 月 28 日（月）から平成 25 年 12 月４日（水）にかけて、銀行法施行令改正案は平成 25 年 11 月８日（金）から平成 25 年 12 月９日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、９の個人及び団体より延べ 31 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

２．本件の政令

本件の政令は、平成 26 年１月 21 日（火）に閣議決定されており、本日公布されております。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年６月 19 日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年４月１日（火）です。（当該施行日を定める政令は、平成 26 年１月 21 日（火）に閣議決定されており、本日公布されております。）

本件の政令についても、平成 26 年４月１日（火）から施行されることとなります。

○　本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	［別紙１－１（PDF: K）］	［別紙１－２（PDF: K）］

なお、本件のうち、一部の政令については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先
金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課市場法制管理官室（内線 2644、3945）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年２月 14 日
金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（１年以内施行）等に係る内閣府令案等につきまして、平成 25 年 11 月 21 日（木）から平成 25 年 12 月 20 日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、12 の個人及び団体より延べ 69 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

２．本件の内閣府令

本件の内閣府令は、本日公布されております。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年６月 19 日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年４月１日（火）です。（当該施行日を定める政令は、平成 26 年１月 21 日（火）に閣議決定されており、平成 26 年１月 24 日（金）に公布されております。）

本件の内閣府令についても、平成 26 年４月１日（火）から施行されることとなります。

○　本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令（新設）	［別紙１－１（PDF：K）］	［別紙１－２（PDF：K）］

	概要	具体的な内容
金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	［別紙２－１（PDF：K）］	［別紙２－２（PDF：K）］

○　本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）	［別紙３(PDF: K)］
企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）	［別紙４(PDF: K)］

○　本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	［別紙５(PDF: K)］

なお、本件のうち、一部の内閣府令については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課市場法制管理官室（内線 2644、3945）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年３月 31 日
金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果について

金融庁では、平成 25 年金融商品取引法等の一部改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案につきまして、平成 25 月 12 月 27 日（金）から平成 26 年１月 27 日（月）（銀行法等の一部改正に伴う経過措置については、平成 26 年２月 17 日（月）から平成 26 年３月 18 日（火））にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、16 の個人及び団体より延べ 51 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙１（PDF： KB）を御覧ください。

具体的な改正等の内容については（別紙２）～（別紙 41）をそれぞれ御参照ください。

２．公布・施行日について

本件の内閣府令等は本日付で公布され、平成 26 年４月１日（火）から施行されます。

○本件で公表する内閣府令

内閣府令	具体的な内容
１　銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）	別紙２（PDF： KB）
２　金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和 43 年大蔵省令第 27 号）	別紙３（PDF： KB）
３　長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 13 号）	別紙４（PDF： KB）
４　信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）	別紙５（PDF： KB）
５　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号）	別紙６（PDF： KB）
６　貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）	別紙７（PDF： KB）
７　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 36 号）	別紙８（PDF： KB）

内閣府令	具体的な内容
8　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号）	別紙９（PDF：　KB）
9　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第９号）	別紙 10（PDF：　KB）
10　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成５年大蔵省令第 10 号）	別紙 11（PDF：　KB）
11 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第 14 号）	別紙 12（PDF：　KB）
12　保険業法施行規則（平成８年大蔵省令第５号）	別紙 13（PDF：　KB）
13　信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号）	別紙 14（PDF：　KB）
14　投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）	別紙 15（PDF：　KB）
15　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）	別紙 16（PDF：　KB）
16　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 18 年内閣府令第９号）	別紙 17（PDF：　KB）
17　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成 26 年内閣府令第７号）	別紙 18（PDF：　KB）

○本件で公表する共管命令

共管命令	具体的な内容
1　労働金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省・労働省令第１号）	別紙 19（PDF：　KB）
2　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第１号）	別紙 20（PDF：　KB）
3　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号）	別紙 21（PDF：　KB）
4　農林中央金庫法施行規則（平成 13 年内閣府・農林水産省令第 16 号）	別紙 22（PDF：　KB）
5　郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の	別紙 23（PDF：　KB）

共管命令	具体的な内容
制限等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第３号）	

○本件で公表する告示

告示	具体的な内容
1　銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 220 号）	別紙 24（PDF：　KB）
2　銀行法第十六条の二第四項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成 14 年金融庁告示第 34 号）	別紙 25（PDF：　KB）
3　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成 14 年金融庁告示第 35 号）	別紙 26（PDF：　KB）
4　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号）	別紙 27（PDF：　KB）
5　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 20 号）	別紙 28（PDF：　KB）
6　長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 222 号）	別紙 29（PDF：　KB）
7　長期信用銀行法第十三条の二第六項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成 14 年金融庁告示第 36 号）	別紙 30（PDF：　KB）
8　信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 39 号）	別紙 31（PDF：　KB）
9　信用金庫法第五十四条の二十一第八項の規定に基づく従属	別紙 32（PDF：　KB）

告示	具体的な内容
業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等（平成 14 年金融庁告示第 40 号）	
10　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）	別紙 33（PDF：　KB）
11　信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成 18 年金融庁告示第 34 号）	別紙 34（PDF：　KB）
12　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 42 号）	別紙 35（PDF：　KB）
13　信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成 18 年金融庁告示第 35 号）	別紙 36（PDF：　KB）
14　信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成 18 年金融庁告示第 37 号）	別紙 37（PDF：　KB）
15　預金保険法施行令第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、金融庁長官が適当と認める資産を指定する件（平成 26 年金融庁告示第 18 号）	別紙 38（PDF：　KB）
16　労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成 10 年金融監督庁・大蔵省・労働省告示第７号）	別紙 39（PDF：　KB）
17　労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第３号）	別紙 40（PDF：　KB）
18 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第４号）	別紙 41（PDF：　KB）

なお、本件のうち、一部の内閣府令等については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
総務企画局企画課信用制度参事官室（内線 3570、3684）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年６月 27 日
金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等につきまして、金融商品取引法施行令等改正案を平成 26 年４月 25 日（金）から平成 26 年５月 26 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、29 の個人及び団体より延べ 104 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

２．本件の政令・内閣府令

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 26 年７月２日（水）に公布されることとなります。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年６月 19 日）から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 12 月１日（月）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年７月２日（水）に公布されることとなります。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年 12 月１日（月）から施行されることとなります。

ただし、一部の改正については、以下のとおり施行又は適用されることとなります。

・別紙２－１Ⅱ３及び金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第十三号の改正については、平成 26 年７月 22 日から施行されることとなります。
・別紙２－１Ⅶ４の改正については、平成 27 年４月１日以後に提出される事業報告書について適用されることとなります。
・別紙６の改正については、本日より適用されることとなります。

４．投資信託及び投資法人に関するＱ＆Ａ

投資信託及び投資法人に関し、別紙７及び８のとおり、Ｑ＆Ａを公表しました。

○　本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する	［別紙１－１（PDF：K）］	［別紙１－２（PDF：K）］

政令		

○　本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	［別紙２－１（PDF：K）］	［別紙２－２（PDF：K）］

○　本件で公表する共管命令

	概要	具体的な内容
社債、株式等の振替に関する命令	［別紙３－１（PDF：K）］	［別紙３－２（PDF：K）］
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	［別紙４－１（PDF：K）］	［別紙４－２（PDF：K）］

○　本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）	［別紙５（PDF：K）］

○　本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	［別紙６（PDF：K）］

○　本件で公表するＱ＆Ａ

	具体的な内容
投資信託に関するＱ＆Ａ	［別紙７（PDF：K）］
投資法人に関するＱ＆Ａ	［別紙８（PDF：K）］

なお、本件のうち、一部の政府令については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
（別紙１－１～２－２、７、８）について…総務企画局市場課市場機能強化室（内線 3621、2386）
（別紙３－１、３－２）について…総務企画局市場課市場企画管理官室（内線 3687）
（別紙４－１、４－２）について…総務企画局企画課調査室（内線 3911、3514）
（別紙５）について…総務企画局企業開示課（内線 3669）
（別紙６）について…監督局証券課（内線 3724）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

資料３－３－１

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）に係る説明資料

平成２６年５月
金融庁

目　次

Ⅰ．金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ．投資型クラウドファンディングの利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅲ．新たな非上場株式の取引制度・・3

Ⅳ．金商業者の事業年度規制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅴ．新規上場に伴う負担の軽減・・・5

Ⅵ．上場企業の資金調達の円滑化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅶ．ファンド販売業者に対する規制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅷ．金融指標に係る規制の導入・・・9

Ⅸ．電子化された株券等の没収手続の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

Ⅹ．その他の改正事項・・・11

Ⅺ．施行スケジュール・・・12

Ⅰ．金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

平成26年　5月23日成立
5月30日公布

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする
『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備

→

成長戦略を金融面
から加速・強化

市場の活性化
（新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等）

投資型クラウドファンディング(注)の利用促進

◆ 少額（募集総額１億円未満、一人当たり投資額50万円以下）の投資型クラウドファンディングを取り扱う金商業者の参入要件を緩和

◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入 等

（注）新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

新たな非上場株式の取引制度

◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度(注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

（注）現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

金商業者の事業年度規制の見直し

◆ 「４月１日から３月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、金商業者ごとに異なる設定をすることを許容

（注）この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

市場の活性化
（新規上場の促進や資金調達の円滑化等）

新規上場に伴う負担の軽減

◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能

（注）特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業は対象外。

上場企業の資金調達の円滑化等

◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要（大量保有報告制度の対象となる株式から自社株を除外）

◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し（「無過失責任」から「過失責任」への変更等）　等

（注）上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し

◆ 第二種金商業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止

◆ 第二種金商業者について、国内拠点の設置等を義務付け　等

金融指標に係る規制の導入

◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を導入 等

電子化された株券等の没収手続の整備

◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備

Ⅱ．市場の活性化
（新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等）

投資型クラウドファンディングの利用促進（第29条の4、第29条の4の2、第35条の3、第43条の5関係）

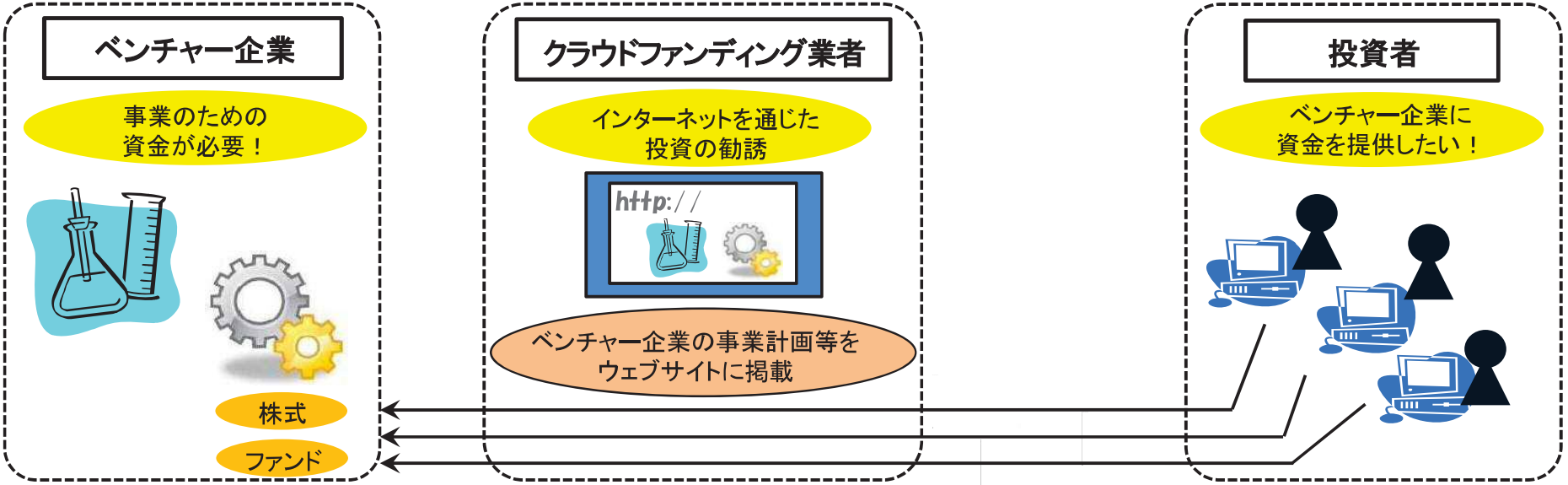

《現状》

- 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。
  （「株式」の勧誘：第一種金融商品取引業者　～兼業規制あり、最低資本金5,000万円）
  （「ファンド」の勧誘：第二種金融商品取引業者　～兼業規制なし、最低資本金1,000万円）
- 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等	• 少額(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、登録に必要な最低資本金基準(注2)を引下げ。（第29条の4の2、政令） • 非上場株式の勧誘を、少額(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。（自主規制規則）
投資者保護のためのルールの整備	• 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。 （第29条の4　登録の拒否、第35条の3　業務管理体制の整備、第43条の5）

（注1）発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

（注2）第一種金融商品取引業者：（現行）5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者：（現行）1,000万円 ⇒ 500万円。

新たな非上場株式の取引制度（第67条の18関係）

非上場企業（地域に根差した企業や新興企業など）の株式 ： 取引・換金ニーズが存在。

現行制度

（日本証券業協会の自主規制に基づく）

【一般の非上場株式の場合】

- **投資勧誘は原則禁止**。
- 一方で、非上場株式は、流通性が乏しいことも踏まえ、
  - インサイダー取引規制
  - 開示義務

  の**適用対象外**。

【グリーンシート銘柄の場合】

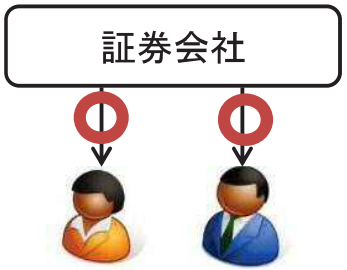

- **投資勧誘が可能**。
- 一方で、グリーンシート銘柄は、高い流通性に鑑み、
  - インサイダー取引規制
  - 開示義務（自主規制）

  の**適用対象**。

⇒ **非上場企業にとって大きな負担**。

⇩

グリーンシート銘柄制度の利用は**低迷**。

新制度

（日本証券業協会の自主規制に基づく）

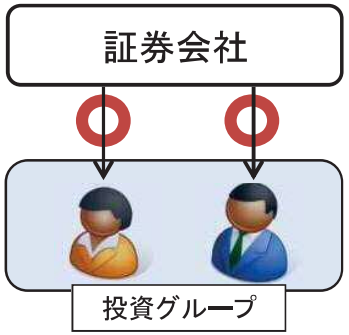

・証券会社は、「投資グループ」を組成

（注）投資グループのメンバーとして想定される者

- ✓ 当該企業の役員・従業員
- ✓ 当該企業の株主・取引先
- ✓ 当該企業から財・サービスの提供を受けている者　等

- **「投資グループ」のメンバーに限って、投資勧誘が可能**。
- 一方で、新制度の対象銘柄は、高い流通性を持たないため、一般の非上場株式に準じた規制内容に。
  - インサイダー取引規制は**適用対象外《改正後》**。（第67条の18）
  - 開示の負担も**軽減**（自主規制）

⇒ **非上場企業の負担を大幅に軽減**。

⇩

非上場株式の取引・換金ニーズに応えられるような制度となることを期待。

金商業者の事業年度規制の見直し（第46条関係）

背景

- 現在、証券会社について「統一的な監督」を行う必要から、事業年度（3月期決算）を法定（第46条　事業年度）。
- このため、例えば12月決算を行っている外国証券会社が、日本に現地法人・支店を設立して業務を行う場合、本国と日本それぞれにおいて時期を異にする決算書類や当局提出書類を作成する必要があり、過重な事務負担が存在。
- こうした中、四半期決算の導入等により、統一的な法定の事業年度を設ける監督上の必要性は減少。

事業年度規制の現状と改正後

	《現状》		《改正後》
第一種金商業者	規制あり （3月期決算（4月～翌3月））	▶	規制なし
第二種金商業者	規制なし		
投資運用業者			
投資助言・代理業者			

Ⅲ．市場の活性化
（新規上場の促進や資金調達の円滑化等）

新規上場に伴う負担の軽減（第193条の2第2項関係）

- 新規上場を躊躇させる要因の一つとして、「内部統制報告書」に係る負担が重いとの指摘。
- 一方で、新規上場企業は、上場前に、金融商品取引所から厳格な上場審査を受けている。

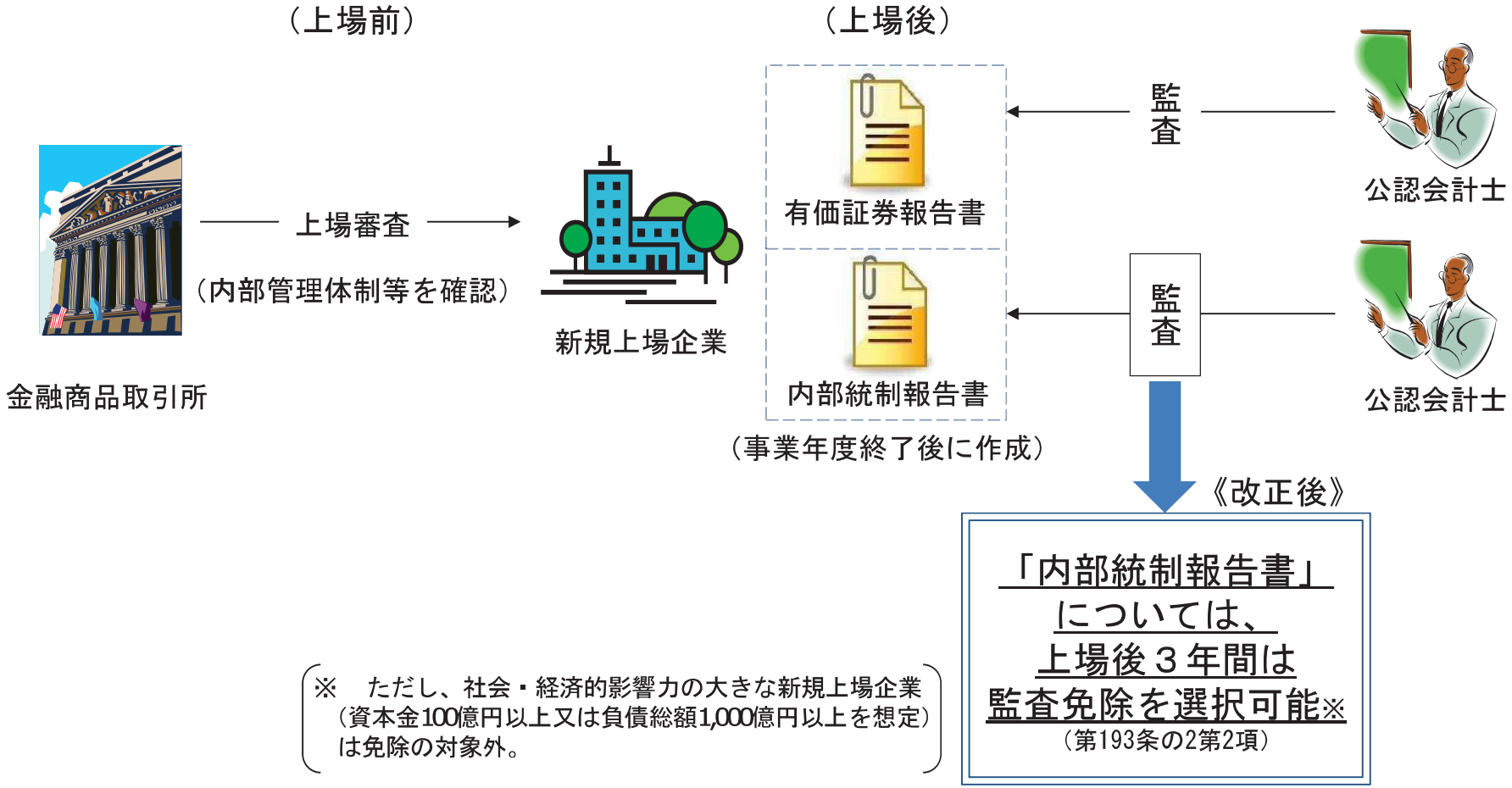

※　ただし、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業（資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上を想定）は免除の対象外。

大量保有報告制度における自己株式の取扱いの見直し（第27条の23第4項関係）

《現状》

○　上場企業の株式の大量保有者は、

・「株券等保有割合」が5％超となった日から、5営業日以内に「大量保有報告書」を提出しなければならないこととされている（大量保有報告制度）。

- 当該制度の目的は、大量の株券の保有状況が、投資者にとって重要な情報であることから、それを開示すること。
- 一方で、「自己株式」については、当該上場企業は議決権を有しないため、「大量保有報告書」を提出させる必要性は、通常の株式に比べ限定的。

《改正後》

○　**大量保有報告制度の適用対象から「自己株式」を除外。**（第27条の23第4項　大量保有報告書の提出）

流通市場における虚偽開示書類を提出した会社の損害賠償責任（第21条の2関係）

○ 企業が虚偽の開示書類を提出した場合の責任 （第21条の2 虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）

	発行市場	流通市場
責　任	無過失責任	**無過失責任　⇒　過失責任へ《改正後》** （ただし、提出会社側に無過失の挙証責任を負わせる）

⇒ 以下の理由から、今回、**「流通市場」における提出会社の「無過失責任」を「過失責任」に見直し**。

- ✓ そもそも損害賠償責任は、「過失責任」が原則。
- ✓ 「発行市場」では、提出会社は投資者から払込みを受けており、無過失であっても返還させるのが公平。一方で、「流通市場」では、提出会社に利得がないため、返還の原資は、結局は他の株主等が負担。
- ✓ 近年、課徴金制度の進展や内部統制報告書制度の導入等、違法行為抑止のための他の制度が充実。

⇒ 併せて、損害賠償を請求できる者についても、以下のとおり改正。

≪現状≫　取得者　⇒　≪改正後≫　取得者＋処分者（他の主要国も同様の制度）

（注）虚偽記載により損害を被る者は「取得者」だけでなく、場合によっては「処分者」もありうるため。

Ⅳ. 市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し（第40条の3の2、第29条の4関係）

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

○ ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

《改正後》

○ 左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。

（第40条の3の2 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）

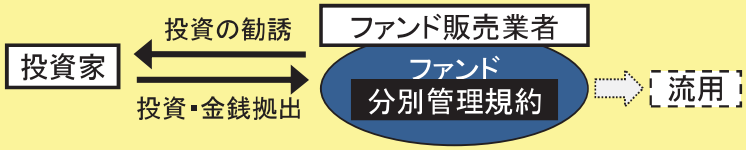

国内拠点設置等の義務付け

○ 海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内拠点がないと、被害の把握等に大きな支障。

《改正後》

○ ファンド販売業者について、証券会社と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務付け。

（第29条の4 登録の拒否）

※投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

協会（自主規制団体）への加入促進

○ 協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則（自主規制ルール）が適用されない。

《改正後》

○ 協会へ加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付け、協会への加入促進を図る。

○ 上記義務付けは、登録拒否要件に盛り込み、登録当初から当該社内規則の適用を確保する。（第29条の4 登録の拒否）

※ 証券会社、投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

金融指標に係る規制の導入（第2条第40項、第38条、第5章の7関係）

特定金融指標算出者に対する規制（第５章の７　特定金融指標算出者）

規制の目的

金融取引の基礎として広範に利用されている特定の金融指標（※）について、その信頼性を確保すること

（※「特定金融指標」（第2条　定義）：公的機関が政策目的で算出する金融指標は対象外）

規制の概要

【規制の枠組み】（第156条の85　特定金融指標算出者の指定）

特定金融指標の算出者を「指定」（規制対象として、当面は「TIBOR」（東京銀行間取引金利）(注)の算出者を想定）

（注）東京の短期金融市場において銀行間で行われる資金取引の市場実勢を示す指標金利。融資やデリバティブ取引等の基準金利として広く使われている。

【業務規程の作成・遵守】（第156条の87　業務規程）

指定を受けた算出者（※）に対し、IOSCOの「金融指標に関する原則」に沿った記載事項を内容とする「業務規程」の作成・遵守等を義務付け（※「特定金融指標算出者」）

【検査・監督の枠組み】（第156条の89　報告の徴取及び検査、第156条の90　改善命令等）

報告徴取・立入検査等の検査・監督の枠組みを整備

整合性

IOSCO（証券監督者国際機構）「金融指標に関する原則」

1. 算出者のガバナンス
   - 算出プロセスに対する第一義的責任
   - 利益相反の特定・開示・管理・回避
2. 指標の品質
   - 指標の元データの使用順序、専門家の判断に関する指針の作成・公表
3. 指標の算定手法の品質
   - 指標算出方針の公表
   - 呈示者の行動規範の策定・公表
4. 算出者の説明責任
   - 独立した内部又は外部監査人の任命
   - 記録保持、当局に対する文書の提出　等

呈示者に対する規律

1. 特定金融指標算出者と呈示者との間で「行動規範」を締結させ、特定金融指標算出者を通じて間接的に規律付け

   ※「業務規程」の中に、「行動規範」に関する事項を記載（第156条の87）

2. 金融商品取引業者等である呈示者に対し、データの不正呈示を禁止（第38条　禁止行為）

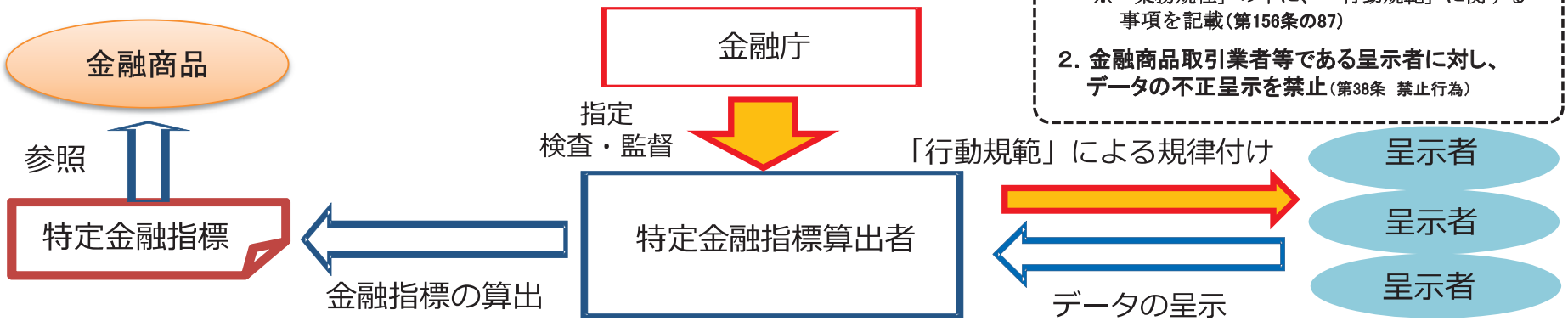

電子化された株券等の没収手続の整備（第209条の2～第209条の7関係）

《現状》

金商法上、犯人が犯罪行為により得た財産等は没収の対象。

【対象となる犯罪】　不公正取引（インサイダー取引等）、損失補てん

【対象となる財産】　有体物、**無体財産（金銭債権等）**

- 「有体物」については、刑事訴訟法の規定により没収可能。
- 一方で、**「無体財産」については、没収に係る手続規定がないため、没収不可**。
  - 「社債、株式等の振替に関する法律」（平成16年成立）により、従来有体物として没収可能であった株券等が電子化（＝無体財産）されたため、問題点がさらに拡大。

更に、・・・
東京地裁判決（平成25年11月22日）において、「犯人がインサイダー取引により取得した電子化された株券を没収することができず、追徴を科しても犯人の手元に値上がり分の利益が残ってしまう」という問題点が指摘された。

《改正の内容》（第209条の2～第209条の7）

電子化された株券等、「無体財産」の没収に係る手続規定を整備

（第209条の５　没収された債権等の処分等）

Ⅴ．その他の改正事項

その他の改正事項

- **訂正発行登録書の提出に係る見直し**

　「発行登録書」を提出している企業が「有価証券報告書等」を提出した場合には、その都度、「訂正発行登録書」の提出を求めているが、「有価証券報告書等」は定期的に提出されるものであるため、EDINETを通じて投資者が容易に知ることが可能。

⇒　上記のような場合には、「訂正発行登録書」の提出を要しないこととする。（第23条の4　訂正発行登録書の提出）

- **大量保有報告制度の見直し**

　大量保有報告書の提出者の負担軽減を図るため、以下の措置を講ずる。

➢ 変更報告書の同時提出義務を廃止する。（第27条の25第3項　大量保有報告書に係る変更報告書の提出）

➢ 短期大量譲渡報告における記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外する。（第27条の25第2項　大量保有報告書に係る変更報告書の提出）

➢ 訂正報告書の公衆縦覧期間の末日を、訂正の基礎である大量保有報告書等の公衆縦覧期間の末日と同一にする。（第27条の28　大量保有報告書等の公衆縦覧）

➢ 大量保有報告書等の写しを発行企業に対して送付する義務を免除する（公衆の縦覧に供されるEDINETを通じて提出されたことが条件）。（第27条の30の6　金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知）

- **金融商品取引業者等の登録拒否事由の追加**

　金融商品取引業者等の登録拒否事由として、「登録取消処分前に廃止等の届出をした者について、当該届出の日から５年を経過しないこと」を追加する。（第29条の4　登録の拒否）

- **金融商品取引所の業務の追加**

　金融取引の実態を効率的・効果的に把握するため、金融取引主体に世界共通の方式で付番する国際的な取組が進展。

⇒　諸外国では取引所が付番業務を行っている実例があることを踏まえ、金融商品取引所の業務範囲の一つとして、「付番業務」を追加する。（第87条の2　業務の範囲）

Ⅵ. 施行スケジュール

施行スケジュール

○　公布の日から１年以内で政令で定める日から施行。

○　ただし、

- 「金商業者の事業年度規制の見直し」
- 「電子化された株券等の没収手続の整備」
  ⇒　公布の日から６月以内で政令で定める日から施行。

- 「金融商品取引所の業務の追加」
  ⇒　公布の日から施行。

資料３－４－１

外国会社の有価証券報告書提出義務の免除

≪提出義務の免除≫

	内国会社	外国会社
株主数が5年間継続して300名未満となった場合	○	× ⇒ 改正により ○
株主数が25名未満となった場合　ほか	○	○

金融庁
Financial Services Agency

平成 25 年9月6日
金融庁

平成 24 年度有価証券報告書レビューの実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、平成 24 年3月 30 日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について」を公表し、財務局等と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 24 年度の実施結果を取りまとめましたので、別紙のとおり公表します。

（概要）

- 法令改正関係審査： 平成 24 年3月 31 日を決算期末とするすべての有価証券報告書の提出会社（計 2,818 社）に対して、法令改正に関する審査を実施した結果、概ね新たな開示制度への対応がなされていることが確認されました。
- 重点テーマ審査、情報等活用審査： 平成 24 年3月 31 日から平成 25 年3月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社（4,042 社）のうち、一定の条件に該当する会社（328 社：重点テーマ審査 319 社、情報等活用審査9社）に対して、審査を実施しました。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、一部の会社において、のれんの計上・減損損失等に関する不明瞭な記載や、関連当事者取引に関する記載漏れ等、適切な開示がなされていない事例が確認されました。

（参考）平成 25 年度（平成 25 年3月期以降）の有価証券報告書レビューの実施内容については、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成 25 年3月期版）と有価証券報告書レビューの実施について」（平成 25 年3月 29 日公表）を参照してください。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
（内線 3666、2769）

金融庁
Financial Services Agency

平成 25 年 12 月 10 日
金融庁

平成 25 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

金融庁は、平成 25 年３月 29 日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成 25 年３月期版）と有価証券報告書レビューの実施について」を公表し、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 25 年 3 月期の有価証券報告書に対する「法令改正関係審査」について実施結果を取りまとめましたので、別紙のとおり公表します。提出会社におかれましては、今後、有価証券報告書を作成する際に、実施結果を十分踏まえ、適切に開示していただくようお願いします。

（概要）

平成 25 年３月 31 日を決算日とする全ての有価証券報告書の提出会社（2,788 社）に対して、平成 24 年３月 30 日に改正された社外取締役及び社外監査役に関する記載内容に係る調査票の提出を求め、審査を実施しました。

審査の結果、記載すべき事項が記載されていない事例（計 65 社、96 件）や、記載内容が不十分な事例（計 13 社、18 件）が確認されました（重複：計５社）。これらの提出会社に対しては、有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう要請し、73 社全てから訂正報告書が提出されています。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
（内線 3660、3666）

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年 3 月 31 日
金融庁

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について
(平成 26 年 3 月期版)

平成 26 年３月期以降の有価証券報告書の作成に当たって留意が必要な事項等を、以下のとおり取りまとめました。各提出者におかれては、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出してください。

１．新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意事項

平成 26 年３月期に新たに適用となる開示制度・会計基準は以下のとおりです（一部、早期適用されているものもあります）。詳細については別紙１をご参照ください。

- 「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
- 「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
- 単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正

２．最近の課徴金事案及び自主訂正事案を踏まえた留意事項

最近の課徴金事案及び自主訂正事案において、以下の点などについて不適切な会計処理が認められています。詳細については、別紙２をご参照ください。

- 売上の過大計上・前倒し計上
- 固定資産（不動産）の減損損失の過少計上
- 固定資産（のれん）の減損損失の不計上　　など

３．有価証券報告書レビュー（平成 25 年３月期以降）を踏まえた留意事項

平成 25 年３月期以降の有価証券報告書を対象とした有価証券報告書レビュー（現在、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施中）において、現在までに把握された事象を踏まえた留意すべき点を別紙３のとおり取りまとめたので、ご参照ください。

なお、平成 25 年３月期を対象とした法令改正関係審査については、審査を終了し、実施結果を公表（平成 25 年 12 月 10 日）しておりますので、併せてご参照ください。

- 平成 25 年３月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
総務企画局企業開示課開示業務室
（内線 3660、3666）

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年 3 月 31 日
金融庁

有価証券報告書レビューの実施について（平成 26 年３月期以降）

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（「財務局等」）と連携し、平成 24 年より、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。平成 26 年 3 月期以降の有価証券報告書については、以下の内容でレビューを実施することとしたため、公表します。

１．法令改正関係審査

本審査は、法令改正により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された事項のうち、特に重要な事項について記載内容をアンケート形式で審査するものです。

今回は、平成 24 年 5 月に公表された「退職給付に関する会計基準」等を踏まえて改正された連結財務諸表規則等が平成 26 年 3 月期より適用されることから、同規則等に基づき適切な記載がなされているかどうかを審査します。

このため、以下のすべての要件に該当する企業におかれては、別添の「調査票」に回答を記入し、所管の財務局等へ、平成 26 年 7 月 15 日（火）までにご提出いただくようお願いすることとなります。具体的な手続き等については、所管の財務局等から別途ご連絡いたします。

- 平成 26 年３月 31 日を決算日とする連結財務諸表を作成している。
- 退職給付制度を採用している。
- 連結財務諸表を日本基準で作成している。

２．重点テーマ審査

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる企業を抽出し、当該企業に対して所管の財務局等が個別の質問事項を送付し、回答を受けることで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 26 年３月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。審査対象となる企業には、所管の財務局等より別途ご連絡いたします。

- 退職給付
- 企業結合及び事業分離等
- 固定資産の減損

３．情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがあります。

（参考）開示義務違反等に関する金融庁の情報受付窓口（ディスクロージャー・ホットライン）

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3660、3666)

資料３－４－６

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
（警告書の発出を行った発行会社等）

○ ご覧いただく場合の留意事項
- 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っているおそれがあると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
新日本マテリアル株式会社	鹿児島県鹿児島市金生町２－１	旧商号：天成ホールディングス株式会社 旧所在地：鹿児島県鹿児島市永吉一丁目２－22、東京都中央区日本橋蛎殻町１－２－３	平成 26 年２月
株式会社エヌ・ブラッド	埼玉県さいたま市南区大字太田窪１８５９番地７	旧所在地：大阪市中央区天満橋京町２番６号	平成 24 年 10 月
株式会社ＮＳＪ	大阪市中央区今橋一丁目７番 19 号	旧所在地：大阪市西区北堀江一丁目１番 23 号	平成 24 年６月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒 326 番地９	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町 571 番地	平成 22 年 11 月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋 2-23-11　御成門小田急ビル９階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカンパートナー株式会社	平成 22 年 10 月

※平成 22 年６月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

金融庁
Financial Services Agency

平成 25 年 11 月 14 日
金融庁

公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会
当面のアクションプランの改訂について

１．公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成 21 年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融４団体による意見交換会を開催しており、課題解決に向けて必要な当面の対応策をアクションプランとして策定、改訂してきています。

２．アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大はある程度進んでいると考えられますが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるため、更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。

３．加えて、近年、公認会計士及び監査業界を巡っては、公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にあることや、監査報酬が全体として低減傾向にあることといった新たな課題が生じてきており、こうした課題についても幅広い関係者が認識を共有し、対話を行っていくことが必要と考えられます。

４．このため、今回の意見交換会では、関係者によるアクションプランの取組状況や、金融庁が実施したアンケート（上場会社における公認会計士及び試験合格者の募集・採用実態に関して実施したもの）の結果を共有するとともに、上記の課題について議論を行いました。その上で、当面のアクションプランを改訂し、今後、各メンバーが具体的な取組みを進めていくことが合意されました。

５．なお、当面のアクションプランの改訂のポイント（主な追加施策）は以下のとおりです。

（１）活動領域の拡大

公認会計士及び試験合格者が在籍している企業にヒアリングを行い、公認会計士等の採用に係るメリット・デメリットについて実態把握を行う。調査の結果は、公認会計士等の活用に関する企業向け広報資料を改訂する際に生かすとともに、日本公認会計士協会が作成する経済界向けの広報マテリアルや、同協会及び当局が主催する企業向け説明会等においても活用されるよう、同協会とも連携していく。

（２）組織内会計士協議会の活性化

日本公認会計士協会の組織内会計士協議会において、組織内会計士の属性別、業種毎の組織化及びそれに応じた施策を検討する。

（３）公認会計士の魅力の向上策の検討

日本公認会計士協会等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について検討する。

本意見交換会の資料及び参加者については、以下をご参照下さい。

（別紙１）当面のアクションプラン（平成 25 年度改訂）
（別紙２）公認会計士等の募集・採用に関するアンケートの結果について
（別紙３）公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会メンバー

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局 企業開示課 開示業務室
(内線 2768)

「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日）

企業会計審議会

審議会の経緯

○2009年6月 「中間報告」: ①日本企業によるIFRS任意適用を容認（2010年3月期より）
②強制適用の是非・時期を2012年末を目途に判断

○2012年7月 「中間的論点整理」: ①IFRSの適用のあり方について、影響等を十分勘案しつつ、引き続き検討
②単体や非上場の中小企業には非適用

○2013年3月より、審議会を再開 → 「当面の方針」（同年6月19日）を取りまとめ

「当面の方針」の基本的考え方

○IFRSは今後とも世界の関係者が参加して改善されていくべきものであることから、IFRS策定への日本の発言権を確保していくことがとりわけ重要

○まずは、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要

○IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にない（当面、判断見送り）
（今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及びIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当）

⇒わが国としても、単一で高品質な国際基準の策定という目標を実現していくため、主体的に取り組むことが重要

「当面の方針」の3つの方針

①任意適用要件の緩和（平成25年10月に連結財務諸表を改正）
→「上場企業」「国際的な財務活動・事業活動を行う企業」の2要件を撤廃
「体制整備が出来ている企業」の要件のみを残し、対象企業の範囲を拡大

②IFRSの適用の方法（修正国際基準の作成）
→ピュアなIFRSに加え、日本の実情に即して修正したIFRSを作成（ASBJにおいて検討）

③単体開示の簡素化（開示負担の軽減）（平成26年３月に財務諸表等規則を改正）
→金商法の単体開示を、できるかぎり会社法の単体開示に揃える

IFRS任意適用会社(適用予定会社を含む)（2014年6月30日時点：計42社）

任意適用　上場会社（適用予定会社を含む）：計42社

◆ 適用済み(27社)

- 日本電波工業
- 日本たばこ産業
- トーセイ
- マネックスグループ
- 旭硝子
- 第一三共
- 小野薬品工業
- HOYA
- アンリツ
- 楽天
- 双日
- アステラス製薬
- そーせいグループ
- 伊藤忠商事
- 住友商事
- DeNA
- 中外製薬
- ソフトバンク
- 伊藤忠エネクス
- リコー
- 三菱商事
- 日本板硝子
- SBIホールディングス
- ネクソン
- 丸紅
- 三井物産
- 武田薬品工業

◆ 任意適用予定を公表（適時開示済）(15社)

- ヤフー
- ケーヒン
- 参天製薬
- LIXILグループ
- 日東電工
- セイコーエプソン
- コニカミノルタ
- 三菱ケミカルホールディングス
- エーザイ
- 伊藤忠テクノソリューションズ
- 日本取引所グループ
- 田辺三菱製薬
- エムスリー
- 富士通
- クックパッド

資料３－５－３

国際会計基準（IFRS）任意適用要件の緩和

○　以下の要件を満たした会社が、IFRS を適用して連結財務諸表を提出することができる（連結財務諸表規則第１条の２）。

① 発行する株式が金融商品取引所に上場されていること　⇒　撤　廃

②・有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
・指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること　⇒　維　持

③ 当該会社、親会社、その他の関係会社等が次の要件のいずれかを満たすこと
(1) 外国の法令に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること
(2) 外国金融商品市場の規則に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること
(3) 外国に連結子会社（資本金の額が 20 億円以上のものに限る）を有していること　⇒　撤　廃

⇒ 本改正は昨年 10 月 28 日施行済み

単体開示の簡素化について（財務諸表等規則等の改正）

○ 本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）に関しては、下記の方針に沿って簡素化。

【方針1】 会社法の計算書類と金商法の単体財務諸表とでは開示水準が大きく異ならないため、会社法に合わせる（会社法の要求水準に統一。）。

○ 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、下記の方針に沿って簡素化。

【方針2】 金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目については、金商法の単体ベースの開示を免除する。（例：リース取引に関する注記）

【方針3】 上記「方針2」以外の場合の項目については、会社法の計算書類と金商法の単体財務諸表等で開示水準が大きく異ならないものについては会社法に合わせる（会社法の要求水準に統一。）。（例：担保資産の注記）

【方針4】 上記のいずれでもない項目については、その有用性等を改めて斟酌し、従来どおりの開示が必要か否かについて改めて検討し、必要な簡素化を行う。
（例：製造原価明細表）

⇒ 本改正は本年３月26日に施行済

金融庁
Financial Services Agency

平成 25 年 11 月８日
金融庁

「IFRS 対応方針協議会」及び IFRS の任意適用の積上げについて

平成 25 年 11 月８日
IFRS 対応方針協議会

平成23年10月、公益財団法人財務会計基準機構(FASF)、企業会計基準委員会(ASBJ)、一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、公益社団法人日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省、金融庁は、国際会計基準審議会（IASB）が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対し、我が国一体となった意見発信を行うため、「アジェンダ･コンサルテーションに関する協議会」を設置した。

同協議会は、その後、アジェンダ･コンサルテーションの結果を踏まえた取組みや、国際会計基準審議会（IASB）に新たに設けられた会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応など、我が国の IFRS への対応に関して意見交換を行ってきた。

こうした中、本年９月 19 日に開催した同協議会において、以下の通り、（１）「IFRS 対応方針協議会」への改組とともに、（２）IFRS の任意適用の積上げに向けた各団体の取組みについて議論を行った。

（１）「IFRS 対応方針協議会」への改組について

会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）が国際会計基準審議会（IASB）に新たに設置されるなど、諸情勢の変化を踏まえると、今後、さらに我が国一体となった IFRS への対応の強化を図ることが必要になると考えられるため、本協議会について、名称を「IFRS 対応方針協議会」に変更するとともに、IFRS に関連する我が国の市場関係者の意見の集約等を目的とすることとした。

（２）IFRS の任意適用の積上げに向けた各団体の取組み

本年６月に公表された企業会計審議会の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」、自由民主党 政務調査会 金融調査会 企業会計に関する小委員会の「国際会計基準への対応についての提言」、日本経済団体連合会の「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方」を踏まえ、IFRS の任意適用について議論を行ったところ、各参加団体より様々な取組みが行われていることが報告された。

この９月 19 日時点での報告に加え、その後の追加的な取組み（予定も含む）を含めて整理をすれば、以下の通り。

【各団体の取組み】

- IFRS を既に任意適用している企業等からなる「IFRS 実務対応検討会」を組成するとともに、IFRS の主要項目について、実務対応参考事例をとりまとめ、ホームページで公開し、IFRS の任意適用を検討中の企業の参考に供している。
  また、財務諸表の作成者の視点で、民間レベルでの国際連携を図っている。（日本経済団体連合会）

- IFRSの任意適用の要件緩和に伴い、IPOを行う企業を含む広範囲な企業が対象となることを踏まえ、監査人が円滑に対応できるよう、適切な対策を講じることとしている。
  具体的には、協会における体制を強化し、各監査人のための相談窓口を設置するなどの支援体制の構築を進めている。また、IFRSに関する研修を、一層充実させていく予定である。（日本公認会計士協会）
- IFRSの個別基準を必要に応じて削除又は修正して採択する「エンドースメントされたIFRS」を検討するために企業会計基準委員会（ASBJ）に設置された「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」等へ参画することにより、財務諸表の利用者の視点から、IFRS の普及促進に協力している。（日本証券アナリスト協会）
- IFRSのエンドースメント手続の作業を速やかに進めていくこととしている。
  また、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への参加などの国際対応を適切に行い、我が国の IFRS に関する意見発信を更に強化するとともに、IFRS に対する国内の市場関係者の理解促進を図っている。（企業会計基準委員会（ASBJ））
- 本年度の企業行動表彰において、IFRS適用に向けた積極的な取組みを行っている企業を表彰対象とすることを予定している。
  また、東証のホームページにおいて、IFRSを適用した企業名や当該企業によるIFRSの適用実態などの情報を公表している。
  さらに、IFRSの導入に際して不都合をきたすことがないよう、必要な規則の整備を行っている。（東京証券取引所）
- 新株価指数「JPX日経インデックス400」（日本経済新聞社と共同開発）の銘柄選定基準において、IFRSの採用（及び採用予定）を加点要素としている。（東京証券取引所）
- 経済産業省に設置されている企業財務委員会等の場を利用し、企業経営の観点から、IFRSを含む会計基準上の課題についての実務的な検討を深め、国内関係者間における認識の共有を図ることとしている。（経済産業省）
- IFRS の任意適用の円滑化に向けた環境作りのため、IFRSの更なる改善に向けて、日本としてどう働きかけを行うか、関係者との検討を継続することとしている。
  また、関係者とも協力しながら、米国、EU等との国際的連携を更に深めることとしている。（金融庁、経済産業省等）
- 企業会計審議会の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえて IFRS の任意適用の要件を緩和し、併せて期末に限らず各四半期等からでもIFRSを適用できるよう、連結財務諸表規則等を改正し、本年10月28日に公布（公布日即施行）した。（金融庁）

（参考）

なお、平成21年7月に、IFRS導入にあたっての課題の整理、その対応についての方針・戦略を検討するために設置された「IFRS対応会議」及び同会議のもとに設置された「国際対応委員会」、「教育・研修委員会」、「翻訳委員会」、「広報委員会」

及び「個別財務諸表開示検討委員会」については、以下のとおり、「IFRS 対応方針協議会」等に引き継ぐとともに、一部委員会については廃止する予定である。

- IFRS 対応会議　　：IFRS 対応方針協議会に引き継ぐ
- 国際対応委員会　：IFRS 対応方針協議会に引き継ぐ
- 教育・研修委員会：一般財団法人会計教育研修機構に引き継ぐ
- 翻訳委員会　　：財務会計基準機構（FASF）に引き継ぐ
- 広報委員会　　：財務会計基準機構（FASF）に引き継ぐ
- 個別財務諸表開示検討委員会：廃止

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課
(内線 3846、3810)

資料３－５－６

IFRS財団の組織について

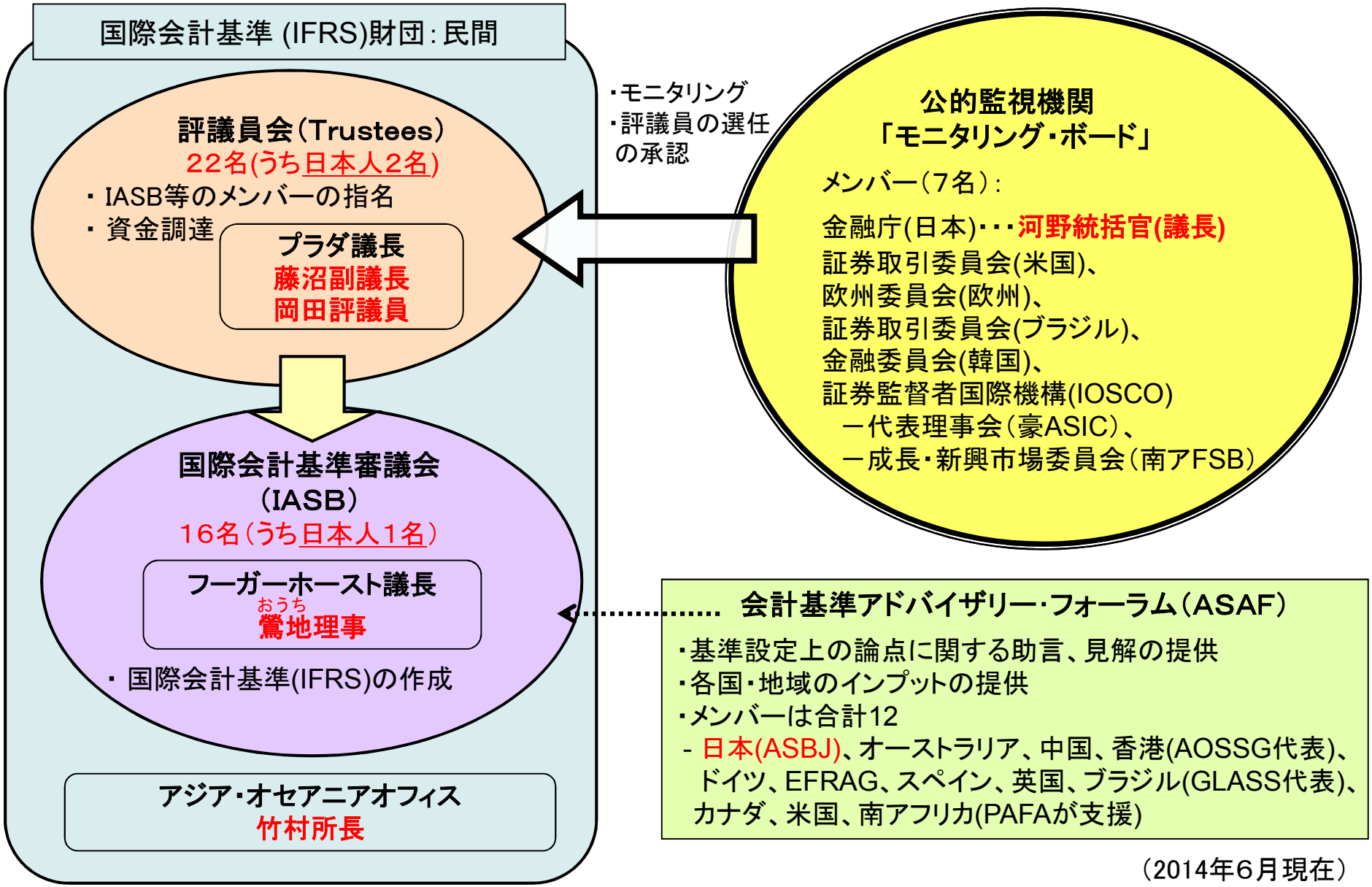

（2014年６月現在）

資料３－５－７

平成 21 年 9 月 14 日
金　　融　　庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

Ⅰ　検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等[注1]の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり[注2]、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注 1）公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第１項の規定による届出をした者

（注 2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

Ⅱ　検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

１．報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等[注3]として提出された情報に加え、原則として、３年に１度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

①　全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等[注4]による検査・レビュー結果の情報

②　我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

（注 3）法第 34 条の 36 第 1 項及び第 2 項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第 1 項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

（注 4）外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

２．検査対象先の選定等

審査会は、**１．**において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、**１．**の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

３．検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類（注 5）に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

（注 5）公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項）

４．検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

５．行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

（以上）

資料３－５－８

平成 24 年７月 10 日
金　　融　　庁

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I.　前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等[1]の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年９月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方[2]」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II.　同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の５つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

[1] 公認会計士法第34条の35第１項の規定による届出をした者

[2] http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- 法的管轄域内において、例えば（1）登録制度、（2）基準の設定、（3）監査の質に関する検査やレビュー、（4）調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は（適切な冷却期間を伴った）監査業務に従事していない者でなければならない。
- 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。

・検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。

・監督当局は検査を繰り返し実施しているか。

・検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。

・監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。

・検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。

・監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。

・監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。

・適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

・外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。

・監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR[3]のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

（以上）

[3]International Forum of Independent Audit Regulators（監査監督機関国際フォーラム）

資料4－1－1

振り込め詐欺救済法の制度概要（平成26年3月末時点）

犯罪被害者

犯罪に利用された口座

残高が 1,000円 以上 の口座

加害者が預金等を出金

残高が 1円 ～ 999円 の口座

加害者が預金等を出金

口座の失権（債権消滅手続）

累計約0.8億円

支払手続（返金）（口座ごと）

累計約146.6億円

申請被害総額 ＞ 口座残高

申請被害総額 ＜ 口座残高

按分支払	申請分は全額支払	申請がなかった分等
累計約89.3億円		累計約57.3億円

納付

犯罪被害者

［累計：法施行(20年6月)～26年3月末までの累計額］

預金保険機構

累計約57.6億円

〔90%〕 留保しなかった分 → 犯罪被害者等の支援の充実のために支出（主務省令で定めるところによる）

〔10%〕 留保した分（注）

（注）口座名義人等の救済のために留保

←支払の必要がなくなったとき

（注）留保額が1億円を超えたときのその超過部分

累計約56.5億円

担い手が（1）（2）の事業を運営

（担い手は「日本財団」である）

（1）犯罪被害者等の子どもに対する奨学金

- 無利子貸与方式、返済期間は30年以内。
- 資金は信託財産として運用。運用益と返済金等で継続的に運営。
- 貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、大学院生：10万円 / 月, 大学生：8万円 / 月, 高校生：公立・国立 3万円 / 月, 私立 5万円 / 月。

（2）犯罪被害者等支援団体に対する助成

- 犯罪被害者等支援団体の財政面の支援。
  → 新しい公共の担い手として育成、発展を図っていく。

保険業法等の一部を改正する法律の概要

平成 26 年 5 月 23 日成立
5 月 30 日公布

保険会社を巡る経営環境の大きな変化

- 保険商品の複雑化・販売形態の多様化
- 「乗合代理店」（複数保険会社の商品を販売する代理店）等の出現
- 海外展開をはじめとする積極的な業務展開の必要性

→

- 新たな環境に対応するための募集規制の再構築
- 金融業の発展を通じた経済活性化への貢献

保険の信頼性確保

保険募集の基本的ルールの創設

虚偽の説明等、「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向け、「積極的な顧客対応」を求める募集規制を導入。

◆ 「意向把握義務」の導入
保険募集の際に、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求める。

◆ 「情報提供義務」の導入
保険募集の際に、商品情報など、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求める。

保険募集人に対する規制の整備

独立系の保険代理店の増加等を踏まえ、「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対し募集の実態に応じた体制整備を義務付ける規制を導入。

◆ 保険募集人に対する体制整備義務の導入
複数保険会社の商品の取扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求める。

等

保険市場の活性化

海外展開に係る規制緩和

◆ 海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大
海外の金融機関等（例：投資運用会社）を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間（５年）の保有を認める。

保険仲立人に係る規制緩和

◆ 長期の保険契約の媒介に係る認可制の廃止
保険仲立人が「保険期間５年以上」の長期保険契約の媒介業務を行う場合に別途求められる当局の「認可」を不要とする。

実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

◆ 共同保険における契約移転手続に係る特例の導入
外国保険会社支店の日本法人化等に際して行われる保険契約の移転に当たり、契約者保護上の問題がないと認められる一定の場合（共同保険（注）におけるシェアの小さな非幹事会社の持分移転を想定）において、移転対象契約者に対する個別の「通知」を「公告」で代替できる特例を設ける。

（注） 共同保険：複数の保険会社が共同して引き受ける保険

◆ 運用報告書の電磁的交付方法の多様化
運用報告書について、顧客専用ウェブページの閲覧など、新たな交付方法を認める。

（注） 現在、運用報告書の交付方法は、「電子メール等による送信」、「CD-ROM 等の媒体による交付」、「顧客にウェブページからダウンロードさせる方法」に限られている。

保険募集の基本的ルールの創設（第 294 条、第 294 条の２関係）

「禁止行為」に限定されていた従来の募集規制に加え、「積極的な顧客対応」を求める募集規制を導入

《現状》

○ 保険募集における禁止行為を列挙

- ➢ 虚偽説明
- ➢ 重要事項の不告知　等

以下の「募集規制」を追加

《改正後》

○ **意向把握義務の導入**（第 294 条の２）

保険募集（注）の際に、以下のような対応を求める。

- ➢ 顧客ニーズの把握
- ➢ 当該ニーズに合った保険プランの具体化
- ➢ 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認

○ **情報提供義務の導入**（第 294 条）

保険募集（注）の際に、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求める。

- ➢ 保険金の支払条件（どのような場合に保険金が支払われるか）
- ➢ 保険期間、保険金額等
- ➢ その他顧客に参考となるべき情報（ロードサービス等の付帯サービス等）

【複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う場合には・・・】

- ➢ 取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
- ➢ 特定の商品の提示・推奨を行う理由

等

（注）保険募集と同等の行為（クレジットカード会社等が扱う団体保険への顧客の勧誘）を含む。

保険募集人に対する規制の整備（第 294 条の３関係）

《現状》

保険会社

管理・指導

管理・指導

自社の営業職員（保険募集人）

系列代理店（保険募集人）

○保険会社による
・保険募集人の実態把握
・保険募集人の管理・指導
が基本的には可能

「**保険会社**」に対して、「**体制整備**」を義務づけ

乗合代理店（複数の保険会社の商品を取り扱う代理店）の出現

《改正後》

保険会社Ａ

保険会社Ｂ

管理・指導（Ａ社商品関連）

管理・指導（Ｂ社商品関連）

乗合代理店（保険募集人）

○保険会社による
・保険募集人の実態把握
・保険募集人の管理・指導
には、一定の限界

「**保険募集人**」に対しても、業務の規模・特性に応じた「**体制整備**」を義務づけ（注）

□：体制整備の義務づけの対象

（注）従来型の保険募集人についても、保険会社による管理・指導を受けることを前提とした体制整備を求める。

保険会社の海外展開に係る規制緩和（第 106 条関係）

《 現 状 》

国内保険会社

買収

外国保険会社

他業子会社（※）
（例：葬儀会社）

外国「**保険会社**」を買収する場合

➤「他業子会社を保有する先」であっても、特例により買収可能

・ただし、５年以内に処分する必要
（時間をかけて対応することが可能）

国内保険会社

買収

外国金融機関等
（例：投資運用会社）

他業子会社（※）
（例：ホテル）

外国「**金融機関等**」を買収する場合

➤「他業子会社を保有する先」は買収不可

➤買収前にグループから外す必要

⇩

買収交渉において不利

《改正後》

国内保険会社

買収

外国金融機関等
（例：投資運用会社）

他業子会社（※）
（例：ホテル）

外国「**金融機関等**」を買収する場合

➤「他業子会社を保有する先」であっても、特例により買収可能

・ただし、５年以内に処分する必要
（時間をかけて対応することが可能）

⇩

買収交渉における法的障害が解消

（※）保険会社の子会社に認められていない業務を営む会社

保険仲立人に係る規制緩和（附則第 119 条関係）

「保険仲立人」とは、顧客からの委託を受け、保険会社から独立した存在として保険募集を行う者

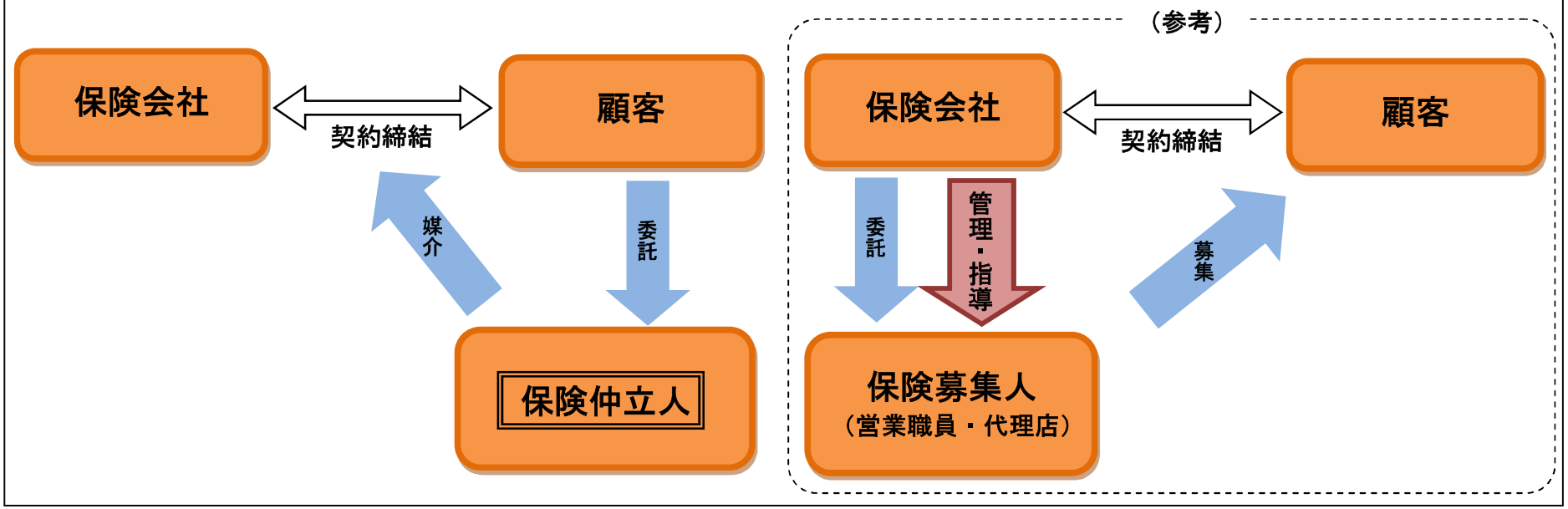

《現　状》○ 保険会社による管理・指導が期待できないため、「保険募集人」にはない規制が存在

- ５年以上の保険契約の媒介を行う場合は、「登録」に加え、「認可」が必要
- 保証金（最低４千万円）の供託義務
- 顧客への誠実義務、手数料開示義務

参入障壁や行為規制のため、「保険仲立人」の活用は低調な状況

《改正後》○ 顧客保護に配慮しつつ、「保険仲立人」の新規参入や既存業者の活性化を促進できるよう、参入障壁を緩和

- ５年以上の保険契約の媒介を行う場合の「認可」を廃止
- 保証金の最低金額を引下げ［４千万円→２千万円：政令事項］

（注）誠実義務、手数料開示義務は維持

共同保険における契約移転手続に係る特例の導入（第 137 条、第 140 条関係）

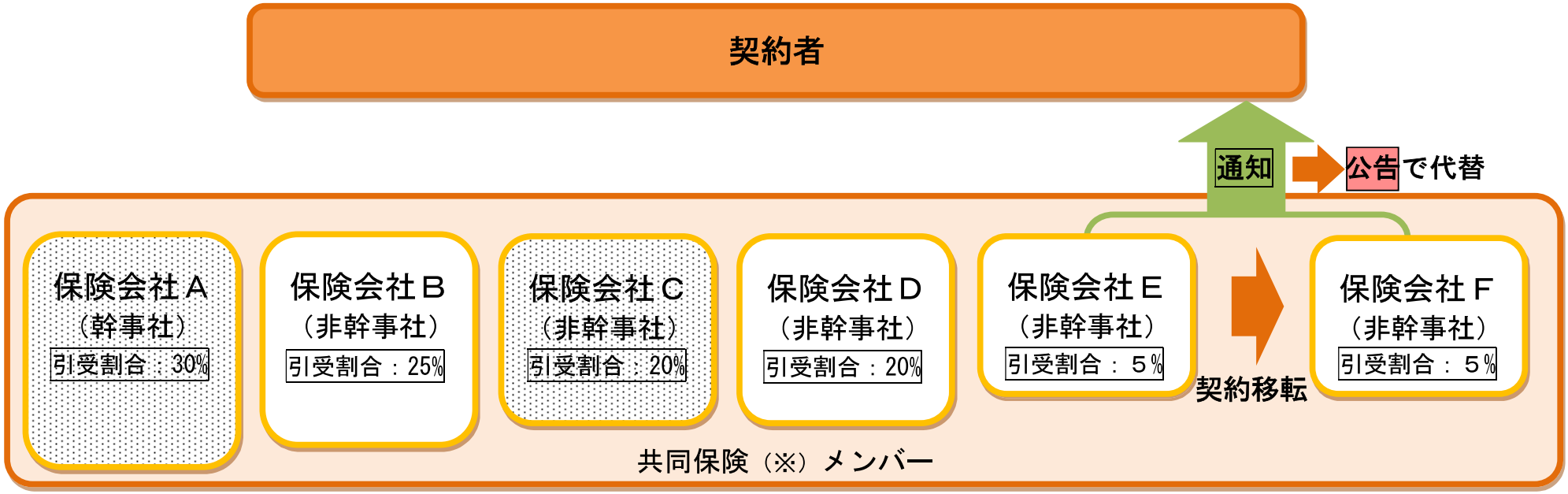

《現状》

- ○ 「契約移転」をする場合、保険会社は例外なく全ての契約者に通知が必要
- ○ 一方で、「共同保険」の場合、引受割合の小さい「非幹事社」には過重な負担
  - ➢ 保険料収入よりも、通知費用の方が大きくなるようなケースが発生
  - ➢ 通知すべき契約者の氏名・住所等は「幹事社」が管理
    - ⇒ 「非幹事社」は、「幹事社」からデータを入手する必要

「外国保険会社支店の日本法人化」や「Ｍ＆Ａ」に伴う契約移転をする場合の障壁に

《改正後》（第 137 条、第 140 条）

引受割合が小さく契約者保護上問題のない「非幹事社」の場合には、個別の「通知」を「公告」で代替可能に

（※）共同保険：複数の保険会社が共同して引き受ける保険。幹事社が契約手続・管理を一元的に実施

運用報告書の電磁的交付方法の多様化（第 100 条の５関係）

- 保険会社の運用成績によって保険金額が変わる保険については、保険会社は３ヶ月毎に「運用報告書」を顧客に交付する必要。
- 「保険業法」の場合、電磁的交付が認められる方法が他業法と比べて限定的。

⇒　「金融商品取引法」において認められている方法に合わせる。

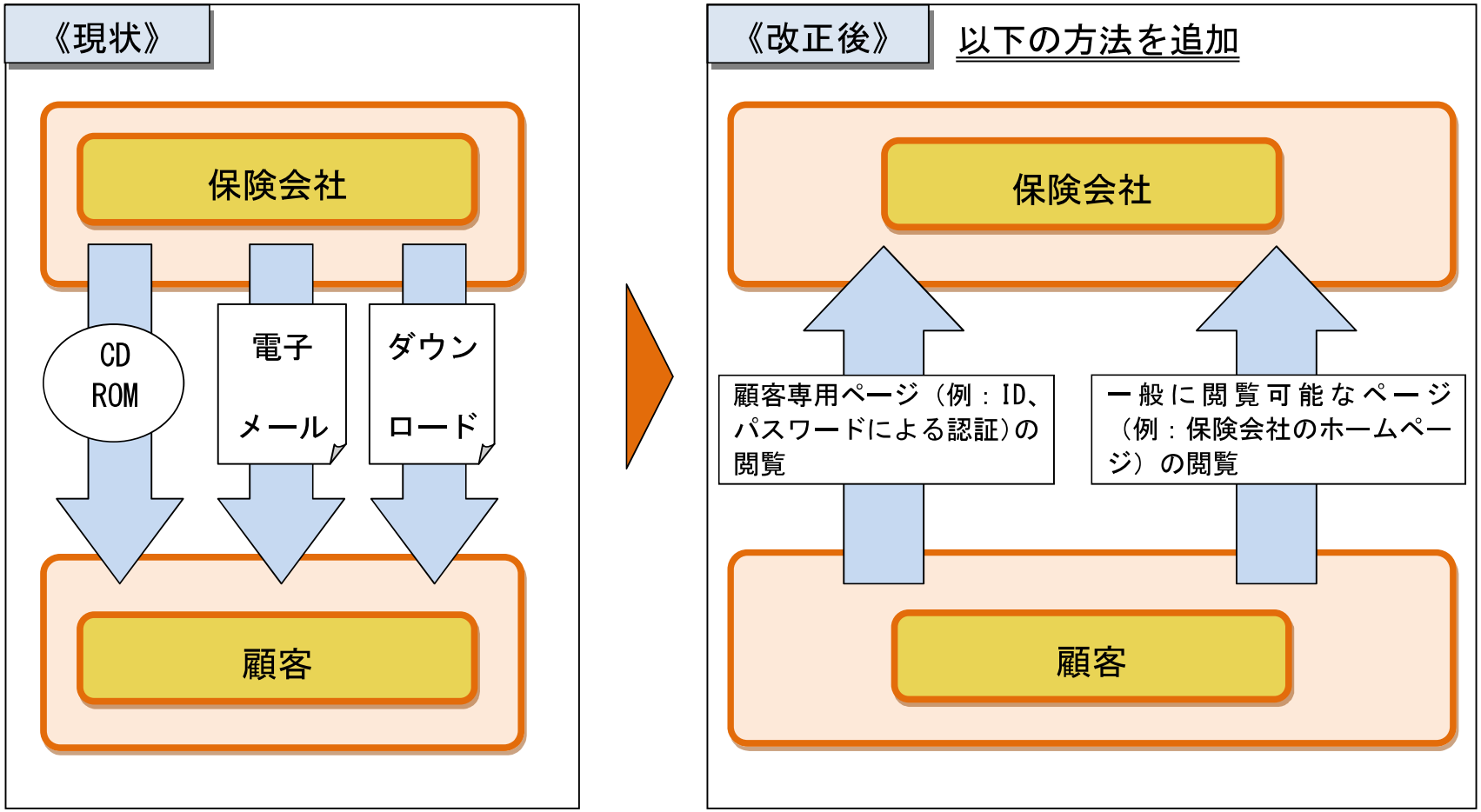

その他の改正事項（第 299 条、第 300 条、第 303 条、第 304 条、第 305 条）

- **不告知が禁止される「重要な事項」の範囲の限定**（第 300 条）

  情報提供義務が新設され、契約概要等の説明については新たに当該義務により規制されることとなることにも鑑み、不告知が禁止される「重要な事項」の範囲を、保険契約者等の判断に影響を及ぼす重要な事項に限定する。

- **大規模な保険募集人に対する帳簿書類等に関する規定の整備**（第 303 条、第 304 条）

  規模の大きな保険募集人に対して、保険会社と同様に、帳簿書類の作成・保存及び事業報告書の提出を義務付ける。

- **保険募集人等の委託先等に対する立入検査権限等の整備**（第 305 条）

  保険募集人等の業務委託先等（システム会社等）に対する報告徴求・立入検査権限を整備する。

- **保険仲立人の立場の明確化**（第 299 条）

  保険仲立人が「顧客からの委託を受けて」保険契約の媒介を行う者であることを明確化する。

施行スケジュール

○　公布の日から２年以内で政令で定める日から施行。

○　ただし、

・「保険仲立人に対する規制緩和」等

⇒　公布の日から３月以内で政令で定める日から施行。

・「運用報告書の電磁的交付方法の多様化」
・「子会社業務範囲規制の特例の拡大」
・「共同保険における契約移転手続に係る特例の導入」

⇒　公布の日から６月以内で政令で定める日から施行。

資料５－１－１

金融審議会の構成

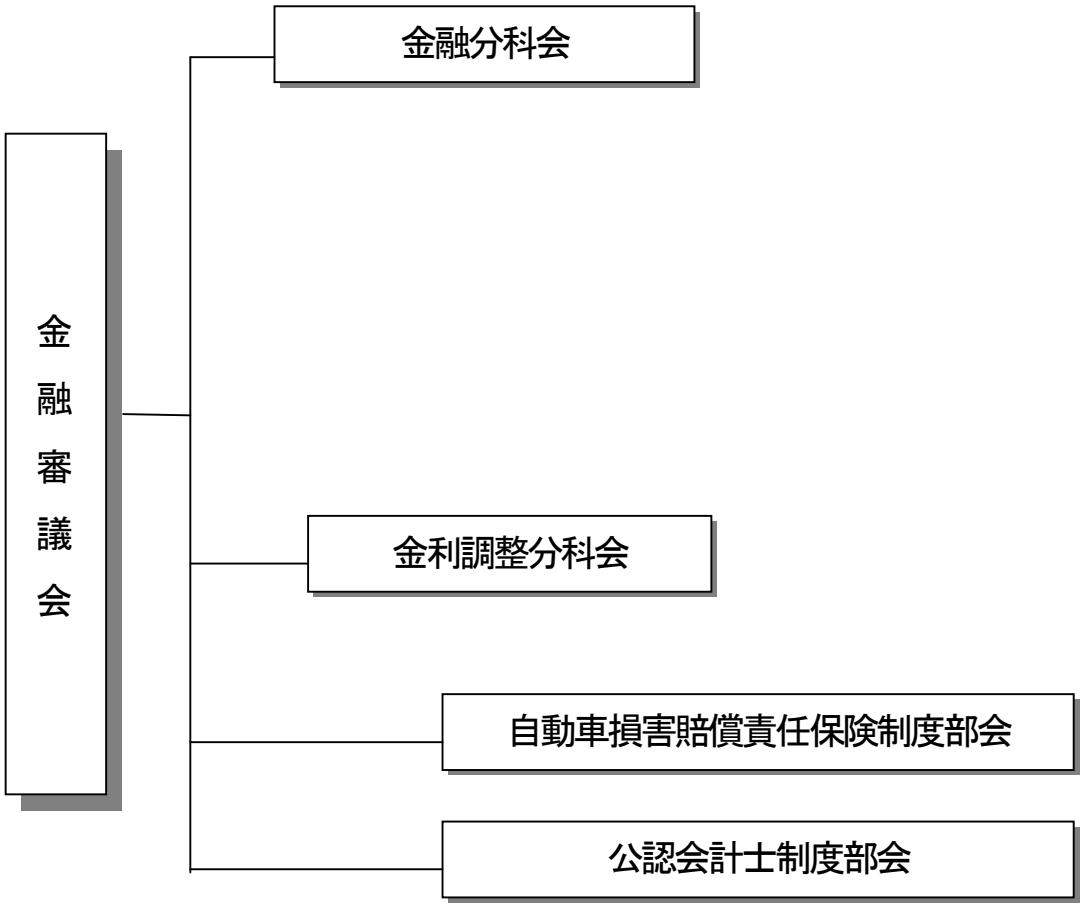

資料５－１－２

金融審議会委員名簿

平成26年６月30日現在

会　長	吉野　直行	慶応義塾大学名誉教授/アジア開発銀行研究所所長
委　員	秋池　玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー＆マネージングディレクター
	大崎　貞和	（株）野村総合研究所主席研究員
	沖野　眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島　千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波　洋一	九州大学大学院経済学研究科教授
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田　秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野　栄子	三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役
	洲崎　博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島　優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	田邊　栄一	三菱商事株式会社常務執行役員
	永沢　裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	家森　信善	神戸大学経済経営研究所教授

［計17名］

（敬称略・五十音順）

「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の概要

【保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ報告】（平成25年6月7日）

保険商品・サービスのあり方

少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、保険商品や保険会社によるサービスに対する国民のニーズ・期待の変化

新しいニーズに対応するため、以下の見直しを行う。

○新しい保険商品の販売
- ・不妊治療保険
- ・提携事業者による財・サービスの提供がキャッシュレスで受けられる保険

○保険会社グループの業務範囲の拡大
- ・子会社による保育所運営の解禁など

○共同行為制度の活用促進

保険募集・販売ルールのあり方

来店型保険ショップやインターネットを通じた募集の増加といった保険募集チャネルの多様化やいわゆる保険代理店の大型化など、保険募集を巡る環境の変化

保険募集を巡る環境変化に対応するため、募集・販売ルールについて、以下の見直しを行う。

○保険募集の基本的ルールの創設
- ・意向把握義務の導入
  顧客の意向に沿った商品を提案する等の一般原則を明文化する。
- ・情報提供義務の法定化
  保険募集時に商品情報等の説明を行うことを法令において求める。
- ・募集文書の簡素化（業界の自主的な取組み）
  保険加入時に不要な情報は省略し、募集文書を顧客にとって分かりやすいものとする。

○保険募集人の義務
- ・保険募集人の体制整備義務の導入
  保険代理店自身に対しても、法令等遵守のための体制整備を義務づける。
- ・乗合代理店に係る規制の見直し
  複数の保険商品の中から比較推奨販売を行う場合に、推奨理由の説明等を義務づける。
- ・保険募集人の業務委託先管理責任
  保険代理店に対しても、保険会社同様に、業務委託先の適切な管理を求める。

○募集規制の適用範囲
- ・募集規制の適用範囲の再整理・明確化
  比較サイトや見込み客紹介サービスの出現など、募集プロセスの多様化に伴い、保険業法の規制の及ぶ範囲を再整理・明確化する。

○保険仲立人に係る規制の見直し
- ・契約手続の簡素化、供託金の最低金額の引下げ　等

金融審議会　新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ　報告（平成25年12月25日）の概要

起業・新規ビジネスの創出 ⇒ **経済の持続的な成長の実現**

事業化段階等における リスクマネーの供給促進策

技術やアイデアの事業化に必要な資金を供給

1. クラウドファンディング(※)の利用促進

投資型クラウドファンディングを取り扱う業者について参入要件を緩和。一方で、投資者保護のためのルールを整備。

2. 非上場株式の取引・換金のための枠組み

地域における資金調達を促進する等の観点から、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えるため、新たな非上場株式の取引制度を整備。

3. 保険子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進

保険子会社ベンチャーキャピタルによる投資を促進するため、追加出資時の出資先企業に係る中小企業要件を撤廃。

新規上場の推進策

飛躍・発展に向けて必要な資金を供給

1. 新規上場に伴う負担の軽減

① 新規上場時に開示が必要な財務諸表を過去5年分から過去2年分に軽減。

② 新規上場後3年間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査を免除。

2. 新興市場の最低株主数基準の引下げ

新興市場における新規上場を推進していく観点から、最低株主数基準を引下げ。

上場企業の資金調達の円滑化

成熟・グローバル化等に伴い必要な資金を供給

1. 上場企業の資金調達に係る期間の短縮

市場でよく知られた企業の増資について、届出から有価証券の発行までの期間を短縮。
（「有価証券届出書」の提出から効力発生までの「待機期間」を撤廃。）

2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

法令上禁止されている「届出前勧誘」に該当しない行為を明確化することにより、増資予定企業の情報発信等を促進。

ベンチャー企業支援を巡る諸課題

ベンチャーキャピタル等によるベンチャー企業支援を巡る現状認識及び課題を整理。

その他の制度整備

1. 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出義務を免除。
2. 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任の見直し。
（「無過失責任」から「過失責任」（ただし、挙証責任は上場企業側）への変更等。）

（※）新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み。

資料５－２－１

平成 26 年３月 27 日
金　　融　　庁

第３回　官民ラウンドテーブルの開催について

本日、第３回官民ラウンドテーブルが開催された。

―― 官民ラウンドテーブルは、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成 24 年５月 28 日公表）を踏まえ、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行っていく場として、24 年９月から開催している。

（参加機関）

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、
全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、生命保険協会、
日本損害保険協会、日本証券業協会、国際銀行協会、農林中央金庫、
（株）国際協力銀行、（株）日本政策金融公庫、（株）日本政策投資銀行、
日本銀行、金融庁

（議事要旨）

・ 前回会合において設けた「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会及び「資金決済サービスの向上」作業部会の報告書（別紙１および２）について報告が行われた。

・ 今後、官民ラウンドテーブルにおいては、以下のテーマについて作業部会を設け、官民の実務家による検討を行うこととする。

① 民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み

［視点］民間の資金・ノウハウを活用して、財政負担を抑制しつつ公共施設・社会資本整備・管理を行うニーズが国内外で高まっている。こうしたニーズに応えていくため、ＰＰＰ／ＰＦＩなどの公共施設・社会資本関連プロジェクト向けの投融資を促進していくことが重要である。

［作業部会の進め方］半年を目途として、ＰＰＰ／ＰＦＩなどの公共施設・社会資本関連プロジェクト向けの投融資を促進するための取組みについて検討する。

② アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化

［視点］アジアにおける金融制度等の整備支援を更に推進していくため、官民協働の体制を強化することにより、金融サービスに対する現地ニーズの的確な把握や、支援の推進にあたっての官民のノウハウの結集を図っていくことが重要である。

［作業部会の進め方］アジアにおける金融制度等に関し、金融機関等と協働して、今後取り組んでいく支援内容について検討を行う。

（以上）

資料５－３－１

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

（平成26年１月８日現在）

会　　長	落合　誠一	中央大学法科大学院教授
委　　員	相原　康伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	雨宮　　寛	損害保険料率算出機構専務理事
	古笛　恵子	弁護士
	齋藤　　充	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	鈴木　共子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	関　　政治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	中林　真理子	明治大学商学部教授
	中村　純誠	全国共済農業協同組合連合会専務理事
	広重　美希	一般社団法人消費者力開発協会理事
	福田　弥夫	日本大学通信教育部長・日本大学法学部教授
	堀　　政良	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	山本　眞弓	弁護士
特別委員	桑山　雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	清水　涼子	関西大学大学院会計研究科教授
	丹野　美絵子	独立行政法人　国民生活センター理事
	野尻　俊明	流通経済大学法学部教授
	藤川　謙二	（社）日本医師会常任理事
	矢代　隆義	一般社団法人日本自動車連盟副会長

（敬称略・五十音順）

企業会計審議会の組織図

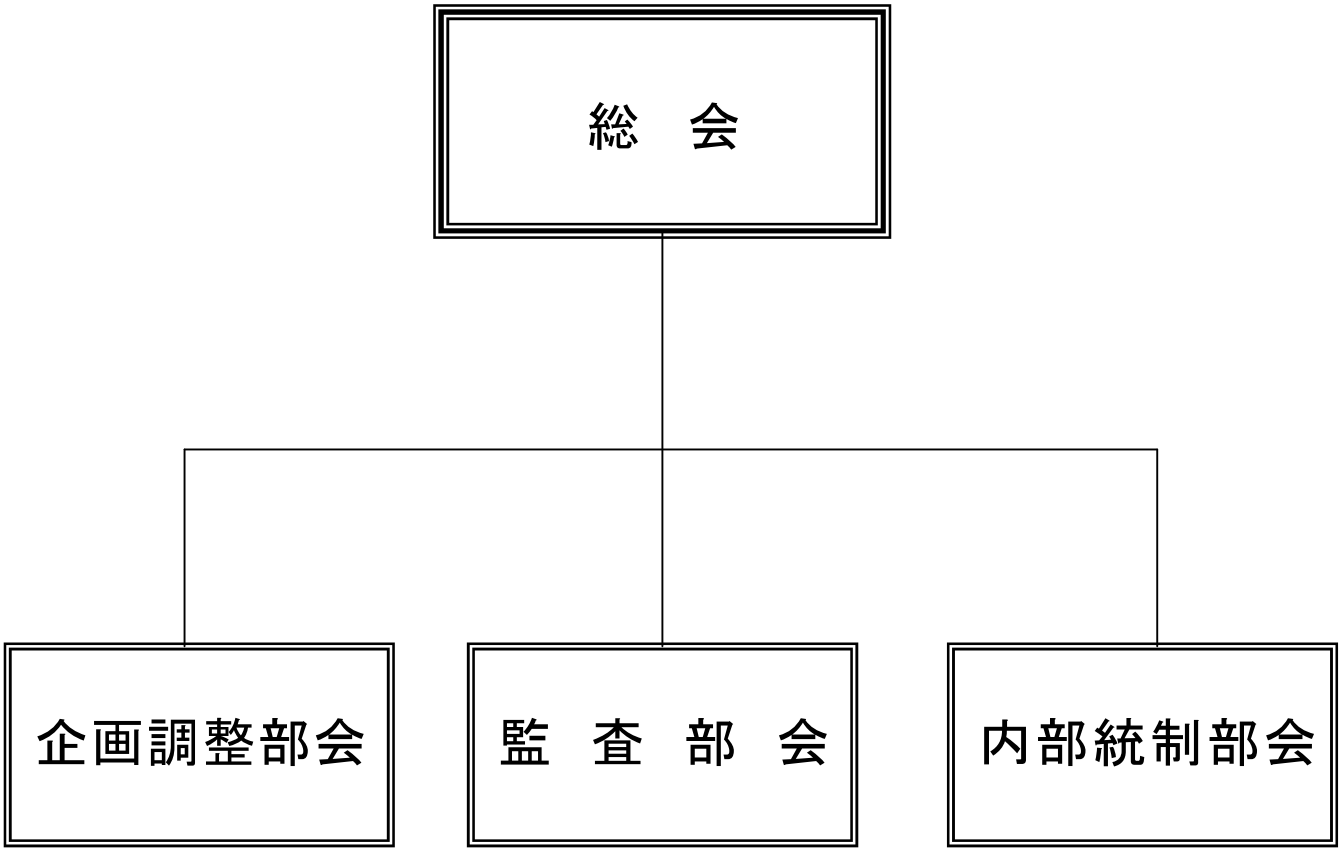

資料５－４－２

監査基準の改訂に関する意見書

平成 26 年 2 月 18 日

企 業 会 計 審 議 会

企　業　会　計　審　議　会　委　員　名　簿

（平成 25 年 7 月 12 日現在）

	氏　　名	現　　職
会　　長	安藤　英義	専修大学教授
委　　員	荒谷　裕子	法政大学教授
	五十嵐　則夫	横浜国立大学教授
	泉本　小夜子	公認会計士
	岩原　紳作	早稲田大学大学院教授
	岡田　譲治	三井物産㈱代表取締役専務執行役員 CFO
	川村　雄介	㈱大和総研副理事長
	黒川　行治	慶應義塾大学教授
	斉藤　惇	㈱日本取引所ｸﾞﾙｰﾌﾟ取締役兼代表執行役ｸﾞﾙｰﾌﾟ CEO
	関根　愛子	公認会計士
	錢高　一善	㈱錢高組代表取締役社長
	辻山　栄子	早稲田大学教授
	永井　知美	㈱東レ経営研究所シニアアナリスト
	西村　義明	東海ゴム工業㈱代表取締役社長
	水口　啓子	日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
	八木　和則	横河電機㈱ 顧問
	脇田　良一	名古屋経済大学大学院教授

〔50音順、敬称略〕

企業会計審議会　監査部会委員等名簿

（平成 25 年 11 月 13 日現在）

	氏　　名	現　　職
部　会　長	脇　田　良　一	名古屋経済大学大学院教授
委　　員	五十嵐　則夫	横浜国立大学教授
	泉本　小夜子	公認会計士
	関根　　愛子	公認会計士
	水口　　啓子	日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
	八木　　和則	横河電機㈱ 顧問
臨時委員	井上　　隆	㈠社)日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長
	伊豫田隆俊	甲南大学大学院教授
	引頭　　麻実	㈱大和総研 常務執行役員
	荻原　　紀男	㈱豆蔵ホールディングス代表取締役社長
	清原　　健	弁護士
	熊谷　　五郎	みずほ証券㈱経営調査部上級研究員
	後藤　　潤	㈱格付投資情報センター格付本部 チーフアナリスト
	逆瀬　　重郎	㈱日立製作所顧問
	住田　　清芽	日本公認会計士協会常務理事
	田中　　亘	東京大学准教授
	八田　　進二	青山学院大学大学院教授
	林田　　晃雄	読売新聞論説委員
	宮本　　照雄	㈳日本監査役協会専務理事
	吉見　　宏	北海道大学大学院教授
専門委員	林　　隆敏	関西学院大学教授
	布施　　伸章	公認会計士
	町田　　祥弘	青山学院大学大学院教授
	松本　　祥尚	関西大学大学院教授
幹　　事	坂本　　三郎	法務省民事局参事官

〔50音順、敬称略〕

監査基準の改訂について

平成 26 年 2 月 18 日
企 業 会 計 審 議 会

一　経　緯

1　審議の背景

従来、監査基準では、「第一　監査の目的」において、「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明すること」と規定し、幅広い利用者に共通するニーズを満たすべく一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表（以下「一般目的の財務諸表」という。）に対して、公認会計士（監査法人を含む。）が監査を行う場合を想定してきた。そして、当該一般目的の財務諸表に対する監査では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかに加え、経営者が採用した会計方針の選択やその適用方法、さらには財務諸表全体としての表示が適正表示を担保しているかといった実質的な判断を含めた意見（以下「適正性に関する意見」という。）が表明されている。

一方で、近時、公認会計士に対して、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表（以下「特別目的の財務諸表」という。）に対しても、監査という形で信頼性の担保を求めたい、との要請が高まってきている。

特別目的の財務諸表は、一般目的の財務諸表と異なり利用目的が限定されていることに加え、例えば、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されるように追加的な開示を求める規定（以下「追加的な開示要請の規定」という。）が会計の基準にないことが多いことなどから、公認会計士が監査意見を表明するに当たっては、必ずしも、適正性に関する意見を表明することが馴染まない場合が多いものと考えられる。また、一般目的の財務諸表であっても法令により一部の項目について開示を要しないとされている場合等には、適正性に関する意見を表明することは馴染まない場合もあると考えられる。これらの場合、適正性に関する意見を表明する場合と同様、財務諸表に重要

な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得て監査意見を表明しなければならないことに変わりはないが、その会計の基準に追加的な開示要請の規定がないこと等を踏まえ、財務諸表が当該財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見（以下「準拠性に関する意見」という。）を表明することが、より適切であると考えられる。

なお、国際監査基準では、財務諸表の利用者のニーズに応じて、一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表という財務報告の枠組みが分類され、適正性に関する意見と準拠性に関する意見とのいずれかが表明されることが既に規定されており、実際に適用されている。

以上のことから、当審議会においては、従来の適正性に関する意見の表明の形式に加えて、準拠性に関する意見の表明の形式を監査基準に導入し、併せて、監査実務における混乱や財務諸表利用者の誤解等を避けるため、特別目的の財務諸表に対する監査意見の表明の位置付けを明確にすることとした。なお、その際には、国際監査基準を踏まえ、一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表とのそれぞれについて適正性に関する意見の表明と準拠性に関する意見の表明とがあり得ることを明らかにしつつも、一般目的の財務諸表を対象とした適正性に関する意見の表明を中心とした従来の我が国の監査基準の枠組みとの整合性には十分に配意したところである。

今回の監査基準の改訂では、準拠性に関する意見の表明の形式が導入されることとなるが、当該意見を表明するに当たっては、以下に記すとおり、適正性に関する意見を表明する場合に準じた対応が必要となることについて、公認会計士はもちろん、財務諸表の作成者や利用者に対しても十分に周知が図られることが望ましい。

2　審議の経過等

当審議会では、平成 25 年 3 月 26 日に公表した「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」の前文において、「特別目的の財務報告に対する監査の位置づけを監査基準上明確にするかどうか、といった論点も議論されたところであるが、国際的な議論の動向や利用者のニーズに関する調査等を踏まえつつ、今後、当審議会において検討を行うこととしている」と記載したところである。

これを受けて監査部会では、国際的な議論の動向や利用者のニーズに関する調査等を踏まえ、従来の監査基準が規定する監査の枠組みに特定の利用者のニーズに応じて作成される財務諸表に対する監査を取り入れるための論点等に関する審議を行い、平成 25 年 11 月、公開草案を公表し、広く各界の意見を求めた。当審議会では、寄せられた意見を参考としつつ、更に審議を行い、公開草案の内容を一部修正

して、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。
なお、監査部会の審議においては、監査報告書の記載内容に関し、国際的な見直しの動向についても議論されたところであり、引き続き検討を行うこととしている。

二　主な改訂点とその考え方

1　監査の目的の改訂

監査基準において、これまでと同様、一般目的の財務諸表を対象とした適正性に関する意見表明が基本であることに変わりはないことから、監査の目的にかかる従来からの記述はそのまま維持することとしつつ、特別目的の財務諸表又は一般目的の財務諸表を対象とした準拠性に関する意見の表明が可能であることを付記し、明確化を行った。
適正性に関する意見の表明に当たっては、監査人は、経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠し、それが継続的に適用されているかどうか、その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え、財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかについて判断しなくてはならない。その際、財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかの判断には、財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価と、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一歩離れて行う評価が含まれるが、準拠性に関する意見の表明の場合には、後者の一歩離れての評価は行われないという違いがある。

2　実施基準の改訂

監査の実施に当たっては、準拠性に関する意見の表明の場合であっても、適正性に関する意見の表明の場合と同様に、リスク・アプローチに基づく監査を実施し、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならないことから、「第三　実施基準」（以下「実施基準」という。）が当然に適用されることに留意が必要である。
また、財務諸表に対する監査意見を表明する場合のほか、財務諸表を構成する貸借対照表等の個別の財務表や個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合についても、監査基準が適用される（その際、監査基準中「財務諸表」とあるのは、必要に応じ「個別の財務表」又は「個別の財務諸表項目等」と読み替えるも

のとする。)。従って、個別の財務表又は個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合であっても、単にそれらの検討にとどまることなく、意見を表明するために必要な範囲で、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならないことに留意が必要である。

なお、特別目的の財務諸表には多種多様な財務諸表が想定されることから、実施基準の「一　基本原則」において、監査人は、特別目的の財務諸表の監査を行うに当たり、当該財務諸表の作成の基準が受入可能かどうかについて十分な検討を行わなければならないことを明確にした。

3　報告基準の改訂

「第一　監査の目的」において、適正性に関する意見に加えて準拠性に関する意見にかかる記述を付記し、明確化を行うことを踏まえ、「第四　報告基準」についても改訂を行い、監査報告書において記載すべき事項を明確にした。

すなわち、「第四　報告基準」の「一　基本原則」では、適正性に関する意見の表明について特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の場合を付記するとともに、これに加えて、準拠性に関する意見の表明について規定し、監査人が準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表がすべての重要な点において、当該財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならないことを明確にした。

準拠性に関する意見には、財務諸表には重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの監査人の判断が含まれている。この判断に当たり、監査人は、経営者が採用した会計方針が、会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかについて形式的に確認するだけではなく、当該会計方針の選択及び適用方法が適切であるかどうかについて、会計事象や取引の実態に照らして判断しなければならないことにも留意が必要である。

なお、準拠性に関する意見の表明については、別途の報告基準を改めて規定するのではなく、適正性に関する意見の表明を前提としている報告基準に準じることとしたが、特別目的の財務諸表の利用者の誤解を招かないようにするために「第四報告基準」に「八　特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報」を新設した。すなわち、特別目的の財務諸表に対する監査報告書を作成する場合には、監査報告書に、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならないこ

とした。また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考える場合には、その旨を記載しなければならないこととした。

三　実施時期等

1　改訂監査基準は、平成 27 年４月１日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、平成 26 年４月１日以後に発行する監査報告書から適用することを妨げない。

2　改訂監査基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

監 査 基 準

第一　監査の目的

1　財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

2　財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。

第二　一般基準

1　監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

2　監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。

3　監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。

4　監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。

5　監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。

6　監査人は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理(以下「品質管理」という。)の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。

7　監査人は、監査を行うに当たって、品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。

8　監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

第三　実施基準

一　基本原則

1　監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。

2　監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。

3　監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

4　監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。

5　監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。

6　監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。

7　監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。

8　監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の監査に当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討しなければ

ならない。

二　監査計画の策定

1　監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。

2　監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、企業及び企業環境に内在する事業上のリスク等がもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。

3　監査人は、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。

4　監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。

5　監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。

6　監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。

7　監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめなければならない。

8　監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

三 監査の実施

1　監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。

2　監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

3　監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。

4　監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。

5　監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

6　監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

7　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して合理的な期間について経営者が行った評価を検討しなければならない。

8　監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。

9　監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

四　他の監査人等の利用

1　監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

2　監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

3　監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。

第四　報告基準

一　基本原則

1　監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様にすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、すべての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。

2　監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、そ

の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。

3　監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。

4　監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。

5　監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りではない。

二　監査報告書の記載区分

1　監査人は、監査報告書において、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。

2　監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

三　無限定適正意見の記載事項

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

（1）監査の対象

監査対象とした財務諸表の範囲

（2）経営者の責任

財務諸表の作成責任は経営者にあること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること

（３）監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること

（４）監査人の意見

経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること

四　意見に関する除外

1　監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。

2　監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。

五　監査範囲の制約

1　監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。

2　監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

3　監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

4　監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

六　継続企業の前提

1　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。

2　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

3　監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表

明の適否を判断しなければならない。

４　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

七　追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

（１）正当な理由による会計方針の変更

（２）重要な偶発事象

（３）重要な後発事象

（４）監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

八　特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考える場合には、その旨を記載しなければならない。

資料５－５－１

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成26年５月29日現在

	（消費者行政機関等）	
	消費者庁地方協力課長	村　松　　茂
	国民生活センター相談情報部長	鈴 木　基 代
	東京都消費生活総合センター所長	越　　秀　幸
	日本司法支援センター第一事業部情報提供課長	中 井　幹 晴
	（消費者団体）	
	全国消費者団体連絡会政策スタッフ	小 浦　道 子
	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事	唯 根　妙 子
	全国消費生活相談員協会主任研究員	樋 山　昌 子
	（指定紛争解決機関）	
	全国銀行協会金融ＡＤＲ部長	渡 邉　俊 之
	信託協会信託相談所長	岡 本　康 二
	生命保険協会生命保険相談室長	酒 巻　宏 明
	日本損害保険協会理事損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	森　　栄　二
	保険オンブズマン専務理事	瀧 下　行 夫
	日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室室長	五十嵐　正明
	証券・金融商品あっせん相談センター副センター長	坂 井　竜 裕
	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	八 木　直 人
	（業界団体・自主規制機関）	
	全国信用金庫協会業務管理部長	渡 邉　勝 彦
	全国信用組合中央協会しんくみ相談所上席考査役	二　宮　　茂
	全国労働金庫協会コンプライアンス室長	佐 藤　洋 貴
	日本商品先物取引協会自主規制グループ長	中 曽 根　淳
	農林中央金庫総合企画部企画開発室長（農漁協系統金融機関代表）	関 口　浩 二
	不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口　真紀子
	日本資金決済業協会事務局長	永　澤　　修
	（弁護士会）	
	長島・大野・常松法律事務所，弁護士	井　上　　聡
	西村あさひ法律事務所，弁護士	森　　倫　洋
	港共同法律事務所，弁護士	石 戸 谷　豊
	（学識経験者）	
	生活経済ジャーナリスト	高 橋　伸 子
【座長代理】	早稲田大学法学学術院教授	犬 飼　重 仁
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	神 作　裕 之
【座長】	一橋大学大学院法学研究科教授	山 本　和 彦
	（金融当局）	
	金融庁総務企画局企画課長	藤 本　拓 資
	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	熊 谷　尚 秋
	金融庁監督局総務課長	西 田　直 樹
	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	岩 佐　圭 祐
	厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	佐 藤　秀 一
	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長	久 保 田　誉
	総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	藤　野　　克
	農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	安 田　知 己

〔計37名〕

	（事務局）	
	金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進管理官	赤 平　吉 仁

〔合計38名〕

（敬称略、順不同）

資料５－５－２

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成 12 年 9 月 7 日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11 月 8 日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成 13 年 1 月 16 日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4 月 3 日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5 月 31 日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8 月 7 日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10 月 2 日	○「機関間連携のあり方」について
8	11 月 19 日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成 14 年 1 月 15 日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル（案）」について
10	2 月 8 日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3 月 27 日	○「苦情・紛争解決支援のモデル（案）に寄せられた意見」について
12	4 月 25 日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5 月 23 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」（１）
14	6 月 17 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」（２）
15	7 月 22 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10 月 11 日	○「フォローアップ－自己評価結果の報告と意見交換－」（１）
17	11 月 5 日	○「フォローアップ－自己評価結果の報告と意見交換－」（２）
18	12 月 12 日	○「フォローアップ－自己評価結果の報告と意見交換－」（３） ○「機関間連携（総論）」について（１）
19	平成 15 年 2 月 5 日	○「機関間連携（総論）」について（２） ○「実務者ネットワークの論点整理」について（１） ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4 月 21 日	○「機関間連携（弁護士仲裁センター）」について（１） ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6 月 24 日	○「機関間連携（弁護士仲裁センター）」について（２） ○「実務者ネットワークの論点整理」について（２） ○「消費者の認知に向けた PR」について
22	9 月 9 日	○「公的機関との連携」について（１） ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11 月 25 日	○「公的機関との連携」について（２） ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成 16 年 3 月 24 日	○「平成 15 年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5 月 28 日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について

回数	開催日	議題
26	平成16年 6月24日	○総合的なＡＤＲの制度基盤の整備の検討状況について ○平成15年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9月10日	○ＡＤＲ法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成17年 1月31日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外のＡＤＲ事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6月 3日	○平成16年度内の規則及び運用の改善等について ○平成16年度中の苦情・紛争事例等について
30	10月27日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成18年 6月23日	○金融商品取引法等について ○平成17年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12月 6日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ＡＤＲ法）の平成19年４月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成19年 6月12日	○ＡＤＲ法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成18年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12月 7日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成20年 3月31日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融ＡＤＲ手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5月14日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融ＡＤＲの方向性について
37	6月17日	○平成19年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融ＡＤＲの整備にかかる今後の課題について
38	6月24日	○金融ＡＤＲの整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12月24日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成21年 6月19日	○平成20年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について

回数	開催日	議題
41	平成 23 年 2 月 14 日	○金融ＡＤＲ制度に関する取組状況等 ○各指定紛争解決機関の業務の実施状況等 ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方及び自由討議
42	12 月 1 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況 ○各指定紛争解決機関の利用者利便性向上に向けた取組状況等
43	平成 24 年 6 月 7 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 23 年度） ○無登録業者等に関する相談・苦情等の状況 ○利用者利便性向上に向けたアンケートの実施状況
44	11 月 22 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度上半期） ○指定紛争解決機関における苦情・紛争事案に係る分析及び金融機関に対するフィードバックの状況 ○金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議の設置
45	平成 25 年 6 月 3 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度） ○金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめ及び指定紛争解決機関向けの監督指針（案） ○金融ＡＤＲ連絡協議会の設置
46	12 月 6 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度上半期） ○各指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況 ○「第２回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要報告
47	平成 26 年 5 月 29 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度） ○公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のための各指定紛争解決機関の相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「第３回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要報告

資料５－５－３

金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

１．モデルの位置付け

○　このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。

○　なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

２．モデルの策定の経緯

平成１２年　９月　７日　協議会設置

平成１３年　１月１７日　モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。

３月　６日　ワーキンググループ設置。

１１月１９日　モデルの中間試案を検討。

平成１４年　１月１５日　各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。

４月２５日　モデルを決定。

３．モデルの概要

①　理念的事項

○　金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。

○　苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

②　通則的事項

○　苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

○　機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。

○　いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。

○　苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。

③　苦情解決支援規則

○　取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。

○　苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。

○　苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。

○　会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。

○　紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。

④　紛争解決支援規則

○　紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。

○　取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。

○　会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。

○　提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

資料５－５－４

金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ＡＤＲ）の整備にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成 20 年６月 24 日　金融トラブル連絡調整協議会

金融ＡＤＲのあり方

〇金融ＡＤＲの理念

金融ＡＤＲは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ＡＤＲは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の３要素の実現が重要。

〇運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ＡＤＲの運営主体となるべきとの意見が多数。

〇中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ＡＤＲは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

〇実効性の確保

・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにＡＤＲ機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ＡＤＲ機能の法制化等により、金融ＡＤＲの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ＡＤＲ機関の認定

金融ＡＤＲ機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ＡＤＲ機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ＡＤＲ機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

〇統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ＡＤＲの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

〇今後の方向性

金融ＡＤＲ機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ＡＤＲ機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ＡＤＲの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

おわりに

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ＡＤＲ改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ＡＤＲの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以　上

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（平成25年4月1日～平成25年9月30日）

1. 苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	326	746	▲31%	1,072	770	302	0	412	126	0	42	0	190	770	286	261	158	65	770
信託協会	2	2	▲60%	4	4	0	0	2	1	0	1	0	0	4	2	1	1	0	4
生命保険協会	94	205	▲4%	299	193	106	0	69	92	0	5	0	27	193	30	93	53	17	193
日本損害保険協会	1,006	1,273	7%	2,279	1,314	965	0	1,061	107	0	136	0	10	1,314	328	488	233	265	1,314
保険オンブズマン	41	161	▲19%	202	164	38	0	98	0	0	66	0	0	164	79	80	3	2	164
日本少額短期保険協会	5	58	13%	63	59	4	0	39	2	0	0	0	18	59	40	16	2	1	59
証券・金融商品あっせん相談センター	66	491	3%	557	497	60	0	411	72	0	6	0	8	497	360	100	30	7	497
日本貸金業協会	5	54	▲22%	59	53	6	0	51	0	0	0	0	2	53	49	1	1	2	53
合計	1,545	2,990	▲9%	4,535	3,054	1,481	0	2,143	400	0	256	0	255	3,054	1,174	1,040	481	359	3,054

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（平成25年4月1日～平成25年9月30日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	288	140	▲70%	428	308	120	180	1	89	0	38	0	0	0	308	5	50	143	110	308
信託協会	1	1	皆増	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
生命保険協会	72	97	▲17%	169	98	71	7	21	69	0	1	0	0	0	98	10	36	38	14	98
日本損害保険協会	186	208	▲1%	394	208	186	26	31	141	0	7	0	0	3	208	1	44	88	75	208
保険オンブズマン	7	18	38%	25	13	12	7	0	4	0	1	0	0	1	13	2	1	9	1	13
日本少額短期保険協会	1	2	皆増	3	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2
証券・金融商品あっせん相談センター	35	72	1%	107	80	27	44	0	21	0	6	0	0	9	80	5	42	27	6	80
日本貸金業協会	1	8	60%	9	5	4	2	0	1	0	0	0	0	2	5	0	4	1	0	5
合計	591	546	▲38%	1,137	715	422	269	53	325	0	53	0	0	15	715	23	178	308	206	715

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不　応　諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ　の　他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

各指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況

報告項目＼機関名	全国銀行協会	信託協会	生命保険協会	日本損害保険協会
実施概要	● 開始時期は、平成23年10月。 ● 実施目的は、紛争解決等手続の改善および苦情・紛争の未然防止。 ● 実施対象は、事情聴取を実施した事案（不調事案を含む）の当事者双方（銀行側には四半期ごとに依頼（平成24年11月以降））。 ● 実施内容は、全銀協相談室相談員、あっせん委員会事務局担当者の対応を含む手続全般の丁寧さ、あっせん委員の説明の分かりやすさ、手続全般についての評価ならびに意見・要望。	● 開始時期は、平成23年10月。 ● 実施目的は、苦情対応・紛争解決手続の改善のため。 ● 実施対象は、申出人、相手方金融機関に対して和解成立の有無に係わらず実施。 ● 実施内容は、信託相談所を知るきっかけ、説明文書等のわかりやすさ、相談員の対応の親切さ、相談員のアドバイスの役立ち度、紛争解決手続きに係る相談員の説明のわかりやすさ・親切度、申立てからあっせんまでに要した時間、信託相談所・あっせん委員会に対する満足度等。	● 開始時期は、平成24年4月（不調事案は同年10月より実施）。 ● 実施目的 ・生命保険相談所を利用いただいた方の率直な意見（感想・意見・要望等）を今後の紛争解決等業務・手続の運営見直し等に活かし、より中立性・公正性、利便性等の高い相談所業務運営（質的向上）を図っていくこと。 ● 実施対象 ・裁定審査会に申立てをされた方（不調事案を含む）および相手方保険会社（ただし、申立て不受理など裁定結果を提示するまでに至らなかった事案の申立人は対象外）。 ● 実施内容（設問内容等） ・苦情処理手続を含めた、裁定審査会への申立て受付から裁定結果決定（通知）に至るまでの手続面に関する設問。 ・上記目的のため利用者アンケートを実施していること、いただいた意見・要望の内容および対応・改善状況等について、「相談所リポート」に掲載し、消費生活センター等の関係機関に配布するとともにHPで公表（平成25年7月）。	● 開始時期は、平成24年4月。 ● 実施目的は、紛争解決手続の改善のため。 ● 実施対象は、紛争解決手続を終了（和解・不調等）したすべての事案（平成25年4月から対象を拡大）。申立人および保険会社の双方に実施。 ● 実施内容は、手続面に関する設問を中心とする。
実施状況・意見を踏まえた改善等	● 回収状況は、対象事案1,249件に対し、申立人からの回答が773件であった（回収率約62%）。【集計期間：平成23年10月～平成25年9月】 ● 申立人からの質問各項目への回答は、約70%から80%が評価。 ● 申立人からの主な意見は、評価・謝意等が多数を占めた一方で、不満・要望等もあった（詳細は、「資料2－2」参照）。 ● 意見を踏まえた改善事項は、あっせん委員に「説明が分かりにくかった」等の意見をフィードバックして分かりやすい説明を徹底するなど、必要に応じて実施（詳細は、「資料2－2」参照）。 ● アンケートの実施状況等は、全銀協ホームページに公表（平成25年7月）。	● 回収状況は、100%。【平成23年10月～25年10月】 ● 申立人の主な意見 ・冒頭、あっせん委員の自己紹介があればよかった。 ● 意見を踏まえた改善事項 ・従前より、あっせん委員のネームプレートは設置しているが、併せて、事務局より、委員の職業等（弁護士、消費者問題の専門家等）を説明することにした。	● 回収状況【平成24年4月～平成25年9月】 ・対象者数：177件、回答数：89件、回収率：50.3% （内訳）・【和解事案】対象者数：80件、回答数：69件、回収率：86.3% ・【不調事案】対象者数：97件、回答数：20件、回収率：20.6% ● 申立人の主な意見 【肯定的な意見等】 ・相談員の応対について、大変親切、丁寧にアドバイスしていただき助かった。 ・申立書作成にあたり、記入例等は大いに参考になった。 ・裁定審査会事務局職員のサポートについて、書類の作成で分からない部分を分かり易く説明してくれた。 ・中立公正に判断されたので、裁定審査会の委員構成（3者合議制）に問題ない。 ・結果は希望どおりにならなかったが、自分の主張を一部でも認めてもらえたので満足。 【その他の意見等】 ・相談員の応対について、もっと相談者の立場に立った対応が必要であると感じた。 ・申立書作成にあたり、慣れていないので、作成方法が良く分からず負担であった。 ・相談所は業界団体による運営のため裁定審査会委員が公正に判断するか不安であった。 ・初めての申立てであり、終了までの手続期間のイメージが分からなかった。 ● 意見を踏まえた改善事項 ・相談員に対しアンケート内容をフィードバックするとともに、中立・公正な立場に立ってできる限り丁寧な対応を心掛けるよう研修等を通じてあらためて指導した。 ・申立書用紙送付事務全般を見直し、同封する作成要領を充実させ、「記入例」、「証拠書類一覧」等を別途提供することにより、申立書作成への負担感の軽減を図った。 ・当会ホームページや申立人への手続説明書面にて、裁定審査会委員の構成だけでなく、「いずれの委員も生命保険会社と特別の利害関係を有しない中立・公正な第三者であること」、「仮に当事者と利害関係を有する委員が存在した場合は、同委員は当該案件の手続・審理に参加することができない仕組みであること」を明記した。 ・当会ホームページや申立人への手続説明書面にて、手続処理期間の平均期間などの具体的な目安を明記した。	● 回収状況は、対象208件に対して、申立人50件（24%）、保険会社170件（82%）。【平成25年4月1日～9月30日】 ● 主な意見は、「評価・謝意」が168件（94%）、「不満・意見・要望」は10件（6%）となっており、後者の具体例として、「申立書作成や資料提出に負担を感じる」、「面談実施を希望する」等があった。 ● 意見を踏まえた改善対応として、手続利用の手引きの作成・改定等を行っている。 ● アンケートの実施状況等は、機関誌（紙媒体、ホームページ）に掲載（平成25年7月）。

報告項目＼機関名	保険オンブズマン	日本少額短期保険協会	証券・金融商品あっせん相談センター	日本貸金業協会
実施概要	● 開始時期は、当年度内の予定。 ● 実施目的は、満足度の調査、手続の改善点の把握。 ● 実施対象は、終結した紛争解決手続案件全件。 ● 実施内容は、検討中。	● 開始時期は、平成24年4月（当該年度に取り扱った紛争案件）。 ● 実施目的は、裁定委員会の運営等の参考。 ● 実施対象は、紛争事案（不調事案含む）における当事者双方。 ● 実施内容は、少額短期ほけん相談室を知ったきっかけ、ホームページの内容、相談員の対応、所要時間、満足度等。	● 開始時期は、平成23年9月。 ● 実施目的は、紛争解決手続の資質向上及び改善等。 ● 実施対象は、紛争事案において終結（和解・不調）した事案の当事者双方及び担当相談員。 ● 実施内容は、紛争解決委員及び担当相談員の対応、所要期間等（詳細は、「資料2－2」参照）。	● 開始時期は、平成25年4月。 ● 実施目的は、紛争解決手続の改善及び利用者の利便性の向上。 ● 実施対象は、紛争事案において終了した不調事案を含む事案の当事者双方。 ● 実施内容は、貸金業相談・紛争を知ったきっかけ、事務局の説明・対応及び紛争解決委員の対応、手数料額、紛争解決手続の所要期間等の満足度について。
実施状況・意見を踏まえた改善等		● 回収状況は、該当案件4件のうち申立人より回答3件（回答なし1件）、事業者は全件。【平成24年4月～平成25年9月】 ● 申立人の主な意見 ・対応段階におけるご意見は親切・誠実・丁寧であり、当該機関を利用することが役立ったとのご意見がほとんどであった。 ● 意見を踏まえた改善事項など ・他機関との連携と併せた広報活動を強化する。	● 回収状況は、対象事案735件に対し、申立人からの回答が371件（回収率50%）、被申立人からの回答が447件（回収率61%）。[平成23年9月～平成25年9月] ● 申立人の主な意見は、評価・謝意等が103件（18%）、不満・意見・要望等が71件（13%）であった。 ● 意見を踏まえた改善事項は、アンケートに寄せられた意見・要望について、「あっせん委員との懇談会」等においてフィードバックを行い、当該意見・要望を踏まえたあっせん手続を行うよう、改善に努めている（詳細は、「資料2－2」参照）。 ●アンケートの実施状況等は、機関誌（紙媒体、ホームページ）に掲載（平成25年3月）。	● 回収状況は、対象事案5件に対し、申立人からの回答が2件、相手方が4件であった（回収率は6/10=60%）。【対象期間：平成25年4月1日～9月30日】 ● 申立人の意見は、紛争解決委員の質問や説明等は分かりやすく、対応も丁寧であるとの評価があった一方で、和解したが相手方業者の意見が優先された感じを受けたとの不満もあった。 ● 意見を踏まえた改善事項は、一定期間、アンケートを積み重ねた後に分析を行った上で改善検討を行い、併せて、紛争解決委員への情報フィードバックを実施する予定。

※ 本資料は、各金融ADR機関からの報告に基づき、金融庁で作成。

第２回「金融ＡＤＲ連絡協議会」について

◇日時：平成 25 年９月 17 日（火）　15:00 ～ 17:00
◇場所：中央合同庁舎第７号館 18 階　1807 会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．分析・フィードバックの状況について

Ⅲ．関係機関との連携等について

Ⅳ．その他（金融ＡＤＲ連絡協議会の英文名称について）

Ⅴ．閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

1. 苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	326	1,365	▲31%	1,691	1,414	277	0	728	217	0	75	0	394	1,414	496	504	293	121	1,414
信託協会	2	3	▲70%	5	5	0	0	3	1	0	1	0	0	5	2	2	1	0	5
生命保険協会	95	372	▲6%	467	377	90	0	130	188	0	10	0	49	377	51	163	131	32	377
日本損害保険協会	1,006	2,569	▲1%	3,575	2,574	1,001	6	2,106	189	0	249	0	24	2,574	647	924	484	519	2,574
保険オンブズマン	41	299	▲23%	340	307	33	1	189	1	0	108	7	1	307	143	142	12	3	300
日本少額短期保険協会	5	102	5%	107	100	7	0	77	4	0	0	0	19	100	73	23	3	1	100
証券・金融商品あっせん相談センター	66	861	▲3%	927	887	40	0	756	116	0	7	0	8	887	640	176	57	14	887
日本貸金業協会	5	95	▲19%	100	99	1	0	89	5	0	2	0	3	99	84	7	4	4	99
合計	1,546	5,666	▲12%	7,212	5,763	1,449	7	4,078	721	0	452	7	498	5,763	2,136	1,941	985	694	5,756

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	288	247	▲69%	535	446	89	263	2	137	0	44	0	0	0	446	5	76	203	162	446
信託協会	1	1	増減なし	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	2
生命保険協会	72	202	▲3%	274	194	80	12	42	138	0	2	0	0	0	194	15	69	87	23	194
日本損害保険協会	186	409	▲2%	595	413	182	54	71	262	0	21	0	0	5	413	2	88	188	135	413
保険オンブズマン	7	25	4%	32	25	7	13	0	8	0	3	0	0	1	25	2	3	17	3	25
日本少額短期保険協会	1	4	33%	5	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	3
証券・金融商品あっせん相談センター	35	116	▲28%	151	135	16	76	0	41	0	7	0	0	11	135	7	74	46	8	135
日本貸金業協会	1	17	143%	18	9	9	4	0	1	0	0	0	0	4	9	1	6	2	0	9
合計	591	1,021	▲37%	1,612	1,227	385	427	115	587	0	77	0	0	21	1,227	32	318	545	332	1,227

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不　応　諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ　の　他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況（1/2）

【平成26年3月末現在】

		全国銀行協会	信託協会	生命保険協会	日本損害保険協会
相談員の研修等	研修方針、研修計画の策定等	●中期的な研修方針を策定し、研修の基本方針、具体的な研修方法、単年度毎の研修計画等を制定。 ●相談員の研修計画は、重点目標（※）や具体的な研修内容を検討したうえで策定。 （※）「電話を中心とした顧客対応・電話対応の質の向上」、「消費者目線に立った相談員の育成」、「銀行業務に関連する専門知識の習得・法令遵守の徹底」。	●苦情処理手続の実施等を担当する職員は、信託業務等に関する基礎的な知識を有する採用20年来のベテラン及び金融機関出身者であることから、新商品が発売された場合には、商品概要に係る情報共有を行うことで足りている。また、証券代行や不動産業務等専門的な業務知識の習得はOJTで行っている。 ●具体的な研修計画は策定していないが、必要に応じ（法令・制度等の改正時、新商品発売時など）研修、OJTにより業務知識の習得等を行うこととしている。	●「生命保険相談所における人材の採用・育成・研修方針」を策定のうえ、同方針に基づき毎年度始に「研修計画」（対象者の職制毎の研修内容）を作成し同計画に基づく研修を実施。 ＜育成・研修方針の骨子＞ ・採用後、着任前に、対象者の職制に応じて「業務規程」、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」、「服務倫理規程」、「相談・苦情対応基準書（同基準書の参考資料を含む）」等を手交し、紛争解決等業務に係る研修を実施する。 ・着任日以降は、対象者の職制に応じて、過去の苦情、紛争事例について、受付システム（データベース）の内容等を確認しながら、金融ADRを取り巻く環境の変化および生保業界の動向等を踏まえ、実務に即した研修を定期的に実施する（その他OJTによる指導・育成）。	●業務規程等の規程・規則やお客様対応基本方針及び行動指針に則した対応に必要な業務知識やスキルを身に付けるため、年間計画を策定して各種研修を実施。 ●「主任相談員」、「相談員」毎に分類して研修を実施。
	研修の実施状況①【専門知識（法令・制度、商品等）】	●協会内の関連部署の職員等を講師とし、専門知識（金融商品、銀行業務、法律知識等）に関する研修を実施（平成25年度は22回実施）。 ●外部の消費生活コンサルタント養成講座、消費生活専門相談員養成講座等を受講。 ●適宜、相談員が外部研修等に参加（研修内容を全相談員にフィードバックし共有化）。 ●FP技能士、金融窓口サービス技能士については通信教育を受講。	●全国消費生活相談員協会の「公開シンポジウム『なくそう！消費者事故』」、日本相続学会第一回研究大会における「『円満かつ円滑な相続』とは」等の外部セミナー等に参加した記録・資料を部内回覧。 ●新商品である「教育資金贈与信託」について、実際の問合せ事例をベースにしたQ&Aを作成。 ●証券代行や不動産業務等の専門的な業務知識の習得は実際に受け付けた相談・苦情の報告を相談員間で確認する等のOJTを行っている。	＜相談員（本部）向け研修：原則年2回実施＞ ・受付システム（相談・苦情内容の適正な記録等）、苦情処理手続、各社新商品（制度）の内容、苦情・紛争事例、協会内部規程・相談苦情対応基準書等（改正内容等の徹底）、金融ADRおよび生保業界の動向、利用者アンケート結果（業務改善指導）などをテーマに実施。 ＜全国53箇所設置の連絡所職員向け研修：原則年3回実施＞ ・上記と同じ。 ＜その他＞ ・研修会資料や内容等については、本部・連絡所の相談員・職員等全体で共有化。 ・外部機関による研修会への参加、外部講師による研修会も実施（研修テーマの例：金融関係紛争事例研究、高齢者苦情への対応など）。	＜主任相談員向け研修＞ ・主任相談員定例会議（原則、月1回開催。平成25年度：9回開催、主な内容：主任相談員用マニュアル等の改定概要、具体的事例に関する意見交換）。 ・主任相談員集合研修（原則、年2回開催。平成25年度：2回開催、主な内容：反社会的勢力対応の心得と実務（講演）、各地区における取組み状況報告（注力事項等））。 ＜相談員向け研修＞ ・苦情・相談事例研究集合研修（年1回3グループ程度に分けて同内容で実施）。 ＜主任相談員及び相談員向け研修＞ ・外部研修機関主催の業務知識研修等に参加（平成25年度：26講座に延べ49名が参加）。
	研修の実施状況②【応対技能（電話対応等）】	●OJTにより管理職等が適宜指導を実施。 ●電話対応に関する基本的な対応等に関する外部講師によるセミナーを受講。 ●電話対応における留意事項、スキル、相談員の特性に応じた対応等に関する研修を実施。	●OJTにより信託相談所長が指導。	●上記「研修の実施状況①」の中で実施（利用者アンケート結果の事例等により指導）。 ●OJTにより管理職や統括相談員が適宜指導。	＜相談員向け研修＞ ・お客様対応基準徹底研修（年1回）。 ・対応記録テープの診断研修（年2回）。 ・電話応対技能検定試験受験事前研修（年1回、10名程度ずつ研修を受講、資格試験を受験）。 ＜主任相談員及び相談員向け研修＞ ・外部研修機関主催の電話応対技能研修等に参加（平成25年度：1講座3名が参加）。
	その他	●相談室職員間の情報共有等を図るために、毎日業務終了時、打合せを実施。 ●相談対応および説明等に関する各種マニュアルを作成し、相談員に配付。	●受け付けた相談・苦情報告は、全相談員が相互に確認し、不明点等はその場で、ディスカッションしている。	●上記研修以外では書面等を通じて情報・知識を随時付与。 ①日頃の相談苦情対応業務に役立つ業界動向トピック（法令改正、制度改正、新商品、協会ガイドライン等）に関する情報提供。 ②苦情・紛争事例（ボイスリポート、裁定概要等）、「連絡所の声」への本部回答・相談Q&Aの適宜提供。 ③「相談・苦情対応基準書」等の改正の都度、その理由等を含め周知徹底。	●地区センター毎に配置した主任相談員が、各相談員の業務が適切に行われているかをモニタリング等を通じて適宜確認し、指導を実施。 ●全国の主任相談員が均質な対応を行うよう、本部が適宜確認し、指導を実施。 ●お客様対応マニュアルを作成して配付。 ●反社会的勢力対応マニュアルを作成し、ADR業務に従事する全職員を対象に研修を実施（テレビ会議利用）。
紛争解決委員の情報共有等	紛争解決委員の構成等	弁護士、消費生活専門相談員等、協会職員	弁護士、消費生活専門相談員、協会職員	弁護士、消費生活専門相談員、協会生命保険相談室職員（協会のプロパー職員）	弁護士、消費生活専門相談員等、学識者（法学部教授等）
	紛争解決委員の情報共有、意見交換等	●個別事案や紛争解決手続上の検討課題についてあっせん委員間の意見交換会を実施（平成25年度は3回開催）。 ●上記意見交換会の内容をあっせん委員にフィードバック。 ●あっせん案、和解契約書を定期的にあっせん委員にフィードバック。 ●他の指定紛争解決機関（FINMAC、生命保険協会）と紛争解決委員同士の意見交換会を実施（紛争解決事例の紹介等）。	●全あっせん委員に対して、あっせん委員会への参加の有無に係わらず、全てのあっせん結果の報告を行っている。 ●あっせん委員会には信託協会の職員が委員として参加していることから、過去のあっせん結果等を必要に応じて説明することにより、あっせん委員の目線合わせを行っている。 ●あっせん期間中に事務局が得た情報については、担当委員に報告するとともに、必要がある場合には、意見交換を行っている。	●全体会（全委員参加、月1回開催）の場を活用して情報共有、意見交換等を実施。 ①担当部会で審議した裁定案について、全体会で最終審議を行い決議（部会間のバランス確保）。 ②部会で審議中の案件について審理方向性（手続方法、和解内容等）の相談（部会間のバランス確保）。 ③重要裁判事例や課題となっているテーマ等について、同種案件の今後の裁定手続に関する情報。 ④手続に係る運用ルールの作成・変更、部会毎の審理状況（所要期間、終了件数等）に関する情報。 ⑤利用者アンケート結果、協会作成物（ボイスリポート、協会ガイドライン等）に関する情報。 ⑥ADR関係（有識者会議報告書、指定機関向け監督指針、金トラ協の開催状況等）、裁定諮問委員会や他ADR機関との意見交換等に関する情報。 ●その他全体会開催を待たず緊急性のある事項は、全委員にメールで照会、情報提供を適宜実施。	＜交通事故による損害賠償金に起因する紛争事案を担当する紛争解決委員を対象＞ ・紛争解決委員全員を対象とする全体会議を年1～2回程度開催し、今後の紛争解決手続を実施するにあたり参考になると思われる事案等について意見交換及び情報共有を実施。 ＜損害保険契約に起因する紛争事案を担当する紛争解決委員を対象＞ ・紛争解決手続実施場所（東京、大阪）毎に当該地域の紛争解決委員を対象とした全体会議をそれぞれ年1回程度、また、東京と大阪の紛争解決委員の代表者を対象とした会議を年1回程度開催し、今後の紛争解決手続を実施するにあたり参考になると思われる事案等について意見交換及び情報共有を実施。
	その他（知識の習得等）	●あっせん委員会があっせん委員として留意すべき事項等を取りまとめた手引書、あっせん委員会の指摘事項資料を作成し、あっせん委員に配付。		●生命保険関連の書籍、文献、資料の適宜配付。	●交通事故に起因する人身障害に関する医療知識向上のため、紛争解決委員に当協会医研センターが実施する医療研修を案内し、同研修への参加を勧奨（平成25年度：2講座に延べ23名が参加）。 ●金融ADR制度に関する参考資料として、「詳説金融ADR制度」（商事法務）を配付。

相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況（2/2）

【平成26年3月末現在】

		保険オンブズマン	日本少額短期保険協会	証券・金融商品あっせん相談センター	日本貸金業協会
相談員の研修等	研修方針、研修計画の策定等	●具体的な研修計画の策定はないが、必要に応じ（法令・制度等の改正時、判例が話題になったときなど）研修等を行う。	●毎年、年度末に、次年度の「ほけん相談室年度計画」を作成し、その中で研修内容・時期等を決定する。 ●研修は、定例の研修として業務知識の向上（法令、各種商品・約款等）、基本的業務の再確認・見直しおよび事例検証等を行っている。 ●必要に応じて重要な問題やタイムリーなテーマについて研修を行っている（法令・制度等の改訂内容や反社対応等）。	●毎月1回、相談員全員を対象として研修を実施（大阪事務所の職員は、テレビ会議システムを利用して受講）。 ●利用者からの相談に迅速かつ適切に対応するため、年間計画は策定せず、金融商品取引に係る制度改正及び相談件数の状況等を踏まえ、相談業務に関し実効性・即効性のあるテーマについて研修を実施している。	●前年度末に翌年度の相談員研修計画（研修内容・スケジュール等）を策定。 ●研修計画による基本研修の他、適宜、必要な研修を実施。
	研修の実施状況①【専門知識（法令・制度、商品等）】	●協会役員によりOJTにて指導。 ●必要に応じ相談員が外部研修（※）に参加（研修資料等については全相談員へ配付等により共有）。 （※）損害保険事業総合研究所主催 ①「スポーツ事故の法的責任と保険」 ②「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討」 ③「賠償責任保険」 ④「保険法立法時の想定と異なる現状と規制の動向について」 ⑤「損害保険の外来性要件と誤嚥事故」 など	●平成25年度は期中で人員変更があったため、11月、3月に相談員を対象に、基本業務および各種商品・約款、事例対応等について研修を実施した（講師は相談室長（専務理事））。 ●相談室打ち合わせ等を通じ、適宜保険商品の知識習得、相談事案・裁定事案の実務検証等を行った。 ●外部のADR関連会議や他の金融業界団体との会議での論議内容を、相談室内で共有し相談員の業務向上を図った。	●主に委託元自主規制機関の担当者を講師として、各機関が所管する自主規制規則や制度の改正について研修を実施。 【参考】平成25年度の研修実施状況（（　）内は開催月及び講師） ・「日本版ISAの拡充及び公社債等の課税方式の見直しを中心とする平成25年度税制改正大綱の概要について」（4月：日証協） ・「『特別調停案』が提示された場合の対応について」（5月：内部研修） ・「投資信託のトータルリターン通知制度の導入について」（6月：日証協） ・「『新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会』における議論の整理について」（7月：日証協） ・「最近の自主ルールの動きについて」（9月：金先協） ・「高齢顧客に対する勧誘による販売について」（10月：日証協） ・「認知症の高齢者対応（認知症サポーター養成講座）」（11月：中央区お年寄り相談センター） ・「投資助言契約に係る相談・苦情への対応について」（12月：投資顧問協） ・「26年度税制改正について（NISAの拡充等）」（1月：日証協） ・「投資商品トラブルの最近の状況について」（2月：日証協未公開株通報センター） ・「他のADRの紛争解決について」（3月：当センター紛争解決委員）	＜本部・支部相談員を対象＞ ・コンプライアンスについての研修：協会顧問弁護士が講師。 ＜本部相談員を対象＞ ・相談事例研究（ロールプレイング）：管理職が講師。 ・業法関連事例についての研修：管理職が講師。 ・カウンセリング実務研修（生活再建支援等）：認定心理士等の資格保有職員が講師。 ・クレジットカード（割賦販売法）についての研修：クレジット実務経験者が講師。 ・裁判手続中の相談者対応研修：裁判所書記官経験者が講師。 ・紛争解決等業務に関する規則（業務規程）についての研修：裁判所書記官経験者が講師。
	研修の実施状況②【応対技能（電話対応等）】	●協会役員によりOJTにて指導。 ●電話応対について、当機関で採用する相談員は、採用以前に相談業務等に従事していることから、基礎的な研修は行っていない。	●電話対応については、相談室長（専務理事）のOJTにより適宜指導を行い、業務向上を図った。	●当センターの信頼性向上のため、相談員の相談・苦情にかかる電話対応のスキルアップを行い、相談員の資質向上に努めている。 →他業態のお客様室長を講師に招き、利用者からの相談・苦情への対応に関する研修の実施（平成22年10月、11月実施） →電話対応に関するDVD研修や、グループミーティングの実施（平成23年6月～8月実施） →相談員の電話対応を外部の専門家が客観的に評価する「電話対応調査」（ミステリーコール）の実施（平成23年8月実施）	＜本部・支部相談員を対象＞ ・外部調査会社のミステリーコールによる応対評価を受け、結果をフィードバックしている。 ・毎日のOJT研修（相談記録及び通話内容のチェック等による改善指導）：管理職が担当。 ＜本部相談員を対象＞ ・相談対応話法等についての研修：消費生活アドバイザー等の資格保有相談員が講師。
	その他		●情報共有等のため定期的に相談室内で会議を実施している。 ●業務マニュアルの整備をすすめており、平成26年度中に完成予定。	●相談員と紛争解決委員間の一層の連携及び情報共有を図るため、意見交換会を実施（昨年度は東京、大阪で年1回ずつ実施）。 ●相談員における専門知識の増強並びに新任紛争解決委員との連携を図るため、新任紛争解決委員を講師に招き、相談業務に有効な法律に関する研修を実施（適宜実施）。 ●あっせん手続を適切に遂行するため、相談員に対し「あっせん手続事務処理要領」を作成、配付。	●情報共有のために週次の朝礼、月次の会議を本部相談員を対象に実施。 ●紛争解決等業務マニュアルを基本とする他、以下のガイドブック等を本部・支部相談員に配付。 ①相談員のための改正貸金業法に係る相談対応の手引き ②相談対応ガイドブック（応対技法） ③ヤミ金関連相談ガイドブック
紛争解決委員の情報共有等	紛争解決委員の構成等	弁護士、消費生活専門相談員等、外部の保険専門家（保険会社OB）	弁護士、消費生活専門相談員、学識経験者（経営学教授）、協会職員	弁護士	弁護士
	紛争解決委員の情報共有、意見交換等	●調停委員会は3名の紛争解決委員で構成するが、各事案毎に選任するので調停委員会の構成は異なることとなり、それぞれが過去に担当した事案の経験に基づき紛争解決委員相互の情報交換が行われている。 ●紛争解決委員の他に特定の補佐弁護士が補助するため出席しており、過去の事例などの情報を委員へ提供している。	●現状は事例が少ないことから、裁定委員会や事前打ち合わせ等の場を活用して、紛争案件の原因分析、傾向等について意見交換及び情報交換を実施。	●金融証券取引に関する判例のうち、金融商品取引の適合性及び説明義務等に関する判例を「判例要覧」として取りまとめ、全紛争解決委員に配付（平成25年7月、平成26年1月）。 →判例要覧は毎年作成し、紛争解決委員に配付する予定。 ●全国銀行協会の紛争解決委員と当センターの紛争解決委員との意見交換会を開催（平成25年11月）。 →当日の資料及び議事要旨については、全紛争解決委員に回付。 →本意見交換会は、今後も継続して開催する。 ●当センターホームページ上に公表している「紛争解決手続事例」を全紛争解決委員に送付（随時）。	●諮問機関的な立場にある相談・紛争解決委員会において、委員会委員と全紛争解決委員間で意見交換を行っている。（不定期） ●合議事案において、全紛争解決委員間で情報・意識等を共有。 ●季刊誌への紛争解決委員による寄稿を通じて情報共有・共通認識を図っている。
	その他（知識の習得等）	●随時、情報を配付（判例、法令、出版、セミナー等）。 ●外部研修への参加(費用当機関負担)。 ●書籍の無償配付・貸出。	●新たな判例等について、各委員と協会において互換性のある情報提供を継続的に行っている。 ●紛争解決委員のマニュアルを作成し、メンバーに配付予定。	●日本証券業協会等の自主規制機関における規則改正のうち、紛争解決業務上参考となる改正について紛争解決委員に周知（随時）。 ●毎月、日本証券業協会協会員向けに作成、公表している「あっせん事例集」のうち、参考となる和解事例を抽出し、冊子としてとりまとめ、全紛争解決委員に配付（平成24年3月及び平成26年1月）。	●全紛争解決委員が弁護士であるため、知識習得のための研修は特に行っていないが、その他の参考となる情報について事務局が適宜、参考情報として提供。

第３回「金融ＡＤＲ連絡協議会」について

◇日時：平成 26 年２月４日（火）　14:00 ～ 15:30
◇場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　1320 会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．「役職員（相談員）の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況」について

Ⅲ．「外部有識者による提言・諮問機関の設置等による紛争解決等業務の事後的な検証・評価とその改善の状況」について

Ⅳ．閉会

「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）・金融分野の主な施策

◆ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

・ 金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、以下の取組を実施。

① 監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組を定期的に公表・周知。

② 金融モニタリング基本方針に基づき、債務者の事業性を重視した融資を促すとともに、小口の資産査定に関しては金融機関の判断を極力尊重。

・ 地域活性化支援機構（REVIC）において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、同機構の出資機能強化も含め、必要な機能を拡充。

（Ⅰ．競争力強化策－　1．競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等－（4）金融機能の強化、公的・準公的資金の運用等の見直し
4．地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮－（3）中小企業・小規模事業者の革新＜再掲＞）

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

中小企業・小規模事業者や創業を志す者が思い切った事業展開や早期事業再生を図れるよう、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・利用促進。

（Ⅰ．競争力強化策－　4．地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮－（3）中小企業・小規模事業者の革新）

◆ ヘルスケア施設向けの資金供給の促進

高齢化社会に対応したヘルスケア施設の質・量両面での充実を図るため、ヘルスケア・リートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給を促進。

（Ⅰ．競争力強化策－　1．競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等－（1）競争力強化に資する設備投資等の促進、
Ⅱ．女性・若者・高齢者向け施策－　3．高齢者等への支援＜再掲＞）

「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年１月24日閣議決定）・金融分野の主な施策

1.「日本産業再興プラン」関連

（１）緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

◆ **資金調達の多様化（クラウドファンディング等）**

・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するWG」報告（平成25年12月25日）を踏まえ、クラウドファンディングの利用促進を図る制度整備等を盛り込んだ必要な法的措置を速やかに講じる。

◆ **個人保証制度の見直し**

・「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日）を受け、当該ガイドラインの積極的な活用を促進するため、監督指針・検査マニュアルを平成26年2月1日までに改定し、各金融機関等の取組を促すとともに、各金融機関等の利用状況を検証。

◆ **コーポレートガバナンスの強化**

・「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫素案（平成25年12月26日）を踏まえ、平成26年2月中に最終版を策定し、周知を徹底。同年6月に、機関投資家によるコードの受入れ状況について最初の確認・公表を行い、以後定期的に更新。

（５）立地競争力の更なる強化

◆ **金融・資本市場活性化**

・「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言（平成25年12月13日）を踏まえた施策を着実に実行。アジア金融連携センター（仮称）を平成26年４月を目途に設置し、アジア諸国の金融規制当局との積極的な人材交流、アジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備の支援を促進。

・「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言を踏まえ、株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）において、平成26 年年央を目途にインフラ案件等に係る債権等の流動化を実現。それも踏まえつつ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）において運用対象拡充の検討を進める。

2.「戦略市場創造プラン」関連

（１）国民の「健康寿命」の延伸

◆ **安心して歩いて暮らせるまちづくり**

・高齢者向け住宅及び病院（自治体病院を含む）等を対象とするヘルスケアリートの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を平成26年度中に実施。

資料 6－2－2

「『日本再興戦略』改訂2014」（26年6月24日閣議決定）における金融庁関連の施策

成長戦略（改訂版）

第一部・総論

第二部・3つのアクションプラン

一．日本産業再興プラン

1．緊急構造改革プログラム （産業の新陳代謝の促進）

- 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等
- 産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に対する経営支援や事業再生の促進

5．立地競争力の更なる強化 （5－1．「国家戦略特区」の実現）

- グローバル金融監督機能の強化 （法令等英訳、英語ワンストップ窓口、事業性を重視した融資の促進 等）

5．立地競争力の更なる強化 （5－2．金融・資本市場の活性化等）

- 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮 （インフラ整備、英語ワンストップ窓口、上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアREIT組成に向けた環境整備、総合取引所 の可及的速やかな実現 等）
- 資金決済高度化等
- 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立（NISA、投資信託の運用に係る透明性の向上等、投資運用に係る総合的な環境整備 等）
- IFRSの任意適用企業の拡大促進
- 企業の競争力強化に向けた取組 （JPX日経インデックス400先物の上場支援、企業再生制度の見直し、監査の質・公認会計士資格の魅力の向上 等）

6．地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

- 地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

二．戦略市場創造プラン

三．国際展開戦略（※）

「『日本再興戦略』改訂2014」（26年6月24日閣議決定）における金融庁関連の施策(1)

日本産業再興プラン　緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

◆ **「コーポレートガバナンス・コード」の策定等**

― 東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。

日本産業再興プラン　金融・資本市場の活性化等

◆ **国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮**

― 証券決済等のインフラ整備やASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。

― 英語による金融行政のワンストップ窓口の活用を進める。

― 本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。

― 上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進する。

― 総合取引所を可及的速やかに実現する。

◆ **資金決済高度化等**

― 即時振込みなどの資金決済の高度化に向けた取組を促す。

◆ **豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立**

― NISAの普及促進に向け、ニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。

― 投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進める。

― 受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境整備について検討を 行い、本年中に結論を得る。

「『日本再興戦略』改訂2014」（26年6月24日閣議決定）における金融庁関連の施策(2)

日本産業再興プラン　金融・資本市場の活性化等

◆ **IFRSの任意適用企業の拡大促進**

― IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める。

― IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート（仮称）」を作成・公表する。

◆ **企業の競争力強化に向けた取組**

― JPX日経インデックス400について、先物の早期上場を支援するなど普及・定着のための積極的な取組を促す。

― 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を促進する。

日本産業再興プラン　地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

◆ **地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等**

― 金融機関による事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るとともに、地域金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。

― 地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に取り組む。同機構による企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

（※）参考

中短期工程表において、アジアの金融インフラ整備支援について、二国間協議等に基づく新規支援プロジェクトを推進するとともに、アジア金融連携センター等を活用し、各国金融当局との連携強化・地域全体の市場機能の向上を図り、我が国市場との連携による活性化を推進することとされている。

資料６－２－３

「責任ある機関投資家」の諸原則

≪日本版スチュワードシップ・コード≫

～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

平成 26 年２月 26 日

「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」
メンバー名簿

平成26年２月26日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	石田 猛行	ISS エグゼクティブ・ディレクター
	江口 高顕	一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程（経営法務） 在籍コンサルタント
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント投信㈱代表取締役社長
	小口 俊朗	ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ・ﾌｫｰ・ｵｰﾅｰｽﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱代表取締役
	川田 順一	JXホールディングス㈱取締役常務執行役員
	橘・ﾌｸｼﾏ・咲江	G&S Global Advisors Inc.代表取締役社長
	田中 亘	東京大学社会科学研究所准教授
	徳成 旨亮	三菱UFJ信託銀行㈱専務取締役
	野口 亨	DIAMアセットマネジメント㈱専務取締役
	濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事ﾁｰﾌｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄｵﾌｨｻｰ
	古市 健	日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
	堀江 貞之	㈱野村総合研究所上席研究員
	松島 俊直	大和証券投資信託委託㈱代表取締役兼専務執行役員
幹事	坂本 三郎	法務省民事局参事官
	白川 俊介	内閣官房日本経済再生総合事務局内閣参事官
	三浦 聡	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
	安井 良太	東京証券取引所上場部長

（敬称略・五十音順）

「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫ について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

１．　平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた[1]。

２．　以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。

３．　前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「本検討会」という。）が設置された。本検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、今般、「『責任ある機関投資家』の諸原則 ≪日本版スチュワードシッ

[1] 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

プ・コード≫ 」（以下、「本コード」という。）を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 26 の個人・団体から、英文については 19 の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

４．　冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。

５．　一方で、企業の側においては、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない[2]。

６．　また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動（以下、「スチュワードシップ活動」という。）において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである[3]。

---

[2] また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

[3] 機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について可能な限り解釈の明確化が図られることが望ましい。（金融庁では別に示すような形（http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf）で「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、明確化を図っている。）

７．　本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」（投資運用会社など）である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」（年金基金や保険会社など）である場合とに大別される。

このうち、「資産運用者としての機関投資家」には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」は、「資産保有者としての機関投資家」の期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」は、「資産運用者としての機関投資家」の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

８．　本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

９．　本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

10．　こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの

活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。

12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にスチュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。

14. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、

- 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及びスチュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」（実施しない原則がある場合には、その理由の説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること
- 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと
- 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知すること

を期待する。

また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

15. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね３年毎を目途として、

本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

１．　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

２．　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

３．　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

４．　機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

５．　機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

６．　機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

７．　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則１　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

１－１．　機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」[4]（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

１－２．　機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである[5]。

[4]　「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則４の指針４－１参照）。

[5]　当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

原則２　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

２－１．　機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。

２－２．　機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則３　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

３－１．　機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。

３－２．　機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができているかについて適切に確認すべきである。

３－３．　把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

原則４　機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

４－１．　機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話[6]を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有[7]を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである[8]。

４－２．　以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである[9]。

４－３．　一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである[10]。

6　その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

7　認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

8　当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

9　当該方針の内容は、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

10　その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則５　機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

５－１．　機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。

５－２．　機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである[11]。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

５－３．　機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。こうした公表は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高める上で重要である。

ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてより的確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。

５－４．　機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

[11]　なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

原則６　機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

６－１．　「資産運用者としての機関投資家」は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである[12]。

６－２．　「資産保有者としての機関投資家」は、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に１度、報告を行うべきである[12]。

６－３．　機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである[13]。

６－４．　なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

[12]　ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

[13]　なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則７　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

７－１．　機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

７－２．　このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

７－３．　こうした対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否かを適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年６月 10 日
金融庁

「責任ある機関投資家」の諸原則
≪日本版スチュワードシップ・コード≫
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～
の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第１回）について

「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（座長　神作 裕之　東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、平成 26 年２月 27 日に「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（以下、「本コード」といいます。）を策定・公表しています。

これを踏まえ、金融庁では、本コードの「受入れ表明」をしていただいた機関投資家のリストの公表を行うこととしています（「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の確定について）。

今般、本年５月末までに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家のリスト（以下、「公表リスト」といいます。）を、別紙のとおり取りまとめたので、公表いたします。今後、金融庁では、当該「公表リスト」を３ヶ月毎に更新・公表することを予定しています（具体的には、２、５、８、11 月末までの状況について、翌月上旬に更新・公表する予定です）。

（別紙）「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の受入れを表明した機関投資家のリスト

今回、「受入れ表明」をしていただいた機関投資家について、業態別に分類した結果は、以下のとおりです。

- 信託銀行等　：６
- 投信・投資顧問会社等　：86
- 生命保険会社　：14
- 損害保険会社　：５
- 年金基金等　：12
- 議決権行使助言会社等　：４

（合　計）　：127

次回については、本年８月末までの状況について、９月上旬に公表する予定としていますが、新たに「受入れ表明」をしていただく機関投資家は、「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」の公表を行ったウェブサイトのアドレスに加えて、機関投資家名、担当者氏名、連絡先（住所、電話番号又はメールアドレス）を明記の上、平成 26 年８月 29 日（金）17 時 00 分（必着）までに、jstewardship@fsa.go.jpまでご連絡下さい。

なお、自己のウェブサイトを有していない機関投資家に限っては、上記の「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」を、PDF 形式で、上記連絡先に送付していただくことをもって、ウェブサイトでの公表に代えることも可能とすることとしました。

以上

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課
(内線 3836、3671)

資料　６－３－１

「金融・資本市場活性化有識者会合」について：「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）　概要

日本経済において、アベノミクスにより、デフレ下の縮小均衡から、次のステージの持続的な成長をもたらす「望ましい均衡」への跳躍・回帰が進む中、「金融・資本市場の成長戦略」の実行が喫緊の課題
—— 人口減少、高齢化など構造的な課題に対応する意味からも、日本の有する資産の有効活用、海外との一体的成長、個人・企業の生産性向上を進める必要
—— 特にアベノミクスによるインフレ期待の醸成、2020年の東京オリンピック・パラリンピック招致決定等により、内外の日本経済に対する期待と注目が集まる現在は好機
—— その際、金融・資本市場の活性化策については、ものづくりをはじめとした実体経済と金融部門が「車の両輪」として相互に付加価値を生む好循環を実現することが重要

〔デフレ下での縮小均衡メカニズム〕

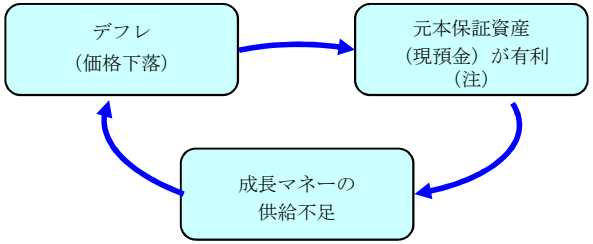

（注）こうした現預金などの保有や公的年金の運用については、「眠っている」状態であるとの指摘がある。これについては、従来のデフレ下においては一定の経済合理性を有しており、国債等のファイナンスに向けられていたと考えられる。

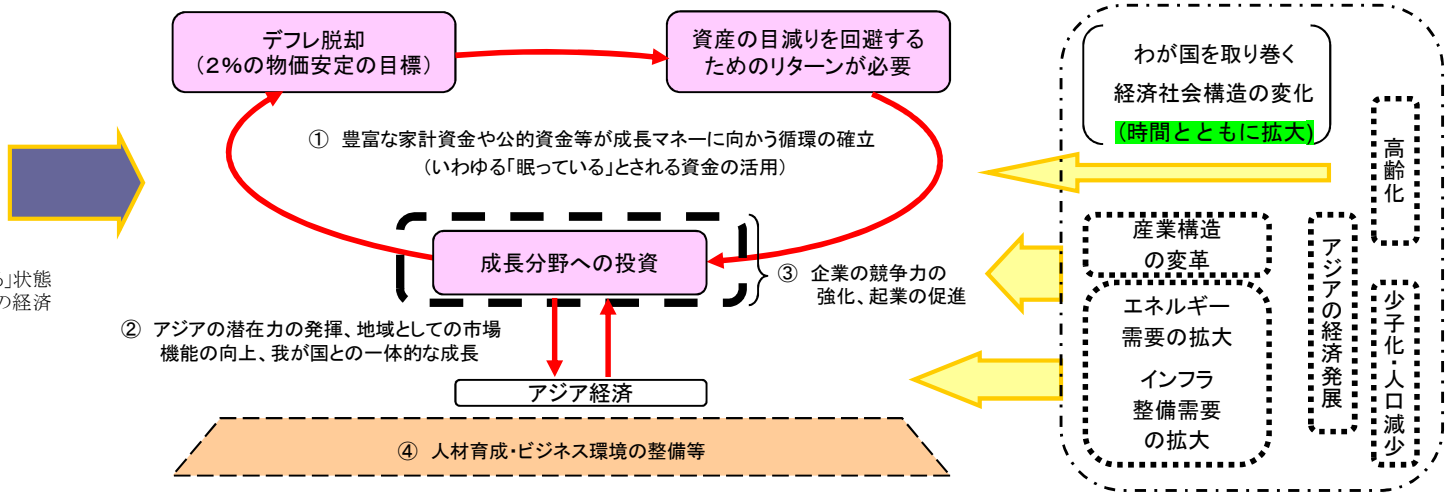

2014年から直ちに着手すべき施策	次のステップ
① 豊富な家計資金と公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立	
・国民のライフサイクルに応じた資産形成の支援	・更なる個人の投資促進策
・GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）等の改革（海外年金ファンドとの共同投資等）	・更なるGPIF等の改革の取組み
・インフラファイナンス市場の整備（東証による上場インフラファンド市場の創設等）	・インフラファイナンス市場の対象事業拡大　等
② アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長	
・アジア各国の発展状況に応じた金融インフラ整備支援	・クロスボーダー債券発行・取引円滑化のための市場整備（ASEAN諸国との債券発行手続の共通化等）
・アジアでの資金調達等の円滑化（グループ内企業の貸付規制緩和、JICA（国際協力機構）による現地通貨建ての海外投融資等）	
・東京市場での起債等促進（DBJ（日本政策投資銀行）による東京プロボンド市場への投資枠設定、JBIC（国際協力銀行）によるサムライ債保証・取得の適用対象拡大等）	等
③ 企業の競争力の強化、起業の促進	
・リスクマネー供給のための各種施策（クラウドファンディングの本格整備、新規上場時の負担軽減等）	・起業等を支援する取組みの強化
・企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組（成長性に着目したマーケット指標の導入、スチュワードシップコードの導入等）	・産業・企業の新陳代謝の促進
・事業性重視融資の促進	・事業性重視融資の定着　等
④ 人材支援、ビジネス環境の整備等	
・金融関連法令・ガイドライン等の英語化の徹底	・グローバルなマネジメント人材の育成　等

【2020年の姿】国際金融センターとしての地位を確立

【豊富な家計資金と公的年金等が成長マネーに向う循環の確立】
➢ 個々人がライフサイクルに応じてリスク資産をも適切に組み込んだ資産形成を行う社会
　－ 内外のスキルの高い機関投資家が東京市場に集まり、高度な運用を競い合う市場
　　GPIFなど公的・準公的資金の高度運用、スチュワードシップコードや適切な企業統治
➢ 東京市場がアジアナンバーワン市場としての地位の確立
　－ 総合取引所に内外の多様な商品が上場され、アジアをはじめ多様な投資家や企業が参加する活発な市場の形成
　　－ インフラファイナンス市場が高度に発達

【アジアとともに成長する我が国金融・資本市場】
➢ アジア各国における本邦企業の円滑な現地通貨建て資金調達・貸出等の実現
➢ アジア地域におけるクロスボーダーでの資金・証券の取引・決済の市場やシステムの確立
　　➢ 東京市場が国際金融センターとしてアジアへの資金供給、海外から日本への投資において高い仲介機能を発揮

【グローバルで我が国の強みを生かした成長性ある企業群の発展】
➢ 新産業・新規企業が活発に勃興し成長する活力ある企業社会の実現
　－ 高い開業率（10%）・新規公開数、技術・アイデアの事業化を支援する高度人材ネットワークの実現
　　－ 我が国企業の強みを生かしつつ投資対象として魅力的で真にグローバルな企業が数多く繁栄
　高い成長力を有する部門への経営資源の集中、投資へのリターンを意識した経営、適切な企業統治
　－ 金融機関の融資における事業の成長可能性の重視

【質・量共に十分な国際的人材の育成・確保】

資料　６－３－２

金融・資本市場活性化に向けて取り組むべき事項（25年12月提言、26年６月提言）

【2020年に想定する姿】

家計資金や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立
- 個々人がライフサイクルに応じてリスク資産をも適切に組み込んだ資産形成を行う社会
- 東京市場がアジアNO1市場としての地位を確立

アジアとともに成長する我が国金融・資本市場
- アジア各国における本邦企業の円滑な現地通貨建て資金調達・貸出・資金管理等の実現
- アジア地域におけるクロスボーダーでの資金・証券の取引・決済の市場やシステムの確立
- 東京市場が国際金融センターとして、アジア企業への資金供給の場、多通貨取引のハブ、内外のインフラファイナンスの場として等、高い金融仲介機能を発揮

グローバルで成長性ある企業群
- 新産業・新規企業が活発に勃興し成長する活力ある企業社会の実現
- 投資対象として魅力的で真にグローバルな企業が成長・繁栄
- 高い成長力を有する部門への経営資源集中
- 投資のリターンを意識した経営
- 適切な企業統治

質・量ともに十分な国際的人材の育成・確保
- 高度人材の育成・確保や、我が国金融・資本市場を取り巻く各般のビジネス環境・生活環境の充実等、「社会的土台」を含む改革の実現

【今回の提言事項】

家計資金や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立

更なる施策等の検討・実行
- 私的年金については、年金制度全体の在り方の検討に即した見直し
- 資産運用ビジネスの発展促進及び中長期的な資産形成に資する投資商品の提供促進

- 受託者の意識改革等を通じた投資運用業の強化（利益相反防止、プロ向け投資運用業に係る運用財産規模の制限緩和を含む幅広い施策を検討）
- 投資信託を通じた資産形成の促進
  ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品の提供に向けた施策（NISAの一層の浸透、運用態勢やパフォーマンスの透明性向上、手数料等に関する説明の充実、運用状況の情報開示の改善等）
- 上場インフラファンド市場の早期創設、ヘルスケアリートの上場推進、普及・啓発

アジアとともに成長する我が国金融・資本市場

- 東京市場が、円・ドル・人民元等のクロスカレンシー取引のハブとなるための取組み
- アジアにおける資金調達・貸出等の一層の円滑化
- 東京市場における国内外のインフラファンドの組成・上場の促進　　等

- グローバルな通貨・債券等の取引・決済を行うためのインフラの整備・活用
  （グローバルベースでの効率的な資金・証券管理等の実現、クロスボーダー債券決済インフラの構築に向けた取組の推進等）
- 国内決済や企業間決済の高度化
- イスラム金融の普及に向けての環境整備
- 国際的素養を備えた公認会計士等の専門人材の育成
  専門人材の海外進出やネットワーク形成の促進

グローバルで成長性ある企業群

- グローバル企業の収益性や株主還元に対する意識変革、売上高利益率やＲＯＥなどの向上のための更なる施策

- より良いコーポレート・ガバナンスの推進に向けての環境整備（コーポレートガバナンス・コードの検討等）
- 事業再生手続の円滑化に向けた私的整理の在り方の見直し
- 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みの促進
- JBICによる新「海外展開支援融資ファシリティ」の創設

質・量ともに十分な国際的人材の育成・確保

- 人材の国際的なコミュニケーション能力やマネジメント能力の向上への取組
- 高度金融人材にとってビジネスや生活をしやすい環境の整備
- 金融経済教育の推進

- 官民の様々な取組を活用した金融分野におけるグローバル人材の裾野を広げるための方策の検討
- 海外のオピニオン・リーダーへの正確な情報提供、国際的影響力のあるオピニオン・リーダーの育成
- ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ

【昨年の提言事項への取組】

- 国民のライフサイクルに応じた資産形成の支援　（NISAの普及促進等）
- GPIF等の改革
  （運用やガバナンスの見直し）
- インフラファイナンス市場の整備
  （東証による上場インフラファンド市場の創設等）

- アジア各国の発展状況に応じた金融インフラ整備支援
  （アジア金融連携センターの設立等）
- アジアにおける資金調達の円滑化　（グループ内企業の貸付規制緩和、JICAによる現地通貨建ての海外投融資等）
- 東京市場の機能強化　（東京プロボンド市場の活性化、JBICによるサムライ債保証対象拡大等）

- リスクマネー供給のための各種施策（クラウドファンディングの拡充、新規上場時の負担軽減等）
- 企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組み（成長性に着目したマーケット指標の導入、スチュワードシップコードの導入、社外取締役の導入促進等）

- 金融経済教育の充実
- 英語による金融行政窓口設置
- 金融関係法令・ガイドライン等の英語化の推進

資料　６－４－１

平成26年度税制改正について

－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

平成25年12月
金 融 庁

1．家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置（1）

NISA（少額投資非課税制度）の利便性向上

【現状及び問題点】

○　平成26年1月より開始されるNISAの普及・定着により、自助努力に基づく家計の資産形成の支援・促進と、経済成長に必要な成長マネーの供給拡大の両立を図ることが期待されている。

○ しかし、現在導入が予定されているNISAについて、

・同一勘定設定期間内（最長4年間）における口座開設金融機関の変更ができない

・一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない

等、利用者にとって不便な点がある。

⇒NISAの普及・定着を図る観点から、早期に同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要。

【大綱の概要】

○NISA口座開設等の柔軟化

①NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める。

②NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める。

○検討事項（以下の内容を記載）

「NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する。」

① NISA口座を開設する金融機関の変更

同一勘定設定期間※内（最長4年間）は、NISA口座を開設する金融機関の変更はできない。

⇒金融機関によって取扱商品が異なるが、顧客は投資ニーズに応じて金融機関を変更することができない。

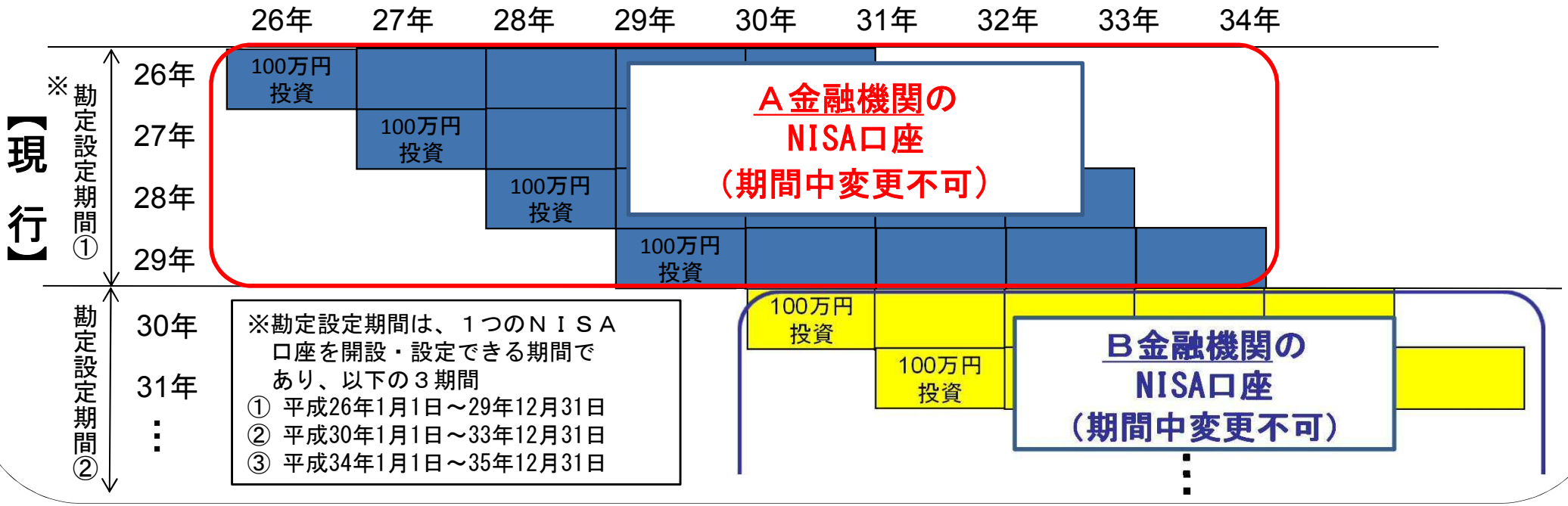

NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める。

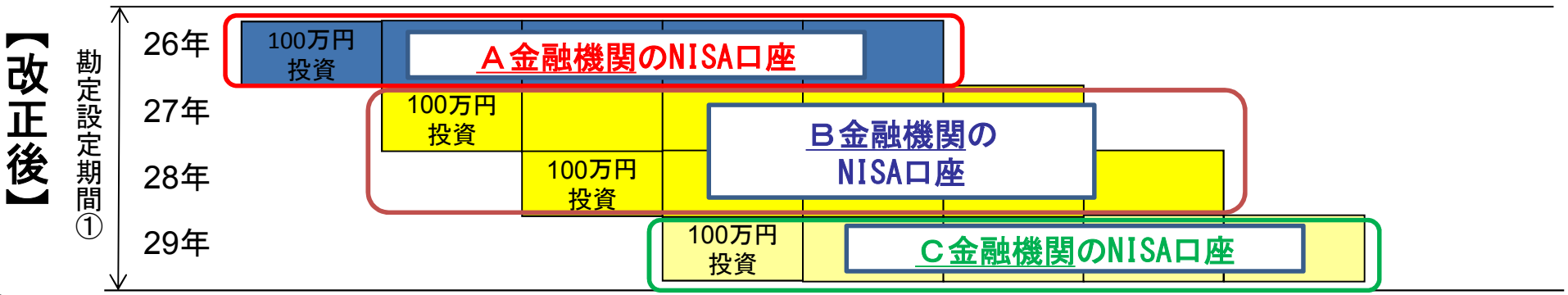

② NISA口座廃止後の再開設

一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間中は、NISA口座を再開設できない。

（例）海外転勤等でNISA口座を廃止した場合であっても、同一勘定設定期間中は帰国後のNISA口座の再開設ができない

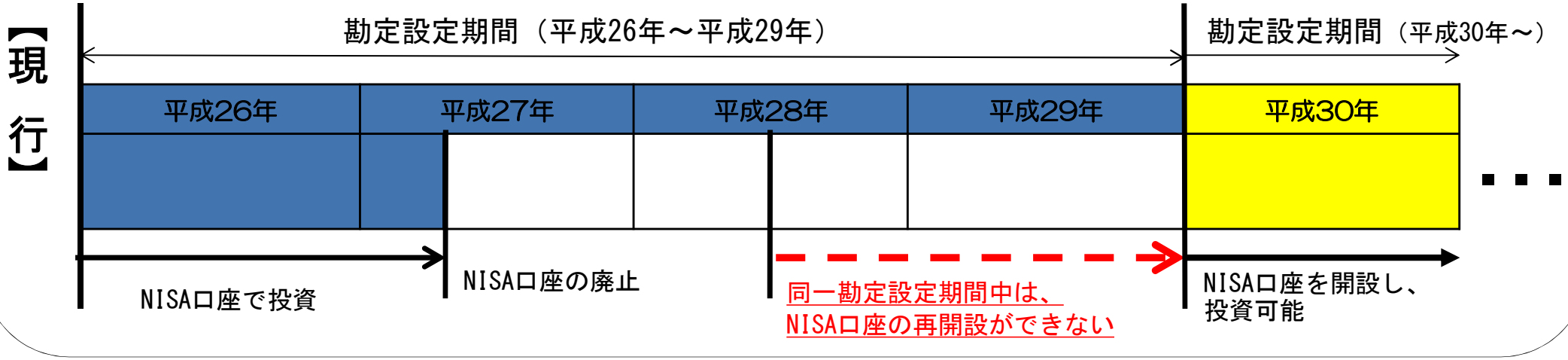

NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める。

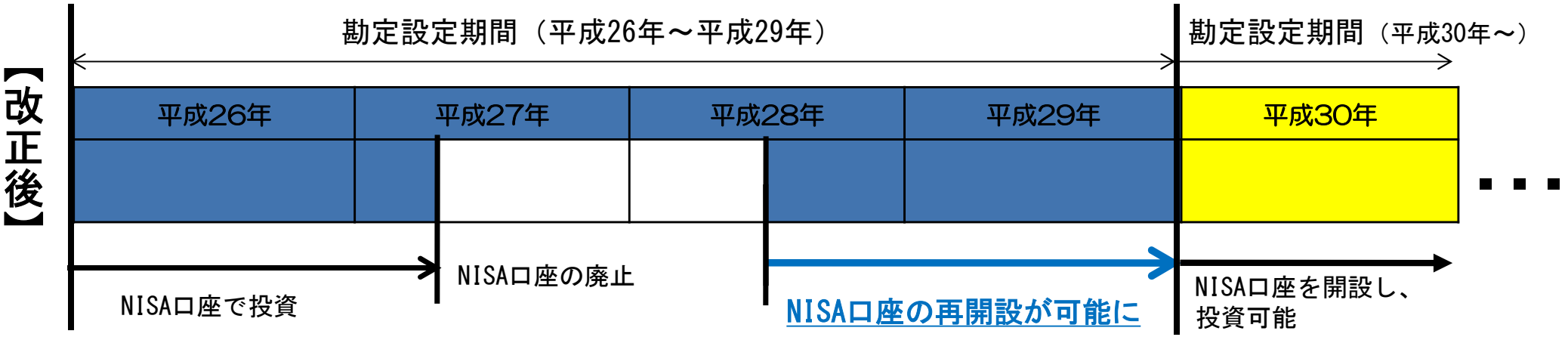

1．家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置（2）

金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

【現状及び問題点】

○ 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

○ 平成25年度税制改正において、損益通算の範囲が特定公社債等にまで拡大されたところであるが、デリバティブ取引・預貯金については、未だ損益通算が認められていない現状。

【大綱の概要】

○ 検討事項として、以下の内容を記載。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金	源泉分離	―

現在、損益通算が認められている範囲

25年改正により、28年1月から損益通算が認められる範囲

更なる一体化については、総合取引所の実現にも資する観点から、引き続き検討

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置（1）

個人事業者に係る事業再生税制の創設

【現状及び問題点】

○　法人については、「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることのないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。

○　しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合であっても、所得税法においては同等の税制措置が講じられていない。

○　このため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。（注）中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の準則に則り作成された計画。

【大綱の概要】

○　事業を営む個人が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産及び繰延資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例を創設。

○　個人が、破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、総収入金額に不算入。

○「企業再生税制」（個人版）の概要

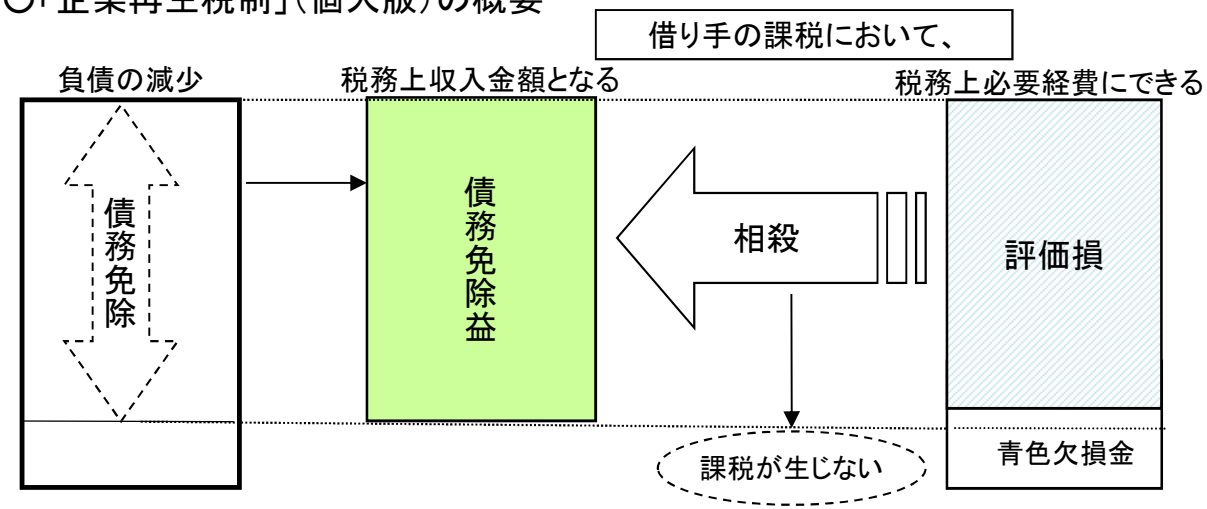

① 減価償却資産等の評価損について、必要経費算入が可能（注）

（注）事業所得等の金額を限度とする

② 破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定等により、債務免除を受けた場合、当該免除による経済的利益は総収入金額に不算入（注）

（注）現行所基通36-17（債務免除益の特例）の内容を税法上に明文化

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置（2）

地域経済活性化支援機構に係る企業再生税制の適用の拡大

【現状及び問題点】

○　現行制度上、地域経済活性化支援機構による債権買取を前提とした債権者間調整のみを行うケースには、企業再生税制の適用が認められる（平成20年度税制改正要望にて措置）。

○　一方、平成25年3月の機構法改正により、債権買取を前提としない債権者間調整のみを行うケースが認められたものの、その場合の企業再生税制の適用は現状認められていない 。

【大綱の概要】

機構が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われた場合についても、「合理的な再生計画」（注）に従って行われる事業再生として、企業再生税制の適用を認める。

（注）一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（機構等の）準則に則り作成された計画等

【従来から認められていたもの（①②同時提示）】

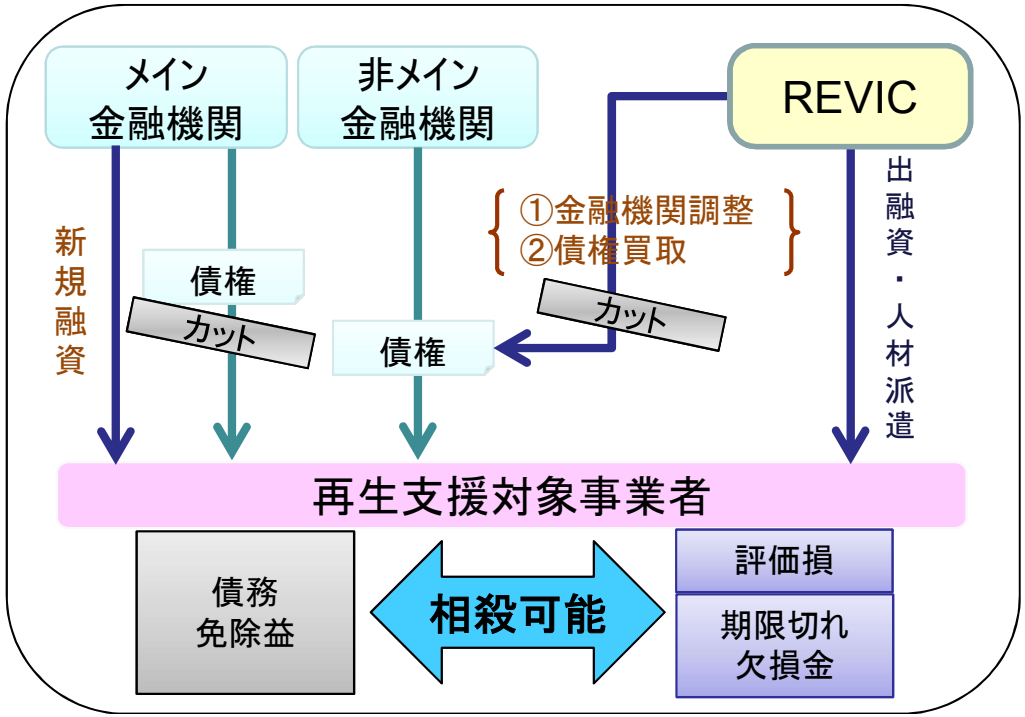

【今回認められたもの（①②分離提示）】

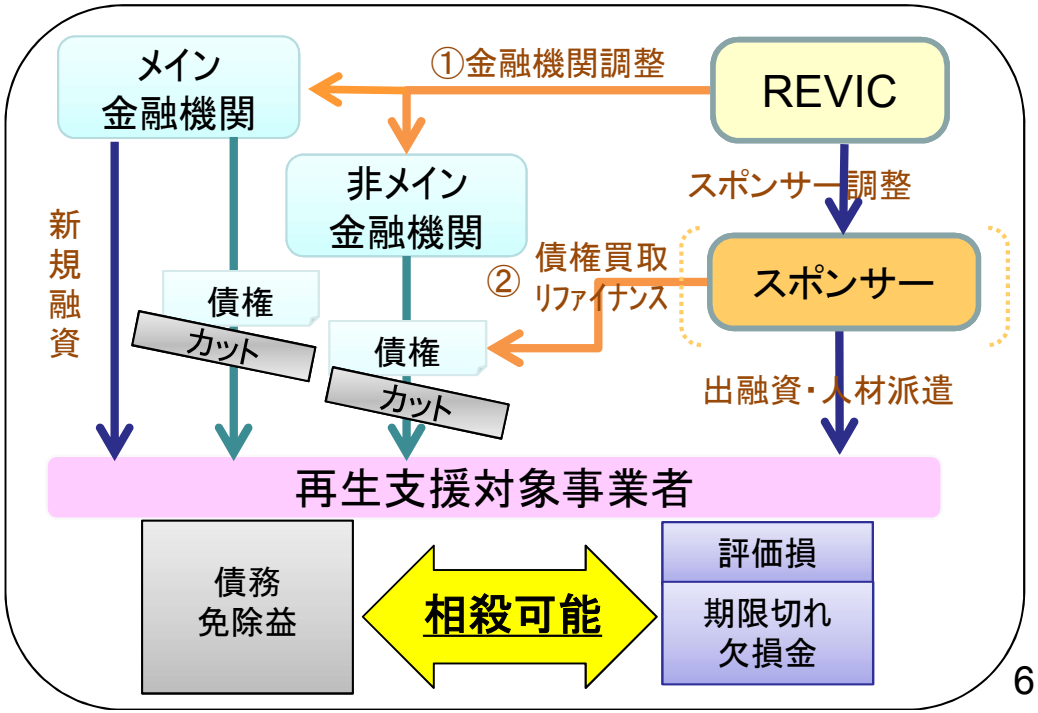

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置（3）

経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用

【現状及び問題点】

○　震災支援機構が支援する事業再生において、経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供した場合、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる（みなし譲渡益課税）。

○　他方、地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する場合には、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供については、みなし譲渡益が非課税となる。

【大綱の概要】

震災支援機構が支援する事業再生においても、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益を非課税とする。

○再生企業に対する私財提供の特例

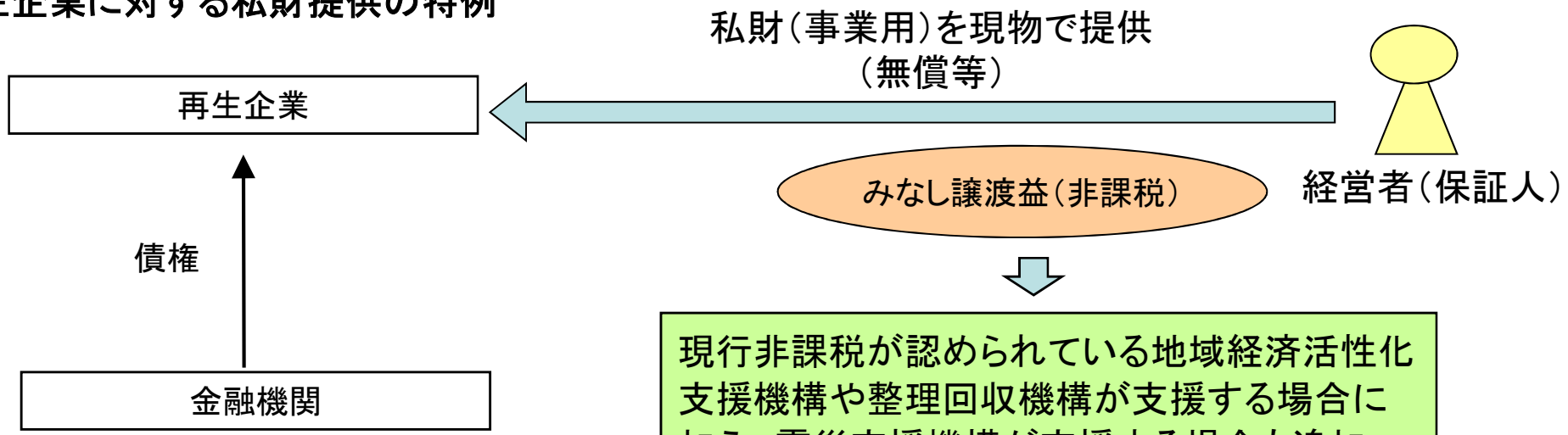

現行非課税が認められている地域経済活性化支援機構や整理回収機構が支援する場合に加え、震災支援機構が支援する場合も追加。

3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応（1）

国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

【現状及び問題点】

○ OECD加盟の主要国においては、外国法人が国内に恒久的施設（PE）を有する場合、PEに帰属する所得のみを申告対象とすることとされている（帰属主義）。

○ しかしながら、我が国においては、外国法人が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要（総合主義）。

⇒ 税制がグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている。

【大綱の概要】

外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直す。

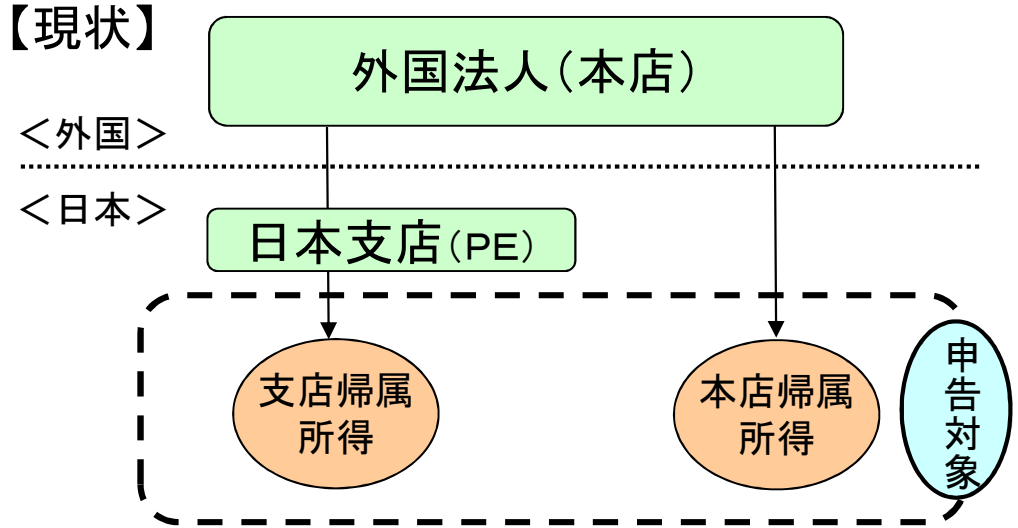

〔本店に帰属する所得も合算して申告〕

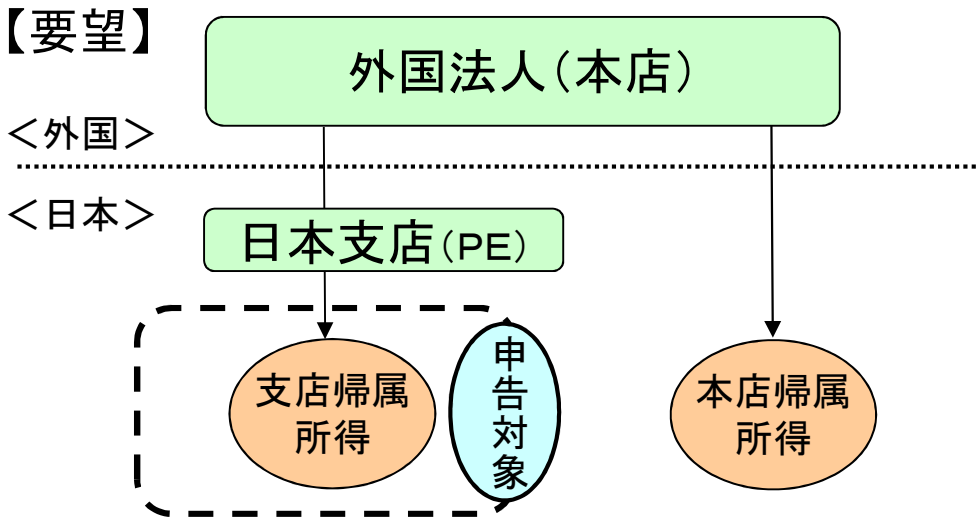

〔支店に帰属する所得のみ申告〕

３．国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応（２）

日本版スクーク（イスラム債）に係る非課税措置の延長

【現状及び問題点】

○　日本におけるスクークの発行を促し、日本市場の活性化につなげる観点から、経済的に社債と同等の性質を確保するため、日本版スクークに係る非課税措置の恒久化が求められる。

○　しかし、信託からの資産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置については、26年3月末までの時限措置とされており、今後、日本におけるスクークの発行が進まなくなるおそれがある。

※このほか、海外投資家への配当に係る非課税措置が平成28年3月末までとされている。

【大綱の概要】

日本版スクークに係る非課税措置を平成28年3月末まで2年延長する。

＜日本版スクークの発行スキーム＞

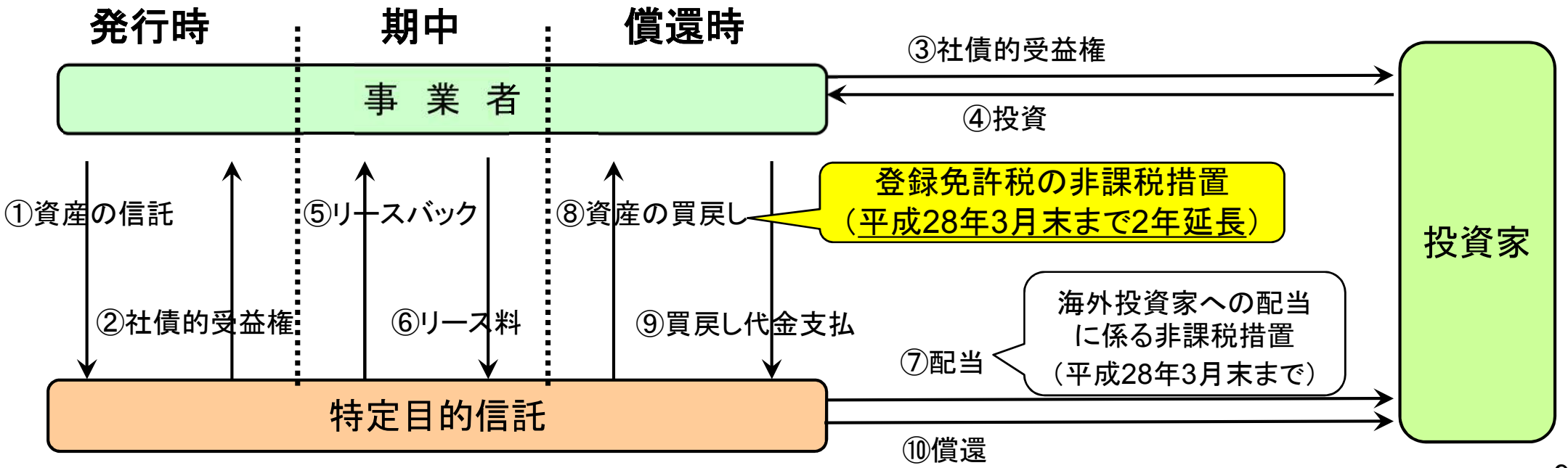

（注）①はもともと非課税。⑧に関する不動産取得税の非課税は恒久化済み。

資料６－４－２

NISA口座の利用状況等について

平成26年6月　金融庁

NISA口座開設数（平成26年３月31日現在）

○ NISA総口座数は、**650万3,951口座**　（注1）
- 制度導入時点（平成26年1月１日）の約475万口座から、3ヶ月で約175万口座、約37%増

○ 年代別の口座数を見ると、60歳代以上の割合は、59.8%
- 制度導入時点の60歳以上の割合（63.4%）より3.6%低下し、50歳代以下の現役層の割合が増加

	NISA口座数	１月からの増加率	年代別比率	（参考）制度導入時点(注2)	
総数	650万3,951	37.0%増 ※ 国税庁発表件数との比較	100.0%	492万4,663	100.0%
20歳代	20万9,144	52.0%増	3.2%	13万7,580	2.8%
30歳代	50万1,895	56.1%増	7.7%	32万1,576	6.5%
40歳代	82万3,581	47.3%増	12.7%	55万9,030	11.4%
50歳代	107万8,784	36.8%増	16.6%	78万8,778	16.0%
60歳代	187万4,228	26.6%増	28.8%	147万9,943	30.1%
70歳代	149万0,993	22.7%増	22.9%	121万5,185	24.7%
80歳以上	52万5,326	24.3%増	8.1%	42万2,571	8.6%

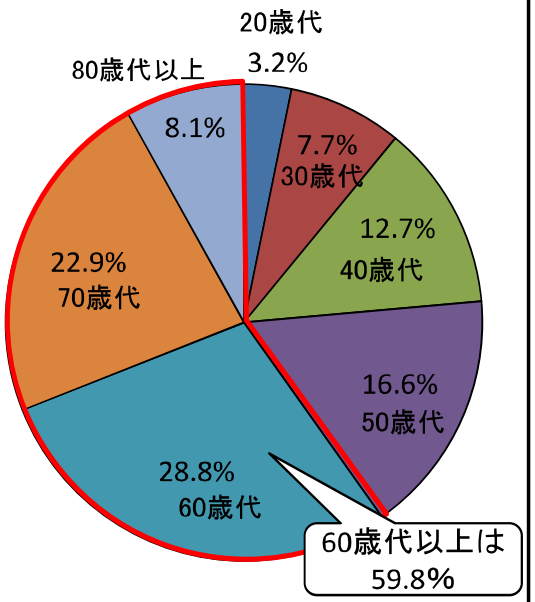

年代別の口座開設者比率

（注）1　全金融機関に対する金融庁による調査（NISA取扱金融機関　686法人）
　　2　一部の金融機関では、制度導入時点（平成26年1月１日現在）の計数が把握できず、1月中の把握可能な時点での口座数を提出していることから、本調査における口座数は、平成26年1月国税庁発表資料と乖離が生じている。
　　※　国税庁発表NISA口座開設件数：4,747,923件（平成26年1月１日時点）

NISA口座における買付額（平成26年３月31日現在）

○ NISA総買付額は、**１兆34億4,608万円**

商品別内訳は、上場株式　3,645億1,357万円　（36.3%）
投資信託　6,212億0,822万円　（61.9%）
ETF　91億0,417万円　（0.9%）
REIT　86億2,012万円　（0.9%）

○ 年代別の買付額内訳を見ると、総買付額に占める60歳代以上の割合は、64.9%

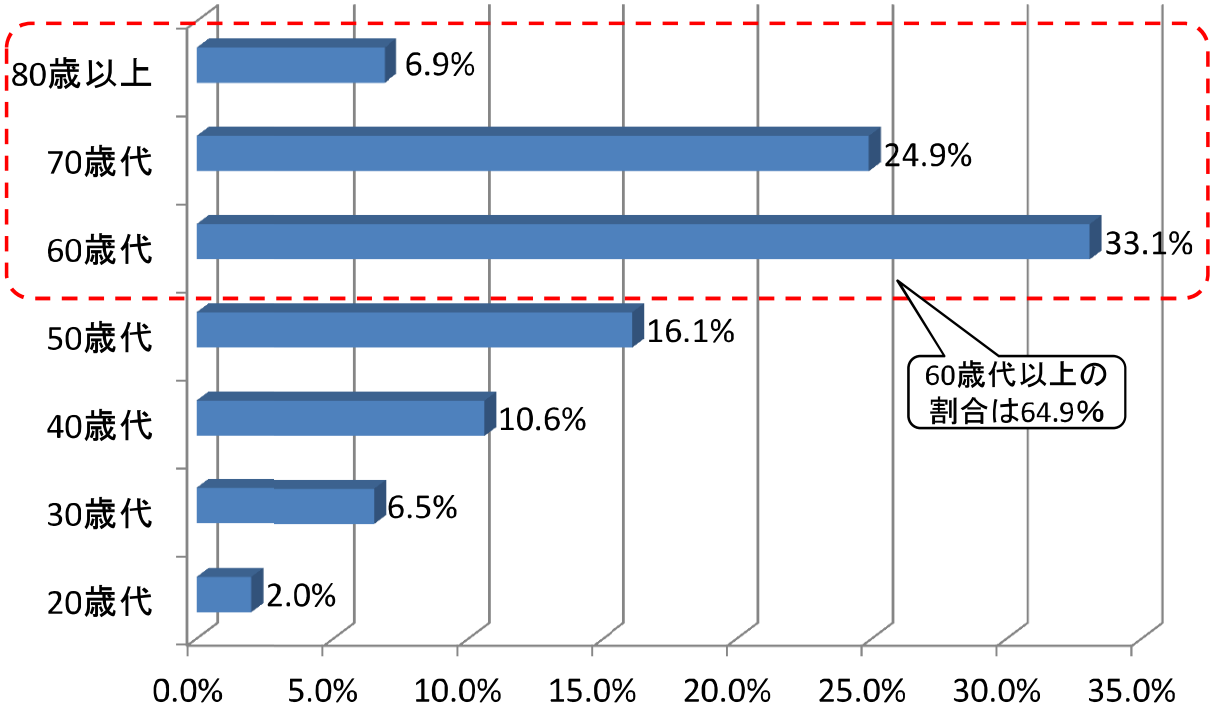

80歳以上	687億5,684万円
70歳代	2,494億6,833万円
60歳代	3,318億3,974万円
50歳代	1,618億4,650万円
40歳代	1,060億7,500万円
30歳代	653億9,760万円
20歳代	200億6,206万円

FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要（参考）

【調査概要】

○ 調査対象数

9,727件 ： 日頃から投資や資産形成等についてアドバイス等を行っている、ファイナンシャル・プランナーや金融機関の証券営業員、営業担当管理職等

・所属別 ： FP（155）、銀行（4,474）、証券会社（4,928）、その他（170）
・職種別 ： 主に窓口での証券営業の担当（2,585）、主に外訪での証券営業の担当（4,412）、主に電話での証券営業の担当（385）、営業部署の管理職（1,391）、その他（799）

○ 調査方法

インターネット調査

○ 調査時期

平成26年5月7日～18日

○ 調査目的

NISAに関して、①利用者の意向、②販売現場の実態、③若年層の利用の現状及び課題等を把握するため

FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要（参考）

Ⅰ．NISAの利用意向 ー（1）投資スタンス等

○ 利用意向については、配当を重視し、可能な限り長期保有し非課税メリットを享受しようとする顧客が多いとの回答が約半数であった
○ 少額からの定期的な投資に意欲を示している顧客が多いとの回答は約2割

投資スタンス

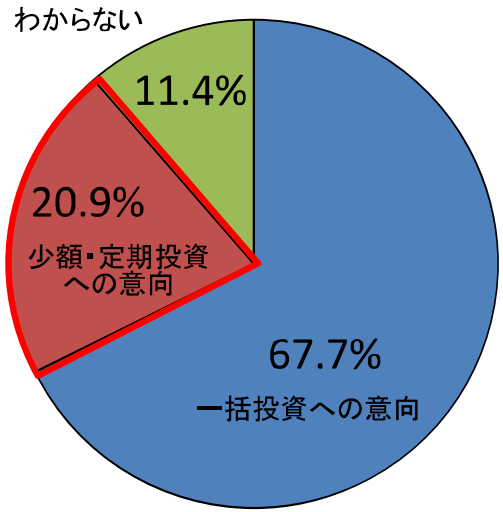

- 投資時期を見計らい、まとまった金額で一括投資を行いたい
- 少額で定期的に投資を行いたい
- わからない

投資対象

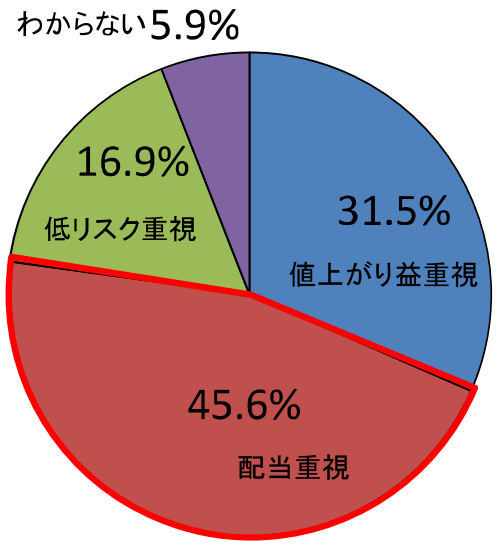

- 値上り益を重視
- 配当を重視
- リスクの低さを重視
- わからない

投資期間

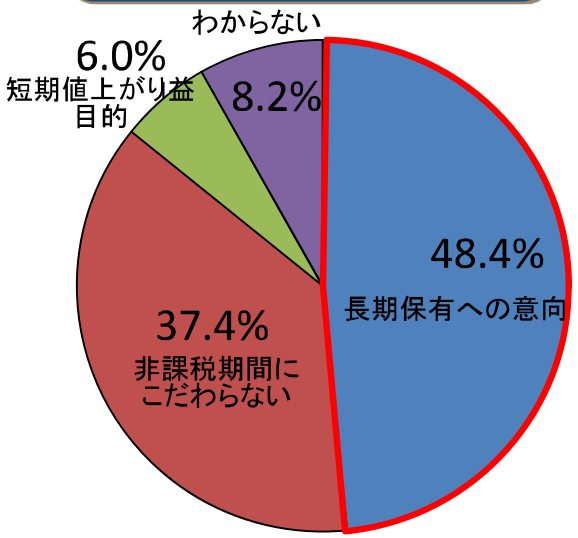

- 可能な限り長期保有し非課税のメリットを享受
- 非課税期間に拘らず一定の目標に達すると売却
- 短期的な値上がりを得る
- わからない

Ⅰ．NISAの利用意向　―（2）顧客層別

○　高齢者層及び投資経験者の方がより積極的にNISAを活用しているという回答が半数超。
一方、男女によって差はないものと考えられる。

年齢層別

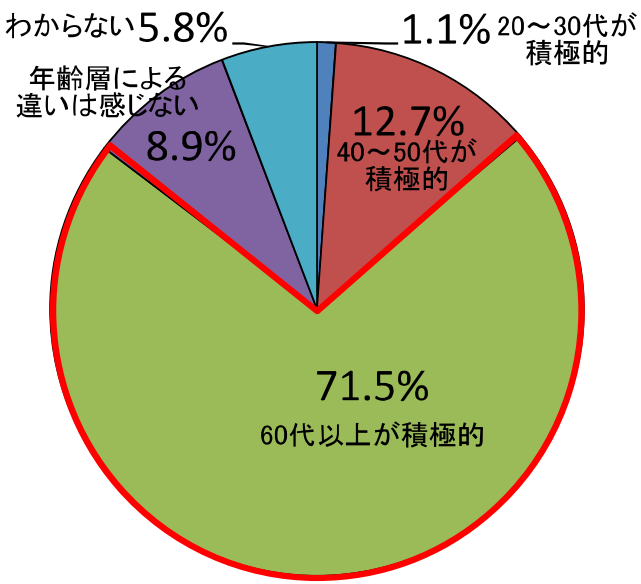

- 若年層（20～30代）の方が積極的
- 資産形成層（40～50代）の方が積極的
- 高齢者層（60代以上）の方が積極的
- 年齢層によって違いは感じない
- わからない

男女別

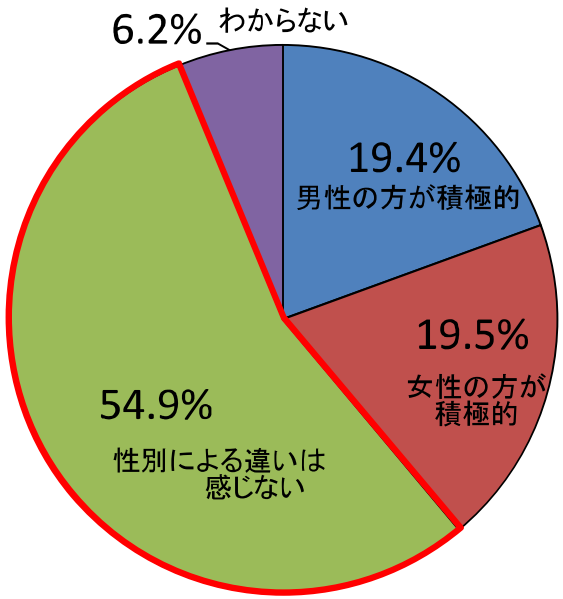

- 男性の方が積極的
- 女性の方が積極的
- 性別によって違いは感じない
- わからない

投資経験別

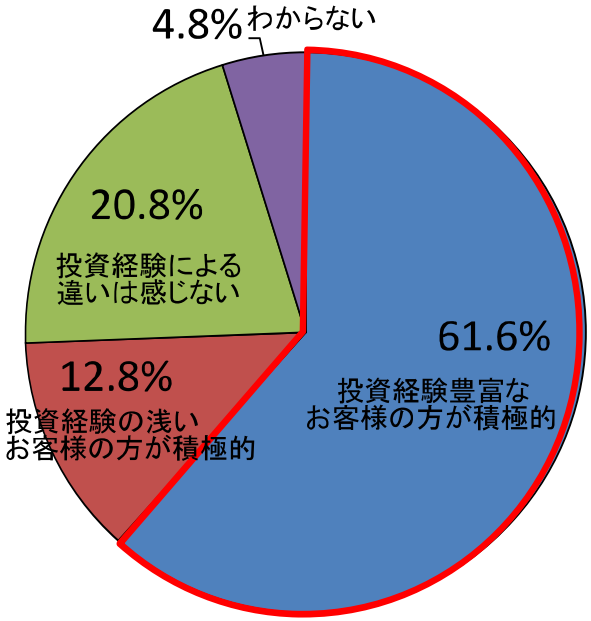

- 投資経験豊富なお客様の方が積極的
- 投資経験の浅いお客様の方が積極的
- 投資経験によって違いは感じない
- わからない

FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要（参考）

Ⅱ．販売現場の実態－（1）NISAにおいて推奨している商品・顧客からのニーズが高い商品

○　値上がり益が期待できる株式等と高配当株式等に回答が二分化
　また、NISAで投資を行う際には留意すべき点のある毎月分配型投資信託（注）にも強いニーズが認められる

（注）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、NISAを使った取引を勧誘する際に説明すべき留意事項として、「投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットを享受できないこと」をあげている

NISAにおける推奨商品

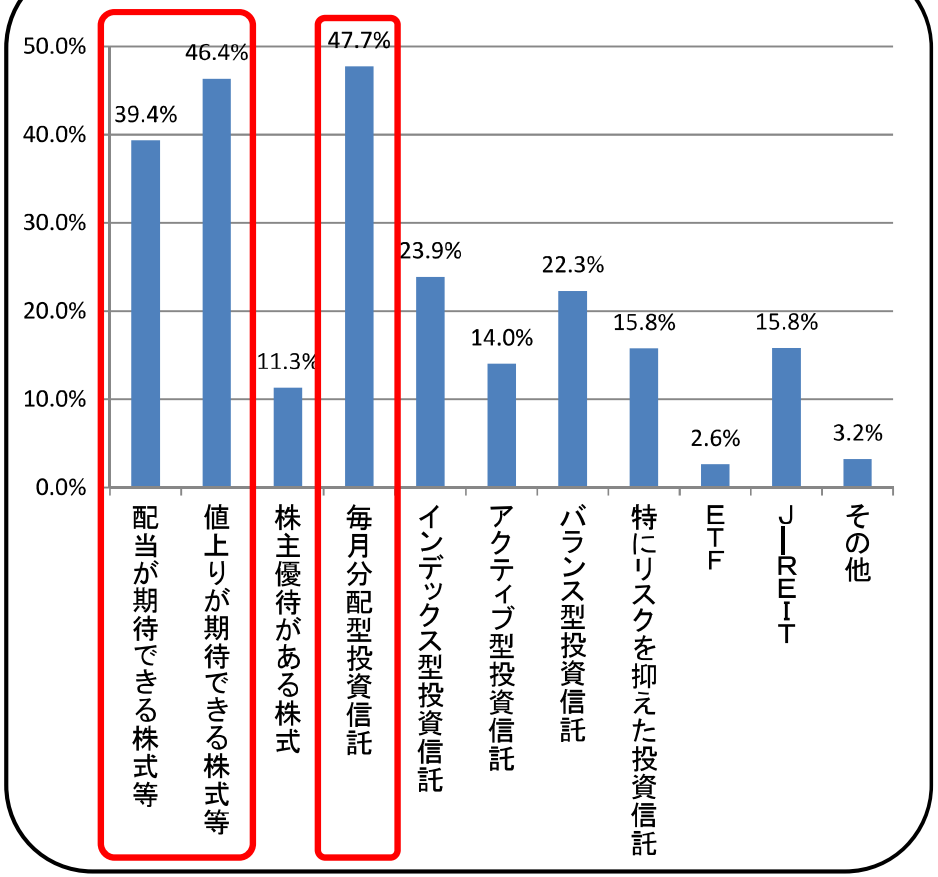

NISAにおける顧客のニーズの高い商品

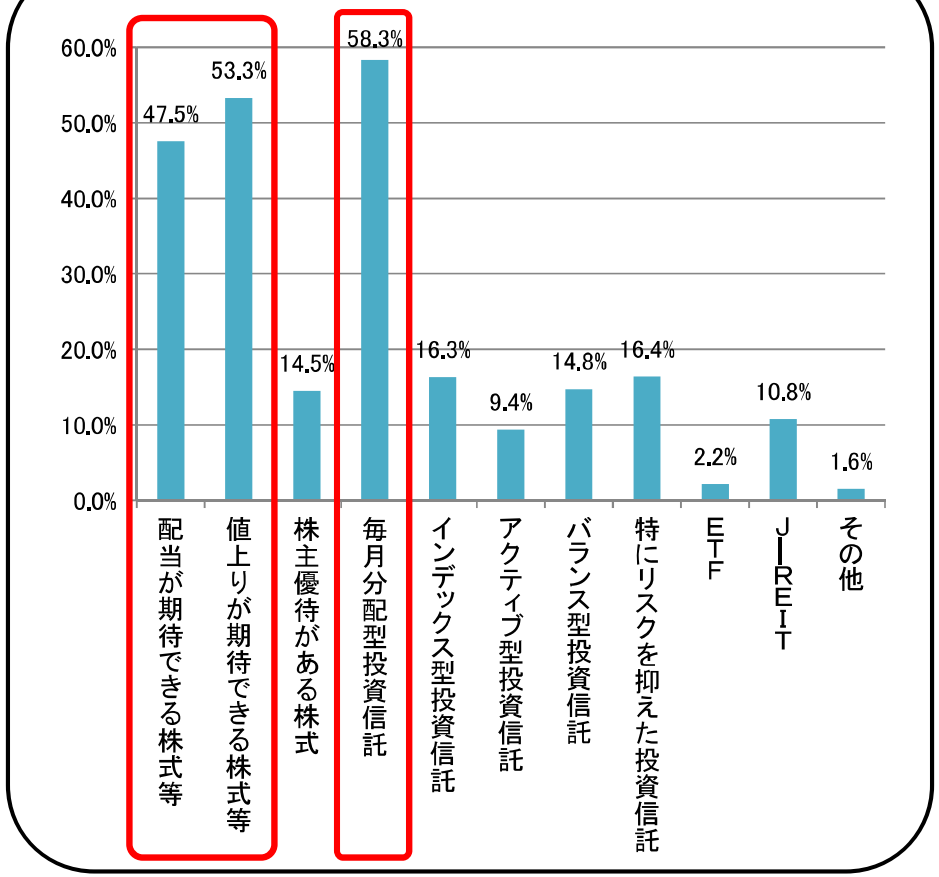

Ⅱ．販売現場の実態　ー（2）NISAの説明に当たり、顧客からの質問等が多い点

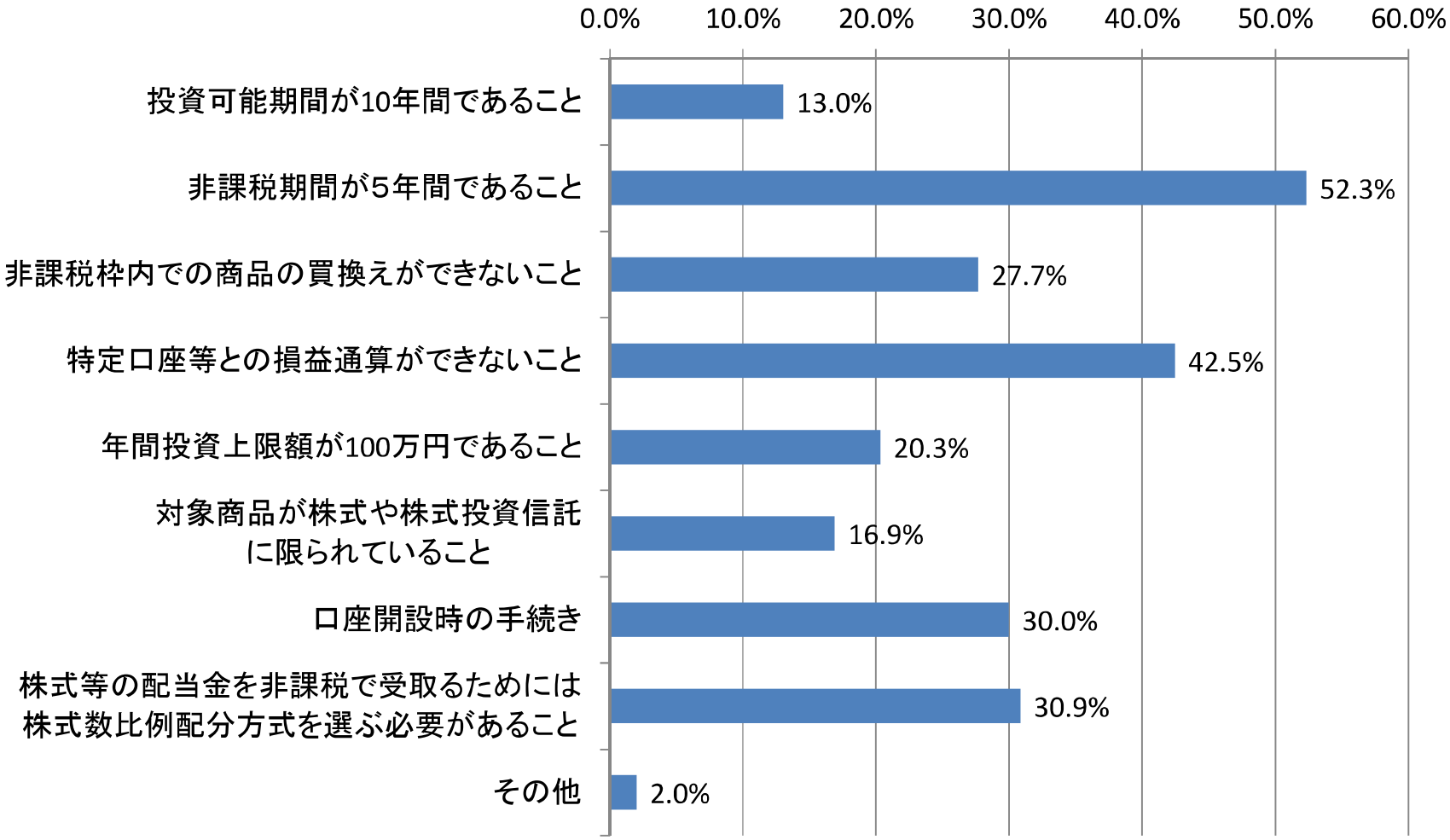

FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要（参考）

Ⅲ. 若年層の利用拡大について　ー（1）若年層の投資への関心等

○　これまでの投資一般と比較してNISAへの関心が高いと回答があったのは約3割
○　若年層がNISA口座開設に踏み切れない理由は、資金的余裕がないことが6割超と最も高く、次いでNISAや投資への理解・認知度不足、投資へのネガティブなイメージが約3割

若年層を中心とした投資未経験者・初心者のNISAへの関心

これまでの投資一般と比較して、関心の度合い

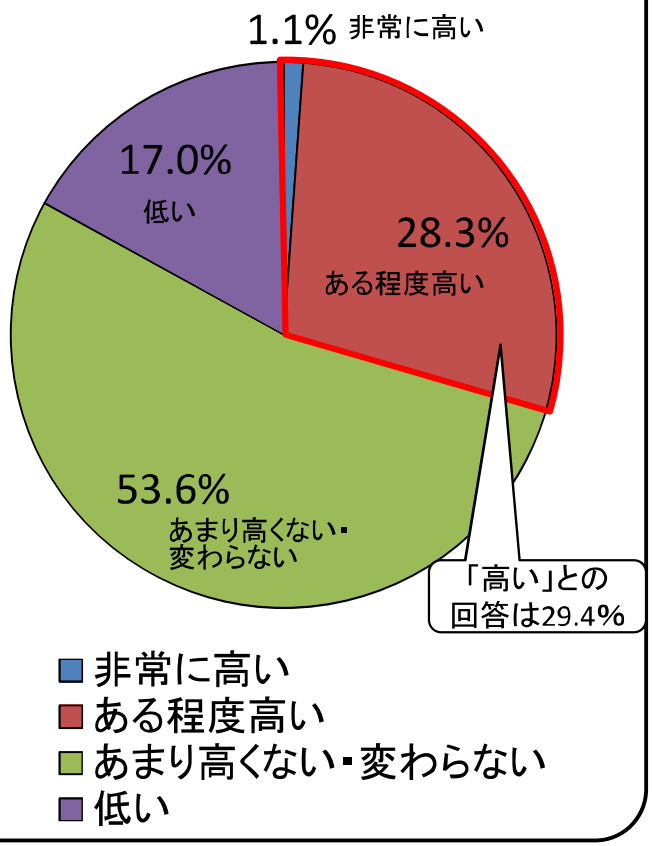

若年層を中心とした投資未経験者・初心者のNISA口座の利用（口座開設）を妨げている要因

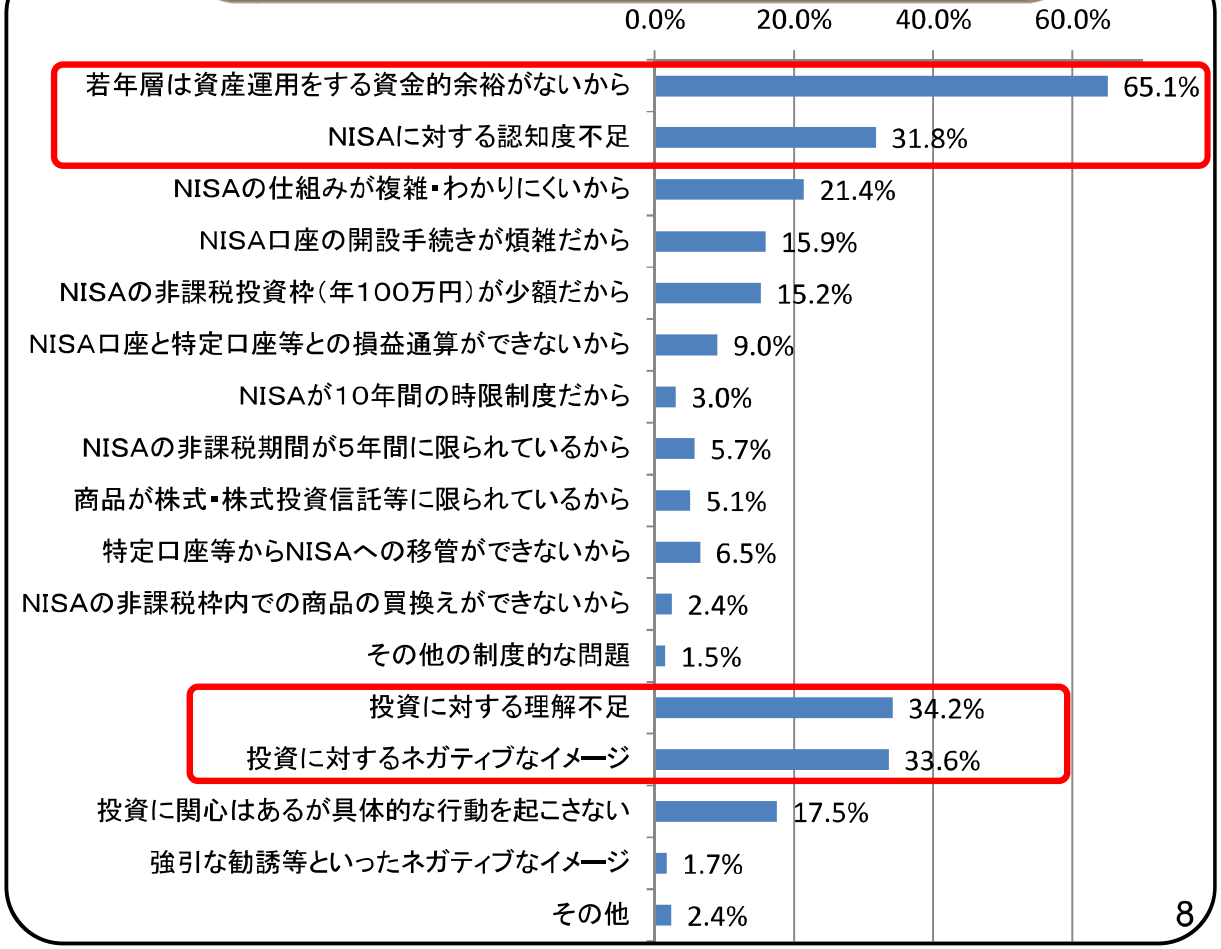

FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査の概要（参考）

Ⅲ．若年層の利用拡大について　ー（2）利用拡大のための方策

○　若年層への利用拡大策としては、投資教育・政府広報の充実、投資について相談・手続きのしやすい環境整備等により投資を始めるハードルを下げる、高齢者層から若年層への資産移転の促進との回答が3割以上

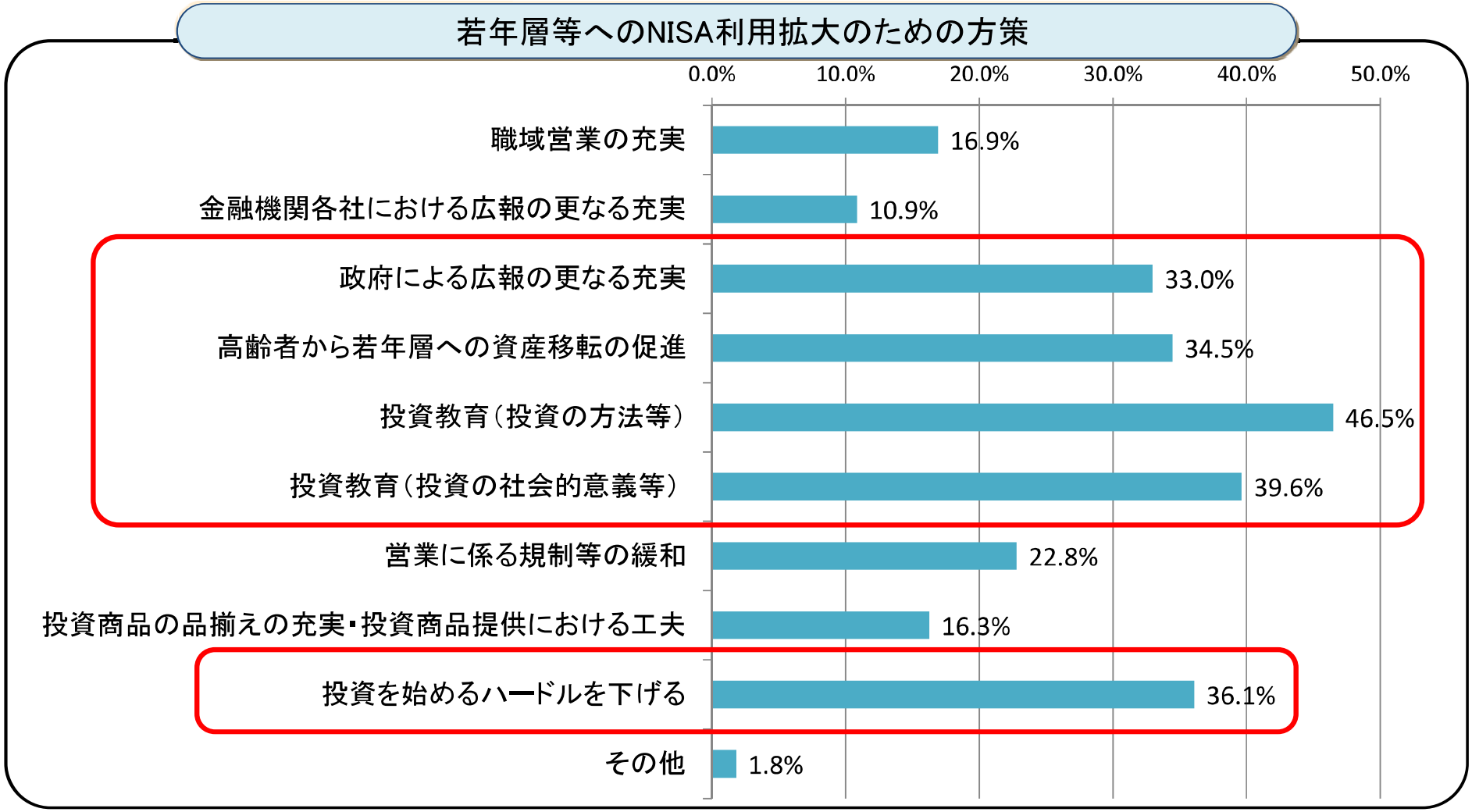

地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年２月 27 日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の１つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

（注）「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

▽地域再生に資する施策

施策名	施策の概要
地域密着型金融の推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地で地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論、評価する会議（シンポジウム）を開催する。併せて、先進的な取組みや広く実践することが望ましい取組みについて顕彰などの施策を実施する。
創業・新規事業支援等を含む金融仲介機能の強化に関する調査・研究	デフレ脱却のため、金融機関が、金融仲介機能の一層の発揮を通じ、創業・新規事業支援など地域経済の再生・活性化を図るために積極的に貢献していくことが重要である。このような金融機関の取組みを促進し、支援していく観点から、金融機関における貸出しリスクの判断や支援の参考となり得る情報の収集、ノウハウの蓄積及び欧米における金融機関の

	連携・提携等に関する当局の規制、税制上の取扱いや具体的実例等の調査研究等を行う。

資料６－７－１

二重債務問題への対応方針

Ⅰ．中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- 「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
  ⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- 「中小企業再生ファンド」の新設
  ⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- 金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- 中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- 津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- 「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- 「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- 小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- 農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- 医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- 「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- 共同利用施設等の復旧について国が支援
- 中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

Ⅱ．個人住宅ローン向け対応

旧債務

① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定

③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長

② 災害公営住宅の供給

Ⅲ．金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- 「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- 個人向け私的整理ガイドラインの策定

資料６－７－２

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年7月 15 日策定）の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成 23 年 6 月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」（事務局：全銀協）において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容（概要）

（1）対象となる債務者

○ 震災の影響により、既往債務（旧債務）を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者（住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者）。

○ このような債務者が、法的倒産手続による不利益（注1）を回避しつつ、債権者との間の私的な合意（私的整理）により、債務免除等を受けることができるようにする。

（注1） 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。この他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

（2）対象となる債権者

○ 主として金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等）。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

（3）弁済計画案の内容及び債務免除額

○ 弁済計画案の内容（要件）は、債務者の状況（事業者・非事業者の別、将来収入の有無等）に応じて、複数の類型を用意。

○ 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画（原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。）、③資産の換価・処分の方針等。

事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画（例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等）の提出を求める（注2）。

（注2） 経営者に対する経営責任は求めない。

○ 金融機関（債権者）にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等（注3）（注4）。

（注3） 破産手続等より免除額が多く（=債権者にとって不利に）なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

（注4） 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止（自由財産）とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

（4）手続の流れ（別紙1参照）

①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者（対象債権者）に対して、債務整理を申出（※）。必要書類（財産の状況等）を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止（6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで）

②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。

③第三者機関に登録する専門家（弁護士等）が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成（＝第三者機関によるチェック）。

④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。

⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。

⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立（※）。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

（注5）①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

（5）（連帯）保証人に対する配慮

○ 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。

○ 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3．その他

○ 第三者機関については、全銀協が一般社団法人（「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」）を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

録する（別紙2参照）。

○ 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。

○ ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

資料６－７－３

（別紙１）

【ガイドライン/手続の流れ（概要）】

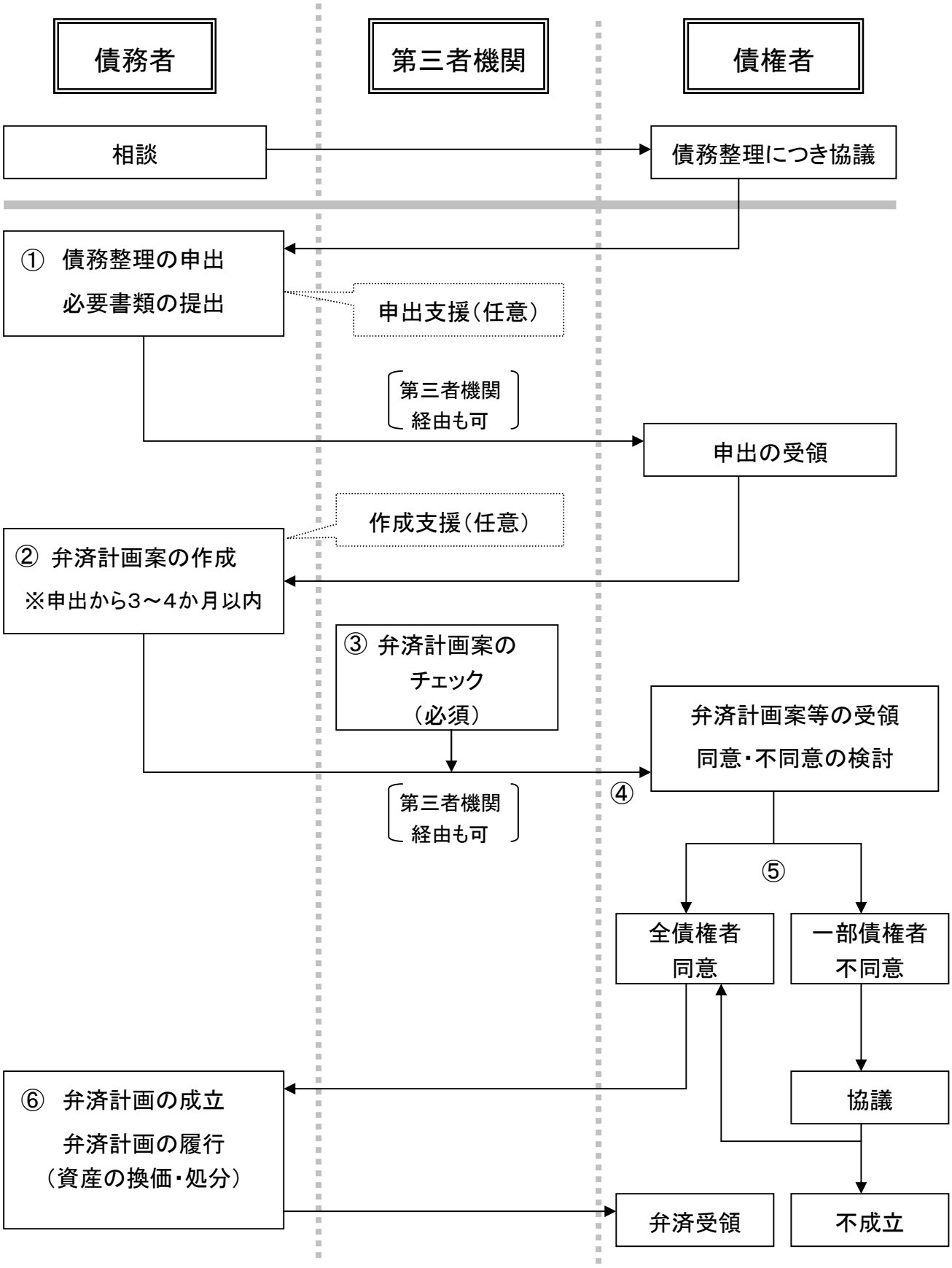

（別紙２）

個人版私的整理ガイドライン運営委員会について

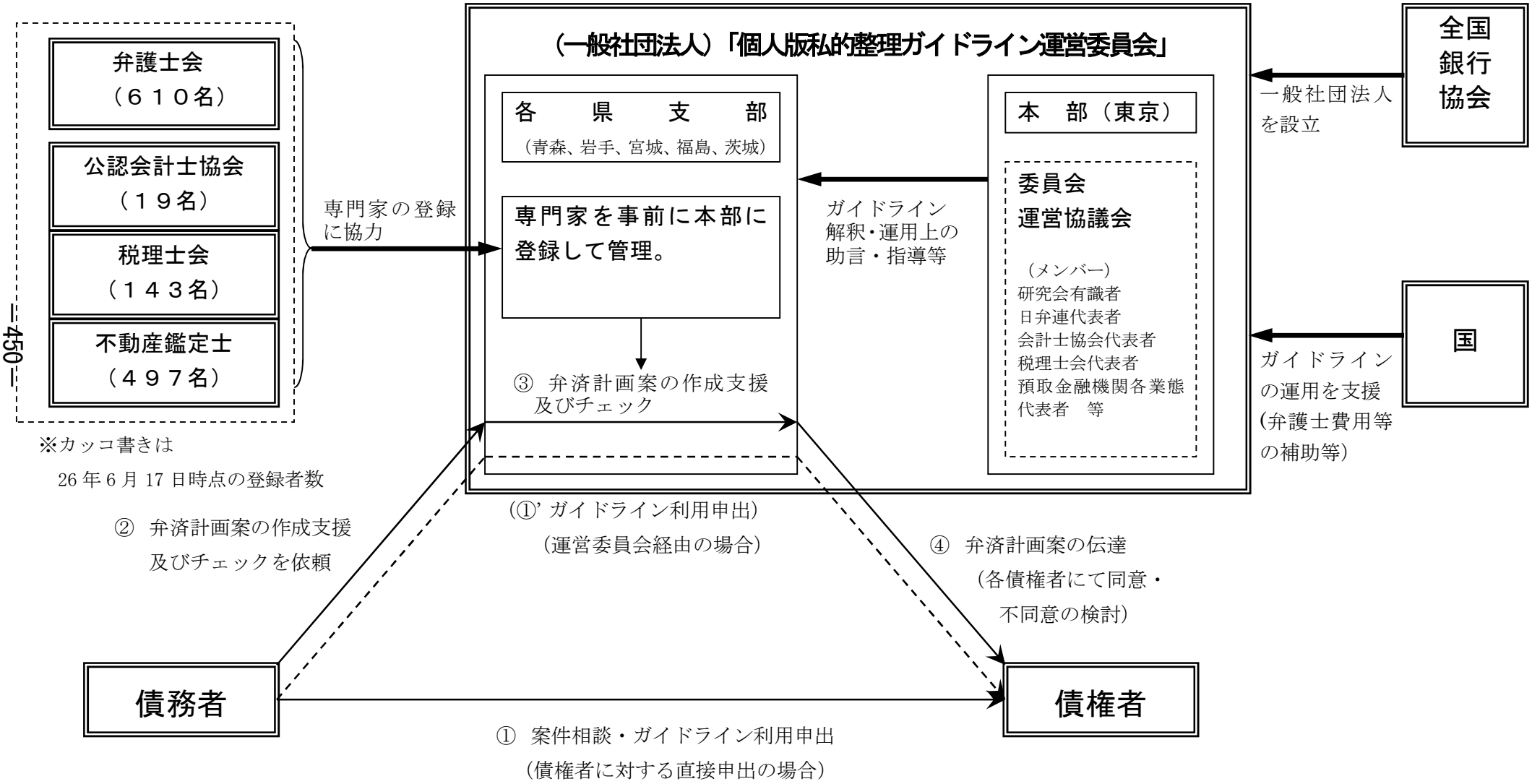

資料６－７－５

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿（平成23年7月）

（敬称略、五十音順）

	荒井　貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤　栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高　雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村　清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤　眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田　晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井　直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保　壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田　理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田　隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝　卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能　敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村　正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野　寿夫	オリエントコーポレーション 執行役法務部長
	小林　信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤　浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長：	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷　和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野　清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰　仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田　範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井　徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部　和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東　一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原　敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷　周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋　英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城　勉	日本商工会議所 常務理事
	森田　光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田　晃久	全国サービサー協会 副理事長
〈オブザーバー〉		
	貝塚　正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林　康彦	法務省 民事局参事官
	定塚　由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村　武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登　清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川　靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木　俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市　文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本　貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井　正親	農林水産省 経営局金融調整課長
〈事務局〉		
事務局長：	髙木　伸	全国銀行協会 理事
	石沢　宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災（2011 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。）の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題（いわゆる二重債務問題）が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年６月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年７月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

１．目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

２．債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

(2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。

(3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。

(4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

(1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

(2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。

(3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。

(4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

(5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。

(6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

(7) 破産法第 252 条第1項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

(1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。

(2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。

(3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援（債権者の意向確認を含む。）
⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援（債権者間の調整を含む。）
⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ＆A等の作成及び改訂等
⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

(1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。

(2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類（以下「必要書類」という。）を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。

(4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。

① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合（ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。）

(5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等）とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6．一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 債務者は、通常の生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済（代物弁済を含む。以下同じ。）や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日（以下「一時停止の開始日」という。）における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日（対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日）から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7．弁済計画案の内容

(1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内（ただし、本項（2）②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内）に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項（2）②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由（東日本大震災による影響の内容を含む。）

b 財産の状況（財産の評定は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）

c 債務弁済計画（原則5年以内）

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第 34 条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額20万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し（売上・原価・経費）

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件（ただし、同項(4)及び(5)を除く。）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書（以下「報告書」という。）を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士（以下「弁護士等」という。）がその作成作業を行う（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。）。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

(1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換（以下「弁済計画案の説明等」という。）を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ（ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。）、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。）に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。

(2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。

(3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。

(4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

(1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更（第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。）等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

(2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。

(3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成 23 年8月 22 日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

（以上）

平成 23 年 10 月 26 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申しあげます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

○自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。

○現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。

○地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。

○既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各　位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 12月１８日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人（被災者）が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、津崎、谷川　03-3212-0531

資料６－７－９

平成 25 年 12 月 10 日
金　　融　　庁

いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について

いわゆる二重債務問題に係る被災者支援については、昨年７月に、当庁より、その取組みを推進するよう要請を行ったところです。

二重債務問題への対応は一定程度進捗しつつありますが、今後、防災集団移転促進事業等が進捗する等、被災者（事業者及び個人）が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、再建に必要な様々な資金需要の高まりも予想されます。金融機関には、引き続き、被災者のおかれている状況をきめ細かく把握し、被災者のニーズに的確に対応していくとともに、新規融資を含む資金供給や経営改善・体質強化の支援に、これまで以上に積極的に取り組むことが求められています。

ついては、被災者支援の一層の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

１．金融機関によるコンサルティング機能の強化

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用を含め、当該被災者にとって最適な解決策を提案し、その実行を支援するよう努めること。

２．東日本大震災事業者再生支援機構等による被災事業者支援の促進

被災事業者の再生支援のため設立された東日本大震災事業者再生支援機構及び各県の産業復興相談センター・産業復興機構を活用した被災事業者の再生支援について、今後、復興の進展が期待される中で、その取組みの促進が求められている。

このため、金融機関は、引き続き、被災事業者に対し、これらの機構等の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構等の積極的な活用を検討すること。

さらに、金融機関は、これらの機構等を活用して被災事業者を支援するにあたり、機構等と十分な連携を図りつつ、当事者意識を持って、長期にわたる事業再生計画の遂行についてモニタリング・支援を行うこと。

３．個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる枠組みであり、今後、防災集団移転促進事業等の進捗に伴い、ガイドラインの利用を通じた被災者の生活再建支援が強く望まれている。

これを踏まえ、金融機関は、引き続き、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、元本返済猶予等の貸付条件の変更を行っている債務者も含め、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

また、ガイドラインに基づく弁済計画案が提示された場合には、出来る限り迅速に当該計画案に関する判断を行うこと。

以上

資料６－７－10　　（写）

金 監 第 1894 号
平成 24 年 7 月 24 日

一般社団法人全国銀行協会会長　殿
一般社団法人全国地方銀行協会会長　殿
一般社団法人第二地方銀行協会会長　殿
一般社団法人信託協会会長　殿
一般社団法人全国信用金庫協会会長　殿
一般社団法人全国信用組合中央協会会長　殿
社団法人全国労働金庫協会理事長　殿

金融庁監督局長　細　溝　清　史

いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について

今後、東日本大震災の被災者が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、既往債務が負担になって新規の資金調達が困難となる等の問題（いわゆる二重債務問題）を抱える被災者が増加すると予想され、これまで以上に十全な対応を行っていく必要がある。ついては、被災者支援の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底を図られたい。

記

１．金融機関によるコンサルティング機能の発揮

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案・実行支援を行うよう努めること。

２．東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進

東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、復興庁、金融庁及び中小企業庁は、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進について」（別添）を取りまとめ、平成 24 年 7 月 17 日に公表した。

これを踏まえ、金融機関は、被災事業者に対し機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構の積極的な活用を検討すること。また、機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断すること。

３．個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 7 月 15 日 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会(座長：高木新二郎）決定。以下「ガイドライン」という。）については、手元に残せる現預金（義捐金等を除く）の上限を 500 万円を目安に拡張する等、運用の見直しを図っている。また、国は弁護士費用の全額補助を実施している。今後、被災地域の復興計画の進展等に伴い、ガイドラインの利用による被災者の生活再建支援が強く望まれる。

これを踏まえ、金融機関は、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、当該債務者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

以上

【別添】

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による
被災事業者支援の促進について

平成２４年７月１７日
復興庁、金融庁、中小企業庁

東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題（被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題）に対応するために設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が業務を開始してから４か月が経過した。

これまでのところ、金融機関による柔軟な条件変更や仮設店舗への入居、復興計画の進展待ち等により、足下では二重債務問題が表面化していないケースが多いと考えられるが、今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在するものと考えられる。

このため、機構は、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組みを実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は連携し、機構の取組みを支援する。

１．支援決定までの期間の短縮化

○　通常 180 日程度必要とされる案件対応期間を 90 日程度で完結（小規模事業者ではさらに短縮）する標準業務フローを策定し、それに基づき業務を着実に実施する。

○　迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。

○　迅速・円滑な債権買取りに資する観点から、金融機関から引当状況の情報が示された場合は、その点も考慮に入れて迅速な処理に努める。

　これに関連し、金融庁から金融機関に対して、同機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、同機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

２．信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

○　信用保証協会の保証付き債権については、金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。

　これに関連し、中小企業庁から全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則３週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。

○　新規融資に対する保証機能の活用について、早急に実行に移す。

３．フォローアップ

○　上記の取組みの効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。

金融庁
Financial Services Agency

平成23年３月11日

内閣府特命担当大臣（金融） 自見 庄三郎
日本銀行総裁 白川 方明

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

１．金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

(1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

(2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

(3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。

また、これを担保とする貸付にも応ずること。

(4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

(5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

(6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。

(7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。

(8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(10) （1）～（9）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

(11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

(1)　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。

(3)　被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(5)　その他、顧客への対応について十分配意すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

(1)　保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3)　生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

(1)　共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3)　共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

（本件に関する照会先）

金融庁監督局総務課
電話　03－3506－6000（内線3380、2688）
日本銀行本店
電話　03－3277－2369

以上

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2014 金融庁 All Rights Reserved.

資料6－8－1

消費者基本計画（抄）

【重点施策】

7．消費者教育（施策番号：87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98 関係）【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえた消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援	・消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づく具体的な検討を更に推進 ・地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	

16．詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、43、48、49、51、60、60-2、60-3、60-4、62、64、66、153-2 関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行	消費者庁 警察庁 金融庁	
②	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化、金融機関、宅配便事業者、携帯電話事業者等への適切な注意喚起等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等	
③	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	消費者庁 金融庁 関係省庁等	

	構築			
④	・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施	・25 年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応	消費者庁 関係省庁等	
⑤	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発		消費者庁 関係省庁等	
⑥	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁 関係省庁等	
⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省	

【具体的施策】

1　消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

（2）消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア　消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
48	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。	金融庁	引き続き実施します。

60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁 厚生労働省	一部実施済み。継続的に実施・引き続き検討します。
60-2	ＣＯ$_2$排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	引き続き検討します。
60-4	適格機関投資家等特例業務及び投資型クラウドファンディングについて、金融商品取引法の政令・内閣府令の整備を行うに当たっては、投資家保護のための適切な措置を講じます。	金融庁	適格機関投資家等特例業務については、平成 26 年度中に措置を講じます。 投資型クラウドファンディングについては、平成 26 年度から 27 年度前半にかけて検討し、措置を講じます。
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。	金融庁	引き続き実施します。
63	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。	金融庁 関係省庁等	引き続き検討します。

64	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。また、同法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成 24 年 12 月 18 日より開始されたことを受け、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、当該事業にかかる制度の周知を図ります。	金融庁 財務省	継続的に実施します。
65	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。
66	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。

（３）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

イ　学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み。 継続的に実施します。

ウ　地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。 特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。

（４）消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。
109	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	関係省庁等	継続的に実施します。

（５）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア　消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46 再	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。

イ　裁判外紛争処理手続（ＡＤＲ）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
115	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。	金融庁	継続的に実施します。
118	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。	金融庁	継続的に実施します。

金融庁における金融経済教育への取組み

平成２６年６月末現在

年	月	内　容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイトに新設
		学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を３回開催（５～６月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（６月までに７回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表
		金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の４者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月 ～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月　参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
18 年	5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入
		金融経済教育懇談会（第８回）を開催し、取組み状況を報告。
		全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施（19 年３月末まで）
	9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校にける金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
	12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要請。
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。

年　月		内　容
	2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10 万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19 年５月増刷・配付（17 万部）。
	3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。
	4 月～6 月	財務局･財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40 県）。
	9 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付(約６万部)。
	9 月 ～20 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（９月 参加者 173 名)、大阪（11 月 参加者 164 名)、東京（12 月 参加者 96 名)、愛知（20 年１月 参加者 219 名)、宮城（３月 参加者 152 名）で開催。
	10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット(約 69 万部)及び「はじめての金融ガイド」（約 27 万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。
		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」)で要請。
20 年	1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17 社 32 名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
	3 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付(約 30 万部)。
		全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約 4 万 7 千部、高校生向けパソコンソフト、約 2 千枚)、「はじめての金融ガイド」約 30 万 2 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 29 万 7 千枚)。
		多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるＤＶＤ教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20 年５月)。
		「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。
	4 月 ～21 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 18 万 1 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 3 万 3 千枚)。
	6 月 ～21 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（６月 参加者 134 名)、金沢（９月 参加者 102 名)、札幌（11 月 参加者 172 名)、高松（２月　参加者 111 名)、熊本(３月　参加者 159 名)で開催。
21 年	4 月 ～22 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 23 万 2 千部)。
22 年	1 月～3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（１月 参加者 130 名)、東京（２月 参加者 97 名)、大阪（２月 参加者 59 名)、広島（２月　参加者 104 名)、愛知(３月　参加者 167 名)、宮城(３月　参加者 180 名)で開催。

年　月		内　容
	4 月 ～23 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 17 万 9 千部）。
	11 月 ～23 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11 月 参加者 175 名）、金沢（11 月 参加者 151 名）、高松（12 月　参加者 197 名）、東京（１月　参加者 107 名）、札幌（２月 参加者 128 名）、熊本（３月 参加者 170 名）で開催。
	12 月 ～23 年 3 月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約 52 万部）。
23 年	4 月 ～24 年 3 月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 19 万部）。
	5 月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10 月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10 月 ～24 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 33 万部）。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11 月～12 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11 月参加者 124 名）、那覇（12 月参加者 140 名）で開催。
24 年	1 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1 月参加者 152 名）、大阪（1 月　参加者 134 名）で開催。
	11 月 ～25 年 4 月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成 25 年 4 月までに 7 回開催）
	11 月 ～25 年 3 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11 月参加者 175 名）、札幌（11 月参加者 134 名）、さいたま（12 月参加者 108 名）、熊本（1 月参加者 121 名）、金沢（3 月参加者 110 名）、福岡（3 月参加者 149 名）開催。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25 年	4 月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。 （平成 25 年 4 月 30 日）
	4 月 ～26 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 24 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 18 万部）。
	6 月	金融広報中央委員会で「金融経済教育推進会議」を開催。 （平成 25 年 6 月 7 日に第 1 回が開催）
	11 月 ～26 年 3 月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約 27 万部）。

年　月		内　容
	12 月	金融広報中央委員会で「金融経済教育推進会議」を開催。 （平成 25 年 12 月 16 日に第 2 回が開催）
	12 月 ～26 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を那覇（12 月 参加者 84 名）、大阪（12 月 参加者 134 名）、仙台（2 月 参加者 110 名）、広島（2 月 参加者 117 名）、名古屋（2 月 参加者 144 名）で開催。
26 年	6 月	金融広報中央委員会で「金融経済教育推進会議」を開催。 （平成 26 年 6 月 3 日に第 3 回が開催）
		金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。
		「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京（6 月 12 日～14 日）で開催。

資料６－９－２

金融リテラシー・マップ

「最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金の知識・判断力）」の項目別・年齢層別スタンダード

２０１４年6月

金融経済教育推進会議

（事務局：金融広報中央委員会）

金融経済教育推進会議は、関係省庁（金融庁、消費者庁、文部科学省）、有識者、金融関係団体（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本 FP 協会、日本取引所グループ、運営管理機関連絡協議会）、金融広報中央委員会をメンバーとして、2013 年６月に金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）の中に設置されました。

1．マップとは？

● **「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものです。**

――**金融庁**では、2012 年 11 月に有識者・関係省庁・関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置して今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、2013 年 4 月に研究会報告書を公表しました。この報告書の中で、「**生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー**」が示されました。

――「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容は、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の４分野に分かれます。

――その内容を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものが、この**マップ**です。

2．何のために金融リテラシーを身に付ける必要があるのか？

● **国民一人ひとりが、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためです。**

――現代社会では金融との関わりを持つことは避けられません。「**生活スキル**」として金融リテラシーを身に付ける必要があります。

――国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、結果として、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、**公正で持続可能な社会の実現**に役立ち得ると考えられます（消費者教育推進法でも、「公正かつ持続可能な社会の形成」が目指されています）。

３．何のためにマップを作成したのか？

● 自治体、業界団体、各金融機関、ＮＰＯ団体など、さまざまな現場で**実際に金融教育を担う方にご利用いただく**ためです。マップの作成により、身に付けるべき内容が明確になり、**より効果的・効率的**に金融教育を推進することが可能になると考えられます。

４．マップの高校生以下の部分に関する留意点

● 本マップの小学生から高校生までの部分については、以下の注釈が付されていることにご留意下さい（別添資料参照）

「学校段階においては、『習得する目安』と位置付け、今後、学習指導要領との関係や、学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく」

マップの主な内容（注１）

分　野	分　類	小学生（注2）	中学生	高校生	大学生	若手社会人	一般社会人	高齢者
		社会の中で生きていく力の素地を形成する時期	将来の自立に向けた基本的な力を養う時期	社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期	社会人として自立するための能力を確立する時期	生活面・経済面で自立する時期	社会人として自立し、本格的な責任を担う時期	年金収入や金融資産取り崩しが生活費の主な源となる時期
家計管理	適切な収支管理	必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、計画を立てて買物ができる	家計の収入・支出について理解を深め、学校活動等を通じて収支管理を実践する	家族の一員として家計全体を意識しながら主体的・計画的に支出管理などができる	収支管理の必要性を理解し、必要に応じアルバイト等で収支改善をしつつ、自分の能力向上のための支出を計画的に行える	家計の担い手として適切に収支管理をしつつ、趣味や自己の能力向上のための支出を計画的に行える	家計を主として支える立場から家計簿などで収入支出や資産負債を把握管理し、必要に応じ収支の改善、資産負債のバランス改善を行える	リタイア後の収支計画に沿って、収支を管理し、改善のために必要な行動がとれる
生活設計	ライフプランの明確化およびライフプランを踏まえた賃金の確保の必要性の理解	勤労等を通じお金を得ることおよび将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解し、貯蓄する態度を身につける	勤労に関する理解を深めるとともに、生活設計の必要性を理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる	進路選択を通じ将来の自分の姿を現実的に描くとともに、大まかな生活設計を立て生涯収入支出の概要を把握する	卒業後の職業との両立を前提に夢や希望をライフプランとして具体的に描き、その実現に向けて勉学、訓練等に励んでいる 人生の三大資金等を念頭に置きながら、生活設計のイメージを持つ	選択した職業との両立を図る形でライフプランの実現に取り組んでいる ライフプランの実現のためにお金がどの程度必要かを考え、計画的に貯蓄・資産運用を行える	環境変化等を踏まえ、必要に応じライフプランや資金計画、保有資産の見直しを検討しつつ、自分の老後を展望したライフプランの実現に向け着実に取り組んでいる 学校と連携しつつ、家庭内で子の金融教育に取り組む	リタイア後のライフプランについて、余暇の活用、家族や社会への貢献にも配慮した見直しを行っている 年金受取額等をベースとした生活スタイルに切り替え、心豊かに安定的な生活を過ごせるよう、堅実に取り組んでいる
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知り、情報を活用し選択できる力を身につける	契約の基本を理解し、悪質商法等を見分け、被害に遭わないようにすることを学ぶ	契約および自己責任に関する理解を深めるとともに、自ら情報を収集し消費生活に活用できる技能を身につける	収集した情報を比較検討し、適切な消費行動をすることができる 金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる 詐欺など悪質な者に狙われないよう慎重な契約を心がけることができる			成年後見制度の知識があり、必要に応じて専門家に相談することができる
	金融分野共通	暮らしを通じてお金の様々な役割を理解する 金利計算（単利計算）ができる	お金や金融・経済の基本的な役割を理解する 期間と金利の関係（複利計算）を知る	お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、預貯金、株式、保険等、様々な金融商品の内容を理解する	金融商品の３つの特性（流動性・安全性・収益性）を理解する お金の価値と時間との関係について理解する（複利、割引現在価値など） 景気の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価格、実質価値、金利等に及ぼす影響について理解している			

（注１）学校段階（小学生～高校生）においては「習得する目安」と位置づけ、今後、学習指導要領との関係や、学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく。

（注２）小学生の部分は、マップ本体では「低学年」「中学年」「高学年」に区分されているが、ここでは簡略化のため、まとめて示した。

<table>
<tr><th>分　野</th><th>分　類</th><th>小学生</th><th>中学生</th><th>高校生</th><th>大学生</th><th>若手社会人</th><th>一般社会人</th><th>高齢者</th></tr>
<tr><td rowspan="6">金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択</td><td rowspan="2">保険商品</td><td rowspan="2">事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることや備えの必要性を認識している
危険から身の安全を確保する方法を身につける</td><td colspan="2" rowspan="2">社会生活には様々なリスクがあり、誰にでも起こりうることを理解している
リスクを回避したり、損失を防止・軽減したりするための方法を学び、実践する
保険はリスクを移転する手段であることを理解する</td><td colspan="3">自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる
自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している</td></tr>
<tr><td colspan="2">備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる</td><td>高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ローン・クレジット</td><td rowspan="3">子ども同士でお金の貸し借りはしない</td><td rowspan="3">ローン等のしくみや留意点について学ぶ</td><td rowspan="3">ローンやクレジットカードのしくみを理解し、金利の高さと返済額の関係を実感をもって知り、金利の重さを理解する</td><td rowspan="2">奨学金を借りている場合、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる</td><td colspan="2">住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている
現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを実行している</td><td rowspan="2">リタイア後の生活の安定のために、必要に応じて負債と資産のバランスを見直せる</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅ローンの基本的な特徴を理解し、必要に応じ具体的知識を習得し返済能力に応じた借入れを組むことができる</td></tr>
<tr><td colspan="4">ローンやクレジットは資金を費消してしまいやすいことに留意する
ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残り、他の金融機関等からも借入等が難しくなることを理解する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資産形成商品</td><td rowspan="2">―</td><td rowspan="2">リスクとリターンの基本的な関係について理解する
期間と金利の関係を知り、継続して貯蓄に取り組む態度を身につける</td><td rowspan="2">金融商品のリスクとリターンについて理解し、自己責任で金融商品を選択する意識をもつ</td><td colspan="4">自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている</td></tr>
<tr><td>様々な金融商品のリスクとリターンを理解し、自己責任の下で運用することができる
分散投資によりリスク軽減が図れることを理解している
長期運用には「時間分散」の効果があることを理解している</td><td>リスクとリターンの関係を踏まえ、求めるリターンと許容できるリスクを把握している
分散投資・長期投資のメリットを理解し、活用している</td><td>分散投資を行っていても、定期的に投資対象（投資する国や商品）の見直しが必要であることを理解している</td><td>自ら理解できない商品への投資はしない
ノーリスク・ハイリターンをうたう金融商品に疑いをもつことができる
年齢やライフスタイルなどを踏まえ、投資対象の配分比率を見直す必要があることを理解している</td></tr>
<tr><td>外部の知見の適切な活用</td><td>外部の知見を適切に活用する必要性の理解</td><td>困ったときの対処方法や相談の仕方を身につける</td><td>トラブルに遭ったときの相談窓口を知る</td><td>トラブルに対処する具体的方法を学び、実際に行使できる技能を養う</td><td colspan="4">金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している
金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している
金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等とを把握し、的確に行動できる</td></tr>
</table>

全年齢層を通じて習得すべきスタンダード

分類１．家計管理

適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化（報告書：項目１に対応）

① 家計の収支を適切に管理することが必要であることを理解し、習慣となっている

▼[1]使えるお金・資源には限りがある（予算制約）ことを理解している

▼ 収支をバランスさせること（赤字を発生させないこと）の重要性について理解し、実践できる

▼ 自ら考え、優先順位をつけるという意思決定の基本を理解し、支出管理において実践する態度を身につけている

▼ 必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、計画的に支出を行う（計画性のない支出を抑える）ことができる

▼ 必要な見直しを行い、収支の改善（赤字解消・黒字確保）に努めることができる

▼ 家族１人１人が家計全体を意識して収支管理に努めることができる

② 現状の収入や支出を的確に把握できる

▼ 収支を記録することの重要性について理解している

▼ 収入、支出の情報を的確に把握し、収支を記録することが習慣化している

▼ 収入のうち、手取り額[2]を給与明細書等で把握している

▼ 収入（手取り額）、支出の特性（一時的か定常的か等）を的確に把握し、先行きの収支見通しを立て、適切な収支管理（①）につなげることができる

---

[1] 「▼」で示した内容は、上位の内容（番号を付した内容）の一部であることを示す。以下本書で同様。

[2] 収支の管理を行う際の収入は、額面金額ではなく、手取り額を使用するのが通例。手取り額は、可処分所得とも呼ばれ、給与所得者では「年収ー（所得税・住民税＋社会保険料）」となる。

各年齢層に応じ習得すべきスタンダード[3]

分類１　家計管理

適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化（報告書：項目１に対応）

小学生			中学生	高校生
低学年	中学年	高学年		
お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、**社会の中で生きていく力の素地を形成する**ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、**将来の自立に向けた基本的な力を養う**時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	**社会人として自立するための基礎的な能力を養う**時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。
○ものには価値があることを知り、ものを大切に使う習慣を身につける ○ものやサービスを購入するとき、お金を払う必要があることを理解する ○お金の価値を知り、お金を大切にする ○欲しいものをすべて手に入れることはできないことを知り、予算の範囲内でものを買うことができる ○こづかいの使い方を通して計画的に買い物をする必要性に気づく	○お金は貯めて将来使えることを理解する ○資源の有限性、希少性を理解する ○お金の使い方を通じ節度ある生活の大切さに気づき、実践する ○買い物にあたって、必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別することができる ○年齢相応の金銭管理をする ○こづかい帳をつける	○暮らしを通じてお金の様々な役割を理解する ○他の人の考えを知ったうえで、自分なりの考え方に基づき支出などを行う態度を身につける ○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、計画を立てて買い物ができる ○商品の選び方を知り、工夫して買い物ができる	○家計の収入・支出について理解を深める ○人には様々な価値観があることをお金の使い方を通じて理解する ○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、主体的・計画的にものやサービスの選択・購入および使用ができる ○実践的な収支管理（クラブ活動・修学旅行等）を行う	○家族の一員として家計全体を意識しながら支出管理などができる ○長期的な資金管理の大切さを理解する ○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、主体的・計画的に支出を行う態度を身につける ○実践的な収支管理を行う（クラブ活動・学校行事等） ○進路選択などを通じて意思決定の重要性を理解する

[3] 学校段階においては、「習得する目安」と位置づけ、今後、学習指導要領との関係や、学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく。

（分類１－３）

大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。**若年社会人と同様の金融リテラシー**を身につけることが望ましい。	**生活面・経済面で自立する時期**。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。	**社会人として自立し、本格的な責任を担う**。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。 ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。	**定年退職者**や**年金生活者**を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。 周囲の人（家族など）に資金面などで**支援するケース**も、周囲の人に介護などで**支援されるケース**も想定される。
○収支管理の必要性を理解し、赤字を出さない（黒字を確保する）意思をもっている ○必要に応じアルバイト収入を増やすなど、収支の改善に努めることができる ○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）とを区別し、支出の適否を判断できる ○家族の一員として家計全体を意識して支出行為等ができる ○自己の能力向上や目標達成のために必要な支出を、予算の範囲内で、計画的に行うことができる ○クレジットカードを利用する場合、将来の支出である（借金である）ことをよく理解し、将来の決済時点で収支がバランスする範囲内で利用する（一括払など以外は金利がかかることを認識する） ○高い金利で借りることを避けることができる ○収入（仕送り、奨学金、アルバイト収入等）、支出（学費、生活費等）を把握している ○収入・支出、残高などを適宜記録している ○大学進学にかかる費用は、自己の能力向上のための投資であることを理解している ○奨学金を借りている場合、それが借金であることを理解している	○家計の担い手として収支管理の必要性を理解し、赤字を出さない（黒字を確保する）意思をもっている ○収入のうち、一定額を天引きにするなどの方法により、貯蓄を始めている ○必要性や収入等、様々な要素を勘案して、支出の適否を的確に判断できる ○趣味や自己の能力向上のための支出を、計画を立てて行うことができる ○クレジットカードを利用する場合、将来の支出である（借金である）ことをよく理解し、将来の決済時点で収支がバランスする範囲内で利用する（一括払など以外は金利がかかることを認識する） ○借入に際しては、返済計画を立て、将来の収支がバランスする範囲内で行うことができる ○高い金利で借りることを避けることができる ○収入のうち手取り額（可処分所得）について、給与明細書等で把握している ○給与明細書や源泉徴収票に記載されている内容（税金、社会保険料など）を理解することができる ○支出（生活費等）について把握している ○収支残高帳または家計簿などで、収支管理を適切に行っている	○家計を主として支える立場から収入・支出を把握し、家計簿で収支管理を行うなど、適切な収支管理が習慣化している ○収入（手取り額）、支出の特性（一時的か定常的か等）を的確に把握し、先行きの収支見通しを立てることができる ○必要性や収入等、様々な要素を勘案して、支出の適否を的確に判断できる ○収支の改善に努め、黒字を確保し、貯蓄や投資を通じて将来に向けた資産形成を行っている ○家族構成等を踏まえたリタイアメント後の基本生活費の概要を把握するとともに、リタイアメント後の収入や金融資産の状況を予想し、必要に応じ改善のための行動がとれる ○資産・負債を定期的に確認し、資産を増やし、負債を減らすよう努めている ○必要に応じ、負債（住宅ローン等）も計画的かつ有効に利用することができる ○高い金利で借りることを避けることができる （ファミリー層向け） ○ものを大切にするよう、子を日常的に指導できる ○お金には限りがあり、その範囲内で家計管理を行うことが大切であることを、自分の経験なども踏まえて子に教えることができる ○こづかいの与え方の工夫や、見えない支出（携帯使用料等）を子に示していくことなどを通じて、家計の存在とお金の管理の重要性を子に理解させることができる	○リタイアメント後の収支計画に沿って、収支を管理し、改善のために必要な行動がとれる ○受給している（または受給予定の）年金額を把握し、年金受給額等の範囲内で支出を行えるライフスタイルに切り替えている ○臨時的な支出（慶弔費、家の増改築費等）にも備えた収支管理を行える ○金融資産をとり崩して生活費にあてる場合、それを使って大体どの程度の期間生活できるかを理解している ○信頼して相談できる助言者を有している ○収支管理を行うことが困難になった場合に備え、家族や公的な助力を得るなど、対策を検討し、準備・実行することができる

分類２．生活設計

ライフプラン[1]の明確化およびライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解（報告書：項目２に対応）

① ライフプランを明確にしている

▼ ライフプランの必要性を理解し、自分の夢や希望を実現するため、ライフプランを立てている

▼ 働くことの意義を、夢や希望の実現と関係づけて理解し、職業選択をライフプランの一環として主体的に考えている

▼ ライフプランに沿ってライフイベントごとのイメージを具体化している

▼ ライフプランの実現に向けて計画性をもって努力する態度を身につけている

▼ 内的・外的な環境の変化に応じて、ライフプランを見直すことができる

▼ 家族１人１人のライフプランを共有し、互いにその実現に向けて協力できる

② ライフプランを実現していくためには、経済的な裏付けとして資金を確保することが必要であることを理解し、必要な資金を貯蓄・資産運用、借入などにより計画的に準備していくことができる

▼ ライフプランを実現するうえで、お金が果たす役割を理解する

▼ 働き方や付加価値のつけ方によって生涯所得などに大きな差異が生じることを理解し、お金を得たり、夢・希望を実現するためには様々な努力・工夫が必要であることを理解する

▼ 限られた予算の下でよりよい生活を築き、将来に備え貯蓄を行うことの意義を理解し、実践できる

▼ ライフプランに沿ってライフステージ毎（子の教育、住宅、老後生活など）にどのようなお金がどの程度必要か考え、不測・緊急の事態（死亡・疾病・火災・事故等）への備えも勘案し、計画的に貯蓄、資産運用を行い、必要に応じた保険加入や借入（住宅ローン等）を適切に活用できる

[1] 本書では、「ライフプラン」とは、それぞれの人の価値観に基づく人生の生き方・構想（ライフデザイン）を踏まえた、人生のプランを指す。具体的には、ライフステージ（年代）ごとに、例えば就職、結婚、出産・教育、住宅、退職、老後、介護、相続といった人生の主なイベントを描いたもの。旅行などまとまった資金を必要とする活動もライフプランに含まれる。また、ライフプランとその資金計画を作ることを合わせたものを「生活設計」と定義している。

▼ 税金や公的保険の基本的仕組みを理解するとともに、金融商品について、その特性に応じ資金の目的・性格に合わせて選択することができる

③ 自らの支出行為が社会にどのような影響を与え、社会にどのように貢献できるかを考え、自分の価値観に基づき、ライフプランや生活設計を考えることができる

▼ 消費者も社会的責任を有するものとして、消費行動を通じて公正で持続可能な社会の実現に貢献するなど、将来の社会・経済のあり方に対して貢献することが求められていることを理解している

▼ 社会貢献のしかたとして、ボランティア活動、寄付などから投資、日常の消費行動まで、様々なレベルでの行動があり得ることを理解し、自らあり方を考え、行動していくことができる

分類２　生活設計

ライフプランの明確化およびライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解（報告書：項目２に対応）

小学生			中学生	高校生
低学年	中学年	高学年		
お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、**社会の中で生きていく力の素地を形成する**ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、**将来の自立に向けた基本的な力を養う**時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	**社会人として自立するための基礎的な能力を養う**時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。
			○将来の夢や希望をもち、その実現に向け何が必要かを知り、努力する態度を身につける	○将来の夢や希望を実現するための現実的なステップや手段を考え、なすべき努力を実践する
○家の手伝いや係活動を通じて自分の役割を自覚する ○お店の人の工夫や努力をみて、働くことの素晴らしさに気づく	○自分の仕事に責任をもち、最後までやりとげる態度を養う ○校内活動等を通じて、働くことによりお金を得ることの大切さを理解する ○お店の人が願いを実現するために、様々な苦労や工夫をしていることに気づく	○働くことが社会に役立っていることを理解する ○勤労の大切さと金銭を得ることの苦労を理解する ○自分の長所・短所を考え、将来つきたい職業に関心をもつ ○地域の人々や会社がどのような夢をもち、どのような努力や工夫をしているかを理解する	○職業体験などを通じて、勤労を実感し、つきたい職業について考え、情報を収集する ○働くことの意義を賃金、社会における役割との関係で理解する ○ニートやフリーターについて考える	○様々な職業の社会的意義を踏まえながら、職業選択と生活設計を関連づけ、将来の自分の姿を現実的に描き、なりたい自分との関係を考える ○進路選択（進学、就職など）に伴い、どのような支出や収入（大学での奨学金を含む）が発生するかをシミュレーションし、進路選択の参考とする ○進路選択を通じて具体的に職業選択について考える ○働き方や付加価値の付け方によって生涯所得などに大きな差異が生じることを理解し、お金を得たり、夢・希望を実現するためには様々な努力、工夫が必要であることを理解する
○こづかいやお年玉を貯めてみる	○粘り強くやり遂げる態度を身につける ○貯蓄の意義を理解し、計画的に貯蓄する習慣を身につける	○将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解し、貯蓄する態度を身につける ○お金のトラブルは家族に迷惑をかけることを知る ○お金の使い方は人によって様々であることを知る ○お金の使い方と社会との関係について考える ○お金にはならない活動（ボランティア等）を通じてその意義に気づく	○生活設計の必要性を理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる ○少ないお金でも幸せに暮らしている人の価値観を考え、よりよい生活を築くための工夫について考える ○ローンの仕組みと役割、留意点について理解する ○インターネット等を通じたお金にまつわる身近なトラブル・犯罪事例について考える ○個々人の消費や支出の行動が、社会にどのような影響を与えるかについて考える ○自らの考えに基づいてお金を使う態度を身につけ、社会貢献の様々なあり方（勤労、ボランティア、寄付等）についても考える	○大まかな生活設計を立て、生涯収入、支出の概要を把握する ○現在の自分の生活や学習など、身近な活動にどの程度の費用がかかっているかを知り、現実的な経済感覚を身につける ○今後どのようなライフイベントがあるか考え、書き出してみる。また、そのために必要な金額について調べてみる ○ローンやクレジットカードの仕組みを理解し、返済方式や金利を踏まえ適切な利用方法を考える ○年金や社会保障制度や、様々な金融商品（預金、株式、債券、保険等）の仕組み、特性を理解する

			○自らの生活がどのような形で支えられているかを調べ（親、社会、海外、自然環境等）、理解を深める	○個々人の金銭観と社会のあり方との関係について考え、お金に願いや思いを込めて使う態度を身につける ○よりよい社会を展望し、それに向けて必要なこと、自分がなすべきことを考え、実行する

（分類２－５）

大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。**若年社会人と同様の金融リテラシー**を身につけることが望ましい。	**生活面・経済面で自立する時期**。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。	**社会人として自立し、本格的な責任を担う**。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。 ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。	**定年退職者**や**年金生活者**を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。 周囲の人（家族など）に資金面などで**支援するケース**も、周囲の人に介護などで**支援されるケース**も想定される。
○自分の夢や希望を、卒業後の職業との両立を前提にライフプランとして具体的に描き、その実現に向け勉学、訓練等に励んでいる	○選択した職業を踏まえ、自分の夢、希望やそれを踏まえたライフデザインの具体化、修正等を行い、職業との両立を図る形でライフプランの実現に取り組んでいる ○将来のキャリアプランを描き、職業能力の獲得・向上・維持などに努めている ○内的・外的な環境の変化に応じて、ライフプランを見直すことができる	○環境変化や実績との乖離等を踏まえ、必要に応じライフプランや資金計画、保有資産の見直し（例：転職、住替え、子の教育進路変更、親の介護、相続、資産売却等）を検討しつつ、自分の老後を展望したライフプランの実現に向け着実に取り組んでいる ○家族１人１人のライフプランを共有し、互いにその実現に向けて協力できる ○学校と連携しつつ、家庭内で子の金融教育（例、こづかいの管理、職業観の育成等）に取り組む	○リタイア後のライフプランについて、余暇の活用、家族や社会への貢献にも配慮した見直しを行いつつ、年金をベースとした生活スタイルに切り替え、心豊かに安定的な生活を過ごせるよう、堅実に取り組んでいる ○体力等の低下への備えも行いながら、人生の総仕上げとしての計画や準備を行っている
○働き方や付加価値の付け方によって生涯所得などに大きな差異が生じることを理解し、希望する職業などを展望した能力向上に向け、積極的に努力している ○卒業後、経済的に完全に自立する必要性について理解している ○収支の黒字を翌月に持ち越す、前借りをしない、など、貯蓄の基本的な習慣を身につけている ○“人生の三大資金”（教育・住宅・老後資金）など、ライフイベントに必要となる金額について、現実的なイメージをもっている ○ライフイベント表およびキャッシュフロー表を作成してみる（今後 10 年程度）ことを通じて、その間の生活の収支のイメージをもっている ○金融商品（預金、国債、社債、株式、保険等）の基	○ライフプランの実現のためにお金がどの程度必要か考え（結婚、教育、住宅取得、老後の生活など）、計画的に貯蓄、資産運用を行える。とくに当面必要が生じ得る家族形成（結婚、出産、子育てなど）等のライフイベントについて、自分なりの考え方や必要資金等を整理し、計画的に準備を始める ○ライフイベント表およびキャッシュフロー表の作成を通じて、長期的な収支の状況や問題点を把握し、必要な対応を考えている ○将来の収支等に影響を与える家計の資産と負債の状況を把握する必要性を理解する ○給与天引き預金を行うなどの工夫も行い、貯蓄行動を定着させる ○資金の目的・性格に合わせて金融商品を適切に選択することが必要なことを理解している[2]	○住宅購入、子の進学等のライフイベントに当たっては、必要な専門知識・ノウハウを習得し、資金管理を含め適切に対応することができる ○住宅・教育ローン等の計画的返済に努める一方、リタイア後のライフプランを描き、将来の年金予定額を前提に、必要な資金確保のための貯蓄など準備を進めている ○ライフプランの実行・見直しに伴い、ライフイベント表およびキャッシュフロー表を定期的に見直している ○個人バランスシートの作成を通じて、資産と負債の内容・規模を把握したうえで、必要な対応（資産運用・負債圧縮など）を検討・実施している ○金融や経済についての知識・理解を広げ、資産の管理や運用について習熟度を高め、資金の目的・性格	○年金受取額等をベースとした生活スタイルを確立するとともに、老後資金を万が一の備えとして確保し、堅実に管理・運用する ○年金受給のしくみを理解し、環境変化（物価等スライド、本人死亡後など）に伴う受給額の変動を想定した資金管理を行っている ○ライフプランの実行・見直しに伴い、ライフイベント表およびキャッシュフロー表を定期的に見直している ○個人バランスシートの作成を通じて、資産と負債の内容・規模を把握したうえで、必要な対応（老後資金の確保、資産の承継など）を検討・実施している ○老後資金の金融商品への運用に当たっては、生活資金や余裕資金といった資金の性格に応じ、リスク・リターンの関係を踏まえた適切な運用を心掛ける

[2] 例１　「いつ」「何のために」「どれくらい」の資金が必要かを把握し、そのために今ある自らの資産を「いつでも使えるようにしておく資金」「教育や住宅取得等の目的に備えて貯めておく資金」「長期運用資金」に分けたうえで、それぞれの資金の性格に合わせた金融商品選択を行うことの必要性について理解している

本的な性質について理解している ○税金や社会保険制度について、基本的な仕組みを理解している。とくに国民年金については、学生納付特例制度、若年者納付猶予制度について理解し、必要な対応を行っている ○奨学金や教育ローンは、就職後に返済困難とならない範囲で行う	○自分が加入している公的保険・年金の内容を把握し、必要に応じ貯蓄や民間保険・年金への加入等を考える	に合わせた金融商品の適切な選択ができる[3] ○不測・緊急の事態（死亡・疾病・火災等）を想定し、貯蓄、保険加入などの準備を適切に行える	○次世代への資産承継等は税制等を踏まえ、計画的に行う ○判断力や理解力が衰えた場合の資産の管理・運用に関し、準備を行っている
○自らの支出行為が社会にどのような影響を与え、社会にどのように貢献できるかを考え、自分の価値観に基づき、ライフプランや生活設計を考えることができる ○消費者も社会的責任を有するものとして、消費行動を通じて公正で持続可能な社会の実現に貢献するなど、将来の社会・経済のあり方に対して貢献することが求められていることを理解している ○社会貢献の仕方として、ボランティア活動、寄付などから投資、日常の消費行動まで、様々なレベルでの行動があり得ることを理解し、自らあり方を考え、行動していくことができる			

例２　運用について、将来に向けて金融資産を増やす必要性の高い若年社会人はある程度のリスクを有する金融商品を組み合わせることが適当と考えられる一方、個々人によって異なるものの、高齢者はより安全性の高い資産を中心とした資産構成とする等、年齢階層で適切な金融行動が異なることを理解している

[3] 同上。

分類３．金融取引の基本としての素養

契約にかかる基本的な姿勢の習慣化（報告書：項目３に対応）

① 金融商品ほかの契約（取引を含む、以下同じ）を行う際には、契約内容を確認し、理解できない契約は締結しないことが習慣となっている

▼ 契約の成立、効力、解除などの基本と、自己責任原則を理解している

▼ 入手した情報を吟味でき、自分でも情報を収集し適切に活用できる

▼ 契約内容の確認の際、解約の可否や解約時のペナルティの発生についても確認できる

▼ 契約内容について業者の説明を聞くだけではなく書面の上でも確認し、理解できたかどうか自問することが習慣となっている

▼ 契約内容について自分自身で十分に理解できない場合には、業者の説明を詳しく聞きなおす、パンフレットを持ち帰って読むなどにより理解できるまでは契約しないことが習慣となっている

▼ 契約締結に当たり、必要に応じて、適切な第三者のアドバイスを求めることができる

② 契約締結後も、金融商品を巡る状況を定期的に確認（年間取引報告書等の確認）することが習慣となっている

▼ 契約後、業者等に委ねたままとせず、保有する金融商品の状況の悪化等がないか自ら確認することが習慣となっている

▼ 消費者の権利と義務を自覚し、自立した消費者として行動できる

▼ 消費者保護に関する制度、機関を知り、契約に係るトラブル発生時には適切に対処できる

情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化（報告書：項目４に対応）

● 金融取引を行う前に、情報の入手先や取引の相手方が信頼できる業者であるかどうかを確認することが習慣となっている

▼ 金融分野では、金融取引を装った詐欺などを行う悪質な者に狙われやすく、その場合はお金を全額回収することは難しいことが多いことを理解し、慎重な契約を心がけている

▼ 金融トラブルや多重債務の実態を知り、巻き込まれない態度を身につけている

▼ 業者が登録業者[1]等であるかどうかは、金融庁のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している

▼ 自主規制機関に加入している業者であるかどうかは、自主規制機関のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している

インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解（報告書：項目５に対応）

① インターネット取引では、情報窃取、不正アクセス、誤発注、障害といった対面取引の場合とは異なる様々な危険が伴うことを理解している

▼ インターネット取引での本人認証の仕組みを理解している

▼ インターネット取引でのトラブル事例（スパイウェアやフィッシングによる本人認証情報の盗取、不正アクセスの事例など）を知り、注意する必要性を理解している

▼ 誤入力等による意図しない取引成立の可能性を理解している

▼ 機器（ＰＣ等）や通信等のトラブルにより、一時的に取引ができないことがありうることを理解している

▼ インターネットに金融取引を過度に集中すると、情報窃取や不正アクセスに遭った場合の被害も大きくなりやすいことを理解している

② インターネット取引におけるトラブル予防の仕方を理解し、実行できる

▼ セキュリティ対策ソフトを最新版にする、心あたりのないメールは開かない、誰でも利用できる端末は利用しないといったセキュリティ対策を実行することができる

▼ 慎重な操作により誤入力等を避けるとともに、トラブル時の取引の代替方法についても念頭におく

[1] 金融商品取引業を行う業者は、すべて登録が必要。

分類３．金融取引の基本としての素養

契約にかかる基本的な姿勢の習慣化（報告書：項目３に対応）

情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化（報告書：項目４に対応）

インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解（報告書：項目５に対応）

	小学生			中学生	高校生
	低学年	中学年	高学年		
	お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、**社会の中で生きていく力の素地を形成する**ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、**将来の自立に向けた基本的な力を養う**時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	**社会人として自立するための基礎的な能力を養う**時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。
項目３	○不良品に注意する	○安全や環境に配慮した消費生活の大切さに気付く	○情報を活用して選択できる能力を身につける ○消費生活センターの役割を知る	○契約の基本を理解する ○消費者基本法を通じて消費者の権利や義務について知る ○製造物責任について理解する ○環境や社会に配慮した消費生活ができる ○クーリング・オフについて知る ○消費生活センター・国民生活センター等の相談機関の役割を知る	○契約の意味と留意点および自己責任について理解する ○消費者契約法について理解する ○個人情報の保護について理解する ○情報を収集し、自分の消費生活に活用できる技能を身につける ○消費生活センター・国民生活センター等の相談機関の役割を知る
	○約束を守ることの大切さに気付く	○ルールを守ることの大切さを理解する	○法律を守る意識をもつ	○法やルールを守ることと社会の秩序との関係について理解する	○法やルールを遵守することは市場経済が十分機能する上でも重要であることを理解する
項目４			○小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知る	○悪質商法や詐欺商法を見分け、被害に遭わないようにすることを学ぶ	○多重債務に陥った人の現状を知る ○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、情報を収集することができる
項目５				○ＩＤ・パスワードなどの個人認証とともに、ウイルスチェック、情報の暗号化などについて知る ○インターネット、携帯電話によるトラブル事例を学び、予防の仕方を理解する	○ＩＤ・パスワードなどの個人認証とともに、ウイルスチェック、情報の暗号化などについて知る ○トラブルに対処する具体的方法を学び、実際に行使できる技能を養う

<table>
<tr><th></th><th>大学生</th><th>若年社会人</th><th>一般社会人</th><th>高齢者</th></tr>
<tr><td></td><td><u>社会人として自立するための能力を確立する</u>時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</td><td><u>生活面・経済面で自立する時期</u>。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</td><td><u>社会人として自立し、本格的な責任を担う</u>。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。
ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</td><td>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。
周囲の人（家族など）に資金面などで<u>支援するケース</u>も、周囲の人に介護などで<u>支援されるケース</u>も想定される。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">項目３</td><td colspan="4">○収集した情報を比較することにより、適切な消費行動をすることができる
○契約内容の確認の際、解約の可否や解約時のペナルティの発生についても確認できる
○契約内容について業者の説明を聞くだけではなく書面の上でも確認し、理解できたかどうか自問することが習慣となっている
○契約内容について自分自身で十分に理解できない場合には、業者の説明を詳しく聞きなおす、パンフレットを持ち帰って読むなどにより理解できるまでは契約しないことが習慣となっている
○契約締結に当たり、必要に応じて、適切な第三者のアドバイスを求めることができる</td></tr>
<tr><td colspan="3">○様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、契約締結やクーリング・オフ制度を含めた契約取消し手続きを行うことができる
○契約に係るトラブル発生時に相談する各種機関を知り、適切な機関からアドバイスを受けることができる</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>○高齢化した場合の資産管理上の留意点や成年後見制度についての知識があり、必要に応じて専門家に相談することができる</td></tr>
<tr><td colspan="4">○契約後、業者等に委ねたままとせず、保有する金融商品の状況の悪化等がないか自ら確認することが習慣となっている</td></tr>
<tr><td>項目４</td><td colspan="4">○金融分野では、金融取引を装った詐欺などを行う悪質な者に狙われやすく、その場合はお金を全額回収することは難しいことが多いことを理解し、慎重な契約を心がけている
○登録業者等であるかどうかは、金融庁のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している
○自主規制機関に加入している業者であるかどうかは、自主規制機関のウェブサイトで確認できることを知っており、必要に応じて確認している</td></tr>
<tr><td rowspan="2">項目５</td><td colspan="4">○インターネット取引でのトラブル事例（スパイウェアやフィッシングによる本人認証情報の盗取、不正アクセスの事例など）を知り、注意する必要性を理解している
○誤入力等による意図しない取引成立の可能性を理解している
○機器（ＰＣ等）や通信等のトラブルにより一時的に取引できないことがありうることを理解している
○インターネットに金融取引を過度に集中すると、情報窃取や不正アクセスに遭った場合の被害も大きくなりやすいことを理解している</td></tr>
<tr><td colspan="4">○インターネット取引を行う場合には、セキュリティ対策ソフトを最新版にする、心あたりのないメールは開かない、誰でも利用できる端末は利用しないといったセキュリティ対策を実行することができる
○インターネット取引を行う場合には、慎重な操作により誤入力等を避けるとともに、トラブル時の取引の代替方法についても念頭に置く</td></tr>
</table>

分類４．金融分野共通

金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解（報告書：項目６に対応）

① 金融経済教育の基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）を理解している

- ▼ お金のはたらきや役割を理解している
- ▼ 金利のはたらきについて理解している
- ▼ 金利と期間の関係を理解し、複利の効果を理解している
- ▼「リスク」の意味について理解している[1]
- ▼ リスクとリターンの関係について理解している（分類７参照）
- ▼ 市場の働きや機能を知り、市場経済の意義を理解している
- ▼ インフレ、デフレの意味を理解している
- ▼ 円高、円安の意味について理解している
- ▼ 景気の変動と物価、金利等の関係を理解している
- ▼ 企業の経済活動やそこでの勤労の役割を理解している
- ▼ 為替相場の変動が経済に及ぼす影響について理解している
- ▼ 中央銀行の機能や、中央銀行の金融政策が景気や国民の暮らしにどのような影響を与えるかについて理解している
- ▼ 政府の役割や、政府の政策が景気や国民の暮らしにどのような影響を与えるかについて理解している

[1] 「リスク」という用語は、金融理論では「リターン（金融商品を一定期間保有した結果生じる収益のトータルを、元本で割った収益率<マイナスの場合は損失率>）の不確実性の度合い」という意味で用いられる。このうち、損失が発生する方向への不確実性をダウンサイド（下方）リスクという。一方、一般用語としては、リスクは「損失や危険の発生の可能性」との意味で用いられる（これは「下方リスク」とほぼ同じ）。
保険の分野では、リスクは、死亡、疾病、火災等による損失発生の可能性という意味で用いられており、一般用語と同様。資産運用の分野では、前者・後者両方の意味で使用されることがあるが、一般的には後者の意味で使用されることが多い。なお、分類５（保険商品）・分類７（資産形成商品）でも解説。

② 金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択について理解し、実践できる

- ▼ 金融商品の背景にある金融の機能について理解している
- ▼ 金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、保険、外貨建て商品、ローン等）の基本的な内容および性質について、理解している
- ▼ 景気動向、金利の動き（上昇・低下）、インフレ・デフレ、為替の動き（円高・円安）が、金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、外貨建て商品、ローン[2]等）の価格、実質価値、金利（利回り）等に及ぼす影響について、理解している
- ▼ さまざまな金融商品の性質、リスクとリターンを理解し、金融経済情勢を踏まえて自己責任の下で運用することができる

取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解（報告書：項目７に対応）

- 金融商品を利用選択するにあたり、取引の実質的なコスト（価格）を十分に把握する
  - ▼ 金融商品の購入、ローンの利用について、商品および取引方法により手数料等のコストが異なることを理解している
  - ▼ 資産形成商品（株式、投資信託、不動産関連商品、外貨建の各種資産など）に投資する場合、商品の選択にあたり、実質的なコストをすべて把握している（例：購入時・解約時の手数料、運営管理費用、信託財産留保額など）
  - ▼ 金融商品の取引に関連する税制・税金についても概要を把握している
  - ▼ ローンを利用する場合、金利だけではなく、全てのコストを把握している（例：契約に付随する手数料、税金、団体信用保険料など）

[2] たとえば、ローン商品の場合、今後金利が上昇する場合には、変動金利では金利負担が重くなると見込まれる。一方で、固定金利は、当初金利が変動金利より高い水準に設定されている。このため、変動金利と固定金利のどちらにするかを選択するにあたっては、金融経済情勢を踏まえた金利観に基づいて判断する必要がある。

分類４．金融分野共通

金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解（報告書：項目６に相当）

取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解（報告書：項目７に相当）

		小学生			中学生	高校生
		低学年	中学年	高学年		
		お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、**社会の中で生きていく力の素地を形成する**ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、**将来の自立に向けた基本的な力を養う**時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	**社会人として自立するための基礎的な能力を養う**時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。
項目６	お金や金融のはたらき	○ものやサービスを購入するとき、お金を払う必要があることを理解する	○お金は貯めて将来使えることを理解する ○銀行や郵便局に預貯金し、利息について理解する	○暮らしを通じてお金の様々な役割を理解する ○銀行の基本的機能について理解する	○お金の役割を整理して理解する ○金融機関の種類と機能について理解する ○間接金融、直接金融のしくみについて理解する ○中央銀行の機能について理解する ○金利のきまり方を理解する ○銀行の決済機能について理解する ○各種カードの機能、しくみを理解する	○お金の役割を理論的に把握する ○間接金融、直接金融の機能・特徴について理解する ○金利の機能と変動の理由について理解する ○中央銀行の機能について理解を深める ○電子マネー等、様々な決済手段について理解する
	貯蓄・資産運用			○金利計算（単利計算）ができる ○主な預金商品を知り、利息の違いについて理解する	○期間と金利の関係（複利計算）を知り、継続して貯蓄に取り組む態度を身につける ○株式や債券について理解する ○お金を投資する意義について考える ○リスクとリターンの関係について理解する	○預貯金、株式、保険等、様々な金融商品の内容を理解する ○金融商品のリスクとリターンについて理解する ○資金運用のバランスを考え、自己責任で選択する意識をもつ ○投機と投資の違いを考える ○お金の価値と時間との関係について理解する

	経済変動と経済政策		○自分の暮らしや地域の生産活動と景気変動の関係に気づく	○景気が変動すると暮らしや社会がどうなるかを理解する	○経済が変動する理由を理解する ○経済変動とマクロ諸指標の関係を理解する ○中央銀行が行う金融政策について理解する ○政府の景気対策について理解する	○経済変動のマクロ的なメカニズムを整理して理解する ○経済政策についてその手段や狙いを理解する ○中央銀行の金融政策についてその手段や狙いを理解する ○政府の景気対策と財政赤字について理解する ○インフレ、デフレの意味、暮らしへの影響について理解する
	経済把握	○ものには価値があることを知る ○ものとお金は交換されることを知る	○地域の生産活動を調査し、ものやお金がどう動いているのかを理解する ○ものの値段がどのように決まるのかを理解する ○会社のはたらきや役割を理解する	○家計、企業、政府、銀行の間のものやお金のやりとりについて理解する ○ものの値段がどうして変わるのかを理解する ○企業はお金を借りて投資を行っていることを理解する ○海外との間のものやお金のやりとりについて理解する	○家計、企業、金融機関、政府、海外の間のものやお金の流れを理解する ○円高・円安の意味と生活への影響を理解する ○株式会社の機能と役割、社会的責任について理解する ○企業が行う様々な資金調達方法について理解する	○家計、企業、金融機関、政府、海外の間のもの、お金、人の流れの全体図を描く ○金融市場、証券市場、為替市場の働きと機能を理解する ○企業の成立、存在意義、社会的機能について理解する ○経済のグローバル化について理解する ○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、経済情報を収集することができる
	その他	○お店の人の工夫や努力に気づく	○お店の人の願いを知り、様々な苦労や工夫をしていることに気づく ○納税が国民の義務であることを理解する	○地域の人々や会社がどのような夢をもち、どのような努力や工夫をしているかを理解する ○仕事をすることでお金が得られることを理解する ○税金の種類とその意義について理解する	○様々な働き方・職種を理解する ○会社づくりのシミュレーションを通じ、会社経営のしくみや工夫、努力の必要性を理解する ○歳入・歳出両面から政府の役割を理解する	○将来の働き方・職種によって収入が異なることを理解する ○職業選択に必要な能力開発や資格取得を行う ○起業を考え、それに必要な知識と実践的な企画を考える ○会社経営において付加価値を高める方法を理解する ○経済社会の課題解決に向けて政府が行うべき施策について考える ○生きたお金の使い方について考える
項目７						○預貯金、株式、投資信託、保険等、様々な金融商品の内容を理解する

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>大学生</th><th>若年社会人</th><th>一般社会人</th><th>高齢者</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td><u>社会人として自立するための能力を確立する</u>時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</td><td><u>生活面・経済面で自立する時期</u>。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</td><td><u>社会人として自立し、本格的な責任を担う</u>。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。
ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</td><td>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。
周囲の人（家族など）に資金面などで<u>支援するケース</u>も、周囲の人に介護などで<u>支援されるケース</u>も想定される。</td></tr>
<tr><td rowspan="13">項目６</td><td rowspan="2">資産形成・運用</td><td colspan="4">○金融商品のリスクとリターンについて理解する（分類７参照）
○金融商品の３つの特性（流動性・安全性・収益性）を理解する
○貯蓄と投資、投資と投機の違いを理解する
○「７２の法則」[3]を知り、活用できる
○お金の価値と時間との関係について理解する（複利、割引現在価値など）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">お金や金融のはたらき</td><td>○中央銀行の機能について理解する</td><td colspan="3">○中央銀行の政策が家計・企業に与える影響を理解する</td></tr>
<tr><td colspan="4">○金利の変動要因について理解する</td></tr>
<tr><td colspan="2">○クレジットカード、電子マネー等、現金以外の決済手段を理解する</td><td colspan="2">○クレジットカード、電子マネー等、現金以外の決済手段を適宜使い分けている</td></tr>
<tr><td rowspan="3">経済変動と経済政策</td><td>○経済政策の種類を理解する</td><td colspan="3">○経済政策の変化が家計・企業に与える影響を理解する</td></tr>
<tr><td>○インフレ、デフレが経済に与える影響を理解する</td><td colspan="3">○インフレ、デフレが家計・企業に与える影響を理解する</td></tr>
<tr><td>○代表的な金融・経済指標を理解する</td><td colspan="3">○代表的な金融・経済指標などに基づいて、国内の景気動向を理解する
○諸外国の代表的な金融・経済指標などに基づいて、世界経済の動向を理解する</td></tr>
<tr><td>経済把握</td><td colspan="4">○経済の三主体（家計・企業・政府）と金融機関の機能と役割を理解する
○金融市場、証券市場、為替市場の働きと機能を理解する
○情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して、内外の経済情報を収集できる</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td rowspan="2">○自らの進路に適した自己啓発を行う
○職業選択に必要な能力開発や資格取得を行う
○将来の働き方・職種によって収入が異なることを理解する
○起業に必要な資金、事業計画を理解する</td><td colspan="2">○キャリア計画を立て、必要な自己啓発を行う</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>○可能な範囲で寄付を行う
○子どもに家庭の収入はどこからくるのか理解させる
○子どもにおこづかい帳のつけかた等を通じて金銭管理の大切さを理解させる</td></tr>
<tr><td colspan="4">○国の財政状況を理解する
○国の歳入・歳出から政府の役割を理解する</td></tr>
</table>

[3] 「７２の法則」は、お金が２倍になる年数が簡単にわかる便利な算式。「７２÷金利≒お金が２倍になる年数」となる。たとえば、金利３％でお金を運用すると、「７２÷３＝２４」となるので、約２４年でお金は２倍になる。なお、この計算式で使用する金利（年利）は複利。また、算出される結果は概算であって、正確な数字ではない。

		○税・社会保障の現状と問題点を理解する ○公的年金・保険制度の現状と問題点を理解する ○税金・社会保険料の種類を理解している ○税金・社会保険料の使途を理解することにより納税の意義を理解している
	金融経済情勢に応じた金融商品選択	○金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、保険、外貨建て商品、各種ローン等）の基本的な内容および性質について、理解している ○景気の動向、金利の動き（上昇・低下）、インフレ・デフレ、為替の動き（円高・円安）が、金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、外貨建て商品、ローン[4]等）の価格、実質価値、金利（利回り）等に及ぼす影響について、理解している ○さまざまな金融商品の性質、リスクとリターンを理解し、金融経済情勢を踏まえて自己責任の下で運用することができる
項目７		○預貯金、株式、投資信託、保険等、様々な金融商品の内容を理解している ○金融商品の購入、ローンの利用について様々な方法（対面取引・インターネット取引等）があることを理解している ○金融商品の購入、ローンの利用について商品および取引方法により手数料等のコストが異なることを理解している ○資産形成商品（株式、投資信託、不動産関連商品、外貨建の各種資産ほか）に投資する場合、商品の選択にあたり、実質的なコストをすべて把握している（例：購入時の手数料、運営管理費用、信託財産留保額など） ○金融商品の取引に関連する税制・税金についても概要を把握している[5] ○ローンを利用する場合、金利だけではなく、契約に付随する全てのコストを把握している（例：各種手数料、税金、団体信用保険料など）

[4] たとえば、ローン商品の場合、今後金利が上昇する場合には、変動金利では金利負担が重くなると見込まれる。一方で、固定金利は、当初金利が変動金利より高い水準に設定されている。このため、変動金利と固定金利のどちらにするかを選択するにあたっては、金融経済情勢を踏まえた金利観に基づいて判断する必要がある。

[5] 資産形成のための税制上の優遇措置の把握を含む（財形住宅、財形年金、個人年金保険ほか）。

分類５．保険商品

自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解(報告書：項目８に対応)

① リスク管理の基本を理解している

▼ リスク（例えばケガ、死亡、病気、交通事故、火災、地震など）[1]を把握すること、コントロールすること（回避する、損失を防止・軽減するなど）、保有すること（損失負担を想定する＜軽微な損失などの場合＞）、移転すること（損失を他者に転嫁する）を知る

▼ 保険はリスクを移転する手段であり、発生頻度が低いものの発生すると損失が大きくなる場合などに向く商品であることを知る

② 保険商品を利用選択する前に、自分が何のリスク（死亡、疾病、火災、地震、介護等による損失や危険の発生の可能性）に備えるべきかよく整理したうえで判断できる

▼ 自分自身が備えるべきリスクの種類や内容について理解している。特に損害保険の分野では、賠償という概念について理解している

▼ 様々な民間保険商品がもつ特徴の概要を理解し、ニーズごとに適する保険商品が異なることを理解している

③ 自分のニーズと保険商品の内容が合致しているかを確認することができる

▼ 自分のニーズと、購入を検討している保険商品の内容が合致しているかを確認する。とくに保険金が支払われない場合（免責事由）について書面や業者の説明を通じて確認する

▼ 保険商品の中には貯蓄機能を有するものもあることを理解し、自分のニーズに照らしてその必要性等について判断する

カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解（報告書：項目９に対応）

● 保険以外で賄える金額（社会保障、企業福祉、本人の貯蓄等）も勘案し、保険商品でどの程度の金額の備えが必要かを把握したうえで、保険商品を適切に利用選択することができる

▼ 備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討・選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる

[1] ここでの「リスク」とは、死亡、疾病、火災等による「損失や危険の発生の可能性」の意味。

▼ 特に生命保険の分野では、社会保障や企業福祉[2]、本人の収入や貯蓄等で賄える金額も勘案のうえで、保険商品で備えるべき金額を把握できる

▼ 医療保険の分野でも、社会保障（高額療養費制度など）等で賄える金額も勘案のうえで、保険商品で備えるべき金額を把握できる

▼ 自動車事故を起こした場合の被害者の身体への損害賠償額は、高額の場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している

▼ 自転車事故を起こした場合にも、被害者への高額の損害賠償額が発生し得ることを理解している

▼ 保険の加入は契約行為であること、契約の内容は「保険約款」に規定されていることを理解している

▼ 保険金・給付金を受け取れる場合、受け取れない場合や請求手続きの基本について理解している

[2] ここでの企業福祉には、共済会、組合などによる互助的な給付などを含む。

分類５．保険商品

自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解（報告書：項目８に対応）

カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解（報告書：項目９に対応）

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">小学生</th><th rowspan="2">中学生</th><th rowspan="2">高校生</th></tr>
<tr><th>低学年</th><th>中学年</th><th>高学年</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、<u>社会の中で生きていく力の素地を形成する</u>ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。</td><td>経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、<u>将来の自立に向けた基本的な力を養う</u>時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。</td><td><u>社会人として自立するための基礎的な能力を養う</u>時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">項目８</td><td colspan="3">○アクシデントに対する備えの必要性を認識している
○家族や自分自身が事故や災害、死亡、疾病、傷害等に遭った場合、生活に大きな影響を受けることを認識している
○「防災」「防犯」「交通安全」を通じて、身の回りにある危険を認識し、その危険から身の安全を確保する方法（回避・軽減など）を理解し、実践する</td><td colspan="2">○社会生活には様々なリスクがあり、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうることを理解している
○リスクを回避したり、損失を防止・軽減したりするための方法を学び、実践する
○保険はリスクを移転する手段であることを理解する</td></tr>
<tr><td colspan="4">○自転車の運転などを通じ、他人に損害を与える可能性があることを認識し、安全な行動を心がける</td></tr>
<tr><td></td><td>○アクシデントに備えるためのツールの一つとしての保険の存在を認識している</td><td></td><td>○他人の身体や財産に損害を与えてしまった場合、弁償（損害賠償責任が発生する）しなければならないことを理解している
○保険と預貯金の機能の違いについて理解している
○様々なリスクごとに転嫁手段のひとつとして保険があることを理解している
○保険には、社会保険と民間保険があることを認識している</td></tr>
<tr><td>項目９</td><td colspan="4"></td><td>○リスクが顕在化した時の経済的損失の大きさを理解している
○社会保険と民間保険との補完関係を理解している</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>大学生</th><th>若年社会人</th><th>一般社会人</th><th>高齢者</th></tr>
<tr><td></td><td><u>社会人として自立するための能力を確立する</u>時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。**若年社会人と同様の金融リテラシー**を身につけることが望ましい。</td><td><u>生活面・経済面で自立する時期</u>。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</td><td><u>社会人として自立し、本格的な責任を担う</u>。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。
ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</td><td>**定年退職者**や**年金生活者**を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。
周囲の人（家族など）に資金面などで<u>支援するケース</u>も、周囲の人に介護などで<u>支援されるケース</u>も想定される。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">項目８</td><td colspan="4">○リスク管理の基本として、リスク（例えばケガ、死亡、病気、交通事故、火災、地震など）を把握すること、コントロールすること（回避する、損失を防止・軽減するなど）、保有すること（損失負担を想定する＜軽微な損失などの場合＞）、移転すること（損失を他者に転嫁する）を知る
○保険はリスクを移転する手段であり、発生頻度が低いものの発生すると損失が大きくなる場合などに向く商品であることを知る
○自分自身が備えるべきリスクの種類や内容について理解している</td></tr>
<tr><td>○特に損害保険の分野では、一人暮らしや旅行に出かけるなど社会との接点がより大きくなるため、それに伴うリスクについて理解している</td><td>○特に損害保険の分野では、就職した会社において、事業経営者が営業所や工場に保険を付けているなど社会経済においても保険が機能していることを理解している</td><td colspan="2">○特に損害保険の分野では、自動車や住宅の購入などを迎えるため、リスクマネジメントの観点から家族や自分に必要な保険を理解している</td></tr>
<tr><td colspan="4">○様々な民間保険商品がもつ特徴の概要とニーズごとに適する保険商品が異なることを理解している
○特に生命保険の分野では、ライフプランの重要性を理解している</td></tr>
<tr><td colspan="4">○自分のニーズと、購入を検討している保険商品の内容が合致しているかを確認する。とくに保険金が支払われない場合（免責事由）について書面や業者の説明を通じて確認する
○保険商品の中には貯蓄機能を有するものもあることを理解し、自分のニーズに照らしてその必要性等について判断する</td></tr>
<tr><td rowspan="8">項目９</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">○備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる</td></tr>
<tr><td>○特に生命保険の分野では、中長期的なライフプランを描き、貯蓄や保険加入など準備を適切に行える</td><td>○特に生命保険の分野では、リタイア後のライフプランを描き、貯蓄や個人年金などにより経済的準備を進めている</td><td>○高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類（傷害保険と医療保険の違いなど）を理解している
○保険加入に際しては、必要に応じて家族や周りの人に相談することができる</td></tr>
<tr><td colspan="4">○年金や社会保障制度の概要を理解している</td></tr>
<tr><td>○特に生命保険の分野では、生活リスクへの保障手段としての「公的保障」「企業保障」「私的保障」の３つについて、それぞれの役割および内容を理解している</td><td colspan="3">○特に生命保険の分野では、社会保障や企業福祉、本人の収入や貯蓄等で賄える金額も勘案のうえで、保険商品で備えるべき金額を把握できる
○医療保険の分野でも、社会保障（高額療養費制度など）等で賄える金額も勘案のうえで、保険商品で備えるべき金額を把握できる</td></tr>
<tr><td colspan="4">○自動車事故を起こした場合の被害者の身体への損害賠償額は、高額の場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している
○自転車事故を起こした場合にも、被害者への高額の損害賠償額が発生し得ることを理解している</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">○保険の加入は契約行為であること、契約の内容は「保険約款」に規定されていることを理解している</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">○保険金・給付金を受け取れる場合、受け取れない場合や請求手続きの基本について理解している
○特に生命保険の分野では、指定代理請求制度や成年後見制度について知っている</td></tr>
</table>

分類６．ローン・クレジット

住宅ローンを組む際の留意点の理解（報告書：項目 10 に対応）
① 無理のない借入れ限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
② 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

① 住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている

▼ ライフプランの中に、住宅ニーズ[1]を位置づけている

▼ 自らのライフプランを実現するうえで、住宅ローンによる住宅購入が、一括購入や賃貸等に比べてより適切であるか否か、様々な要素（収入、年齢、家族構成、相続など）を考慮し、検討している

② 住宅ローンについて基本的な特徴を理解している

▼ 年収を上回る借入額となることが多く、返済期間は多くが 10 年～35 年程度と長期にわたること

▼ 住宅ローンには、民間ローンと公的ローンがあり、種類や提供する金融機関によって金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが様々であること

▼ 自己資金を多く用意することによって、返済負担を軽減することができること

③ 住宅ローンを組むにあたっては、必要な具体的知識を有している

▼「変動金利型」、「全期間固定金利型」、「固定金利期間選択型」といった複数の金利タイプを用意している金融機関が多く、金利が変動するタイプでは、ローンを組んだ後の国内の金利水準の変動によって返済額が変わるリスクがあること

▼ 金利のほかに、諸費用を要すること（税、手数料、保証料、保険料など）

▼ 返済方法は、毎月元利均等返済する方法のほか、元金均等返済する方法もあること[2]

▼ 余裕資金が増えた場合などは原則として繰上げ返済が可能であること（ただし手数料が発生する場合がある）

[1] 住宅ニーズは、住宅に関連するニーズとの広い意味で使用しており、購入（新築・中古）・賃貸をともに含む。また、親からの相続などにより購入や賃貸の必要がない場合でも、たとえば修繕、リフォーム、リノベーションなどのニーズを含む。

[2] 元利均等方式と元金均等方式を比較すると、元利均等方式は毎月の返済額が一定で返済計画を立てやすい一方で返済総額は多くなる、元金均等方式は返済総額は少なくなる一方で当初の返済額は多くなる、との特徴がある。

▼ 長期にわたる返済期間内に、金融経済情勢の変化によっては金利負担が上昇したり、失業その他による収入減によって返済できなくなる事態があること

▼ ライフプランの見直し（家族構成の変化、親の介護、転職など）により住居を売却したい場合でも、売却価額が住宅ローンの残債に満たない可能性があること

④ 自己の返済能力等に応じた適切な住宅ローンを組むことができる

▼ 複数の金融機関、商品を比較し、金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが自分のニーズにあったものを適切に選択することができる

▼ 各種の金利タイプのメリット・デメリットを理解したうえで、経済状況と自らの返済能力（特に金利上昇時）に応じた金利タイプの選択を行うことができる

▼ 「借りられる金額」と、安心して「返すことができる金額」は異なることを理解し、自らの返済能力を把握したうえで借入額・返済期間・金利タイプを判断・決定し、無理のない返済計画を立てることができる

▼ 返済計画を立てるにあたっては、返済額のほか、住宅の取得・維持に要する税や諸費用などの負担、将来の教育資金や老後資金などの貯蓄、ライフプランの見直しの可能性なども考慮することができる

⑤ 必要に応じて返済計画を見直すことができる

▼ 返済期間中は、定期的に返済額と収入、負債と資産のバランスをチェックのうえ返済計画の見直しを要しないかを確認し、必要に応じて、金融機関や専門家に適宜相談しつつ、繰り上げ返済や条件変更を検討することができる

▼ 返済の延滞が生じる懸念がある場合には、直ちに金融機関や専門家に相談して対応を検討するようにし、安易に他の借入れを返済原資に充てるなどをしない

無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化（報告書：項目 11 に対応）

① ローン等を、生活設計の中で位置づけている

▼ 資産形成に結び付きやすい住宅ローンと異なり、カードローン等やクレジットカードの利用は資金を費消してしまいやすいことに留意する

▼ カードローン等やクレジットカードの利用は、生活設計の中で位置づけ、無計画・無謀な利用を避けるべきことを理解している

② カードローン等の消費者金融やクレジットカードの特徴とメリット・デメリットを理解している

▼ カードローン等の消費者金融（クレジットカードのキャッシングを含む）には、利便性のメリットがある一方、必要以上に使いすぎるおそれがある、金利負担が生じるといったデメリットがあること

▼ クレジットは、先に商品・サービスを購入して、その代金を後で支払う約束のことであり、後で支払いを要する点で借入れと同様であること

▼ クレジットには、利用限度額の範囲内ならいつでも何回でも利用できる方式（クレジットカード）と、利用するたびに契約書を取り交わす方式（個別方式）があること

▼ クレジットカードには、利便性のメリットがある一方、必要以上に使いすぎるおそれがある等のデメリットがあり、利用方法を誤ると支払いができなくなる可能性があること

▼ クレジットカードには、複数の支払方法があり、分割払いまたはリボルビング払いを選択すると手数料（金利）負担が生じること

③ ローンやクレジットカードの返済を適切に履行しない場合には、重大な影響が生じうることを理解している

▼ 多重債務の実態を知る

▼ 信用情報機関に記録が残り、返済を滞った直接の相手方以外の金融機関、業者からも借入等が難しくなること

▼ 自己破産すると、債務を免れる一方で、財産を失うほか、本人の社会生活について一定の制限（一定の職業に就けないなど）を受けること

▼ 多重債務の相談窓口を知り、相談できる

④ 利用にあたっては慎重な姿勢をとることの重要性を理解し、無計画・無謀な利用を行わないことが習慣となっている

▼ ローンやクレジットは他人からの「借金」で、将来の収入から返済しなくてはならない、ということを認識する

▼ いくら借りられるかではなく、いくらなら返せるかを考えて、あらかじめ自分自身の限度額を決める

▼ 何のために借りるのか、なぜ必要なのかを明確にしてから借りる

▼ 返済完了までの計画を立ててから利用する

▼ 借金返済のためには利用しない

▼ 必ず金利や契約内容を確認してから利用する

▼ 悪質な業者や商法に注意する

▼ ローンやクレジットと組み合わされた悪質商法が多いことに留意する

分類６．ローン・クレジット

住宅ローンを組む際の留意点の理解（報告書：項目 10 に対応）
① 無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
② 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

無計画・無謀なカードローン等やクレジット・カードの利用を行わないことの習慣化（報告書：項目 11 に対応）

	小学生			中学生	高校生
	低学年	中学年	高学年		
	お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、**社会の中で生きていく力の素地を形成する**ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、**将来の自立に向けた基本的な力を養う**時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	**社会人として自立するための基礎的な能力を養う**時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。
項目 10･11				○ローンのしくみと機能について理解する	○ローンのしくみを理解し、返済方法や金利について考える
	○こづかいの使い方を通して計画的に買い物をする必要性に気づく	○こづかい帳をつける ○困ったときの対処方法や相談の仕方を身につける	○将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解する ○小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知る ○子ども同士でお金の貸し借りはしない	○生活設計の必要性について理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる ○クレジットカードの使用上の留意点について学ぶ ○金利計算能力を身につけ、金利の重さを理解する ○トラブルに遭ったときの相談窓口を知る	○生活設計を立て、生涯収入、支出の内容を把握する ○各種カードの役割や機能と使用上の留意点を学ぶ ○多重債務に陥った人の現状を知り、安易な借入れを避ける ○金利の高さとローン返済額の関係を実感をもって知り、金利の重さを理解する ○多重債務の相談窓口を知り、相談できる

	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
	社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。**若年社会人と同様の金融リテラシー**を身につけることが望ましい。	**生活面・経済面で自立する時期**。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。	**社会人として自立し、本格的な責任を担う**。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。 ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。	**定年退職者**や**年金生活者**を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。 周囲の人（家族など）に資金面などで**支援するケース**も、周囲の人に介護などで**支援されるケース**も想定される。
項目 10	○住宅資金の必要性について理解している ○借入れには信用が重要であることも考慮のうえ、ライフプランについて考える	○住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている ・ライフプランの中に、住宅ニーズを位置づけている ・ 自らのライフプランを実現するうえで、住宅ローンによる住宅購入が、一括購入や賃貸等に比べてより適切であるか否か、様々な要素（収入、年齢、家族構成、相続など）を考慮し、検討している ○住宅ローンについて基本的な特徴を理解している ・年収を上回る借入額となることが多く、返済期間は多くが 10 年～35 年程度と長期にわたること ・住宅ローンには、民間ローンと公的ローンがあり、種類や提供する金融機関によって金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが様々であること ・自己資金を多く用意することによって、返済負担を軽減することができること ○住宅資金が必要になる時期を考え、資金の準備を計画することができる	○現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを着実に実行しつつある ○住宅ローンについて基本的な特徴を理解している ・年収を上回る借入額となることが多く、返済期間は多くが 10 年～35 年程度と長期にわたること ・住宅ローンには、民間ローンと公的ローンがあり、種類や提供する金融機関によって金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが様々であること ・自己資金を多く用意することによって、返済負担を軽減することができること	○リタイア後の生活の安定のために、必要に応じて負債と資産のバランスを見直せる

		○住宅ローンを組むにあたっては、必要となる具体的知識を有している ・「変動金利型」、「全期間固定金利型」、「固定金利期間選択型」といった複数の金利タイプを用意している金融機関が多く、金利が変動するタイプでは、ローンを組んだ後の国内の金利水準の変動によって返済額が変わるリスクがあること ・金利のほかに、諸費用を要すること（税、手数料、保証料、保険料など） ・返済方法は、毎月元利均等返済する方法のほか、元金均等返済する方法もあること ・余裕資金が増えた場合などは原則として繰上げ返済が可能であること（ただし手数料が発生する場合がある） ・長期にわたる返済期間内に、金融経済情勢の変化によっては金利負担が上昇したり、失業その他による収入減によって返済できなくなる事態があること ・ライフプランの見直し（家族構成の変化、親の介護、転職など）により住居を売却したい場合でも、売却価額が住宅ローンの残債に満たない可能性があること ○自己の返済能力等に応じた適切な住宅ローンを組むことができる ・複数の金融機関、商品を比較し、金利タイプ、金利・諸費用、借入限度、借入条件などが自分のニーズにあったものを適切に選択することができる ・各種の金利タイプのメリット・デメリットを理解したうえで、経済状況と自らの返済能力（特に金利上昇時）に応じた金利タイプの選択を行うことができる ・「借りられる金額」と、安心して「返すことができる金額」は異なることを理解し、自らの返済能力を把握したうえで借入額・返済期間・金利タイプを判断・決定し、無理のない返済計画を立てることができる ・返済計画を立てるにあたっては、返済額のほか、住宅の取得・維持に要する税や諸費用などの負担、将来の教育資金や老後資金などの貯蓄、ライフプランの見直しの可能性なども考慮することができる ○住宅ローンの返済期間中は、定期的に返済額と収入、負債と資産のバランスをチェックのうえ返済計画の見直しを要しないかを確認し、必要に応じて、金融機関や専門家に適宜相談しつつ、繰り上げ返済や条件変更を検討することができる ○住宅ローンの返済の延滞が生じる懸念がある場合には、直ちに金融機関や専門家に相談して対応を検討するようにし、安易に他の借入れを返済原資に充てるなどをしない	
項目 11	○奨学金を借りている場合、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる	○奨学金を借りていた場合、着実に返済している	
	○資産形成に結び付きやすい住宅ローンと異なり、カードローン等やクレジットカードの利用は資金を費消してしまいやすいことに留意する ○カードローン等やクレジットカードの利用は、生活設計の中で位置づけ、無計画・無謀な利用を避けるべきことを理解している ○カードローン等の消費者金融やクレジットカードの特徴とメリット・デメリット、とりわけ利用方法を誤ると返済できなくなる可能性があることを理解する ○７２の法則[3]について知り、活用できる ○ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報機関に記録が残り、返済を滞った直接の相手方以外の金融機関、業者からも借入等が難しくなることを理解する ○自己破産すると、債務を免れる一方で、財産を失うほか、本人の社会生活において一定の制限（一定の職業に就けないなど）を受けることを理解する		

[3] 「７２の法則」は、お金が２倍になる年数が簡単にわかる便利な算式。「７２÷金利≒お金が２倍になる年数」となる。たとえば、金利１８％でお金を借りると、「７２÷１８＝４」となるので、約４年で借りたお金は２倍になる。なお、この計算式で使用する金利（年利）は複利。また、算出される結果は概算であって、正確な数字ではない。

	○今後の収入を考えても払えそうもないほどの借金を抱えてしまった場合には、適切な機関に相談することができる	
		○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、いくら借りられるかではなく、いくらなら返せるかを考えて、あらかじめ自分自身の限度額を決める ○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、何のために借りるのか、なぜ必要なのかを明確にする ○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、返済完了までの計画を立てる ○カードローン等の消費者金融やクレジットカードは、借金返済のためには利用しない ○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、必ず金利や契約内容を確認する ○カードローン等の消費者金融やクレジットカードを利用する際には、 悪質な業者や商法に注意する ○物品販売等とローンやクレジットを組み合わせた悪質商法が多いことに留意する

分類７．資産形成商品

人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解（報告書：項目 12 に対応）

① 自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている

② リスクとリターンの関係を正しく理解している

▼ 金融商品のリターンがどのような仕組み（源泉）から生じ、そこにどのようなリスクがあるかについて把握している

▼ リスクとリターンの関係は、一般的には「ローリスク・ローリターン」「ミドルリスク・ミドルリターン」「ハイリスク・ハイリターン」の形で整理され、たとえば金融商品からより高いリターンを得ようとすれば高いリスクを伴い、リスクを低く抑えようとすればリターンも低くなることを理解している

▼ リスクとリターンの関係の理解に基づき、たとえば、通常より高いリターンが得られるとして、「そうしたリターンは必ず実現します」「損失は発生しません」といった説明や、「安全・確実・高利回り・元本保証」といった説明が行われる場合には、疑いをもつことができる

▼ 金融商品によって値動き・値動きの幅がそれぞれ異なることを理解している

③ 自らのリスク許容度を踏まえて合理的な選択ができる

▼ リスク許容度（どこまでの損失に耐えられるか）は、資産の状況、個々人のライフプラン・生活設計、金銭観、働き方などによって異なることを理解している

▼ リスクを避けると、リターンも得られないことを理解している

▼ 自分が将来に向けて堅実に資産形成を行ううえで、どの程度のリスクをとりどの程度のリターンを目指すかについて考えていくことができる

▼「元本保証」は「リスクがない」と即断せずに、元本保証に条件が付されていないかを確認すべきであることを理解している

資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解（報告書：項目 13 に対応）

① 分散を行うことにより、リスクの低減を図ることができることを理解している

▼ 個別の金融商品は、それぞれのリスク（リターンの不確実性の度合い）を有するが、複数の異なるリスク特性をもつ金融商品に分散して投資することで、こうしたリスクを軽減させることが、資産形成について考えるうえで重要であることを理解している[1]

▼ 分散には、国内株式・債券および外国株式・債券に分散する「投資対象の分散」、円だけではなくドル等に分散する「通貨の分散」、一時に資金を投入するのではなく時期をずらして投資していく「時期の分散」があることを理解している

▼「時期の分散」の観点から、定期的に定額で同一の株式、株価指数連動型のＥＴＦ（上場投資信託）、投資信託などを購入することで、取得価格を平準化し、高い値段で購入することを避けるうえで役立ちうることを理解している[2]

▼「時期の分散」の観点から、積立式の資産形成商品を利用することが有力な選択肢の一つであることを理解している

▼「資産の分散」には常に正解があるわけではなく、期待する投資効果や年齢などによって、投資対象の配分の比率は異なり、定期的に見直すことが必要であることを理解している

[1] 分散投資によって軽減される「リスク」は、「リターンの不確実性の度合い」（金融理論で使用される「リスク」）を指す。もっとも、この場合、下方リスクも軽減されるため、「損失を出す可能性」（一般用語でいう「リスク」）も軽減される。

[2] 定期的に定額で購入する（定額購入法またはドルコスト平均法と呼ばれる）場合、投資対象の価格が低いときには多く、高いときには少なく買うこととなり、取得価格を平準化し、高い値段で購入することを避けるうえで役立ちうる。ただし、この手法によって投資収益が確実になるものではなく、購入対象の価格の下落によっては損失を被るおそれがあることに留意する必要がある。

（分類７－３）

資産形成における長期運用の効果の理解（報告書：項目 14 に対応）

① 複利効果は長期投資になればなるほど高い効果が得られることを理解している

▼　資産形成における長期運用の効果として、「複利」（元本から生じた利子・配当等を次期の元本に組み入れ、継続的に運用を行うことで、その利子・配当等相当部分に対しても次期の利子がつくこと）の効果が期待できることを理解している

② 長期運用により価格変動リスクなどを平準化できることを理解している

▼ 長期運用には、時間分散の効果（たとえば、外貨建て資産への投資の際に、時期の分散を組み合わせることで、為替リスクの軽減を図りやすいというメリットもあること）があることを理解している

▼ 長期運用には、金融危機のようなパニック時に低い値段で売却してしまい、結果的に損を大きくしてしまう事態を防ぐ効果もあると考えられることを理解している

▼ 投資期間を設定した場合、その期間中は絶対に売ってはいけないということではなく、予定通りの利益が出れば利益を確定するなどの方法もあることを理解している

分類７．資産形成商品

人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解（報告書：項目 12 に対応）

資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解（報告書：項目 13 に対応）

資産形成における長期運用の効果の理解（報告書：項目 14 に対応）

	小学生	中学生	高校生
	お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、**社会の中で生きていく力の素地を形成する**ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。	経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、**将来の自立に向けた基本的な力を養う**時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	**社会人として自立するための基礎的な能力を養う**時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。
項目 12		○リスクとリターンの関係について理解する	○資産運用する場合の金融商品の「リスク」は一般に“危険”ではなく“不確実性”を指すことを理解するとともに、リスクにはさまざまな種類があることを理解する（価格変動リスク、信用リスクなど） ○金融商品のリスクとリターンについて理解する ○家計資産のマネジメントとして、自らのリスク許容度を把握することができる
項目 13			○ポートフォリオ（運用資産の組み合わせ）によってリスクを抑えることができることを理解する ○資金運用のバランスを考え、自己責任で金融商品を選択する意識をもつ
項目 14		○期間と金利の関係（単利計算・複利計算）を知り、継続して貯蓄に取り組む態度を身につける	○期間と金利の関係（単利計算・複利計算）を知り、長期に運用する効果を理解する ○リスク管理の観点から、長期運用が価格変動リスクを平準化する効果があることを理解する

	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
	社会人として自立するための能力を確立する時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。**若年社会人と同様の金融リテラシー**を身につけることが望ましい。	**生活面・経済面で自立する時期**。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。	**社会人として自立し、本格的な責任を担う**。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。 ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。	**定年退職者**や**年金生活者**を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。 周囲の人（家族など）に資金面などで**支援するケース**も、周囲の人に介護などで**支援されるケース**も想定される。
項目 12	○自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている			
	○金融商品のリターンがどのような仕組み（源泉）から生じ、そこにどのようなリスクがあるかについて把握している ○リスクとリターンの関係は、一般的には「ローリスク・ローリターン」「ミドルリスク・ミドルリターン」「ハイリスク・ハイリターン」の形で整理され、たとえば金融商品からより高いリターンを得ようとすれば高いリスクを伴い、リスクを低く抑えようとすればリターンも低くなることを理解している			
	○さまざまな金融商品のリスクとリターンを理解し、自己責任の下で運用することができる ○自らのリスク許容度を踏まえて、資産配分や金融商品の選択を行うことができる	○資産形成の観点から、リスク商品の重要性を理解し、資産運用対象としてリスク商品を考えることができる ○求めるリターンと許容できるリスクを把握している	○リスク許容度は年齢や家族構成、生活スタイルなどにより変化することを理解している ○求めるリターンと許容できるリスクを把握している	○リスクとリターンの関係を理解し、ノーリスク・ハイリターンをうたう金融商品などに疑いをもつことができる ○自ら理解できない商品への投資はしない
項目 13	○分散投資によりリスク軽減が図れることを理解している ○リスクの分散として「資産の分散」「地域の分散」「時間の分散」があることを理解している ○投資信託や積立式の金融商品が、分散効果を生かした金融商品であることを理解する	○複数の異なるリスク特性をもつ金融商品に分散投資することにより、リスクが軽減されることがあることを理解している ○分散投資を理解し、ライフプランに合わせて実践することができる	○分散投資を行っていても、定期的に投資対象（投資する国や商品）の見直しが必要であることを理解している	○年齢やライフスタイルなどを踏まえ、投資対象の配分比率を見直す必要があることを理解している
項目 14	○利回りの差による長期的な運用結果を比較することができる ○長期にわたり定期的に定額購入することで取得価格を下げる“ドルコスト平均法”があることを理解する ○長期運用には、「時間の分散」の効果があることを理解している	○長期運用には、急な市況低迷時にも慌てて損をしてしまうことを防ぐ効果も期待できることを知っている ○長期にわたり定期的に定額購入することで取得価格を下げる“ドルコスト平均法”があることを理解する	○長期運用には、急な市況低迷時にも慌てて損をしてしまうことを防ぐ効果も期待できることを知っている ○長期にわたり定期的に定額購入することで取得価格を下げる“ドルコスト平均法”があることを理解する	○年齢などを踏まえ、長期運用ではなく、流動性や安全性を重視することができる

分類８．外部の知見の適切な活用

金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解
（報告書：項目 15 に対応）

①金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している

▼ 金融分野は専門性・複雑性が高いことを理解している

▼ お金の運用などに関して心理的・感情的な要素にとらわれることがあること[1]を理解している

▼ 高いリターンには高いリスクを伴うことを理解している

▼ 基本的な金融商品（預金、債券、株式、投資信託等）の仕組みや特性の概要を理解している

②金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関や専門家等を把握し、的確に行動できる

▼ 金融商品の利用の是非を判断するうえで以下のようなポイントに留意する

1) リスク・リターンの観点からみた金融商品の仕組みと評価

2) 競合・類似商品の有無とリスク・リターンの観点からみた評価

3) 資産状況等を踏まえた自己のリスクテイク能力に関する評価

4) リスクを適切に管理するために必要なノウハウ、体制

5) 関連相場等の環境に関する状況、評価

6) トラブルが多発し、公的機関から注意喚起がなされている金融商品か否か

7) 販売業者が提供する情報の真正性や、販売業者の情報提供等、事後サービスの質に関する評価

▼ 金融商品の金額やリスクの大きさに応じ、上記ポイントについて、以下のとおり、外部から情報を収集したり、相談、アドバイスを求めたりすることができる

・インターネットや書籍、複数の販売業者から情報を収集し、商品性に関する理解を深め、比較検討する

・中立的な立場または商品を購入する消費者の側から信頼性の高い情報提供を行っている機関やアドバイス業者等を把握し、相談やアドバイスを求める

▼ 情報やアドバイスを踏まえつつ、最終的な判断は自分で行う必要があることを理解している

▼「自分が理解できない」（複雑な）金融商品は避けることを基本方針としている

▼ トラブルに直面したときの相談窓口として消費生活センターや各種の金融 ADR 制度（ADR＝裁判外の紛争解決）があることを知っており、相談できる

[1] たとえば、株価が上昇した際に楽観的になって買い、株価が下落した際に悲観的になって売るなど

分類８　外部の知見の適切な活用

金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解（報告書：項目 15 に対応）

小学生			中学生	高校生
低学年	中学年	高学年		
お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階。買い物、こづかい、お年玉、手伝いなどの体験を通じて、お金や社会・経済に関心を持ち、主体的に考え、工夫し、努力する態度を身につけるなど、**社会の中で生きていく力の素地を形成する**ことが望まれる。お金に関する知識は当初バラバラであるが、少しずつ体系化されることが期待される。教科等で学習する内容（低学年・中学年・高学年）との関連を図りながら実践したい。			経済や金融と生活のかかわりについて基礎的な理解を形成し、**将来の自立に向けた基本的な力を養う**時期。こづかい管理や買い物の経験も増え、行動が広がり、家計や生活設計について理解できる。勤労や職業の意義を理解し、将来の生活についてもある程度具体的に構想できる。	**社会人として自立するための基礎的な能力を養う**時期。生涯を見通した生活設計の重要性や社会的責任について理解できる。進路選択などで主体的な判断も求められる。経済や金融に関する学習と、実践的な学習を関連させ、「ひとり立ち」を展望できる状態に近づけたい。
	○困ったときの対処方法や相談の仕方を身につける	○情報を活用して選択できる能力を身につける ○小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知る ○消費生活センターの役割を知る	○契約の基本を理解する ○預貯金、株や債券について理解する ○金利計算能力（複利を含む）を身につけ、金利の重要性を理解する ○リスクとリターンの関係について理解する ○インターネット、携帯電話によるトラブル事例を学び、予防の仕方を理解する ○悪質商法や詐欺商法を見分け、詐欺に遭わないようにすることを学ぶ ○トラブルに遭ったときの相談窓口を知る	○預貯金、株式、債券、保険等について理解する ○金利の高さとローン返済額との関係を知り、金利の重要性を実感する ○預貯金、株式、債券、保険等のリスクとリターンの関係について理解する ○情報を収集し、自分の消費生活に活用できる技能を身につける ○資金運用のバランスを考え自己責任について理解する ○トラブルに対処する具体的方法を学び、実際に行使できる技能を養う ○多重債務の相談窓口を知り、相談できる

<table>
<tr><th>大学生</th><th>若年社会人</th><th>一般社会人</th><th>高齢者</th></tr>
<tr><td><u>社会人として自立するための能力を確立する</u>時期。金融経済に関する理解を深めること、価値観を形成し自ら行動すること、社会的責任について自覚することが求められる。お金が必要となる機会が増え、一人暮らし、アルバイト、カード等の利用も多くなる。若年社会人と同様の金融リテラシーを身につけることが望ましい。</td><td><u>生活面・経済面で自立する時期</u>。社会人としての責任も担いはじめる。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、貯蓄・資産運用、住宅資金、結婚資金などの具体的な知識や技能が必要となることが多い。独身層と家族形成層の両方を想定。</td><td><u>社会人として自立し、本格的な責任を担う</u>。ライフスタイルや価値観は多様化しているが、自分自身のほか、家族や周囲への責任も重くなり、住宅・教育・老後資金の準備や支出が必要となることが多い。将来に向けた資産形成を本格的に行う時期。独身層とファミリー層の両方を想定。
ファミリー層では家庭内で子に金融教育を行うことも必要となる。</td><td>定年退職者や年金生活者を主に想定。年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる。全体として見れば相対的に金融資産を多く保有し、自らの金融知識への自信も強い一方、情報収集に消極的な場合も多い。
周囲の人（家族など）に資金面などで<u>支援するケース</u>も、周囲の人に介護などで<u>支援されるケース</u>も想定される。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">○基本的な金融商品（預金、債券、株式、投資信託等）の仕組みや特性の概要を理解している
○経済の動向が金融商品の価格等にどのような影響を及ぼすか、関心をもって見ている
○高いリターンには高いリスクが伴うことを理解している
○金融商品を利用する際には、リスクの程度に応じ外部の知見を利用する必要があることを認識している
○一般的に商品を購入する際、最終的には自己責任であることを前提に、積極的に情報収集を行い、比較検討したうえで、目的や予算に合った商品を選択することができる
○金融商品を提供している業者（銀行、証券会社等）について、概要を理解している
○金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している</td><td colspan="3">○金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している
・ 金融分野は専門性・複雑性が高いことを理解している
・ お金の運用などに関して心理的・感情的な要素にとらわれることがあることを理解している
・ 高いリターンには高いリスクを伴うことを理解している
・ 基本的な金融商品（預金、債券、株式、投資信託等）の仕組みや特性の概要を理解している</td></tr>
<tr><td colspan="3">○金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求められる適切な機関等を把握し、的確に行動できる
・ 金融商品の利用の是非を判断するうえでは、以下のようなポイントに留意する
1）リスク・リターンの観点からみた金融商品の仕組みと評価
2）競合・類似商品の有無とリスク・リターンの観点からみた評価
3）資産状況等を踏まえた自己のリスクテイク能力に関する評価
4）リスクを適切に管理するために必要なノウハウ、体制
5）関連相場等の環境に関する状況、評価
6）トラブルが多発し、公的機関から注意喚起がなされている金融商品か否か
7） 販売業者が提供する情報の真正性や、販売業者の情報提供等、事後サービスの質に関する評価
・金融商品のリスクの大きさに応じ、上記ポイントについて、以下のとおり、外部から情報を収集したり、相談、アドバイスを求めたりすることができる
―インターネットや書籍、複数の販売業者等から情報を収集し、商品性に関する理解を深め、比較検討する
―中立的な立場または商品購入者サイドの立場から信頼性の高い情報提供を行っている機関やアドバイス業者を把握し、相談やアドバイスを求めることができる
・情報やアドバイスを踏まえつつ、最終的な判断は自分で行う必要があることを理解している</td></tr>
<tr><td colspan="4">○「自分が理解できない」（複雑な）金融商品は避けることを基本方針としている
○トラブルに直面したときの相談窓口として消費生活センターや各種の金融 ADR 制度（ADR＝裁判外の紛争解決）があることを知っており、相談できる</td></tr>
</table>

（別　添）

学校教育段階における「マップ」と「プログラム」の関係について

○　金融リテラシーの「項目別・年齢層別スタンダード」（以下「マップ」という）のうち、高校生以下の学校教育段階部分については、「習得する目安と位置付け、今後、学習指導要領との関係や学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく」扱いとされている。このため、新たな検討の場を設ける必要。

○　この間、金融広報中央委員会（以下「当委員会」という）では、学校関係者からのニーズを踏まえ、学校教育関係者による懇談会を設け、「金融教育プログラム」（以下「プログラム」という）について、制定後の新学習指導要領実施等の環境変化や学校教育現場の実情を反映させる方向で見直す方針。

――　なお、プログラムは、2007 年の策定以降、学校教育現場に受け入れられてきており、2013 年 9 月のＧ20 サンクトペテルブルク・サミットでは、金融経済教育研究会報告書（2013 年 4 月）と並んで「国家戦略」として位置付けられた。

○　今後、マップを軸とした金融経済教育の実践・推進フェーズに入るが、その際、高校生以下の学校教育段階については、教育現場の混乱を回避し、教育の実効性を高める観点から、プログラムとマップの整合性を取りつつ、プログラムを基本に推進していくことが適当と考えられる。

――　なお、学校教育段階においてプログラムを基本とする場合でも、小学生から高齢者までの広範な年齢層に亙って習得すべき金融リテラシーの内容が連続的・体系的に理解できるというマップの基本的意義が失われる訳ではない。

＜学校教育段階でプログラムを基本とする理由＞

① マップの高校生以下の部分については、プログラム中（30～33 頁）の「年齢層別の金融教育内容」をもとに策定されたため[1]、内容面からみれば、マップがプログラムにほぼ包含される姿になっている。

② そのうえで、金融経済教育の更なる浸透を図る観点からは、学校教育現場で使われるスタンダードは、教育関係者の理解と共感が得られるとともに、教育実践に結び付け易い内容のものであることが望ましい。この点、プログラムは、学習指導要領との親和性も高く、実践事例等を含めて既に教育現場に定着している。

以　上

[1] 2013 年 7 月、関係団体における『マップ』案の分担執筆の際、研究会報告書の趣旨を踏まえ、「新学習指導要領や政府、教育関係者等との連携の下で学校段階別の金融教育のあり方、指導計画例等を取り纏めた金融教育プログラムを基本とすることが適当」との策定方針を関係者で共有し作業を進めた経緯。

大学における金融経済教育

平成26年度　金融庁の取組内容

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行う。

モデル講義の実施

平成26年4月より、2大学においてモデル講義を実施

慶応義塾大学法科大学院、東京家政学院大学

金融庁・金融広報中央委員会・関係団体（※）が連携し、「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会　等

資料６－９－４

リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15 項目）」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1/01.pdf

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf

未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック
「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf

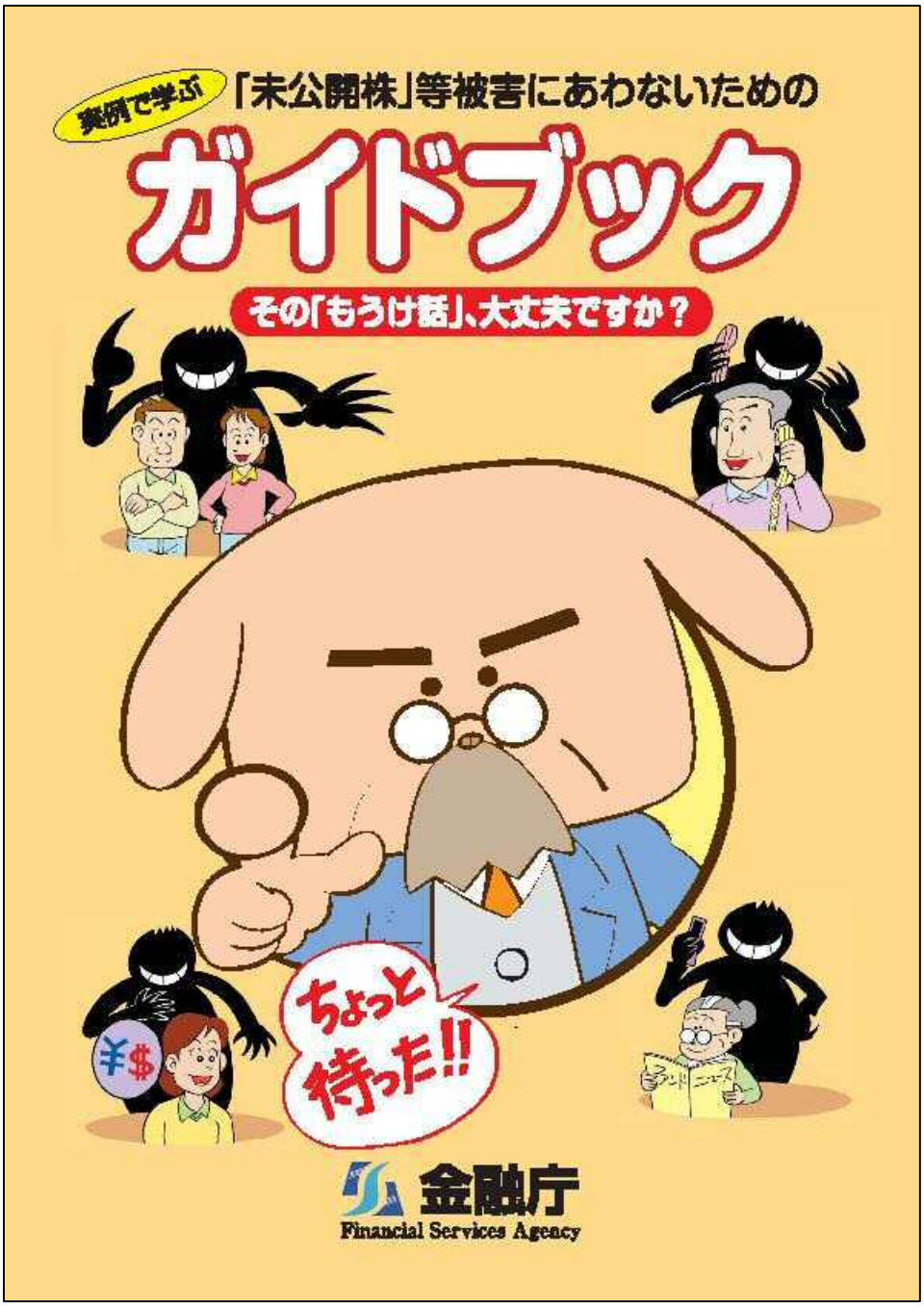

資料６－９－５

金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム

参加無料

日時 平成25年12月12日（木）
14:00～16:30（開場13:30）

場所 沖縄県立博物館・美術館（講堂）
沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

深野 康彦
有限会社 ファイナンシャルリサーチ代表
ファイナンシャルプランナー

伊藤 宏一
千葉商科大学大学院
会計ファイナンス研究科教授

基調講演
『NISAを活用した賢い資産運用の考え方』
深野 康彦（ふかの・やすひこ）

基調講演
『金融経済教育の新しい形
―金融知識から適切な金融行動重視へ』
伊藤 宏一（いとう・こういち）

説明
『金融経済教育の推進に向けた取組み状況について』
金融広報中央委員会事務局

説明
『投資詐欺等にあわないための注意点について』
沖縄総合事務局

お申込み方法

お申込み締切日 平成25年12月6日（金）

定員 150名 定員になり次第、締切らせていただきますので、予めご了承ください。

参加の可否につきましては、参加証の発送を持って通知にかえさせていただきます。
シンポジウム開催日までに参加証を送付しますので、当日ご持参ください。
※お送りいただいた個人情報は、本シンポジウム開催関係事務以外に使用することはありません。

WEB
http://main-container.jp/fsa-sympo2013/
内の応募フォームにご入力の上、ご応募ください。
※WEBお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

FAX
裏面のFAX申込書に必要事項をご記入いただきシンポジウム参加受付事務局までお送りください。
※FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

ハガキ
ご氏名（ふりがな）、ご住所、電話番号を必ずご記入の上、下記シンポジウム参加受付事務局までお送りください。
※ハガキ到着時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

■ お申込に関するお問合せ先

金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム参加受付事務局
〒106-0041 東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル
（株式会社コンベックス内）
TEL:03-3589-3363（平日 10:00～16:00）FAX:03-3589-3974
E-mail:kinyuu_sympo_1312@convex.co.jp

■ 内容に関するお問合せ先

沖縄総合事務局財務部 TEL:098-866-0091
※開催会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

主催：金融庁・沖縄総合事務局
後援：内閣府・消費者庁・文部科学省・金融広報中央委員会・沖縄県・那覇市・沖縄県金融広報委員会

プロフィール

深野 康彦（ふかの やすひこ）

１９６２年埼玉県生まれ。
大学卒業後、クレジット会社を経て１９８９年４月に独立系ＦＰ会社に入社。以後、金融資産運用設計を中心としたＦＰ業務を研鑽。１９９６年1月に独立し、現在のファイナンシャルリサーチ（２００６年1月設立）は2社目の起業。ＦＰ業界暦25年目のベテランＦＰの1人。新聞、マネー誌や経済誌、各種メールマガジンへ執筆や取材協力、テレビ・ラジオ番組などの出演を通じて、投資の啓蒙や家計管理の重要性を説いている。日本経済新聞夕刊で「投信ウオッチ」を毎月連載するなど多数連載を持つ。
著書に「これから生きていくために必要なお金の話を一緒にしよう！」(ダイヤモンド社)、「会社が傾いても自分だけは大丈夫病」(講談社)、「あなたの毎月分配型投資信託が危ない」（ダイヤモンド社）など多数。
新著は「1万円から始めるＥＴＦ投資」(日本経済新聞出版社)。

伊藤 宏一（いとう こういち）

専攻はパーソナルファイナンス、ライフプランニング、金融教育。
幸福論の視点から自立共生型ライフプランを提唱。その観点から家計管理、住宅資金設計、資産運用などをわかりやすく論じている。
CFP・税理士。日本ＦＰ協会専務理事。日本ＦＰ学会理事。NHKなどメディア出演や金融教育にも取り組む。
金融庁・文部科学省・消費者庁などで構成する金融経済教育推進会議委員。
著書等に『実学としてのパーソナルファイナンス』(編著　中央経済社2013)、『金融商品なんでも百科』（平成２５・26年度版　伊藤監修　金融広報中央委員会2013）、中学教科書『技術・家庭　家庭分野』(編著　教育図書)、『５８歳からのマネー防衛術』（講談社）、『パーソナルファイナンス』（アルトフェスト著　伊藤他訳　日本経済新聞出版社）など。

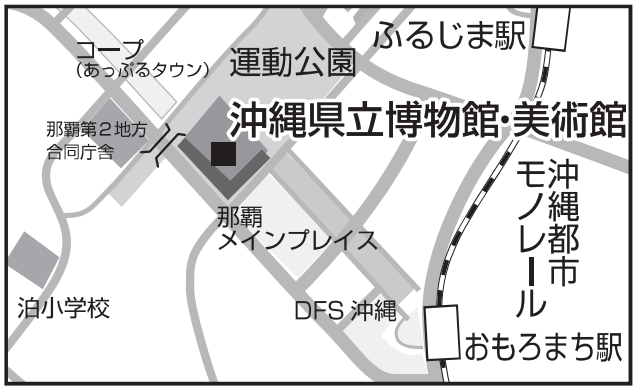

会場案内 ご来場は公共交通機関をご利用ください。

沖縄県立博物館・美術館（講堂）
沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

アクセス
●沖縄都市モノレール
　ゆいレール　おもろまち駅下車　徒歩10分
●バス
　那覇市内線バス3・7・10番線　県立博物館前バス停下車

FAX申込書

FAX でお申込みの方は必要事項をご記入の上、下記番号まで本用紙をFAX して下さい。　申込締切：12月 6日（金）
FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。
◎お申込み頂いた方には、後日参加証をお送りします。当日お越しの際に受付へお持ち下さい。また、定員（150 名）になり次第、募集を締め切らせていただきます。
※印項目は必ずご記入下さい。

ご氏名※（ふりがな）			
ご住所※	〒		
電話番号※		FAX 番号	
E-mail			
事前質問	…… …… …… …… …… …… …… 当日、会場での質問は受け付けておりません。全ての事前質問にご回答できない場合がありますので、予めご了承ください。		

緊急の際の連絡の為、お電話番号以外に E-mail アドレスのご記入にご協力くださいますようお願い致します。
お申込みの際に収集した個人情報は、本シンポジウムの開催のためにのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供は致しません。

FAX　03-3589-3974

家計管理と生活設計について考える相談会
～身につけよう！金融に関する知識と判断力～

金融リテラシー（知識・判断力）の向上を図ることを目的とした家計管理と生活設計に関する無料相談会及び金融リテラシー向上のための基調講演、ミニセミナーを開催いたします。

無料相談会であなたの生活設計を日本FP協会認定のCFP®（ファイナンシャル・プランナー）に相談してみませんか。

参加無料

開催日 平成26年6月12日（木）・13日（金）・14日（土）の3日間

会場 東京都消費生活総合センター（飯田橋）の各教室
（東京都新宿区神楽河岸1－1　セントラルプラザ15階～17階）

6月12日（木）

基調講演
【定員：100名】
13時30分～14時45分
会場：
17階　教室Ⅰ・Ⅱ
テーマ：
あなたのお金を育て増やすライフプラン！
講師：
東京都金融広報委員会
金融広報アドバイザー

ミニセミナー
【定員：50名】
15時00分～16時00分
会場：
17階　教室Ⅰ・Ⅱ
テーマ：
知ってもらいたい保険の知識
講師：
生命保険文化センター、
日本損害保険協会

ミニセミナー
【定員：50名】
15時00分～16時00分
会場：
16階　学習室A
テーマ：
事例で学ぶ！金融トラブル
講師：
東京都消費生活総合センター相談員

無料相談会
【定員：6組】
・・・日本FP協会
15時30分～16時30分
17時00分～18時00分
18時30分～19時30分
（各回2か所で開催）
受付：
17階　情報・交流コーナー

※基調講演・ミニセミナーの申込み方法は、裏面をご覧ください。

6月13日（金）14日（土）

無料相談会【定員：8組】・・・日本FP協会
14時00分～15時00分　15時30分～16時30分　17時00分～18時00分　18時30分～19時30分　（各回2か所で開催）
受付：　17階情報・交流コーナー

無料相談会お申込み方法

無料相談会の予約はお電話にて受付けております。

予約電話番号 0422－27－6622
平日10時00分～18時00分　（担当：本瀬）

ご予約時に氏名、電話番号、年齢、家族構成、職業、同行者（人数、続柄）、相談内容をお伺いします。

いただいた個人情報は、当無料相談会開催関係事務以外に使用することはありません。

お申込み締切り日 定員に達し次第締切らせていただきます。

定員 各回2組　全22組

WEB http://www.arts-crafts.co.jp/kakei

お申し込みに関するお問合せ先

家計管理と生活設計について考える相談会参加受付事務局

（アーツアンドクラフツ株式会社内）
〒180-0004　東京都武蔵野市吉祥寺本町3-3-6-3F
TEL：0422-27-6622
FAX：0422-21-9992
E-Mail: kakei@arts-crafts.co.jp

内容に関するお問合せ先

金融庁総務企画局政策課

〒100-8967　東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
中央合同庁舎第7号館
TEL：03-3506-6000（内線2793）
FAX：03-3506-6267
E-Mail: soudannkai@fsa.go.jp

主催
金融庁、東京都消費生活総合センター、金融広報中央委員会、日本FP協会、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会

会場案内 ご来場は公共交通機関をご利用ください。

東京都消費生活総合センター（飯田橋）
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ15～17階

最寄からのアクセス
- ●JR飯田橋駅西口
- ●東京メトロ東西線・有楽町線・南北線
  飯田橋駅B2b出口
- ●都営地下鉄大江戸線飯田橋駅B2b出口

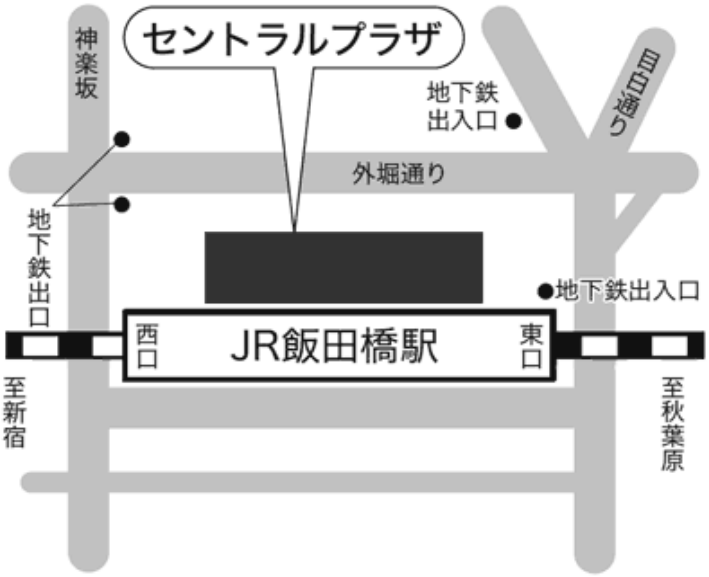

基調講演・ミニセミナー申込書

FAXでお申込みの方は必要事項をご記入の上、下記番号まで本用紙をFAXしてください。
※FAXお申込み時に既に定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

申込期限 ： 5月30日（金）

ご氏名			
ふりがな			
年齢		電話番号	
職業			

お申し込みの際に収集した個人情報は、本基調講演、ミニセミナーの開催のためにのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供は致しません。

FAX番号

0422－21－9992

資料6－9－6

２０１３年 度 金 融 知 識 普 及 功 績 者 一 覧

〔個人の部〕

1. 川村　正光 （青森県）	・FPとしての知識と経験を活かし、地元FM局で視聴者向けに「家計の見直し」等をテーマとして講師を担当するほか、学生を中心とした金融学習グループの設立に尽力するなど、金融知識の普及に貢献。
2. 小林　洋子 （宮城県）	・主に学生を対象として、「金融トラブルの未然防止」、「社会に出て必要なお金の知識」、「ライフプラン」等を中心テーマとして積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
3. 岡住　貞宏 （群馬県）	・「金融経済」、「消費者問題」、「生活設計・ライフプラン」といった多岐にわたる分野について、中学生から高齢者まで幅広い年代を対象として講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
4. 桶田　勝 （千葉県）	・元金融機関職員としての知識と経験を活かし、「金融と経済」等をテーマとして、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象として講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 豊田　眞弓 （東京都）	・FPとしての知識を活かし、「ライフプラン」、「年金」等について独自に工夫した資料等を用いて講演を行うほか、経済情報誌等でコラムを執筆するなど、金融知識の普及に貢献。
6. 満田　正明 （山梨県）	・元金融機関職員としての知識と経験を活かし、「生活設計の必要性」等をテーマとして講演を行うほか、高校生を対象として金融トラブル防止に関する講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
7. 倉島　千徳 （石川県）	・金融経済、財務・会計に関する専門知識を活かし、「金融商品選び」、「財務情報の見方」等をテーマとして講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 帰山　順子 （福井県）	・幅広い年代を対象に、「金融商品の選び方」、「金銭教育」、「生活設計」等をテーマとして講演を行うほか、高齢者を狙う悪徳商法の被害防止講座を行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 南保　勝 （福井県）	・元金融機関職員としての専門知識を活かし、「暮らしと経済」、「私たちの暮らしはどう変わる？」等をテーマとして講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

10. 林　美樹子 （福井県）	・高齢者を対象として、「老後の生活設計」等をテーマに自身の経験を盛り込んだ講演を行うほか、子ども向けに「お買いものごっこ」等の講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
11. 岸本　宏三郎 （愛媛県）	・元金融機関職員としての経験を活かし、「金融商品の選び方」、「お金の管理」等をテーマとして講演を行うほか、学校などで消費者教育に関する講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
12. 岩本　好美 （熊本県）	・消費生活相談員としての経験を活かし、「悪徳商法対策」、「契約トラブル対策」等をテーマとして、学生から高齢者まで幅広い層を対象に積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
13. 斉藤　信子 （熊本県）	・消費生活相談員としての経験を活かし、「悪徳商法対策」、「多重債務防止」等をテーマとして、学生から高齢者まで幅広い層を対象に積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 古河市立諸川小学校 （茨城県）	・お金の循環が人々の仕事や生活を支えていることを学ぶ授業の実施のほか、親子金銭体験教室を開催し、児童の金銭感覚を養うとともに、保護者の金銭に関する知識の向上を図るなど、金融経済教育に取組んでいる。
2. 今治市立大西小学校 （愛媛県）	・全学年を対象として、お金や物の使い方に関するアンケートを実施し、結果を学級活動で議論するほか、お小遣い帳の書き方の指導を実施するなど、金融経済教育に取組んでいる。
3. 大牟田市立白光中学校 （福岡県）	・金融経済を学ぶため、生徒自ら地元特産品について、仕入れ価格の設定・商品研究・事前の市場調査・チラシの作成・接客等に携わるなど、金融経済教育に取組んでいる。

資料６－９－７

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
25/7/18	日本証券業協会	25 年 8 月 10 日	教育管理職セミナー～これからの『生きる力』を育むために～
25/7/18	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	25 年 10 月～11 月	平成 25 年度「FP の日®（全国一斉 FP フォーラム)」
25/7/18	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	26 年 2 月 2 日	第 8 回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
25/7/25	愛知県知事 大村　秀章	25 年 8 月 1 日	2013 あいち消費者教育シンポジウム
25/7/30	㈳投資信託協会	25 年 9 月 28 日	投信フォーラム 2013(福井)
25/8/21	日本証券業協会 日本取引所グループ 東京証券取引所　等	25 年 9 月 28 日～10 月 26 日	平成 25 年度「投資の日」記念イベント
25/8/21	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	25 年 10 月 5 日～6 日	ＦＰフェア 2013 上手な暮らしとおかね展
25/10/18	㈳投資信託協会	25 年 11 月 23 日	投信フォーラム 2013(広島)
25/11/11	㈳投資信託協会	25 年 12 月 14 日	投信フォーラム 2013(徳島)
26/1/28	東京都消費生活総合センター	26 年 3 月 6 日	消費生活セミナー「今から始めよう！未来の夢に近づく資産形成」
26/2/25	公益財団法人生命保険文化センター	26 年 5 月 15 日～9 月 10 日	第 52 回中学生作文コンクール
26/3/7	㈱日本経済新聞社	26 年 4 月 1 日～28 年 12 月末日	第 1 回日経未来投資プログラム
26/3/11	金融広報中央委員会	26 年 8 月 1 日	2014 年度「教員のための金融教育セミナー」
26/4/11	金融広報中央委員会	26 年 8 月～12 月	2014 年度「親子のためのおかね学習フェスタ」

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
26/4/18	金融広報中央委員会	26 年 5 月 20 日～27 年 3 月 20 日	第 47 回「おかねの作文」コンクール（中学生向け）
26/4/18	金融広報中央委員会	26 年 5 月 20 日～27 年 3 月 20 日	第 12 回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
26/4/18	金融広報中央委員会	26 年 5 月 20 日～27 年 3 月 20 日	第 11 回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール
26/5/8	㈳投資信託協会	26 年 5 月 31 日	投信フォーラム 2014(山形)
26/5/8	日本証券業協会	26 年 8 月 4 日～8 月 19 日	教員向け金融経済夏期セミナー
26/5/20	㈱日本経済新聞社	26 年 5 月～27 年 1 月	第 15 回日経 STOCK リーグ
26/5/29	全国公民科・社会科教育研究会	26 年 7 月 29 日～31 日	証券・経済セミナー
26/5/29	㈳投資信託協会	26 年 7 月 5 日	投信フォーラム 2014(鳥取)
26/6/9	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	26 年 6 月 1 日～10 月 31 日	小学生『夢をかなえる』作文全国コンクール

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
26/4/18	日本証券業協会	26 年 6 月～7 月頃、11 月～12 月頃	平成 26 年度「金融リテラシー習得講座（NISA 対応特別編）」

資料８－１－１

平成 25 年 9 月 6 日
金融庁

平成 25 事務年度　金融モニタリング基本方針

金融庁においては、これまで、毎事務年度当初に、「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定・公表し、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示してきた。

本事務年度においては、現下の金融行政上の課題を踏まえ、後述のような問題意識の下、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについてより深度ある実態把握を行うこととした。そこで、従来の「検査基本方針」に替え、両局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングについて、「金融モニタリング[1]基本方針」として取りまとめ、公表することとした。

なお、本「金融モニタリング基本方針」は、平成 25 年 9 月時点の金融システムを取り巻く経済金融情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すことがあり得る。

Ⅰ．金融システムを取り巻く経済金融情勢と金融行政の課題

金融システムを取り巻く経済金融情勢を見ると、世界経済は、足下、弱いながらも底堅い回復を見せている。米国経済は緩やかな回復傾向となっているものの、中国経済の減速、新興国の状況、欧州債務問題等に注意が必要である。また、各国中央銀行の積極的な金融緩和等により、金融市場では、巨額の資金が国境を超えて急激に移動する状況となっており、資金の流れを継続的に注視する必要がある。

国内の状況をみると、日本経済は、政府・日銀が一体となって取り組んでいる経済政策が奏功し、足下、「デフレ状況ではなくなりつつある」ものの、中長期的には、人口の減少、高齢化の進展等に直面しており、持続可能な財政構造の実現に向けた取組みも喫緊の課題となっている。

こうした状況の中で、金融機関が果たす役割は大きい。金融機関が、適切なリスク

[1] 「金融モニタリング」とは、オンサイトのモニタリングとオフサイトのモニタリングの両方を包含している。モニタリングの手法については、様々な態様があるが、本事務年度のモニタリングにおいては、以下のモニタリング手法を組み合わせ、より一層、効率的・効果的な金融モニタリングを目指していくこととする。また、業界横断的な重要課題については、後述（Ⅲ２）する「水平的レビュー」によって統一目線で取組状況を把握する。

①「オフサイト・モニタリング」：金融機関から任意の協力を得て行う情報収集（資料の提出、ヒアリング等）。

②「通常検査」：個別の金融機関に対して、経営管理態勢、金融円滑化、法令等遵守態勢等の各種リスク管理態勢等の適切性及び金融機関の経営実態を検査官が立入りを伴って検証する行為（オンサイト・モニタリング）。検証範囲の網羅性により、フルスコープの検査（総合検査）とターゲット検査（部分検査）に分類される。

③「ターゲット検査」：「通常検査」のうち、一部の検証項目や個別事案に焦点を絞って検証を行うもの。

管理の下で、適切な金融仲介機能を発揮することで、経済がデフレから脱却し、企業・経済の持続的な成長につなげ、これによって、金融機関の経営の健全性も持続的に維持される、という好循環を実現することが重要である。

当局としても、この好循環の実現に向け、①内外の経済金融情勢を的確に把握することで、好循環の実現を阻む潜在的な脅威を早期に発見し、その顕在化を未然に防止すること、②金融機関が企業や個人顧客のニーズに応え、より質の高い金融サービスを提供できるような業務運営・リスク管理態勢の確立を促していくことが課題となっている。

Ⅱ．金融モニタリングの見直しの方向性

以上のような金融行政の課題に対応すべく、金融機関に対するモニタリングのあり方について必要な見直しを行う。

【リアルタイムでの金融機関、金融システムの実態把握】

内外の経済金融情勢が変化する中、金融機関や金融システムが直面するリスクも絶え間なく変化している。状況の変化に適切に対応するため、当局として、金融機関・金融市場で何が起こっているか、起こりつつあるのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していく。

その際、個々の金融機関にとっては合理的な行動であっても、多くの金融機関が同様の行動を取ることによって、予期せぬ影響を経済全体に及ぼし、それが金融機関経営にも影響を及ぼし得ること（金融機関の行動とマクロ経済・市場との相互連関性）にも留意しつつ、マクロプルーデンス（金融システム全体の健全性）の視点を重視したモニタリングを行っていく。

【業界横断的な課題の抽出、改善策の検討】

これまでの金融検査は、個別の金融機関の定点的な実態把握が中心であったが、オフサイトのモニタリングや新たに試行的に導入する水平的レビュー（後述）による横断的な分析を組み合わせ、例えば、①金融機関が担保・保証に過度に依存し、適切なリスクを取った貸出しができていないのではないか、②海外業務展開を拡大したり、地域経済を活性化する上で適切な経営・業務態勢を確立できているか、③今後の金利シナリオ（短・中・長期）を前提にどのようなポートフォリオ管理を行おうとしているのか、といった金融行政上の重要な課題について、業界横断的な実態把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、オンサイト・オフサイトのフォローアップにつなげていく。

【より優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））の確立】

これまでの金融検査は基本的には法令や金融検査マニュアル等で規定した基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかについての検証が中心であったが、特に大手金融機関は、ミニマム・スタンダードの遵守だけでは世界に伍して戦えないことから、原則としてより優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））に近づく観点からの金融モニタリングを実施していく。

Ⅲ．金融モニタリングの枠組みと各業態に対する検証項目

本事務年度においては、金融機関に対して、業態毎に以下の枠組みの下で、金融モニタリングを実施する。なお、検証項目については、本事務年度の各業態の監督方針に掲げられた内容も参照する。

１．金融システムモニタリング（マクロプルーデンス）

定期的に金融機関より当局に対して報告される資料の分析・集計を継続的に行い、金融機関の投資動向、融資動向や金融システム全体の動向を把握する。そのため、報告資料の見直しも実施する。

主要金融機関の各部門の責任者（貸出審査、市場業務、投資銀行・証券業務、リテール業務等）からビジネス動向を随時ヒアリングするとともに、主要金融機関の経営に関する重要な意思決定や営業店戦略などについても遅滞なく聴取し、金融機関・金融市場で何が起こっているのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していく。

以上により得られる金融機関のビジネス動向分析を、マクロの経済・市場分析（国内外の市場関係者からの情報収集・分析）、金融安定理事会（FSB）等の脆弱性分析等と突き合わせ、当局として監視すべきリスクを特定し、フォワードルッキングな対応が出来るようにする。

２．SIFIs[2]及びその他の主要行等に対する金融モニタリング

（１）金融モニタリングの枠組み

SIFIs は、本邦金融市場における主要なプレイヤーであり、グローバルな金融機関と比べても遜色のない質の高い金融サービスの提供やリスク管理態勢の確立を目指す

[2] Systemically Important Financial Institutions。金融システム上重要な金融機関。本金融モニタリング基本方針における SIFIs とは、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループを指す。

べきである。こうした認識の下、これら SIFIs に対しては、共通する重要課題（例えば、グループ経営管理、海外展開管理等）を重点検証項目とし、検証項目毎に同一チームが、統一的目線で金融機関の実態を把握する「水平的レビュー」（注）を実施する。水平的レビューに当たっては、その時々のグローバル・ベスト・プラクティス（世界基準での最良慣行）を当局が理解する必要があることから、海外当局との連携を強化し、先進的な取組みをしていると考えられるグローバル SIFIs（G-SIFIs）の実情について調査する。水平的レビューの結果については、取組事例の比較・分析を行い、各金融機関の全体の中での位置づけをフィードバックし、SIFIs の経営の改善につなげていく。

（注）「水平的レビュー」（本事務年度より試行）

水平的レビューは、複数の金融機関に共通する検証項目を選定し、それらの金融機関に対して、統一的目線で取組状況を横断的に検証する新たな金融モニタリング手法である。SIFIs、一部地域銀行、大手保険会社等に対して、それぞれ本事務年度より試行的に開始する。立入検査の一種であるが、ベスト・プラクティス（最良慣行）や業界共通の実態・課題の把握などに重点を置くものである。

本事務年度の水平的レビューにおいては、法令への抵触など緊急に改善を要する重大な問題が認められる場合を除き、従来の検査において当局と金融機関との間で実施されてきた確認表に基づく指摘は行わず、監督局においても、検査の結果を踏まえた報告徴求は実施しない。また、水平的レビュー自体が、各金融機関における取組みが類似金融機関の平均的取組みや業界のベスト・プラクティス（最良慣行）とどの程度乖離しているかを明らかにするものであることから、評定は実施しない。

上記の SIFIs に対する水平的レビューを推進するため、オンサイト・オフサイト一体の SIFIs モニタリングチームを編成する。SIFIs モニタリングチームは、各 SIFIs とのコミュニケーションを担当する検査官（EiC: Examiner in Charge）チームと、リスク・業務カテゴリー[3]別の専門チームとで編成する。水平的レビューの実施にあたっては、各 SIFIs の検査官チームとリスク・業務カテゴリー別の専門チームが協働する。その際、各 SIFIs の戦略の違い等を十分に勘案し、画一的な判断に陥らないようにする。

その他の主要行等については、SIFIs に対する水平的レビューの検証項目のうち、それぞれの金融機関に馴染むものについては、当該金融機関も水平的レビューの対象とする。各金融機関の独自性が強い分野等については、各金融機関の業務の実態を踏

[3] リスク・業務カテゴリーには、例えば、経営管理、融資業務（資産査定、信用リスク、金融円滑化）、統合的リスク、市場リスク、リスク商品販売（顧客保護）、法令等遵守、システムリスク（外部委託も含めた管理態勢、システム更改や統合がある場合のリスク管理態勢の検証を含む）、オペレーショナルリスク、信託業務、投資銀行業務等がある。

まえ、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

（２）金融モニタリングにおける検証項目

本事務年度の金融モニタリングにあたっての SIFIs 及びその他の主要行等に対する主な検証項目は、以下のとおりとする。これらの検証項目は、あくまでも事務年度当初の分析によって抽出したものであり、事務年度中に新たに認識されたリスクや環境変化に応じて、柔軟に追加・変更する（以下、他の業態の検証項目についても同様）。

なお、SIFIs に対する水平的レビューでの検証項目は、以下の検証項目より抽出する。

①経営管理（ガバナンス）

・経営陣の認識：人口動態、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等を踏まえたグループの中長期的経営戦略、経営課題についての経営陣の認識等。
・グループ経営管理態勢：グループ経営管理の実態（社外取締役の機能等）、持株会社のグループ主要各社に対する経営管理、海外業務展開を拡大する上での経営・業務態勢等。
・経営戦略：中期経営計画の重要施策、計数目標、リスクアペタイトフレームワーク[4]の構築状況等。
・グループ法令等遵守態勢：グループ内の利益相反管理態勢（証券業務における銀行の立場を利用した営業行為や法人顧客情報の管理実態を含む）、インサイダー取引防止に係る態勢等。
・国際金融規制への対応：G-SIFIs に対する規制強化への対応等。
・グループ統合リスク管理態勢（資本政策含む）：グループ統合リスク管理、持株会社のグループ主要各社（海外含む）に対する信用リスク・市場リスク管理の関与の状況、ストレス・テスト、バーゼルⅢ対応等。
・人事評価、インセンティブ：金融仲介機能の適切な発揮や顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）、人材育成等。
・内部監査：グループ主要各社の監査態勢（海外拠点、主要委託先含む）、監査専門人材の確保等。
・監査役監査、外部監査：実施状況、実効性の検証、内部監査・監査役監査・外部監査の連携等。
・危機時の対応：内外の金融・市場情勢や規制・監督の動向を的確に把握しつつ、危機時を想定した強靭な経営管理態勢の整備等。

4 経営陣等がグループの経営戦略等を踏まえて進んで受け入れるリスクの水準について対話・理解・評価するためのグループ内共通の枠組み。

・業務継続態勢：業務継続計画の整備状況、有効性、サイバーセキュリティ対策の整備等。

②金融仲介機能・金融円滑化

・経営陣の認識：金融仲介機能の発揮に関する経営陣の認識等。

・融資審査態勢：政府のデフレ脱却の取組みが進む中での審査の考え方の変更、融資権限・審査プロセスの実態、無担保・無保証融資の位置づけ、目利き能力のある人材の確保と育成、信用保証制度の適切な活用等。

・コンサルティング機能の発揮状況：円滑化対応の変化、コンサルティング機能のあり方、規模別・産業別の事業の将来収益とリスクの把握等。

・新規融資を阻害する外的要因や検査・監督上の課題：政府系金融機関・地域銀行との競合等。

・経営改善・事業再生（再生に特に注力している先や新事業の展開を視野に入れている先等を含む）：取組状況と課題等。

・住宅ローン：新規融資、条件変更の相談・申込みに対する審査対応等。

③リスク性商品

・経営陣の認識・経営戦略：リスク性商品の組成・販売の経営戦略上の位置づけ、事業展開の実態、顧客のニーズにあった販売戦略（販売商品の商品性、残高、手数料収入に対する考え方）等。

・顧客保護等管理態勢：回転売買、優越的地位の濫用、高齢者対応、アフターフォローの実態等。

・リスク性商品に係る苦情処理態勢：苦情の把握、対応、分析の実態等。

・持株会社やグループ内での連携：持株会社からの指示・指導、販売会社とグループ内投資顧問会社の関係等。

・リスク性商品販売に影響を与える外的要因や検査・監督上の問題：NISA への対応等。

④市場リスク管理

・経営陣の認識・経営戦略：債券の主要引受手・保有者としての経営陣の認識、短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応（現下の金融政策に対応した運用のあり方）、具体的な運用方針等。

・投資・運用態勢：フロントでの実際の運用態勢等。

・リスク管理態勢（ミドル・内部監査の態勢）：金利リスク等各種リスクの具体的管理方法等。

・有価証券運用方針に影響を与える外的要因や検査・監督上の課題：財政政策、金融政策、グローバルな規制環境の変化等。

⑤信用リスク管理（集中リスク）

・経営陣の認識：ポートフォリオ及び与信集中（オフバランス取引等を含むエクスポージャー全体）に対する評価等。

・経営戦略：融資・債券投資戦略等の実態等。

・与信管理態勢：大口先・集中先に対する管理態勢、与信集中の抑制及び解消策の実態等。
・与信集中リスクに関するストレス・テスト：ストレス・シナリオと対応方針等。
・与信集中をもたらす外的要因等。

⑥マネー・ローンダリング防止（犯罪収益移転防止法対応）
・経営陣の認識・経営戦略：マネロン防止（FATF、G8 等の国際的な動向を踏まえた対応を含む）、反社会的勢力への経営陣の考え方等。
・取引時確認、口座不正利用防止等：口座不正利用防止の管理態勢の整備状況等。
・疑わしい取引の届出：抽出（フィルタリング）システムの実効性、届出状況のモニタリング等。
・改正犯罪収益移転防止法対応：改正法を踏まえた対応状況等。
・反社会的勢力への対応：反社データベースの網羅性・管理区分の精度等。
・海外も含めた規制への対応：海外拠点のマネロンに関する現地法制・規制への対応等。

⑦法令等遵守
・不公正取引等の防止：適切な情報管理、業務の適切性が確保されるような態勢整備（例：LIBOR 問題）等。
・不適切な新規業務の防止：複雑なスキームを用いた取引の適法性・適切性の検証態勢の整備等。

⑧顧客保護・利用者利便
・高齢者等対応：高齢者等が安心して金融サービスを利用できる環境整備等。
・不正行為に関する利用者保護：偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングを使用した預金の不正払戻しへの適切な対応等。

⑨信託業務
・法令等遵守態勢・顧客保護管理態勢：信託の種類毎（年金信託、金銭信託、不動産信託等）の態勢整備等。
・信託業務の外部委託：委託先の監視態勢等。

⑩IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）
・IT ガバナンス態勢：IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、クラウドサービス[5]を利用する業務のリスク管理態勢等の外部委託管理等。

[5] クラウドサービスは、通常、サービス提供業者が、汎用的な業務処理を複数の利用企業に提供しているため、利用コスト等の面で優れる一方、金融機関別の専用システムの場合と比べて、監査に必要な情報を得にくい、データの保管場所が不明確な場合がある、といった特徴もある。

３．地域金融機関に対する金融モニタリング

（１）金融モニタリングの枠組み

地域金融機関に対しては、既存の経営情報等に基づき、個々の金融機関のリスクの所在等について事前情報分析を行った上で、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。その際は、業態毎の特性等に配慮する。

業界に共通する重要課題については、対象金融機関を選定の上、水平的レビューを実施する。水平的レビューの検証項目については、一部の地域銀行にオフサイト・モニタリングを実施し、業界横断的な課題について当局としての知見を深めた上で、確定していく。水平的レビューについては、まずは、金融庁が実施する地域銀行の金融モニタリングにおいて試行し、財務局による金融モニタリングへの展開についても検討する。

なお、地域金融機関の経営基盤となる各地域の経済情勢等についての知見を深める観点から、財務局の経済調査部門との連携も深めていく。

（２）金融モニタリングにおける検証項目

地域金融機関に対しては、中長期的ビジネスモデルや業務を行っている地域経済等に特に着目した、以下を主な検証項目とする。また、SIFIs 及びその他の主要行等と同様の課題を抱える地域金融機関については、上述Ⅲ２（２）の検証項目を参照する。

今後、これらの検証項目のうち、業界横断的な重要課題について、一部地域銀行に対するオフサイト・モニタリングで分析を深め、水平的レビューに関する検証項目とする。

①経営管理（ガバナンス）・ビジネスのあり方

- 経営陣の認識：収益・ビジネスの現状、営業基盤である地域経済の中長期的な見通し（人口動態、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等）とそれを踏まえた経営戦略、経営課題についての経営陣の認識。
- ビジネスモデルの持続可能性（資本政策、中長期的な時間軸での経営効率化への取組みを含む）。
- 経営管理態勢（取締役会・監査役会等による経営管理の実態、内部監査を含む監査機能の発揮状況等）。
- 中長期的な経営計画等の理念と重要施策・計数目標等。
- 人事評価、インセンティブ：金融仲介機能の適切な発揮や顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）、人材育成等。

②地域の活性化への取組み

・地域の活性化に対する経営陣の認識及び経営・業務態勢等（活性化に資する具体的産業・事業分野についての認識を含む）。

・地域活性化のための具体的な取組み（企業再生・再編、コンサル機能、ビジネスマッチング等）と課題。

③地域顧客への金融サービスの提供

・政府のデフレ脱却の取組みが進む中での審査の考え方の変更。

・融資権限・審査プロセスの実態、無担保・無保証融資の位置づけ、目利き能力のある人材の確保と育成等与信能力向上に向けた取組み、信用保証制度の適切な活用等。

・ポートフォリオ及び与信集中（オフバランス取引等を含むエクスポージャー全体）に対する評価等を含めた信用リスク管理。

・円滑化対応の変化、コンサルティング機能のあり方、規模別・産業別の事業特性に応じた与信への取組み。融資先企業の海外進出や県外への事業展開への対応等。

・円滑化法対象企業の管理状況と対応方針。

・経営改善・事業再生（再生に特に注力している先や新事業の展開を視野に入れている先等を含む）への取組みと課題。

④市場リスク管理

・経営陣の認識：短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応等。

・リスク管理態勢：金利リスク等各種リスクの具体的管理方法（現状の有価証券ポートフォリオの分析・認識を含む）、ALM 管理の現状等。

⑤顧客保護・利用者利便

・高齢者等対応：高齢者等が安心して金融サービスを利用できる環境整備等。

・不正行為に関する利用者保護：偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングを使用した預金の不正払戻しへの適切な対応等。

⑥IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）

・IT ガバナンス態勢：IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、共同センターへの外部委託管理等。

４．外国銀行に対する金融モニタリング

（１）金融モニタリングの枠組み

外国銀行に対しては、全ての在日拠点から、ヒアリングシートの配布・回収を通じて、基礎的な経営情報（グループ全体の運営状況、グローバル戦略、在日拠点の位置づけ、主要業務、業務戦略、資産構成、リスク特性、経営環境等）を収集する。それ

らを基に、全ての在日拠点に簡易なオンサイト・モニタリング（ターゲット検査）を実施し、リスクの所在等に関する情報分析を強化するとともに、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。その際、本部経営陣の在日拠点に対する関与と在日拠点自らの経営管理の関係にも留意して検証を行う。

また、本社幹部とのコミュニケーション、本国当局との連携を強化する。

（２）金融モニタリングで収集する情報及び検証項目

外国銀行については、経営情報収集のためのヒアリングシートの配布・回収や簡易なオンサイト・モニタリング（ターゲット検査）で、主に以下の情報や検証項目について確認する。なお検証項目については、各外国銀行のビジネスモデル等の状況によって、主に以下の項目から抽出する。

①業務内容、経営状況、グループ全体の経営における在日拠点の位置づけ
- 在日拠点とグループ本部との関係（レポーティングラインの実態、持込資本の状況等資本政策等）。
- グループ全体のビジネスモデル、経営戦略、足下のビジネスの状況・経営方針、グループ決算・格付け、母国当局による監督の状況等。
- 在日拠点の位置づけ、グループ全体に占める在日拠点の規模、在日拠点の業務戦略、足下のビジネスの状況、拠点ベースの決算等。

②経営管理（ガバナンス）
- 経営戦略：グループまたは在日拠点としての重要施策、計数目標、収益ドライバー等。
- 人事評価、インセンティブ：リスク管理・法令等遵守管理態勢等とバランスの取れた人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）等。
- 内部監査：在日拠点の監査態勢及び内部監査と外部監査等との連携等。

③法令等遵守
- マネー・ローンダリング防止（犯罪収益移転防止法対応）：口座不正利用防止の管理態勢の整備状況、疑わしい取引の抽出（フィルタリング）システムの実効性、届出状況のモニタリング、改正法を踏まえた対応状況、反社データベースの網羅性・管理区分の精度等。
- 不公正取引等の防止：適切な情報管理、業務の適切性が確保されるような態勢整備等。
- 不適切な新規業務の防止：複雑なスキームを用いた取引の適法性・適切性の検証態勢の整備等。
- インサイダー取引防止：態勢の整備状況等。

④流動性リスク管理（拠点の特性を踏まえた管理・モニタリング）

・経営戦略：営業戦略に応じた資金調達戦略の管理手法等。
・流動性危機時の対策：内容・発動権限者・責任範囲の設定、平時におけるストレス・テスト等。

⑤リスク性商品（ホールセール及びリテール向け）
・ホールセール向けリスク性商品にかかるリスク管理態勢：海外拠点で組成したリスク性商品（仕組預金等）の在日拠点でのリスク管理の実態、投資銀行業務等に関する銀証連携における法人顧客情報の管理実態等。
・リテール向けリスク性商品に係るリスク管理態勢：在日拠点における適合性の原則等の遵守状況の把握、預金保険に関する適切な情報開示等。

⑥市場リスク管理（金利リスク）
・経営戦略：有価証券運用に対する方針、外国債券に対する運用方針等。
・投資・運用態勢：フロントでの実際の運用態勢等。
・有価証券リスク（特に金利リスク）管理態勢：有価証券リスク量の計測方法等。

⑦IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）
・IT ガバナンス態勢：システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、外部委託管理等。

５．保険会社に対する金融モニタリング

（１）金融モニタリングの枠組み

保険会社に対しては、当局が保有する既存の経営情報等に基づき、個々の保険会社のリスクの所在等について事前情報分析を行った上で、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

大手生保会社・損保会社等については、それぞれ SIFIs と同様、オンサイト・オフサイト一体となったモニタリングチームを編成し、業界横断的な検証項目については、ベスト・プラクティス（最良慣行）を念頭に置き、マクロプルーデンス（金融システム全体の健全性）の観点も含めた水平的レビューを実施する。

（２）金融モニタリングにおける検証項目

保険会社については、少子高齢化の進展や自然災害の多発、募集形態の多様化、運用環境の変化等に伴い経営環境・収益構造が変化していることなどを踏まえ、主な検証項目は以下とする。

なお、大手生保会社・損保会社等に対する水平的レビューでの検証項目は、以下の検証項目より抽出する。

①経営管理（ガバナンス）

・経営陣の認識：人口動態（高齢化を含む）、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等を踏まえたグループの中長期的経営戦略、経営課題についての経営陣の認識等。

・中長期的ビジネスモデル：生保会社については、少子高齢化の進展や募集形態の多様化（銀行窓販、ダイレクト系、保険ショップ等）を踏まえた、中長期的な事業戦略、商品開発態勢、海外戦略、収益管理等。損保会社については、自動車保険市場の縮小や大規模自然災害の多発といった環境を踏まえた海外戦略など中長期的な事業戦略、商品開発態勢、収益管理等。

・経営管理態勢：意思決定プロセス、牽制態勢、情報開示等。

・グループ管理：持株会社のグループ主要各社に対する経営管理、経営統合や機能別再編の状況、グループコンプライアンス等。

・人事評価、インセンティブ：顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方（報酬体系）、人材育成等。

・内部監査：リスクベース・アプローチの内部監査や専門性の高い分野に対する監査等。

・監査役監査、外部監査：実施状況、実効性の検証、内部監査・監査役監査・外部監査の連携等。

・業務継続態勢：業務継続計画の整備状況・有効性、サイバーセキュリティ対策の整備等。

②法令等遵守

・反社会的勢力への対応：保険約款への暴排条項導入に伴う反社データベースの整備、スクリーニングの実態等。

・インサイダー取引防止：態勢の整備状況等。

③募集管理及び顧客保護等

・代理店管理（募集・契約管理等）：顧客ニーズに対応するための代理店の質的向上に向けた取組み、乗合代理店や銀行窓販、クロスセル等の特性を踏まえた代理店管理態勢の実態、代理店手数料体系、代理店管理部門における業務効率化と業務品質確保の状況、最適商品の提供に向けた取組状況、代理店における不祥事防止に向けた管理態勢等。

・高齢者等対応：高齢者等に対するリスク商品の販売拡大を踏まえた、募集管理態勢（高齢者等に対する販売ルール等）及び顧客管理態勢（高齢者等に関する乗換え募集等のモニタリング、アフターフォローの状況等）の実態等。

・保険金等支払：保険金等の支払漏れ等の防止に向けた取組状況（保険契約者等の属性に応じたきめ細かい請求案内の実施態勢を含む）、保険金詐欺や不正請求等の防止に向けた取組状況等。

・顧客情報管理：グループ内、代理店、業務提携先等における管理態勢等。

・苦情処理：苦情相談等を起点とする業務品質の向上に向けた取組状況、金融ADR 制度への対応状況、業界としての苦情等への対応状況、人材の育成・業績評価等。

④統合的リスク管理及び資産運用

・エンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）：グループ ERM 態勢の構築状況（資本配賦運営を含む）、リスクアペタイトフレームワークの経営計画における活用状況、非計量化リスク・エマージングリスク[6]の把握・管理の状況等。

・リスクとソルベンシーの自己評価：ソルベンシー評価目的の内部モデル整備状況、保険引受リスクの計量化手法・リスク統合手法の妥当性、内部モデル検証の妥当性等。

・自然災害リスク管理：集積リスク管理態勢（出再先の態勢確認を含む）、非モデル化リスクについての経営陣の認識等。

・資産運用リスク管理態勢：負債特性に応じた資産ポートフォリオ構築（地域・通貨・商品等の分散状況を含む）、短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応（現下の金融政策に対応した運用のあり方、貯蓄性商品に係る動的解約リスクへの対応を含む）、具体的な運用方針、リスク削減計画の進捗状況（政策株式の削減等）、新商品投資時の検討態勢等。

・再保険政策：再保険方針と再保険取引の実態（グループ内取引を含む）、海外SPC 等への出再･受再の実態把握、再保険代替取引の利用状況、出再先の信用リスクの把握状況等。

⑤IT ガバナンス（IT システムリスクの統制）

・IT ガバナンス態勢：IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、外部委託管理等。

６．その他の金融機関等に対する金融モニタリングの枠組み

新しい形態の銀行、信託会社、金融会社等、指定紛争解決機関（ADR）、委託業者・代理業者、政策金融機関、農業協同組合等に対しては、当局が保有する既存の経営情報や個別事情の分析を踏まえ、リスクの所在を想定し、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

なお、上記業態で、業態横断的な重要課題の存在が確認された場合は、水平的レビューを実施する。財務局実施検査については、水平的レビューの試行の進捗も踏まえつつ、今後検討し、当分の間は、金融庁検査局との連携をより一層強化する。

6 現在はリスクとしては認識されていないが、環境変化等により、新たに現れてくるリスク。

Ⅳ．金融モニタリング手法の見直しと課題

１．金融機関の将来にわたる収益構造の分析

金融機関の健全性を判断する上では、現在のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性はどうか、また、金融機関を取り巻く経済金融情勢の今後の変化を踏まえ、潜在的リスクはどこに存在するか、について分析することが重要であり、こうした観点から金融機関の収益構造及び将来の展望についての議論を金融機関との間で深めていく。

２．融資審査における事業性の重視

担保・保証に過度に依存しない適切なリスクテイクを阻害している要因は何か、事業の期待収益とリスクに対する評価能力（いわゆる「目利き能力」）を向上させるためにどのような取組みを行っているか、事業について知見を持った人材の確保と育成の取組みはどうか、といった商業銀行経営の本質的課題の改善につながる議論を、金融機関との間で深めていく。

３．小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重

当局としては、金融機関の将来にわたる健全性の検証（マクロ経済環境の変化への対応、特定業種・大口与信先への集中等）は、ストレス・テスト等も活用しつつ、従来以上に多角的に掘り下げた分析を行うが、金融機関全体の健全性の観点からあまり重大でない小口の資産査定については、金融機関において、引当等の管理態勢が整備され有効に機能していれば、その判断を極力尊重する。

４．金融機関における「コンプラ（法令等遵守）疲れ」への対応

これまでの当局による検査等での指摘への対応を含めた金融機関側のコンプライアンス対応が累積し、実質的な意味での顧客保護等の観点からはあまり効果的でなく、かえって顧客利便を損ねているような過度に形式的なルールについて、より効果的・効率的にしていく視点を金融モニタリングにおいて導入していく。

５．内部監査等の重視

当局において、金融機関の内部監査がどの程度機能しているかを金融モニタリング上の検証項目と位置づけ、金融機関における、内部監査の改善、内部監査・監査役監査・外部監査の十分な連携による監査機能のより効果的な発揮を目指す。

６．海外の監督当局等との連携強化

米・英をはじめとする海外の監督当局との連携を強化し、監督手法の改善につなげる意見交換（監督手法のベスト・プラクティス（最良慣行）の追求）を行う。G-SIFIsに対する監督について、関係する海外当局との連携を強化することとし、必要に応じて個別金融機関に関する二国間意見交換を実施する。

また、検証項目の設定やオンサイト・モニタリングの時期・方法等に関し、証券取引等監視委員会との連携を一層強化する。

さらに、日本銀行、関係省庁、自主規制機関等との間でも、情報や問題意識の共有を含め、連携を強化する。

７．情報収集態勢の充実

金融機関に対する苦情等の従来の情報収集に加え、関係機関との連携強化や顧客企業からのヒアリング等により、金融モニタリングの端緒となる情報収集を強化する。

８．地域経済についての知見の拡充

地域金融機関の経営は、地域経済の現在及び今後の状況や成長力、地域の資金需要の見込み等に大きく影響を受けることから、財務局が有する経済調査機能等も活用しながら、地域経済の動向と将来見通しについての知見を拡充し、それを踏まえた地域金融機関との対話を行っていく。

９．検査官の専門性向上（人材育成）

リスク・業務カテゴリー別専門チームは、外部からの登用と内部での人材育成を組み合せ、項目別のグローバル・ベスト・プラクティス（世界基準での最良慣行）に精通することを目標とし、検査官の専門性向上に取り組む。

１０．金融機関の負担軽減と対話の充実

通常検査に関しては、可能な限りオフサイトでの情報収集を行う、事前の情報分析を充実させ、検証が必要と認められる項目をより精査する等、金融機関の負担軽減に配慮していく。

また、金融モニタリングのあり方に関し、金融機関と建設的な議論が可能となるよう、様々な機会を通じ、対話の充実に努める。

１１．震災復興への対応

東日本大震災の被災地の早急な復旧・復興を実現するためには、金融機関が、資金供給をはじめとする金融サービスを適切に提供するなど、積極的な役割を果たすことが期待される。このため、震災の影響を直接・間接に受けた中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、きめ細かく対応するよう、当局より金融機関に対して要請している。

本事務年度においても、

- 債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、債務者の実情に応じたきめ細かな対応を行う態勢が整備されているか、
- いわゆる二重債務問題に関して、債務者からの相談・申出に対し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等に基づき、的確に対応できる態勢が整備されているか、
- 被災企業の経営実態を正確に把握し、東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構の活用可能性を含めた協議を両機構や被災企業に対して積極的に持ちかけるなど、被災企業の早期の事業再生に迅速かつ積極的に取り組む態勢が整備されているか、

等について、必要に応じ、検証する。

Ⅴ．金融検査に関する基本指針、金融検査マニュアル等の取扱い

本事務年度において、オンサイト・オフサイトが一体となった金融モニタリング手法を新たに試行する過程で、金融検査の運用の基本的考え方及び実施手続きを定めた「金融検査に関する基本指針」（平成 17 年 7 月）や、検査官が金融機関を検査する際の「手引書」である「金融検査マニュアル」等についても、必要な改正を検討・実施していく[7]。

（以　上）

[7] なお、昨事務年度まで「検査基本方針」と併せて公表してきた、一年間の検査予定件数を示す「検査基本計画」については、水平的レビューでは、オンサイトとオフサイトが一体となった形で、必要に応じ、立入りを伴う検査を実施するので、あらかじめ検査件数を見越すことは困難であり、試行段階である本事務年度においては策定しないこととする。

資料８－３－１

早期是正措置の概念図

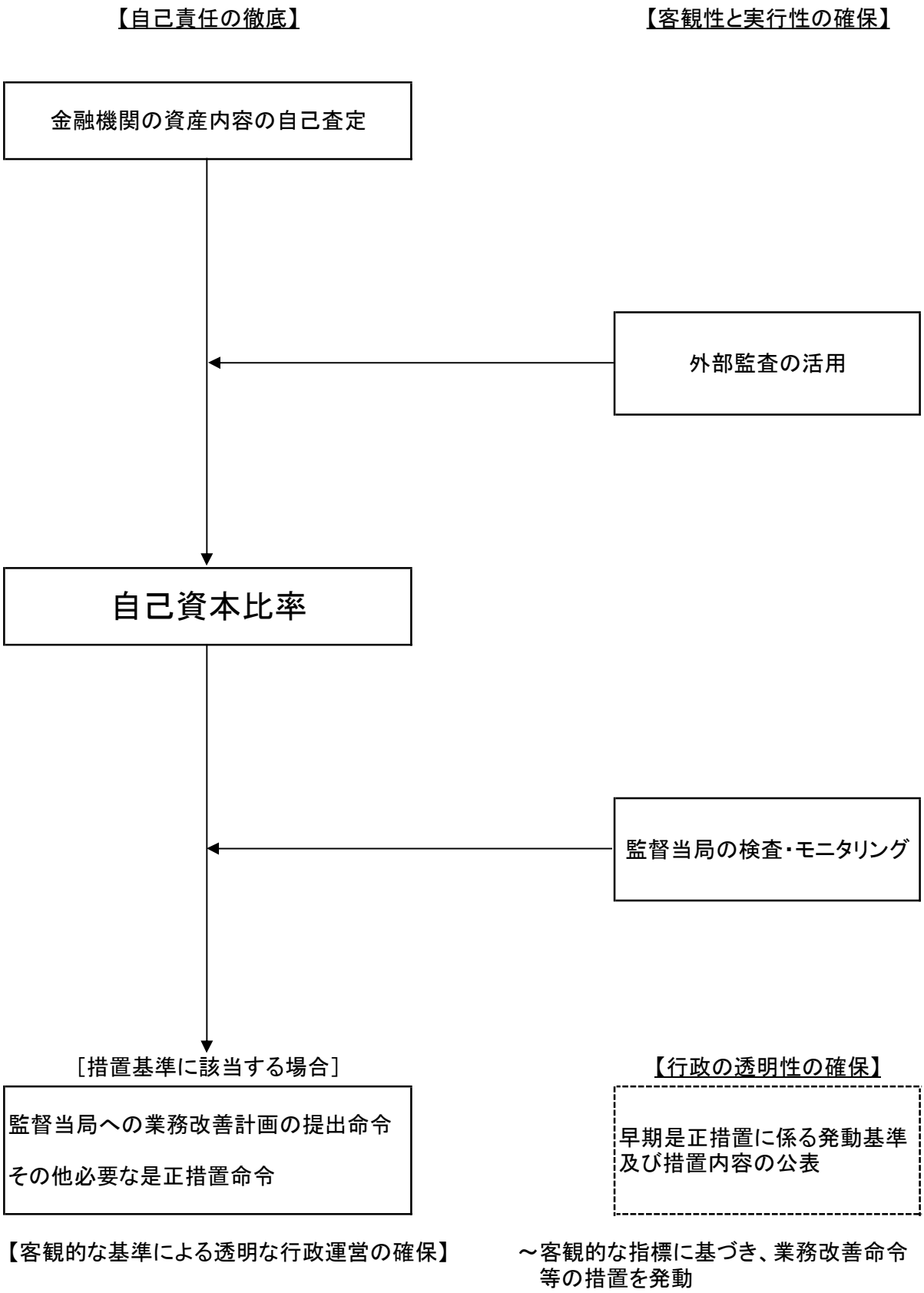

資料８－３－２

早期警戒制度について

○　金融再生プログラム（抄）
（オ）「早期警戒制度」の活用
　自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○　意義
　金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第２項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。

（着眼点）

- 財務上の観点
  - （自己資本比率未達行）→ 早期是正措置
  - （収益性改善促進行）→ ○収益性改善措置
    - ・基準：基本的な収益指標
    - ・対象：収益性の改善が必要と認められる金融機関
  - （信用リスク改善促進行）→ ○信用リスク改善措置
    - ・基準：大口与信の集中状況等
    - ・対象：信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関
  - （安定性改善促進行）→ ○安定性改善措置
    - ・基準：有価証券の価格変動等による影響
    - ・対象：市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる金融機関
- 資金繰り上の観点 → ○資金繰り改善措置
  - ・基準：預金動向や流動性準備の水準
  - ・対象：流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関

早期警戒制度

対　応

- ・原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行う
- ・必要な場合には銀行法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促す
- ・改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条に基づき業務改善命令を発出

資料８－３－３

早期警戒制度の導入について

1. 経　緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年４月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

２．早期警戒制度の着眼点

（1） 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

（2） 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

（3） 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

３．監督手法・対応

上記（1）から（3）までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

資料８－４－１

金　　融　　庁

金融上の行政処分について

○　行政運営の基本的な考え方

・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底

・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○　基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○　行政処分の公正性・透明性の確保

１．事前にルールや解釈を明示

・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

（例１）銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針　Ⅲ－３―3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

（例２）保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針　Ⅱ―３－５－２（※）「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ―３－３（※）「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

・　いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

（注1）ノーアクションレター制度の利用実績は、平成 13 年7月の制度導入以降、累計で 55 件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

（注2）「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点
① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
③ 弁護士等（弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者）以外の者が代理人になることを可能とした

2．デュープロセスの遵守

・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。

・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している（意見交換制度）。

（注）更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3．透明性の確保

・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。

・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1．具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。
①当該行為の重大性・悪質性
◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度
広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性
例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性
当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無
当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無
当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無
問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無
反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2．上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○　チェック体制等

・　行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。

・　庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁（職員）の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

・「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」を策定。

○　事後のフォローアップ

・　行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

（以　上）

資料８－４－２

行政処分の件数（平成14年４月～平成25事務年度）

	13事務年度（14年4月1日～6月30日）	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	合　計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	38
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	－	－	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	396
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	62
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	123
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	55
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	11
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
合　計	**20**	**66**	**107**	**90**	**253**	**129**	**80**	**87**	**104**	**70**	**58**	**53**	**49**	**1166**
うち業務停止以上	**9**	**20**	**29**	**30**	**91**	**40**	**33**	**26**	**40**	**30**	**23**	**22**	**20**	**413**

（注1）ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。
（注2）複数の行政処分（例：業務停止命令と業務改善命令）を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
（注3）金融商品仲介業者（19年9月以前は証券仲介業者）の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。
（注4）少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。
（注5）合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
（注6）主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
（注7）前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
（注8）資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。
（注9）第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
（注10）第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
（注11）投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
（注12）投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

【参考】主要行等向け監督方針のポイント

１．総論

１．主要行等に求められる役割

・適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの**積極的な資金供給**や、**中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化**。
⇒急激な社会・経済等の変化に対応するため、**経営陣が責任ある迅速な経営判断を行う**とともに、**５～10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討**することが重要。また、**持株会社を中心としたグループ一体の適切なガバナンス態勢の構築**が重要。

２．監督当局の取組姿勢等

・主要行等が自らの**ビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証**を行い**短期及び中長期の経営戦略**を描くことができているかを確認。
・**ベター・レギュレーションの一層の深化**を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、**規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねない**ことも踏まえ、**金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく**。

① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検）
② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ **金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを充実・強化。**

２．監督重点分野

１．中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

(1)東日本大震災に対する金融面からの対応
・二重ローン問題への対応、復旧・復興に向けた資金需要の対応状況　等

(2)成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進
・顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み
・プロジェクトファイナンス、海外に進出する日本企業に十分な金融サービスを提供するための環境整備など主要行に期待される高度な金融支援・サービスの取組み　等

(3)中小企業に対する経営改善支援等
・本事務年度は金融機関として中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年
・外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮
・条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況　等

(4)個人向けローンに関する取組み
・住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明
・健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み　等

２．リスク管理と金融システムの安定

(1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督
・内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢
・テールリスクを適切に把握するためのストレステストの適切な実施
・新たな国際基準・国内基準等を踏まえ収益確保等を含めた自己資本の充実に向けた取組み　等

(2)収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実
・海外現法を含めた海外拠点における業務の拡大とその管理態勢　等

(3)大規模で複雑な業務を行う金融グループに対する深度ある監督
・グループ全体の経営・リスク管理等の高度化を持株会社が主導的役割を適切に果たしながら実施しているか等について、①グループガバナンスの強化、②バーゼル３等に対する対応、③再建・処理計画、④ストレステスト、⑤経営情報システム、⑥法令等遵守態勢、⑦人材管理等に重点を置いて確認

(4)新規参入銀行、外国銀行支店等に対する監督

３．顧客保護と利用者利便の向上

(1)業務の継続性の確保
・システムリスク評価等の内部管理態勢の整備
・大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の構築　等

(2)情報セキュリティ管理の徹底等
・顧客情報の厳格な管理の徹底　等

(3)指標金利の信頼性・透明性の維持・向上
・指標金利の呈示等に係る各金融機関の内部管理態勢
・TIBOR運営機関における、国際的な議論の動向等も踏まえた指標金利の信頼性向上等に向けた検討状況

(4)身体障がい者等に配慮した態勢の整備
・身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる施設・態勢の整備

(5)リスク性商品の販売態勢等の充実
・リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に対する投資信託等の販売態勢、NISAの販売態勢　等

(6)相談・苦情処理態勢の充実

(7)金融機能の不正利用の防止
・振り込め詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン・テロ資金供与の防止に向けた態勢整備　等

【参考】中小・地域金融機関向け監督方針のポイント

資料９－１－２

１．総論

１．地域金融機関に求められる役割

・適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの**積極的な資金供給**や、**中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化**。

⇒急激な社会・経済等の変化に対応するため、**経営陣が責任ある迅速な経営判断を行う**とともに、**５～10年後を見据えた中長期の経営戦略を検討**することが重要。

２．監督当局の取組姿勢等

・地域金融機関が自らの**ビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証**を行い**短期及び中長期の経営戦略**を描くことができているかを確認。

・**ベター・レギュレーションの一層の深化**を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、**規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねない**ことも踏まえ、**金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。**

① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検）

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）

③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ **金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを充実・強化。**

※ **財務局と一体となった監督行政**（データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化）

２．監督重点分野

１．中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

(1)東日本大震災からの復興に向けた金融面からの対応

・二重ローン問題への対応（東日本大震災事業者再生支援機構、個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用）

・復旧・復興に向けた資金需要の対応状況　等

(2)成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

・顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み

(3)地域密着型金融の深化

・顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮

・地域経済の活性化への貢献

・地域や利用者に対する積極的な情報発信

(4)中小企業に対する経営改善支援等

・本事務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な１年

・外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮

・条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況のフォロー

・地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生・地域活性化の支援、経営改善等に携わる人材育成やスキルの向上

・事業再生ファンドの設立・活用促進、エクイティファンド等を活用した創業支援　等

(5)個人向けローンに関する取組み

・住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明

・健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み　等

２．リスク管理と地域における金融システムの安定

(1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

① 注視すべきリスク分野

・内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢

・大口与信先の信用リスク（経営再建計画の策定・進捗状況のフォローアップ、顧客の実態に応じた適切な引当等）　等

② リスク管理手法の改善

・テールリスクを適切に把握するためのストレステストの実施

③ 財務基盤の強化

・地域で適切な金融仲介機能を発揮するための、将来を見据えた資本基盤の充実・強化の取組み促進

・金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進
協同組織金融機関について、傘下金融機関の財務基盤の強化の検討を含め中央機関と一層緊密な連携

(2)収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態勢の充実

・中長期的な視点に立った収益基盤の充実（借手企業の収益改善支援、地域金融機関自身の海外展開を含むアジア進出支援等）

・非日系与信や海外拠点も含むリスク管理

・新たな業務展開に伴うリスクの把握　等

３．顧客保護と利用者利便の向上

(1)業務の継続性の確保

・システムリスク評価等の内部管理態勢（共同センター等の外部委託先への管理態勢を含む）の整備

・大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の構築

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

・顧客情報の厳格な管理の徹底　等

(3)身体障がい者等に配慮した態勢の整備等

・身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる施設・態勢の整備

(4)リスク性商品の販売態勢等の充実

・リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に対するリスク性商品の販売態勢、NISAの販売態勢　等

(5)相談・苦情処理態勢の充実

(6)金融機能の不正利用の防止

・振り込め詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン、テロ資金供与の防止に向けた態勢整備　等

資料９－２－１

平成 26 年６月６日
金　　融　　庁

主要行等の平成 26 年３月期決算の概要

１．損益の状況

○　実質業務純益は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、債券等関係損益が大幅に減少したことなどにより、前期に比べ 11.0%の減少。

○　当期純利益は、実質業務純益が減少したものの、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ 4.8%の増加。

（単位：億円）

	24 年３月期	25 年３月期	26 年３月期	前期比
業務粗利益	65,380	66,347	63,700	▲2,647
資金利益	39,148	38,286	39,461	1,175
役務取引等利益	12,644	13,673	14,885	1,212
債券等関係損益	6,901	7,562	1,831	▲5,731
うち、債券等償却	▲ 229	▲ 221	▲ 129	92
経費	▲ 33,444	▲ 33,643	▲ 34,596	▲953
実質業務純益	31,936	32,704	29,104	▲3,600
与信関係費用(※)	▲ 1,701	▲ 1,634	3,211	4,845
株式等関係損益	▲ 2,097	▲ 2,312	2,877	5,189
うち、株式等償却	▲ 1,986	▲ 2,686	▲ 652	2,034
当期純利益	17,486	22,152	23,219	1,067

※与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	24 年３月期	25 年３月期	26 年３月期
貸出金（末残）	244.8 兆円	259.1 兆円	273.4 兆円

（注）貸出金は銀行勘定計

２．不良債権の状況

○　不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。（不良債権比率は平成 11 年３月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	24 年３月期	25 年３月期	26 年３月期
不良債権額	5.0 兆円	5.1 兆円	4.0 兆円
不良債権比率	1.84%	1.78%	1.33%

３．自己資本比率の状況

○　国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ低下したものの、普通株式等 Tier１比率は前期に比べ上昇。

○　国内基準行は 26 年３月期より新国内基準の適用を開始。

（国際統一基準行(※)：６行）

	25 年３月期	26 年３月期
総自己資本比率	17.45%	16.93%
Ｔier1 比率	13.15%	13.12%
普通株式等Tier1 比率	10.99%	11.42%

（国内基準行：３行）

	26 年３月期
自己資本比率	13.96%

※　国際統一基準行は25年３月期よりバーゼル３を段階的に適用。26年３月期においては、経過措置の対象となっているバーゼル２適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。

（注2）計数は単体ベース。ただし、一部の銀行において再生専門子会社の計数を含む。

資料９－２－２

主要行等の平成26年３月期決算状況【単体】 ＜速報ベース＞

（単位：億円、%）

	実質業務純益	与信関係費用	株式等関係損益			経常利益	当期純利益	その他有価証券評価損益		(総)自己資本比率	Tier1比率	普通株式等Tier1比率	不良債権残高（再生法開示債権）			不良債権比率（対総与信）
				売却損益	償却				うち株式					うち要管理債権	うち危険債権以下	
みずほ銀行 *	5,393	909	433	441	▲ 9	6,602	4,452	8,745	9,450	15.58%	12.29%	10.15%	9,265	4,063	5,202	1.23%
旧みずほ銀行（4～6月）	537	91	49	57	▲ 8	708	850	－	－	－	－	－	－	－	－	－
みずほ信託銀行 *	496	172	86	86	▲ 1	706	523	841	823	17.79%	14.76%	14.76%	249	58	191	0.76%
みずほFG計	*6,426*	*1,172*	*567*	*585*	*◢ 17*	*8,017*	*5,825*	*9,587*	*10,274*	15.68%	12.41%	10.36%	*9,514*	*4,121*	*5,393*	*1.21%*
三菱東京UFJ銀行 *	8,559	171	790	1,243	▲ 453	10,021	6,503	13,671	11,441	17.52%	13.74%	11.88%	13,722	4,583	9,140	1.55%
三菱UFJ信託銀行 *	1,630	181	180	228	▲ 48	1,951	1,363	4,524	3,225	18.51%	14.37%	13.72%	459	175	284	0.37%
三菱UFJFG計	*10,189*	*352*	*970*	*1,471*	*◢ 501*	*11,972*	*7,866*	*18,195*	*14,665*	17.66%	13.84%	12.15%	*14,181*	*4,758*	*9,424*	*1.41%*
三井住友銀行 *	8,124	1,239	1,064	1,127	▲ 63	9,525	6,053	12,848	11,091	18.30%	14.02%	12.47%	8,814	1,927	6,887	1.21%
りそな銀行	1,490	315	205	208	▲ 3	2,085	1,535	2,513	2,495	12.95%	－	－	2,856	694	2,162	1.55%
三井住友信託銀行 *	2,119	76	▲ 22	45	▲ 67	1,884	1,160	4,081	4,066	13.97%	9.91%	8.74%	2,348	1,235	1,113	0.95%
新生銀行	299	73	33	33	▲ 0	377	365	82	38	15.34%	－	－	1,647	49	1,599	3.81%
あおぞら銀行	457	▲ 17	60	60	－	512	416	▲ 15	6	14.97%	－	－	802	199	603	2.98%
9行計	29,104	3,211	2,877	3,529	▲ 652	34,371	23,219	47,292	42,636	16.93% (13.96%)	13.12% －	11.42% －	40,163	12,982	27,181	1.33%

(出典)決算短信等

（参考）過去の主要行等合計の推移

25年３月期（10行計）	32,704	▲ 1,634	▲ 2,312	374	▲ 2,686	26,827	22,152	43,350	30,496	17.45% (14.70%)	13.15% (11.22%)	10.99% －	50,967	16,185	34,783	1.78%
24年３月期（11行計）	31,936	▲ 1,701	▲ 2,097	▲ 111	▲ 1,986	25,118	17,486	13,708	7,493	－	－	－	49,831	15,120	34,710	1.84%
23年３月期（11行計）	32,155	▲ 3,922	▲ 2,997	502	▲ 3,499	21,755	18,504	5,839	7,579	－	－	－	48,600	15,371	33,229	1.84%

（注１）金額及び9行（10行及び11行）計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。
（注２）*印は国際統一基準行。
（注３）与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。
（注４）自己資本比率等の9行計及び25年３月期（10行計）は国際統一基準行の比率。なお、括弧書きは国内基準行の比率。
（注５）与信関係費用の23年３月期の計数については、償却債権取立益を含まない。

資料９－２－３

平成 26 年６月６日
金　　融　　庁

地域銀行の平成 26 年３月期決算の概要

１．損益の状況

○ 実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、貸出金利息及び債券等関係損益の減少等により、前期に比べ 4.4%の減少。

○ 当期純利益は、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ 31.3%の増加。

（単位：億円）

	24 年３月期	25 年３月期	26 年３月期	前期比
業務粗利益	49,107	48,543	47,808	▲ 735
資金利益	42,396	41,048	41,048	▲ 0
役務取引等利益	4,594	4,790	5,096	306
債券等関係損益	1,363	1,958	926	▲ 1,032
うち、債券等償却	▲ 136	▲ 142	▲ 41	101
経費	▲ 31,912	▲ 31,143	▲ 31,171	▲ 28
実質業務純益	17,195	17,399	16,636	▲ 763
与信関係費用	▲ 2,912	▲ 3,650	▲ 1,787	1,863
株式等関係損益	▲ 1,230	▲ 811	1,256	2,067
うち、株式等償却	▲ 797	▲ 721	▲ 63	658
当期純利益	7,272	8,157	10,709	2,552

（参考）

	24 年３月期	25 年３月期	26 年３月期
貸出金（末残）	213.1 兆円	219.1 兆円	225.4 兆円

２．不良債権の状況

○ 不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。（いずれも平成 11 年 3 月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	24 年３月期	25 年３月期	26 年３月期
不良債権額	6.8 兆円	6.8 兆円	6.2 兆円
不良債権比率	3.16 %	3.07 %	2.72%

３．自己資本比率の状況

○ 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ低下したものの、普通株式等 Tier1 比率は前期に比べ上昇。

○ 国内基準行は 26 年３月期より新国内基準の適用を開始。

（国際統一基準行（※）：10行）

	25 年 3 月期	26 年 3 月期
総自己資本比率	14.30%	14.28%
Ｔier1 比率	12.01%	12.63%
普通株式等Tier1比率	11.98%	12.59%

（国内基準行：96行）

	26 年 3 月期
自己資本比率	11.04%

※ 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル３を段階的に適用。26年3月期においては、経過措置の対象となっているバーゼル２適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

（注1）26年3月期の集計対象は106行（地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行）
（注2）計数は単体ベース。ただし、与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

金融庁
Financial Services Agency

平成 25 年９月 27 日
金融庁

銀行の合併について

本日、株式会社紀陽銀行に対し、株式会社紀陽ホールディングスと合併することについて、銀行法第 30 条第１項の規定に基づき認可しました。

合併後の銀行の概要

１．商　　号：株式会社紀陽銀行
２．本店所在地：和歌山市本町一丁目３５番地
３．代　表　者：取締役頭取　片山 博臣
４．資　本　金：８００億円
５．合併予定日：平成 25 年 10 月１日

お問い合わせ先
近畿財務局　Tel：06-6949-6390(代表)
金融監督第一課
(内線 3163、3148)

金融庁　Tel：03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3643、3413)

資料９－２－５

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目　　的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、３か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当ｶﾊﾞｰ部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

資料９－２－６

自己査定における債権分類基準

高い　←　回収の可能性　→　低い

債務者区分 ＼ 担保などの分類	優良担保（預金・国債などの担保）優良保証（保証協会などの保証）	一般担保（不動産担保等）処分可能見込額（評価額の70%相当分）	一般担保（不動産担保等）評価額と処分可能見込額の差額（評価額の30%相当分）	担保なし
破綻先	I	II	III	IV
実質破綻先	I	II	III	IV
破綻懸念先	I	II	III	III
要管理先	I	II	II	II
要注意先	I	II	II	II
正常先	I	I	I	I

不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全

IV（第4分類）:回収不能債権
III（第3分類）:回収に重大な懸念のある債権
II（第2分類）:回収に注意を要する債権
I（第1分類）:正常債権

破綻先　法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先　法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先　現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先　金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先　要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先　業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	**破産更生債権及びこれらに準ずる債権** 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	**破綻先** **実質破綻先** 第Ⅰ分類　第Ⅱ分類　第Ⅲ分類　第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	**危険債権** 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	**破綻懸念先** 第Ⅰ分類　第Ⅱ分類　第Ⅲ分類
３カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	**要管理債権** ３ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	**要注意先** 第Ⅰ分類　第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
		正常先 第Ⅰ分類

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年８月８日
金融庁

平成２６年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

１．金融再生法開示債権の状況

平成 26 年３月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 10.2 兆円であり、平成 25 年３月期の 11.9 兆円に比べ 1.7 兆円の減少となっています。

（参考）平成 26 年３月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権		▲1.7
うち 要管理債権		▲0.4
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋0.5
	危険債権以下からの上方遷移	＋0.1
	（債務者の業況改善＋0.1　再建計画の策定等＋0.0）	
	（増加要因計	＋0.6）
［減少要因］	正常債権化	▲0.6
	（債務者の業況改善▲0.4　再建計画の策定等▲0.2）	
	危険債権以下への下方遷移	▲0.3
	返済等（*）	▲0.1
	（減少要因計	▲1.0）
うち 危険債権以下		▲1.3
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋1.4
	要管理債権からの下方遷移	＋0.3
	（増加要因計	＋1.7）
［減少要因］	オフバランス化等（*）	▲2.9
	（債権流動化等▲2.6、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.3）	
	（減少要因計	▲2.9）

＊「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

２．個別貸倒引当金の状況

平成 26 年３月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.1 兆円であり、平成 25 年３月期の 2.4 兆円と比べ 0.3 兆円の減少となっています。

３．不良債権処分損の状況

平成 26 年３月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 25 年３月期の 0.6 兆円と比べて 0.7 兆円減少し､0.1 兆円の戻り益となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局総務課
（内線 2688、3312）

（表１）金融再生法開示債権等の推移
（Excel:68KB）（PDF：330KB）
（表２）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因
（Excel:36KB）（PDF：160KB）
（表３）金融再生法開示債権の保全状況の推移
（Excel:53KB）（PDF：242KB）
（表４）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（Excel:32KB）（PDF：121KB）
（表５）不良債権処分損等の推移（全国銀行）
（Excel:52KB）（PDF：185KB）
（表６）リスク管理債権額等の推移
（Excel:81KB）（PDF：556KB）
（表７）自己査定による債務者区分の推移
（Excel:39KB）（PDF：138KB）

資料9－2－9

（表1）金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
都銀・旧長信銀・信託	総与信（億円）	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420
	危険債権（億円）	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760
	要管理債権（億円）	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980
	正常債権（億円）	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890
	不良債権比率（%）	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3
	不良債権処分損（兆円）	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3
(9)	実質業務純益（兆円）	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9
都市銀行	総与信（億円）	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870
	金融再生法開示債権(億円)	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660
	破産更生等債権(億円)	25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100
	危険債権（億円）	101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290
	要管理債権（億円）	90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270
	正常債権（億円）	2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210
	不良債権比率（%）	8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4
	不良債権処分損（兆円）	6.2	4.6	3.3	1.9	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.2
(4)	実質業務純益（兆円）	3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7	1.5	2.8	1.2	2.4
旧長期信用銀行	総与信（億円）	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170
	危険債権（億円）	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030
	要管理債権（億円）	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250
	正常債権（億円）	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670
	不良債権比率（%）	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5
	不良債権処分損（兆円）	0.7	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(2)	実質業務純益（兆円）	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲ 0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
信託銀行	総与信（億円）	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070
	金融再生法開示債権(億円)	38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060
	破産更生等債権(億円)	4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150
	危険債権（億円）	16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440
	要管理債権（億円）	17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470
	正常債権（億円）	381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020
	不良債権比率（%）	9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8
	不良債権処分損（兆円）	0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲0.0
(3)	実質業務純益（兆円）	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
主要行	総与信（億円）	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710
	破産更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	4,810	5,180	4,530	3,250
	危険債権（億円）	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	22,960	21,730
	要管理債権（億円）	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	14,030	12,740
	正常債権（億円）	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180	2,578,140	2,746,780	2,795,730	2,910,220
	不良債権比率（%）	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.3
	不良債権処分損（兆円）	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3
(7)	実質業務純益（兆円）	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	3.1	1.7	3.2	1.4	2.8

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
地域銀行	総与信（億円）	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2
(106)	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7
地方銀行	総与信（億円）	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420
	危険債権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660
	正常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420
	不良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6
	不良債権処分損(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1
(64)	実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2
第二地方銀行	総与信（億円）	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
(41)	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4
全国銀行	総与信（億円）	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550
	危険債権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110
	正常債権(億円)	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170
	不良債権比率(%)	8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9
	不良債権処分損(兆円)	9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	▲0.1	▲0.1
(115)	実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
協同組織金融機関	総与信（億円）	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520		883,050
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2
(438)	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1
信用金庫	総与信（億円）	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240
	金融再生法開示債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610		49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330		42,310
	破産更生等債権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260		14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970
	危険債権(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470		24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780
	要管理債権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880		10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830		3,560
	正常債権(億円)	674,250	672,600	662,850	652,070		649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890		667,920
(268)	不良債権比率(%)	10.1	9.9	9.0	8.0		7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0
信用組合	総与信（億円）	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120
	金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,360		7,740
	破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340		2,990
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360
(156)	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7
預金取扱金融機関	総与信（億円）	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450
	金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190
	破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710
	危険債権(億円)	229,120	166,200	145,480	119,400		92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700
	要管理債権(億円)	191,340	191,840	130,440	74,990		60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780
	正常債権(億円)	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220
	不良債権比率(%)	8.6	7.8	6.3	4.6		3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9		2.5
	不良債権処分損(兆円)	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2
(553)	実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7

（注） 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. （　）内は26年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの（信農連等は含まない）。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

資料9－2－10

（表2） 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（単位：兆円）

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.9	▲ 1.7
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.3	+ 0.5
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.6
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 1.3
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8	+ 1.5	+ 2.7	+ 1.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 1.4
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 1.7	▲ 2.9

（注）1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。
2. 26年3月期時点の対象金融機関数は115行。
3. 都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行（埼玉りそな銀行を含む。）を集計。
4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
5. 9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。
* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。
** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料９－２－11

（表３）　金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
これらに準ずる債権 破産更生債権及び	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3
		(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.7)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.1)	(87.9)	(88.3)	(90.6)	(91.4)	(94.4)
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)	(8.3)	(8.9)	(9.5)	(7.9)	(8.8)	(8.5)	(9.2)	(9.7)	(9.9)	(12.1)	(11.7)	(9.4)	(8.6)	(5.6)
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	1.9	1.8
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.7)	(82.0)	(80.6)	(82.9)	(82.9)	(83.7)
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2
		(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)	(44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(50.3)	(50.8)	(51.2)	(55.3)	(56.8)	(54.6)	(53.2)	(54.1)	(54.5)	(54.9)
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)	(27.4)	(28.9)	(28.4)	(28.8)
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(62.0)	(64.6)	(68.0)	(69.7)	(69.6)	(71.1)	(69.3)	(67.6)
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6
		(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)	(30.9)	(28.4)	(33.2)	(29.8)	(31.0)	(36.2)	(39.3)	(41.0)	(44.7)	(46.3)	(46.9)	(48.0)	(48.1)	(46.7)
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.3)	(23.4)	(22.7)	(23.2)	(21.3)	(20.9)
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	3.3	3.0
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.8)	(79.9)	(79.1)	(80.8)	(80.2)	(79.7)
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.1
		(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)	(44.5)	(46.6)	(53.6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)	(53.5)	(55.2)	(56.6)	(55.5)	(54.9)	(56.0)	(56.3)	(55.5)
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)	(24.3)	(24.8)	(23.8)	(24.1)

地域銀行

（単位：兆円、%）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9)	(99.8)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
		(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	(62.5)	(63.5)	(63.0)	(65.3)	(64.8)	(64.2)	(62.7)	(61.9)	(61.0)	(60.3)	(60.7)	(60.2)	(60.5)	(60.1)	(59.9)	(59.2)
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)	(36.9)	(34.6)	(35.1)	(35.7)	(37.2)	(38.1)	(38.9)	(39.6)	(39.3)	(39.7)	(39.4)	(39.8)	(40.1)	(40.8)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.6	3.4
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)	(83.7)	(84.4)	(84.2)	(84.5)	(84.6)	(85.2)	(85.5)	(85.8)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6
		(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3)	(62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)	(65.1)	(64.8)	(64.8)	(65.2)	(64.9)	(64.7)	(65.1)	(65.4)
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4)	(23.4)	(22.2)	(20.7)	(20.3)	(19.4)	(19.7)	(19.6)	(19.3)	(19.8)	(20.5)	(20.4)	(20.3)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8)	(53.7)	(53.4)	(53.2)	(54.6)	(54.8)	(54.4)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
		(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5)	(34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)	(40.4)	(40.6)	(39.5)	(38.2)	(37.8)	(39.1)	(38.6)	(38.5)
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.1)	(19.0)	(19.5)	(17.9)	(17.1)	(16.2)	(15.5)	(15.5)	(14.5)	(14.4)	(14.6)	(15.1)	(15.4)	(15.5)	(16.2)	(15.9)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	6.8	6.5	6.2
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.7	5.7	5.6	5.4	5.1
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(84.0)	(84.2)	(83.5)	(82.6)	(82.4)	(82.8)	(82.7)	(82.7)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7
		(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.4)	(59.6)	(59.5)
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1)	(23.6)	(23.0)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(23.2)

全国銀行

（単位：兆円、%）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0
		(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	(68.4)	(69.7)	(69.4)	(67.5)
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	(31.6)	(30.3)	(30.6)	(32.5)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6	5.8	6.0	6.1	6.2	5.7	5.4
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)	(83.7)	(84.8)	(85.0)	(85.4)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	4.4	4.4	4.1	3.9
		(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	(60.6)	(60.6)	(61.4)	(61.6)
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8	1.6	1.5
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	(23.0)	(24.1)	(23.6)	(23.8)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)	(62.5)	(64.3)	(62.9)	(61.6)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0
		(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	(42.9)	(44.2)	(43.7)	(42.7)
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	(19.7)	(20.1)	(19.2)	(18.8)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	11.9	11.0	10.2
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8	9.0	8.4
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)	(81.6)	(82.3)	(82.1)	(81.8)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.4	5.9
		(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	(57.9)	(58.2)	(58.5)	(58.0)
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9	2.6	2.4
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(23.7)	(24.2)	(23.6)	(23.9)

（注） 1. ( )内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料９－２－12

（表4） 担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（アンケートによる全数調査）

主要行（7行）

（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額［A］	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963	1,504	1,886	773	1,724	895	1,447
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222	1,083	1,370	612	1,240	696	1,097
A－B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	162	484	199	350
A／B（%）	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0	128.6	131.9

地域銀行（106行）

（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額［A］	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959	1,423	2,780
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	1,107	2,165	1,012	1,864
A－B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793	411	916
A／B（%）	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6	140.6	149.1

全国銀行（115行）

（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額［A］	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340	4,254	6,474
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925	3,155	4,687
A－B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733	596	1,414	1,099	1,787
A／B（%）	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6	131.6	136.0	134.8	138.1

（注）1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
4. （　）内は26年3月期時点の対象金融機関数。
5. 9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。

資料９－２－13

（表５） 不良債権処分損等の推移(全国銀行）

（単位:億円）

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692	77,634	132,583	29,140	136,309	22,745	69,441	22,795	61,076
				(110,669)	(62,099)	(108,188)	(22,827)	(104,403)	(15,869)	(53,975)	(15,173)	(42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873	34,473	84,025	21,130	81,181	10,076	25,313	11,886	27,319
				(55,758)	(25,342)	(65,522)	(15,652)	(54,901)	(4,757)	(13,388)	(6,041)	(13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802	43,158	39,927	6,854	47,093	9,002	38,646	9,674	30,717
				(54,901)	(36,756)	(35,005)	(6,306)	(42,677)	(8,123)	(36,094)	(8,062)	(26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213	9,730	8,506	3,300	23,772	6,071	18,807	8,475	25,202
				(15,676)	(8,495)	(7,912)	(3,125)	(22,549)	(5,845)	(17,335)	(7,064)	(22,014)
バルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589	33,428	31,421	846	23,321	801	19,839	566	5,516
				(39,225)	(28,261)	(27,093)	(822)	(20,128)	(771)	(18,759)	(533)	(4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017	3	8,631	1,156	8,035	3,667	5,482	1,235	3,040
				(10)	(1)	(7,661)	(869)	(6,825)	(2,989)	(4,493)	(1,070)	(2,691)
４年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134	318,768	451,351	486,254	587,660	610,405	657,101	679,896	718,177
				(218,111)	(280,210)	(388,398)	(415,417)	(492,801)	(508,670)	(546,776)	(561,949)	(589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022	156,180	196,107	205,961	243,200	255,201	281,846	291,520	312,563
				(108,121)	(144,877)	(179,882)	(186,188)	(222,559)	(230,682)	(258,653)	(266,715)	(285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043	217,890	297,580	262,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150
				(218,682)	(164,406)	(219,780)	(182,090)	(202,500)	(192,170)	(197,720)	(192,920)	(192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930	123,340	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550
				(103,450)	(93,880)	(136,010)	(125,470)	(92,580)	(80,130)	(76,780)	(77,130)	(69,390)
（うち、個別貸倒引当金残高）	18,670	30,234	42,984	114,270	104,360	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420
				(90,700)	(80,770)	(122,600)	(110,020)	(68,130)	(56,160)	(49,820)	(46,170)	(39,170)

（単位:億円）

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460
	(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲2,803)	(▲1,872)	(2,729)
貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲ 1,397	▲ 3,722	▲ 263	5,239
	(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	(▲6,963)	(▲2,528)	(537)
直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373
	(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)
貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893
	(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)
バルクセールによる売却損等	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479
	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)
その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲ 1	274	332	▲ 103	▲ 152
	(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)
4年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288
	(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)
直接償却等の累計	325,781	352,308	362,072	387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773
	(295,746)	(319,289)	(327,339)	(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)	(408,598)	(410,172)
リスク管理債権残高	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540
	(217,540)	(276,260)	(245,770)	(204,330)	(175,340)	(135,670)	(117,680)	(72,900)	(60,160)	(45,240)	(38,230)	(40,040)
貸倒引当金残高	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960
	(69,070)	(86,570)	(78,010)	(78,970)	(63,300)	(69,030)	(59,920)	(47,390)	(37,640)	(32,470)	(28,790)	(30,200)
（うち、個別貸倒引当金残高）	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200
	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)

（単位:億円）

	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
不良債権処分損	7,815	11,238	13,101	30,938	9,733	16,821	3,402	10,046	1,383	5,486	1,531	5,754
	(4,043)	(4,110)	(7,800)	(19,119)	(6,021)	(9,654)	(1,244)	(3,912)	(329)	(2,575)	(136)	(2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657	2,893	6,476	15,318	5,153	8,028	1,409	5,362	125	2,212	310	2,850
	(1,769)	(▲1,573)	(2,770)	(7,255)	(2,545)	(3,530)	(146)	(1,115)	(▲293)	(740)	(▲455)	(492)
直接償却等	3,084	8,206	6,451	15,328	4,477	8,574	1,927	4,534	1,200	3,147	1,211	2,768
	(2,214)	(5,770)	(4,962)	(11,779)	(3,469)	(6,078)	(1,131)	(2,854)	(599)	(1,802)	(619)	(1,591)
貸出金償却	2,836	6,275	6,088	13,933	3,847	7,003	1,785	4,086	1,046	2,379	1,061	2,340
	(2,084)	(4,499)	(4,741)	(10,797)	(2,956)	(5,021)	(1,107)	(2,683)	(576)	(1,325)	(548)	(1,437)
バルクセールによる売却損等	249	1,931	364	1,395	631	1,571	143	448	155	769	150	428
	(130)	(1,271)	(221)	(981)	(513)	(1,057)	(24)	(171)	(24)	(477)	(71)	(154)
その他	74	139	174	291	103	218	66	151	58	127	10	136
	(60)	(▲86)	(68)	(85)	(6)	(47)	(▲33)	(▲57)	(23)	(33)	(▲27)	(34)
4年度以降の累計	986,103	989,526	1,002,627	1,020,464	1,030,197	1,037,285	1,040,687	1,047,331	1,048,714	1,052,817	1,054,348	1,058,571
	(776,131)	(776,198)	(783,998)	(795,317)	(801,338)	(804,971)	(806,215)	(808,883)	(809,212)	(811,458)	(811,594)	(813,575)
直接償却等の累計	467,857	472,979	479,430	488,307	492,784	496,881	498,808	501,415	502,615	504,562	505,773	507,330
	(412,386)	(415,942)	(420,904)	(427,721)	(431,190)	(433,799)	(434,930)	(436,653)	(437,252)	(438,455)	(439,074)	(440,046)
リスク管理債権残高	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820
	(39,150)	(36,990)	(41,430)	(45,370)	(49,380)	(48,190)	(47,540)	(46,390)	(45,740)	(47,500)	(47,400)	(49,350)
貸倒引当金残高	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650
	(30,140)	(25,800)	(26,440)	(30,270)	(30,740)	(29,630)	(28,060)	(27,060)	(25,780)	(26,400)	(24,640)	(25,140)
（うち、個別貸倒引当金残高）	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880
	(10,300)	(6,840)	(8,170)	(10,070)	(11,720)	(11,220)	(10,490)	(8,800)	(8,950)	(9,870)	(9,450)	(9,480)

（単位:億円）

	25年9月期	26年3月期
不良債権処分損	▲ 1,156 (▲1,850)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	▲ 1,899 (▲2,163)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	791 (394)	1,665 (761)
貸出金償却	663 (356)	1,375 (680)
バルクセールによる売却損等	129 (37)	290 (81)
その他	▲ 48 (▲81)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	1,057,415 (811,725)	1,056,662 (809,179)
直接償却等の累計	508,121 (440,440)	509,786 (441,201)
リスク管理債権残高	107,330 (42,960)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	43,830 (21,680)	41,740 (20,430)
（うち、個別貸倒引当金残高）	21,470 (7,950)	20,500 (7,580)

（注）1. (　)内の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託を集計。

2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。

3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行（15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。）を集計。

4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。

5. 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行（現・新生銀行）及び日本債券信用銀行（現・あおぞら銀行）を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行（15年3月再編）を含む。

6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。

7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構（RCC）への売却損等を含む。

10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額）等を表す。

11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

12. 9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。

資料9－2－14

（表６）リスク管理債権額等の推移

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
都銀・旧長信銀・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	2,446,690	2,593,130	2,640,720	2,735,470
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350	42,960	38,720
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,620	1,660	1,630	1,800	1,350	710
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360	27,300	25,020
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740	750	720
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440	13,550	12,270
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	21,680	20,430
(9)	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480	7,950	7,580
都市銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320	2,193,910	2,274,400
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090	36,970	33,420
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510	1,260	620
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950	23,070	21,530
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720	730	700
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900	11,900	10,570
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	18,730	17,610
(4)	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640	6,630	6,320
旧長期信用銀行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650	68,430	68,850
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310	2,740	2,300
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110	80	70
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950	2,400	1,980
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250	250	240
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,700	1,550	1,480
(2)	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	1,050	1,050	840	850
信託銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200	358,170	375,150	378,380	392,220
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330	3,260	3,950	3,250	3,000
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180	10	10
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	2,040	2,470	1,840	1,510
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	1,030	1,290	1,390	1,460
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	1,400	1,340
(3)	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800	480	410
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470	2,572,280	2,666,620
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,720	43,910	46,040	40,220	36,420
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690	1,270	630
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420	24,910	23,050
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730	740	710
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200	13,290	12,030
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	20,140	18,950
(7)	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430	7,110	6,730

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	2,209,900	2,255,410
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	64,370	61,620
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	2,820	2,450
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	50,180	48,050
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	390	320
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970	9,770	10,850	11,240	11,220	10,980	10,810
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	22,150	21,310
(106)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	13,520	12,920
地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740	1,690,710	1,726,410
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130	47,050	45,300
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	1,770	1,570
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	37,750	38,310	38,300	36,460	35,080
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	330	260
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	8,480	8,400
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	16,330	15,840
(64)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	9,670	9,340
第二地方銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780	452,940	462,070
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200	16,170	15,220
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	1,000	850
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	12,850	12,150
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	60	50
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830	2,040	2,460	2,270	2,170
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	5,400	5,090
(41)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190	4,080	3,930	3,640	3,390
全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950	4,850,620	4,990,870
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820	107,330	100,350
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	5,470	5,320	4,930	4,170	3,160
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	77,480	73,070
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	1,150	1,040
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	24,530	23,070
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	43,830	41,740
(115)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	21,470	20,500

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
協同組織金融機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520		1,264,120
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920		60,190		57,750
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980		6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120		4,540		4,020		3,200
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220		48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280		50,180		49,040
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450		350		360		400		440		470		310		260		260		190
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360		16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,260		5,840		5,720		5,320
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190		23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130		19,820		18,900		18,440
(475)	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980		17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340		14,620		14,250
信用金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800		686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630		691,480		704,550
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470		49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470		43,690		41,690
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350		3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610		2,260		1,720
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830		34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850		37,390		36,210
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240		190		180		210		210		240		180		140		140		80
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050		10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870		3,890		3,670
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100		13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270		11,330		10,950		10,690
(268)	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360		10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850		8,620		8,390
信用組合	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360		98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000		99,070		100,670
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660		10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320		8,320		7,720
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290		1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780		760		660
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120		6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410		6,440		5,990
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120		100		110		100		120		120		70		60		60		40
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130		2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070		1,060		1,030
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500		3,170		3,100		3,080		2,890		2,800		2,810		2,910		2,930		2,790
(156)	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780		2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,240		2,370		2,430		2,320
預金取扱金融機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230		6,020,480		6,254,990
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400		202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230		177,010		158,090
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220		12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650		10,010		8,950		6,350
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750		126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640		134,280		122,120
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660		1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730		1,400		1,220
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760		62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840		32,380		28,390
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540		87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840		67,550		60,180
(590)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500		34,740

（注）1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. （　）内は26年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

資料9－2－15

（表7） 自己査定による債務者区分の推移

主要行（7行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5	261.0	273.0
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2	12.9	12.2
（要管理債権）	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8

地域銀行（106行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	165.9	169.5	173.3	176.3	180.8
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	29.1	28.0	27.5	26.3	25.9
（要管理債権）	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.9	6.9	6.5	6.2

全国銀行（115行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9	443.3	460.0
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1	39.6	38.4
（要管理債権）	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.5
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0	11.0	10.2

預金取扱金融機関（590機関）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7		472.8		481.1		485.1		491.8		482.3		485.3		498.6		525.3		554.2
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2		52.3		55.8		57.8		65.2		70.5		68.7		65.7		62.4		56.8
（要管理債権）	19.1	19.2	13.0	7.5		6.0		5.0		4.7		2.6		2.5		2.9		3.1		3.3		2.9
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5		9.7		9.3		9.0		9.5		9.9		10.0		10.9		11.1		10.1
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6		4.4		4.0		3.9		5.5		5.0		4.2		3.6		3.4		2.9
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6		20.2		18.3		17.5		17.6		17.4		17.1		17.6		17.8		15.9

（注）1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、（要管理債権）については、信農連等及び商工中金を含まない。
7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権（リスク管理債権又は再生法開示債権）であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
8. （　）内は26年3月期時点の対象金融機関数。

資料９－２－16

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生　←　不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進　←　雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

（1）安心できる金融システムの構築
- ○ 国民のための金融行政
- ○ 決済機能の安定確保
- ○ モニタリング体制の整備

（2）中小企業貸出に対する十分な配慮
- ○ 中小企業貸出に関する担い手の拡充
- ○ 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
- ○ 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○ 中小企業の実態を反映した検査の確保
- ○ 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
  - — 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
  - — 貸し渋り・貸し剥がし検査

（3）平成16年度に向けた不良債権問題の終結
- ○ 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
- ○「特別支援金融機関」における経営改革
- ○ 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

（1）「特別支援」を介した企業再生
- ○ 貸出債権のオフバランス化推進
- ○ 時価の参考情報としての自己査定の活用
- ○ DIPファイナンスへの保証制度

（2）RCCの一層の活用と企業再生
- ○ 企業再生機能の強化
- ○ 企業再生ファンド等との連携強化
- ○ 貸出債権取引市場の創設
- ○ 証券化機能の拡充

（3）企業再生のための環境整備
- ○ 企業再生に資する支援環境の整備
- ○ 過剰供給問題等への対応
- ○ 早期事業再生ガイドラインの策定
- ○ 株式の価格変動リスクへの対処
- ○ 一層の金融緩和の期待

（4）企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

（1）資産査定の厳格化
- ○資産査定に関する基準の見直し
  - — 引当に関するDCF的手法の採用
  - — 引当金算定における期間の見直し
  - — 再建計画や担保評価の厳正な検証　等
- ○特別検査の再実施
- ○自己査定と金融庁検査の格差公表
- ○自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
- ○財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

（2）自己資本の充実
- ○自己資本を強化するための税制改正
- ○繰延税金資産の合理性の確認
- ○自己資本比率に関する外部監査の導入　等

（3）ガバナンスの強化
- ○優先株の普通株への転換
- ○健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○早期是正措置の厳格化
- ○「早期警戒制度」の活用　等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表）—

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現　⇒

◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

資料９－２－17

不良債権比率の推移（主要行）

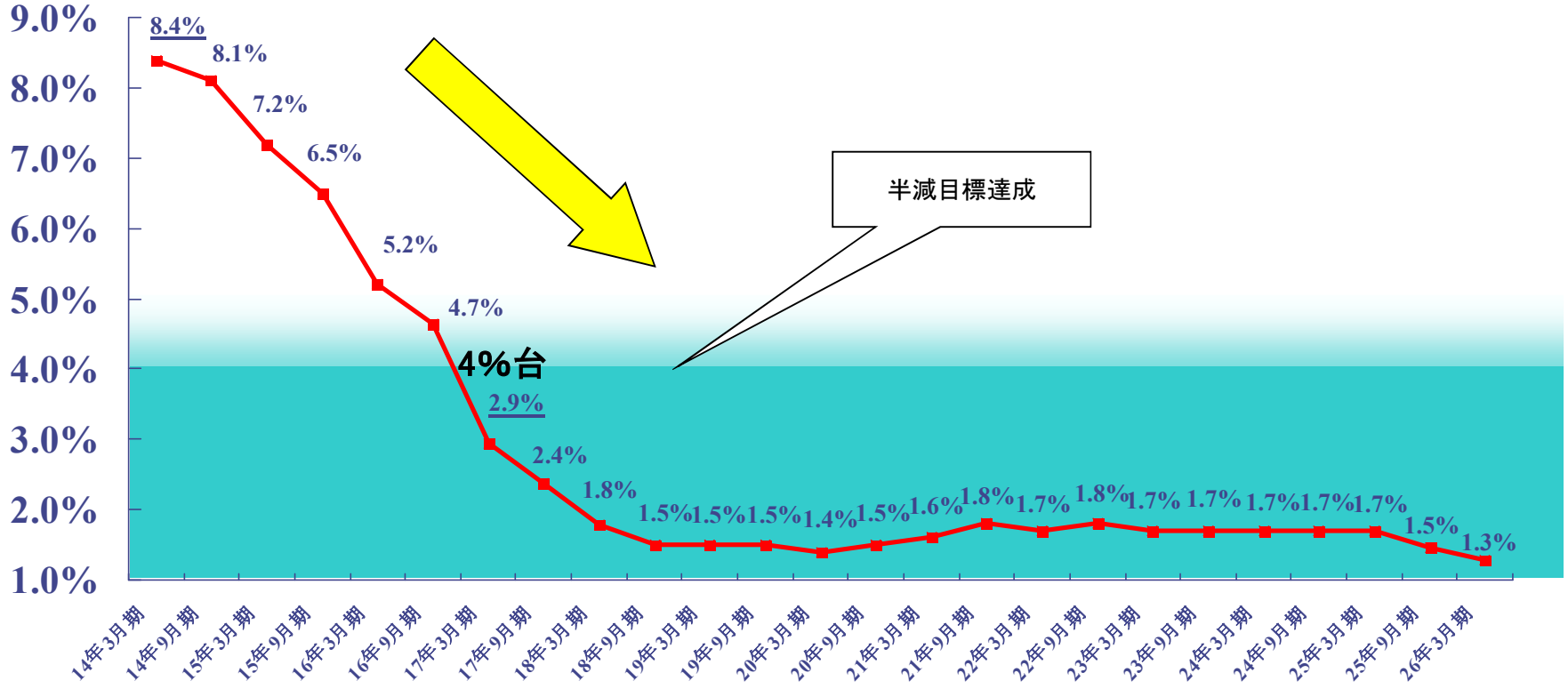

○金融再生プログラム
「平成１６年度（17年３月期）には、主要行の不良債権比率を現状（平成14年３月期　８．４％）の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004
「金融分野においては、平成16年度（平成17年３月）末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料９－３－１　預金取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	25. 8. 20	－
三井住友フィナンシャルグループ	25. 8. 20	－
みずほフィナンシャルグループ	25. 8. 20	－
三井住友トラスト・ホールディングス	25. 8. 20	－
じもとホールディングス	25. 8. 28	26. 2. 28
フィデアホールディングス	25. 11. 11	26. 2. 21
トモニホールディングス	26. 1. 8	26. 5. 28

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

主要行等に対するモニタリング実施状況

（平成26年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱東京ＵＦＪ銀行	25. 8. 20	－
三井住友銀行	25. 8. 20	－
みずほ銀行	25. 8. 20	－
三菱ＵＦＪ信託銀行	25. 8. 20	－
三井住友信託銀行	25. 8. 20	－
	25. 12. 17	26. 3. 24
みずほ信託銀行	25. 8. 20	－
新銀行東京	25. 8. 26	26. 2. 6
シティバンク銀行	25. 8. 27	25. 12. 24
ＳＢＪ銀行	26. 5. 20	－

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

地域銀行に対するモニタリングの実施状況

【地方銀行】

（平成26年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
スルガ銀行	25. 8. 21	25. 11. 28
山形銀行	25. 8. 26	26. 1. 28
武蔵野銀行	25. 8. 27	26. 2. 28
北都銀行	25. 11. 11	26. 2. 21
荘内銀行	25. 11. 11	26. 2. 21
百十四銀行	26. 1. 8	26. 4. 18
伊予銀行	26. 1. 8	26. 4. 18
阿波銀行	26. 1. 8	26. 4. 18
北海道銀行	26. 4. 18	26. 5. 30
滋賀銀行	26. 4. 18	26. 5. 30
福岡銀行	26. 4. 18	26. 5. 28

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

【第二地方銀行】

（平成26年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
大正銀行	25. 8. 5	26. 1. 27
第三銀行	25. 8. 20	25. 11. 14
福岡中央銀行	25. 8. 20	26. 1. 10
大光銀行	25. 8. 21	25. 11. 29
大東銀行	25. 8. 27	26. 2. 27
佐賀共栄銀行	25. 8. 27	26. 2. 26
仙台銀行	25. 8. 28	26. 2. 28
きらやか銀行	25. 8. 28	26. 2. 28
香川銀行	26. 1. 8	26. 5. 28
徳島銀行	26. 1. 8	26. 5. 28

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

外国銀行支店等に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

外国金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
ドイツ銀行東京支店	25. 8. 26	26. 2. 28
國民銀行在日支店	25. 12. 11	―
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店	26. 2. 18	26. 3. 4
中国建設銀行東京支店	26. 2. 18	26. 3. 4
ナショナルオーストラリア銀行東京支店	26. 2. 18	26. 3. 4
ブラジル銀行在日支店	26. 2. 18	26. 3. 4
中國信託商業銀行東京支店	26. 2. 18	26. 3. 14
オーストラリア・ニュージーランド銀行在日支店	26. 2. 18	26. 3. 14
中国工商銀行在日支店	26. 2. 18	26. 3. 14
中國銀行在日支店	26. 2. 18	26. 3. 14
兆豐國際商業銀行在日支店	26. 2. 28	26. 3. 25
メトロポリタン銀行東京支店	26. 2. 28	26. 3. 20
交通銀行東京支店	26. 2. 28	26. 3. 25
クレディ・スイス銀行東京支店	26. 3. 5	26. 3. 31
フィリピン・ナショナル・バンク東京支店	26. 3. 10	26. 4. 2
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行東京支店	26. 3. 12	26. 4. 4
香港上海銀行在日支店	26. 3. 19	26. 4. 10
バークレイズ銀行東京支店	26. 3. 19	26. 4. 9
ウニクレディト銀行東京支店	26. 3. 25	26. 4. 14
ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店	26. 3. 28	26. 4. 17
ドイツ銀行東京支店	26. 3. 31	26. 4. 22
イタウ・ウニバンコ・エッセ・アー東京支店	26. 3. 31	26. 4. 18
バンク・オブ・インディア在日支店	26. 4. 2	26. 4. 24
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店	26. 4. 7	26. 4. 25
クレディ・アグリコル銀行東京支店	26. 4. 7	26. 4. 25
スタンダードチャータード銀行東京支店	26. 5. 9	26. 6. 6

（平成26年6月30日現在）

外国金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
ウリィ銀行東京支店	26. 5. 20	―
韓国外換銀行在日支店	26. 5. 20	―
中小企業銀行東京支店	26. 5. 20	―
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店	26. 5. 21	26. 5. 28
コメルツ銀行東京支店	26. 5. 22	26. 6. 30
ウェルズ・ファーゴ銀行東京支店	26. 5. 23	26. 5. 30
デプファ・バンク・ピーエルシー東京支店	26. 5. 23	26. 5. 29
アイエヌジーバンク エヌ・ヴイ東京支店	26. 5. 26	26. 6. 2
ユバフーアラブ・フランス連合銀行在日支店	26. 5. 26	26. 6. 4
インテーザ・サンパオロ・エッセ・ピー・ア東京支店	26. 5. 26	26. 6. 6
バンコック銀行在日支店	26. 5. 28	26. 6. 4
ＤＢＳ銀行東京支店	26. 5. 28	26. 6. 4
彰化商業銀行東京支店	26. 5. 30	26. 6. 6
オーバーシー・チャイニーズ銀行東京支店	26. 5. 30	26. 6. 6
第一商業銀行東京支店	26. 6. 3	26. 6. 10
インドステイト銀行在日支店	26. 6. 3	26. 6. 10
ニューヨークメロン銀行東京支店	26. 6. 3	26. 6. 10
ニューヨークメロン信託銀行	26. 6. 3	26. 6. 12
ピーティー・バンクネガラインドネシア（ペルセロ）・ティービーケー東京支店	26. 6. 5	26. 6. 12
台湾銀行東京支店	26. 6. 5	26. 6. 12
ステート・ストリート銀行東京支店	26. 6. 9	26. 6. 16
ステート・ストリート信託銀行	26. 6. 9	26. 6. 18
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行東京支店	26. 6. 9	26. 6. 20
パキスタン・ナショナル銀行在日支店	26. 6. 19	―
中国農業銀行東京支店	26. 6. 19	―
カナダロイヤル銀行東京支店	26. 6. 30	―
オーストラリア・コモンウェルス銀行東京支店	26. 6. 30	―

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

信用金庫名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
米沢信用金庫	25.	8.	1	25.	12.	26
白河信用金庫	25.	8.	1	25.	12.	26
東京東信用金庫	25.	8.	1	25.	12.	26
松本信用金庫	25.	8.	1	25.	12.	11
青木信用金庫	25.	8.	1	25.	12.	19
北群馬信用金庫	25.	8.	2	25.	12.	13
館山信用金庫	25.	8.	2	25.	12.	25
播州信用金庫	25.	8.	2	26.	1.	7
但馬信用金庫	25.	8.	2	25.	12.	11
滋賀中央信用金庫	25.	8.	2	26.	1.	10
西武信用金庫	25.	8.	5	26.	1.	6
高知信用金庫	25.	8.	5	25.	12.	17
氷見伏木信用金庫	25.	8.	7	25.	12.	13
金沢信用金庫	25.	8.	7	26.	1.	16
越前信用金庫	25.	8.	7	25.	12.	10
北門信用金庫	25.	8.	19	26.	1.	8
宮崎信用金庫	25.	8.	19	25.	12.	17
鹿児島信用金庫	25.	8.	19	26.	1.	8
碧海信用金庫	25.	8.	20	25.	12.	25
掛川信用金庫	25.	8.	20	26.	1.	7
関信用金庫	25.	8.	20	26.	1.	7
おかやま信用金庫	25.	8.	20	26.	3.	6
玉島信用金庫	25.	8.	20	26.	1.	15
萩山口信用金庫	25.	8.	20	26.	1.	17
東春信用金庫	25.	10.	24	26.	3.	6
静岡信用金庫	25.	10.	24	26.	3.	17
八幡信用金庫	25.	10.	24	26.	3.	4
北伊勢上野信用金庫	25.	10.	24	26.	3.	6
結城信用金庫	25.	10.	25	26.	3.	13
甲府信用金庫	25.	10.	25	26.	3.	11
高崎信用金庫	25.	10.	25	26.	3.	14
中南信用金庫	25.	10.	25	26.	3.	11

（平成26年6月30日現在）

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
桐生信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 12
川口信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 11
天草信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 7
都城信用金庫	25. 10. 25	26. 3. 7
北見信用金庫	25. 10. 28	26. 3. 7
村上信用金庫	25. 10. 28	26. 3. 11
小松川信用金庫	25. 10. 28	26. 3. 14
大阪信用金庫	25. 10. 28	26. 4. 2
尼崎信用金庫	25. 10. 28	26. 3. 28
砺波信用金庫	25. 10. 29	26. 3. 5
敦賀信用金庫	25. 10. 29	26. 3. 7
佐賀信用金庫	25. 10. 29	26. 3. 7
広島信用金庫	25. 11. 6	26. 4. 10
広島みどり信用金庫	25. 11. 6	26. 4. 24
愛媛信用金庫	25. 11. 6	26. 3. 5
杜の都信用金庫	25. 11. 18	26. 4. 25
秋田信用金庫	25. 11. 18	26. 4. 25
半田信用金庫	26. 1. 9	26. 6. 9
尾西信用金庫	26. 1. 9	26. 6. 2
津信用金庫	26. 1. 9	26. 5. 27
石動信用金庫	26. 1. 15	26. 5. 30
興能信用金庫	26. 1. 15	26. 5. 14
武生信用金庫	26. 1. 15	26. 6. 27
かながわ信用金庫	26. 1. 16	26. 6. 10
宇和島信用金庫	26. 1. 16	26. 6. 9
朝日信用金庫	26. 1. 17	26. 6. 17
芝信用金庫	26. 1. 17	26. 6. 13
日高信用金庫	26. 1. 20	26. 5. 20
伊達信用金庫	26. 1. 20	26. 5. 20
帯広信用金庫	26. 1. 20	26. 5. 20
京都中央信用金庫	26. 1. 20	26. 6. 10
島根中央信用金庫	26. 1. 20	26. 6. 30
吉備信用金庫	26. 1. 20	26. 6. 24
中栄信用金庫	26. 1. 21	26. 6. 3

（平成26年6月30日現在）

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
瀧野川信用金庫	26. 1. 21	26. 6. 13
烏山信用金庫	26. 1. 21	26. 6. 12
銚子信用金庫	26. 1. 22	26. 6. 13
高鍋信用金庫	26. 2. 3	26. 6. 17
福岡信用金庫	26. 2. 4	26. 4. 17
田川信用金庫	26. 2. 4	26. 4. 21
青い森信用金庫	26. 2. 7	26. 6. 26
北上信用金庫	26. 2. 7	26. 6. 13
石巻信用金庫	26. 2. 7	26. 6. 17
蒲郡信用金庫	26. 4. 3	―
島田信用金庫	26. 4. 3	―
岐阜信用金庫	26. 4. 3	―
青梅信用金庫	26. 4. 7	―
知多信用金庫	26. 4. 7	―
飯能信用金庫	26. 4. 8	―
巣鴨信用金庫	26. 4. 8	―
東京ベイ信用金庫	26. 4. 9	―
多摩信用金庫	26. 4. 9	―
小浜信用金庫	26. 4. 9	―
たちばな信用金庫	26. 4. 9	―
稚内信用金庫	26. 4. 10	―
江差信用金庫	26. 4. 10	―
北海信用金庫	26. 4. 10	―
しののめ信用金庫	26. 4. 10	―
山梨信用金庫	26. 4. 10	―
佐野信用金庫	26. 4. 10	―
羽後信用金庫	26. 4. 11	―
盛岡信用金庫	26. 4. 11	―
阿南信用金庫	26. 4. 11	―
呉信用金庫	26. 4. 14	―
日本海信用金庫	26. 4. 14	―
東山口信用金庫	26. 4. 14	―
鹿児島相互信用金庫	26. 4. 16	―

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
あかぎ信用組合	25.	8.	2	26.	1.	9
相愛信用組合	25.	8.	5	26.	1.	7
大阪協栄信用組合	25.	8.	5	25.	12.	24
宿毛商銀信用組合	25.	8.	5	25.	12.	17
あすか信用組合	25.	8.	6	26.	1.	7
新潟大栄信用組合	25.	8.	6	25.	12.	18
大東京信用組合	25.	8.	6	26.	1.	8
釧路信用組合	25.	8.	19	26.	1.	9
鹿児島興業信用組合	25.	8.	19	25.	12.	25
信用組合愛知商銀	25.	8.	20	26.	1.	16
広島市信用組合	25.	8.	20	26.	1.	27
長崎三菱信用組合	25.	8.	20	25.	12.	18
福江信用組合	25.	8.	20	25.	11.	29
新栄信用組合	25.	10.	25	26.	3.	12
大同信用組合	25.	10.	25	26.	4.	4
中央信用組合	25.	10.	25	26.	3.	11
淡陽信用組合	25.	10.	25	26.	3.	17
函館商工信用組合	25.	10.	28	26.	3.	10
北部信用組合	25.	10.	28	26.	3.	10
新潟鉄道信用組合	25.	10.	29	26.	3.	10
佐世保中央信用組合	25.	10.	29	26.	3.	7
山口県信用組合	25.	11.	6	26.	4.	24
いわき信用組合	25.	11.	18	26.	4.	28
豊橋商工信用組合	26.	1.	9	26.	5.	26
群馬県信用組合	26.	1.	10	26.	6.	6
熊本県医師信用組合	26.	1.	15	26.	5.	9
文化産業信用組合	26.	1.	17	26.	5.	23
兵庫ひまわり信用組合	26.	1.	20	26.	6.	9
成協信用組合	26.	1.	20	26.	6.	13
京滋信用組合	26.	1.	20	26.	5.	30
笠岡信用組合	26.	1.	20	26.	6.	30
江東信用組合	26.	1.	22	26.	6.	24

（平成26年6月30日現在）

信用組合名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
福岡県中央信用組合	26. 2. 4	26. 4. 21
信用組合横浜華銀	26. 2. 14	26. 6. 19
会津商工信用組合	26. 3. 10	―
三河信用組合	26. 4. 3	―
滋賀県信用組合	26. 4. 8	26. 6. 24
ハナ信用組合	26. 4. 9	―
金沢中央信用組合	26. 4. 9	―
とびうめ信用組合	26. 4. 9	―
佐賀東信用組合	26. 4. 9	―
香川県信用組合	26. 4. 11	―
ミレ信用組合	26. 4. 14	―
宮崎県南部信用組合	26. 4. 16	―
山形第一信用組合	26. 4. 17	―
大阪府警察信用組合	26. 5. 12	―

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

バーゼル2（自己資本比率規制）について

1. 経緯

- 1988年: バーゼル1公表
- 1996年: 市場リスク規制導入
- 1998年: バーゼル1見直し作業を開始
- 2004年: 「バーゼル2最終文書」公表

（我が国においては07年3月末より全面実施）

2. バーゼル2の概要（3つの柱）

第1の柱：最低所要自己資本比率

趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

［算　式］

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（基本的項目＋補完的項目－控除項目）}}{\underbrace{\text{信用リスク}}_{\text{（精緻化）}} + \text{市場リスク} + \underbrace{\text{オペレーショナル・リスク}}_{\text{（新たに追加）}}} \geqq 8\%\ (4\%)$$

対　象	最低所要自己資本比率	適　用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。（※）

（※）自己資本（補完的項目）の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

【自己資本】:

- 基本的項目（Tier1）：普通株式、優先株式、内部留保　等
- 補完的項目（Tier2）：その他有価証券評価益の 45%相当額、土地再評価に係る差額金の 45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株　等

（注1）「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株（Lower Tier2）は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
（注2）一般貸倒引当金は、ﾘｽｸ・ｱｾｯﾄの1.25%（国内基準では0.625%）が算入の上限。
（注3）国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。

- 控除項目：銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

信用ﾘｽｸ･ｱｾｯﾄ額　＝ Σ（与信額（保証等ｵﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ取引含む）×各ﾘｽｸ･ｳｪｲﾄ）

① 標準的手法

・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク･ウェイトを軽減
・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク･ウェイトを加減
・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク･ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国･地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 （うち地方三公社）	10%	10 % （20 %）
銀行･証券会社	20%	20%
事業法人 （中小企業以外）	100%	（格付に応じ） 20%～150% 又は （格付を使用せず）一律 100%
中小企業･個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 （※）	100%	50%～150% （引当率に応じて加減）
株式	100%	100%

（※） 延滞債権は、3 ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。 債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク･ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 （※1）	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 （※2）	銀行推計

（※1） デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。
（※2） 例えば、事業法人向け無担保債権については 45%。

その他、保有株式のリスク･ウェイトには下限を設定（政策保有株式 100%、それ以外の上場株 200%、非上場株 300%）。ただし、04 年 9 月 30 日以前に保有していた株式については 10 年間(2014 年 6 月末まで)リスク･

ウェイト 100%（標準的手法と同じ）を適用。

【オペレーショナル・リスク】：新たにリスク項目（分母）に追加
事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。
①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。
（注）①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱：金融機関の自己管理と監督上の検証

趣旨：金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第１の柱の対象でないリスク（銀行勘定の金利リスク・集中リスク等）も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク（例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク）
金利リスク量が基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）の合計額の 20%を超える銀行（アウトライヤー銀行という）の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。（ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。）

第3の柱：市場規律の活用

趣旨：情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

資料９－５－２

バーゼル3の全体像

資本水準の引き上げ
普通株等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

資本の質の向上
①普通株等Tier1に調整項目を適用
②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

定量的な流動性規制（最低基準）を導入

①流動性カバレッジ比率（ストレス時の預金流出等への対応力を強化）

②安定調達比率（長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保）

リスク捕捉の強化
カウンターパーティー・リスクの資本賦課計測方法の見直し

補完

プロシクリカリティの緩和
資本流出抑制策（資本バッファー＜最低比率を上回る部分＞の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制）など

エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

システム上重要な銀行への追加措置
システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本を賦課

バーゼル3における自己資本の量の強化

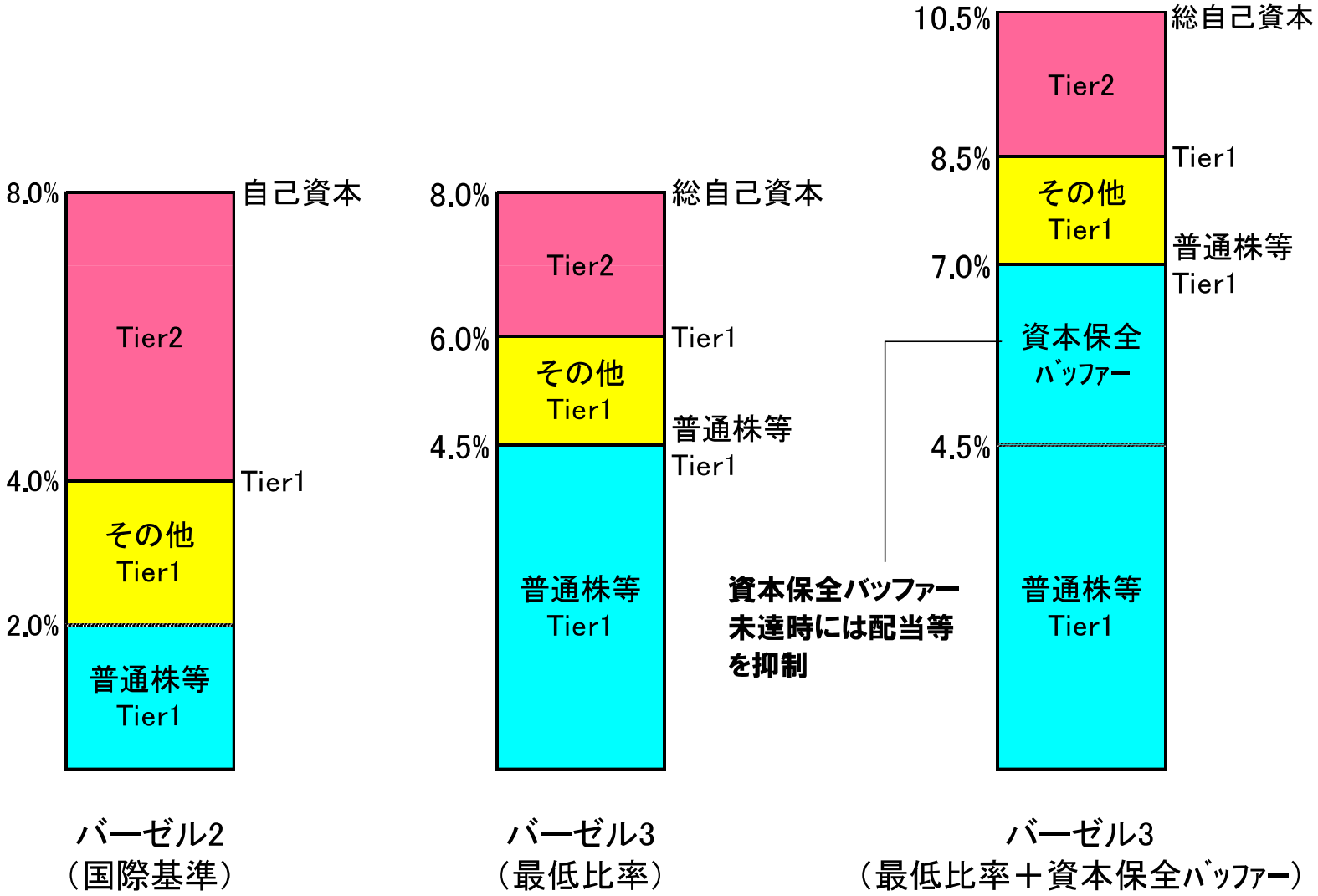

バーゼル3の段階適用

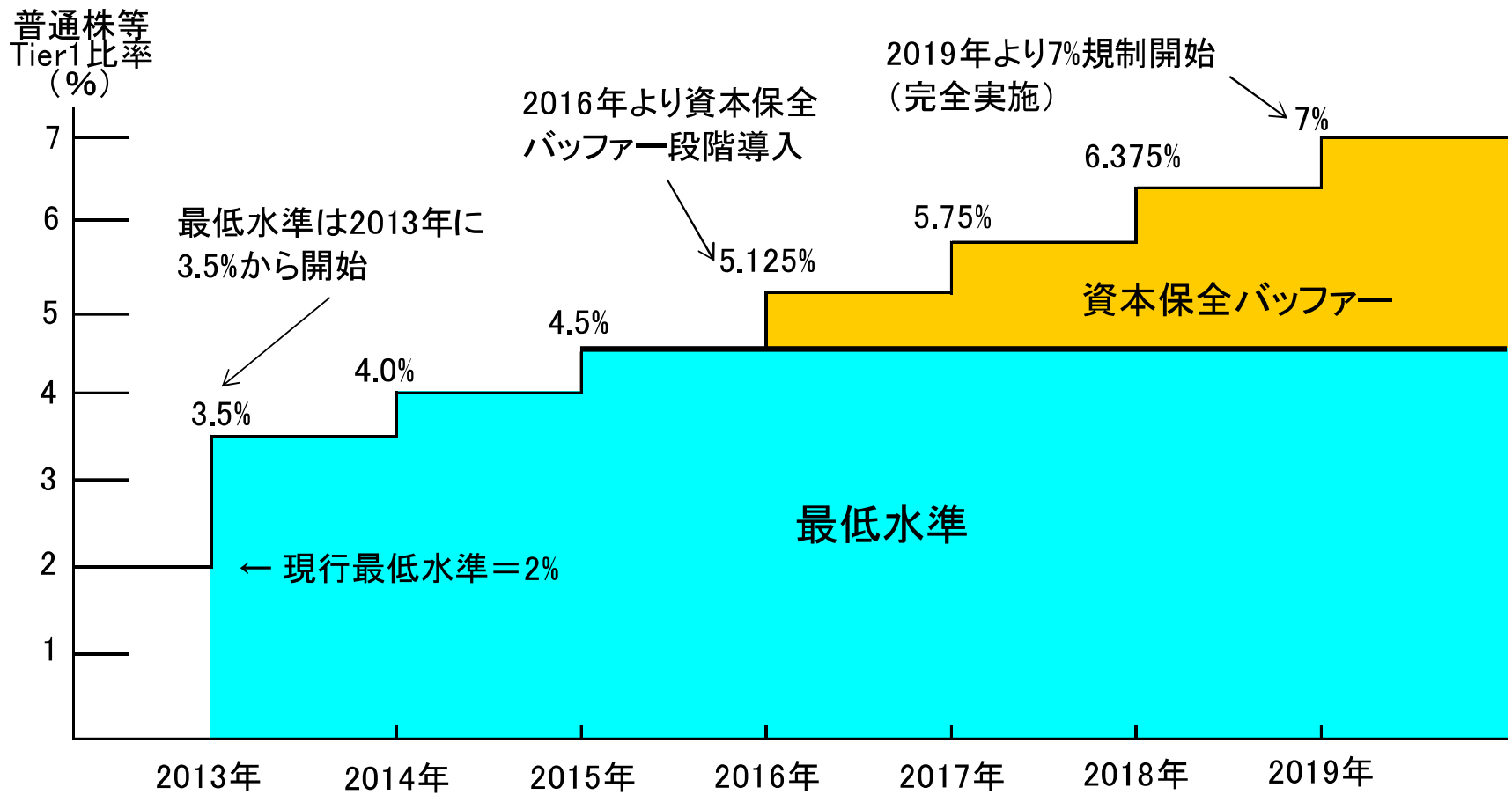
普通株等
Tier1比率
（%）
7
6
5
4
3
2
1
最低水準は2013年に
3.5%から開始
3.5%
4.0%
4.5%
2016年より資本保全
バッファー段階導入
5.125%
5.75%
6.375%
2019年より7%規制開始
（完全実施）
7%
資本保全バッファー
最低水準
← 現行最低水準＝2%
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年
2019年

バーゼル3における調整（控除）項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	（控除対象外）	全額控除
	前払年金費用	（控除対象外）	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

（注）普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

資料９－５－３

新たな自己資本比率規制の概要

○ 新国際統一基準（バーゼル3） （2013年3月期から適用）

［対象金融機関・・・海外営業拠点（海外支店又は海外現地法人）を有する預金取扱金融機関］

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 8\%$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{Tier1比率} = \dfrac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 6\% \\[2ex] \text{普通株式等Tier1比率} = \dfrac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4.5\% \end{array} \right)$$

（参考） 1． **普通株式等Tier1**とは、最も損失吸収力の高い資本（普通株式、内部留保等）をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

（注）その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益（OCI）については、普通株式等Tier1に算入。

2． **その他Tier1**とは、優先株式等をいう。

3． Tier2とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金（信用リスク・アセットの1.25%が算入上限）等をいう。

4． また、上乗せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」（2.5%）、「カウンターシクリカル・バッファー」（最大2.5%）及び「G-SIFIsサーチャージ」（最大2.5%）が、2016年より追加で求められる。

5． リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（信用リスク）、資産の市場変動リスク相当額（マーケット・リスク）及び種々の事故リスク相当額（オペレーショナル・リスク）の和をいう。

6． リスク・ウェイトの例

日本国債、地方債、現金等・・・0%
政府関係機関等・・・10%
金融機関・・・20%
抵当権付住宅ローン・・・35%
中小企業・個人・・・75%
事業法人・・・格付に応じ、20%～150%（大宗は100%）

○ 新国内基準 （2014年3月期から適用）

［対象金融機関・・・海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関］

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4\%$$

（参考）1． **コア資本**とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金（信用リスク・アセットの1.25%が算入上限）等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。

2． その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

本邦における自己資本比率規制（国際統一基準・国内基準）

国際統一基準

バーゼル２（2007年３月期～）

$$\frac{\text{総自己資本（Tier1＋Tier2）}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 8\%$$

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク（事務事故リスク）を追加

バーゼル３（2013年３月期～）

$$\frac{\text{普通株式等Tier1資本}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4.5\%$$

（最低水準）

$$\frac{\text{総自己資本（Tier1 + Tier2）}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 8\%$$

段階的な最低水準の引き上げ及び上乗せ基準の導入

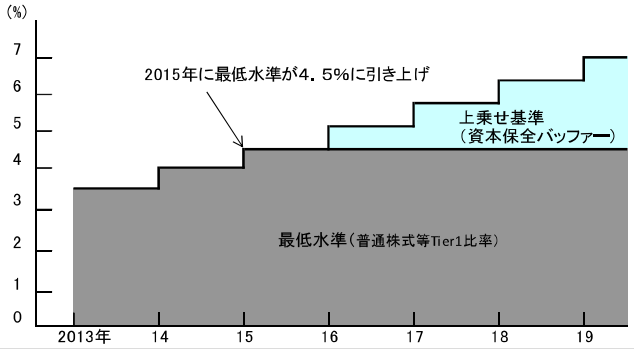

国内基準

バーゼル２（2007年３月期～）

$$\frac{\text{総自己資本（Tier1＋Tier2）}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4\%$$

新国内基準（2014年３月期～）

$$\frac{\text{コア資本　※}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4\%$$

※コア資本 ＝ 普通株式 ＋ 内部留保
＋　強制転換条項付優先株式　※一定期間経つと普通株に強制的に転換される優先株式
＋　優先出資（協同組織金融機関のみ）※優先的に配当を受けることができる出資
+/-　調整・控除項目

新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
  - ・我が国の実情を十分踏まえること
  - ・金融機関の健全性を確保すること
  - ・金融仲介機能が発揮されること

  を念頭に置いて、検討を行った。

  ※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。

- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。

- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

資料９－５－４

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
（平成 25 事務年度）

１．信用リスク

（１）先進的内部格付手法【１持株会社及び２行】

・りそなホールディングス

・りそな銀行

・埼玉りそな銀行

（２）基礎的内部格付手法【１行】

・広島銀行

２．オペレーショナル・リスク

（１）先進的計測手法【１持株会社及び１行】

・三井住友トラスト・ホールディングス

・三井住友信託銀行

（２）粗利益配分手法【１行】

・千葉興業銀行

資料９－６－１

経営健全化計画履行状況報告
（集計ベース）

平成25年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画
りそな3行	2,460	1,181	2,270	2,545	1,582	1,920	2,519	1,079	1,200
新生	※260	※135	※362	257	147	260	247	156	260
あおぞら	439	242	455	407	267	400	405	237	380

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率			Tier Ⅰ 比率		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画
りそなHD	14.67	15.21	13.98	10.74	11.16	10.34
新生	12.24	14.12	10.98	10.41	11.98	9.90
あおぞら	15.70	16.09	14.81	16.27	16.62	15.32

（参考）　（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画
りそなHD	25,541	25,891	25,592	174,050	170,140	182,987
新生	7,158	7,686	7,271	58,478	54,435	66,170
あおぞら	4,675	4,848	4,670	29,763	30,132	31,517

リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画
りそなHD（注）	41	41	46	15,084	15,333	15,110	138,952	66,961	132,000	126,966	66,469	131,500
新生	9	9	9	1,931	1,995	2,120	21,177	10,575	23,300	30,090	15,786	34,300
あおぞら	16	11	16	1,527	1,569	1,620	17,463	8,744	18,000	11,355	5,648	12,100

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画
319,188	159,388	319,000
64,114	32,723	70,000
34,196	16,805	35,700

（注）りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注1）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画
りそなHD（注2）	803	365	848	803	365	848	20	18	20	－	－	－	426	418	427
新生	175	88	200	170	87	200	40	39	40	－	－	－	487	477	495
あおぞら	226	108	245	226	108	245	29	31	29	21	55	－	492	495	520

(注1)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。
(注2)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。
(注3)25/9実績の平均役員（常勤）報酬・賞与は年換算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）		中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）	
	25年9月期 実績（対前期比）	26年3月期 計画(対前期比)	25年9月期 実績（対前期比）	26年3月期 計画(対前期比)
りそな3行	1,262	4,760	456	100
新　生	256	1,452	178	80
あおぞら	▲ 905	395	377	150

（注）インパクトローンを除くベース。

不良債権額（単体ベース）

（億円）　　（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績
りそな3行	703	618	3,445	3,296	1,470	1,316	5,620	5,232	199	82
新生	386	337	1,983	1,616	57	67	2,426	2,020	88	▲8
あおぞら	72	28	792	653	200	198	1,063	879	219	4

剰余金の状況

（単位：億円）

	剰余金の状況（25/9期）	【参考】公的資金注入額 （優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注2）
りそなHD（注1）	9,740	31,280	7,724
新生	1,515	4,166	2,500
あおぞら（注3）	1,778	3,200	1,887

（注1）HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え（減資）を行い、その他資本剰余金7,603億円（25/9期）を有している。

（注2）公的資金注入額ベース

（注3）あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え（減資）を行い、その他資本剰余金2,229億円（25/9期）を有している。

資料９－６－２

経営健全化計画履行状況報告
（集計ベース）

平成26年６月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
りそな3行	2,460	2,270	2,226	2,545	1,920	2,768	2,519	1,200	1,968
新生	※260	※362	※299	257	260	377	247	260	365
あおぞら	439	455	457	407	400	512	405	380	416

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
りそなHD	14.67	13.98	14.33
新生	12.24	10.98	13.58
あおぞら	15.70	14.81	15.13

（参考）　（億円）

自己資本計			リスクアセット		
25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
25,541	25,592	22,785	174,050	182,987	158,968
7,158	7,271	8,176	58,478	66,170	60,168
4,675	4,670	5,289	29,763	31,517	34,956

（注）25/3実績、26/3健全化計画はバーゼルⅡ（国内基準）ベース、26/3実績はバーゼルⅢ（国内基準）ベース

リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
りそなHD（注）	41	46	41	15,084	15,110	14,948	138,952	132,000	136,550	126,966	131,500	129,039
新生	9	9	9	1,931	2,120	2,030	21,177	23,300	21,590	30,090	33,200	31,141
あおぞら	16	16	11	1,527	1,620	1,581	17,463	18,000	17,978	11,355	12,100	11,512

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
319,188	319,000	316,915
64,114	70,000	65,622
34,196	35,700	34,559

（注）りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注1）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
りそなHD（注2）	803	848	742	803	848	742	20	20	19	－	－	－	426	427	421
新生	175	200	176	170	200	175	40	40	40	－	－	－	487	495	482
あおぞら	226	245	203	226	245	203	29	29	33	21	－	55	492	520	490

(注1)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。
(注2)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）		中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）	
	26年3月期 計画(対前期比)	26年3月期 実績(対前期比)	26年3月期 計画(対前期比)	26年3月期 実績(対前期比)
りそな3行	4,760	4,768	100	2,699
新　生	1,452	1,632	80	200
あおぞら	395	▲2,603	150	179

（注）インパクトローンを除くベース。

不良債権額（単体ベース）

（億円）　　（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績
りそな3行	703	591	3,445	3,098	1,470	1,144	5,620	4,833	199	216
新生	386	132	1,983	1,467	57	49	2,426	1,647	88	3
あおぞら	72	36	792	567	200	199	1,063	802	219	▲1

剰余金の状況

（単位：億円）

	剰余金の状況（26/3期）	【参考】公的資金注入額 （優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注2）
りそなHD（注1）	10,629	31,280	3,560
新生	1,724	4,166	2,500
あおぞら（注3）	1,867	3,200	1,682

（注1） HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え（減資）を行い、その他資本剰余金4,622億円（26/3期） を有している。

（注2） 公的資金注入額ベース

（注3） あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え（減資）を行い、その他資本剰余金2,229億円（26/3期）を有している。

資料９－６－３

金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要

（平成 26 年 3 月7日（金）決定）

	豊和銀行（大分県）
預 金 残 高 （25/9 末）	５，０９１億円
貸出金残高 （25/9 末）	３，８００億円

１．国の資本参加の概要

資本参加額	１６０億円
優先株式の配当率	TIBOR（12 ヵ月）＋ 0.95 ％

（注）足下の日本円 TIBOR(12 ヵ月)は 0.3%程度。

自己資本比率 （26/3 末見通し）	１０．２%程度

２．経営改善の目標

	計画の始期 (25/9)	⇒ 終 期 (28/3)	始期比
コア業務純益	32 億円	33 億円	＋1 億円
業務粗利益経費率	53.21%	53.20%	▲0.01%

（注）「業務粗利益経費率」＝[経費－機械化関連費用]÷業務粗利益。
コア業務純益の計画始期は 25/9 期の半期計数を 2 倍。

３．中小企業金融の円滑化の目標

	計画の始期 (25/9)	⇒ 終 期 (28/3)	始期比
中小企業向け貸出残高	2,107 億円	2,310 億円	＋202 億円
中小企業向け貸出比率	38.17%	39.79%	＋1.62%
経営改善支援先割合	4.45%	5.09%	＋0.64%

（注）「中小企業向け貸出比率」＝中小企業向け貸出残高（個人向けを除く）÷総資産。
「経営改善支援先割合」＝経営改善支援先数÷取引先総数。

資料９－６－４

金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要

（平成26年3月7日（金）決定）

	東京厚生信用組合（東京都新宿区）
預金残高 (25/3末)	５７２億円
貸出金残高 (25/3末)	３２２億円

１．資本参加の概要

資本参加額	５０億円※
優先受益権の配当率	Tibor（12ヶ月）+1.07%

自己資本比率（26/3末見通し）	１８．９%程度

※　信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

２．経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期（25/3末）	計画の終期（28/3末）	始期比
コア業務純益	108百万円	128百万円	＋20百万円
業務粗利益経費率	79.31%	76.71%	▲2.60%
中小企業向け貸出残高	191億円	195億円	＋4億円
中小企業向け貸出比率	32.09%	32.30%	＋0.21%
経営改善支援先割合	3.06%	5.53%	＋2.47%

【参考】資本参加スキーム

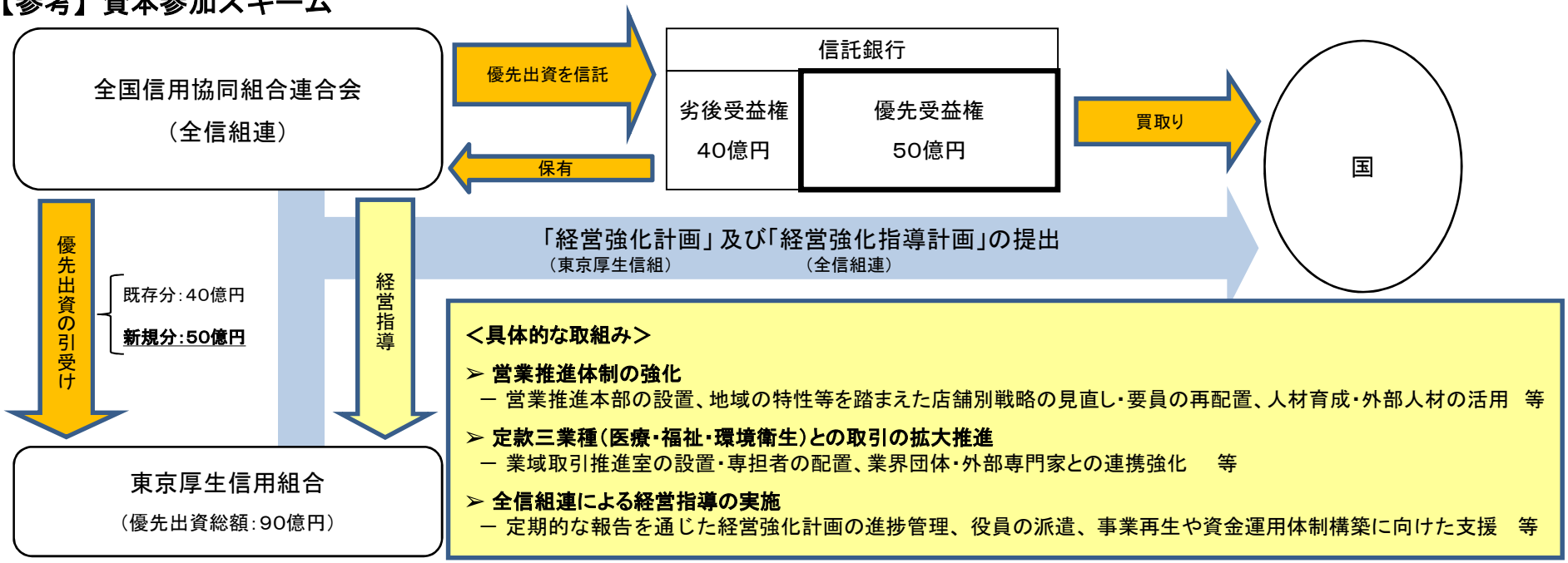

資料９－６－５

金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要

（平成26年3月7日（金）決定）

	横浜中央信用組合（神奈川県横浜市）	中央商銀信用組合（神奈川県横浜市）	あすなろ信用組合（長野県松本市）
預金残高 (25/3末)	１，１２２億円	７５６億円	３６５億円
貸出金残高 (25/3末)	７６１億円	４８１億円	２７９億円

注）資本参加決定後の平成26年3月10日（月）に「中央商銀信用組合」と「あすなろ信用組合」が合併し、「横浜中央信用組合」が誕生

１．資本参加の概要

資本参加額	１９０億円※
優先受益権の配当率	Tibor（12ヶ月）+1.00%

自己資本比率 (26/3末見通し)	２４．４%程度

※　信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

２．経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期（25/3末）	計画の終期（28/3末）	始期比
コア業務純益	362百万円	602百万円	＋240百万円
業務粗利益経費率	74.13%	65.66%	▲8.47%
中小企業向け貸出残高	655億円	747億円	＋91億円
中小企業向け貸出比率	53.7%	55.1%	＋1.4%
経営改善支援先割合	6.14%	8.42%	＋2.28%

【参考】資本参加スキーム

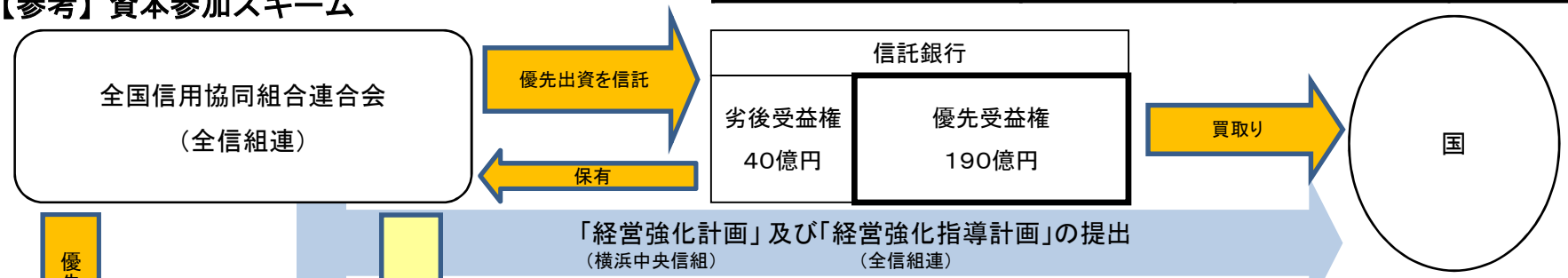

＜具体的な取組み＞

➢ **営業態勢の強化による貸出の増強**
- 業務推進部を設置して人員を増強を行うとともに、提案型の営業の推進を徹底　等

➢ **収益力・審査管理態勢の強化**
- 既存取引先及び取引消滅先の掘り起こし活動の強化、医療・介護等の成長分野の開拓による新規取引先の獲得　等
- 「融資審議委員会（仮称）」及び「管理債権会議（仮称）」の設置等による審査・管理態勢の強化

➢ **迅速な意思決定・業務の執行が可能なガバナンスの構築**

➢ **全信組連による経営指導の実施**
- 定期的な報告を通じた経営強化計画の進捗管理、外部人材活用に係るサポート、事業再生や資金運用体制構築に向けた支援　等

資料９－６－６

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
北洋銀行	２１年　３月３１日	１，０００億円
福邦銀行		６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
旧法（平成 16 年 8 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
紀陽銀行	１８年１１月１３日	３１５億円
豊和銀行	１８年１２月１８日	９０億円

（注）山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受け、紀陽銀行は紀陽ホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（平成20年12月改正）に基づく経営強化計画
平成25年3月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1）コア業務純益 又は コア業務純益ROA（選択制）

（単位：億円、%）

	計画始期の水準	25年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
北　洋	317	321	**338**	＋ 21	＋ 16	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
福　邦	0.35	0.39	**0.30**	▲ 0.05	▲ 0.09	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	38	44	**38**	＋ 0	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	54	**87**	＋ 23	＋ 33	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、貸出債権の売却益を計上したことから、コア業務純益は計画を上回った。
第　三	67	58	**47**	▲ 20	▲ 10	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民（信用組合）	23	27	**20**	▲ 3	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	106	95	**109**	＋ 2	＋ 13	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	34	35	**31**	▲ 3	▲ 3	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	36	30	**33**	▲ 2	＋ 3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	23	**26**	＋ 3	＋ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	9	5	**2**	▲ 6	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったほか、合併関係費用（経費）が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注）福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	25年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
北　洋	55.72	55.09	**51.38**	▲ 4.34	▲ 3.71	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
福　邦	64.39	62.86	**62.24**	▲ 2.15	▲ 0.62	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が物件費の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.45	58.83	**60.60**	＋ 3.15	＋ 1.77	経費（機械化関連費用を除く）は減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.28	67.74	**67.45**	▲ 3.83	▲ 0.29	業務粗利益が国債等債券関係損失の計上により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が物件費の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
第　三	61.15	61.72	**59.21**	▲ 1.94	▲ 2.51	経費（機械化関連費用を除く）が物件費を中心に計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民（信用組合）	57.59	53.89	**55.93**	▲ 1.66	＋ 2.04	経費（機械化関連費用を除く）は減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東　和	63.17	63.03	**60.50**	▲ 2.67	▲ 2.53	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高　知	66.79	67.24	**62.43**	▲ 4.36	▲ 4.81	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北　都	67.13	71.50	**73.85**	＋ 6.72	＋ 2.35	経費（機械化関連費用を除く）が物件費を中心に計画を下回ったものの、業務粗利益が有価証券の減損処理により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	63.43	65.49	**62.30**	▲ 1.13	▲ 3.19	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が役務取引等利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい（信用組合）	79.06	92.56	**94.31**	＋ 15.25	＋ 1.75	経費（機械化関連費用を除く）において、合併関係費用が計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	25年3月期 計画	25年3月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
北　洋	残高	18,312	18,512	**18,608**	＋ 296	＋ 96	貸出残高は専担者による新規開拓、医療・環境等の成長分野支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	24.81	24.84	**23.88**	▲ 0.93	▲ 0.96	
福　邦	残高	1,585	1,620	**1,607**	＋ 21	▲ 12	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.81	**36.75**	＋ 0.05	▲ 0.06	
南日本	残高	2,724	2,764	**2,895**	＋ 171	＋ 131	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.87	**40.64**	＋ 0.80	＋ 0.77	
みちのく	残高	4,201	4,203	**4,263**	＋ 62	＋ 60	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや企業のニーズに応じて私募債の推進に取り組んだことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	21.33	**21.56**	＋ 0.84	＋ 0.23	
第　三	残高	5,750	5,780	**5,798**	＋ 47	＋ 17	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.20	**30.83**	▲ 0.43	▲ 0.37	
山梨県民（信用組合）	残高	1,729	1,752	**1,763**	＋ 33	＋ 11	ローラー活動情報等を活用し、新規取引を指向する先や既存先のうちメイン化推進を指向する先等約6,000先をリストアップし、新規先、既存取引先ともに貸出金増強に向けた取組みの強化を図ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.23	41.36	**42.38**	＋ 1.15	＋ 1.02	
東　和	残高	5,768	5,855	**5,919**	＋ 150	＋ 64	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉外活動時間増加のための取組みや、成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.77	**31.42**	▲ 0.11	▲ 0.35	
高　知	残高	3,421	3,430	**3,443**	＋ 22	＋ 13	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.09	**35.70**	▲ 0.28	▲ 0.39	
北　都	残高	2,858	2,858	**2,892**	＋ 34	＋ 33	貸出残高は海外進出支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.50	**23.23**	▲ 0.27	▲ 0.27	
宮崎太陽	残高	2,164	2,179	**2,196**	＋ 32	＋ 17	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による新規開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.79	**36.30**	▲ 0.44	▲ 0.49	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	988	1,000	**964**	▲ 24	▲ 36	合併関係業務繁忙により、既存先を含め新規開拓の深耕が図れなかったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.10	28.86	**27.47**	▲ 0.63	▲ 1.39	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	25年3月期 計画	25年3月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
北　洋	2.41	2.61	**3.11**	＋ 0.70	＋ 0.50	経営改善計画の策定支援や顧客同士のマッチング支援等の経営相談・支援強化、外部提携先を活用した事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福　邦	3.98	4.46	**4.88**	＋ 0.90	＋ 0.42	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.65	**2.34**	＋ 0.81	＋ 0.69	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.32	**9.39**	＋ 1.22	＋ 1.07	地域ファンド、制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援に取り組んだことから、計画を上回った。
第　三	1.55	1.57	**1.60**	＋ 0.05	＋ 0.03	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	4.61	4.77	**5.49**	＋ 0.88	＋ 0.72	経営改善・コンサルティング業務に特化した「経営改善サポート室」の立ち上げや中小企業支援ネットワーク強化事業の積極的な活用、中小企業支援協議会等との連携など、経営改善計画策定支援に取り組んだことなどから、計画を上回った。
東　和	6.71	6.72	**9.36**	＋ 2.65	＋ 2.64	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	2.02	2.06	**2.48**	＋ 0.46	＋ 0.42	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	5.02	5.04	**6.98**	＋ 1.96	＋ 1.94	中小企業支援ネットワーク事業や個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.63	**16.12**	＋ 1.67	＋ 1.49	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やABL等による融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	6.71	6.73	**8.06**	＋ 1.35	＋ 1.33	外部専門家との連携による経営改善支援に加え、各種セミナーの開催により、創業・新規事業開拓支援や事業承継支援等に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法（平成16年8月施行）に基づく経営強化計画
平成25年3月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1） コア業務純益ROA

（単位：%）

	計画始期の水準	25年3月期 計画	25年3月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
紀　陽	0.50	0.48	**0.47**	▲ 0.03	▲ 0.01	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことや、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊　和	0.75	0.57	**0.57**	▲ 0.18	＋ 0.00	コア業務純益は経費の削減が計画を上回ったことにより計画を上回ったものの、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画通りとなった。

2） 業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

紀　陽	54.55	55.51	**47.43**	▲ 7.12	▲ 8.08	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が債券関係利益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊　和	49.08	53.46	**53.29**	＋ 4.21	▲ 0.17	業務粗利益が資金利益や役務取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

3） 不良債権比率

（単位：%）

紀　陽	3.58	3.51	**3.50**	▲ 0.08	▲ 0.01	開示債権額は経営改善計画の進捗不芳先のランクダウン等により計画を上回ったものの、総与信残高が計画を上回ったことから、不良債権比率は計画を下回った。
豊　和	3.01	2.96	**3.41**	＋ 0.40	＋ 0.45	開示債権額が大口取引先の倒産等により計画を上回ったことや、総与信残高が計画を下回ったことから、不良債権比率は計画を上回った。

2．中小企業金融の円滑化の目標

1） 中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、%）

紀　陽	残高	11,330	11,430	**11,303**	▲ 27	▲ 127	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を下回った。貸出比率も預金等の増加により総資産が計画を上回ったことから、計画を下回った。
	比率	29.45	29.27	**28.83**	▲ 0.62	▲ 0.44	
豊　和	残高	2,142	2,199	**2,184**	＋ 42	▲ 15	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を下回った。貸出比率も預金の増加により総資産が計画を上回ったことから、計画を下回った。
	比率	41.56	41.67	**40.45**	▲ 1.11	▲ 1.22	

2） 経営改善支援先割合

（単位：%）

紀　陽	2.87	2.92	**3.67**	＋ 0.80	＋ 0.75	本部・営業店が一体となり、創業・新事業支援や課題解決型の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊　和	3.28	3.31	**5.02**	＋ 1.74	＋ 1.71	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
七十七銀行	２３年１２月２８日	２００億円
相双信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した5地域銀行の経営強化計画
平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	七十七銀行（宮城県仙台市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）			
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23年9月）	300億円（24年12月）	350億円（23 年9月）	200億円（23 年 12 月）	100億円（24 年9月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・仙台銀行が「地元企業応援部」を、きらやか銀行が「本業支援推進部」等を新設し、復興支援と両行の連携を強化		・地域振興に向けた組織的な取組みを強化するため、営業本部内に「地域振興部」を新設	・外部コンサルタント3名が審査部に常駐し、事業再生支援に対する指導・助言を開始	・アグリビジネス等、成長産業全体へのコンサルティング機能強化のため、本部に「成長産業推進部」を新設
② 具体的な取組み		・被災者との接点を拡充するため、週3回、巡回型移動店舗の営業を継続（仙台銀行） ・復興需要ニーズの掘り起こしを行い、より復興ニーズの高い業種を集中的に訪問し復興支援を実施（きらやか銀行） ・「じもとHD」設立後、グループの連携を強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献（仙台銀行・きらやか銀行）		・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供 ・地元自治体と連携して、観光誌の発刊や各種復興イベントの企画・開催を通じた地域経済復興に貢献 ・農畜水産業の支援を目的としたビジネス交流会や商談会を開催し、マッチング業務の支援を実施 ・住宅ローン全先訪問や相談窓口の休日営業等により、顧客ごとの状況を把握し、生活再建をサポート	・集団移転専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の取扱いを開始 ・被災企業の販路再構築支援のため、商談会の開催や個別商談機会の提供を実施 ・ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を11名が取得 ・各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分にかかる資金需要への対応を実施	・震災で大きな被害を受けた農林水産業者や食品業者に対して、ビジネスマッチングやつなぎ資金の円滑な供給等による生産・流通体制の再構築を支援 ・被災者向けに金利等を優遇した商品を販売 ・「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援 ・運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行
	被災者向け新規融資 事業性	2，233先／656億円	1，214件／310億円	14，340件／ 1，622億円	6，012件／2，326億円	2，148件／ 540億円
	被災者向け新規融資 消費性	839先／95億円	84件／12億円	4，830件／ 162億円	6，827件／ 848億円	178件／ 22億円
	被災者向け条件変更 事業性	248先／152億円	577件／176億円	2，855件／ 654億円	1，596先／1，330億円	940件／ 163億円
	被災者向け条件変更 消費性	196先／24億円	96件／17億円	159件／ 14億円	1，374先／ 176億円	71件／ 8億円
	【参考】25/3 期の貸出金残高	5，573億円	9，318億円	1兆5，254億円	3兆7，708億円	5，051億円
	産業復興機構の活用	決定12先／検討中15先	―	決定3先／検討中1先	決定31先／検討中30先	決定35先／検討中16先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定20先／検討中42先	決定2先／検討中1先	決定1先／検討中17先	決定54先／検討中96先	決定23先／検討中21先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立18件／検討中8件	成立2件	―	成立73件／検討中79件	検討中35件

※ 計数は平成 25 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 6 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額 （資本参加時期）	100億円（24 年 2 月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24 年 2 月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24 年 2 月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24 年 2 月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		宮古	気仙沼	石巻	あぶくま
①実施体制の整備		・営業店の態勢強化のため、事業所開拓専担チーム職員を営業店に配置 （25 年4月）	・東新城支店の新設（25 年 2 月） ・志津川支店の高台への新築移転 （25 年 4 月）	・法人営業課と一体となって地域復興に取組むため「復興支援室」を「法人営業部 復興支援課」に名称変更（25 年 4 月）	・一時帰宅している顧客の利便性向上に資するため小高支店の営業を再開 （25 年 3 月）
②具体的な取組み		・東北及び東京地区信用金庫で共催した「日本を明るく元気にする“よい仕事おこし”フェア」（24 年 11 月）を通じた取引先の販路拡大支援			
		・被災事業者の実態把握のため宮古市産業支援センターへの訪問を継続 ・派遣弁護士による「みやしん無料法律相談会」を開催 ・起業する事業者を支援するため、NPOと連携した新たな基金を創設 ・信金業界など外部機関と連携したファンドの活用を継続	・復興庁と連携し、取引先の被災地支援住宅の建設を支援 ・NPOと連携した基金を活用 － 雇用・創業等助成金 120 件／1億円 － 利子補給型融資 200 件／16 億円 ・「産・学・金」連携により企業再生に取組む水産加工業者を支援する「復興ブランドフォーラム」を開催	・「産・学・金」連携により水産業者を支援する「復興ブランドフォーラム」を開催 ・被災事業者に対する動産担保融資（ABL）を実行（5件／4億円） ・被災した顧客の住宅再建支援を目的とした融資商品の提供 ・信金業界など外部機関と連携したファンドの活用を継続	・創業・事業再開を支援するため、金利負担を軽減した融資商品等の提供 ・警戒区域等の見直し地域を対象としたグループ補助金申請に係る説明会を開催 ・NPOと連携した基金の増額支援 ・他の信金との連携による県内外での移動相談会を開催（常設相談所と合せ 23 年4月から 11,174 件の相談を受付）
被災者向け新規融資	事業性	396先／49億円	746先／162億円	534先／194億円	441先／121億円
	消費性	211先／12億円	106先／ 5億円	321先／ 13億円	123先／ 13億円
被災者向け条件変更	事業性	98先／64億円	110先／ 59億円	177先／ 84億円	365先／194億円
	消費性	66先／ 4億円	272先／ 10億円	97先／ 12億円	434先／ 33億円
【参考】 25/3 期の貸出金残高		311億円	458億円	662億円	607億円
産業復興機構の活用		決定13先／検討中9先	決定13先	決定10先／検討中12先	決定1先／検討中3先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定22先／検討中12先	決定14先	決定22先／検討中13先	決定3先／検討中3先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立4件／検討中3件	成立7件／検討中10件	成立17件／検討中7件	成立2件

※ 計数は平成 25 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 6 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

	相双（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24 年 1 月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24 年 1 月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24 年 3 月） 【国54億円、全信組連16億円】

※　国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

①実施体制の整備		・取引先の避難状況を踏まえ、25年3月にいわき支店を開設するとともに、25年11月に五城信組と合併予定。	・営業体制等の更なる充実を図るため、基幹店舗の渉外担当を6名増員（25年3月）したほか、顧客層が高齢化している店舗に女性渉外を4名増員（25年3月）	・震災後の取引先の業績等を的確に把握し、実態に合った金融支援を行うため、「事業再生支援チーム」と「新規融資先開拓チーム」の連携を強化。
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士等を派遣し、取引先の経営改善計画の策定を支援（36先） ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、債権正常化に向けた取引先の実態把握等を継続して実施（延滞解消1,179先） ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施（震災以降、相談所と合わせて1,599件の相談を受付） ・宮城県南部に避難されている方々への手厚いサービスを行うことができるように同地域に営業エリアを拡大し、融資・預金を推進（25年7月に同地域に支店開設予定）	・本部と営業店が連携し、取引先の経営改善計画の策定を支援（41 先） ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、復興事業への資金供与を実施。（計 65 件、1,959 百万円） ・誘致企業と地元中小企業の取引拡大を目的としたビジネスフェアの創設に参画し、取引企業の出展を支援 ・定期的な個別訪問を継続することにより、私的整理ガイドラインの説明を行うとともに、積極的な利用を慫慂	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、取引先の経営改善計画の策定を支援（36先） ・中小企業診断士会と業務提携し、取引先に中小企業診断士を派遣して、事業再生を支援（3先） ・「経営革新等支援機関」の認定を受け、中小零細事業者の事業再生等を支援（2先） ・復興に向けた資金需要に対応するための「新規融資先開拓チーム」において、継続して新規融資を推進
被災者向け新規融資	事業性	243先／　71億円	120先／　120億円	1，501件（437先）／119億円
	消費性	91先／　10億円	44先／　6億円	14件（11先）／0．7億円
被災者向け条件変更	事業性	196先／　71億円	201先／217億円	1，097件／143億円
	消費性	178先／　15億円	67先／　8億円	36件／　5億円
【参考】 25/3 期の貸出金残高		275億円	977億円	403億円
産業復興機構の活用		決定5先／検討中1先	決定3先	—
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定1先／検討中1先	決定1先／検討中4先	決定2先／検討中2先
個人版私的整理ガイドラインの活用		検討中1件	成立1件／検討中5件	—

※　計数は平成 25 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 6 月末時点）

資料９－６－７

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
北洋銀行	２１年　３月３１日	１，０００億円
福邦銀行		６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
旧法（平成 16 年 8 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
豊和銀行	１８年１２月１８日	９０億円

（注）山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（平成20年12月改正）に基づく経営強化計画
平成25年9月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1）コア業務純益 又は コア業務純益ROA（選択制）

（単位：億円、%）

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
北　洋	317	159	**150**	▲ 16	▲ 9	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
福　邦	0.35	0.45	**0.32**	▲ 0.03	▲ 0.13	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	38	24	**19**	＋ 1	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	27	**33**	＋ 2	＋ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第　三	67	30	**19**	▲ 28	▲ 10	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	106	50	**55**	＋ 4	＋ 4	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、役務取引等利益が投資信託等預かり資産の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	34	16	**14**	▲ 6	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	36	14	**17**	▲ 0	＋ 3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	12	**13**	＋ 3	＋ 1	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注1）福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択
注2）「始期比」は、25年9月期（半期）の実績を2倍し、「計画始期の水準」（通期）と比較

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
北　洋	55.72	54.61	**50.69**	▲ 5.03	▲ 3.92	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
福　邦	64.39	61.42	**65.98**	＋ 1.59	＋ 4.56	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.45	57.61	**57.33**	▲ 0.12	▲ 0.28	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.28	67.42	**70.28**	▲ 1.00	＋ 2.86	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損失の増加により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第　三	61.15	61.29	**56.32**	▲ 4.83	▲ 4.97	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東　和	63.17	61.88	**60.17**	▲ 3.00	▲ 1.71	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が役務取引等利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高　知	66.79	68.69	**62.64**	▲ 4.15	▲ 6.05	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北　都	67.13	69.37	**66.27**	▲ 0.86	▲ 3.10	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	64.88	**62.74**	▲ 0.69	▲ 2.14	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	25年9月期 計画	25年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
北　洋	残高	18,312	18,612	**18,887**	＋ 574	＋ 275	貸出残高は専担者による新規開拓、医療福祉・環境等の成長分野支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	24.81	24.85	**24.27**	▲ 0.54	▲ 0.58	
福　邦	残高	1,585	1,630	**1,591**	＋ 5	▲ 38	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.82	**35.32**	▲ 1.38	▲ 1.50	
南日本	残高	2,724	2,769	**2,908**	＋ 184	＋ 139	ＡＢＬ、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.87	**40.22**	＋ 0.38	＋ 0.35	
みちのく	残高	4,201	4,203	**4,314**	＋ 113	＋ 111	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	21.02	**21.24**	＋ 0.52	＋ 0.22	
第　三	残高	5,750	5,795	**5,822**	＋ 71	＋ 26	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.20	**30.54**	▲ 0.72	▲ 0.66	
山梨県民（信用組合）	残高	1,729	1,772	**1,737**	＋ 7	▲ 34	経営コンサルタントの指導によるエリアマーケティング結果を踏まえた営業体制の見直し・強化に加えて、帝国データバンクのデータの活用などによる新規先開拓や既存先の資金需要の掘り起しに取り組んだものの、資金需要の低迷により、貸出残高は計画を下回った。貸出比率は総資産が減少したため、計画を上回った。
	比率	41.23	41.40	**41.83**	＋ 0.60	＋ 0.43	
東　和	残高	5,768	5,905	**6,019**	＋ 251	＋ 114	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉外活動時間増加のための取組みや成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.76	**31.17**	▲ 0.36	▲ 0.59	
高　知	残高	3,421	3,433	**3,342**	▲ 79	▲ 91	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだものの、全体的な資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.98	36.12	**34.12**	▲ 1.86	▲ 2.00	
北　都	残高	2,858	2,858	**2,886**	＋ 27	＋ 27	貸出残高は海外進出支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.50	**22.26**	▲ 1.24	▲ 1.24	
宮崎太陽	残高	2,164	2,186	**2,172**	＋ 8	▲ 14	小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.74	36.77	**36.05**	▲ 0.69	▲ 0.72	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	988	1,018	**972**	▲ 15	▲ 45	合併関係業務繁忙により、各営業店への取組み方針等の指示の徹底が遅れたことから、中小規模事業者等への融資の推進の効果の発現も遅れ、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.10	28.34	**27.14**	▲ 0.96	▲ 1.2	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	25年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
北　洋	2.41	2.63	**3.42**	＋ 1.01	＋ 0.79	経営改善計画の策定支援や顧客同士のマッチング支援等の経営相談・支援強化、外部提携先を活用した事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福　邦	3.98	4.88	**5.47**	＋ 1.49	＋ 0.59	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.65	**3.92**	＋ 2.39	＋ 2.27	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.41	**10.21**	＋ 2.04	＋ 1.80	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第　三	1.55	1.58	**1.80**	＋ 0.25	＋ 0.22	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	4.61	4.83	**6.66**	＋ 2.05	＋ 1.83	企業支援部による経営改善支援・早期事業再生の取組みのほか、経営改善サポート室による経営改善・コンサルティング対応により、中小企業再生支援協議会等外部機関との連携を含めた経営改善計画の策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
東　和	6.71	6.74	**9.03**	＋ 2.32	＋ 2.29	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	2.02	2.05	**2.33**	＋ 0.31	＋ 0.28	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	5.02	5.10	**7.10**	＋ 2.08	＋ 2.00	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.70	**15.97**	＋ 1.52	＋ 1.27	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	6.71	7.69	**10.18**	＋ 3.47	＋ 2.49	外部専門家との連携による経営改善支援に加え、各種セミナーや経営相談会の開催により、創業・新規事業開拓支援や経営相談等に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法（平成16年8月施行）に基づく経営強化計画
平成25年9月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1） コア業務純益ROA

（単位：%）

	計画始期の水準	25年9月期 計画	25年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
豊　和	0.75	0.57	**0.59**	▲ 0.16	＋ 0.02	総資産が預金の増加により計画を上回ったものの、コア業務純益が経費削減により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を上回った。

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	25年9月期 計画	25年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
豊　和	49.08	54.04	**53.21**	＋ 4.13	▲ 0.83	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

3）不良債権比率

（単位：%）

	計画始期の水準	25年9月期 計画	25年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
豊　和	3.01	3.04	**2.87**	▲ 0.14	▲ 0.17	経営改善・企業再生支援によるランクアップや不良債権のオフバランス化に取り組んだことから、不良債権比率は計画を下回った。

2．中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	25年9月期 計画	25年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
豊　和	残高	2,142	2,253	**2,107**	▲ 35	▲ 146	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだものの、不良債権のオフバランス化等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	41.56	41.74	**38.17**	▲ 3.39	▲ 3.57	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	25年9月期 計画	25年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
豊　和	3.28	3.32	**4.45**	＋ 1.17	＋ 1.13	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ＡＢＬ等による融資を推進したことから、計画を上回った。

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 25 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
七十七銀行	２３年１２月２８日	２００億円
相双五城信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した5地域銀行の経営強化計画
平成 25 年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	七十七銀行（宮城県仙台市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）			
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23年9月）	300億円（24年12月）	350億円（23 年9月）	200億円（23 年 12 月）	100億円（24 年9月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備	・仙台銀行が 25 年 10 月に「地元企業応援部本業支援室」を、きらやか銀行が 25 年 4 月に「本業支援推進部」等を新設し、復興支援と両行連携を強化		・地域振興に向けた組織的な取組みを強化するため、25年4月に営業本部内に「地域振興部」を、関連会社内にシンクタンク部門を新設	・審査部に常駐する外部コンサルタントを増員し、事業再生支援に対する取組みを強化	・アグリビジネス等、成長産業全体へのコンサルティング機能強化のため、25 年 4 月に本部に「成長産業推進部」を新設
② 具体的な取組み	・被災者との接点を拡充するため、被災営業店の新築移転を進めるとともに、巡回型移動店舗の営業を継続（仙台銀行） ・「仙台法人営業部」を新設し、人員を増員することにより、復興需要ニーズを掘り起こし、より復興ニーズの高い業種を集中的に訪問し復興支援を実施（きらやか銀行） ・グループ経営方針を「本業支援」に統一のうえ連携を強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献（仙台銀行・きらやか銀行）		・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供 ・住宅ローン全先訪問や相談窓口の休日営業等により、顧客ごとの状況を把握し、生活再建をサポート ・地元自治体と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて地域経済の活性化に貢献 ・「食」と「ものづくり」を中心としたビジネス交流会や商談会を開催し、販路拡大、マッチング等の支援を実施	・集団移転専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の取扱いを継続 ・被災企業の販路再構築支援のため、商談会の開催や個別商談機会の提供を実施 ・ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を15名が取得 ・各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分にかかる資金需要への対応を継続	・震災で大きな被害を受けた農林水産業者や食品業者に対して、セミナーや商談会の開催、個別商談機会の提供等により生産・流通体制の再構築を支援 ・被災店舗の完全復旧による被災者への支援体制の強化 ・「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援 ・運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行
被災者向け新規融資 事業性	2，672先／816億円	1，255件／325億円	16，436件／1，870億円	6，469件／2，581億円	2，492件／ 624億円
被災者向け新規融資 消費性	944先／104億円	99件／ 15億円	5，688件／ 200億円	8，598件／1，153億円	223件／ 31億円
被災者向け条件変更 事業性	248先／152億円	595件／186億円	3，202件／ 767億円	1，712先／1，390億円	998件／ 175億円
被災者向け条件変更 消費性	204先／ 25億円	97件／ 17億円	173件／ 16億円	1，489先／ 190億円	73件／ 8億円
【参考】25/9 期の貸出金残高	5，545億円	9，226億円	1兆5，492億円	3兆8，736億円	5，092億円
産業復興機構の活用	決定20先／検討中 3先	検討中2先	決定6先／検討中 5先	決定45先／検討中31先	決定47先／検討中 7先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定35先／検討中24先	決定4先／検討中1先	決定4先／検討中15先	決定94先／検討中91先	決定35先／検討中22先
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立26件／検討中29件	成立2件	—	成立125件／検討中65件	成立16件／検討中21件

※ 計数は平成 25 年 11 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 12 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
平成 25 年 9 月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額 （資本参加時期）	100億円（24 年 2 月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24 年 2 月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24 年 2 月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24 年 2 月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

①実施体制の整備	・情報収集や提案力の強化を図るため、渉外担当職員を 2 名増員（25 年 4 月）	・三陸支店を盛支店に統合（25 年 11 月）	・成長分野のニーズに的確に対応していくため、「新分野推進室」を新設し 3 名配置（25 年 4 月）	・山元支店を亘理支店に統合（25 年 7 月） ・福島市など中通り地方を地区拡張（25 年 8 月）
②具体的な取組み	・東北を中心に 35 の信金が協賛し開催した「よい仕事おこしフェア」（25 年 8 月）を通じた取引先の販路開拓支援 ・東北地区信用金庫協会の主催により開催した「ビジネスマッチ東北 2013」（25 年 11 月）を通じた取引先の販路開拓支援 ・4 金庫合計で 14 先について、NPO等の外部コーディネーターとの連携による他の地域での販路開拓支援を決定（25 年度）			
	・震災により事業再開が困難な状況にある事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設 ・事業承継に伴うＭ＆Ａの活用支援を目的としてＭ＆Ａ仲介業者とＭ＆Ａ業務に関する協定を締結	・NPOと連携した基金を活用 － 雇用・創業等助成金 155 件／2 億円 － 利子補給型融資 244 件／19 億円 ・復興に向け、既存の枠組みでは支援が届きにくい事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設	・震災により事業再開が困難な状況にある事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設 ・東北地区内信用金庫と連携し開催した「しんきん企業家交流会 2013in 花巻」を通じた取引先の販路拡大支援	・震災により事業再開が困難な状況にある事業者等を支援するため、公益法人と連携した新たな基金を創設 ・常設相談所における相談会及び移動相談会を開催（常設相談所と合せ 23 年4月から 12,533 件の相談を受付）
被災者向け新規融資 事業性	498先／63億円	889先／198億円	580先／234億円	516先／153億円
被災者向け新規融資 消費性	313先／19億円	136先／ 9億円	423先／ 27億円	164先／ 20億円
被災者向け条件変更 事業性	108先／70億円	113先／ 60億円	181先／ 84億円	367先／197億円
被災者向け条件変更 消費性	69先／ 5億円	274先／ 10億円	100先／ 13億円	437先／ 34億円
【参考】25/9 期の貸出金残高	301億円	444億円	638億円	608億円
産業復興機構の活用	決定20先／検討中 1先	決定20先／検討中 6先	決定21先／検討中10先	決定 4先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定33先／検討中 9先	決定19先／検討中 9先	決定29先／検討中16先	決定 4先／検討中 1先
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立 7件／検討中 2件	成立16件／検討中18件	成立30件／検討中 1件	成立 2件

※ 計数は平成 25 年 11 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 12 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成 25 年 9 月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24 年 1 月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24 年 1 月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24 年 3 月） 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

①実施体制の整備		・取引先の避難状況を踏まえ、25年7月に亘理支店を開設 ・25年11月に五城信組と合併	・取引先の経営支援態勢の更なる整備強化を図るため、25年８月に、金融機関以外の経営革新等認定支援機関3者との連携を開始	・25年８月に、他の金融機関とともに「とちぎネットワークファンド」に参入し、中小規模事業者に対する事業再生支援態勢を強化
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業振興センターの専門家を派遣し、経営改善計画の策定を支援（21先） ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施（延滞解消1,212先） ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施（震災以降、相談所と合わせて2,012件の相談を受付） ・取引先の事業承継支援に向け、(独)中小企業基盤整備機構と連携し、事業承継セミナーの開催を予定	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援（103 件：49 先） ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、引き続き、復興事業への資金供与を実施。（計 98 件、2,887 百万円） ・広域的な販路拡大を希望する取引先に対し、首都圏等で開催される商談会・物産展等への出展を支援 ・定期的な個別訪問を継続することにより、私的整理ガイドラインの説明を行うとともに、積極的な利用を慫慂	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、積極的に取引先の経営改善計画の策定を支援（63先） ・中小企業診断士会と業務提携し、取引先に中小企業診断士を派遣して、事業再生を支援（5先） ・取引先の事業承継に対する支援の一環として、25年10月に事業承継セミナーを開催 ・被災者の実態把握のため、訪問や電話連絡等の活動を継続して実施
	被災者向け新規融資 事業性	310先／104億円	126先／143億円	1，727件（432先）／138億円
	被災者向け新規融資 消費性	123先／ 15億円	49先／ 7億円	51件（39先）／ 1億円
	被災者向け条件変更 事業性	236先／ 78億円	201先／223億円	1，337件／175億円
	被災者向け条件変更 消費性	179先／ 15億円	67先／ 8億円	52件／ 7億円
	【参考】25/9 期の貸出金残高	278億円	989億円	383億円
	産業復興機構の活用	決定5先	決定3先	—
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定2先	決定2先／検討中5先	決定3先／検討中1先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立1件／検討中2件	成立2件／検討中5件	—

※ 計数は平成 25 年 11 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 12 月末時点）

資料９－８－１

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

［平成25年12月5日公表］

Ⅰ．保証契約時等の対応

1．経営者保証に依存しない融資の一層の促進

（1）保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
- ➢法人と経営者の関係を明確に区分・分離
- ➢財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
- ➢信頼性の高い情報を債権者に開示・説明

（2）債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実

（注１）停止条件又は解除条件付保証契約、ＡＢＬ等

（3）上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2．経営者保証の契約時の債権者の対応

やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める

（1）主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明

（2）適切な保証金額の設定
- ➢形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
- ➢保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3．既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記 1. や 2. に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

（1）主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応

（2）債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

Ⅱ．保証債務の整理手続 （準則型私的整理手続(注2)を原則利用）

1．経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2．保証債務の履行基準（残存資産の範囲）

- ➢残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- ➢保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- ➢債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- ➢事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3．保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4．その他

①債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない　②平成26年2月1日より適用（準備体制が整った金融機関には先行適用）

（注２）中小企業再生支援協議会、事業再生ＡＤＲ、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

（注３）破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

経営者保証に関するガイドラインQ＆Aの主な概要

［平成25年12月5日公表］

Ⅰ．保証契約時等の対応　ー　経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1．法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- 本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合等には、適切な賃料を支払う。
- 事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用（飲食代等）について法人の経費処理としない
- 取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

2．財務基盤の強化

- 今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）の確保
- 業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積

3．適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

- 決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）の提出
- 年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

金融機関等の対応

内外からのガバナンスが十分働いている場合 ⇒ 経営者保証を求めない可能性の検討

内外からのガバナンスが十分ではない場合 ⇒ 代替的な融資手法（注1）の活用の検討

（注1）停止条件又は解除条件付保証契約等

Ⅱ．保証債務の整理手続　ー　保証債務の履行基準（残存資産の範囲）

➢保証人の手元に残る資産

●破産手続における自由財産（現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産）

●経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は（主たる債務と保証債務を合算した）回収見込額の増加額（注2）の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討（ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない）。

（注2）破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

＜残存資産検討の目安＞

➢ 一定期間の生計費に相当する現預金：「一定期間」 ⇒ 雇用保険の給付期間（90日～330日）の考え方を参考

「生計費」 ⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額（33万円）

➢ 華美でない自宅：　安定した事業継続等に必要な場合 ⇒ 残存資産に含めることを検討

上記に該当しない場合 ⇒ 当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容

金融庁
Financial Services Agency

平成25年12月11日
金融庁

「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について

金融庁は、12月11日、別紙のとおり、「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について、次の金融機関関係団体等に対し、要請しました。

- (社)全国銀行協会会長
- (社)全国地方銀行協会会長
- (社)第二地方銀行協会会長
- (社)信託協会会長
- (社)全国信用金庫協会会長
- (社)全国信用組合中央協会会長
- (株)商工組合中央金庫代表取締役社長
- 農林中央金庫代表理事理事長
- 日本貸金業協会会長

(別紙)「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について(PDF:94KB)

お問い合わせ先

金融庁　監督局総務課監督調査室
Tel　03-3506-6000(代表)(内線3379、3314)

平成 25 年 12 月 11 日
金　　融　　庁

「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について

平成２５年１２月５日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、平成２６年２月１日から適用（準備態勢が整った金融機関は先行適用）されます。

本ガイドラインの積極的な活用により、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という。）、経営者及び金融機関の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者（以下「中小企業等」という。）の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することが期待されます。

また、本ガイドラインの公表と同日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」においても、地域経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の革新を推進するための施策として、「経営者保証に関するガイドラインの利用促進」が盛り込まれたところです。

当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

ついては、貴協会傘下機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

（１）営業現場の第一線まで本ガイドラインの趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規程や契約書の整備等、所要の態勢整備に早急に取り組むこと。

（２）本ガイドラインの適用に関する準備が整った場合は、適用開始日を待たず、先行してガイドラインに即した対応を開始すること。

（３）中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本ガイドラインの積極的な活用に努めること。

以　上

資料９－８－３

「経営者保証に関するガイドライン」の策定に伴う監督指針の改正（26年2月1日適用）のポイント

○「『経営者保証に関するガイドライン』の融資慣行としての浸透・定着等」という新たな評価項目を設け、以下のような着眼点を規定

- ガイドラインを踏まえ、経営者保証への対応方針の明確化
- ガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備等
- 経営者保証の機能を代替する融資手法（停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等）のメニューの充実
- 中小企業等において法人個人の一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を検討する態勢の整備

○「与信取引等に関する顧客への説明態勢」に係る評価項目について、以下の事項を盛り込む

- 契約時点等における説明に関する着眼点に、保証契約締結時における保証契約の必要性等の説明を丁寧かつ具体的に行う旨を追記
- 経営者等に保証を求める場合における、契約締結の客観的合理的理由の説明の留意点に、「経営者保証に関するガイドライン」の規定に基づき客観的合理的理由の説明を行う旨を追記
- 貸付に関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性について検証する際の留意点に、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図る」との観点を追記
- 借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応についての検証の着眼点に、ガイドラインに基づき、借り手企業の事業承継時の対応（後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証等）が適切に行われる態勢が整備されているかを追記
- 延滞債権の回収等を行う場合における、適切な対応態勢の整備状況について検証する際の留意点に、ガイドラインに即し、保証人の手元に残すことができる残存資産の範囲について、保証人の履行能力、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているかを追記

○「金融仲介機能の発揮」に係る評価項目について、以下の事項を盛り込む

- 金融機関の基本的役割に、ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行うことが必要である旨を追記
- 金融仲介機能を発揮するための態勢整備の状況について検証する際の着眼点に、経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るよう努めているかを追記
- 債務者からの要請があった場合には、ガイドラインに基づき、経営者保証を求めない可能性等を検討する態勢が整備されているかを着眼点として追記

○「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等」に係る評価項目について、以下の事項を 盛り込む

- 第三者の個人連帯保証の履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応を行う態勢を検証する際の留意点に、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢が整備されているかを追記

資料９－８－４

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

（平成26年６月４日公表）

本年２月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表。

これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくとともに、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手が行う経営支援の一助となることを期待。

＜掲載事例（計２３事例）＞

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の４項目で構成。

経営者保証に依存しない融資の一層の促進（11事例）

〇経営者保証を求めなかった事例

〇経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

適切な保証金額の設定（4事例）

〇経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

既存の保証契約の適切な見直し（６事例）

〇保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例

〇経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例　等

保証債務の整理（2事例）

〇中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例

〇事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例

資料９－８－５

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆　貸付条件の変更等の状況（平成26年3月末時点）

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行 （Ａ）	謝絶 （Ｂ）	実行率 [Ａ／(Ａ＋Ｂ)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計（1482）	5,529,573 （1,502,926）	5,208,691 （1,427,796）	130,563 （34,581）	97.6%
【住宅ローン】 金融機関合計（1482）	378,661 （58,895）	310,079 （48,563）	27,419 （4,263）	91.9%

（注）上記金融機関（1482）は、銀行（141）、信用金庫（268）、信用組合（156）、労働金庫（14）、系統金融機関（903）の合計。

資料９－８－６

日銀短観D. I. の推移

○ 業況判断

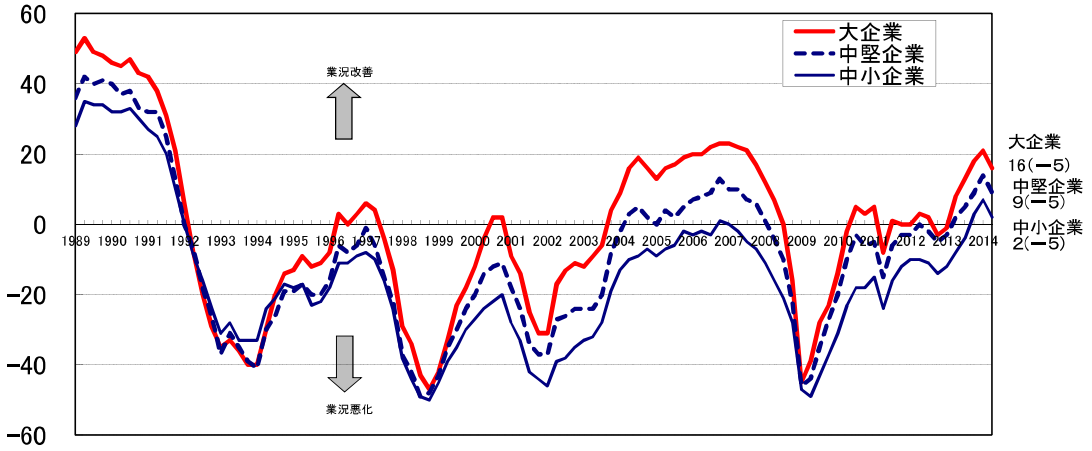

※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○資金繰り判断

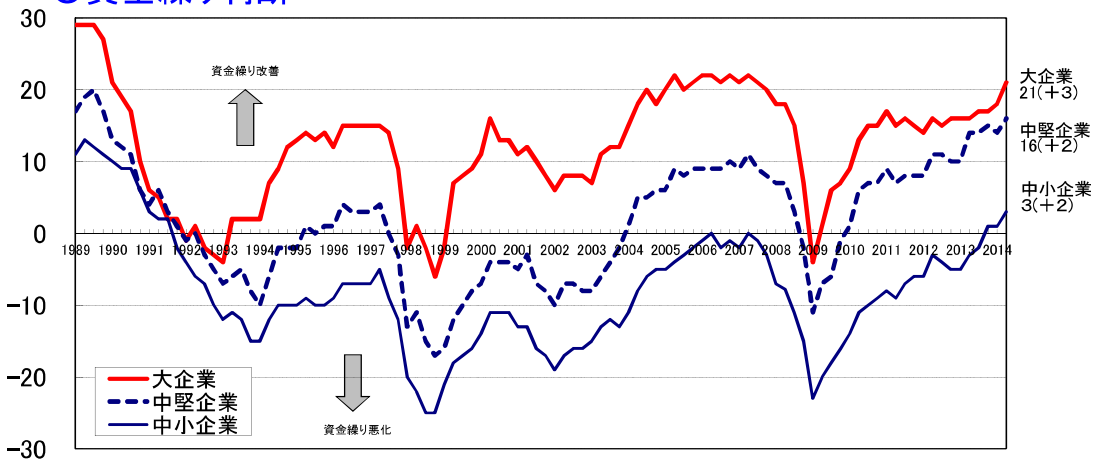

※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○金融機関の貸出態度判断

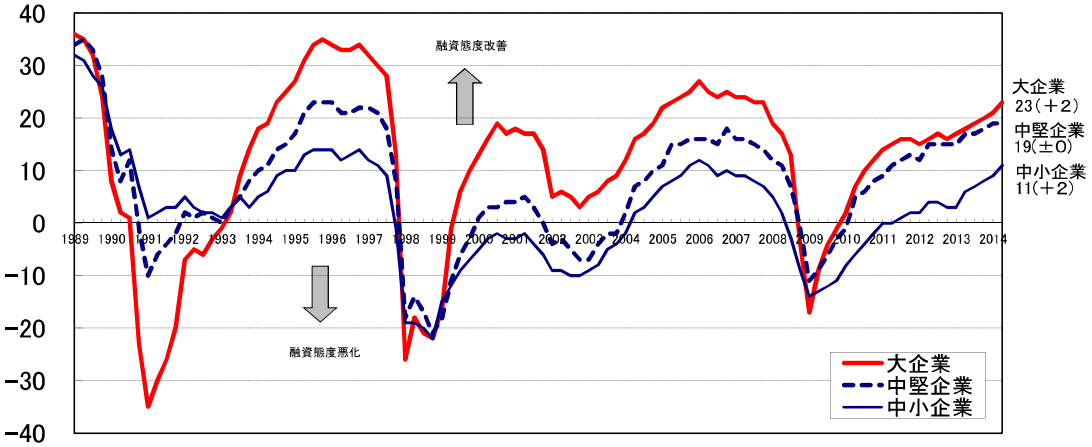

※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）数字は2014年６月調査時点。（カッコ内の数字は前回調査（2014年３月）との比較）

資料９－８－７

（　参　考　）

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

１．中小企業の業況の「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移

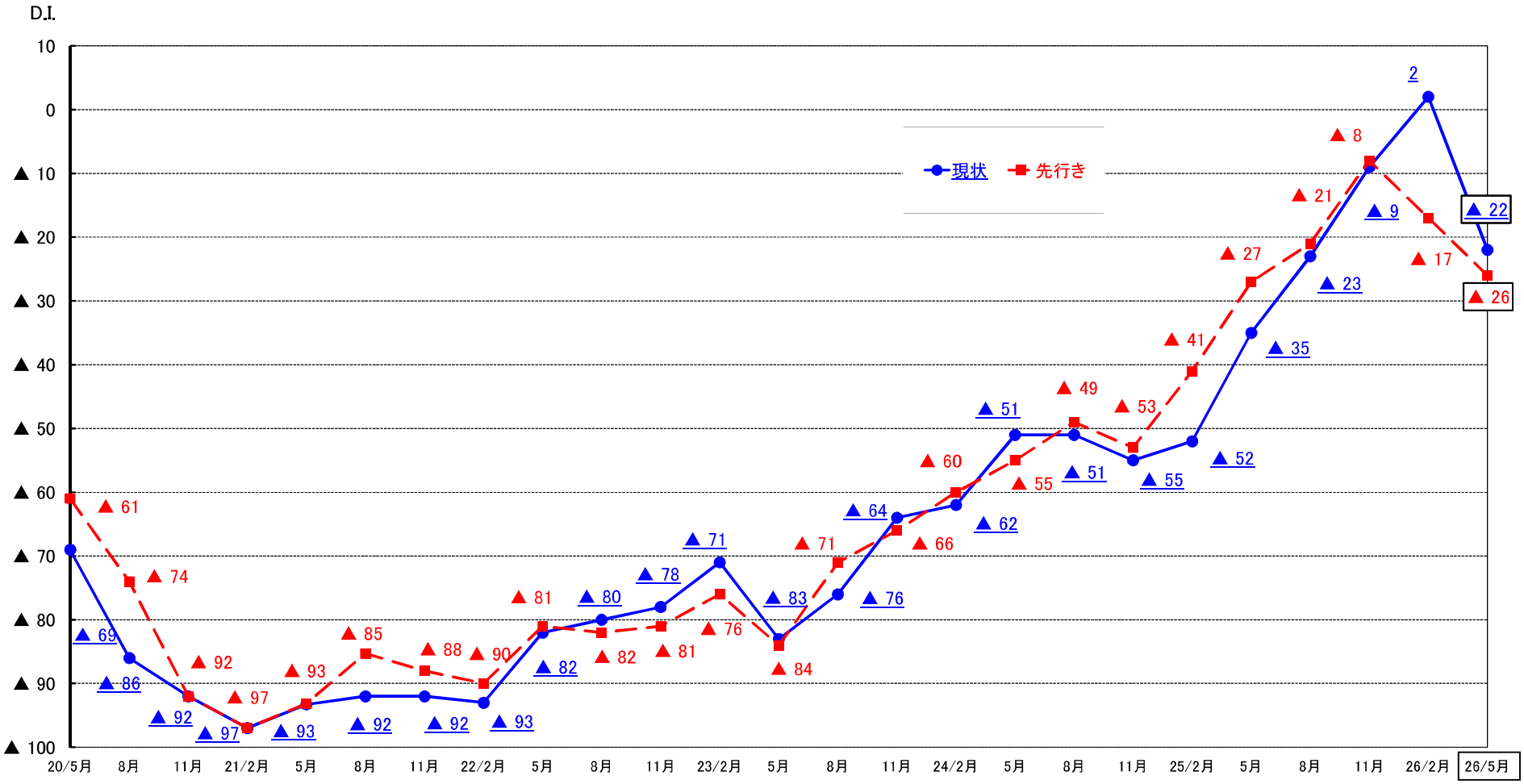

2. 中小企業の資金繰りの「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移

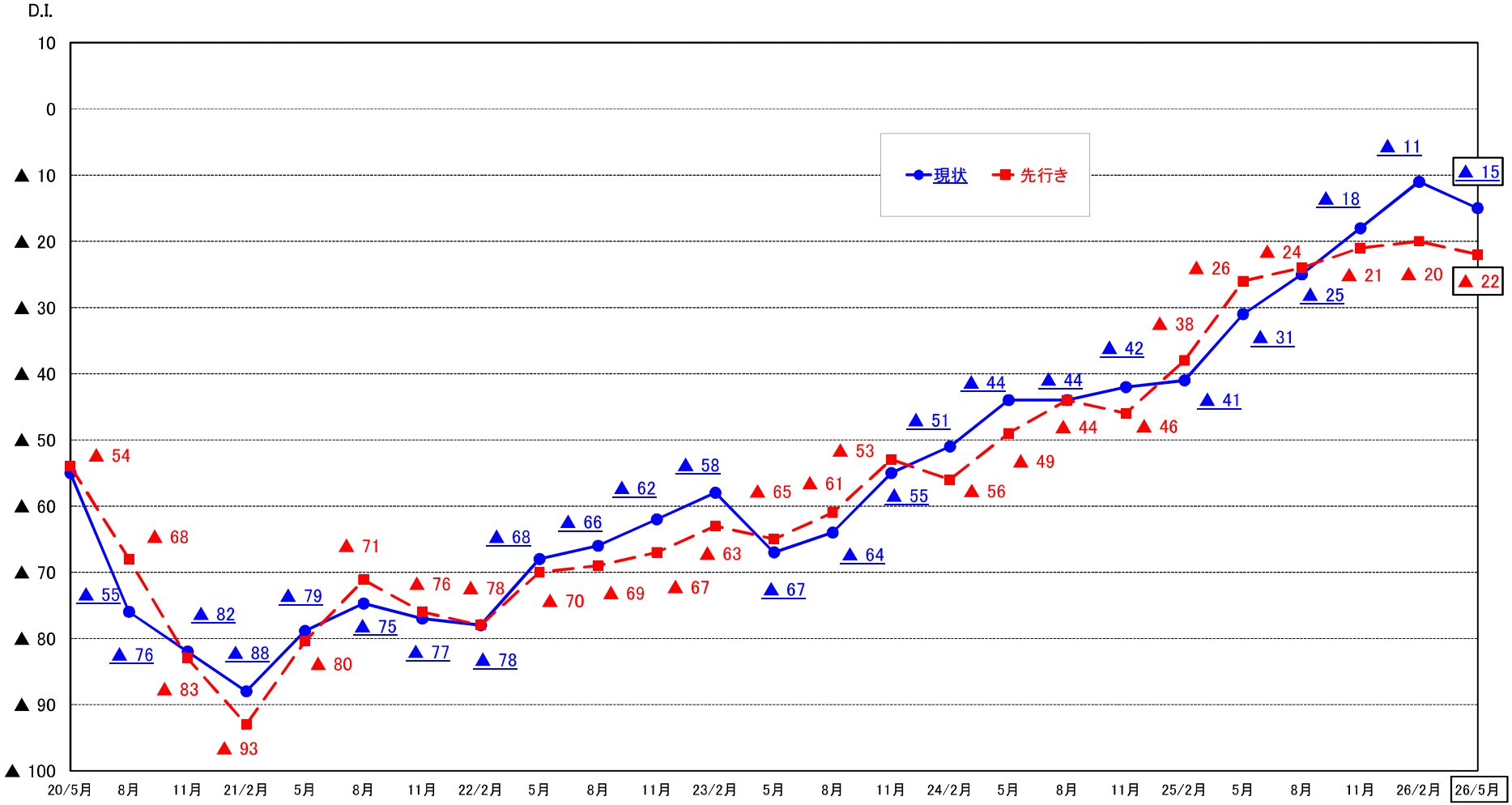

資料９－８－８

法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表

（単位：兆円,%）

月末	法人向け全体貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2012.01	266.8	▲ 0.1	168.6	▲ 1.4	98.2	2.3
2012.02	266.8	0.1	168.7	▲ 1.1	98.1	2.3
2012.03	271.5	▲ 0.4	172.8	▲ 1.5	98.7	1.6
2012.04	266.4	▲ 0.5	168.5	▲ 1.5	97.9	1.2
2012.05	264.3	▲ 0.4	166.3	▲ 1.3	98.0	1.2
2012.06	267.7	0.3	169.0	▲ 0.7	98.7	2.0
2012.07	265.9	▲ 0.2	166.8	▲ 1.2	99.1	1.6
2012.08	265.6	0.2	166.3	▲ 0.7	99.4	1.8
2012.09	270.9	0.3	170.7	▲ 0.5	100.2	1.6
2012.10	266.7	0.3	166.5	▲ 1.2	100.2	2.7
2012.11	267.5	0.4	166.7	▲ 1.0	100.7	2.9
2012.12	272.7	1.0	170.5	▲ 0.8	102.2	4.1
2013.01	270.4	1.3	167.8	▲ 0.5	102.6	4.4
2013.02	270.6	1.4	167.9	▲ 0.5	102.7	4.7
2013.03	275.5	1.5	172.4	▲ 0.2	103.0	4.4
2013.04	270.2	1.4	167.5	▲ 0.6	102.7	4.9
2013.05	269.7	2.1	166.6	0.2	103.1	5.2
2013.06	272.2	1.7	168.4	▲ 0.3	103.7	5.1
2013.07	271.8	2.2	167.9	0.7	103.9	4.8
2013.08	271.9	2.4	168.6	1.4	103.3	4.0
2013.09	276.3	2.0	171.6	0.5	104.7	4.5
2013.10	272.0	2.0	168.5	1.2	103.5	3.3
2013.11	274.4	2.6	170.3	2.1	104.1	3.3
2013.12	278.9	2.2	173.8	1.9	105.1	2.8
2014.01	276.7	2.3	171.1	1.9	105.7	3.0
2014.02	276.6	2.2	170.7	1.7	105.9	3.1
2014.03	280.7	1.9	175.5	1.8	105.2	2.1
2014.04	276.4	2.3	170.5	1.8	105.8	3.0
2014.05	275.7	2.2	170.4	2.3	105.2	2.1
2014.06	278.4	2.3	171.5	1.8	106.9	3.1

（出典）日本銀行「現金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数（個人企業を含む）。

○「中小企業」：資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

資料９－８－９

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

１．主要行の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	23年度末	24年度末	25年度末
動産・債権譲渡担保融資	5,243	6,221	6,598
うち動産担保融資	2,649	2,733	2,949
うち債権譲渡担保融資	2,594	3,488	3,649
財務制限条項を活用した融資	―	525,758	569,966

※ 24年度末はデータ制約上、一部25年４月末残高の 計数を含む。

２．地域金融機関の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	23年度末	24年度末	25年度末
動産・債権譲渡担保融資	3,669	5,048	7,615
うち動産担保融資	1,569	2,041	3,758
うち債権譲渡担保融資	2,130	3,007	3,857
財務制限条項を活用した融資	―	176,760	170,822

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年 8 月 27 日
金融庁

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙１～４のとおり、取りまとめました。

対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 26 年３月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 26 年３月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 26 年３月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 26 年３月

概要

１．被害発生状況

（注）「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

○被害発生件数　（単位：件）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	273	482	901	271	5,507
盗難キャッシュカード	6,607	5,338	3,871	3,283	49,102
盗難通帳	244	183	141	120	3,018
インターネットバンキング	78	162	148	1,903	2,874

○平均被害額　（単位：万円）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	91	70	77	27	95
盗難キャッシュカード	59	54	46	43	52
盗難通帳	92	114	62	102	180
インターネットバンキング	113	244	102	113	120

２．金融機関による補償状況

（注１）預貯金者保護法の施行は、18 年 2 月 10 日です。

（注２）補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

（注３）「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

○偽造キャッシュカード

（単位：件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
22 年度	260	243	(93.5%)	17	(6.5%)
23 年度	480	458	(95.4%)	22	(4.6%)
24 年度	882	845	(95.8%)	37	(4.2%)
25 年度	232	221	(95.3%)	11	(4.7%)
対象期間計	5,360	5,146	(96.0%)	(注1)214	(4.0%)
(平成 12 年 4 月～平成 26 年 3 月)			(注2) (98.8%)		

（注１）金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等（104 件）」、「預貯金者に重大な過失がある（27 件）」などでした。

（注２）処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難キャッシュカード

（単位：件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
22 年度	6,592	3,735	(56.7%)	2,857	(43.3%)
23 年度	5,303	2,662	(50.2%)	2,641	(49.8%)
24 年度	3,835	1,631	(42.5%)	2,204	(57.5%)
25 年度	2,796	941	(33.7%)	1,855	(66.3%)
対象期間計	48,462	26,683	(55.1%)	(注1)21,779	(44.9%)
(平成 17 年 2 月～平成 26 年 3 月)			(注2) (82.2%)		

（注１）金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等（7,089 件）」、「遺失等による不正払戻し（4,038 件）」、「預貯金者の配偶者や親族による払戻し（2,604 件）」などでした。

（注２）処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難通帳　（単位：件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
22 年度	234	130	(55.6%)	104	(44.4%)
23 年度	177	109	(61.6%)	68	(38.4%)
24 年度	133	84	(63.2%)	49	(36.8%)
25 年度	90	59	(65.6%)	31	(34.4%)
対象期間計	2,823	1,101	(39.0%)	1,722	(61.0%)
(平成 15 年 4 月～平成 26 年 3 月)			(注) (50.2%)		

（注）処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○インターネットバンキング　（単位：件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
22 年度	52	29	(55.8%)	23	(44.2%)
23 年度	157	108	(68.8%)	49	(31.2%)
24 年度	144	103	(71.5%)	41	(28.5%)
25 年度	1,459	1,298	(89.0%)	161	(11.0%)
対象期間計	2,288	1,885	(82.4%)	403	(17.6%)
(平成 17 年 2 月～平成 26 年 3 月)			(注) (90.9%)		

（注）処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

お問い合わせ先

金融庁　Tel：03－3506－6000（代表）
監督局　銀行第１課（内線 3323、3324）
銀行第２課（内線 3365、3367）
協同組織金融室（内線 3381、3736）
郵便貯金・保険監督参事官室（内線 2612、2615）

（別紙１）偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）
（別紙２）盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙３）盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）
（別紙４）インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙1）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	11	4	24	29	306	169	55	291	273	18	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	88	80	8	16	32	26	482	337	70	480	458	22	2
24年度	661	465	132	136	34	29	74	68	901	700	77	882	845	37	19
4月～6月	79	66	13	8	2	0	8	3	102	80	78	102	99	3	-
7月～9月	146	86	50	57	4	7	25	12	225	163	72	222	204	18	3
10月～12月	349	281	67	70	27	21	38	48	481	420	87	468	457	11	13
1月～3月	87	31	2	0	1	0	3	4	93	36	39	90	85	5	3
25年度	259	71	8	2	1	0	3	1	271	75	27	232	221	11	39
4月～6月	65	15	1	0	1	0	1	0	68	16	23	66	62	4	2
7月～9月	88	23	1	0	-	-	-	-	89	23	26	84	82	2	5
10月～12月	62	19	4	1	-	-	1	0	67	21	32	56	54	2	11
1月～3月	44	12	2	1	-	-	1	0	47	13	28	26	23	3	21
計	3,555	3,286	1,192	1,248	386	351	374	366	5,507	5,252	95	5,360	5,146	214	147
構成比	64.6%	62.6%	21.6%	23.8%	7.0%	6.7%	6.8%	7.0%	100.0%	100.0%		100.0%	96.0%	4.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.8%（3,343件/3,491件）、地方銀行97.7%（1,116件/1,142件）、第二地方銀行96.3%（362件/376件）、信金等92.6%（325件/351件）。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙2）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				調査・検討中等
												計	補償		補償しない	
													全額	75%又は一部		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）					
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,992	1,633	1,821	1,054	389	172	711	347	6,913	3,207	46	6,884	3,335	968	2,581	29
19年度	3,461	1,322	1,152	619	209	89	497	219	5,319	2,251	42	5,318	2,127	852	2,339	1
20年度	3,500	1,565	993	520	178	120	435	207	5,106	2,414	47	5,100	1,811	907	2,382	6
21年度	4,227	1,857	1,068	624	213	153	531	301	6,039	2,936	48	6,027	1,772	1,517	2,738	12
22年度	4,450	2,397	1,159	871	304	207	694	480	6,607	3,956	59	6,592	1,653	2,082	2,857	15
23年度	3,684	1,764	916	640	216	144	522	333	5,338	2,884	54	5,303	1,209	1,453	2,641	35
24年度	2,840	1,149	610	397	119	78	302	183	3,871	1,808	46	3,835	794	837	2,204	36
4月～6月	751	329	199	137	37	22	98	62	1,085	551	50	1,077	227	255	595	8
7月～9月	757	275	156	100	35	26	76	37	1,024	440	42	1,020	209	234	577	4
10月～12月	756	286	147	97	34	23	74	47	1,011	454	44	997	205	198	594	14
1月～3月	576	257	108	62	13	5	54	35	751	361	48	741	153	150	438	10
25年度	2,588	1,007	433	270	72	35	190	117	3,283	1,431	43	2,796	450	491	1,855	487
4月～6月	712	293	102	35	19	10	40	16	873	355	40	853	157	154	542	20
7月～9月	739	266	107	85	12	4	45	31	903	388	43	872	133	141	598	31
10月～12月	689	272	142	96	26	16	60	42	917	428	46	811	131	160	520	106
1月～3月	448	174	82	52	15	4	45	26	590	258	43	260	29	36	195	330
計	31,966	15,245	10,142	6,440	2,111	1,277	4,883	2,808	49,102	25,771	52	48,462	16,708	9,975	21,779	640
構成比	65.1%	59.2%	20.7%	25.0%	4.3%	5.0%	9.9%	10.9%	100.0%	100.0%		100.0%	34.5%	20.6%	44.9%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等44.2%（13,963件/31,593件）、地方銀行74.0%（7,383件/9,973件）、第二地方銀行74.4%（1,554件/2,089件）、信金等78.7%（3,783件/4,807件）。

（別紙3）

盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	131	84	13	11	39	34	283	1,040	367	283	64	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	262	148	114	13
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	152	160	65	46	8	4	19	13	244	224	92	234	130	104	10
23年度	101	144	60	42	10	7	12	14	183	209	114	177	109	68	6
24年度	75	37	47	36	8	1	11	11	141	87	62	133	84	49	8
4月～6月	25	9	11	9	3	0	5	7	44	27	63	42	27	15	2
7月～9月	13	9	20	15	1	0	4	2	38	27	71	36	24	12	2
10月～12月	20	9	7	3	2	0	1	0	30	13	45	29	14	15	1
1月～3月	17	9	9	8	2	0	1	1	29	18	64	26	19	7	3
25年度	68	47	30	59	5	3	17	13	120	123	102	90	59	31	30
4月～6月	17	14	7	9	-	-	1	0	25	24	96	24	18	6	1
7月～9月	22	21	7	36	2	2	3	1	34	62	182	27	16	11	7
10月～12月	17	10	13	11	2	0	8	1	40	24	60	30	19	11	10
1月～3月	12	2	3	1	1	0	5	9	21	13	63	9	6	3	12
計	1,392	3,336	1,132	1,449	148	226	346	427	3,018	5,440	180	2,823	1,101	1,722	195
構成比	46.1%	61.3%	37.5%	26.6%	4.9%	4.2%	11.5%	7.9%	100.0%	100.0%		100.0%	39.0%	61.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等44.0%（581件/1,320件）、地方銀行31.2%（329件/1,053件）、第二地方銀行44.7%（59件/132件）、信金等41.5%（132件/318件）。

（別紙4）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態 / 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	87	104	8	4	2	0	5	20	102	129	127	98	69	29	4
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	211	186	25	22
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	69	38	31	67
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	48	16	32	14
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	52	29	23	26
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	157	108	49	5
24年度	141	141	6	8	-	-	1	1	148	151	102	144	103	41	4
4月～6月	27	20	-	-	-	-	-	-	27	20	74	27	19	8	-
7月～9月	25	16	-	-	-	-	-	-	25	16	67	24	20	4	1
10月～12月	44	36	1	0	-	-	-	-	45	36	80	44	31	13	1
1月～3月	45	68	5	8	-	-	1	1	51	78	153	49	33	16	2
25年度	1,822	1,882	63	194	14	76	4	4	1,903	2,157	113	1,459	1,298	161	444
4月～6月	173	154	4	6	1	3	-	-	178	163	91	175	148	27	3
7月～9月	468	390	8	31	2	5	-	-	478	427	89	468	423	45	10
10月～12月	580	603	26	56	4	14	1	1	611	675	110	581	529	52	30
1月～3月	601	734	25	100	7	53	3	2	636	890	140	235	198	37	401
計	2,644	2,739	150	484	36	142	44	110	2,874	3,476	120	2,288	1,885	403	586
構成比	92.0%	78.8%	5.2%	13.9%	1.3%	4.1%	1.5%	3.2%	100.0%	100.0%		100.0%	82.4%	17.6%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.1%（1,782件/2,119件）、地方銀行66.4%（75件/113件）、第二地方銀行35.0%（7件/20件）、信金等58.3%（21件/36件）。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年 8 月 27 日
金融庁

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 26 年 3 月末）について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 26 年 3 月末）」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

お問い合わせ先

金融庁　Tel：03－3506－6000(代表)
監督局　銀行第１課（内線 3323、3324）
銀行第２課（内線 3365、3367）
協同組織金融室（内線 3381、3736）
郵便貯金・保険監督参事官室（内線 2612、2615）

（別添）偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 26 年３月末）

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成26年3月末）

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成26年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

［表に関する説明］
- 主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- 埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- パーセントは小数第二位を四捨五入。

［調査結果］

1．基本情報

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	ATM設置台数④	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑤
主要行等	10	9	6	26,322	112,929
地銀	65	65	65	38,954	112,761
第二地銀	41	41	41	12,012	29,188
その他の銀行	16	22	30	51,251	174,882
信用金庫	267	264	264	19,799	51,239
信用組合	136	62	51	2,247	5,185
労働金庫	13	13	13	1,908	8,648
計	548	476	470	152,493	494,832
農漁協等	892	892	0	12,551	22,028
総計	1,440	1,368	470	165,044	516,860

2．キャッシュカードに関すること

（ICキャッシュカードの導入状況等）

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑥	⑥/①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑦	⑦/④	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑧	⑧/⑤
主要行等	10	7	70.0%	25,369	96.4%	25,884	22.9%
地銀	65	65	100.0%	34,924	89.7%	23,038	20.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,055	75.4%	4,665	16.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	51,244	100.0%	50,465	28.9%
信用金庫	267	203	76.0%	15,148	76.5%	6,493	12.7%
信用組合	136	43	31.6%	907	40.4%	379	7.3%
労働金庫	13	13	100.0%	1,908	100.0%	7	0.1%
計	548	377	68.8%	138,555	90.9%	110,931	22.4%
農漁協等	892	891	99.9%	12,318	98.1%	8,135	36.9%
総計	1,440	1,268	88.1%	150,873	91.4%	119,066	23.0%

（生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等）　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑨	⑨/①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑩	⑩/④	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑪	⑪/⑤
主要行等	10	6	60.0%	23,931	90.9%	18,685	16.5%
地銀	65	50	76.9%	21,584	55.4%	10,484	9.3%
第二地銀	41	9	22.0%	2,502	20.8%	398	1.4%
その他の銀行	16	2	12.5%	26,750	52.2%	41,174	23.5%
信用金庫	267	78	29.2%	5,337	27.0%	1,559	3.0%
信用組合	136	11	8.1%	339	15.1%	163	3.1%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	548	156	28.5%	80,443	52.8%	72,463	14.6%
農漁協等	892	140	15.7%	1,999	15.9%	24	0.1%
総計	1,440	296	20.6%	82,442	50.0%	72,487	14.0%

3．インターネットバンキングに関すること

（取引時における本人認証の状況（個人向け））

業態	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	⑫/②
主要行等	9	9	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	40	97.6%
その他の銀行	22	18	81.8%
信用金庫	264	262	99.2%
信用組合	62	25	40.3%
労働金庫	13	13	100.0%
計	476	432	90.8%
農漁協等	892	892	100.0%
総計	1,368	1,324	96.8%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑬	⑬/②	パスワード生成機⑭	⑭/②	電子メール・アプリケーション⑮	⑮/②
主要行等	8	88.9%	3	33.3%	3	33.3%
地銀	34	52.3%	15	23.1%	32	49.2%
第二地銀	16	39.0%	7	17.1%	24	58.5%
その他の銀行	12	54.5%	8	36.4%	4	18.2%
信用金庫	239	90.5%	64	24.2%	58	22.0%
信用組合	5	8.1%	7	11.3%	20	32.3%
労働金庫	13	100.0%	0	0.0%	13	100.0%
計	327	68.7%	104	21.8%	154	32.4%
農漁協等	0	0.0%	71	8.0%	821	92.0%
総計	327	23.9%	175	12.8%	975	71.3%

（取引時における本人認証の状況（法人向け））

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		（可変パスワード導入未済の金融機関のうち）電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	6	2	33.3%	4	66.7%
地銀	65	39	60.0%	26	40.0%
第二地銀	41	9	22.0%	32	78.0%
その他の銀行	30	22	73.3%	5	16.7%
信用金庫	264	234	88.6%	26	9.8%
信用組合	51	4	7.8%	20	39.2%
労働金庫	13	0	0.0%	13	100.0%
計	470	310	66.0%	126	26.8%
農漁協等	0	0	0.0%	0	0.0%
総計	470	310	66.0%	126	26.8%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール・アプリケーション⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	0	0.0%	1	16.7%	1	16.7%
地銀	19	29.2%	4	6.2%	16	24.6%
第二地銀	4	9.8%	0	0.0%	2	4.9%
その他の銀行	5	16.7%	14	46.7%	4	13.3%
信用金庫	216	81.8%	1	0.4%	11	4.2%
信用組合	2	3.9%	1	2.0%	2	3.9%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	246	52.3%	21	4.5%	36	7.7%
農漁協等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	246	52.3%	21	4.5%	36	7.7%

資料10－２－１

信託会社等の新規参入状況

平成26年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	15	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認ＴＬＯ）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	155	60	16	2	11	22	8	7	11	9	7	2
うち　みなし信託契約代理業者	132	46	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	194	87	26	2	11	22	8	7	11	9	9	2

（注1）　外国信託会社は金融庁直轄

（注2）　グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は6社）

【参考】保険会社等向け監督方針のポイント

１．保険会社等に求められる役割

・**保障・補償機能の提供という重要な役割を保険会社が担っている**ことを踏まえ、**適切かつフォワード・ルッキングなリスク管理を行う**とともに、**財務基盤の強化**に努める。
・**保険商品の開発・募集・支払い等の各段階における顧客の高齢化を踏まえた対応。**
・**経営陣は、責任ある経営判断を迅速に行う**とともに、**５～10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要。**

２．監督当局の取組姿勢等

・**ベター・レギュレーションの一層の深化**を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、**規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねない**ことも踏まえ、**金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。**

① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検）
② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各社における先進的取組みを他社に紹介等）

※ **金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオフサイト・オンサイト一体となったモニタリングを充実・強化。**

2. 監督重点分野

1. 保障･補償機能の適切な発揮

(1)適切な保険金支払管理態勢の構築

① **支払管理態勢**
機能発揮状況を引き続き重点的に確認

② **請求案内態勢**
整備･実施状況を引き続き重点的に確認

③ **契約者の立場に立った取組み**
手続書類の簡素･合理化等、震災後の能動的な取組み姿勢や保険金の迅速な支払態勢を平時に生かすよう促す

(2)保険会社等の属性に応じた対応

① **保険会社グループ**
グループ全体の財務健全性や管理態勢を確認

② **中小規模の保険会社**
新規参入会社に深度ある監督を実施
新規募集休止会社を注意深くモニタリング

③ **外国保険会社等**
本邦現地法人や在日支店の経営管理やリスク管理等について深度ある監督を実施

④ **少額短期保険業者**
一層の実態把握に努めるとともに、問題が認められる業者等については注意深くモニタリング

⑤ **認可特定保険業者**
資金繰りや業務の適切性に関し注意深く指導監督を実施

2. リスク管理の高度化の促進

(1)統合的リスク管理の促進

① **リスク管理態勢**
・経営戦略と一体で統合的なリスク管理態勢の整備を促すため、ERMヒアリング等を実施
・「リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）」の報告の導入を検討

② **各社の負債特性に応じた取組み**
販売チャネル･商品の特性に応じた販売進捗管理等を確認

③ **保険引受リスク管理態勢**
リスクの把握と計測、リスク削減への取組状況とその有効性、財務基盤強化の取組状況を確認

④ **金融市場の変動に応じた運用態勢**
市場動向に対応した運用方針に基づく資産運用の実施及びモニタリングの状況等の確認

⑤ **グループに対する確認**
持株会社等のガバナンス機能の発揮状況や海外拠点を含むグループ全体のリスク管理態勢等を確認

(2)ソルベンシー評価の見直し等

① **経済価値ベースのソルベンシー規制**
国際的な検討の動向を踏まえ規制の導入に向けた検討作業を継続

② **保険監督会計**
IASBにおける国際会計基準の見直し作業を踏まえ中期的な保険監督会計のあり方について引き続き検討

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)業務の継続性の確保

・システム障害の未然防止、発生時の対応等の態勢構築の点検
・大規模災害･サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の整備の確認等

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

保険募集人が取扱う顧客情報を含めた情報管理態勢の構築の確認等

(3)適切な保険募集態勢の確立

顧客の知識・経験等を踏まえた商品説明を行う態勢や整備状況の確認

① 保険募集形態の多様化や代理店の大型化を踏まえた募集態勢･保険会社による保険募集人の管理･監督態勢の確認、金融審を踏まえた保険募集･販売ルールの見直しに係る対応の具体的な検討
② 銀行窓販の確認
③ 高齢の顧客に関し、契約内容について顧客の理解が確保されるための取組み等を促す

(4)相談･苦情処理態勢の充実

適切な窓口等の整備･管理

(5)商品審査の実効性確保と迅速化

事前の意見交換等の実施による迅速な商品改定

(6)不正利用の防止

・不正請求等の排除のための契約審査態勢･支払管理態勢の確認
・マネロン、テロ資金供与防止に向けた態勢等整備の確認

資料11－２－１

生命保険会社の平成26年３月期決算の概要
（かんぽ生命を除く）

（単位：億円、％、ポイント）

	24年３月期	25年３月期	26年３月期	前期比
基礎収益	366,892	414,409	405,004	▲ 9,405
保険料等収入	297,287	315,873	298,726	▲ 17,147
資産運用収益	52,239	79,383	79,676	293
基礎費用	341,861	387,509	374,372	▲ 13,137
保険金等支払金	194,254	210,144	236,192	26,048
資産運用費用	3,298	3,422	3,151	▲ 271
事業費	37,292	38,365	38,764	399
基礎利益	25,031	26,899	30,631	3,732
キャピタル損益	▲ 3,048	▲ 2,028	2,672	4,700
臨時損益	▲ 1,787	▲ 4,502	▲ 6,920	▲ 2,418
危険準備金繰入額	1,042	2,458	5,154	2,696
経常利益	20,194	20,368	26,383	6,015
特別損益	▲ 2,884	▲ 4,682	▲ 5,621	▲ 939
価格変動準備金繰入額	1,506	3,922	4,821	899
当期純利益（純剰余）	7,165	10,376	13,710	3,334
総資産	2,332,641	2,545,357	2,634,939	89,582
有価証券含み損益	85,873	194,689	199,313	4,624
公表逆ざや額	▲ 3,319	▲ 2,632	▲ 1,433	1,199
ソルベンシー・マージン比率	674.3	807.5	870.9	63.4

【 参 考 】［個人保険+個人年金ﾍﾞｰｽ］

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
新契約高＋転換純増(兆円)	64	72	67	▲ 5
解約失効高(兆円)	53	52	51	▲ 1
保有契約高(兆円)	938	933	924	▲ 9
年換算保険料（億円）				
新契約ベース	21,956	22,894	22,006	▲ 888
うち第三分野	5,226	4,693	4,829	136
保有契約ベース	206,233	213,330	215,958	2,628
うち第三分野	50,979	51,971	53,108	1,137

（注１）逆ざや額＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×一般勘定責任準備金
（注２）ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。
（注３）有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。
（注４）算出会社（24年３月期：43社、25年３月期：42社、26年３月期：42社）

資料11－２－２

損害保険会社の平成26年３月期決算の概要

（53社ベース）

（単位：億円）

	24年３月期	25年３月期	26年３月期	前期比
正味収入保険料	73,664	76,343	80,221	3,878
正味支払保険金	56,367	49,044	46,768	▲ 2,276
保険引受利益	▲ 3,520	▲ 550	▲ 1,368	▲ 818
資産運用粗利益	4,188	5,139	5,983	844
経常利益	702	3,838	4,171	333
特別損益	▲ 510	▲ 960	▲ 738	222
当期利益	▲ 2,761	1,711	2,111	400
総資産	285,358	290,384	294,778	4,394
有価証券含み損益	27,228	40,801	45,835	5,034

（単位：%、ポイント）

ソルベンシー・マージン比率	477.3	572.4	661.3	88.9

（注１）23年度は52社ベース、24・25年度は53社ベース。
（注２）「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。
（注4-３）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

資料11－２－３

生命保険会社一覧表 （平成26年6月30日現在43社）

生命保険会社　40社

		会社名
（19社）	相互会社5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		楽天生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		株式会社かんぽ生命保険
損保系子会社 （損保50%以上） （7社）		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
		三井住友海上あいおい生命保険株式会社
		NKSJひまわり生命保険株式会社
		損保ジャパン･ディー･アイ･ワイ生命保険株式会社
		AIG富士生命保険株式会社
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
外資系 （外資50%以上） （15社）		ハートフォード生命保険株式会社
		クレディ・アグリコル生命保険株式会社
		アリアンツ生命保険株式会社
		マスミューチュアル生命保険株式会社
		ピーシーエー生命保険株式会社
		メットライフアリコ生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		プルデンシャル生命保険株式会社
		プルデンシャル　ジブラルタ　ファイナンシャル生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		アクサダイレクト生命保険株式会社
		アイエヌジー生命保険株式会社
		マニュライフ生命保険株式会社
		ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
		AIG富士生命保険株式会社（再掲）

外国生命保険会社　3社

支店形態 （3社）	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	ｱﾒﾘｶﾝﾌｧﾐﾘｰﾗｲﾌｱｼｭｱﾗﾝｽｶﾝﾊﾟﾆｰｵﾌﾞｺﾛﾝﾊﾞｽ（アフラック）
	ﾁｭｰﾘｯﾋ･ﾗｲﾌ･ｲﾝｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ

資料11－２－４

損害保険会社一覧表

（平成26年6月30日現在54社）

損害保険会社　31社

	会社名
（22社）	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
外資系 （外資50%以上） （６社）	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	AIU損害保険株式会社
生保系子会社 （生保50%以上）	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 （２社）	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等　22社

アメリカ（4社）	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギリス（3社）	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド
フランス（2社）	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
スイス（2社）	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
ルクセンブルク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタリア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノルウェー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
インド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓国	現代海上火災保険株式会社
ドイツ（4社）	エイチディーアイ-ゲーリング・インドゥストゥリー・フェアジッヒャルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト
ベルギー	ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー
オランダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

免許特定法人（特定損害保険業免許）　1社

イギリス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

保 険 持 株 会 社 一 覧 表

（平成26年6月30日現在10社）

	保険持株会社名
（10社）	アクサジャパンホールディング株式会社
	アニコム　ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	NKSJホールディングス株式会社
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

生命保険会社の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月末現在
生命保険会社	43社	43社	40社	40社	40社	40社
＋　免　　許 ▲　廃　　止	＋ソニーライフ・エイゴン （21年8月） ※合併 ＋アクサ （21年9月） ▲アクサ ▲アクサフィナンシャル ＋メディケア生命 （22年3月）		※合併 ＋NKSJひまわり （23年10月） ▲損保ジャパンひまわり ▲日本興亜 ※合併 ＋三井住友海上あいおい （23年10月） ▲三井住友海上きらめき ▲あいおい ※合併 ＋ジブラルタ （24年1月） ▲ジブラルタ ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター ＋メットライフアリコ （24年2月）			
外国生命保険会社	4社	4社	4社	3社	3社	3社
＋　免　　許 ▲　廃　　止				▲アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー （24年5月）		
合　　計	47社	47社	44社	43社	43社	43社

（注）合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月末現在
損害保険会社	30社	29社	29社	30社	31社	32社
＋ 免 許 ▲ 廃 止	+イーデザイン損害保険 （21年６月） ▲大成再保険 （21年６月）	※合併（22年10月） +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおい損害保険 ▲ニッセイ同和損害保険 ▲スミセイ損害保険 （23年１月） +au損害保険 （23年２月）	※合併（23年５月） +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険 +アイペット （24年３月） →アイペット損害保険へ社名変更（24年３月）	+AIU損害保険 （24年10月）	+アメリカンホーム医療・損害保険 （25年11月）	+ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー（26年６月）
外国損害保険会社等 免許特定法人	21社	23社	24社	24社	23社	22社
＋ 免 許 ▲ 廃 止	▲ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション（21年９月） +ケルニッシュ・ルックヴェルシシェルングス・ゲセルシャフト・エイジイ（21年12月） →ジェネラル・リインシュアランス・エイジイへ社名変更（22年7月）	+ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン（22年６月） +ｽｲｽ・ﾘｰ・ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ・ｴｽｲｰ（23年２月）	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（23年４月） +ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド（24年１月） +スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー（24年３月）		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー（25年４月） +ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシェーション（ヨーロッパ）リミテッド（26年２月） ▲ジ・ユナイテッド・キングドム・ミューチュアル・シティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（バミューダ）リミテッド（26年３月）	▲アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー（26年４月）
合 計	51社	52社	53社	54社	54社	54社

（注）合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11－３－１　保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

保険持株会社名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上ホールディングス	25. 9. 10	－
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	25. 9. 10	－
ＮＫＳＪホールディングス	25. 9. 10	－
	26. 4. 2	26. 6. 20

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

生命保険会社名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
オリックス生命保険	25. 8. 27	26. 2. 12
アクサダイレクト生命保険	25. 8. 28	26. 1. 15
東京海上日動あんしん生命保険	25. 9. 10	－
三井住友海上あいおい生命保険	25. 9. 10	－
ＮＫＳＪひまわり生命保険	25. 9. 10	－
メットライフアリコ生命保険	25. 11. 14	26. 4. 18
日本生命保険	26. 2. 6	－
第一生命保険	26. 2. 6	－
明治安田生命保険	26. 2. 6	－
住友生命保険	26. 2. 6	－
みどり生命保険	26. 3. 25	26. 6. 27

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

損害保険会社名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上日動火災保険	25. 9. 10	－
三井住友海上火災保険	25. 9. 10	－
あいおいニッセイ同和損害保険	25. 9. 10	－
損害保険ジャパン	25. 9. 10	－
	26. 4. 2	26. 6. 20
日本興亜損害保険	25. 9. 10	－
	26. 4. 2	26. 6. 20

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

資料 11－４－１

統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概要について
－ORSA レポートの作成及び提出に関する試行－

金融庁では、主要な保険会社・保険持株会社を対象に、統合的リスク管理（Enterprise Risk Management:ERM）態勢のヒアリング資料としてリスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment ： ORSA）に関するレポート（ORSA レポート）の作成及び提出を依頼し、統合的リスク管理態勢の状況についてヒアリングを実施した。

１．目的

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、平成 23 年以降 ERM ヒアリングを実施し、統合的リスク管理態勢の実態把握を行うとともに、その結果概要を公表することで、保険業界全体の統合的リスク管理の促進を図ってきた。さらに平成 26 年 2 月には「保険会社向けの総合的な監督指針」を改定し、従来の ERM ヒアリングを統合的リスク管理態勢ヒアリングとして監督指針に記載するとともに、ORSA を含む統合的リスク管理態勢に関する指針を整備した。

ORSA とは、保険会社・グループが現在及び将来のリスクと資本等を比較し、資本等の十分性の評価を自らが行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセスである。ORSA は、主としてソルベンシー・マージン規制を充足しているかどうかといった健全性の意味で捉えられるかもしれない。しかしながら、ORSA に至るには、当然背後にリスク選好（リスクアペタイト）に基づいて、どのリスクをどの程度取るかといった経営陣の意思決定があることから、ORSA は経営戦略と密接に関わるものである。ORSA をこのような広い意味で捉えた場合、ORSA は、統合的リスク管理における中核的なプロセスであると考えられる。

このような広い意味での ORSA に関するプロセスをレポート化し、社内・グループ内で報告及び共有するとともに、監督当局に報告する制度の導入準備が、欧州及び米国等において進められている。金融庁でも「平成 25 事務年度 保険会社等向け監督方針」において、ORSA の報告の導入について検討を行うとしたところである。そこで今般、統合的リスク管理態勢ヒアリングにおいて試行的に ORSA レポートの作成及び提出を求め、同レポートに基づくヒアリングにより統合的リスク管理態勢の実態把握を行うと共に、保険会社における統合的リスク管理態勢の整備や ORSA レポートの作成に向けた取り組みの参考に供するため、ヒアリングの結果概要を公表するものである。

２．統合的リスク管理態勢ヒアリングの主な実施内容

統合的リスク管理態勢ヒアリングは、会社の規模や事業・リスク特性等を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社 25 社[1]を対象に、予め以下の項目に沿って ORSA レポートの作成を依頼し、提出された ORSA レポートに基づいて、各保険会社のリスク管理担当役員等に対するヒアリングを実施した。

(1) 要旨（全体の取り纏め）
(2) 経営戦略及びリスクに対する認識
(3) ERM に関する組織体制
(4) リスク管理方針
(5) リスクプロファイルとリスクの測定
(6) リスクとソルベンシーの自己評価
(7) 経営への活用
(8) ORSA の評価・検証

３．結果概要

（１）要旨

この項目は、ORSA レポート全体の取り纏めを記載する部分であり、「（２）経営戦略及びリスクに対する認識」以降に記載の内容のうち、重要と思われる部分を中心に記載する部分である。

総じて、保険会社においては継続的に ORSA を含む ERM の高度化が図られており、ERM については、リスク選好に基づく PDCA サイクルの観点から議論がなされるようになってきたと考えられる。

＜リスク選好に基づく PDCA サイクルの例＞

Plan： リスク調整後収益指標等に基づくリスク・リターンの評価結果から、ビジネスライン等（グループ子会社を含む）を評価し、リスク選好の結果として、収益性・成長性の高い分野に多くの資本配賦等を行い、積極的なリスクテイクを可能にする。

Do： 上記で策定された方針に基づき、保険引受及び資産運用等に関する取引を実行する。

Check： 各ビジネスライン等（グループ子会社を含む）について、定期的にリスク管理の状況とリスクの測定結果に基づく健全性の状況を確認するとともに、リスク調整後収益指標等をもとにリスク・リターンの状況等を

[1] アイエヌジー生命、アクサジャパンホールディング、朝日火災、朝日生命、アフラック、AIG ジャパン・ホールディングス、NKSJ ホールディングス、MS&AD ホールディングス、オリックス生命、かんぽ生命、共栄火災、住友生命、ソニーフィナンシャルホールディングス、T&D ホールディングス、第一生命、トーア再保険、東京海上ホールディングス、日本生命、富国生命、プルデンシャル・ホールディング、三井生命、明治安田生命、メットライフアリコ生命、マスミューチュアル生命、マニュライフ生命。

総合的に評価する。

Action： 各ビジネスライン等（グループ子会社を含む）の評価結果を基に、脆弱性の改善や資本配分計画の修正を行うとともに、今後の経営計画や事業計画等の作成において、各ビジネスライン等（グループ子会社を含む）の評価結果を反映する。

各社におけるこうしたフレームワークの整備状況は、以下のような３つのパターンに分類することができた。

① 現在、上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルを整備し、運用している社

② 上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルを整備し、運用を開始しようとしている社

③ 上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルについて、導入の要否も含め検討を行っている社

特に今年度のヒアリングでは、損害保険会社に加え、生命保険会社においても上記のようなリスク選好に基づく ERM フレームワークの具体的な整備を実施したり、検討を開始したりする社が見受けられ、ERM の整備・運用に向けた取組みが前進していることが確認できた。

（２） 経営戦略及びリスクに対する認識

この項目は、ORSA を含む ERM を経営上どのように捉えているかを確認することにより、保険会社において ERM がどの程度浸透しているかを把握するために設けたものである。例えば、経営戦略の中心に ERM を位置付けている社では、ERM に基づいて経営計画を策定している旨などを記載し、また、ERM の高度化を行っている社では、その高度化の内容を中心に記載することを想定している。各保険会社の ERM に関するこのような取り組みが当項目に記載されることにより、各社における ERM の浸透状況を把握することができる。

収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を実現し、安定的な成長を実現するべく、収益とリスクの対比、リスクと資本の対比、及び資本と収益の対比等を行って、ERM に基づく中期経営計画や事業計画を策定しているとする社が見受けられた。このように ERM が社内に浸透している社においても、さらなる高度化に関する取り組みを実施するとしており、 ERM は継続的に発展させる過程であることが窺える。

また、収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を実現すべく、ERM に基づき中期経営計画や事業計画を策定するといった取り組みを開始するとしている社も見受けられた。

一方で、継続的に ERM の高度化に取り組んでいるものの、現状においては ERM に基づく中期経営計画や事業計画の策定等には至っておらず、検討を実施しているとする社も見受けられた。

（３） ERMに関する組織体制

今回のORSAレポートの作成は、基本的にはグループベースでの作成を前提とした。この項目は、グループベースのORSAを含むERMをどのように展開しているかを把握するために設け、グループの対象範囲、グループ会社間の役割分担等について確認を行った。

① グループの対象範囲

グループの対象範囲については、グループ子会社等の重要性の違いによって取り扱いが分かれた。ホールディングス形態のように、グループ子会社等に重要性がある社などにおいては、重要なグループ子会社等とそれ以外のグループ子会社等によって対応を分け、重要なグループ子会社等については、親会社と同様のORSAを含むERM を規模特性に応じ適切に実施することを求め、それ以外のグループ子会社等については、ソルベンシー・マージン規制の充足や業務の適切性の確保等が中心のリスク管理を求めていた。一方で、親会社の規模と比較し、全てのグループ子会社等の規模が小さい社では、ORSAを含むERMは親会社が中心となって実施しており、グループ子会社等については重要性の観点から、ソルベンシー・マージン規制の充足や業務の適切性の確保等が中心のリスク管理となっていた。

② グループ会社間の役割分担

グループ会社間の役割分担については、ホールディングス形態であって、ORSAを含むERMに関する取り組みが進んでいる社においては、以下のような取組事例も見受けられた。

i. 親会社がグループ全体としてリスク選好を定め、どのようなリスクを取って収益確保を目指すかという大きな方向性をグループ内で共有化する。

ii. 各事業子会社はこれを踏まえて事業計画を策定する。

iii. 親会社はこうした各事業子会社の各事業計画を検証したうえで、リスク量やリスク・リターン等を総合的に勘案し、グループ横串の評価を行ってグループの資本配分計画等を決定する。

このような取り組みによって、グループ統一的なERM及び経営計画が構築され、重要なグループ子会社等に対するガバナンス態勢が強化されていた。

また、このような取り組みを目指し、グループとしてORSAを含むERMの整備運用に取り組んでいる社も見受けられた。

（４）リスク管理方針

この項目は、リスク管理方針に含まれる各社のリスク選好に関する具体的内容を把握するために設けた。リスク選好においては、全社ベースに加え、各社がビジネスラインやリスクカテゴリーを設定し、当該ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を決定する場合もあることから、ORSAレポート及びヒアリングを通じ、全社レベルのリスク選好及びビジネスラインやリスクカテゴリー毎のリスク選好について、確認を行った。

① 全社レベルのリスク選好

i. 定性的なリスク選好

ビジネスライン又はリスクカテゴリーのうち、定性的なリスク選好として重点的に取り組む分野を、一部の社を除く全ての保険会社がORSAレポートにおいて明確化していた。ORSAレポートでは重点的に取り組む分野を明確化していない社も、ヒアリングにおいては、重点的に取り組む分野に関するコメントがあり、リスク選好に対する認識が広がっていることが窺える。

ii. 定量的なリスク選好

定性的なリスク選好に加え、定量的なリスク選好を策定するためには、保険引受や資産運用に関する取引の結果として計量されるリスク量を、どの程度まで許容するかを決定する必要がある。この点に関しては大手保険会社を中心に格付や信頼水準と関連付け、AA格に相当する資本や99.5%といった信頼水準のリスク量に相当する資本を確保できる水準を許容度として設定している事例が多かった。このような取り組みは、健全性の側面におけるリスク選好に関する取り組みと言える。

昨年度のERMヒアリングでは、取ったリスク量に見合ったリターンが得られているかどうかを、リスク調整後収益性指標を使ってチェックしているという収益面にまで踏み込んだリスク選好を先進的な事例として取り扱った。今回のヒアリングにおいては、適切なリスク管理の下、リスク調整後収益指標に関して一定以上の水準を目指そうする社が昨年度よりも増えたほか、このような収益面にまで踏み込んだリスク選好に関する検討を開始した社も確認できた。

② ビジネスラインやリスクカテゴリー毎のリスク選好

ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を設定している場合は、次の2通りが考えられる。一つはビジネスラインやリスクカテゴリー毎に取ることが可能なリスク量の許容度を定め、健全性確保を確実にする場合である。もう一つはビジネスライン（又は子会社）やリスクカテゴリー毎に一定の資本等を配賦し、リスクを当該資本等の範囲内に抑制するとともに、当該資本等に対するリスク・リターンを把握し、収益性も含め評価する場合である。

ビジネスライン(又は子会社)やリスクカテゴリー毎にリスクリミットを設定し、健全性の観点から当該リスクリミットを超えないように管理している社は、昨年度に引き続き、比較的多く見受けられた。また、資本配賦制度と関連付け、ビジネスライン（又は子会社）やリスクカテゴリー毎に配賦資本に対するリスクとリターンを把握し、収益性も含め評価しようとする社が昨年度よりも増加した。また、今後このようなビジネスライン（又は子会社）やリスクカテゴリー毎に資本の効率性を評価し、リスク選好を設定すべく検討を開始するとしている社も現れた。

（５）リスクプロファイルとリスクの測定

ORSAによって、各保険会社の健全性を評価しようとする場合、計量化されたリスクがどのような前提で計量されたものかを十分把握する必要がある。このような観

点からORSAレポートにおいてこの項目を設け、計量対象のリスク及びそのリスクの計量化方法の確認を行った。

各保険会社においては、保険引受リスク、資産運用リスク［市場リスク（金利リスク、為替リスク、株式リスク）、信用リスク、不動産投資リスク］、最低保証リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを測定対象としており、大きな差異はなかった。しかしながら、リスク計量については、その前提条件によって、算出されるリスク量の水準が大きく異なるものである。今回のORSAレポートにおけるリスク計量モデルに関する記載を分析したところ、各保険会社のリスク量を詳細に比較する場合や、欧州等において進められているように内部モデルを監督当局が承認する場合には、別途多岐にわたる大量かつ詳細なリスク計量方法に関する情報を保険会社から入手する必要性が認められた。

また、計量化が困難なリスクについても、その管理状況について確認を行った。エマージングリスクについては、リスクが複雑化・多様化する中、昨年度に比べより多くの社で取り組みが進展しており、中には、社内でエマージングリスクを定義し、エマージングリスクの洗い出し及びその管理プロセスを構築する取り組みが見受けられた。一方で、そのような取り組みが行われていない社においても、経営陣等の間ではエマージングリスクに関する意見交換が行われていたが、このような経営陣等の指摘・意見のうち、重要なものを社内の管理プロセスに取り込んでいく態勢を構築するには至っていなかった。

昨年のERMヒアリングに引き続き、リスクマップやリスクレジスター等の一覧性を持った資料による経営陣への報告等についても確認を行った。昨年よりもヒートマップ等の一覧性を持った資料の活用が広がりを見せ、全社におけるリスクの状況を経営レベルで把握しようとする取り組みが進展していることが確認できた。

（６）リスクとソルベンシーの自己評価

ORSAは、自らが抱えるリスク量と、リスクに対する備えとなる資本を比較することにより、自らの健全性を評価するものであり、ORSAを含むERMの中核をなすプロセスである。

ORSAにおいては、全社ベースに加え、各社がビジネスラインやリスクカテゴリーを設定し、当該ビジネスラインやリスクカテゴリー毎に実施する場合もあることから、全社ベースによるORSAとビジネスラインやリスクカテゴリー毎によるORSAの双方の確認を行った。

① 全社ベースのORSA

全社ベースのORSAには、保険会社が自ら計算した必要な経済資本と保有する資本等との比較による健全性評価とソルベンシー・マージン規制に基づく健全性評価の2つがあり、双方の実施状況について確認を行った。

一部の社を除き、保険会社が自ら計算した必要な経済資本と保有資本との比較による健全性評価とソルベンシー・マージン規制に基づく健全性評価の双方に取り組

んでいた。前者の比較においては、必要な経済資本を経済価値ベースにより資産負債を評価した際の資本と比較しているものが大半であったが、一部の社においては、保険負債の市場整合的な経済価値ベースに基づく評価は行わず、必要な経済資本と会計ベースの資本との比較を行っていた。

② ビジネスラインやリスクカテゴリー毎の ORSA

ORSA レポート及びヒアリングを通じ、ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を設定している社においては、リスクリミットや資本配賦額等とリスク量の比較が定期的に行われていることが確認できた。

③ ストレステスト

VaR（バリューアットリスク）のような手法を用いてリスク量を計量することによって、20 年に 1 回（保有期間 1 年、信頼水準 95%）や 200 年に 1 回（同 99.5%）発生しうるリスクというように、統計的に客観的なリスク量を計量することができる。しかし、2008 年の世界的な金融危機のようなストレス環境下においては、VaR を超えるリスク量が顕在化する可能性がある（但し、全てのリスクファクターについて、一律に VaR を超えるショックが顕在化する訳ではなく、ストレステストによるリスク量と VaR による統合リスク量のどちらが大きいかは一概には言えない）。そこで、VaR 等に基づく ORSA とストレステストの双方を実施し、ソルベンシーの状況をモニタリングすることが重要である。ストレステストには統合的なストレステスト（シナリオ型のストレステスト）とリバース・ストレステストがあり、今回の ORSA レポートにおいては、統合的なストレステストとリバース・ストレステストの双方の実施目的、活用状況等について、記載を行うよう求めた。

i. 統合的なストレステスト

統合的なストレステストについては、洗い出されたリスクに対し、VaR 等の計量化ではリスク評価できないものを、ストレステストにより捉え、損失発生時の保険会社への影響を把握するといった目的のために実施されることが多かった。

活用状況としては、算出しているリスク量の保守性を検証することや資本の十分性を検証する目的で利用している実態が認められた。中には、ストレスシナリオと発生確率を紐付けし、当該発生確率に応じて、リスクバッファーの確保に関する方針を決めている社もあり、ストレステストをリスク選好に基づく ERM フレームワークの中で有効に活用している事例も見受けられた。

ii. リバース・ストレステスト

リバース・ストレステストについては、比較的新しい取り組みではあるが、一部の社を除き、会社の存続を脅かす可能性のあるシナリオを特定するといった目的で実施されていた。

活用状況としては、各社とも、金利、株価、及び基礎率等にストレスをかけ、どのような状況に陥った場合に経営が危機的状況に直面するのかをチェックし、事前の対応策を検討するなどの利用が行われていた。

（７）経営への活用

① 3年から5年後のソルベンシー規制の充足及び経済資本の充足状況に関する分析

保険会社においては、基準日から1年間のみならず、中長期の経営戦略や経営環境を踏まえた将来（例えば3年から5年）の資本の充足状況について分析し対策を講じることで、将来にわたって事業を継続する能力を確保することが重要である。このため基準日から1年間のORSAのみならず、3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況の評価に関して確認を行った。さらに、3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況については、ソルベンシー・マージン規制の充足と必要な経済資本と資本の比較に基づく健全性の評価の2つがあり、双方についても確認を行った。

大手保険会社を中心に、ソルベンシー・マージン規制の充足のみならず、3年から5年にわたる経済資本と資本の比較を行っている社が見受けられたが、その他の社においては、ソルベンシー・マージン規制の3年から5年後の充足の評価のみを行っていた。3年から5年の経済資本と資本の比較を行うためには、経済前提の予測、保有契約の推移の予測、及び経済資本（リスク量）の計量態勢の構築を行う必要があり、ソルベンシー・マージン規制の3年から5年後の充足状況の評価に比べて難易度が高く、多くの社において課題であることが窺える。

② ROEやリスク調整後収益指標の評価結果を分析した結果の利用

3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況のみならず、リスクと収益の状況についても、目標値や計画を作成し、収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を行うことは、安定的な成長を実現するためにも有用であり、リスク・リターンに関する目標値や計画の作成状況について確認を行った。

ERMの取り組みが進んでいる社においては、リスク・リターンの状況について、目標値や計画を作成し、リスク・リターン等の状況に応じて年次計画策定や修正時点における資本配賦額を調整または修正するといった取り組みが行われていた。また、具体的な資本配賦額の状況に応じた適時な見直しに至っていないものの、リスク調整後収益指標等に関して一定の目標を設定し、資本効率を追求しようとしている社も見受けられた。さらに、生命保険会社を中心に、昨年度までは資本配賦等についての検討は未実施としていた社においても、資本配賦及びリスク調整後収益指標に関する検討が開始され、ERMの収益面にまで踏み込んだ活用が進展していることが窺える。

（８）ORSAの評価・検証

① 計量手法や内部モデルの信頼性確保

ORSAを含むERMの前提となるリスク計量については、その計量方法や前提条件が異なれば、計量結果が大幅に異なるため、リスク計量方法について、内部で検証し信頼性を確保する取り組みが重要となる。このような観点から計量手法や内部モデルの信頼性確保に関する取り組みについて確認を行った。

昨年度に引き続き内部モデルの検証として、VaRによるリスク量と実際の損益を

比較するバックテストを中心に実施している社が多く見受けられた。さらに、このようなバックテストの実施に加え、パラメータ検証等のリスク計量モデルの前提や計量方法の妥当性を検証する取り組みを行っている社が増えていることやリスク計量モデルのガバナンスに関する規程を作成し、グループ全体の内部モデルの品質を管理しようとする取り組みを行っている社も確認できた。また、欧州等において実施または実施が予定されている内部モデルの監督当局による承認プロセスを念頭に、内部モデルの評価・検証態勢を高度化している社もあった。

② ORSA の評価・検証態勢

ORSA の評価・検証体制については、監査役（会）及び内部監査が、ORSA を含む ERM の適切性及び有効性を独立した立場から検証し、改善すべき点があれば経営に提言を行うことが期待されている。このため ORSA レポート及びヒアリングを通じ、監査役（会）及び内部監査による ORSA を含む ERM の評価・検証体制に関する取り組みについて確認を行った。

内部監査について、昨年度に引き続き内部監査計画とともに、継続的に ORSA を含む ERM 態勢を検証・評価しようとする取り組みやリスク量の計量に関して専門的知識を有する人材を配置したり、外部の専門家を利用したりするなど、ORSA を含む ERM の評価・検証態勢を充実させようとする取り組みが見られた。しかし、引き続き高度な専門性を有する人材を確保することは、難しい課題となっている。監査役（会）についても、ORSA を含む ERM に関して取り組みが進んでいる社においては、重点監査項目として ORSA を含む ERM を揚げていたが、このような社はまだ一部に止まっている。

保険業界においては、ORSA を含む ERM に関する態勢を、グループ内及び社内において体系的に整備しようとする取り組みが、一層進展しているが、このような取り組みにおいて、内部監査や監査役（会）の役割は今後一層重要性を増すと考えられ、継続的な取り組みが重要である。

４．まとめ

リスクを網羅的に洗い出したリスクプロファイルを前提に、リスク選好を設定し、リスクに見合った収益事業を行い、当該事業の実施状況を財務健全性及び収益性の観点からモニタリングする一連のプロセスが、経営計画と一体となって展開されることが、ERM において重要である。このような活動を通じ、リスクとリターンの適切なバランスのもと、保険会社は財務の健全性を確保することが可能となり、ひいては契約者利益の向上をよりよく実現することが期待される。今回のヒアリングを通じて、損害保険会社に加え生命保険会社においても、リスク選好に基づく ERM フレームワークの具体的な整備を実施ないしは検討を開始する社があり、ERM 態勢の改善・充実が進展していることが確認できた。

一方、リスクベースの収益性指標の事業戦略・経営計画への活用、グループ内各社の ERM 態勢の整備、ORSA の評価・検証の取り組みなど、多くの保険会社・グループに共通する課題もあり、引き続き ERM 態勢の整備に取り組んで行くことが重要である。金融庁としては

保険会社のERM態勢の現状と課題を定期的に確認し、必要に応じ高度なリスク管理態勢の構築を求めて行くことによって、業界全体のERM態勢の高度化を促して参りたい。

５．ORSAレポートについて

今回の保険会社にORSAレポートの作成を求めることは、金融庁として初めての試みであったが、ORSAレポートが監督当局として各保険会社のERM態勢を、業界横断的に横串を通して把握するツールとして有用であることが確認できた。また、ORSAレポートについて、大手以外の保険会社を中心に作成に要する事務負荷が重いとのコメントがあった一方で、多くの会社から社内・グループ内におけるリスク文化の醸成・ERM態勢の浸透に有用なものであるとの声が多く聞かれたところである。

また、今回統合的リスク管理態勢ヒアリングを実施しなかった保険会社についても、ERMに関するアンケートを実施し、改めてその実態の把握を行ったところであり、金融庁としては、国際的な保険監督の動向等も踏まえつつ、ORSA の報告の本格導入に向けた検討を引き続き行って参りたい。

以　上

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年６月 30 日
金融庁

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係る フィールドテストの実施について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施することとしましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

１．趣旨・目的

○ 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資することから、近年、国際的に、IAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われています。

○ 我が国においても、平成 22 年６月に全保険会社を対象とした経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施し、当該規制導入に向けた実務的な課題等が明らかになったところですが、平成 25 年度の保険会社等向け監督方針において、「国際的な検討の動向を踏まえつつ、当該規制導入に向けた検討作業を引き続き進める」と記されているように、現在も検討の途上にあります。

○ こうした状況を踏まえ、今般、各保険会社において、改めて経済価値ベースの保険負債等を計算するフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対応状況を把握するとともに、その過程で抽出された実務上の課題等を今後の導入に向けた検討に活かしていくこととします。

２．概要

○ 全保険会社を対象に、アンケート方式により、（１）経済価値ベースの保険負債評価、（２）資産負債の一体的な金利リスクの計測等を実際に行うことを要請し、その過程における課題等の報告を求めます。

○ 計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、金融庁が提示します。その際の計算方法は、IAIS や EU 等で検討されている内容と基本的に整合的なものとします。また、リスク係数の前提となる信頼水準は、EU 等の経済価値ソ

ソルベンシー規制を参考にした水準（99.5%）とします。

○　既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている先進的な保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を行います。

○　回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された主な課題等について、概要を公表することとします。なお、個社の結果は公表いたしません。

３．スケジュール

平成 26 年６月　　全保険会社に試行依頼

平成 27 年５月目処　結果概要の公表

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)

監督局保険課

(内線 3770、3431)

資料11－６－１

少額短期保険業者一覧

（平成26年6月30日現在：78業者）

所管財務局	登録日 （登録番号）	商号	本店所在地
関東財務局	H18.10.27 （関東財務局長第1号）	SBI少額短期保険（株）	東京都千代田区九段北1-8-10
	H18.11.29 （関東財務局長第2号）	ペット＆ファミリー少額短期保険（株）	東京都文京区本郷3-34-3
	H19.6.21 （関東財務局長第3号）	エクセルエイド少額短期保険（株）	東京都港区三田１－３－35
	H19.10.25 （関東財務局長第5号）	ジャパン少額短期保険（株）	東京都千代田区大手町2-6-2
	H19.11.14 （関東財務局長第6号）	イオン少額短期保険（株）	東京都千代田区神田錦町1-2-1
	H19.11.20 （関東財務局長第7号）	みらい少額短期保険（株）	東京都港区新橋５－１４－１０
	H19.11.22 （関東財務局長第8号）	SBIいきいき少額短期保険(株)	東京都千代田区九段北1-8-10
	H19.12.10 （関東財務局長第10号）	東京海上ミレア少額短期保険（株）	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	H19.12.28 （関東財務局長第11号）	（株）アソシア	東京都千代田区九段北3-2-5
	H20.2.4 （関東財務局長第12号）	（株）宅建ファミリー共済	東京都千代田区九段北3-2-11
	H20.2.5 （関東財務局長第14号）	ぜんち共済（株）	東京都千代田区岩本町3-5-8
	H20.3.17 （関東財務局長第15号）	アスモ少額短期保険（株）	東京都渋谷区代々木3-28-6
	H20.3.17 （関東財務局長第16号）	（株）全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	H20.3.19 （関東財務局長第17号）	さくら少額短期保険（株）	東京都豊島区池袋2-16-13
	H20.3.19 （関東財務局長第18号）	（株）メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	H20.3.19 （関東財務局長第19号）	NP少額短期保険（株）	東京都千代田区神田富山町25
	H20.3.21 （関東財務局長第21号）	富士少額短期保険（株）	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	H20.3.21 （関東財務局長第22号）	Aライフ（株）	東京都豊島区東池袋1-15-12
	H20.3.25 （関東財務局長第23号）	エース賃貸少額短期保険（株）	東京都品川区北品川6-7-29
	H20.3.26 （関東財務局長第24号）	ペットメディカルサポート（株）	東京都渋谷区代々木2-27-15
	H20.3.31 （関東財務局長第25号）	もっとぎゅっと少額短期保険（株）	東京都港区新橋6-1-11
	H20.3.31 （関東財務局長第26号）	あすか少額短期保険（株）	東京都中野区新井1-8-8
	H20.3.31 （関東財務局長第27号）	エヌシーシー少額短期保険（株）	東京都板橋区成増3-11-3
	H20.5.20 （関東財務局長第28号）	ABC少額短期保険（株）	東京都千代田区丸の内3-1-1
	H20.5.29 （関東財務局長第29号）	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都中野区本町1-13-18
	H20.5.30 （関東財務局長第30号）	ジック少額短期保険（株）	千葉県東金市東岩崎15-6
	H20.5.30 （関東財務局長第31号）	（株）クローバー少額短期保険	東京都港区芝大門１－１－３５
	H20.6.30 （関東財務局長第33号）	ユニバーサル少額短期保険（株）	東京都文京区湯島2-32-3
	H20.7.10 （関東財務局長第34号）	（株）住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10
	H20.8.29 （関東財務局長第35号）	ヒューマンライフ少額短期保険（株）	東京都中央区日本橋蛎殻町1-27-5
	H20.8.29 （関東財務局長第36号）	プレミア少額短期保険（株）	東京都港区虎ノ門1-8-12
	H20.9.1 （関東財務局長第37号）	旭化成ホームズ少額短期保険（株）	東京都新宿区西新宿2-3-1
	H20.9.24 （関東財務局長第38号）	（株）ミニンシュラー	東京都中央区八丁堀4－10－1

所管財務局	登録日 （登録番号）	商号	本店所在地
関東財務局	H20.9.24 （関東財務局長第39号）	まごころ少額短期保険（株）	東京都渋谷区広尾3-12-36
	H20.10.22 （関東財務局長第40号）	日本共済㈱	東京都千代田区猿楽町2-8-16
	H20.10.31 （関東財務局長第41号）	共生ネット少額短期保険（株）	東京都渋谷区代々木1-37-8
	H20.12.10 （関東財務局長第43号）	（株）賃貸少額短期保険	東京都新宿区西新宿7-10-19
	H20.12.12 （関東財務局長第44号）	JMM少額短期保険（株）	神奈川県横浜市南区吉野町3－7
	H21.1.20 （関東財務局長第46号）	e－Net少額短期保険（株）	長野県佐久市岩村田北1-12-7
	H21.1.23 （関東財務局長第47号）	アイアル少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋大伝馬町1-3
	H21.2.16 （関東財務局長第49号）	ペッツベスト少額短期保険（株）	東京都千代田区九段南 4-6-10
	H21.3.16 （関東財務局長第50号）	（株）サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2
	H21.3.24 （関東財務局長第51号）	（株）ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201
	H21.3.24 （関東財務局長第52号）	あんしんネット少額短期（株）	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-14-24
	H21.4.20 （関東財務局長第53号）	日本費用補償少額短期保険（株）	長野県松本市中央2-5-15
	H21.12.21 （関東財務局長第55号）	（株）FIS	東京都新宿区新宿2-11-2
	H23.3.14 （関東財務局長第56号）	エイチ・エスライフ少額短期保険(株)	東京都千代田区外神田6-5-4
	H23.6.20 （関東財務局長第57号）	チケットガード少額短期保険（株）	東京都品川区東品川4-12-8
	H23.6.20 （関東財務局長第58号）	アイアイ少額短期保険（株）	東京都町田市南つくし野3-1-2
	H23.6.28 （関東財務局長第59号）	セント・プラス少額短期保険（株）	東京都中央区京橋２－８－５
	H24.3.27 （関東財務局長第60号）	ワーカーズ・コレクティブ共済（株）	神奈川県横浜市中区南仲通4-39
	H24.12.20 （関東財務局長第61号）	日本ペット少額短期保険（株）	東京都千代田区四番町４－９
	H25.4.18 （関東財務局第62号）	ウイズネット少額短期保険（株）	東京都千代田区平河町2-7-5
	H25.5.29 （関東財務局第63号）	ライフサポートジャパン少額短期保険（株）	東京都新宿区新宿3-1-24
	H25.10.22 （関東財務局第64号）	（株）エポス少額短期保険	東京都中野区中野4-3-2
	H26.2.20 （関東財務局長第65号）	トライアングル少額短期保険（株）	東京都千代田区神田紺屋町20
近畿財務局	H19.7.25 （近畿財務局長第1号）	アクア少額短期保険（株）	大阪府大阪市淀川区東三国2-37-3
	H19.12.12 （近畿財務局長第2号）	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
	H20.2.25 （近畿財務局長第3号）	日本少額短期保険（株）	大阪府大阪市北区大深町3-1
	H20.11.13 （近畿財務局長第5号）	（株）SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13
	H20.11.28 （近畿財務局長第6号）	セーフティージャパン・リスクマネジメント（株）	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
	H22.10.18 （近畿財務局長第7号）	エタニティ少額短期保険（株）	大阪府大阪市中央区道修町4-5-10
	H24.6.1 （近畿財務局長第8号）	エスエスアイ富士菱（株）	大阪府守口市本町2-5-18
	H26.3.24 （近畿財務局長第10号）	東京海上ウエスト少額短期保険（株）	大阪府大阪市淀川区宮原４－１－９
	H26.6.20 （近畿財務局長第11号）	みらい少額短期保険（株）	大阪府大阪市中央区安土町２－５－５

所管財務局	登録日 （登録番号）	商号	本店所在地
北海道財務局	H20.5.30 （北海道財務局長第1号）	常口セーフティ少額短期保険（株）	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1
東北財務局	H20.1.31 （東北財務局長第1号）	日本アニマル倶楽部（株）	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22
	H20.3.31 （東北財務局長第2号）	フローラル共済（株）	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15
	H20.6.5 （東北財務局長第3号）	東日本少額短期保険（株）	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9
	H25.5.15 （東北財務局長第5号）	プリベント少額短期保険（株）	宮城県仙台市青葉区本町2-10-33
	H26.1.7 （東北財務局長第6号）	LA少額短期保険（株）	宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9
東海財務局	H20.6.16 （東海財務局長第1号）	（株）学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141
中国財務局	H20.3.27 （中国財務局長第1号）	エス・シー少額短期保険（株）	広島県呉市西中央2-2-12
	H20.7.14 （中国財務局長第2号）	（株）FPC	広島県福山市三吉町南1-15-18
四国財務局	H21.9.2 （四国財務局長第1号）	あおい少額短期保険（株）	徳島県徳島市両国本町2-12-1
	H26.5.14 （四国財務局長第2号）	あんしんペット少額短期準備㈱	愛媛県松山市久万ノ台920-1
福岡財務支局	H20.3.31 （福岡財務支局長第1号）	ベル少額短期保険（株）	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-7-3
	H20.5.30 （福岡財務支局長第2号）	フェニックス少額短期保険㈱	福岡県久留米市東櫛原町347-1
沖縄総合事務局	H20.5.30 （沖縄総合事務局長第1号）	レキオス少額短期保険（株）	沖縄県那覇市真嘉比244-11

資料11－７－１

認可特定保険業者一覧
（財務局等所管分）

（平成26年6月30日現在：7法人）

所管財務局等	認可日	名称	所在地
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 セキュリティーパートナーズ	東京都中央区八丁堀４－１０－１
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会	東京都渋谷区代々木2丁目5番5号 新宿農業会館
	H25.10.21	一般社団法人　あんしん認可特定保険	東京都町田市南つくし野３－１－２
	H25.12.12	一般社団法人　ぜんかれん共済会	東京都港区新橋４－９－１
	H25.12.12	一般社団法人　JMC厚生会	東京都中央区京橋２－１１－８
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会	兵庫県神戸市中央区橘通三丁目4番1号神戸市立総合福祉センター2階
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会	三重県津市久居北口町2729番地8

【参考】金融商品取引業者等向け監督方針のポイント

１．金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

(1) 金融資本市場を取り巻く環境・金融商品取引業者等に求められる役割

・海外の経済状況や金融資本市場の動向に引き続き留意
・市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献を期待
・成長資金の供給拡大への貢献（金融仲介機能の積極的な発揮、顧客の資産形成に資するような商品開発・提供・コンサルティング機能の発揮等）を期待
・責任ある迅速な経営判断、５～10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要

(2) 監督当局の取組姿勢等

・ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。

① リスク感応度の高い行政
（個々の業者や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、リスクベースの監督の推進、システム・業務継続体制の点検）

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政　（顧客保護や利用者利便の一層の向上）

③ 将来を見据えた行政　（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融商品取引業者等が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融商品取引業者等と率直かつ深度ある対話、他の金融商品取引業者等の先進的取組みを紹介等）

2. 監督重点分野

2. 市場仲介機能等の適切な発揮

①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備の検証

②成長資金の供給拡大への貢献の促進
適切な内部管理態勢の下で、金融仲介機能の発揮に前向きに取り組むよう促す

③NISAの導入に向けた販売態勢等の検証
制度趣旨を踏まえた金融商品の提供、適切な勧誘・販売態勢の構築について検証

④顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

⑤証券取引の不正利用の防止

⑥指標金利への不適切な働きかけ等の防止

3. リスク管理と金融システムの安定

(1)証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

大規模証券会社グループ等について、
① 国際的議論の動向も踏まえ、流動性リスク管理等に万全を期すよう求める
② グループ一体のガバナンス態勢やリスク管理態勢の強化を促す

(2) 中小証券会社（国内・外資系）、投資運用会社等の経営リスクへの備え
財務内容の悪化や資金繰りの困難化等への対応策について実効性を検証、顧客財産の保全状況や反社会的勢力等の関与について注視、業界団体等との連携強化

(3)各種ファンドへの対応

4. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)販売態勢等
特に高齢の顧客については、商品性・リスク特性について顧客の理解が確保されるための取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを促す

(2)苦情・相談処理態勢

(3)業務の継続性（システム・BCP）

(4)投資一任業者に係る対応

(5)外国為替証拠金取引に係る対応

(6)第二種金融商品取引業に係る対応
MRI問題も踏まえ、モニタリングの強化を図るとともに、情報分析力の更なる向上・監督体制の整備についても検討

(7)格付会社に係る対応

(8)金融犯罪等への対応

資料12－2－1

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移

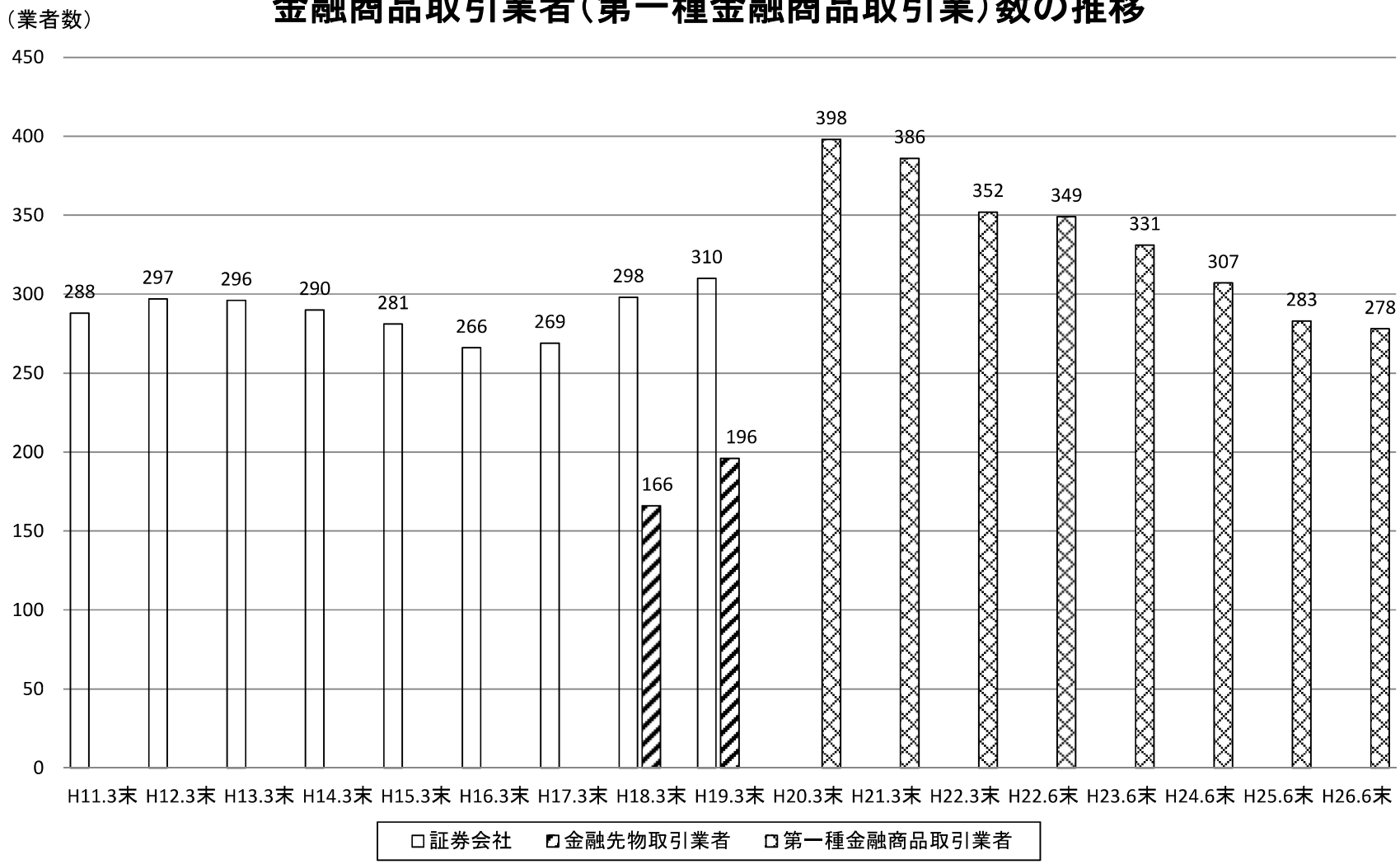

注：平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

資料12－2－2

国内証券会社の平成26年3月期決算概況

（単位：億円）

	26.3期(A)	25.3期(B)	(A)/(B)
会社数	234社	237社	―
営業収益	**40,125**	**31,070**	**129%**
受入手数料	24,038	17,437	138%
委託手数料	8,610	4,659	185%
引受け・売出し手数料	1,700	1,150	148%
募集・売出しの取扱手数料	5,137	4,696	109%
トレーディング損益	11,020	9,026	122%
金融収益	4,576	4,191	109%
販売費・一般管理費	**25,804**	**22,710**	**114%**
取引関係費	5,790	4,280	135%
人件費	10,771	9,864	109%
経常損益	**11,719**	**5,970**	**196%**
当期純損益	**9,031**	**4,447**	**203%**

（注）日本証券業協会調べ。

資料12－２－３

株式市況と証券会社の損益の推移

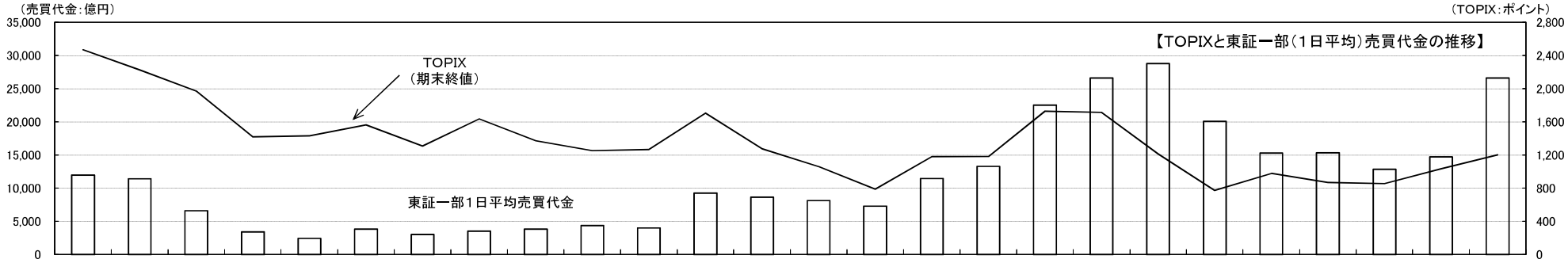

	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期
売買代金	11,954	11,438	6,585	3,410	2,440	3,806	3,019	3,538	3,823	4,359	4,021	9,280	8,658	8,124	7,290	11,452	13,287	22,521	26,631	28,790	20,079	15,299	15,324	12,854	14,720	26,632
TOPIX	2,469	2,227	1,971	1,419	1,432	1,563	1,308	1,637	1,373	1,252	1,267	1,706	1,277	1,060	788	1,179	1,182	1,728	1,714	1,213	774	979	869	854	1,035	1,203

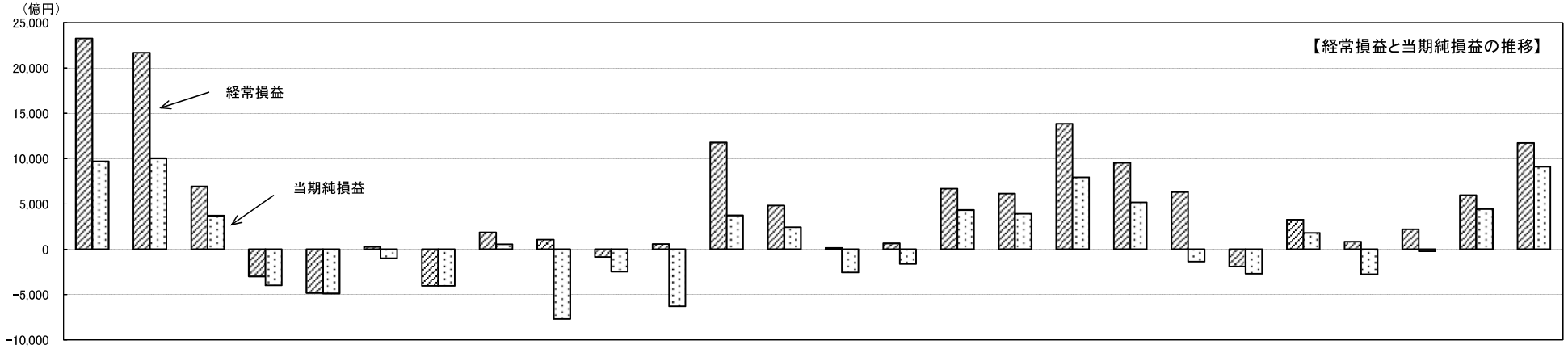

	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期
経常損益	23,276	21,674	6,928	−3,006	−4,827	279	−4,045	1,849	1,061	−861	561	11,792	4,816	151	642	6,689	6,127	13,844	9,553	6,322	−1,907	3,279	831	2,200	5,970	11,719
当期純損益	9,712	10,039	3,708	−3,995	−4,888	−994	−4,040	552	−7,686	−2,466	−6,312	3,723	2,414	−2,557	−1,622	4,329	3,918	7,921	5,165	−1,374	−2,697	1,801	−2,764	−220	4,447	9,031

（注）１．日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
２．元年３月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を２倍した。

資料12－２－４

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	会員証券会社数（平成26年６月30日現在） 国内証券会社　233社 外国証券会社　16社 計　249社
役員	理事長　増井喜一郎
基金規模	平成26年６月30日現在　約559億円
補償実績	・南証券の破産に伴うもの（H12.3）－　補償額　約59億円（うち破産管財人からの返還額　約24億円） ・ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの （H19. 6）－　補償額　約２億円 （H19.10）－　補償額　約0.6億円 ・丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの （H24.3）－　補償額　約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年７月１日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12－3－1

金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移

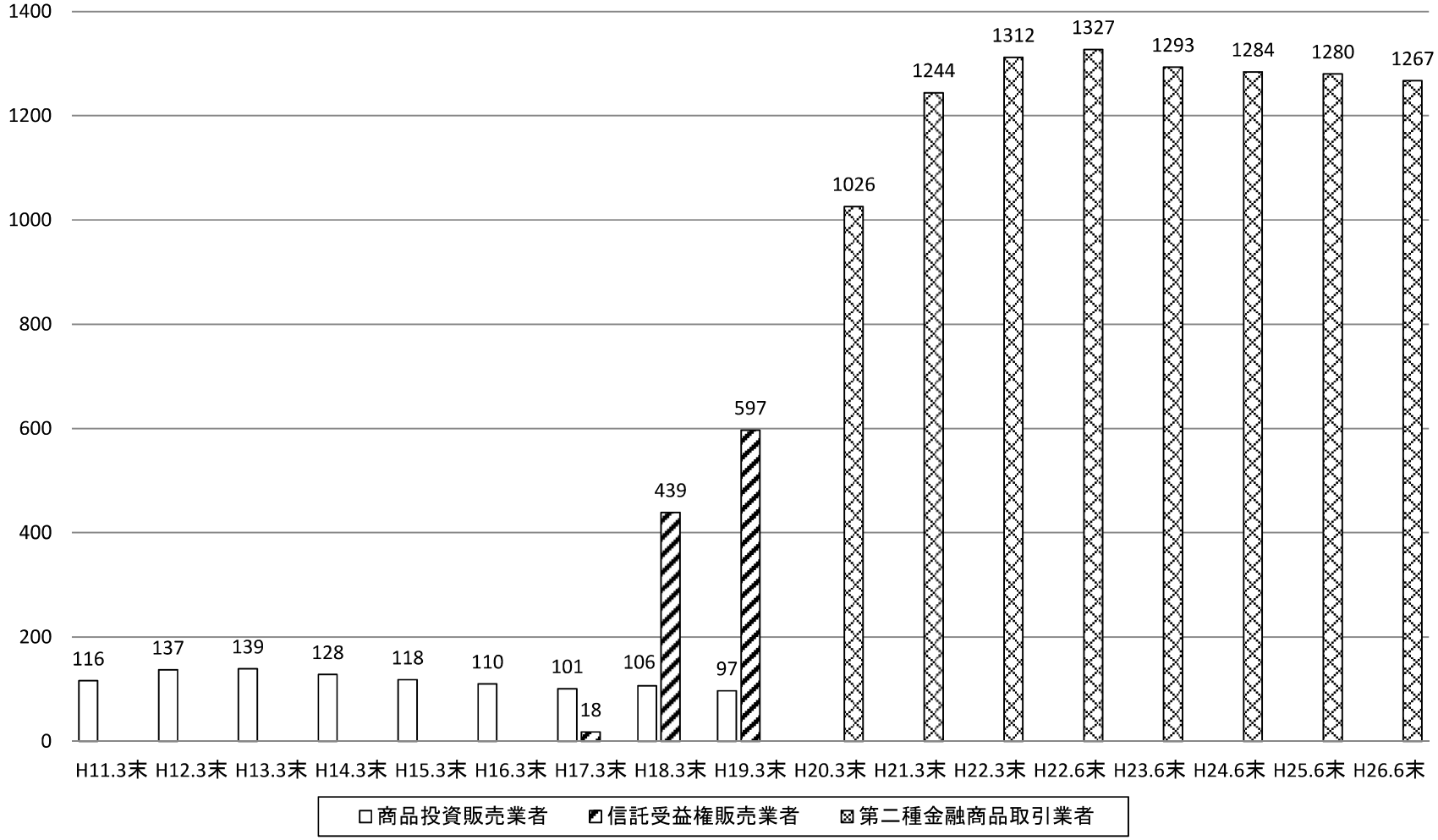

注：平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料12－4－1

金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移

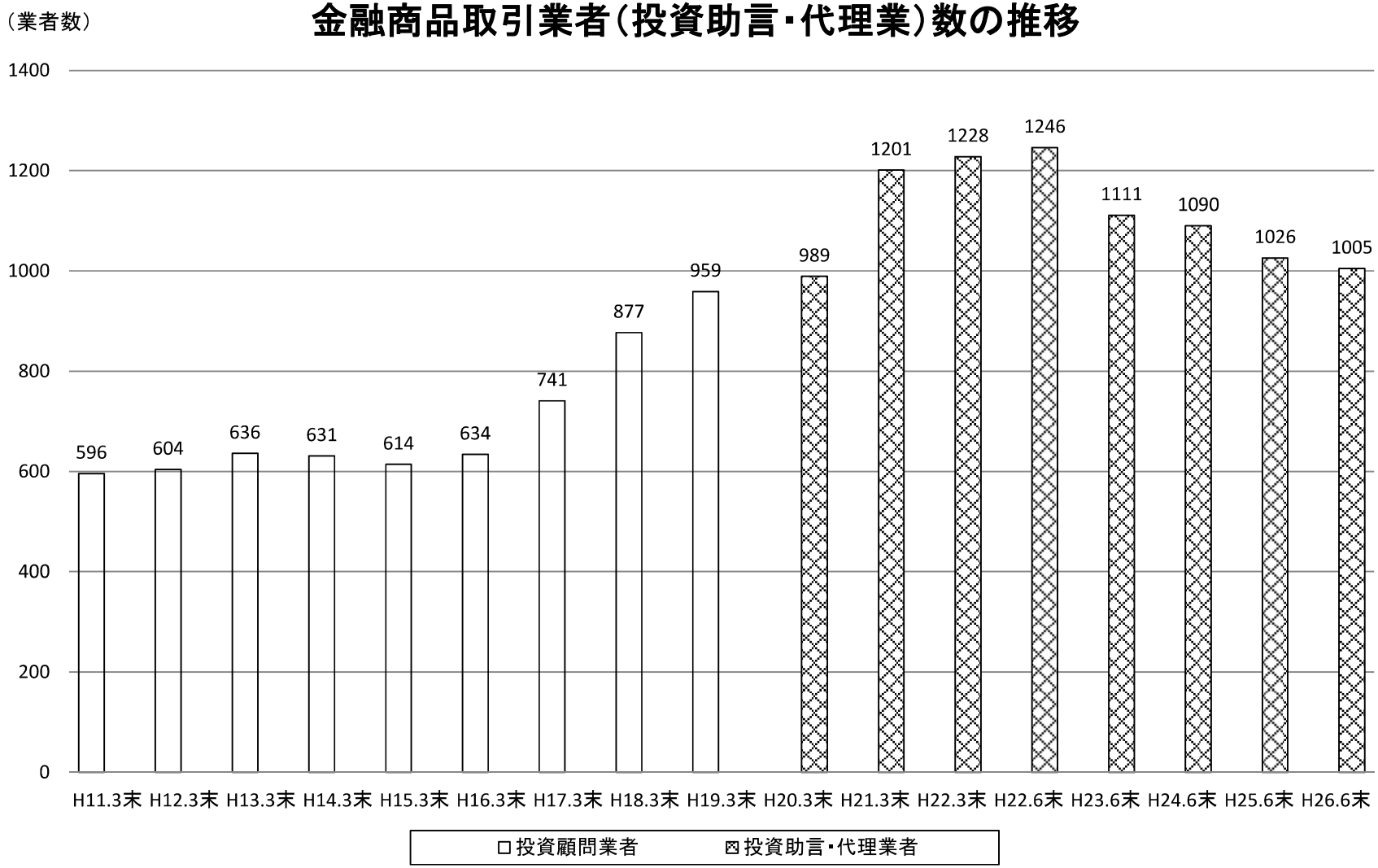

注：平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12－5－1

金融商品取引業者（投資運用業）数の推移

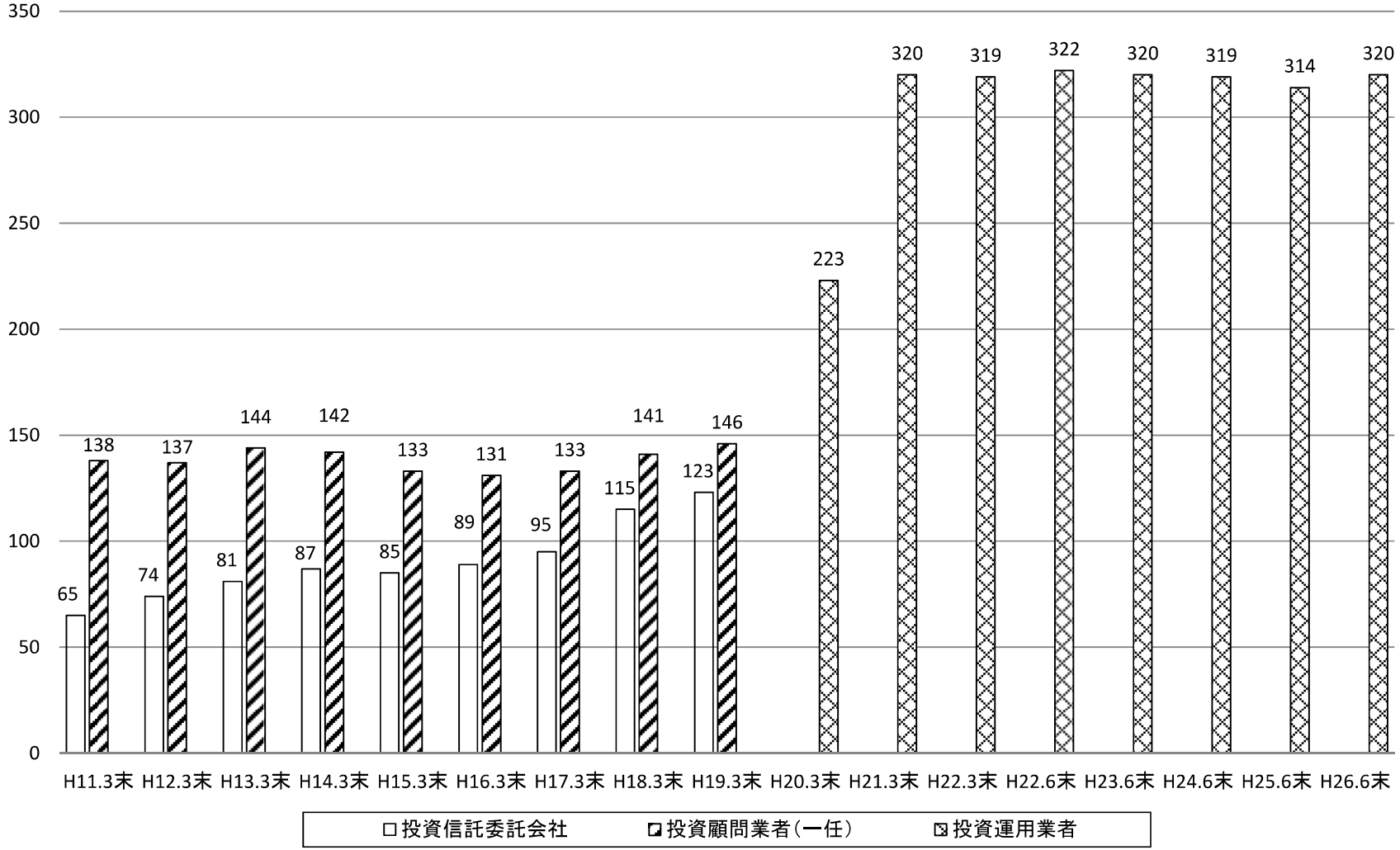

資料12－５－２

投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	星野リゾート・リート投資法人	H25.7.12	株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
2	SIA不動産投資法人	H25.10.9	シンプレクス・リート・パートナーズ株式会社
3	イオンリート投資法人	H25.11.22	イオン・リートマネジメント株式会社
4	ヒューリックリート投資法人	H26.2.7	ヒューリックリートマネジメント株式会社
5	日本リート投資法人	H26.4.24	双日リートアドバイザーズ株式会社 （ポラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社から商号変更）
6	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	H26.6.5	インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク

資料12－５－３

投資信託の純資産総額の推移

（単位：億円）

年（月）末	株式投信		公社債投信			合　計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	－	2,275	－	－	11,357	－
45年	6,551	－	6,033	－	－	12,584	－
50年	19,345	－	14,280	－	－	33,625	－
55年	40,293	－	20,226	－	－	60,519	－
56年	40,063	－	32,231	－	－	72,294	－
57年	47,818	－	45,458	－	－	93,276	－
58年	61,513	－	79,372	－	－	140,885	－
59年	80,127	－	102,851	－	－	182,978	－
60年	103,787	－	95,936	－	－	199,722	－
61年	191,183	－	129,570	－	－	320,753	－
62年	306,143	－	123,001	－	－	429,144	－
63年	392,525	－	136,448	－	－	528,973	－
平成　元年	455,494	－	130,999	－	－	586,493	－
２年	350,722	－	109,218	－	－	459,940	－
３年	285,624	－	135,001	－	－	414,738	－
４年	211,031	－	221,975	－	54,137	433,006	－
５年	195,475	－	311,900	－	110,781	507,375	－
６年	174,515	－	259,568	－	91,731	434,083	－
７年	146,817	－	332,755	－	120,018	479,572	－
８年	127,798	－	358,883	－	142,191	486,681	－
９年	99,866	－	306,630	－	115,631	406,495	－
10年	114,961	－	312,432	－	142,799	427,393	－
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年１月	1,023,861	389,923	163,228	8,027	19,435	1,187,089	397,950
２月	1,041,406	394,006	158,068	8,543	19,615	1,199,474	402,549
３月	1,049,511	392,960	153,926	8,839	20,305	1,203,437	401,799
４月	1,058,105	397,085	155,497	10,067	20,105	1,213,602	407,152
５月	1,079,526	404,369	155,922	10,884	19,918	1,235,448	415,253
６月	1,095,489	407,688	159,656	11,817	19,812	1,225,145	419,505

出典：（社）投資信託協会公表資料

資料12－6－1

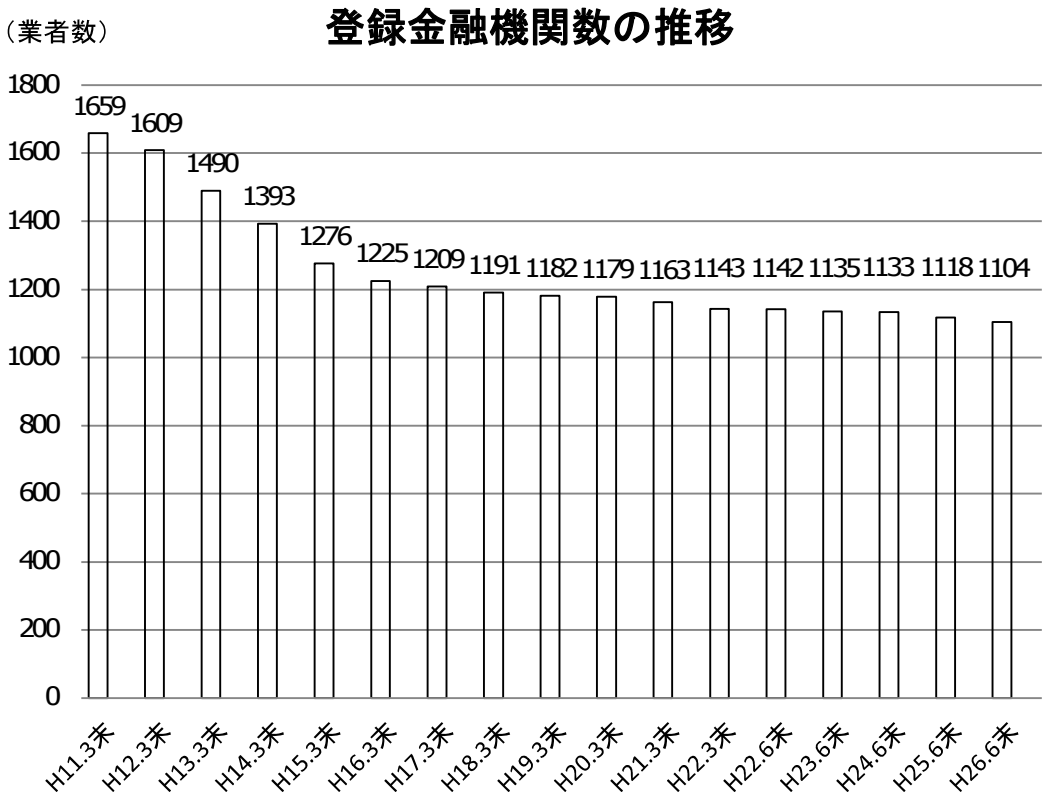

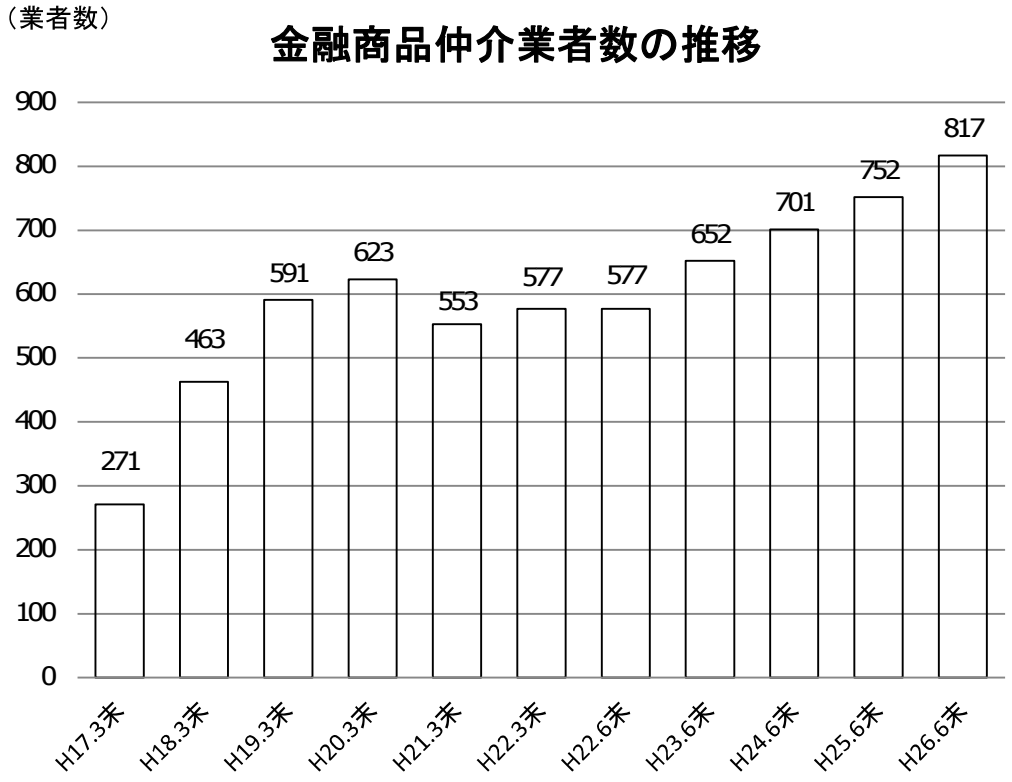

注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

資料12－7－1

信用格付業者登録一覧

（平成26年6月末日現在　7社）

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官（格付）第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官（格付）第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第5号	平成22年9月30日	スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官（格付）第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官（格付）第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官（格付）第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード＆プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

資料13－２－１

貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況

（単位：人、％）

	第1回試験 （平成21年8月30日実施）	第2回試験 （平成21年11月22日実施）	第3回試験 （平成21年12月20日実施）	第4回試験 （平成22年2月28日実施）	第5回試験 （平成22年11月21日実施）	第6回試験 （平成23年11月20日実施）	第7回試験 （平成24年11月18日実施）	第8回試験 （平成25年11月17日実施）	合　計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	138,636
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	124,979
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	67,210
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	53.8

資料13－６－１

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組織金融機関（※）	うち保険会社	うち証券会社	その他
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

資料13－９－１　政策金融機関等に対するモニタリングの実施状況

（平成26年6月30日現在）

政策金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
沖縄振興開発金融公庫	25. 8. 21	26. 1. 20
国際協力銀行	25. 12. 6	26. 4. 1

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

疑わしい取引の届出制度の概念図

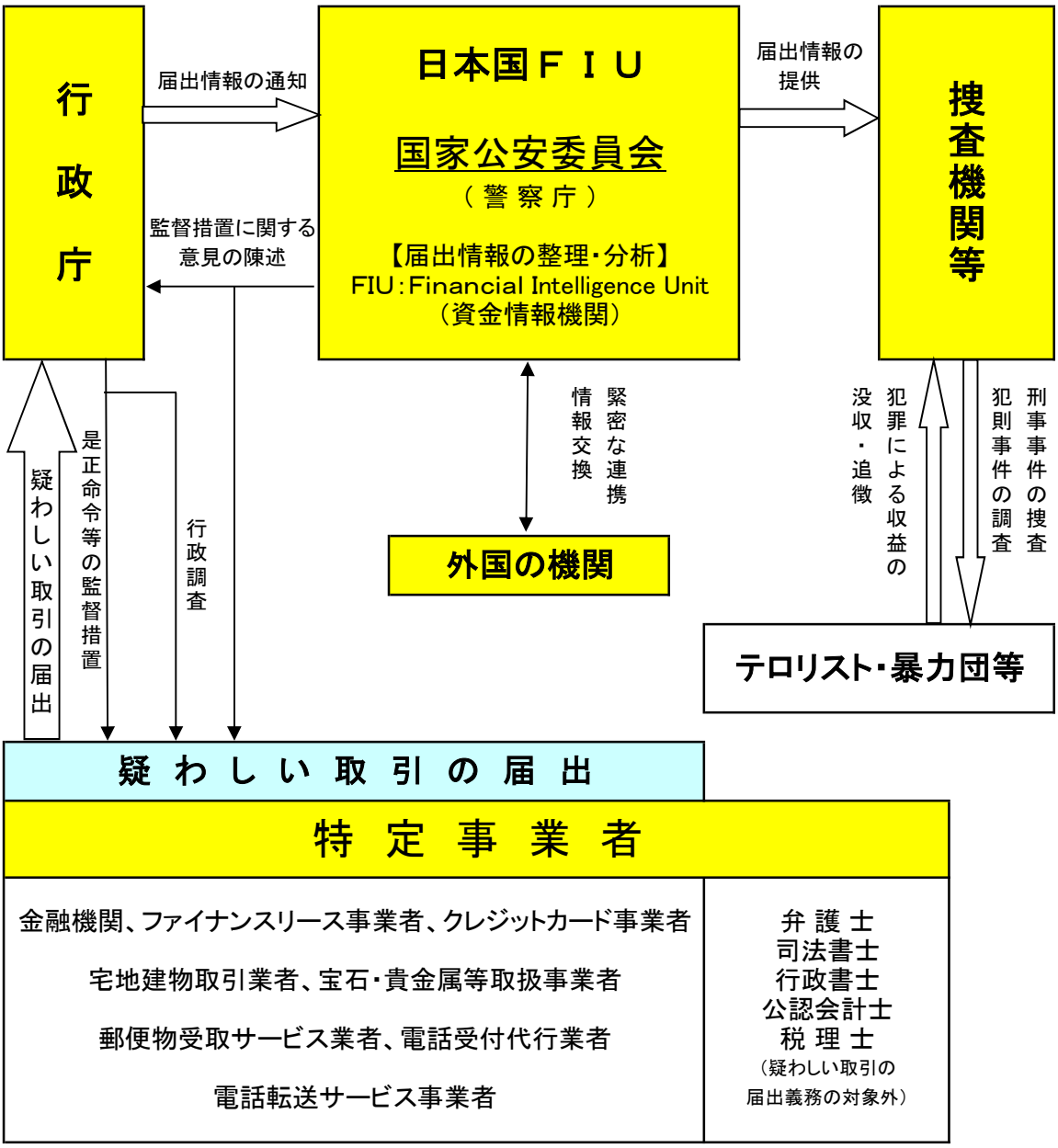

資料 18－１

調査から課徴金納付命令までの流れ

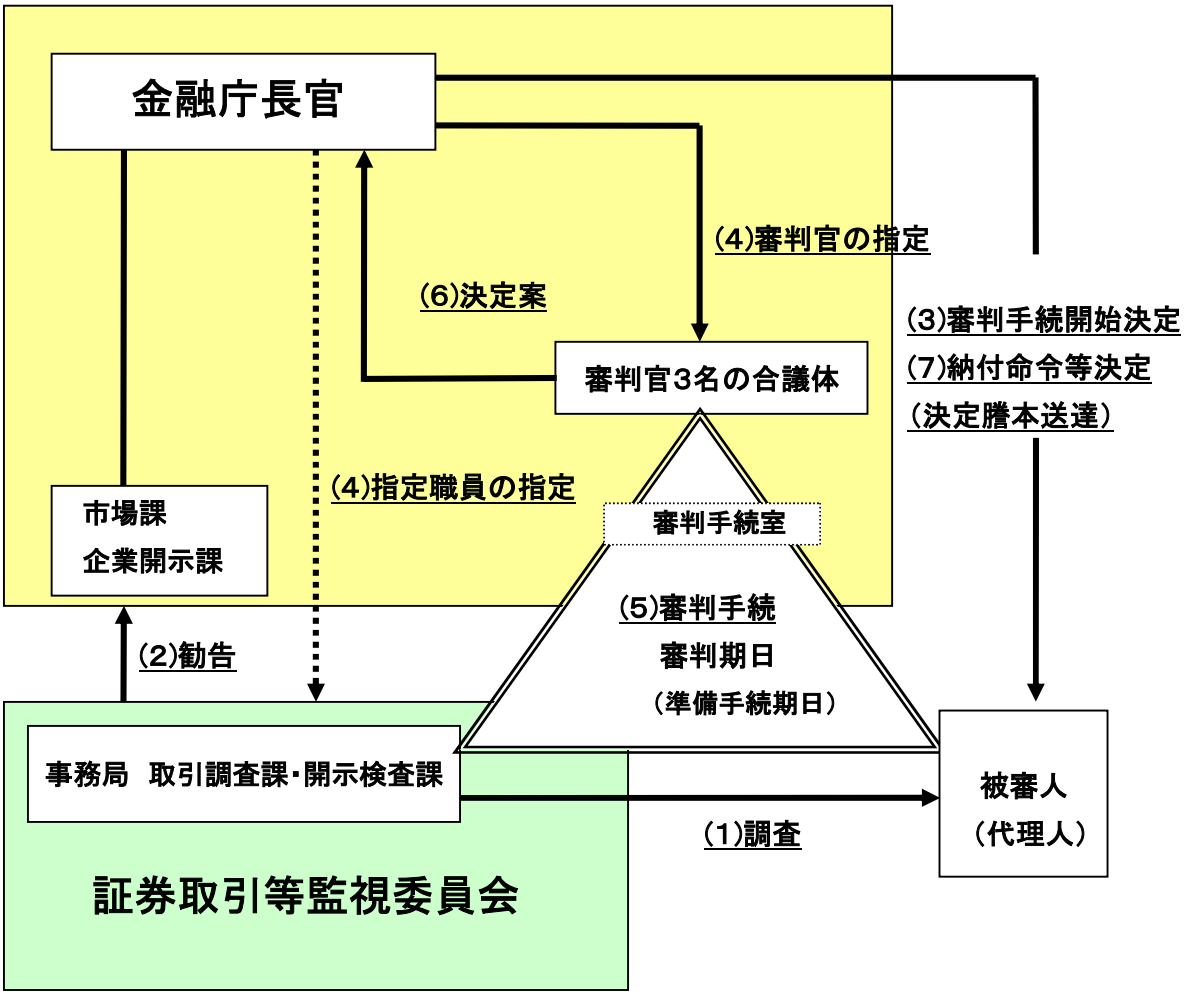

（注）指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※　公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※　番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ

金商法

（１）証券監視委による調査（金商法26条、177条）

↓

（２）証券監視委から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告（金融庁設置法20条）

会計士法

（１）内閣総理大臣による調査
（会計士法32条2項、3項）

↓

（３）内閣総理大臣による審判手続開始決定（金商法178条、会計士法34条の40）

（４）審判官・指定職員の指定
（金商法180条2項、3項、181条2項、会計士法34条の42第2項、3項、会計士法34条の43第2項）

↓

（５）審判手続

● 審判手続開始決定書の謄本を被審人に送達（金商法179条3項、会計士法34条の41第3項）

・審判手続開始決定書には審判の期日及び場所、違反事実、課徴金の額等を記載
（金商法179条2項、会計士法34条の41第2項）

● 被審人による審判手続開始決定に対する答弁書提出（金商法183条、会計士法34条の45）

違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書が提出されないとき

↓

○ 争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、準備手続期日を開催（非公開）
（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令30条、会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令31条）

● 審判期日の開催（公開）

・ 被審人の意見陳述
（金商法184条、会計士法34条の46）

・ 参考人・被審人の審問
（金商法185条、185条の2、会計士法34条の47、34条の48）

・ 被審人による証拠書類又は証拠物の提出
（金商法185条の3、会計士法34条の49）

違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書が提出されたとき

↓

審判期日を開くことを要しない。
（金商法183条2項、会計士法34条の45第2項）

↓

（６）審判官による決定案作成、内閣総理大臣に提出
（金商法185条の6、会計士法34条の52）

↓

（７）審判官作成の決定案に基づき内閣総理大臣が課徴金納付命令等決定
（金商法185条の7、会計士法34条の53）

＜決定の3類型＞
- 課徴金納付命令決定
- 違反事実がない旨の決定
- 課徴金納付を命じない旨の決定

（課徴金を納付する場合）

↓ （２か月以内）

国庫に納付（金商法185条の7第19項、会計士法34条の53第9項）

（課徴金納付命令決定に不服がある場合）

↓ （３０日以内）

裁判所へ課徴金納付命令決定の取消しの訴え
（金商法185条の18、会計士法34条の63）

※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている（金商法194条の7、会計士法49条の4）
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

資料18－２

課徴金納付命令の実績

（平成25事務年度）

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱ジャパンケアサービスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成25年度第9号）	のれんについて減損損失を計上しないこと等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱ジャパンケアサービス	平成25年6月14日	平成25年7月18日	2100万円
2	コーセル㈱社員による内部者取引 （平成25年度第7号）	重要事実（コーセル㈱が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年6月14日	平成25年7月18日	192万円
3	２１ＬＡＤＹ㈱株式に係る相場操縦 （平成25年度第8号）	２１ＬＡＤＹ㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年6月14日	平成25年7月18日	360万円
4	明治機械㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成25年度第10号）	子会社において架空の売上を計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	明治機械㈱	平成25年6月19日	平成25年8月5日	8271万円
5	㈱オービックに係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成25年度第11号）	投資有価証券評価損等を計上しなかったこと等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱オービック	平成25年6月21日	平成25年8月5日	884万9999円
6	アンジェスＭＧ㈱役員からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第13号）	重要事実（アンジェスMG㈱が、田辺三菱製薬㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知ったアンジェスMG㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年7月23日	平成25年8月23日	102万円
7	公開買付者の社員からの情報受領者によるソネットエンタテインメント㈱株式に係る内部者取引 （平成25年度第15号）	重要事実（ソニー㈱が、ソネットエンタテインメント㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知ったソニー㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年8月30日	平成25年9月27日	289万円
8	戸田建設㈱社員による内部者取引 （平成25年度第18号）	重要事実（戸田建設㈱における当期純利益について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成25年9月25日	平成25年10月17日	52万円
9	㈱ＣＫサンエツ株式に係る相場操縦 （平成25年度第17号）	㈱CKサンエツの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年9月25日	平成25年10月17日	596万円
10	㈱ＦＰＧ株式に係る相場操縦 （平成25年度第19号）	㈱FPGの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成25年10月11日 （勧告） 平成25年10月15日 （開始決定）	平成25年11月8日	700万円
11	㈱ステップ株式に係る相場操縦 （平成25年度第20号）	㈱ステップの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成25年10月11日 （勧告） 平成25年10月15日 （開始決定）	平成25年11月8日	591万円
12	ＫＹＣＯＭホールディングス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成25年度第21号）	子会社において仕掛品を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	ＫＹＣＯＭホールディングス㈱	平成25年10月25日	平成25年11月27日	2700万円
13	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱オストジャパングループ株式に係る内部者取引 （平成25年度第22号）	重要事実（㈱富士薬品が、㈱オストジャパングループの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について資本業務提携契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成25年11月27日	145万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
14	ノーリツ鋼機㈱子会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第24号）	重要事実（ノーリツ鋼機㈱の子会社が、ノーリツ鋼機㈱の孫会社の異動を伴う株式の取得を行うことについての決定をしたこと）について株式の譲渡に関する契約の締結の交渉をしていた㈱全国通販の役員から伝達を受け、自己及び親族の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成25年11月27日	47万円
15	㈱ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦 （平成24年度第38号）	㈱ミマキエンジニアリングの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年2月5日	平成25年12月10日	1028万円
16	㈱システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引（１） （平成25年度第26号）	重要事実（パワーテクノロジー㈱が、㈱システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	55万円
17	㈱システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引（２） （平成25年度第27号）	重要事実（パワーテクノロジー㈱が、㈱システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	143万円
18	㈱システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引（３） （平成25年度第28号）	重要事実（パワーテクノロジー㈱が、㈱システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関し知ったパワーテクノロジー㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	68万円
19	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引（１） （平成25年度第31号）	ニッセイアセットマネジメント㈱社員は、重要事実（国際石油開発帝石㈱が、株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について証券会社の営業員より伝達を受けるなどして、年金投資一任契約又は投資信託契約に基づく運用として、当該事実の公表前に売り付けた。	ニッセイアセットマネジメント㈱	平成25年12月2日	平成26年1月16日	41万円
20	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引（２） （平成25年度第32号）	フィノウェイブインベストメンツ㈱社員は、重要事実（国際石油開発帝石㈱が、株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について証券会社の営業員より伝達を受け、年金投資一任契約に基づく運用として、当該事実の公表前に売り付けた。	フィノウェイブインベストメンツ㈱	平成25年12月2日	平成26年1月16日	17万円
21	㈱雪国まいたけに係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成25年度第34号）	土地を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱雪国まいたけ	平成25年12月10日	平成26年1月16日	2250万円
22	㈱フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦 （平成25年度第12号）	㈱フルキャストテクノロジーの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年6月27日	平成26年1月23日	108万円
23	㈱ワコム社員による内部者取引 （平成25年度第35号）	重要事実（㈱ワコムの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年12月20日	平成26年1月23日	203万円
24	㈱エル・シー・エーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成25年度第33号）	投資不動産及び純資産額を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱エル・シー・エーホールディングス	平成25年12月4日	平成26年2月13日	3億5329万円
25	㈱サニーサイドアップ社員からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第36号）	重要事実（㈱サニーサイドアップの属する企業集団の経常利益及び当期純利益について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関し知った㈱サニーサイドアップの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年1月28日	平成26年2月28日	68万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	㈱ウィル役員からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第37号）	重要事実（㈱ウィルが、株式の分割を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知った㈱ウィルの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年1月28日	平成26年2月28日	60万円
27	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱オストジャパングループ株式に係る内部者取引 （平成25年度第23号）	重要事実（㈱富士薬品が、㈱オストジャパングループの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について資本業務提携契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成26年2月28日	105万円
28	㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員による内部者取引 （平成25年度第38号）	重要事実（㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	153万円
29	㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 （１） （平成25年度第39号）	重要事実（㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	130万円
30	㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 （２） （平成25年度第40号）	重要事実（㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	104万円
31	㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 （３） （平成25年度第41号）	重要事実（㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	160万円
32	㈱酉島製作所ほか１銘柄に係る相場操縦 （平成25年度第42号）	㈱酉島製作所ほか１銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	セレクト・バンテイジ・インク	平成26年2月18日	平成26年3月24日	6万円
33	㈱コスモスイニシアとの契約締結交渉者の社員による内部者取引 （平成25年度第45号）	重要事実（㈱コスモスイニシアが、大和ハウス工業㈱と業務提携を行うこと等についての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月25日	平成26年3月24日	1314万円
34	㈱オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第16号）	重要事実（㈱オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関が、㈱ブリックスと業務提携を行うことの決定をしたこと）の伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年8月30日	平成26年4月18日	86万円
35	㈱リソー教育に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成25年度第46号）	㈱リソー教育及びその子会社において売上を過大に計上するなどして、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱リソー教育	平成26年3月7日	平成26年4月18日	4億1477万円
36	公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者の役員による㈱メガネトップ株式に係る内部者取引 （平成25年度第47号）	重要事実（㈱富澤が、㈱メガネトップの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月11日	平成26年4月18日	19万円
37	㈱スーパーツールとの契約締結交渉者による内部者取引 （平成25年度第49号）	重要事実（㈱スーパーツールの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと）について雇用契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	91万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	㈱スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引（１） （平成25年度第50号）	重要事実（㈱スーパーツールの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと）について雇用契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	46万円
39	㈱スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引（２） （平成25年度第51号）	重要事実（㈱スーパーツールの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと）について雇用契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	15万円
40	三洋貿易㈱株式に係る相場操縦 （平成26年度第2号）	三洋貿易㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年4月22日	平成26年5月26日	1042万円
41	㈱太陽商会に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成26年度第3号）	架空の売上を計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱太陽商会	平成26年4月22日	平成26年5月26日	1200万円
42	㈱フライトシステムコンサルティングとの契約締結交渉者の社員による内部者取引 （平成26年度第4号）	重要事実（㈱フライトシステムコンサルティングが、新たに決済装置を発売することについての決定をしたこと）について㈱フライトシステムコンサルティングとソフトバンクモバイル㈱の決済装置の売買契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月20日	平成26年6月17日	137万円
43	㈱ジャムコ社員による内部者取引 （平成26年度第5号）	重要事実（㈱ジャムコの属する企業集団における経常利益について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月20日	平成26年6月17日	40万円
44	公開買付者の役員による㈱ダイエー株式に係る内部者取引 （平成26年度第6号）	重要事実（イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	197万円
45	公開買付者の役員からの情報受領者による㈱ダイエー株式に係る内部者取引（１） （平成26年度第7号）	重要事実（イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと）についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	196万円
46	公開買付者の役員からの情報受領者による㈱ダイエー株式に係る内部者取引（２） （平成26年度第8号）	重要事実（イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと）についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	136万円
47	公開買付者の役員からの情報受領者による㈱ダイエー株式に係る内部者取引（３） （平成26年度第9号）	重要事実（イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと）についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	68万円
48	ＴＯＰＩＸ先物に係る相場操縦 （平成26年度第12号）	TOPIX先物につき、その売買を誘引する目的をもって、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。	むさし証券㈱	平成26年6月13日	平成26年6月26日	543万円

資料19－４－１

意見申出実績

○　申出機関数　　（平成26年6月末現在）

	銀　行	協同組織金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～22 事務年度	22	9	2	5	2	40
23 事務年度	0	1	0	0	0	1
24 事務年度	0	0	0	0	0	0
25 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	10	2	5	2	41

（注1）　事務年度は７月～翌年６月（検査実施日ベースで計上）

（注2）その他：　前払式証票発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・政策金融機関等

○　申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～25 事務年度合計	23 事務年度	24 事務年度	25 事務年度
預金等受入金融機関	345	9	0	0
評定段階	5	2	0	0
経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	7	4	0	0
資産査定管理態勢	302	3	0	0
自己査定	247	2	0	0
うち債務者（債権）区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	1	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0

その他	1	0	0	0
合計 （うち金融機関意見採用） ※金融機関意見採用率約 42%	379 (161)	9 (0)	0 (0)	0 (0)

（注）申出項目については、金融検査マニュアル等に準拠して掲載。

資料 19－５－１

金融庁
Financial Services Agency

検査情報受付窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

○ 金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、従来より、検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置しています。

○ これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用しているところですが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。

○ 検査実施中の金融機関は、一定期間、下記の金融庁及び財務局等のウェブサイト（ホームページ）上に掲載しています。金融庁及び財務局等が検査実施中の金融機関一覧は、こちらをクリック。

掲載している金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。

○ また、当該ウェブサイト（ホームページ）上に掲載していない金融機関に関しても、随時情報を受け付けています。これらの金融機関に関する情報をお持ちの方も、下記の注意事項をご確認のうえ、「金融庁及び財務局等が検査実施中の金融機関一覧」画面にお進みいただき、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。

○ なお、財務局長登録の貸金業者（注）に関しても、常時、検査情報受付窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の検査情報受付窓口に情報をご提供ください。財務局等の検査情報受付窓口は、こちらをクリック。

（注） 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

検査実施中の金融機関／検査情報受付窓口

- 金融庁（及び財務局等）
- 北海道財務局
- 東北財務局
- 関東財務局
- 北陸財務局
- 東海財務局
- 近畿財務局
- 中国財務局
- 四国財務局
- 九州財務局
- 福岡財務支局
- 沖縄総合事務局

【注意事項】

(1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。
　なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受け付けていません。公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらをクリック。

(2) 金融商品取引業者等の検査については、原則として、証券取引等監視委員会が実施しています。証券取引等監視委員会が実施中の検査等に係る情報提供は、こちらをクリック。

(3) 情報の内容は、金融機関名・支店名など、できるだけ具体的に記述してください。また、ご提供いただく情報の内容に応じた分類についても、可能な限りご指定ください。「情報の分類一覧」は、こちらをクリック。

(4) 検査には、経営管理(ガバナンス)態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。
　このため、ご提供いただいた情報については、当該検査のほか、必要に応じ、次回検査や今後の金融行政においても、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局等へ回付させていただく場合があります。

(5) 受け付けた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。(なお、各金融関係団体には相談窓口が設置されています。各業界団体の連絡先等は、こちらをクリック。)

(6) 金融機関名の掲載期間は、各業態毎に、検査予告日(無予告の場合は立入開始日)から以下の期間(営業日ベース)となっています(以下の期間経過前に立入検査が終了した場合には、金融機関名の掲載を終了します。)。

○主要行	60 日
○外銀その他の銀行等	40 日
○地域銀行	40 日
○信用金庫・信用組合・労働金庫等	30 日
○信用農業協同組合連合会・信用漁業協同組合連合会	20 日
○保険会社	40 日

(7) 検査情報受付窓口設置の趣旨にかんがみ、検査の種類によっては、金融機関名を掲載していない場合があります。

資料21－1－1

バーゼル銀行監督委員会機構図

2014年6月現在

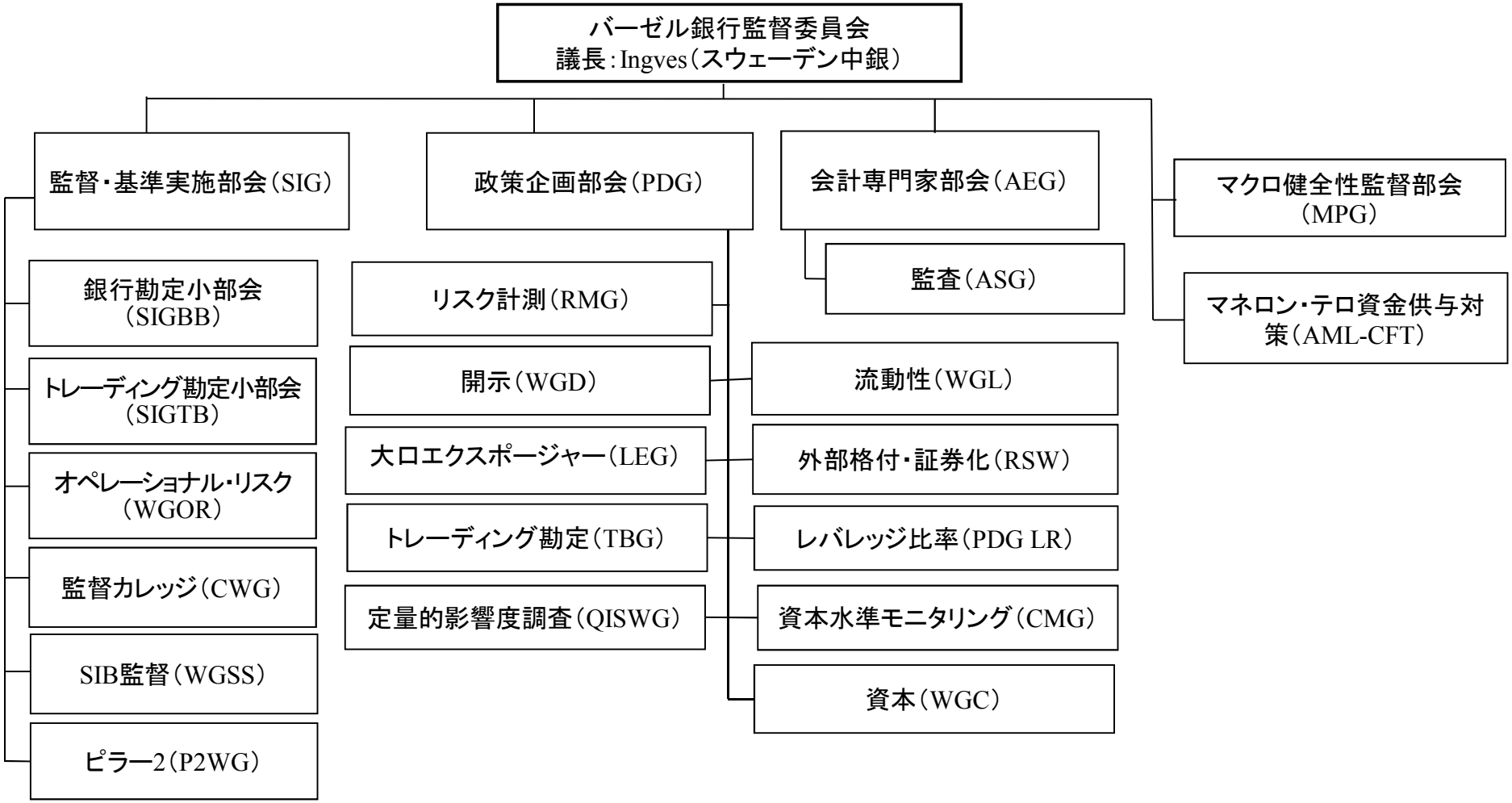

資料21－2－1

IOSCO 組織図

2014年6月現在

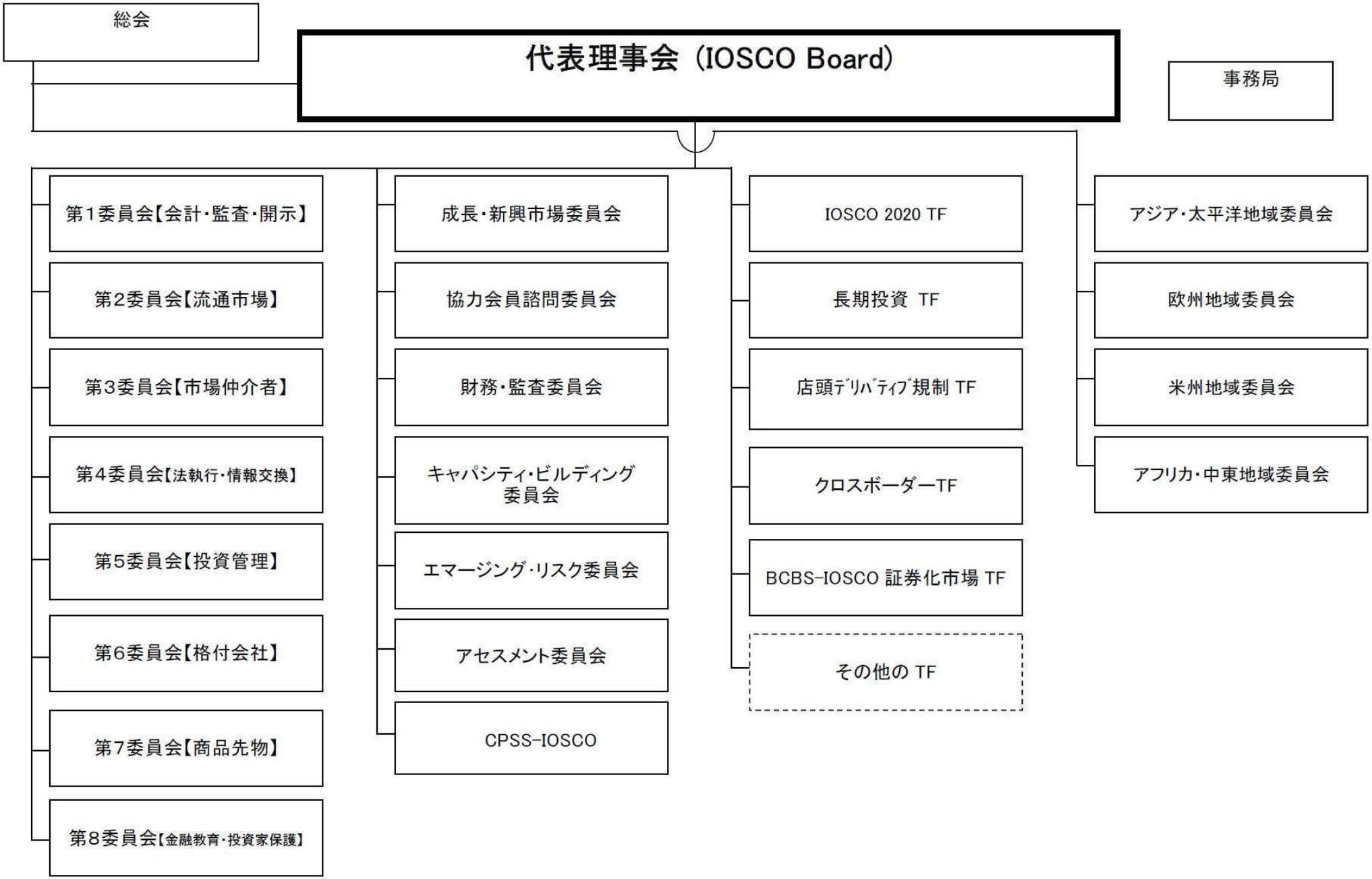

資料 21－４－１

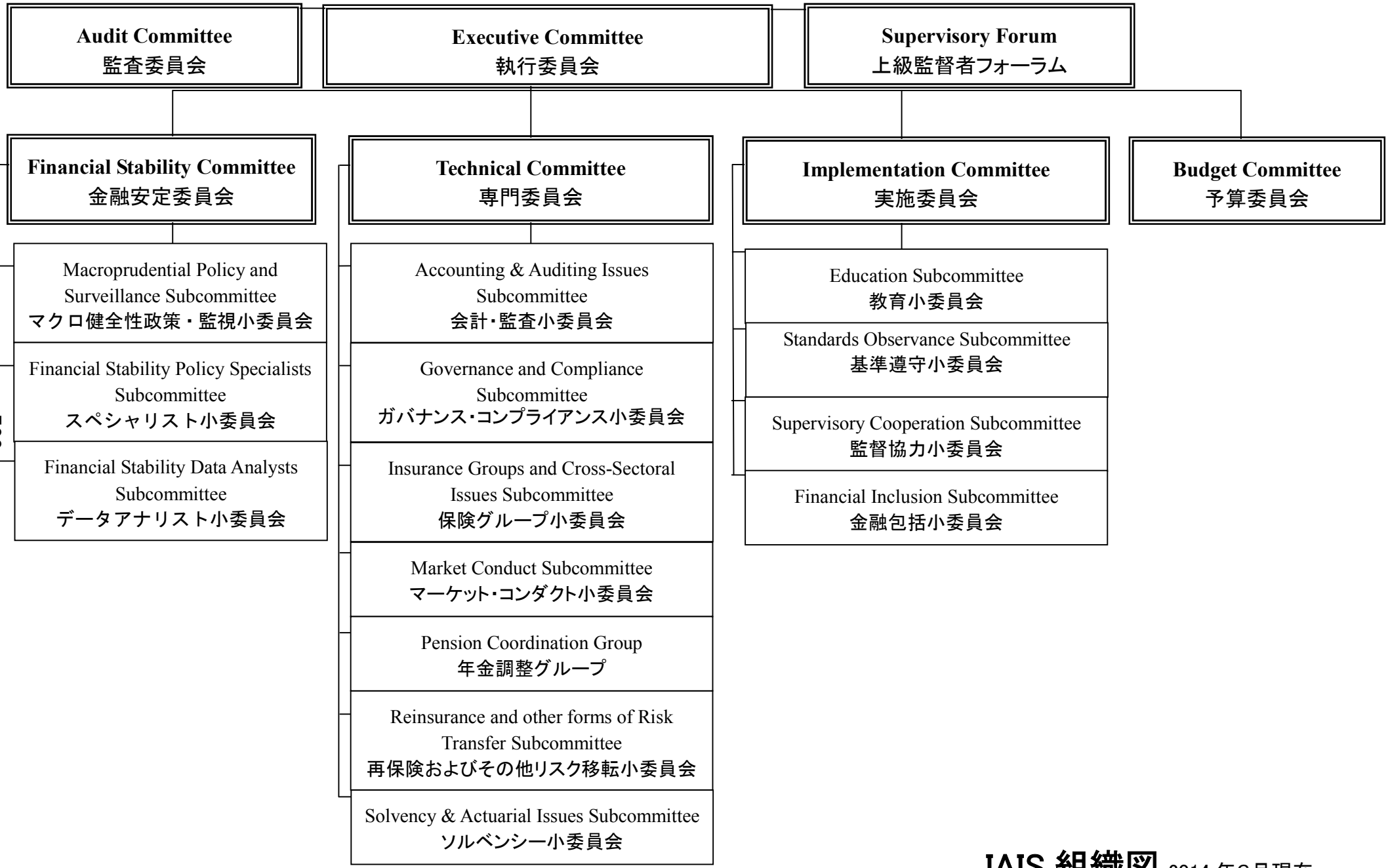

IAIS 組織図 2014 年6月現在

経済連携協定（EPA）締結・交渉状況

発効済	シンガポール	・2001 年 1 月交渉開始 ・2002 年 1 月署名 ・2002 年 11 月発効 ・2006 年 6 月再交渉開始 ・2007 年 9 月発効
	メキシコ	・2002 年 11 月交渉開始 ・2004 年 9 月署名 ・2005 年 4 月発効 ・2008 年 9 月再交渉開始 ・2012 年 4 月発効
	マレーシア	・2004 年 1 月交渉開始 ・2005 年 12 月署名 ・2006 年 7 月発効
	チリ	・2006 年 2 月交渉開始 ・2006 年 9 月大筋合意 ・2007 年 3 月署名 ・2007 年 9 月発効
	タイ	・2004 年 2 月交渉開始 ・2005 年 2 月大筋合意 ・2007 年 4 月署名 ・2007 年 11 月発効
	インドネシア	・2005 年 7 月交渉開始 ・2006 年 11 月大筋合意 ・2007 年 8 月署名 ・2008 年 7 月発効
	ブルネイ	・2006 年 6 月交渉開始 ・2006 年 12 月大筋合意 ・2007 年 6 月署名 ・2008 年 7 月発効
	ASEAN 包括	・2005 年 4 月交渉開始 ・2007 年 8 月大筋合意 ・2008 年 4 月署名 ・2008 年 12 月発効
	フィリピン	・2004 年 2 月交渉開始 ・2004 年 11 月大筋合意 ・2006 年 9 月署名 ・2008 年 12 月発効
	スイス	・2007 年 5 月交渉開始 ・2008 年 9 月大筋合意 ・2009 年 2 月署名 ・2009 年 9 月発効
	ベトナム	・2007 年 1 月交渉開始 ・2008 年 9 月大筋合意 ・2008 年 12 月署名 ・2009 年 10 月発効
	インド	・2007 年1月交渉開始 ・2010 年 9 月大筋合意 ・2011 年 2 月署名 ・2011 年 8 月発効

発効済	ペルー	・2009 年 5 月交渉開始 ・2010 年 11 月大筋合意 ・2011 年 5 月署名 ・2012 年 3 月発効
交渉中	ASEAN （投資・サービス）	・2005 年 4 月交渉開始
	オーストラリア	・2007 年 4 月交渉開始 ・2014 年 4 月大筋合意
	モンゴル	・2012 年 6 月交渉開始
	コロンビア	・2012 年 7 月交渉開始
	カナダ	・2012 年 11 月交渉開始
	中国・韓国（日中韓EPA）	・2013 年 3 月交渉開始
	EU	・2013 年 4 月交渉開始
	RCEP	・2013 年 5 月に交渉開始
交渉中断	韓国	・2003 年 12 月交渉開始 ・2004 年 11 月以降交渉中断
	湾岸協力理事会（GCC）	・2006 年 9 月交渉開始 ・2007 年 1 月以降交渉中断

巻末資料１

この１年の主な出来事

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
平成25年 ７月	1	「「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
			2	プラザアセットマネジメント株式会社に対する行政処分				
	3	「「金融商品取引業者等に関する内閣府令」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	3	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			5	「「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			9	株式会社ケートス･キャピタル・パートナーズに対する行政処分				
			〃	「障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について（速報値）」を公表				
			〃	「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成25年３月末）について」を公表				
			10	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	11	「「金融庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る民間競争入札実施要項（案）」に対する意見募集について」を公表						
	〃	「諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	16	「「「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について」に基づく事後チェックについて」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	19	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」（第２回）開催					19	G20財務大臣・中央銀行総裁会議（～20、露・モスクワ）
	〃	「株式会社ジャパンケアサービスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	22	「21ＬＡＤＹ株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	22	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表				
	〃	「コーセル株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	30	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」（第３回）開催						
	31	英文開示銘柄に係る「金融商品取引業等に関するＱ＆Ａ」を掲載	31	「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表				
	〃	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成25年４月１日～同年６月30日）」を公表	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
８月	2	「「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	2	「経営強化計画等の履行状況（平成25年３月期）について」を公表			2	第184回（臨時会）開会
			〃	「信用事業強化計画等の履行状況（平成24事業年度）について」を公表				
	6	「日本版スチュワードシップ･コードに関する有識者検討会」（第１回）開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	6	「株式会社オービックに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「明治機械株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
			7	「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（確報値）」を公表				
			〃	「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表				
							7	第184回（臨時会）閉会
	8	「金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表	8	With Asset Management株式会社に対する行政処分				
			9	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			〃	「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」を公表				
			〃	「平成25年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」を公表				
			15	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	20	「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	21	「多重債務者相談強化キャンペーン2013の実施について」を公表	21	「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表				
	〃	「「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	〃	「財務諸表等の用語。様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公表						
	26	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）等」を公表						
	〃	「アンジェスＭＧ株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
			27	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	30	「租税特別措置等に係る政策評価について」を公表	30	「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表	30	「金融検査結果事例集」を公表		
	〃	「平成24年度実績評価書」等を公表	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表	〃	「検査評定結果の分布状況について」を公表		
	〃	「「平成24年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年５月末）」を公表				
	〃	「「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	〃	「金融庁の平成26年度税制改正要望について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	30	「平成26年度予算及び機構・定員要求について」を公表						
	〃	「平成26年度歳出概算要求書について」を公表						
９月	3	「公認会計士の懲戒処分について」を公表	3	「法人口座開設に係る取引時確認について」を公表				
			4	「保険会社に対するＥＲＭヒアリングの実施とその結果概要について」を公表				
	5	「オリンパス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令一部取消しの決定について」を公表					5	G20サンクトペテルブルク・サミット（～６、露・サンクトペテルブルク）
	6	「平成24年度有価証券報告書レビューの実施結果について」を公表	6	株式会社ディベックスに対する行政処分	6	「オフサイト検査モニターの集計結果」を公表		
			〃	アマデウスアドバイザーズ株式会社に対する行政処分	〃	「平成25事務年度金融モニタリング基本方針等について」を公表		
			〃	「平成25事務年度監督方針等について」を公表				
	9	「第31回金融審議会総会・第19回金融分科会合同会合」開催						
	10	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第４回）開催						
			11	「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について」を公表				
	12	「株式会社ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦に係る金融商品取引法違反審判事件の第１回審判期日」開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	12	「情報伝達・取引推奨規制に関するＱ＆Ａ」を公表						
	17	次世代ＥＤＩＮＥＴの稼動開始	17	「株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について」を公表				
	18	「日本版スチュワードシップ･コードに関する有識者検討会」（第２回）開催						
	20	「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（案）」を公表	20	「監督指針案及び自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ等」を公表	20	「金融検査マニュアル案等」を公表		
			〃	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	27	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第５回）開催	27	「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			〃	株式会社みずほ銀行に対する行政処分				
			〃	「銀行の合併について」を公表				
			〃	「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表				
	30	「リーフレット「新証券税制『ＮＩＳＡ＜ニーサ＞が平成26年１月からスタート！』」（金融庁及びＮＩＳＡ推進・連絡協議会）について」を公表	30	「貸金業関係資料集の掲載について」を公表				
	〃	「公開買付者の社員からの情報受領者によるソネットエンタテイメント株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年６月末）」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	30	「「金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
10月	1	「「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の募集について（平成26年度事業分）」を公表						
	2	「公認会計士の懲戒処分について」を公表	2	「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表				
			3	「ファンドモニタリング調査の集計結果について」を公表				
							10	Ｇ20財務大臣・中央銀行総裁会議（～11、米国・ワシントンＤＣ）
			11	Ｋ２Investment株式会社に対する行政処分				
			〃	ＩＦＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社に対する行政処分				
			〃	アブラハム・プライベートバンク株式会社に対する行政処分				
	15	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第６回）開催					15	第185回（臨時会）開会
	18	「日本版スチュワードシップ･コードに関する有識者検討会」（第３回）開催						
	21	「戸田建設株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			23	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の一部改正（案）等」を公表				
	25	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第７回）開催	25	「外国損害保険業の免許について」を公表				
	〃	「株式会社ＣＫサンエツ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」を公表				
	28	「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令案」を公表	28	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	〃	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
			29	ラボバンクネダーランド東京支店に対する行政処分				
	30	シンポジウム「金融システムの安定性と金融業の競争」を開催						
	〃	「金融安定理事会アジア地域諮問グループ会合の開催について」を公表						
	31	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成25年７月１日～同年９月30日）」を公表	31	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年７月末）」を公表				
			〃	「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
11月			1	「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表				
			〃	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表				
			6	中小企業・小規模事業者支援事業におけるつなぎ融資の円滑化について要請				
	8	「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行令の一部を改正する政令案等」を公表						
	11	「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催						
	〃	「株式会社ステップ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社ＦＰＧ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	13	「企業会計審議会第36回監査部会」を開催	13	「損害保険業の免許について」を公表				
	14	「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会　当面のアクションプランの改訂について」を公表						
	15	「「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正（案）」を公表	15	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表				
	18	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）等」を公表						
	19	「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	19	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表						
	20	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第８回）開催						
	〃	「株式会社フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦に係る金融商品取引法違反審判事件の第１回審判期日」開催						
	21	「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る内閣府令案等」を公表						
			22	「監督指針案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	22	「金融検査マニュアル等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
			〃	「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表				
	26	国際コンファレンス「アジアの取引所の未来」を開催	26	年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請				
	〃	「「金融指標の規制のあり方に関する検討会」の開催について」を公表						
	27	「日本版スチュワードシップ･コードに関する有識者検討会」（第４回）開催	27	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表				
	〃	「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令案」を追加公表	〃	「認定経営革新等支援機関による不適切な行為の防止について」注意喚起				
	28	「金融指標の規制のあり方に関する検討会」（第１回）開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	28	「ノーリツ鋼機株式会社子会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による株式会社オストジャパングループ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	ＫＹＣＯＭホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	29	「金融庁の１年（平成24事務年度版）」を公表	29	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
	〃	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第９回）開催	〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年８月末）」を公表				
12月			4	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	6	「第46回金融トラブル連絡調整協議会」を開催	6	「主要行等の平成25年９月期決算の概要について」を公表				
			〃	「地域銀行の平成25年９月期決算の概要について」を公表			8	第185回（臨時会）閉会
			9	「経営者保証に関するガイドラインの公表について」を周知				
	10	「「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	10	「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表	10	「「保険検査マニュアル」等の一部改正（案）」を公表		

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	10	「平成25年３月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について」を公表	10	いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について要請				
	11	「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令等について」を公表	11	「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について要請				
	〃	「株式会社ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	12	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（沖縄）」を開催	12	「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会の開催について」を公表				
	〃	「金融指標の規制のあり方に関する検討会」（第２回）開催	〃	ドイツ証券株式会社に対する行政処分				
	〃	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第10回）開催						
	13	「平成25年金融商品取引法等改正（９ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等」を公表	13	「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について」を公表				
	〃	「平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）について」を公表	〃	「主要生損保の平成25年９月期決算の概要について」を公表				
	〃	「金融・資本市場活性化に向けての提言」を公表						
			16	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	17	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（大阪）」を開催	17	株式会社Global Arena Capitalに対する行政処分				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			18	ジーク投資顧問株式会社に対する行政処分				
	19	「株式会社エル･シー･エーホールディングスに対する有価証券報告書等の訂正報告書等の提出命令について」を公表						
	20	「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表	20	「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の制定（更新）について」を公表				
	〃	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」（第11回）開催	〃	「経営健全化計画の履行状況報告について」を公表				
	〃	「株式会社システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表				
	24	「平成26年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」を公表						
	25	「金融指標の規制のあり方に関する検討会」（第３回）開催						
	〃	「金融指標の規制のあり方に関する検討会における議論の取りまとめ」を公表						
	〃	「平成24年金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について」を公表						
	〃	「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表						
	〃	「金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング･グループ」報告書」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	26	「『責任ある機関投資家』の諸原則（案）≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」を公表	26	「金融機関における貸付条件の変更等の状況（速報値）について」を公表	26	「みずほ銀行等における反社等の問題を踏まえた今後の検査について」を公表		
	〃	「日本版スチュワードシップ･コードに関する有識者検討会」（第５回）開催	〃	「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況（速報値）について」を公表				
			〃	「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」を公表				
			〃	みずほ銀行及びみずほフィナンシャルグループに対する行政処分				
	27	「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案」を公表	27	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表	27	「「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）」を公表		
	〃	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件」を公表	〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年９月末）」を公表				
	〃	「「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
平成26年１月							1	ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）開始
	10	「公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による株式会社オストジャパングループ株式に係る内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第１回審判期日」開催						
	14	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）等」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			16	「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表				
	17	「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について」を公表	17	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	〃	「株式会社雪国まいたけに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	20	「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表						
	23	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」を公表						
	24	「第３回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催	24	Liaison Japon証券株式会社（旧商号：プロフィット証券株式会社）に対する行政処分			24	第186回（常会）開会
	〃	「平成25年金融商品取引法等の一部改正（１年以内施行）に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃	「株式会社かんぽ生命保険における新規業務の承認・認可について」を公表				
	〃	「株式会社ワコム社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	ミャンマー財務省との間で「金融技術協力に関する覚書」に署名						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	27	国際コンファレンス「金融システムの安定化、規制と金融包摂」を開催	27	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表				
	〃	「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）等」を公表						
	29	「「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」の一部改定案」を公表	29	「第133回自動車損害賠償責任保険審議会」を開催				
			〃	「平成25年度地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について」を公表				
	31	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成25年10月１日～同年12月31日）」を公表	31	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	31	「「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	〃	「2013年度金融知識普及功績者表彰について」を公表	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表				
			〃	「信用事業強化計画等の履行状況（平成25事業年度半期）について」を公表				
			〃	「経営強化計画等の履行状況（平成25年９月期）について」を公表				
			〃	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」一部改正（案）」を公表				
			〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年10月末）」を公表				
２月	6	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（仙台）」を開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			7	「自己資本比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（案）等」を公表				
			〃	「平成25年９月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」を公表				
			10	「振り込め詐欺等の撲滅に向けた注意喚起活動について」を公表				
	13	「“ＮＩＳＡの日”シンポジウム～考えよう！あなたのおカネと日本の未来～（東京）」を開催						
	〃	「株式会社オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第１回審判期日」開催						
	14	「「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	〃	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）」を公表						
	〃	「株式会社エル・シー・エーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について」を公表						
	17	「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件（案）等」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	17	「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）に係る銀行法施行規則案」を公表						
	18	「“ＮＩＳＡの日”シンポジウム～考えよう！あなたのおカネと日本の未来～（名古屋）」を開催	18	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の一部改正（案）等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	〃	「「金融・資本市場活性化有識者会合」のメンバー追加について」を公表						
	〃	「企業会計審議会総会・第37回監査部会合同会合」を開催						
	19	「“ＮＩＳＡの日”シンポジウム～考えよう！あなたのおカネと日本の未来～（大阪）」を開催	19	「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表				
	21	「平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
							22	Ｇ20財務大臣・中央銀行総裁会議（～23、豪州・シドニー）
	24	「第32回金融審議会総会・第20回金融分科会合同会議」を開催	24	「銀行法施行規則等の一部改正案、監督指針（案）及び早期是正措置に関する省令等の一部改正案の公表について」を公表	24	「消費税の円滑かつ適切な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁等の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令について」を公表		
			〃	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	25	「「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表	25	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表	25	「「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）」を公表		

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	25	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（広島）」を開催						
	〃	「監査基準の改訂に関する意見書」を公表						
	26	「日本版スチュワードシップ･コードに関する有識者検討会」（第６回）開催						
	27	「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の確定について」を公表	27	「「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の特例措置について」の一部改正（案）」を公表				
	〃	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（名古屋）」を開催						
	28	「「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	28	「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	28	「「保険検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	〃	「「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃	「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	株式会社トラヴィス・コンサルティングに対する行政処分				
			〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年11月末）」を公表				
３月	3	「株式会社ウィル役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	3	「株式会社サニーサイドアップ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
			4	中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請				
	5	「平成25年金融商品取引法等改正（９ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	6	「公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による株式会社オストジャパングループ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	6	Ｋ２Investment株式会社に対する行政処分				
			〃	「自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ（修正分）」を公表				
			7	「株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について」を公表				
			〃	「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」を公表				
			〃	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	11	「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	〃	「株式会社ネクスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	11	「株式会社ネクスとの契約締結交渉者の役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	14	「「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	18	「「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	18	「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			20	「最終指定親会社の自己資本比率規制に関する告示（第３の柱）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	25	「株式会社コスモスイニシアとの契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社酉島製作所ほか１銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	26	「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	〃	「日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る金融商品取引法違反審判事件の第１回審判期日」開催						
	27	「第３回官民ラウンドテーブル」を開催	27	株式会社PROUD Asset Managementに対する行政処分				
	28	「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	28	「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	28	「「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	28	「自己資本比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（案）等及び早期是正措置に関する命令等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	〃	「「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表				
	31	「平成25年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	31	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等」を公表	31	「「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等」を公表		
	〃	「「監査基準の改訂について（公開草案）」のパブリックコメントの結果について」を公表	〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成25年12月末）」を公表				
	〃	「有価証券報告書レビューの実施について（平成26年３月期以降）」を公表						
	〃	「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成26年３月期版）」						
	〃	「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令等（案）」を公表						
４月			1	「「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）」の一部を改正する件（案）」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			1	「平成25年度地域密着型金融に関する取組みへの顕彰について」を公表				
	3	「公認会計士の懲戒処分について」を公表						
			4	岩手県信用漁業協同組合連合会に対する行政処分				
			7	「「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の特例措置について」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
							10	G20財務大臣・中央銀行総裁会議（～11、米国・ワシントンＤＣ）
	11	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」を公表	11	平成25年度補正予算、平成26年度予算の早期実施に伴う金融の円滑化について要請				
			14	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表				
	18	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	18	「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について」を公表				
	21	「公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者の役員による株式会社メガネトップ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社リソー教育に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	21	「株式会社オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	22	「日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る金融商品取引法違反審判事件の第２回審判期日」開催	22	株式会社インテレス・キャピタル・マネージメントに対する行政処分				
	〃	「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～に対するパブリックコメントの結果（追加公表分）について」を公表						
	24	「株式会社スーパーツールとの契約締結交渉者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	25	「平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等」を公表	25	「専門人材の活用に係る参考事例集」を公表				
			〃	「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集（追加版Ｐａｒｔ１）」を公表				
	28	「公認会計士の懲戒処分について」を公表	28	豚流行性下痢の発生を踏まえた金融上の対応を要請				
	〃	「「家計管理と生活設計について考える相談会」～身につけよう！金融に関する知識と判断力～の開催について」を公表						
	30	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成26年１月１日～同年３月31日）」を公表	30	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
	〃	「アジア金融連携センター」を設置	〃	「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			30	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年１月末）」を公表				
５月	2	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表						
							3	ＡＳＥＡＮ+３　財務大臣・中央銀行総裁会議、政府関係者等との意見交換（～５、カザフスタン・アスタナ、ウズベキスタン・タシケント）
	8	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表						
			9	「信用保証協会の合併について」を公表				
	14	「金融・資本市場活性化有識者会合における年明け以降の主な意見」を公表						
	〃	「店頭デリバティブ取引情報の公表について（平成26年３月末）」を公表						
	〃	「適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等」を公表						
	〃	「「金融庁国民保護計画」の変更について」を公表						
			15	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部改正案」を公表				
			22	「特定承継会社の設立決定について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	23	「監査法人の処分について」を公表	23	おひさまエネルギーファンド株式会社に対する行政処分			23	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立
	〃	「事前相談（予防的なガイド）」を開設					〃	「保険業法等の一部を改正する法律」が成立
	27	「金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」を公表						
	〃	「株式会社太陽商会に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「三洋貿易株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	28	「「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	28	ヴィエナキャピタル・ジャパン株式会社に対する行政処分				
	29	「第47回金融トラブル連絡調整協議会」を開催						
	30	「第23回政策評価に関する有識者会議」を開催	30	「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表				
	〃	「「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）」を公表	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年２月末）」を公表				
６月	2	「「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた奨学金事業の通年募集について」を公表	2	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			4	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等」を公表	4	「「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等」を公表		
			〃	「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集」を公表				
	6	「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等」を公表	6	「主要行等の平成26年３月期決算の概要について」を公表				
	〃	「「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃	「地域銀行の平成26年３月期決算の概要について」を公表				
			〃	「主要生損保の平成26年３月期決算の概要」を公表				
			〃	「外国損害保険業の免許について」を公表				
			〃	株式会社チャートマスターに対する行政処分				
	9	「ベトナム国家銀行（ＳＢＶ）との協力関係に関する書簡交換について」を公表						
	〃	「ベトナム財政省保険監督庁との協力関係に関する書簡交換について」を公表						
	10	「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第１回）について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	12	「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を公表						
	13	「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について」を公表						
	〃	「平成25年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について」を公表						
	〃	「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表						
			16	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
	18	「株式会社フライトシステムコンサルティングとの契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社ジャムコ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「公認会計士の懲戒処分について」を公表						
	20	「「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	20	「「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			〃	むさし証券株式会社に対する行政処分				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			20	ばんせい証券株式会社及びばんせい投信投資顧問株式会社に対する行政処分				
			〃	「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について」を公表				
							22	第186回（常会）閉会
	23	「ＮＩＳＡ口座の利用状況等に関する調査結果」を公表						
	24	「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表						
	25	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）等」を公表	25	株式会社ライフスタイルインベストメントに対する行政処分				
	〃	「「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃	株式会社トラフィックに対する行政処分				
	〃	「金融庁・日本銀行連絡会」を開催						
	26	「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表	26	「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る監督上の着眼点（案）」を公表				
			〃	「外国銀行代理業務に関するＱ＆Ａ」を公表				
	27	「「インサイダー取引規制に関するＱ＆Ａ」の追加について」を公表	27	「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況（確報値）について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	27 「公開買付者の役員による株式会社ダイエー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	27 「金融機関における貸付条件の変更等の状況（確報値）について」を公表		
	〃 「公開買付者の役員からの情報受領者による株式会社ダイエー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃 「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表		
	〃 「ＴＯＰＩＸ先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表		
	〃 「平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	〃 「経営健全化計画の履行状況報告について」を公表		
		〃 「株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について」を公表		
	30 「「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等の改正案」を公表	30 「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの実施について」を公表		
	〃 「モンゴル銀行との協力関係に関する書簡交換について」を公表	〃 「特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準」を公表		
	〃 「信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表	〃 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		
		〃 「保険会社に対する統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概要について」を公表		
		〃 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年３月末）」を公表		

巻末資料２

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
26 年 186 国会 （常会）	金融商品取引法等の一部を改正する法律	我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法その他の関係法律の整備を行うもの。	26．５．30	原則として、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日。
26 年 186 国会 （常会）	保険業法等の一部を改正する法律	保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるもの。	26．５．30	原則として、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日。

巻末資料３

この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（平成 25 事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
25 年８月２日	■　「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正
25 年 11 月 22 日 （26 年３月 31 日適用）	■　国内基準に係る自己資本比率告示の改正に係る改正
26 年１月 31 日 （同年２月１日適用）	■　「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正
26 年２月 18 日 （同年３月 31 日適用）	■　自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の改正に係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行の監査役等に対するフィット＆プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　海外Ｍ＆Ａに係る子会社の業務範囲規制の緩和に係る改正
26 年６月２日	■　バーゼル委「リスクデータ集計諸原則」に係る改正
26 年６月２日	■　グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ-ＳＩＢｓ）選定指標の開示に係る改正
26 年６月４日	■　反社会的勢力への対応に係る改正
26 年６月４日	■　上場銀行における社外取締役設置に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
25 年８月２日	■　「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正
25 年 11 月 22 日 （26 年３月 31 日適用）	■　国内基準に係る自己資本比率告示の改正に係る改正
26 年１月 31 日 （同年２月１日適用）	■　「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正
26 年２月 18 日 （同年３月 31 日適用）	■　自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の改正に係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行の監査役等に対するフィット＆プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　海外Ｍ＆Ａに係る子会社の業務範囲規制の緩和に係る改正
26 年６月４日	■　反社会的勢力への対応に係る改正
26 年６月４日	■　上場銀行における社外取締役設置に係る改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
25 年８月２日	■　「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正

26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正
26 年６月４日	■　反社会的勢力への対応に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
25 年８月２日	■　「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正
26 年２月 28 日	■　統合的リスク管理態勢に関する規定、保険募集態勢の規定の見直しに係る改正
26 年３月 18 日	■　保険代理店の使用人要件の明確化に係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）の見直しに係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行の監査役等に対するフィット＆プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正
26 年６月４日	■　反社会的勢力への対応に係る改正

少額短期保険業者向けの監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
26 年２月 28 日	■　統合的リスク管理態勢に関する規定、保険募集態勢の規定の見直しに係る改正

26 年３月 18 日	■　保険代理店の使用人要件の明確化に係る改正
26 年３月 31 日 （同年４月１日適用）	■　銀行の監査役等に対するフィット＆プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
25 年７月３日 （同年８月１日適用）	■　個人向け店頭バイナリーオプション取引の状況等を踏まえた改正
25 年８月２日	■　「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正
25 年８月９日	■　通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る状況等を踏まえた改正
25 年８月 27 日	■　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）が導入されることを踏まえた改正
25 年 12 月 16 日	■　高齢顧客に対する金融商品の勧誘・販売に関するトラブルの発生等を踏まえた改正
26 年２月 14 日 （同年４月１日適用）	■　事業型ファンド持分の契約締結前交付書面の記載事項の追加に伴う改正
26 年３月７日	■　25 年 12 月公表の「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた改正
26 年３月 28 日 （同年４月１日適用）	■　ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受けた改正
26 年６月４日	■　反社会的勢力への対応に係る改正

26 年６月 27 日	■　無登録金商業に該当する行為の明確化に係る改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
25 年７月５日	■　システムリスク管理態勢の強化等に係る改正
25 年８月２日	■　「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正
26 年１月 31 日 （同年２月１日適用）	■　「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正
26 年３月 18 日 （同年４月１日適用）	■　グループ会社間貸付け等に係る貸金業規制の適用の見直しに係る改正
26 年６月４日	■　反社会的勢力への対応に係る改正

事務ガイドライン　第三分冊:金融会社関係

公表日	改　正・策　定　内　容
25 年７月５日	■　前払式支払手段発行者関係、特定目的会社、特定目的信託関係(SPC、SPT)、電子債権記録機関関係、指定信用情報機関関係、資金移動業者関係事務ガイドラインについて、システムリスク管理態勢の強化等に係る改正
25 年８月２日	■　資金移動業者関係について「「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正

25 年 12 月 20 日	■　不動産特定共同事業関係事務ガイドラインについて、「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」の施行に係る改正
26 年４月１日	■　不動産特定共同事業関係事務ガイドラインについて、「不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に係る改正
26 年６月４日	■　前払式支払手段発行者関係、不動産特定共同事業関係、電子債権記録機関関係、指定信用情報機関関係、資金移動業者関係事務ガイドラインについて、反社会的勢力への対応に係る改正

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
25 年８月２日	■　「金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言等を踏まえ、指定紛争解決機関の監督に関する基本的考え方や監督に係る事務処理上の留意点及び監督上の評価項目等を記載した監督指針を策定

金融庁の所在地等

平成 26 年 11 月 30 日現在

金融庁

〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

証券取引等監視委員会

〒100－8922　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

公認会計士・監査審査会

〒100－8905　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

（地下鉄）

- 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩５分
- 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩５分
- 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩５分

http://www.fsa.go.jp/

Financial Services Agency